

租税資料館賞受賞論文集

第 33 回（2024 年）

第一卷

公益財団法人 租税資料館

第33回租税資料館賞受賞論文集 掲載作品

論文の部

“Factor decomposition of changes in the income tax base”

稿 者 小嶋 大造 氏（東京大学大学院農学生命科学研究科 教授・
財務省財務総合政策研究所 上席客員研究員）

大野 太郎 氏（信州大学学術研究院社会科学系 教授）

坂巻 潤平 氏（財務省財務総合政策研究所 客員研究員）

今堀 友嗣 氏（財務省財務総合政策研究所 客員研究員）・・・・・・第一巻(47)

「重加算税の賦課要件に関する一考察

—積極的な不正行為がない過少申告の事例を中心に—

稿 者 鈴木 勇伸 氏

（国家公務員／筑波大学大学院 院生）・・・・・・第一巻(83)

“Assessing Tax Certainty Effectiveness Under Pillar 1”

稿 者 高橋 麻莉 氏

（税務大学校研究部 教授）・・・・・・第一巻(193)

“Territorial Tax Reform and Profit Shifting by US and Japanese Multinationals”

稿 者 長谷川 誠 氏

（京都大学大学院経済学研究科 准教授）・・・・・・本誌未掲載

「消費税法における金融サービス課税」

稿 者 本多 博之 氏

（税理士／専修大学大学院 院生）・・・・・・第一巻(207)

「ステーブルコインをめぐる取引に対する課税—所得税を中心に—」

稿 者 林 建廷 氏

（中華民国（台湾）弁護士・台湾大学法学研究科 院生／

一橋大学大学院 院生）・・・・・・第一巻(299)

「所得税法における未経過固定資産税相当額の課税問題—買主側の議論を中心に—」

稿 者 池上 竜矢 氏

(立命館大学大学院 院生)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 第一巻(371)

「我が国の租税法上の外国事業体の取扱いに関する一考察」

稿 者 石井 琢磨 氏

(明治大学専門職大学院 院生)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 第一巻(435)

「働き方の多様化に対応する給与所得控除及び特定支出控除制度の検討

—テレワーク費用に関する課税上の取扱いに着目して—」

稿 者 井上 奈織子 氏

(東洋大学大学院 院生)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 第一巻(505)

「取引相場のない株式に係る所得税法 59 条 1 項「その時における価額」の解釈

—東京高判令和 3 年 5 月 20 日差戻控訴審を素材として—」

稿 者 采女 梓 氏

(愛知学院大学大学院 院生)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 第二巻(5)

「未納付段階における源泉徴収義務者の求償権

—所得税法 183 条 1 項等の「徴収」の解釈を中心に—」

稿 者 鹿島 光右 氏

(青山学院大学大学院 院生)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 第二巻(147)

「特許権取引と課税

—職務発明対価の所得分類の問題点について内国歳入法典 1235 条を参考に—」

稿 者 小林 竜大 氏

(関西大学会計専門職大学院 院生)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 第二巻(275)

「法人税法における部分貸倒れの研究」

稿 者 坂田 凌河 氏

(大阪学院大学大学院 院生)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 第二巻(345)

「必要経費と家事費等の区別—個人事業主が支出する教育関連費用を中心として—」

稿 者 櫻井 達也 氏

(青山学院大学大学院 院生)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 第二巻(405)

「宗教法人に対する収益事業課税に関する一考察

—収益事業課税から使途に着目した課税制度への検討を中心に—

稿 者 佐藤 直彦 氏

(産業能率大学大学院 院生) 第三巻(5)

「税法上の行為計算否認規定における否認のあり方

—「税務署長の認めるところにより」の解釈を中心に—

稿 者 菅原 濤平 氏

(青山学院大学大学院 院生) 第三巻(139)

「組織再編税制における課税繰延と欠損金の引継ぎに関する研究

—「支配の継続」概念の整合性及び課税繰延要件と欠損金引継要件の混同の問題を中心として—

稿 者 田中 信行 氏

(青山学院大学大学院 院生) 第三巻(251)

「配当に係る税法と会社法の不整合—国際興業事件を題材にして—

稿 者 丹野 豪 氏

(産業能率大学大学院 院生) 第三巻(365)

「重加算税の賦課要件の解釈—積極的な隠蔽仮装行為を伴わない場合を中心に—

稿 者 辻本 祥之 氏

(青山学院大学大学院 院生) 第四巻(5)

「商品売買取引の処理方法に関する一考察

—「決算中心主義の簿記」と「管理中心主義の簿記」の視点から—

稿 者 野田 久仁香 氏

(専修大学大学院 院生) 第四巻(127)

「外国事業体からの分配に係る課税上の取扱い

—不明瞭性と租税回避余地に対する「3段階アプローチ」の提言—

稿 者 早川 太策 氏

(筑波大学大学院 院生) 第四巻(245)

「自社利用ソフトウェアにおける臨時的な償却規定の適用性に関する研究

—クラウドサービスを中心として—

稿 者 伏見 俊雄 氏

(筑波大学大学院 院生) 第四巻(321)

「交際費課税制度の研究—福利厚生費の論点を中心として—」

稿 者 武藤 裕之 氏

(青山学院大学大学院 院生)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 第四巻(421)

「美術品の社会的価値創出に対応した新しい税制の検討—「美術品等」の定義の必要性和「生活に通常必要か否か」概念の廃止—」

稿 者 山本 佳子 氏

(明治大学専門職大学院 院生)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 第四巻(533)

租税資料館賞授賞式

第33回租税資料館賞授賞式が11月27日（水）、東京・新宿区のリーガロイヤルホテル東京で行われ、会場には受賞者の他、ご来賓をはじめ当財団役員等が列席した。

増田英敏租税資料館代表理事が、受賞者に表彰状を贈呈し、挨拶を行った。



前列左：代表理事 増田英敏 前列右：研究助成等選考委員長 岩崎政明

研究助成等選考委員長の講評

ご紹介いただきました選考委員長を務めております、明治大学専門職大学院法務研究科（法科大学院）専任教授の岩崎政明でございます。本年度、第33回租税資料館賞の選考委員を代表して、受賞者の皆様に心よりお祝いを申し上げます。おめでとうございます。また、ご来賓の皆様、そして当財団の理事、監事、評議員、選考委員の先生方におかれましては、本日の授賞式にご参列くださいましたことに、深く感謝申し上げます。



研究助成等選考委員長 岩崎政明による講評

本年度の租税資料館賞への応募件数につきましては、先ほど代表理事からもご紹介がありましたとおり、著書5件、一般論文13件、奨励賞論文145件の合計163件でした。この応募件数は、過去最高の多さになります。これらの論文を、夏前に、選考委員ひとり当たり20件弱、そして応募論文1件についてお二人の選考委員が読み、評点を付した上で、選考委員全員が集合した選考委員会を開催し、慎重審議の上、受賞者を決定いたしました。その結果として、受賞件数は、著書3件（採択率60%）、一般論文6件（同約46%）、奨励賞論文18件（同約12%）の合計27件（同約17%）となりました。

本日お集まりの受賞者の皆様は、租税に関する著名な専門家である選考委員による、非常に厳正な審議の結果、「優秀」と認められた方々です。選考委員のひとりでもある私としても、とてもうれしく思っております。

受賞論文全体に共通する講評としては、本年度の受賞作品は、経済学、税務会計論、租税法・租税政策論と、租税に関する関連学問分野全体にわたる幅広い論文が集まりました。また、内容的に

は、実証研究から純粋理論研究まで、また、租税法基礎理論に関する研究、租税実体法に関する研究、そして租税手続法に関する研究まで、さらに判例分析から制度論に至るまで、個性的な分析手法により研究をしておられる論文が多く見られたことを挙げるができると思います。

受賞論文に関する個別評価ですが、受賞論文のどのようなことが選考委員から優秀と評価されたのか。評価ポイントには関心があると思います。この点については、お手元にある「第33回租税資料館賞講評集（令和6年度）＊」に、個別の論文ごとの評価が記載されております。それを是非お読みいただきたいと思います。（＊本誌11ページより掲載）

論文の執筆者は、自己評価とともに他己評価ないし他者による評価も知っておくことがとても大切です。他者からの評価を知ることにより、自分では気がつかなかった自分のよい点を知ることができますし、逆に自分では自信があった点が他者からはそれほど評価されないことがあることもわかります。そういう客観的な事実の一つ一つを知ることが成長につながります。講評集を読むと、褒めているだけではなく、疑問や不足することが指摘されていることもあります。しかし、講評は、受賞者をけなすものではなく、よりよくなるためにはどうすればよいかという視点で書かれています。甘い評価も辛い評価も、いずれも大切です。是非参考にいただければありがたいと思います。

特に奨励賞の部において受賞された方の多くは、近い将来、税理士として、税務に関するプロフェッションになることを志望しておられることと思います。そこで、税務会計は何のためにあるのかについて、坂本孝司先生のご著書の中から、先人の知恵をお話しさせていただこうと思います。坂本先生は、公益財団法人租税資料館の評議員、TKC 全国会会長、中小企業会計学会副会長をお務めになるなど、税理士としての租税実務と大学・大学院教育にも長年にわたり携わっておられます。

坂本先生は、最近、TKC 出版社から、『簿記・会計先覚者の金言集・解説（第3版）』という書を刊行されたのですが、その最初に、複式簿記の仕組みを体系化したことから近代会計学の父と呼ばれるイタリア・ベネチアの学者ルカ・パチョーリという言葉を紹介し、解説しておられます。パチョーリは、商業を営む者にとって必要な3つの要素を記していますが、その中でも最も大切な要素として、「すべての自らの取引を秩序正しく適切に処理すること」を掲げています。そして、なぜこれが大切なのかといえば、「取引の記録についての正しい秩序がなければ自らを統制することは、およそ不可能だからである」と述べています。当たり前のようですが、これが人間には難しいのです。人は誰でも都合の悪いことを見たくありませんし、また他人に知られたくはないでしょう。特にその都合の悪いことが大きなお金の流れについてであれば、なおさらのことだと思います。しかし、これをごまかすと、結局は自らのなりわいを失うことになってしまいます。昨今は、政治と金の問題が大きく取り沙汰されていますが、その原因は、経理不正にあります。自らが行ったことを秩序正しく正確に記録し、記録相互の関係を検証できるようにしておくことが、結局は、自らのなりわいを強く健全にすることにつながるわけです。パチョーリがこの原理を表したのは、1494年に出版した『スムマ』（Summa de Arithmetica, Geometria, Proportioni et Proportionalita）という書名の数学書でした。数学は、一種の論理学ですが、その考え方や定式は、会計にも通ずるのだら

うと思います。私は、租税法を専攻する者で、法律家なのですが、法人税会計を勉強したときに、パチョーリ簿記・会計学も勉強したことがあります。しかし、それは正規の簿記の諸原則に関する理論としてであって、その原理ないし哲学ではなかったので、少し理解が足りなかったなと思っています。

坂本先生は、様々な簿記・会計の先覚者の残した金言から、「会計で会社を強くする」ことができるという信念を確立したそうです。奨励賞を受賞された方々も、税理士として、受任した会社や事業者の税務相談に応じ、その事業の質を健全化し、かつ強化して、ひいては日本の経済力を回復することに努めていただければ嬉しく思います。

最後になりますが、私ども選考委員は、皆、受賞者の皆さんのさらなる発展と成長を願っています。期待を込めて、私の講評を終わりにしたいと思います。

受賞者の皆様、おめでとうございます。重ねてお祝いを申し上げます。

(2024 年 11 月 27 日 第 33 回租税資料館賞授賞式にて)

第 3 3 回 租税資料館賞 受賞作品の紹介

第 3 3 回 租税資料館賞受賞作品講評

著書の部

櫻田 譲 著 (北海道大学大学院経済学研究院 准教授)

「租税と企業行動」

(2024 年 3 月 株式会社 税務経理協会)

(本誌未掲載)

全 10 章で構成される本書は、各章で「『租税』並びに『企業行動』のいずれか、或いはその両方を分析の対象とした実証研究成果を纏めた」書である。

第 1 章は近時、重要性を増すサービス業における研究開発を後押しする減税の効果を、情報通信業のデータを用いた、イベントスタディと CAR を被説明変数とする回帰分析の手法で分析している。その結果、投資家は研究開発の総額よりも研究開発費率に対して反応すること、租税負担率の低い企業が研究開発投資に意欲的であるとは言えないこと等を導く。

第 2 章は、銀行業に的を絞り、租税回避行動の可能性を探るべく、租税負担率がいかなる要因によって決定されるかを、パネルデータによる回帰分析で明らかにする。結果は、各行の租税負担率の低下は、繰越欠損金の活用等の税法規程を遵守したためか、銀行業という業種特性が表出する部分が大きく、租税回避が散見されるような状況にはないとする。

第 3 章は、企業がいかなる財務状況に至れば移転価格税制適用企業となるのかを探るため、そうであるか否かを二値の目的変数にとったロジスティックモデルを推定する。その結果、財務的に集積性が高い企業、銀行による監視から自由な企業、無形固定資産を保有する企業は、適用を受ける傾向があるとする。

第 8 章は、北海道内の各自治体を例にとり、道の駅がいかなる要因によって設置されているのかを探る。即ち、道の駅の有無を目的変数に、地方税収に関する変数を含む多数の説明変数を用いて、ロジスティックモデルを推定する。その結果、住民税人口比率が上昇すると、道の駅が設置される傾向が認められた等とする。

第 9 章は、核関連施設などの迷惑施設を受け入れるか否かの決定に、いかなる要因が影響を与えるか、北海道内 176 自治体のデータを用いた PSM (傾向スコアマッチング) の手法で分析する。大型商業施設の立地を、迷惑施設の非誘致の「代理変数」と見立てた分析の結果、大型商業施設の立地が財政力指数を向上させ、固定資産税収を増やすこと等を明らかにする。

第 10 章は、加熱するふるさと納税を鎮静化させるためにとられた、税制改正を含む措置の効果を探る。全国の基礎自治体 (東京都特別区を含む) のデータを用い、ふるさと納税件数と納税額を目的変数に据えた多重回帰分析と DID (difference-in-difference) の手法で、鎮静化措置の結果、返礼割合 3 割超の自治体の行動は概ね管理された等の結果を得ている。

税制をめぐる諸課題については、経済学的な実証研究は十分蓄積されているとは言

えない。そうした中、本書はそれを多数提供する貴重な貢献をなしている。分析も緻密で水準も高い。また、本書は、①租税に関するテーマに絞っても、さまざまなリサーチクエッションを分析の俎上にあげていること、②そうしたリサーチクエッションを、さまざまな分析手法を駆使して解明しようとしていること、の2つの顕著な特徴を有するが、②を特に高く評価したい。多重回帰分析、イベントスタディ、パネルデータ分析、ロジスティック分析、PSM、DID と実に多彩な手法の実用例を提供しており、他の研究者がこうした手法を用いる際の貴重な参考資料になるはずである。但し、本書の構成に関していえば、租税研究の立場からは、租税にかかわる章とそうでない章にわけた2部構成にするなどの工夫があってもよかったかもしれない。

田代 歩 著 (札幌学院大学経済経営学部経済学科 准教授)

「消費税改革の評価—効率性と公平性の経済分析—」

(2023 年 11 月 関西学院大学出版会)

(本誌未掲載)

本書は、あらゆる税についてまわる公平性と効率性の「緊張関係」の視点から、消費税改革の効果を経済学の標準的分析ツールを用いて実証的に明らかにする。本書は「序」と終章を除き、4つの章および1つの補論から構成されている。

第1章は、世代会計の分析枠組みで、年齢階級別に生涯純負担を計測し、4つの仮想条件下で将来の消費税改革がそれらに与える影響をシミュレートする。その結果、消費税率の引き上げは現在世代の生涯純負担を増加させ将来世代のそれを減少させること、現在世代と将来世代の世代間不均衡を解消し、年齢階級別格差を解消するには、税率を約25%まで引き上げる必要性がある等とする。

第2章は所得階級別の家計消費において、軽減税率が社会的厚生に与える影響をシミュレーションにより分析する。結果は前提とする社会的厚生関数によって異なり、効用水準に基づく社会的厚生関数では、不平等回避度が小さい状況では軽減税率導入が望ましいとする。一方、総消費支出に基づく社会的厚生関数では、税収規模や不平等回避度にかかわらず、一律増税の方が望ましい。よって、軽減税率導入の是非は不平等回避度の大きさによるとする。

第3章も、軽減税率が社会的厚生に与える影響を分析するが、年齢階級別の家計消費において、消費者のライフステージによって消費行動が変化する「年齢効果」を考慮する。その結果、社会的厚生関数の特定や、不平等回避度や税収規模にかかわらず、軽減税率の導入が望ましいとの示唆を得る。

第4章もまた、年齢階級別の家計消費を取り上げ、税収中立の限界的税制改革が社会構成や低所得者指標に与える影響を分析する。その結果、不平等回避度を引き上げて総消費水準が低い年齢階級に対する公平性を考慮すれば、限界コストは「交通通信」が最も高く、「教育」が最も低くなる、「食料」を減税する場合、「家具家事用品」「その他の消費支出」の増税と合わせることで、社会的厚生や低所得者指標が最も改善するとする。

本書のいずれの章・補論も、①先行研究をしっかりと踏まえていること、②実証モデルが標準的な経済理論に基礎をおいていること、③利用するデータも一般性の高いものであること、④シミュレーションにおけるパラメータの選択に偏りはなく堅実であること等から、良質の実証分析と言える。そこで導かれた結論も学術的にも興味深い。こうした結論はもとより、さまざまな前提・仮説から導かれるため、直ちに政策に取り入れられるべき性格は有しないが、今後の消費税改革を立案するうえで大いに参考になるか、もしくはそうした直接的な政策含意を求める後続研究の道標のひとつとなるに違いない。

このように本書は秀作と言えるが、あえて一つ難をあげれば、補論の本書における位置づけである。そこでは、受益と負担の地域別格差が人口移動に与える影響を重回帰分析の手法で検証し、2009年度と2014年度の両方において、人口の転入を増加させる要因であり、都市部への人口流入をもたらしたとするが、これは消費税改革と直

接的な関係はない。このため、本書においてやや「浮いた」存在となっている。分析そのものに重大な問題があるわけではないため、本書の価値を大きく減ずるものではないが、このことは指摘しておきたい。

鶴田 廣巳 著 (関西大学 名誉教授)

「グローバル時代の法人課税と金融課税」

(2023 年 12 月 株式会社 有斐閣)

(本誌未掲載)

本書は、法人課税と金融課税（金融所得、金融資産、金融取引への課税）を主たる対象として、国際課税の側面から理論的・実証的な分析を加える著作である。本書は、2004 年～2021 年にかけて著者が公刊した学術論文を中心にモノグラフとして再構成した著作である。第 1 部では、法人課税と国際課税のインテグレーションについて、イギリス（第 1 章）及びドイツ（第 2 章）の法人税改革の評価と展望を提示する。続けて、国際的インテグレーションの理念型（第 3 章）、法人課税の諸類型（第 4 章）、国際租税調整（第 5 章）、法人課税の国際的動向（第 6 章）が展開される。第 2 部では金融への国際課税の観点から、投資ファンドと国際課税（第 7 章）、二元的所得税（第 8 章）、トービン税と金融取引税（第 9 章）、富裕税（第 10 章）が検討される。第 3 部では情報交換と国際租税協調について、マリーズ・レビュー（第 11 章）、租税情報の国際的交換と国際協調（第 12 章）、租税国家・世界租税機構（第 13 章）が展開される。また、BEPS プロジェクトにおける国別報告書（補章）も収録している。

国際課税の分野で、法学者によるものは国内外ともに多くの蓄積が存在するが、経済学者によるモノグラフは法学者と比較すると少ない状況にある。著者が BEPS プロジェクト以前から国際課税と法人課税・金融課税の交錯領域について蓄積してきた研究をモノグラフの形で編纂した点は、学術的に意義がある。一冊の著書として広範な範囲となっているものの、適正な法人課税と公正・公平な課税を実現するためのあるべき税制という著者の問題意識は、全体を通じて一貫して構成されている。また、資料・文献の丹念な渉猟に裏付けられた分析が展開されており、後の世の研究者にとって世界的な議論動向とその課題を理解する上で有益なだけでなく、本テーマに関する先行研究へのアクセスを容易にする面で資料的な価値があるといえる。グローバル時代における法人税制と金融所得課税の主要な論点を論じる研究書として、整理された内容・構成と評価できる。

以上から、本論文は租税資料館賞（著書）に値すると評価できる。

論文の部

小嶋 大造 稿 (東京大学大学院農学生命科学研究科 教授
財務省財務総合政策研究所 上席客員研究員)

大野 太郎 稿 (信州大学学術研究院社会科学系 教授)

坂巻 潤平 稿 (財務省財務総合政策研究所 客員研究員)

今堀 友嗣 稿 (財務省財務総合政策研究所 客員研究員)

“Factor decomposition of changes in the income tax base”

(2023年3月 Springer 発行 The Japanese Economic Review, Volume 75, Page 1-28 (2024))

(第一巻 47 頁)

本論文は、『全国消費実態調査』の1994年～2014年の個票データを用い、当該20年間における、わが国所得税の所得控除の実態と課税ベースの変動要因を探る。わが国の所得税は広範な所得控除を認めており、諸外国と比して課税ベースが狭いことがその特徴の一つとして知られている。所得控除は収入の大きさや世帯属性によって異なり、低所得層や高齢層ほど、所得控除適用前の所得に占める課税所得の割合、すなわち「課税所得比率」が小さいため、所得分布の変化や高齢化といった人口構成の変化によって、マクロレベルの課税所得比率も変化する。本論文は、そうした変化の要因を、上述の「所得分布要因」および「年齢構成要因」の他、所得控除の制度が変更になったことによる「制度変更要因」、家族構成の変化など「その他の要因」の4つに分けて、それぞれの寄与度を要因分解 (factor decomposition) の手法で明らかにした。その結果、長期的な視点から低所得化や高齢化が課税所得を侵食している一方、所得控除の拡大と縮小を繰り返したため、制度変更による「穴埋め」は限定的であったこと、制度変更は2000年代には課税所得拡大に寄与したものの、所得分布や人口構成の変化で相殺されてしまったことなどを明らかにしている。

本論文は、わが国最大の経済学会である日本経済学会の機関誌である The Japanese Economic Review (JER) に掲載されている。同誌は英文雑誌であることから、日本語を解さない海外の研究者も読者層としている。そうした雑誌に掲載された論文であるため、日本の所得税の特徴や変遷についても詳しく紹介している。そこに本論文の価値の一つを見出すことができる。また、所得税の課税ベースの変化を、人為的な制度変更のみならず、所得分布や人口構成の変化という、日本社会のいわば自然な構造変化からも説明しようとする着眼点は、独創的と言えよう。6つの表に集約される分析結果は informative であり、そこから導かれる結論—制度変更が自然な構造変化に追いついていない—も興味深いものである。分析手法は一般に広く用いられる標準的なものであり、わが国の基幹統計のひとつである『全国消費実態調査』の個票データを用いていることから、導かれた結論には高い信頼性を見出すことができる。こうしたことから、本論文のオファーする政策含意も豊かである。JER という日本を代表する英文雑誌に厳格な査読を経て掲載されていることから、論文の質の高さは保証されている。

惜しむらくは、さまざまな所得控除にはそれぞれ異なった存在理由があり、それら

の変更についてもまた然りである。制度の説明に当たっては、それらをもう少し詳しく説明した方がよかったかもしれない。また、豊かな政策含意の提供から一歩進んで、独自の具体的政策提言まで行っていれば、より優れた著作になったであろう。しかし、こうした不足点も本論文の全体的評価を棄損するものではなく、本論文が租税資料館賞受賞に十分値することには変わらない。

鈴木 勇伸 稿 (国家公務員／筑波大学大学院 院 生)

「重加算税の賦課要件に関する一考察

—積極的な不正行為がない過少申告の事例を中心に—

(第一巻 83 頁)

本論文は、①いわゆる「つまみ申告」等の積極的な不正行為のない事案について重加算税を課し得るか、②最判平成6年11月22日民集48巻7号1379頁と最判平成7年4月28日民集49巻4号1193頁の射程及び相互の関係をどのように理解し得るか、という2つの問題意識(第1章)に基づき、重加算税の意義(第2章)、賦課要件(第3章)、行為主体(第4章)、隠ぺい・仮装の意義(第5章)及び時期(第6章)、納税者の故意(認識)の要否(第7章)、「基づき」の意義(第8章)、ことさらに過少申告(第9章)、積極的な不正行為がない場合の重加算税(第10章)の順に、検討を進めている。

本論文は、問題意識を明示した上で、隣接領域の理論として因果関係論(危険の現実化論)及び要件事実論(等価値の理論)を参照することによって、前記の問題意識に対する検討結果を得るという形で論旨を展開しているが、その論旨の展開は、途中やや迂遠に思われる部分(特に第4章～第6章)もあるものの、概ね明快である。すなわち、隠ぺい・仮装行為を具体的に特定し立証できない場合であっても、それと法的評価において同視し得る事実を立証することにより隠ぺい・仮装の論証ができることがあり得るとし、結論としては、法規の文言にのみ拘泥した厳格な文理解釈を排斥する一方で、事実関係総合判断説という重加算税の賦課要件を曖昧にするような立場にも与せず、納税者及び課税当局の双方にとって説得力ある見解を述べている。また、本論文は、隣接領域の理論の援用など論証の観点・方法にオリジナリティが認められ、意欲作であると評価することができる。

ただ、本論文の基底には、「形式的な要素ばかりを重視するあまり、社会通念上脱税として非難に値すると考えられるものをあえて制裁の対象としないことは、法律の網をかいくぐれば脱税をしても罰せられないとの認識を社会に抱かせることにつながりかねない。」(97頁)という、脱税との連続性の中で重加算税に対する制裁を考える一種の価値判断が横たわっているように思われるが、このことは(その価値判断を念頭に置きながら本論文を読むことにすれば)論旨の展開の明快さに資する反面、租税法律主義の下での厳格解釈の要請の観点からは問題であるようにも思われる。このことをどのように評価するかが本論文に対する評価を左右するものと思われるが、本論文の立場は重加算税制度を解釈論的に検討する場合に許容される限度を超えるとまではいえないように思われる。なお、判決についてはデータベースではなく判例集を参照すべきである。

以上を総合的に判断すると、本論文は、研究論文としての水準を満たし租税資料館賞に相応しい論文であると評価することができる。

高橋 麻莉 稿 (税務大学校研究部 教授)

“Assessing Tax Certainty Effectiveness Under Pillar 1”

(2022 年 4 月 Tax Analysts 発行

Tax Notes International, Volume 106 No.4

Tax Notes State, Volume 104 No.4)

(第一巻 193 頁)

本論文は、雑誌「Tax Notes International」第 106 巻第 4 号 (2022 年) に掲載された英語論文である。

本論文第 1 章では、O.E.C.D. の Pillar 1 下における租税確実性 (Tax Certainty) 確保のフレームワークを既存の相互協議手続と比較する。まず、筆者は O.E.C.D., Tax Challenges Arising from Digitalization - Report on Pillar One Blueprint, 2020 の記述に基づき、租税確実性を担保するため、2 段階のパネル、すなわち review panel と determination panel が設置されることを述べている。そして、review panel は相互協議手続の形式をとるのに対し、determination panel は仲裁機能を持つとしている。第 2 章では、WTO における紛争解決システムを紹介し、現在の WTO 紛争解決システムの機能不全の状況等に鑑み、過度に司法形式化された紛争解決システムはかえって紛争解決の実効性を損なう結果となると主張する。第 3 章では、WTO の状況を参考に、司法と立法の対立という政治的問題、独立企業間原則がいわゆるフォーラム・ショッピングによって統一的に運用されないという規範の問題、紛争解決コストが増大するという経済性の問題、そして、合意が遵守されないという履行の問題を、Pillar 1 における租税確実性保障過程も抱えてしまうことを指摘する。最後に、筆者は、Pillar 1 における紛争解決システムは、過度の司法化されたシステムより、peer review を伴うソフト・ロー・アプローチの方がより効率的であると結論づけている。

Pillar 1 における租税確実性保障に関しては、筆者の論文公表以降、2022 年に、Tax Certainty Framework for Amount A 及び Tax Certainty for Issues Related to Amount A と題した 2 つの public consultation documents が発表された。その方向性は、筆者の指摘と必ずしも同じではないが、Pillar 1 における Tax Certainty 確保のための一つの提案として筆者の主張は時宜を得た適切なものであると評価することができる。

WTO の危機的状況は、拘束力のあるルール、拘束力のある紛争解決手続による執行アプローチへの過度の依存にあり、ソフトローあるいはソフト・エンフォースメント・アプローチの積極的活用によりデジタル貿易に関するグローバルな枠組みの構築に有効であるとする Yuka Fukunaga の先行研究を踏まえ、筆者は、WTO の紛争解決システムの危機的状況を他山の石として、Pillar 1 における紛争解決システムとしてソフト・ロー・アプローチの重要性を提言する。国税職員としての筆者の実務経験からもたらされるこの問題意識は明快であり、Pillar 1 の紛争解決スキームに係る一つの提言として、よく論点整理されており、また、貴重な日本からの発信としても大いに評価することができる。

このように本論文は Pillar 1 における紛争解決システムを模索する優れた論文と

して大いに評価することができる。今後の課題としては、本論文の後の展開として、Pillar 1 における紛争解決システムに関し、司法化されたシステムではなく、なぜソフト・ロー・アプローチの方が優位性を持つのかについて詳細かつより積極的な論証を展開すること期待したい。

長谷川 誠 稿 (京都大学大学院経済学研究科 准教授)

**“Territorial Tax Reform and Profit Shifting
by US and Japanese Multinationals”**

(2023 年 12 月 The University of Chicago Press 発行

National Tax Journal, Vol.76 No.4)

(本誌未掲載*)

本論文は、雑誌「National Tax Journal」の第 76 巻 4 号 (2023 年) に掲載された英語論文であり、我が国において 2009 年度税制改正で導入された外国子会社配当益金不算入制度が、日本企業の利益移転の行動に与えた影響を実証的に分析するものである。Orbis データベースを用いて、日本企業の海外子会社と米国企業の海外子会社の 2004 年から 2016 年の投資先国の法人税率に関する税引前利益率の半弾力性 (税の半弾力性) を推定する。

本研究における主な成果としては、米国企業に比して日本企業の海外利益は投資先国の法人税率に対する反応が小さいこと、また、日本企業の外国子会社の税の弾力性が、本税制の導入のアナウンスがあった 2008 年以降増加していることが確認されている。

外国子会社配当益金不算入制度の導入による日本企業の利益移転行動についての実証的研究であり、新たな税制の導入が企業行動へ与える影響に関する研究として、有益な情報を提供する。税制改正が企業行動にどのような影響を与えるのかという実証的研究は、租税政策の効果を検証するためには不可欠なものであり、本研究は、EBPM (エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング。証拠に基づく政策立案) を実施するための基礎的な資料として有用と評価される。

日本企業の海外子会社は米国企業の海外子会社と比べて、2004 年から 2016 年のデータ期間において税の半弾力性は平均的に小さかったとする本論文における研究成果は、本邦企業は米国企業と比べて、税負担の軽減に向けてアグレッシブではないという一般的な認識が、本研究で裏付けられていると言える。このような認識はある程度一般に共有されていたとはいえ、それをデータの数値で実証した点は研究成果として評価することができる。

国際課税面においては、2009 年の外国子会社配当益金不算入制度の導入以降、外国子会社合算税制における資産性所得の導入 (2010 年)、移転価格税制における最も適切な算定方法への変更、過大支払利子税制の導入 (2011 年)、移転価格税制に係る文書化制度の導入 (2016 年)、外国子会社合算税制の大幅な見直し (2017 年)、移転価格算定方法の見直し (DCF 法、所得相応性基準の導入等)、過大支払利子税制の見直し (2019 年)、グローバル・ミニマム課税の導入 (2024 年) 等、日本企業の海外行動に影響を与える税制改正が続いている。

これらの税制改正には本来実証的なデータに基づいてその影響についての議論が不可欠であるところ、本研究を契機として、国際課税制度に関する実証的研究のさらなる推進が期待される。

*この論文の著作権は出版社が有しているため、本誌未掲載。下記の URL よりダウンロード可能。(有料)

<https://www.journals.uchicago.edu/doi/10.1086/727012>

本論文は現行の消費税法において非課税取引とされている預貯金の利子につき、それが金融サービスとして付加価値を生んでいる部分もあることから、消費税の課税対象に取り込む方策につき検討したものである。

論文は4章と補論により構成されている。まず第1章においては、わが国の消費税制度の概要を紹介する中で、それが付加価値税の類型に属するものであり、広く課税対象となる取引を捕捉し、非課税規定を限定した構成となっていることを明らかにしている。そして検討を行った裁判例においても、法令の根拠なく課税対象を限定する必要性及び合理性を否定する立場を取っているとしている。第2章では金融サービスとしての利子の構成要素を把握し付加価値を特定・抽出することの困難さを確認すると同時に、非課税である金融サービスの国民経済計算における規模を推計し、さらには非課税であることの弊害として税の累積や過小課税の問題を指摘している、第3章では前章で指摘した金融サービス非課税の問題に対処する具体的な課税方法として①キャッシュフロー(CF)税②税額計算勘定(TCA)付きキャッシュフロー税③修正リバースチャージ税(MRC)④ゼロ税率⑤金融活動税(FAT)があることを明らかにして、それぞれの仕組みのメリット・デメリットを検証している。そして結論となる第4章では前章で紹介された具体的課税方法の中で現実的な執行可能性を考慮すれば、現行の法人事業税の外形標準課税の付加価値割の課税ベースを基準に一部の修正で済む金融活動税(FAT)が実現可能な選択肢ではないかとしている。そしてこの提案に併せて事業者向け金融サービスに限りゼロ税率の適用を認めることにより従来の非課税措置及びFATによる税の累積という問題を緩和できるとしている。

補論においては金融サービス課税の各国政府の取り組みとして、EU、ニュージーランド、オーストラリア及びイスラエルの取り組み状況を紹介している。

利子等の金融サービスの対価には消費税の課税対象となる付加価値を形成する部分が含まれていて、これを一律に消費税課税になじまない取引として非課税にすることについてはこれまで異論があったものの、具体的な対応策につき言及したものはあまりなかったと思われる。本論文ではその具体的対応策につき、いくつかの選択肢を用意し、個別的な検討が加えられている。主として海外の文献を渉猟するほか、統計的な数字による検証も行われており、対応策の選択肢としては、現実的で実現可能性の高い提案を行っている。問題提起の域にとどまらず、改正に道筋をつけるレベルのものと評価してよいであろう。

本論文は、ビットコインに代表される暗号資産の決済手段としての欠点（過度の価格変動）を克服するために、価格の安定性を実現すべく新たに設計された暗号資産であるステーブルコインの将来の普及を見据え、ステーブルコイン取引に対する所得課税のあり方を探求した4章構成の研究である。

まず、第1章において暗号資産取引に対する国税庁の現行の見解に基づき、ステーブルコイン取引による利得は雑所得に区分される可能性が高く、したがって納税者にとっては損益通算できない不利な取扱いとなることから、現物取引であるステーブルコイン取引による所得を譲渡所得として区分処理することの妥当性について経済学及び民法の学説を援用して理論的に検討し、最終的に課税繰延措置の立法化を提言するという研究の道筋を提示している。第2章では、ステーブルコイン(SC)は、「デジタルマネー型SC」と「暗号資産型SC」に分類され、それらが中央集権型取引所と分散型取引所のいずれかで取引され、その取引形態はステーブルコインの「売却」・「交換」・「その他取引(商品・サービスの購入、給与の支払い、預け入れ等)」の3種類となることを明らかにし、その所得の性質・定義を経済学と民法の学説に基づき検討し所得税法への応用を試みている。

以上の議論を踏まえて、第3章では、ステーブルコインの売却・交換に際して、当該コインがたな卸資産や金銭ではないことから譲渡所得の基因となる資産に該当し、コインの移転による所得は譲渡所得となることを論証し、さらにその他の取引による受取利息は利子所得に該当しないことを明らかにしている。そして、最後の第4章では、ステーブルコイン取引に対する望ましい課税上の取扱いについて、現行法の要件に関する解釈論のみでは対応に限界があるため、立法論として「ステーブルコイン取引所に対してこれを譲渡する場合に、そのステーブルコインの譲渡がなかったものとみなす」こと及び「保有する暗号資産又はステーブルコインを取引所において他者の暗号資産又はステーブルコインと交換する場合に、所得税法第33条の規定の適用については、当該譲渡資産の譲渡がなかったとみなす」ことの2点を結論として提示している。

総括するならば、ステーブルコイン取引が税法上どのような所得分類となり、どのように課税されるべきなのかについて、オーソドックスに取引の全体像を確認してその所得区分に関する議論を紹介し、その後デジタルマネー類似型と暗号資産型に区分して、それぞれの法的性格と経済的性格の検討に基づき展開された当該取引に対する税法アプローチは、法的性格を偏重する日本の伝統的方法にはないダイナミックさを有している。また、今後の課題として、デジタルマネー類似型の取引は譲渡所得または利子所得であるとの前提を置きつつ、デフォルトルールとして雑所得に整理する点に無理はない。さらに、譲渡所得に関しては、譲渡益所得説と精算課税説を深掘りして戦わせ、法的性格についての安定した所得区分をもとに所得種類の結論を求める真摯な姿勢は研究者として秀逸な対応であるといえる。

以上、本論文は、時宜を得たテーマを扱っており、ステーブルコイン取引による利得の所得区分の妥当性について、当該コインの起源、概念、取引の仕組みに関する極めて明晰な論証を通じて独自の結論を導いている研究として高く評価できるものである。

池上 竜矢 稿 (立命館大学大学院 院生)

「所得税法における未経過固定資産税相当額の課税問題—買主側の議論を中心に—」

(第一巻 371 頁)

本論文は、不動産実務において、年度の途中で固定資産の売買がある場合に買主と売主との間で授受される固定資産税の清算金(「未経過固定資産税相当額」)についての所得税法上の取扱いを巡る争点について、買主の支払った未経過固定資産税相当額に焦点を当てて、所得税法の解釈の方向性を論じるものである。

まず、固定資産税の概要、不動産実務における清算の慣行及び未経過固定資産税相当額の所得税法上の課題を整理し(第1章)、買主側及び売主側の議論をまとめ(第2、3章)、米国での不動産売買における財産税の清算金の取扱いの議論を論じて(第4章)、我が国と米国の議論の比較を試みる(第5章)。

結論としては、買主が支払った未経過固定資産税相当額は、付随費用として資産の取得価額に算入されるものであるが、実質的には固定資産税と同様の費用性が認められ、また、その年の所有期間に関連する支出でもあることから、業務用資産に係るものは、その年の必要経費に算入することもできるという取扱いが望ましいという見解を導いている。

先行研究を渉猟した上で、売主側の議論や学説及び米国の不動産税に関する議論を踏まえて、所得税法上の解釈の方向性を導く論旨は明快であり、理論構成についても筆者なりの論証の工夫が見られる。

特に米国の不動産税は、シャープ勧告を契機に創設された我が国の固定資産税の原型と位置付けられており、米国の不動産税に関する議論に示唆を求める姿勢は説得力が認められる。米国の不動産税の1954年改正法前の判例、改正に至った背景、現在の課税上の取扱い等を立体的に考察している点は、比較法研究の手法としても基本に忠実と評価されるところである。米国税法における相当額を買主に課された固定資産税として取り扱う旨の規定は、我が国の立法上の可能な選択肢の一つとしての示唆を与えるものであり、本研究の成果の一つと言える。

なお、業務用資産に係る未経過固定資産税相当額について、当該資産の取得価額に算入するのではなく、支出年度の必要経費に算入する取扱いが望ましいとしている点については、費用収益対応の原則との関係も含めた論証を更に充実したものとする点により、研究水準がより高まったのではないかと思われるものの、論文全体の評価を損なうものではない。

実務的な問題意識を背景として、未だ見解が分かれている未経過固定資産税相当額の所得税法上の取扱いの方向性を論理的に考察しており、本論文を契機として、今後の更なる研究が期待される研究論文と言える。

それらを総合的に判断して、租税資料館奨励賞にふさわしい論文であると評価する。

本論文は、デラウェア州 LPS の租税法上の性質決定について争われた最高裁判決とは異なる解釈を示した、米国 LPS をパススルー事業体として取扱う国税庁の英文文書が投げかける問題を検討したものである。

第 1 章では、我が国の租税法における事業体の取扱いを確認し、第 2 章では、米国の租税法における事業体の取扱いを紹介する。第 3 章では、ニューヨーク州 LLC、デラウェア州 LPS、バミューダ LPS といった外国事業体の性質決定が争われた裁判例を取り上げ、第 4 章では、最高裁判決からもたらされる課税実務上の影響と国内法の対応、第 5 章ではハイブリッド事業体に対する諸外国の取組みを紹介し、第 6 章で考察と提言を示す。

結論として、外国事業体の性質決定は、支配の有無にかかわらず、他国の取扱いに統合される方法により取り扱うのが望ましいとする。

筆者の問題意識と課題は明確であり、本論文は、最高裁判決後の混乱から公表された文書が租税法律主義の観点から問題があるため、外国法人の性質決定を明確化することによる解決策を探る。ハイブリッド・ミスマッチへの対応を示したデンマークの取扱いをヒントに、パススルー課税がされる外国事業体につき、その本店所在地国の法令規定により、その所得が株主等の所得として取扱われる場合には、その取扱いに合わせることでミスマッチを回避する方向性を提言する。同時に、我が国における組合課税の整備の必要性も指摘する。

外国事業体の裁判例を扱った先行研究は多くあるが、本論文は最高裁判決後の実務上の取扱いの問題点に着目し、その解決策を見出そうとしたところに特徴がある。筆者は、本論点に関する主要な文献を渉猟し、B E P S プロジェクトにおける議論、外国事業体に係る取扱いについての米国や英国等のアプローチを検討し、現時点での我が国租税法における外国事業体の取扱いについての議論の到達点をよく整理しており、論旨がわかりやすく、論文全体として要領よくまとめられている。

本論文では、我が国租税法にける外国事業体の取扱い及び裁判例に重点を置いているが、ハイブリッド事業体の租税法上の取扱いについての解決に向けた論証に重点を置くことで、さらに水準の高い研究となったのではないと思われる。論文において、若干の誤字が見られる点は残念であるが、致命的なものではない。

以上から、租税資料館賞の受賞に値するものと評価した。

井上 奈織子 稿 (東洋大学大学院 院生)

「働き方の多様化に対応する給与所得控除及び特定支出控除制度の検討
ーテレワーク費用に関する課税上の取扱いに着目してー」

(第一巻 505 頁)

本論文は、テレワークという新たな勤務形態の普及に伴い、勤務に係る支出の自己負担が増加した給与所得者に対して、テレワーク費用の特定支出控除制度への追加を提案し、もって経済的実質に即した課税の実現を目的としている。

コロナ禍を契機に、現在、急速に広がりつつあるテレワークは、折からの「働き方改革」の潮流の中で、今後、一般的な働き方の重要な一形態になることが十分考えられる。ところが、現行の給与所得税制度はそれに対応しきれていない。本論文は、こうした新しい現象に着目して、その具体的な解決を模索する、社会的な意義の高い論考といえる。斬新な視点にたちつつも、伝統的・標準的な税法学の考察枠組みを外れることなく、論理を展開していることも好感が持てる。

論文の最後で、独自の制度設計の提案を、用語の定義から緻密に積み上げて、具体的な条文の形にまで表して行っていることは稀有な試みと言え、特筆に値しよう。また、分量的には僅かながら、最終頁で今後の課題に言及している点も、自己の論考を客観視している表れであり、評価に値する。

惜しむらくは、経済学等他分野の知見をもう少し取り入れることができなかったか。例えば、テレワーク費用の統計的推計等を試みた文献などがあれば、制度矛盾の深刻さがより浮き彫りになったであろう。そうした文献がなくとも、そのきっかけなどに言及できれば、今以上に学際的な論文として質が向上したに違いない。しかし、こういった点を考慮しても、本論文は租税資料館奨励賞受賞の水準を十分に満たしていると評価できる。

采女 梓 稿 (愛知学院大学大学院 院生)

「取引相場のない株式に係る所得税法 59 条 1 項「その時における価額」の解釈
—東京高判令和 3 年 5 月 20 日差戻控訴審を素材として—

(第二巻 5 頁)

本論文は、取引相場のない株式に係る所得税法 59 条 1 項の「その時における価額」の解釈及び具体的算定方法を導くことを目的としている。第 1 章では、包括的所得概念と実現主義の概要について整理する。第 2 章では、譲渡所得課税の趣旨と法的構造について、判例における清算課税説の勃興と、近年の譲渡益課税への傾斜の傾向について検討を加えている。第 3 章では所得税法 59 条 1 項の「その時における価額」と相続税法 22 条の「時価」の解釈、動的価額概念と静的価額概念について検討を加えている。第 4 章では、東京高判令和 3 年 5 月 20 日の事例研究を展開している。所得税法 59 条 1 項は、私法上の取引価額に基づいて算定される動的価額概念を採用しており、具体的算定方法として「譲渡人の譲渡前における価値と譲受人の譲渡後における価値の 1 : 1 の加重平均」を解釈論の立場から提案している。

本論文の特徴は、所得税法 59 条 1 項の法的構造と判例・裁判例を踏まえ、従来の「清算課税説」及び「譲渡所得課税説」の限界を明らかにしつつ、「その時における価額」の解釈と具体的算定方法の探求を試みている点にある。相続税法 22 条の時価は客観的価値である「静的価額概念」であるのに対して、所得税法は当事者間の交渉を経て主観的に決定される「動的価額概念」として、判例やストックとフローへの課税を峻別する理論的研究を踏まえて、整理を試みている点は興味深い。具体的算定方法として何故、単なる均等平均が妥当なのかについては必ずしも論拠が十分とはいえないが、伝統的な論点について、安易に立法による解決を提言するのではなく、既存の法令と判例法理を踏まえた上で、解釈論として独自の見解を模索しようとする探究姿勢を垣間見ることができる。

以上を総合すると、租税資料館賞に値する論文であると判断される。

鹿島 光右 稿 (青山学院大学大学院 院生)

「未納付段階における源泉徴収義務者の求償権

—所得税法 183 条 1 項等の「徴収」の解釈を中心に—

(第二巻 147 頁)

本論文は、源泉徴収義務者が源泉所得税を法定納付期限までに納付せず、法定納付期限後から強制徴収又は任意納付するまでの期間（未納付段階）において、納付すべき源泉所得税を本来の納税義務者に求償することが認められるか否かについて検討したものである。

第 1 章では、未納付段階の求償権を巡る裁判例を分析し、問題の所在を明らかにする。第 2 章は、源泉徴収制度の沿革及び概要を紹介し、第 3 章は、源泉徴収制度における、国、支払者及び受給者の三者の法律関係を検討する。第 4 章では、所得税法 183 条 1 項等の「徴収」についての裁判例、学説等を整理し、その法的根拠について考察する。第 5 章、第 6 章、第 7 章では、未納付段階における求償権についての 2 つのアプローチを整理、比較し、所得税法 183 条 1 項等の「徴収」を根拠とする源泉徴収アプローチの妥当性を主張し、未納付段階の求償権は認められると結論づける。

筆者は、裁判例でも判断が分かれている論点につき、未納付段階の求償権の肯定説と否定説を紹介した先行研究をヒントに、従来の裁判例による民法の不当利得からのアプローチをとるのではなく、源泉徴収義務を規定する所得税法 183 条 1 項等の「徴収」の解釈論から、源泉徴収制度の法的枠組みを考察し、未納付段階における源泉徴収義務者の求償権の行使を積極に解する肯定説を導き出す。

源泉徴収制度は、税制度としても体系的に完備されているとはいえない、徴税コストを考慮した徴税の便宜に沿った制度であるところ、近年、極めて複雑化し、源泉徴収義務者が支払い時に天引徴収せず、未納付が生じ、源泉徴収税の原資を確保しなければならない場面が多くなっている。筆者の取り組んだ課題は時宜を得たもので、解釈論を緻密に展開し、具体的妥当な解決策を探求する姿勢は評価される。

問題設定の場面で、「求償」、「納付」、「法定納期限」といった 3 つの時期に着目し、源泉所得税が天引きされなかった場合の求償パターンを類型化したうえで、検討すべき課題を明らかにしており、筆者の問題意識は明快である。未納付段階の求償権を所得税法 183 条 1 項等の「徴収」に根拠を求めたうえで、徴収義務と納付義務との関係、所得税法 183 条 1 項等の「徴収」と同法 222 条の関係、源泉徴収制度の合憲性と支払者の負担という 3 つの観点から論証しており、その理論構成にも工夫が見られる。

主要な裁判例、先行研究、多くの文献を渉猟して、現在の議論の到達点を踏まえたうえで、丹念な分析から論証を展開しており、源泉徴収制度の本質に照らしたアプローチによる結論には説得力がある。未だ見解が分かれている源泉徴収制度を巡る論点の一つについて議論を前進させることが期待される優れた論文であり、租税資料館賞の受賞に値するものと評価した。

「特許権取引と課税

—職務発明対価の所得分類の問題点について内国歳入法典 1235 条を参考に—

（第二巻 275 頁）

本論文は、米国内国歳入法典 1235 条及びそれに関する判例等を参考にして、職務発明対価の所得税の所得区分の問題を立法的提案も含めて検討するものである。

本論文第 1 章では、日本における職務発明対価の所得区分の問題を扱い、職務発明対価は給与所得ではなく譲渡所得とすべきであるが、対価の支払時期によって異なる所得類型に区分されうること及び特許を受ける権利の帰属先によって異なる所得区分に該当するという問題点が存在するため、この所得区分の問題を解釈論だけで解決することは困難であり、立法論が必要になるとしている。第 2 章では、米国内国歳入法典 1235 条及びそれに関する判例等を紹介し、従業員への支払に関する同規定の適用要件が 2 種類あること（①発明のための雇用要件、②真実の譲渡要件）を指摘している。第 3 章では、まず、米国の特許権取引に関する検討から、次の 4 点の示唆を得ている。すなわち、①1235 条が適用される取引についてはその対価の支払形態を問わず、1 年以上保有していた資本資産の売却または交換とみなすということ、②職務発明取引を含む特許権取引に対する課税には特別規定を設けることが必要であるということ、③雇用主から従業員発明家へ支払われる対価に関する 1235 条適用可否の判断基準を明文化することは困難であること、④判例によれば従業員への支払に関する 1235 条の適用可否の判断要素として「発明のための雇用」と「真実の譲渡」の 2 要件を充足するか否かで判断しているということ、である。その上で、職務発明対価の所得区分を譲渡所得に統一するための立法を提案し、具体的条文案を提示している。

本論文は、立法による解決策について、米国の内国歳入法典 1235 条の規定に示唆を求め、当規定の沿革、法律の構造、判断基準を巡るこれまでの裁判例を考察しており、比較法研究の手法としての基本に忠実と評価される。学術論文としての形式も整っており、米国の制度・判例紹介の部分もやや文献等の引用は少ないながらも最低限必要な引用はなされている。

立法的な提言として、①納税義務者：職務発明取引を行った従業者等、②課税物件：従業者等が職務発明取引によって得た所得に限定、③所得区分：権利の帰属先や対価の支払形態を問わず譲渡所得とする規定を新設、④適用の判断基準：「真実の譲渡」として具体例を例示列挙することを検討しており、その提言内容も具体的と言えるのであって、決して空理空論を展開しているものではない。

以上を要するに、本論文は租税資料館奨励賞を授与する価値のある論文であると結論づけることができる。

なお、望蜀であるが、適用の判断基準と位置付けている「真実の譲渡」は、筆者自身も認めるように、いわゆる不確定概念と評価されるため、さらに具体化・明確化を図ることができれば、比較法研究の水準もさらに高まったのではないかとと思われる。

本論文は、貸倒損失の認定基準を論じるうえで、金銭債権の一部が回収不法になる、いわゆる部分貸倒を損金に算入することを認めるべきか否か、認めるとすればどのような方法によるべきかを検討するものである。この問題はいわゆる興銀事件において争点となったものであるが、当時の判例および租税実務取扱いでは、部分貸倒については個別評価金銭債権として、貸倒引当金の損金算入を認めていた。しかし、平成 23 年度税制改正で貸倒引当金が原則禁止となったため、部分貸倒の損金算入については新たな理論的検討が必要であるとして、それを行うものである。第 1 章では、企業会計および法人税法における貸倒損失の取り扱いを、第 2 章ではそれらにおける貸倒引当金を、第 3 章では部分貸倒論の核心的論点をそれぞれ確認している。第 4 章では、部分貸倒論における重要 2 文献—金子宏『租税法理論の形成と解明 下巻』

(有斐閣、2010) と太田洋『『部分貸倒』の租税法上の取扱い—『失われた 10 年』と税制上の桎梏』(税系通信 56 巻 3 号、2008) —を詳細かつ批判的に検討する。そのうえで、解釈論では解決不能な問題が残される、立法論として貸倒引当金制度の復活が必要であると主張する。すなわち、「部分貸倒を 3 号損失として直接損金算入することが困難であるという結論」に至り、「部分貸倒については貸倒引当金を用いて間接的に損金算入を行い、全部貸し倒れについては貸倒損失として直接損金算入を行うという形に戻すことが」最も望ましいと結論付ける。

本論文は、企業会計と税務会計の乖離というコンテキストにおける、部分貸倒にフォーカスを当てている。筆者は「部分貸倒は認められるべきである」としつつ、法令等の解釈論によることの限界を認めて、立法論的な解決策を主張するが、その論理展開においては、読者にもわかりやすく基礎的な概念から積み上げて、法令・通達の説明、伝統的な一般学説(評価損計上禁止説、総財産担保説)、判決(興銀事件)、重要文献の考察を、バランスよく展開している点で優れている。特に、重要文献の解説においても批判的な視点を失わず、不備は不備として率直に、果敢に指摘している点は、評価に値する。こうした論理展開や分析態度は、筆者の結論を説得的たらしめている。筆者の主張に対しては、法人税率引き下げ等に対応して廃止された貸倒引当金の制度について、何故、金銭債権の部分貸倒に対してだけ貸倒引当金の制度を復活すべきか論理的整合性が弱い等の批判が予想されるものの、相当程度の論拠を示して反論を試みている。

書き方の問題としても、無駄な叙述の重複もなく、他者の叙述の引用も適当な長さである。一文一文も長すぎず簡潔性を維持しており、こうしたことは本論文を読みやすいものになっている。第 1 章での基本通達の引用は、必要性や分量の適切性にいささか疑問がないわけではないが、この点を考慮しても、内容面、形式面において、租税資料館奨励賞受賞レベルに達した論文であると評価する。

櫻井 達也 稿 (青山学院大学大学院 院生)

「必要経費と家事費等の区別

一個人事業主が支出する教育関連費用を中心として」

(第二巻 405 頁)

本論文は「大阪高裁令和2年判決を初めてみたとき、なぜこれが必要経費に該当しないのか、という疑問が生じた。内容として、柔道整復業を現に行っており、自ら柔道整復師の資格を取得することに合理的な理由があることから、必要経費該当性要件を満たすと思ったためである。」(106頁)という問題意識を起点にして、大阪高裁令和2年判決の確認(第1章)、必要経費と家事費等の区別の意義・沿革の整理(第2章)、必要経費の要件論に関する先行研究の確認(第3章)、教育関連費用の確認(第4章)、必要経費と家事費等の区別に関する3つのアプローチの内容・特徴の整理(第5章)、以上の各章の検討を踏まえて行う必要経費と家事費等の区別に関する検討(第6章)、必要経費と家事費等の区別が難しいと考えられるパターン別(業務独占資格・開業後取得型、同・開業前取得型、学位の資格・収入獲得業務非直結型)の事例検討(第7章)、総括(第8章)を行うものである。

本論文は、必要経費と家事費等の区別に関する先行研究を丹念に分析し①別段の定め優先アプローチ(家事費該当性からのアプローチ)、②総則規定優先アプローチ(必要経費該当性からのアプローチ)及び③双方向アプローチ(必要経費該当性と家事費該当性の両面からのアプローチ)に整理し精緻に比較検討しており、しかも個々の論点の整理・検討も論理的かつ説得力のあるものであり、実証性の点で優れた論文である。大阪高裁令和2年判決については多くの判例評釈等が発表されているが、必要経費と家事費等の区別という所得税法の基本問題にまで立ち返って法解釈論(方法論も含む)の観点から包括的に研究した論文として、独創性の点でも高く評価することができる。論述を進めるに当たって、それぞれの考え方・見解にその特徴を示す表現で名称を付したり図表やフローチャートを用いたりすることによって議論を整理し分かりやすい論述を心がけようとしている点や論文作法の点でも良好な評価が与えられるべき論文である。

ただ、論文の構成の点では、再考・改善の余地(特に第3章～第5章)が認められるほか、叙述の重複・繰り返しも散見され、整序が必要であるように思われる(「おわりに」106頁で述べている上記の(「率直な」と評すべき)問題意識は「はじめに」3頁の「2. 問題意識」の前に述べた方が自然で解り易いように思われる)。内容的には、第6章及び第7章はやや結論ありきの感もある。また、「業務」とりわけ「将来の年分の所得のみを生ずべき業務」についてはもう少し詰めた検討が必要であるように思われる。

とはいえ、総合的にみて、本論文は研究論文としての水準を十分に満たし租税資料館奨励賞に相応しい論文であると評価することができる。

佐藤 直彦 稿 (産業能率大学大学院 院生)

「宗教法人に対する収益事業課税に関する一考察

—収益事業課税から使途に着目した課税制度への検討を中心に—

(第三巻 5 頁)

本論文は、宗教法人に対する課税制度のあり方について、宗教法人の公益性、非営利性の観点から検討し、その収益課税制度の改正に関する私案を結論として示している。

第 1 章では公益法人制度改革の経緯を辿りながら、公益法人の性格やその収益事業に対する課税制度を概説し、続く第 2 章において宗教法人制度と宗教法人に対する課税制度について論じ、他の公益法人税制との違いを確認している。その後、宗教法人に対する収益事業課税をめぐるペット葬祭業事件と墓石・カロート事件の裁判例を分析した第 3 章を経て、第 4 章では宗教法人の収益事業課税に関する各種問題点を明らかにしている。以上の検討を踏まえ、最終章となる第 5 章では新たな課税制度の提案を行っている。

その提案の要点は、宗教法人に対する非課税制度を「非営利性」の観点から設計することである。具体的には、「非営利性」の判定については、非営利型一般社団法人・財団法人の要件である法人税法施行令 3 条を援用し、これと同様の要件を満たした宗教法人のみが「非営利性が徹底された宗教法人」として、別表第二に掲げる公益法人等となる。それ以外の宗教法人は、法人税法上、一般社団法人・財団法人と同様に普通法人として課税される。

また宗教活動と収益事業との線引きに関しても次のような改革案を示している。すなわち、「非営利性が徹底された宗教法人」に対し、現行法人税法における 34 特掲事業に該当する事業については当該年度に即時課税し、判定が難しい事業に対してはいったん非課税の宗教活動として扱う。この宗教活動からの収入のうち、その後一定期間内に宗教活動のために消費されず内部留保となった部分を課税対象とする。

宗教法人の税制はテーマとしては珍しくないが、その多くは宗教活動と収益事業の峻別について、裁判例の分析を中心に論じていく内容が多いように思われる。翻って本論文は、宗教法人が原則非課税の恩恵を享受する存在かどうかを、公益性・非営利性の観点から検討し、あまつさえ「宗教とは何か」というラジカルな問題から掘り起こしている点に特徴がある。その意味では、126 ページに及ぶボリュームとともに、スケールの面でも大作と言える。また、おそらくは著者の執筆動機であろう「道義心」が随所に垣間見える、熱のこもった論文でもある。

一方で、宗教法人課税の現状の把握は緻密に行われ、膨大な先行研究の丹念な分析と提題に関する明晰な論証の結果として私案を提示していることも評価できる。さらにその私案については、所得ではなく、むしろその使途に着目した留保金課税を導入するという点で独創的といえる。

以上、本論文は、租税資料館奨励賞の受賞の水準に十分達していると判断する。

菅原 澤平 稿 （青山学院大学大学院 院生）

「税法上の行為計算否認規定における否認のあり方

—「税務署長の認めるところにより」の解釈を中心に—

（第三巻 139 頁）

本論文は、同族会社等の行為計算否認規定及び組織再編成に係る行為計算否認規定における、否認のあり方について論じたものである。具体的には、「税務署長の認めるところにより」の解釈を中心に、当該規定の立法趣旨、沿革等の観点から、否認のあり方が論じられている。

本論文は、「はじめに」と「おわりに」を除き全 7 章で構成されている。第 1 章では、行為計算否認規定における否認方法の観点から裁判例、学説、問題点について確認している。第 2 章では、行為計算否認規定の趣旨、沿革を整理するとともに、課税要件について、先行研究と裁判例等の判断の枠組みを整理し詳細に検討している。第 3 章では、租税回避の定義及び租税回避の否認の定義について検討し、伝統的な議論と、「最高裁平成 28 年判決」以後の議論について検討している。第 4 章では、否認に関する学説（狭義説及び広義説）について整理・検討し、第 5 章において、現在の租税回避の類型（①不合理型、②制度濫用型）と、租税回避の否認方法について整理している。第 6 章では、過去の裁判例を否認方法の観点から、①計算否認型、②独立当事者間取引置換型、③通常行為置換型、④非明示型の 4 つに類型化し、狭義説を適用して検討を行い、狭義説がより明確な基準を導き出せるとの結論を明らかにしている。第 7 章は本論文の総括である。

従来、行為計算否認規定に関しては、「不当性要件の解釈」や「否認の対象とする行為・計算の範囲」について活発な議論があるものの、対象となった行為・計算が「どのように否認されるのか」については、未だ議論の余地があるとされる。かかる問題意識のもとで、本論文は「税務署長の認めるところにより」という文言に焦点をあてて考察し、税務署長の裁量を狭く認める狭義説に立ち、「行為計算否認規定における否認は、租税回避の否認に限られるべきである」と結論づけている。その論拠として、①行為計算否認規定は租税回避の否認規定と解されること、②租税回避の否認に限定することにより、税負担の公平を図ることができること、の 2 点をあげている。

本論文について、参考文献や裁判例の渉猟は十分になされていると評価できる。提示した結論は、行為計算否認規定の立法趣旨や沿革等の丹念な整理に基づくものであり、論理的かつ説得的である。また、論旨は明快であり、類型化された学説の説明も分かり易い。特に、筆者が作成した、「図表 1」は租税回避の議論について、「①伝統的な租税回避」と「②現代の租税回避」とを「租税回避の類型」「租税回避の否認の類型」「不当性要件の判断基準」により整理し類型化したものであり、簡潔で分かり易い。また、租税回避は現代的な議論を中心に展開されており、新規性のある論文としても評価できる。以上により、租税資料館賞に値する論文であると評価するものである。

田中 信行 稿 (青山学院大学大学院 院生)

「組織再編税制における課税繰延と欠損金の引継ぎに関する研究

—「支配の継続」概念の整合性及び課税繰延要件と欠損金引継要件の混同の問題を中心として—

(第三巻 251 頁)

本論文は、(1) 日本の組織再編税制における「支配の継続」概念が、度重なる税制改正により制度創設当初から乖離しており、整合的な説明が困難になっている点、および(2) 組織再編税制における「課税繰延要件」——「移転資産に対する支配の継続」や「経済実態に実質的な変更がない」こと——と「欠損金引継要件」の裁判例において混同されている点を問題意識として出発している。

上記問題意識の下、本論文は、組織再編税制における課税繰延と欠損金の引継根拠を区別することで、両者を混同する根拠がない旨を論じる。その上で、グループ通算制度と課税の中立性の観点から、欠損金引継制限として、課税繰延理論とは区別する形で、「事業継続性」ではなく「所有変化(株主の変化)」に着目をする制度にすることを提言する。本論文は、第1章：組織再編税制の概要と課税繰延の基礎理論を、第2章：繰越欠損金の法人間移転の基礎理論、第3章：組織再編税制に係る欠損金の引継ぎが争われた裁判例、第4章：未処理欠損金の引継制限の提言から構成されている。

本論文は、ヤフー事件やTPR事件で潜在的問題となっている組織再編税制の適格要件と欠損金の引継要件に関する混同という重要な論点について、検討を加えるものである。本論文の特徴として、単に日本の裁判例と関連する諸外国の制度を表層的に整理・紹介するだけでなく、日本法の母法にあたるアメリカ法の構造及びその理論的根拠という基礎理論に立ち返って検討を加えている点は高く評価できる。また、組織再編における課税繰延要件と欠損金の引継要件の裁判例における混同について、有力な先行研究を丹念に渉猟した上で、単なる紹介でなく、筆者の視点から各論者の指摘を整理している点に一定の独自性を認めることができる。法人取得の結果として所有変化があった場合に欠損金の引継ぎ制限を課す所有変化アプローチに基づく欠損金の引継ぎ方法を望ましいとするが、説明が明瞭で説得力があり、それに続く提言も論理が破綻することなくわかりやすい。日本の制度はアメリカのように組織再編税制とは別に欠損金の引継ぎルールを定めていないことを筆者は問題視しているのである。なお、欠損金を研究するのであれば、資産の含み損も扱うべきところ、本稿ではその部分が手薄となっているが、それは筆者自身が認めるところであり、今後の研究の進展が期待される。

本論文は、配当課税に係る思想と現実の乖離およびその変遷を明らかにし、投資者の視点からあるべき配当課税について検討することを目的としている。全7章構成で200頁近くの力作であり、紙幅の大部分は資本剰余金の額の減少を伴う配当に割かれている。本論文は、国際興業事件を題材に、税法と会社法の不整合をめぐる諸問題の検討を通じて、今後の配当課税のあり方について、次の3つの結論を導き出している。

- ① 「法人税法 24 条 1 項 4 号」（「資本の払戻し」）の意義を文理解釈から確認し、同法が会社法からの借用概念である「資本剰余金」を用いた背景と問題点を洗い出すことによって「配当に係る税法の規定で会社法の『資本剰余金』を用いる積極的な理由はない」としている。
- ② 「混合配当」の諸問題（配当先後関係など）を整理し、「利益積立金額がマイナスの法人による配当」の背景となった、わが国および諸外国の配当規制を検証し、「政令」（法人税法施行令 23 条 1 項 4 号：「資本の払戻し」）が「法律」（「法人税法 24 条 1 項 4 号」）の「委任の範囲を逸脱した場合」を検証することによって、「配当に関して会社法が確定決算主義を放棄した以上、税法も同様の対応が必要である」としている。
- ③ 「法人税法 61 条の 2 第 1 項」（「みなし配当先取りルール」）と株式譲渡損益の意味を明らかにし、「子会社簿価減額特例」（「令和 2 年度税制改正」）が導入された背景を検証し、「配当の本質」とわが国税制における「配当課税の不整合」を明らかにすることによって、「株式譲渡損益の計上については、株主の視点を踏まえて解決策を見いだすことが必要である」としている。

本論文は豊富な文献資料に基づく力作である。しかも、判例については、すべてに「筆者による解釈」を付すことにより、筆者の見解がきめ細やかに論じられており、その論旨と結論は説得的である。また、利益剰余金を原資とする配当をも研究の射程に含め、配当税制について総合的な提言を行っている点もこれまでにはない視点であり大いに評価できる。

他方、検討が細部にまで及ぶため、特に数値例による検証について再考の余地がある。しかし、こういった点を考慮しても、本論文は租税資料館奨励賞受賞の水準を十分に満たしていると評価できる。

本稿は国税通則法 68 条 1 項が定める過少申告に該当する要件を充足しながら、国税の課税標準等・税額等の計算の基礎となるべき事実の全部または一部につき隠蔽・仮装していた場合に課される重加算税について、課税要件の解釈・適用ぶりを最近の裁決・裁判例に基づき検証するものである。

まず 1 章では、積極的な隠蔽仮装行為が行われなかった事案でありながら当局の重加算税賦課を認めた 2 つの最高裁判決（平成 6 年と 7 年のもので、いわゆる広義のつまみ申告の事案に対する判決）を題材として、①「隠蔽・仮装」の認定がどのような要件が整った場合に可能としたのか、②最高裁が示した「当初から過少申告を意図し、その意図を外部からうかがい得る特段の行動をしたうえでの当該意図に基づく過少申告」についての総合判断の在り方、を検証すると本論文の課題抽出を行っている。

2 章では、重加算税の立法史を踏まえたうえでの同制度の趣旨・目的の確認を行い、更に 3 章では重加算税賦課の基本要件である「隠蔽仮装行為」の意義を判例学説により検証を行っている。これら 2 つの章は、1 章で言及した 2 つの最高裁判決が要請する事案ごとの総合判断のための法制度の趣旨・目的の確認という位置づけとされている。そこで、4 章では 1 章で取り上げた 2 つの最高裁判決について、その射程の範囲を確認し、①平成 6 年判決については事実関係総合勘案説（品川教授のまとめを参照）でのアプローチを示したものであり、②平成 7 年判決については顧問税理士への不告知事案の先例であることを確認している。

次いで、5 章では、積極的な隠蔽仮装行為を伴わない場合の重加算税賦課に係る多くの判例等の中から、特段の行動の存否が争われた事案の検討整理を行い、続く 6 章では、最高裁判決の趣旨を「事実関係総合勘案説」とまとめた品川教授の整理に沿って、さらに危険性アプローチ、2 段階アプローチ、3 段階アプローチの 3 種類に分類して比較検討の上、最終的には、その中の 3 段階アプローチが適切であると結論付けている。

先例となる平成 6 年と 7 年の最高裁判決の判断枠組みの具体的適用の在り方の検討のために、その後の多くの判決・裁決を材料とし、独自の分類方法で比較検討を行っているのは、修士論文としてはデータの渉猟と分析の精緻さの点で、優れたものと思われる。この方法は、判例研究の科学的な一方法としてエネルギーのいるものであるが、その分だけ自説の正しさについての説得力を増していると思われる。

なお、1 章で紹介した 2 つの最高裁判決は、4 章で再確認するとともに、7 章で自説の適用によりどのような答えになるのかを検証するなど、繰り返し重複して参照されている点は、論文の読者に正確な読み方をする上で緊張感を与える点是否めないが、各章が担う起承転結の展開ぶりのチェックと認められ、論理性を担保するものとも評価できるので、本論文の評価を貶めるものではないと判断された。

野田 久仁香 稿 （専修大学大学院 院生）

「商品売買取引の処理方法に関する一考察

—「決算中心主義の簿記」と「管理中心主義の簿記」の視点から—

（第四巻 127 頁）

本論文は、商品売買取引に関する簿記上の処理方法を題材に、従来の簿記教育のあり方に対して、現代のコンピュータ時代における簿記教育のあり方を提言したユニークな論文である。

商品売買取引の処理方法には複数の代替的方法が存在しているが、論文の前半では、それらを岩田巖教授の学説に基づき、「決算中心主義」と「管理中心主義」の処理方法にそれぞれ分類整理している。その中で、現在の簿記教育において支配的な処理方法である「三分法」が「決算中心主義」に基づくものであることを明らかにしている。

論文の後半では、会計パッケージソフトを用いた会計実務の考察を通じ、すべてのソフトにおいて、商品売買取引の処理方法として、やはり決算中心主義に分類される五勘定法が採用されている事実を明らかにしている。その上で、財務諸表作成（決算）を重視する「独立型のシステム環境」では「五勘定法」が適しているのに対し、取引ごとの損益把握（経営管理）を重視する「統合型のシステム環境」の場合には「売上原価対立法」が適合的であることを指摘している。

以上の考察を踏まえた上で、現状では、簿記教育・実務のいずれにおいても、売上を後から一括して計上する三分法思考、すなわち決算中心主義的な処理方法が支配的になっていると結論付ける。さらに、独立型システム、統合型システムのいずれを選択するかは各企業の任意であることから、「決算中心主義」に偏重する簿記教育の現状をあらためて問題視するとともに、販売の都度売上原価を把握する点で「管理中心主義」と親和性の高い「売上原価対立法」を簿記教育に組み込む必要性を指摘し、論を結んでいる。

誰もが所与として受け入れがちな「三分法」に冷静な目を向ける筆者の問題意識自体に、まず独創性が認められる。また岩田巖教授の提示した「決算中心主義」と「管理中心主義」を軸に、商品売買の代替的会計処理を理論的に整理し、オリジナルの分類モデルを示した点も、論理性、独創性の点で高く評価できる。

高校教育から、大学講義、検定試験、実務に至る、あらゆる目的の簿記テキストを広くレビューし、簿記教育における「三分法」の支配的地位を明らかにした点は、本論文の白眉である。さらに会計ソフトにおける商品売買取引の処理方法の解明にあたり、その先駆けともいえる「TKC 財務三表システム」に関して行った飯塚毅記念館での实地踏査とも併せ、精力的な調査に基づく実証性を特に高く評価したい。

さらに本論文は、簿記本来の目的は業務管理にあることを、改めて認識させるという点でも意義深い。今日、ともすれば財務報告の側面に焦点が当てられがちな会計学にあって、本論文は今後の簿記・会計教育のあり方に一石を投じるものといえる。租税資料館奨励賞に相応しい優秀な論文として大いに評価したい。

早川 太策 稿 (筑波大学大学院 院生)

「外国事業体からの分配に係る課税上の取扱い

—不明瞭性と租税回避余地に対する「3段階アプローチ」の提言—

(第四巻 245 頁)

本稿は、外国のハイブリッド事業体からの分配がもたらす法人税法上の取扱いの中で、特に、みなし配当に係る税法規定が、会社法の「剰余金の配当」の借用概念を参照しているために解釈の不明瞭さを残している点を指摘し、そのことが原因となつて、会社法上の資本剰余金に依拠する現行のプロラタ計算の仕組み等が助長する恣意的な譲渡損失創出による「租税回避余地」を問題視する論文である。すなわち、不明瞭さの原因は、法人税法に剰余金の配当の定義がなく、会社法の剰余金の配当や資本剰余金に依存している体質が問題と指摘している。この点に関しては、比較法分析により、米独のような会社法に依拠しない税法独自の配当概念の妥当性を紹介している。

筆者は、係る課題に対する対処策としては、資本と利益の峻別を踏まえた税法独自の配当概念を確立させうえて、外国における課税の実態（法人課税かパススルー課税か）を申告させて、いわゆるリンキングルールによって不明瞭さと租税回避余地の課題を解消すべきと主張するものである。

まず1章で不明瞭性と租税回避余地という課題を設定し、2章では借用概念に依拠する現行法の判断枠組みが外国ハイブリッド事業体の登場・拡大の中で限界に達しているとの分析を行い、3章で比較法分析を行ったうえで、新たな租税法独自の配当概念の必要性を説き、最後に、その場合に必要な調整措置にまで検討を行っている。

国際的なM&Aや外国企業とのJVが拡大する中での国境を超える事業体間分配がもたらす税法上の課題は、高度の実務家の関心が高いものの、修士課程でのテーマとしてはハードルの高いものと思われる。

筆者は、この課題に果敢に取り組んでおり、外国事業体からの分配を租税回避余地の観点から分かりやすく3つに類型化（会社法に依拠したみなし配当、利益剰余金と資本剰余金の間で振替した上での配当、マイナスの利益剰余金からの配当）して、それらの課税上の課題を解説している。これらの課題に対し筆者が主張する「3段階アプローチ」は、論理的かつ実証的であり、説得力がある。すなわち、米・独の税法独自の配当概念の導入により、資本と利益の峻別に基づく一貫性のある課税理論を整備すべきと主張し、具体的処方箋としては、いわゆるリンキングルールによるミスマッチ防止策を提案している。

このルールをハイブリッド事業体からの分配に適用するには、筆者も言及する通り、各種の調整措置が必要となり、その検証は本論文中で完全になっているとは思えないものの、論文全体として、読者をひきつける論理性や実証性に富んでおり、筆者の実務経験と理論分析がうまくかみ合った説得力に富んだ優れた修士論文と判断される。

伏見 俊雄 稿 (筑波大学大学院 院生)

「自社利用ソフトウェアにおける臨時的な償却規定の適用性に関する研究
ークラウドサービスを中心としてー」

(第四巻 321 頁)

本論文は、法人税法上の減価償却における臨時的な償却規定の、自社利用ソフトウェアに対する適用可能性について検討するものである。

クラウドに保存される原本にアクセスさせサービスを提供するタイプのソフトウェアは、製品マスターを複製して販売する従来の販売形態との違いのみをもって、制度上は「その他のソフトウェア」とみなされ、「市場販売目的ソフトウェア」との間に耐用年数の不均衡が生じてしまっている。この不均衡は、税負担の中立性、公平性、予測可能性、および課税の執行の容易性を損なう可能性がある。それにもかかわらず、減価償却の弾力性や減損会計をめぐる企業会計と税務会計との間の不一致、あるいは有形資産のみを想定した現行の臨時償却規定の無形資産に対する適用解釈の不明確さという問題ゆえに、その不均衡の解消が現行制度において困難となっている。これが筆者の問題意識であり、本論文の副題の所以でもある。

この問題を解決するため、筆者は解釈論からのアプローチを試み、クラウドソフトウェアを含めた自社利用ソフトウェアに臨時的な償却規定が適用可能であることを結論として指摘する。この結論に至るまでに、筆者は法人税法 33 条、同施行令 48 条の 4、57 条、60 条など、関連する現行規定を詳細に検討した後、経済的陳腐化を事実認定するための要件を考察している。そこでは、耐用年数の短縮と特別な償却の申請において、その合理性を確保するために開示・文書化すべき事柄を明らかにしている。筆者によれば、それらを常時作成する実務慣行はすでに成立しており、税務当局においても、臨時的な償却を合理的と判断する余地は十分にあるとの見解を示している。

また、アメリカとドイツの企業会計および税法における減価償却制度を論じ、我が国の現行制度が、両国に比べ産業競争上やや不利な制度であること、制度の見直しが行われる場合の課題として、減損損失の損金算入を検討する必要があることを指摘する。

問題意識、論文の目的、アプローチ、結論がいずれも非常に明確に示されている。関連制度・規定およびその解釈も、その複雑さにも関わらず非常に分かり易く整理されており、叙述も簡潔で読みやすい。臨時的な償却の申請・承認に必要な資料が、一般的な企業実務の中で十分に整うことを明らかにしている点で、結論にも説得力がある。

また、やや安易とも思われる制度改正・新規定の提案を結論とする応募作も少なくない中、現行法を丹念に解釈し、その中で問題の解決を図ろうとする姿勢も着実であり、好感が持てる。

以上の点で、本論文は租税資料館奨励賞に相応しいものであると評価する。

本論文の目的は、仮想空間での行為と現実空間での行為の混在といった、従来想定していない状況（従来の勤務形態にとらわれない働き方）が生じた場合、コミュニケーションを円滑にし、組織を活性化させるための費用が、「福利厚生費」となり得ることを論じることにある。

本論文は、4章から構成されている。第1章では、交際費等の意義、現状および問題点、並びに交際費課税制度の変遷が手際よく整理されている。第2章では、交際費等と福利厚生費・給与の区分が検討されている。第3章では、交際費等の除外規定の「通常要する費用」について、裁判所の判断が緻密に分析されている。第4章は本論文の核心部分であり、今後のインターネット技術の進展（Web 3.0）により起こりうる諸問題を論じている。具体的には、まず、次世代インターネット社会（Web 3.0）とその根底技術であるブロックチェーンが確認され、次に、現在わが国が抱えている少子高齢化問題とそれに対する働き方の変化が考察される。また、租税における Web 3.0 技術の進展と少子高齢化がもたらす影響が税務行政面から検討され、交際費課税制度に与える影響が福利厚生費を中心に論じられている。

以上の議論を踏まえ、本論文では、「租税特別措置法第61条の4」（交際費等の損金不算入）の規定を解釈・適用すると、「仮想空間における行事でも、福利厚生事業としての本質を有し、社会通念の範囲内であれば、福利厚生費として認められる」と結論づけている。

本論文は、インターネット技術の進化（Web 3.0）により、従来の働き方が変わった場合の福利厚生事業の変化および交際費課税制度に与える影響について詳細に考察したものであり、従来にはない新たな着眼点に基づくユニークな作品である。従来から、「交際費課税」に関する著書・論文は多数あるが、これらのすべては、本論文が対象とする仮想空間における新たな経済事象を対象とするものではない。その意味では、本論文は「交際費課税制度」のあり方に対する新たな挑戦ともいえる作品であり、そのチャレンジ精神を高く評価したい。また、従来と異なる働き方をめぐる費用を、福利厚生費とみなす着想は、独創的かつ斬新である。しかも、本論文で展開されている論述は、総じて明快かつ説得的であることから、本論文は、今後の交際費課税のあり方に一石を投じた論文として、高く評価できる作品である。

「美術品の社会的価値創出に対応した新しい税制の検討

—「美術品等」の定義の必要性和「生活に通常必要か否か」概念の廃止—

(第四巻 533 頁)

生活用動産の譲渡による所得は、所得税法 9 条 1 項 9 号により非課税所得として扱われるが、生活に通常必要でない資産が除外されているところ、「美術品等」がそれに該当するか否かが問題になる。本論文は、いわゆる美術品等の取引に関する課税関係を、所得税法に規定する「生活に通常必要な資産」の概念と関係づけて分析したものであり、「美術品等」の定義の必要性和所得税法における「生活に通常必要な」という概念の廃止を主張している。

本論文第 1 章では、美術品の概念は、借用概念でも固有概念でもなく、その他の概念であることを確認した上で、所得税法の「生活に通常必要でない資産」に関する制度を紹介する。第 2 章は、日本の美術品課税制度について、美術品等を個人で取引する場合の所得税の取扱い、美術品等を事業用資産として取得する場合や美術品等を寄附する場合の法人課税制度及び美術品等にかかる相続税法の取扱いの概要を述べている。第 3 章では、美術品該当性や生活に通常必要な資産該当性に関する判例を紹介する。第 4 章では、アメリカやヨーロッパ諸国及びその他の国の美術品等課税制度を紹介している。第 5 章が本論文の核心であるが、そこで筆者は、文化財保護法や美術品の美術館における公開の促進に関する法律等を参照しながら美術品等の定義を試みるとともに、その曖昧性を理由に「生活に通常必要な」という概念の廃止を主張している。

本論文はこれまでほとんど未開拓であった美術品等に関する課税制度を扱い、「生活に通常必要な」という概念の廃止という大胆な提案を行うなど新規性及び斬新性という観点において大いに評価される。それに、美術品の売買に携わっていたという自身の豊富な経験から、美術品等の減価償却資産の判定に疑問をもっており、その問題意識は極めて明快である。生活に通常必要か否かの判断について、美術品等を例に検討している点に本論文の最大の特徴がある。「美術品等」の判断が個々の主観に委ねられれば、恣意的になり、安定性を欠く。関連法令やその経緯を丹念に調べたうえで、定義の要素を導きだしており、筆者のチャレンジ精神は旺盛である。

ただし、本論文には、いくつか改善すべき点も見受けられる。たとえば、第 1 章第 3 節第 3 款で美術品等を経済的観察の対象とすると述べているが、それが本論文の論理展開においていかなる意味を持つか必ずしも明確ではない。また、美術品等に対しどのような課税を行うかは優れて政策的判断が必要とされるところ、「生活に通常必要な資産」というどちらかという理論を背景とする制度を「美術品等に対する課税」という極めて限定的な視点にたった政策的観点から評価している点も気になるところである。

とはいえ、本論文は、その着眼点の良さ及び「生活に通常必要な」という概念の廃止という大胆な提案を示す真摯かつ積極的な姿勢は大いに評価されるべきであり、租税資料館奨励賞を受賞する価値があると認められる。

租税資料館賞 論文の部

Factor decomposition of changes in the income tax base

小嶋 大造

大野 太郎

坂巻 潤平

今堀 友嗣

Springer発行 The Japanese Economic Review 掲載
2023年3月28日出版 Volume 75, Page 1-28 (2024)

This is a post peer-review, pre-copyedit version of an article published in The Japanese Economic Review.

Final authenticated version is available online at <https://doi.org/10.1007/s42973-023-00125-6>

Factor Decomposition of Changes in the Income Tax Base

(*Japanese Economic Review*, Volume 75, pp. 1–28, 2024)

Taro Ohno, Junpei Sakamaki, Daizo Kojima, Tomotsugu Imahori

要約

日本では近年、社会保障制度の維持には家計の税負担の見直しが必須であると考えられている中、基幹税である所得税の再検討も求められている。こうした中、日本の所得税が抱えている課題の一つとして、手厚い所得控除により課税ベースが大きく侵食されていることが指摘されており、このことは所得税における財源調達能力ばかりでなく、所得再分配機能の低下にもつながる。

日本における控除の研究では、所得税制が主に所得控除を多用する仕組みとなっていることもあり、所得控除の大きさを計測する取り組みが多い。こうした一連の研究の中で、日本は諸外国と比較しても手厚い所得控除によって課税ベースが狭いことが確認されている。また、所得控除の大きさは収入・世帯属性などの要素によって納税者ごとに異なり、低所得層や高齢層ほど相対的に課税所得比率（課税所得が所得控除等の適用前所得に占める割合）が小さいことが確認されている。これらの結果を踏まえるとき、日本全体で見た課税所得比率の動向は所得分布の変化や高齢化といった人口構成の変化からも影響を受けることになる。近年、日本の所得分布は全体的に低所得層に移動しつつあることが指摘されるが。こうした低所得化は課税所得比率が低い世帯の割合を上昇させ、ここではこれを「(1)所得分布要因」と呼ぶ。また、所得税制の中で、高齢世帯は公的年金等控除が適用される。所得計算上の控除としては給与所得控除や公的年金等控除があるが、公的年金等控除の方が給与所得控除よりも控除額が大きい。このことはたとえ収入が同水準であっても、給与収入か年金収入かといった所得源泉の違いで控除額が異なることを意味する。このように所得控除制度は高齢世帯に対して相対的に寛大であるため、高齢化もまた課税所得比率が低い世帯の割合を上昇させ、ここではこれを「(2)年齢構成要因」と呼ぶ。このほか、低所得層や高齢層を含む（収入階層別・年齢階層別の）各層の課税所得比率それ自体も変化する。一つの理由は税制改正による所得控除制度の変更による影響であり、ここではこれを「(3) 制度変更要因」と呼ぶ。もう一つの理由は収入や家族構成の変化などによる影響であり、ここではこれを「(4) その他控除比率要因」と呼ぶ。

課税ベースの変動は制度変更による影響と、低所得化や高齢化による影響のどちらが大きいのか？あるいは、低所得化や高齢化による課税ベースの縮小に対して、制度変更は課税ベースの維持にどの程度寄与しているのか？こうした点を検討するには、上述した(1)～(4)の要因を分析に取り入れる必要がある。本研究では『全国消費実態調査』の個票データ（1994～2014年）を用い、ここ20年間における世帯分布の動向と所得控除の実態を明らかにす

るとともに、所得税における課税ベースの変動について要因分解を通じて各要因の寄与を考察する。その結果、長期的視点からは主に低所得化や高齢化による影響から課税ベースの侵食を受ける一方、そうした圧力に対して制度変更の寄与は限定的であった。これは控除制度の拡大期と縮小期双方が含まれることも影響している。短期的視点でみれば制度変更は一定の影響を与え、特に2000年代は所得控除の縮小から課税ベースの拡大が進められたが、結局はその効果も所得分布や人口構成などの変化による影響で相殺されてきた。低所得化や高齢化といった変化が継続的に影響を与える中、所得税制は財源調達機能や所得再分配機能の回復に向けて、課税ベースのあり方を含め、これまでよりも大きな効果が期待できる抜本的な改革が求められる。

Factor decomposition of changes in the income tax base

Taro Ohno^{a*}, Junpei Sakamaki^a, Daizo Kojima^b, Tomotsugu Imahori^a

^a Policy Research Institute, Ministry of Finance, Tokyo, Japan

^b Graduate School of Agricultural and Life Sciences, The University of Tokyo, Tokyo, Japan

* Corresponding Author

Abstract

Following generous tax deductions, Japan's income tax base is facing shrinkage; however, this trend has evolved not only due to changes to the tax system, but also due to changes in income distribution and population composition. In this study we use household micro data from the National Survey of Family Income and Expenditure (NSFIE, 1994–2014) to explicate the state of deductions and trends in household distribution over a 20-year period while considering the contribution of each factor to changes in the tax base through decomposition. Using a microsimulation analysis, we also assess the effects of recent changes to the tax system on the tax base. Based on a long-term perspective, while the tax base has primarily been eroded due to the effects of falling incomes and an aging population, the contributions of tax system changes responding to such pressures have been limited. Including both expansion and contraction periods in the deduction system also has an effect. From a short-term perspective, changes in the tax system have had a certain impact, particularly in the 2000s, when the tax base was expanded by reducing deductions. However, this effect has eventually been offset by changes in income distribution and population composition.

JEL Classification: C15, H24

Keywords: Income tax, tax deduction, tax base, Japan

Acknowledgments

Part of this study is supported by Grants-in-Aid for Scientific Research (Basic Research (C) (General) 18K01647, 21K01538), and uses questionnaire data from the Ministry of Internal Affairs and Communications Statistics Bureau “NSFIE.” We would like to extend our thanks to all those involved. We received valuable comments from Hirokuni Iiboshi, Hisakazu Kato, Masaki Nakahigashi, Shinichi Nishiyama, Toshiyuki Uemura, and Hiroyuki Yashio. We would like to extend our thanks to each of them. Note that the contents of this paper are the personal views of the authors and do not represent the official views of the institutions to which they belong.

1. Introduction

To sustain the Japanese social security system, it is necessary to review households' tax burden in response to demands to reexamine income tax which is a fundamental tax. Japan is facing a substantial erosion of its tax base due to generous tax deductions, which is tied to the degradation of income tax fiscal funding capabilities, as well as income redistribution effects. Income tax is considered to be a direct tax, implying that taxpayers' circumstances can be considered. Deductions are important in achieving this. Adjusting the tax-paying capacity through these deductions is indispensable for achieving a redistributive function; however, when viewed in terms of the burden-reducing effects of deductions, the benefits are greater for high-income earners, and the extensive use of deductions may also reduce its redistributive function.

Tax expenditure overseas has been extensively studied (Albarea et al., 2015; Altshuler and Dietz, 2011; Avram, 2018; Burman et al., 2008; Burman et al., 2017; Poterba, 2011). Expenditures, such as deductions, exclusions, credits, and favorable rates, are special taxation measures that provide tax relief to certain activities, industries, and taxpayer segments (Burman et al., 2017, p. 109); the scope of tax expenditure is broad. Conversely, in Japan, many efforts have been undertaken to measure the scale of deductions, partially because income tax is a mechanism that commonly uses extensive deductions (Matsuda et al., 2014; Morinobu and Maekawa, 2001; Morinobu and Nakamoto, 2013; Uemura, 2008; Yashio and Hachisuka, 2014).¹ This series of studies confirms that Japan has a shallow tax base due to its generous deductions compared to those of other countries (Tajika and Yashio, 2010; Nakamoto, 2014). Moreover, the scale of deductions differs between taxpayers depending on income and household factors, and previous studies have confirmed that the taxable income rate is comparatively smaller for low-income and elderly taxpayers (Tajika and Yashio, 2006a, 2006b, 2008, 2010; Kaneda, 2014).

These results indicate that trends in Japan's taxable income rate are also affected by changes in income distribution and population composition, including expansive population aging. Tanaka and Shikata (2019) asserted that income distribution in Japan has been shifting toward lower income groups in recent years. This fall in income has prompted an increase in the proportion of households with low taxable income rates, which we refer to as (1) income distribution factors in this study. Moreover, in the income tax system, elderly households have been eligible for deductions for public pensions and age (note that this was abolished in 2005). Panel (a) in Figure 1 illustrates the scale of

¹ Prior research has examined the effect of Japan's tax deduction system reforms on tax burden and redistribution (Abe, 2003, 2008; Doi, 2010, 2016, 2017; Doi and Park, 2011; Kawade, 2016; Shiraishi, 2010; Tajika and Furutani, 2003, 2005; Takayama and Shiraishi, 2010, 2016, 2017; Yada, 2011). Some studies on the tax redistribution effect have also evaluated the contributions of deductions (Doi, 2017; Kaneda, 2018; Miyazaki and Kitamura, 2016; Miyazaki et al., 2019; Mochizuki et al., 2010). Other studies have investigated the effect of tax deduction systems on incentives to work (Adachi and Kaneda, 2016; Bessho, 2018; Bessho and Hayashi, 2014; Kaneda and Kurita, 2017; Hayashi, 2010). Additional research has examined the effect of tax deduction reforms on household consumption or income (Kurita, 2017, 2019).

deductions for employment and public pension income. Both deductions rise with income; however, in many cases, the amount of deductions is found to be greater for public pensions than for employment income. This means in cases in which income is similar, the amount of deductions varied depending on the source of income, be it a salary or pension income. Therefore, because the deduction system is comparatively generous for older households, population aging also increases the proportion of households with lower taxable income rates, which we referred to as (2) age composition factors in this study. Additionally, each group's taxable income ratio (by income and age segment), including low-income and elderly segments, also changes. One reason for this is the effect of changes in the deduction system resulting from tax reform, which we called (3) system change factors in this study. Another reason is the effect of changes to income and family composition, which we termed (4) other deduction ratio factors in this study.

Consequently, it is necessary to consider the effects of changes in income distribution and population composition when examining trends in the income tax base. However, this pursuit does not imply that previous research has not created awareness on this issue. For example, Yashio and Hachisuka (2014) examined the extent to which the aging population contributed to reductions in the income tax base over the period from 2000 through 2009. Moreover, based on future estimates of social insurance benefits, Matsuda et al. (2014) examined the extent to which the future income tax base would contract due to the expansion of social insurance premium deductions accompanying population aging. A certain degree of interest in the effects of these external environmental changes on the tax base is evident.

Notably, prior studies have not incorporated the combined effect of all the above factors, (1)–(4), on the tax base. This study aims to examine whether changes in the tax base are primarily due to changes to the tax system, falling incomes, or the aging population. Moreover, we endeavor to investigate the extent to which tax system change contributes to the continuation of the tax base in response to reductions due to falling incomes and the aging population. These examinations necessitate incorporating all the above factors (1)–(4) into the analysis.

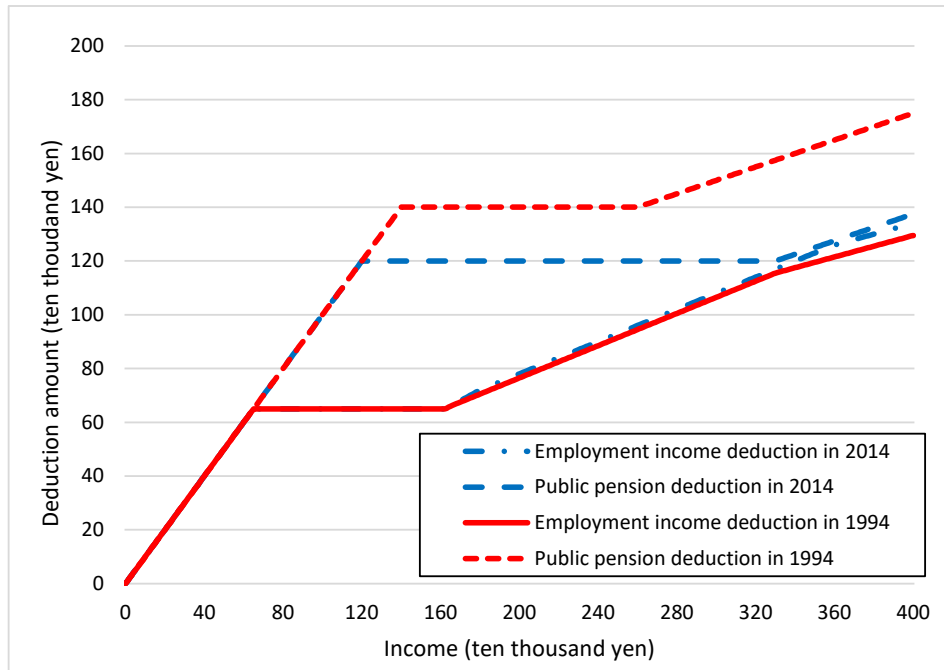
In light of the above, this study uses micro data (questionnaire data) from the National Survey of Family Income and Expenditure (NSFIE) (1994, 1999, 2004, 2009, 2014) to clarify trends in household distribution and tax deductions over the past 20 years. Moreover, applying factor decomposition, we consider each factor's contribution to changes in the income tax base. In this case, the use of micro data is essential because it is necessary to consider trends in the distribution of income and age when examining income distribution and age structure factors. Additionally, to uncover the effects of system changes and other deduction ratio factors, we used a microsimulation method to estimate the amount of deductions, applying the incomes and household attributes recorded in the questionnaire to the actual system, separating the contribution of tax system changes from the changes in the tax base at each layer. Additionally, since 2014, Japan has been

implementing widespread tax reform. In 2020, a major reform was enacted to promote work style reform and improve inter and intragenerational fairness. This study also subsequently assesses the impact of tax reforms from 2014 to 2020.

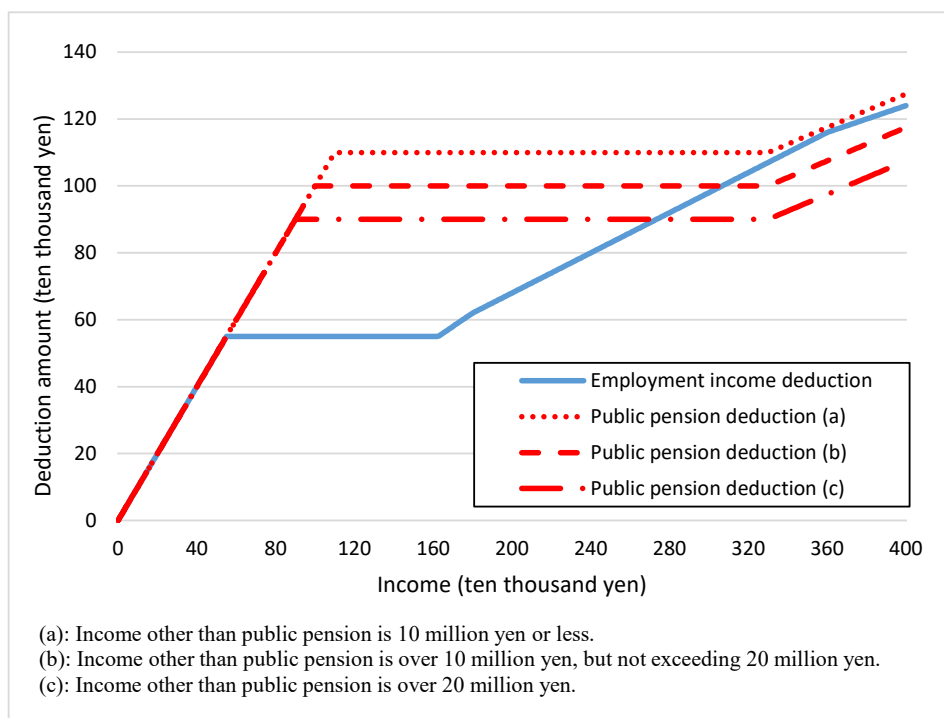
The remainder of the paper proceeds as follows. Section 2 reviews the evolution of Japan's tax deduction system since 1994. Section 3 describes the data and methodology used for estimating the amount of deductions and the tax base. Section 4 identifies the trends in deductions and income distribution, while Section 5 quantitatively considers each factor's respective contribution, applying factor decomposition of changes in the tax base. We also considered the impact of tax reforms between 2014 and 2020. Finally, Section 6 discusses our conclusions and their implications.

Figure 1: Employment income and public pension deductions

(a) Deduction amounts in 1994 and 2014



(b) Deduction amounts in 2020



Source: Policy Research Institute, Ministry of Finance, "Ministry of Finance Statistics Monthly."

2. Changes to the tax deduction system

This section briefly introduces the Japanese income tax system and the deductions that are the focus of this study. In the income tax system, taxable income is calculated by subtracting various deductions from gross income (earning minus expenses). The amount of tax is then calculated by multiplying taxable income by the income tax rate. This study focuses on seven primary personal deductions, including basic, spousal (including special spousal deductions), dependent, social insurance premium, employment income, public pension, and elderly deductions combined. Table 1 presents the evolution of these deduction systems.

The basic deduction was uniformly 350,000 yen until 1994, and was raised to 380,000 yen in 1995. Moreover, from 2020, the maximum deduction is 480,000 yen; however, when total income exceeds 24 million yen, the deduction gradually lowers, and when total income exceeds 25 million yen, the deduction is zero.

Regarding spousal deduction, until 1994, the income requirement for spouses to be eligible for the deduction was 350,000 yen or less, with a deduction amount of 350,000 yen in general, and 450,000 yen for those aged 70 or older. From 1995, the deduction amount and income requirement were expanded by 30,000 yen, respectively. From 2018, although the income requirement remained unchanged and the maximum amount of the deduction remained 380,000 yen, the deduction amount dropped to 0 when total income exceeded 10 million yen. In 2020, the income requirement for spouses eligible for the deduction was expanded to 480,000 yen, and the deduction amount remained unchanged. Regarding the special spousal deduction, until 2003, spouses who were eligible for the spousal deduction were also eligible for an additional deduction of up to 380,000 yen, but this was abolished in 2004. From 2018, the income requirement for spouses eligible for deduction was increased from a maximum of 760,000 yen to 1.23 million yen, and then to 1.33 million yen in 2020.

Regarding the dependent deduction, until 1994, the income requirement for dependent family members subject to deduction was 350,000 yen or less; the deduction amount was generally 350,000 yen; 500,000 yen for specified dependents (those aged between 16 and 22 years of age), 450,000 yen for elderly dependents (70 years or older), and 550,000 yen for cohabiting elderly dependents. From 1995, the income requirement and various deductions were increased by 30,000 yen, respectively, expanding the scope and amount of dependent deductions. From 1998, the deduction for specified dependents was increased to 580,000 yen. From 1999, the deduction for young dependents (those under 16 years of age) was increased from 380,000 to 480,000 yen, while that for specified dependents was increased from 580,000 to 630,000 yen. Notably, from 2000, the deduction for young dependents was decreased from 480,000 to 380,000 yen and treated similar to that of the general public. In 2010, the Japanese government's Democratic Party at the time introduced a child allowance, providing monetary allowance to parents and guardians of children under the age of 16, accompanied with exclusion from dependent deductions, beginning in 2011. Moreover, the

deductions for eligible dependents aged 16–18 decreased from 630,000 to 380,000 yen and treated similar to that of the general public. In 2020, the deduction amount remained unchanged; however, the income requirement for dependents eligible for deductions was increased from 380,000 to 480,000 yen, expanding the scope of dependent deductions.

Regarding employment income deductions, certain deduction rates are applied for each bracket of employment income; thus, as shown in Figure 1, the line graph follows a rightward trend, with deduction amounts increasing as salaries rise. From 2013, the upper limit of the deduction amount was set at 2.45 million yen. Subsequently, this limit was lowered reduced to 2.3 million yen in 2016, 2.2 million yen in 2017, and 1.95 million yen in 2020. Moreover, in 2020, the deduction amount for employment income was reduced by 100,000 yen, and the basic deduction was expanded by the same amount. These changes expanded the tax base among high-income earners, diminishing the tax-reducing effects of deductions.

The public pension deduction amount is set by combining a fixed-amount deduction and each bracket's fixed-rate deductions. Until 2004, the minimum deduction was 1.4 million yen for those aged 65 and above, and 700,000 yen for those under 65 years of age. From 2005 to 2019, the minimum deduction was 1.2 million yen for those aged 65 years and above and 700,000 yen for those under 65 years of age, easing the gap in deductions between these two age groups. In 2020, rather than increasing the basic deduction amount, the public pension deduction amount was reduced. Panel (b) in Figure 1 demonstrates the public pension deduction's structure in 2020, revealing that the reduction scale in the public pension deduction varied depending on the level of income other than the public pension. Additionally, the deduction amount was capped for pension incomes exceeding 10 million yen (deduction amount of 1.95 million yen). Similar to the employment income deduction, these changes expanded the tax base among high-income earners, limiting the deductions' tax-reducing effects.

Regarding the deduction for the elderly, until 2004, the applicability requirement was to be 65 years of age or older with an income of 10 million yen or less and a deduction amount of 500,000 yen; however, this system was abolished in 2005.

Table 1. Income tax system

	1994	1999	2004
Deduction for salaries	Deduction amount increases with employment income Minimum deduction: 650 thousand yen	(Same as on the left)	(Same as on the left)
Deduction for public pensions	Deduction amount increases with public pensions Minimum deduction 65 y/o or over: 1.4 million yen 64 y/o or under: 700 thousand yen	(Same as on the left)	(Same as on the left)
Basic deduction	350 thousand yen	380 thousand yen	(Same as on the left)
Deduction for spouses	Deduction General: 350 thousand yen 70 y/o or older: 450 thousand yen Income requirement for spouses 350 thousand yen or less	Deduction General: 380 thousand yen 70 y/o or older: 480 thousand yen Income requirement for spouses 380 thousand yen or less	(Same as on the left)
Special deduction for spouses	Maximum deduction: 350 thousand yen (Existence of additional application)	Maximum deduction: 380 thousand yen (Existence of additional application)	Maximum deduction: 380 thousand yen (No existence of additional application)
Deduction for dependents	Deduction General: 350 thousand yen 16-22 y/o: 500 thousand yen 70 y/o or older: 450 thousand yen who live together: 550 thousand yen Income requirement for dependents 350 thousand yen or less	Deduction General: 380 thousand yen 15 y/o or under: 480 thousand yen 16-22 y/o: 630 thousand yen 70 y/o or older: 480 thousand yen who live together: 580 thousand yen Income requirement for dependents 380 thousand yen or less	Deduction General: 380 thousand yen 16-22 y/o: 630 thousand yen 70 y/o or older: 480 thousand yen who live together: 580 thousand yen Income requirement for dependents 380 thousand yen or less
Social insurance premium deduction	Same as social insurance premium burdens	(Same as on the left)	(Same as on the left)
Deduction for the elderly	500 thousand yen	(Same as on the left)	(Same as on the left)
Tax Rate	5 brackets (10, 20, 30, 40, 50%)	4 brackets (10, 20, 30, 37%)	(Same as on the left)
Temporary tax cut	Tax cut of 20% up to 2 million yen	Tax cut of 20% up to 250 thousand yen	(Same as on the left)
Interest tax and dividend tax	Interest tax: separate taxation (Existence of exemption for the elderly) dividend tax: comprehensive or separate taxation (Existence of dividend tax credit)	(Same as on the left)	(Same as on the left)

Table 1. Income tax system (continued)

	2009	2014	2020
Deduction for salaries	(Same as on the left)	Deduction amount increases with employment income Minimum deduction: 650 thousand yen Maximum deduction: 2.45 million yen	Deduction amount increases with employment income Minimum deduction: 550 thousand yen Maximum deduction: 1.95 million yen
Deduction for public pensions	Deduction amount increases with public pensions Minimum deduction 65 y/o or over: 1.2 million yen 64 y/o or under 700 thousand yen	(Same as on the left)	Deduction amount increases with public pensions Minimum deduction 65 y/o or over: 0.9-1.2 million yen 64 y/o or under 400-700 thousand yen Maximum deduction 1.75-1.95 million yen
Basic deduction	(Same as on the left)	(Same as on the left)	maximum deduction: 480 thousand yen
Deduction for spouses	(Same as on the left)	(Same as on the left)	Deduction General: 380 thousand yen 70 y/o or older: 480 thousand yen Income requirement for spouses 480 thousand yen or less
Special deduction for spouses	(Same as on the left)	(Same as on the left)	Maximum deduction: 130-380 thousand yen (No existence of additional application)
Deduction for dependents	(Same as on the left)	Deduction General(16 y/o or older): 380 thousand yen 19-22 y/o: 630 thousand yen 70 y/o or older: 480 thousand yen who live together: 580 thousand yen Income requirement for dependents 380 thousand yen or less	Deduction General(16 y/o or older): 380 thousand yen 19-22 y/o: 630 thousand yen 70 y/o or older: 480 thousand yen who live together: 580 thousand yen Income requirement for dependents 480 thousand yen or less
Social insurance premium deduction	(Same as on the left)	(Same as on the left)	(Same as on the left)
Deduction for the elderly	(No existence)	(No existence)	(No existence)
Tax Rate	6 brackets (5, 10, 20, 23, 33, 40%)	(Same as on the left) (Existence of special reconstruction tax)	7 brackets (5, 10, 20, 23, 33, 40, 45%) (Existence of special reconstruction tax)
Temporary tax cut	(No existence)	(No existence)	(No existence)
Interest tax and dividend tax	Interest tax: separate taxation dividend tax: comprehensive or separate taxation (Existence of dividend tax credit)	(Same as on the left)	(Same as on the left)

Source: Policy Research Institute, Ministry of Finance, “Ministry of Finance Statistics Monthly.”

3. Materials and methods

3.1 Data

Household micro data (questionnaire data) from the NSFIE (1994–2014) were used. This survey is conducted every five years, covering approximately 57,000 households across a survey period spanning September to November. At the start of the survey, each household member was questioned regarding their relationship status, age, gender, employment status, and among other attributes, income over the past year and household savings at the time of the survey. In this study, we applied the actual tax system to household members' attributes and income data to estimate each household's annualized social insurance premiums and income tax liability. We also estimated the amount of deductions in the course of this series of tasks, excluding the following types of households from the sample due to the inability to estimate their taxable income.

- Households with members whose age or gender were unknown.
- Households where a member was posted to a job away from the family.
- Households with persons moving out.
- Households with blanks, unknown codes, or top codes for items in the survey.

3.2 Method for taxable income and income tax liability estimation ²

3.2.1 Method for estimating income

Annual income data from the Annual Income and Savings Questionnaire were used for estimating income other than interest and dividend income. Annual income in the NSFIE is broken down into the following 10 detailed items.

- (1) Annual income from work ³
- (2) Income from agriculture, forestry, and fisheries
- (3) Business income from sources other than agriculture, forestry, and fisheries
- (4) Annual income from side jobs, etc.
- (5) Annual income from rent and land rent
- (6) Public pensions and government pensions
- (7) Income from corporate and private pensions
- (8) Interest and dividends
- (9) Money sent from relatives, etc.
- (10) Other annual income

² This study references Ohno et al. (2018) and Matsumoto et al. (2020) to estimate income, social security premiums, and income tax liability.

³ Based on the NIFIE's survey form, this item refers to annual income before deductions and taxes.

Regarding the NSFIE's Annual Income and Savings Questionnaire, the detailed income items for household heads and spouses are obtained individually; however, two or more other members are in a household, their incomes are summed by two age groups. One group is other household members under 65 years, and the other group includes household members 65 years of age and above. For this reason, other household members' income was apportioned as described below to estimate other members' detailed income.

In the case of income items (1), (2), (3), (6), and (7), annual income may vary depending on the age and gender of household members; therefore, the average income based on gender and age group was first obtained from the incomes of household heads and their spouses, for whom individual income is known. The combined income of the members of the households with multiple persons in the under 65 years of age or 65 years and older classifications was prorated to each household member according to the ratio of the previously calculated average income.

In the case of income items (4), (5), (9), and (10), when more than one person in a household was in the above classifications, annual income was prorated by the number of household members. Note that household members under the age of 15 were excluded from this proration.

Among the items that constitute the Annual Income and Savings Questionnaire, item (8), interest and dividends, is conspicuous in its underrepresentation. We subsequently estimated interest and dividend income using the asset balance from the questionnaire, multiplying the balance of households' financial assets by the market interest rate (annual interest rate). Note that because financial assets can only be determined on a household basis, income from interest and dividends was also estimated on a household basis.

3.2.2 Method for estimating the amount of deductions and income tax liability⁴

Estimating income tax liability requires calculating the amount of social insurance premiums used in the social insurance premium deduction. This study assumed that the highest income earner was the head of the household (rather than referencing the dependent relationship written on the household questionnaire), designating spousal and dependents relationships in the tax and social

⁴ In this study, we estimated the tax base by applying the actual tax system to the incomes and attributes of the households listed in the questionnaire. The methodology represents a microsimulation, wherein new variables are constructed virtually by applying a social system to each household from the available variables. While it is possible to estimate highly individual variables, such as tax and insurance premiums, for each household from limited information, the estimations may also contain large measurement errors. However, Ohno et al. (2015) and Tada et al. (2016) have validated this method for estimating tax liability and insurance premiums using the Comprehensive Survey of Living Conditions (CSLC), confirming that the resulting values had high accuracy. Additionally, the NSFIE can be used for the variables required for estimating the amount of household tax liabilities and insurance premiums. Sano et al. (2015) and Tada and Miyoshi (2015) confirmed that the CSLC and NSFIE are consistent in terms of household attributes and income data; therefore, the microsimulation method for estimating liability can also be applied to the NSFIE, and the validity of the estimates are regarded as having the same degree of accuracy.

insurance system based on the circumstances of the household head in relationship to the family, including the ages, occupations, and incomes of other household members.

Estimating the amount of social insurance premiums requires identifying the social insurance system in which each family member is enrolled. In this study, for the public pension, health insurance, nursing insurance, and employment insurance systems, we first inferred which system each household member was enrolled in and then applied the actual premium calculation to estimate the burden.

In the estimation, the actual tax system was applied to data on household attributes and income to determine the amount of the deductions and the income tax liability. The Income Tax Act classifies income into 10 categories; however, we calculated the total income using salary, business, miscellaneous, and real estate incomes from the NSFIE. Taxable income was then calculated by subtracting various deductions from the total income. The deductions applied included basic, spousal (special), dependent, elderly (up to 2004), social insurance premium, employment income, and public pension deductions. The social insurance premium deduction used the paid social insurance premiums amount calculated earlier.⁵ Finally, the marginal income tax rate table was applied to taxable income to calculate the income tax liability for total taxable income. The fixed-rate tax reduction (from 1994 to 2006) and special reconstruction income tax (from 2013) were also considered.

Additionally, the income tax liability value included taxation of interest and dividends. We estimated the interest and dividends value of the income tax liability by applying the real tax system to the previously estimated interest and dividend income values. The taxation of earned interest was estimated by applying the applicable income tax rates to the interest income under separate taxation. We also considered the minor savings tax exemption system for the elderly (until 2005). Additionally, because it is possible to choose between comprehensive and separate taxation for dividend taxation, the taxation system offering the smaller liability is chosen for each household. When doing so, we also considered the dividend tax credit where comprehensive taxation is chosen.

4. The state of and changes to tax deductions

To understand the state of and changes to the deductions, we reviewed the deduction (average amounts) and its ratio (the ratio of deductions to gross income). Since this study also considered the deductions' breakdown, rather than the tax base, we focused on the size of deductions. Additionally, the sample is on a household basis, hence, the levels of income and deductions used an equivalent household basis.

⁵ We do not consider deductions based on information not obtained from the questionnaire (disability and medical expense deductions, special credits for home loans, etc.).

4.1 Changes in the amount and ratio of the tax deductions⁶

We focused on levels of deduction amounts and ratios and their changes. Table 2 shows each deduction's average amount and the gross income between 1994 and 2014. As shown in Table 2, the mean and median of gross income have been declining. It should be noted that Japan's aging population has led to an increase in the proportion of elderly households, resulting in the rise of relatively low-income households. Panel (a) in Table 2 focuses on all households; the ratio of the deduction is 65%–71%, consistent with previous studies which state that Japanese households benefit from broad deductions (Tajika and Yashio, 2010; Nakamoto, 2014). Focusing on trends in the past 20 years, the amount of deductions increased in the latter half of the 1990s; however, have been decreasing since the 2000s. Additionally, after rising in the late 1990s, the deduction ratio has been largely consistent since the 2000s, partially due to the falling gross income.

Behind this shift lies not only changes to the tax system, but also their effects on income distribution and changes in population composition. One of the effects of changes to the tax system was related to the expansion of the deduction system in the latter half of the 1990s. This period saw a relaxation of requirements and expansion of the amounts allotted for basic, spouse, and dependent deductions. Cutbacks to the deduction system since the 2000s can also be cited. For example, in the early 2000s, the spouse deduction was reduced through the abolition of the additional special spousal deduction. Moreover, in the first half of the 2010s, the dependent deduction was reduced, accompanied by the introduction of the child allowance. The impact of changes in income distribution and population composition can also be attributed to population aging. In other words, the decrease in the proportion of working-age households and the increase in the share of aged households has lowered employment income deductions and raised public pension deductions. Additionally, while there is no significant apparent change in social insurance premium deductions, this is likely caused by the interaction of the increase in the social insurance premiums and the decline in the percentage of working-age households.

We further examined the sample by dividing it into working-age and elderly households. Panel (b) in Table 2 presents working-age households with heads under 65 years of age. Regarding the trends over the past 20 years, a decrease in employment income deductions is not evident; thus, the decrease in employment income deductions across all households in Panel (a) is due to the effects of population aging (i.e., an increase in the percentage of elderly households and a decrease in the percentage of working-age households). Panel (c) in Table 2 focuses on elderly households with heads 65 years of age or over, revealing that the level of the deduction ratio is 80%–87%, which is

⁶ The amount of deductions is estimated and obtained in this study. Depending on the household, the amount of deductions may exceed gross income and taxable income becomes negative. In such cases, taxable income is treated as zero; thus, no household has a deduction ratio that exceeds 100%.

larger than that of working-age households. Previous studies clearly show that elderly households benefit from higher deductions than working-age households. Although deductions were reduced in the late 2000s through the reduction of the public pension deduction and the abolition of the deduction for the elderly, elderly households continue to benefit from the deductions to a comparatively larger extent.

Table 2. Deduction amount and ratio
(a) Total households

		(ten thousand yen)				
		1994	1999	2004	2009	2014
Deduction ratio (%)		65.0%	71.3%	70.5%	69.6%	70.8%
Basic deduction		32.2	35.2	35.0	35.4	36.0
Spousal (special) deduction		22.0	24.1	13.4	14.4	14.0
Dependent deduction		24.7	28.3	24.1	22.0	10.6
Social insurance premium deduction		35.8	39.2	34.6	35.4	38.5
Employment income deduction		91.3	90.2	82.9	78.9	75.8
Public pension deduction		27.0	36.9	45.2	46.7	54.6
Deduction for the elderly		6.1	8.3	10.3	0.0	0.0
Gross income						
	Mean	409.4	397.1	377.1	361.3	348.8
	Standard deviation	282.6	257.7	257.0	252.3	246.3
	Median	353.8	343.6	323.0	303.7	295.1
	p5	132.1	121.3	117.9	105.3	102.9
	p95	845.0	828.1	783.6	781.2	757.1
	Gini coefficient	0.306	0.310	0.313	0.325	0.324
Real gross income (Mean)		409.4	390.6	383.1	366.7	344.9

(b) Households with heads under 65 years of age

		(ten thousand yen)				
		1994	1999	2004	2009	2014
Deduction ratio (%)		61.7%	66.8%	64.4%	65.8%	63.7%
Basic deduction		32.5	35.5	35.4	35.7	36.7
Spousal (special) deduction		21.7	23.6	13.4	13.3	12.6
Dependent deduction		27.3	32.6	28.3	27.9	11.7
Social insurance premium deduction		39.5	45.0	40.0	41.2	47.6
Employment income deduction		102.2	106.0	103.0	103.0	106.5
Public pension deduction		12.6	15.1	16.9	16.2	15.9
Deduction for the elderly		1.3	1.6	1.6	0.0	0.0
Gross income						
	Mean	425.4	422.3	403.9	393.5	391.5
	Standard deviation	264.9	255.6	247.0	253.2	242.6
	Median	371.8	372.0	355.1	343.7	346.7
	p5	152.5	142.6	133.5	117.8	120.3
	p95	852.0	851.1	803.8	828.4	801.5
	Gini coefficient	0.287	0.293	0.295	0.313	0.303
Real gross income (Mean)		425.4	415.4	410.4	399.3	387.1

(c) Households with heads 65 years of age or over

		(ten thousand yen)				
		1994	1999	2004	2009	2014
Deduction ratio (%)		80.2%	85.7%	86.5%	77.3%	81.5%
Basic deduction		32.2	34.2	33.7	34.6	34.8
Spousal (special) deduction		23.8	26.0	13.5	16.7	16.2
Dependent deduction		10.7	11.3	11.8	8.9	8.9
Social insurance premium deduction		15.3	16.2	18.7	22.3	24.1
Employment income deduction		30.4	28.2	24.3	24.6	27.3
Public pension deduction		107.1	122.7	128.3	115.3	115.8
Deduction for the elderly		32.8	34.9	35.5	0.0	0.0
Gross income						
	Mean	335.8	314.9	306.5	296.2	284.1
	Standard deviation	343.2	247.1	269.1	237.5	237.7
	Median	265.4	262.8	256.9	250.7	239.0
	p5	88.0	83.5	88.1	91.8	90.2
	p95	764.4	690.7	667.3	635.2	599.3
	Gini coefficient	0.372	0.339	0.331	0.320	0.320
Real gross income (Mean)		335.8	309.8	311.4	300.6	280.9

Note: Real gross income is calculated applying the consumer price index to nominal gross income, with the 1994 value taken as the reference.

We briefly reviewed the effects of changes to the income tax system and the economic and social changes related to the system. Table 3 presents the trends in levels of income, deductions, and income tax liability ratios. First, to exclude the effects of changes in economic and social conditions, we measured the effects of changes to the system by fixing the year of the data and changing only the year of the income tax system. Panel (a) in Table 3 shows the measurement results for which the year of the data was fixed to 2014.⁷ In terms of total households, in the late 1990s, the tax base shrank as the deduction ratio rose, and the maximum income tax rate declined; hence, the tax liability ratio fell significantly in the late 1990s. Since the 2000s, the tax base has subsequently expanded as the deduction ratio has declined, but tax liability ratios have changed slightly. When viewed in terms of long-term changes over the 20-year period, both the deduction ratio and the tax liability ratio have decreased. This means that the tax liability ratio has declined, despite the increase in the tax base, and one of the major reasons is the other system changes, including the reduction in the income tax rate. Capturing the long-term changes by separating working-age and elderly households, working-age households' deductions and tax liability ratios have decreased, similar to the result for total households. Elderly households have also experienced a decrease in deduction and tax liability ratios. As for the magnitude of change, the deduction ratio has declined more for elderly households, which is attributable to reduction of the public pension deduction and the 2005 abolition of the deduction for the elderly.

To exclude the effects of changes to the tax system, we measured the effects of economic and social changes by fixing the income tax system year and change in only the year of the data. Panel (b) in Table 3 shows the measurement results in 2014, which was the year of income tax system revision.⁸ Regarding total households, gross incomes have consistently declined over the past 20 years, while at the same time, the deduction ratio has risen, the tax base has shrunk, and the tax liability ratio has fallen accordingly. This finding indicates that changes in income distribution and population composition have reduced the tax base, diminishing the ability to raise tax revenue. The decrease in tax liability ratio also includes the impact of many households moving to a lower tax bracket. Regarding the magnitude of change, the impact of changes in economic and social conditions presented in Panel (b) is greater than that of the tax system changes shown in Panel (a). Capturing the long-term change by separating working-age and elderly households, the same trend is observed in both cases; however, this change is particularly greater for elderly households.

⁷ Measurements were also made fixing the data years to 1994, 1999, 2004, and 2009, obtaining qualitatively similar results.

⁸ Measurements were also made fixing the income tax system years to 1994, 1999, 2004, and 2009, respectively, obtaining qualitatively similar results.

Table 3. Gross income, deduction ratio, and tax liability ratio

(a) The year of data is fixed to 2014

	(ten thousand yen)					
Year of data	2014	2014	2014	2014	2014	
Year of tax system	1994	1999	2004	2009	2014	1994–2014
Total households						
Gross income	348.8	348.8	348.8	348.8	348.8	0.0
Deduction ratio (%)	74.9%	77.7%	75.5%	72.0%	70.8%	−4.1%
Tax liability ratio to gross income (%)	2.6%	2.0%	2.1%	1.9%	2.0%	−0.6%
Working-age households						
Gross income	391.5	391.5	391.5	391.5	391.5	0.0
Deduction ratio (%)	65.0%	69.2%	65.7%	66.1%	63.7%	−1.3%
Tax liability ratio to gross income (%)	3.5%	2.7%	3.0%	2.4%	2.6%	−0.9%
Elderly households						
Gross income	284.1	284.1	284.1	284.1	284.1	0.0
Deduction ratio (%)	89.8%	90.6%	90.2%	80.9%	81.5%	−8.4%
Tax liability ratio to gross income (%)	1.3%	0.9%	0.9%	1.2%	1.2%	−0.2%

(b) The income tax system year is fixed to 2014

	(ten thousand yen)					
Year of data	2014	2014	2014	2014	2014	
Year of tax system	1994	1999	2004	2009	2014	1994–2014
Total households						
Gross income	409.4	397.2	377.1	361.4	348.8	−60.6
Deduction ratio (%)	61.4%	63.6%	66.2%	68.2%	70.8%	9.4%
Tax liability ratio to gross income (%)	3.2%	2.8%	2.5%	2.3%	2.0%	−1.2%
Working-age households						
Gross income	425.4	422.4	403.9	393.5	391.5	−33.9
Deduction ratio (%)	59.4%	60.3%	62.5%	63.4%	63.7%	4.4%
Tax liability ratio to gross income (%)	3.3%	3.1%	2.8%	2.7%	2.6%	−0.8%
Elderly households						
Gross income	335.9	315.0	306.5	296.2	284.1	−51.8
Deduction ratio (%)	70.5%	74.5%	76.2%	78.0%	81.5%	10.9%
Tax liability ratio to gross income (%)	2.7%	1.7%	1.5%	1.4%	1.2%	−1.5%

4.2 Deduction ratios and household shares viewed by income bracket

We also reviewed the deduction ratios and household shares (the proportion of households in each income bracket) to examine the deduction ratios and income distribution. Table 4 compares the deduction ratios and household shares in 1994 and 2014 by income group. The number of income brackets is set to 10, and each bracket's threshold was created from income deciles based on the equivalent gross income for all households in 1994, and were fixed for other data years. Panel (a) in Table 4 presents the result for total households. Although all household shares were 10% in 1994 (by definition), in 2014, household shares of low-income brackets rose and those of high-income brackets declined. As noted above, this finding suggests that average household income has been on declining trend in Japan. To examine these results in more detail, total households were divided into working-age and elderly households.

Panel (b) in Table 4 focuses on working-age households. In both 1994 and 2014, the low-income brackets' deduction ratio was higher. Comparing the two points in time, the low-income brackets' deductions ratio has fallen and increased for high-income groups, slightly narrowing the difference between the groups. Comparing the household shares between the two points in time, except the first income bracket, the proportion of households in all income brackets has decreased due to the effects of population aging. The proportion of households in high-income brackets was higher in 1994, whereas the proportion in lower income brackets was higher in 2014. These results indicate that, in addition to declining working-age household shares due to the effects of population aging, incomes have also fallen.

Panel (c) in Table 4 focuses on elderly households. In both 1994 and 2014, the low-income brackets' deduction ratio was higher. Comparing the two points in time reveals that majority of the income brackets' deduction ratios have fallen, which is assumed to represent the impact of the reduction in public pension deductions and the abolition of the deduction for the elderly. Moreover, comparing the household rates between the two points in time indicates that the proportion of households in each income bracket has increased due to the effects of population aging. Regarding each year's distributions, the share of households in the lower income brackets was higher in 1994, and increased further in 2014. From these results, it is clear that in addition to an increase in the proportion of elderly households, due to the effects of population aging, their incomes have also fallen.

In this way, the changes in the Japanese tax deduction ratio are subject to the influence of not only system changes but also from changes to the income distribution and population composition. Therefore, in the next section, we clarified the state of changes to the deduction ratio through decomposing four factors of system change, other deduction ratios, age structure, and income distribution.

Table 4. Deduction and household share by income bracket

(a) Total households

		Deduction ratio		Household share	
		1994	2014	1994	2014
Income brackets					
I	1.84 million yen or less	87.1%	89.0%	10.0%	17.0%
II	1.84–2.36 million yen	84.1%	83.7%	10.0%	15.0%
III	2.36–2.77 million yen	77.4%	77.2%	10.0%	12.2%
IV	2.77–3.17 million yen	71.0%	71.1%	10.0%	10.2%
V	3.17–3.59 million yen	66.0%	67.0%	10.0%	8.9%
VI	3.59–4.09 million yen	61.7%	62.7%	10.0%	8.6%
VII	4.09–4.69 million yen	57.8%	59.2%	10.0%	7.9%
VIII	4.69–5.51 million yen	54.1%	56.0%	10.0%	7.3%
IX	5.51–6.68 million yen	48.9%	51.6%	10.0%	6.8%
X	over 6.88 million yen	37.2%	40.9%	10.0%	6.1%

(b) Households with heads under 65 years of age

		Deduction ratio		Household share	
		1994	2014	1994	2014
Income brackets					
I	1.84 million yen or less	85.1%	81.4%	6.8%	7.9%
II	1.84–2.36 million yen	79.8%	75.2%	7.8%	6.8%
III	2.36–2.77 million yen	73.4%	71.2%	8.0%	6.5%
IV	2.77–3.17 million yen	68.4%	67.1%	8.5%	6.0%
V	3.17–3.59 million yen	64.0%	64.3%	8.6%	5.9%
VI	3.59–4.09 million yen	60.4%	60.9%	8.9%	6.1%
VII	4.09–4.69 million yen	56.7%	58.1%	8.9%	5.9%
VIII	4.69–5.51 million yen	53.1%	55.1%	9.0%	5.8%
IX	5.51–6.68 million yen	48.3%	51.3%	9.1%	5.5%
X	over 6.88 million yen	37.5%	42.2%	9.0%	4.8%

(c) Households with heads 65 years of age or over

		Deduction ratio		Household share	
		1994	2014	1994	2014
Income brackets					
I	1.84 million yen or less	90.2%	94.8%	3.2%	9.1%
II	1.84–2.36 million yen	96.1%	90.3%	2.2%	8.1%
III	2.36–2.77 million yen	91.3%	83.1%	2.0%	5.7%
IV	2.77–3.17 million yen	84.0%	77.2%	1.5%	4.2%
V	3.17–3.59 million yen	78.2%	72.1%	1.4%	3.0%
VI	3.59–4.09 million yen	71.2%	67.4%	1.1%	2.5%
VII	4.09–4.69 million yen	66.8%	63.3%	1.1%	2.0%
VIII	4.69–5.51 million yen	62.5%	59.9%	1.0%	1.5%
IX	5.51–6.68 million yen	54.8%	53.1%	0.9%	1.3%
X	over 6.88 million yen	34.8%	35.9%	1.0%	1.3%

5. Decomposition of factors in the change in deduction ratios

5.1 Factor decomposition method

First, we explained the factor decomposition method of changes in the deduction ratio. When the deduction ratio (average of all households) at time t is A^t , the following Equation (1) holds.

$$A^t = \sum_{i=1}^I \sum_{j=1}^J a_{ij}^t \cdot m_{ij}^t \cdot r_i^t \quad (1)$$

where i and j denote income and age brackets, respectively. Variable a_{ij}^t denotes the deduction ratio in income bracket i of age bracket j , m_{ij}^t denotes the ratio of the age structure of age bracket j in income bracket i (= the number of households in income bracket i and age bracket j /the number of households in income bracket i), and r_i^t denotes the proportion of households in income bracket i (= the number of households in income bracket i /total number of households). Therefore, Equation (1) shows that deduction ratio (average value for all households) A^t is composed of each brackets' deduction ratio, age structure ratio, and the household share.

A comparison of the deduction ratio (average of all households) between different points in time can be expressed as follows, where base and comparison years are expressed as 0 and 1, respectively.

$$\Delta A = A^1 - A^0 \quad (2)$$

If Equation (2) is transformed after including the relationship in Equation (1), the following Equation (3) is obtained:

$$\begin{aligned} \Delta A = & \sum_{i=1}^I \sum_{j=1}^J (a_{ij}^1 - a_{ij}^0) \cdot \frac{2 \cdot m_{ij}^1 \cdot r_i^1 + m_{ij}^1 \cdot r_i^0 + m_{ij}^0 \cdot r_i^1 + 2 \cdot m_{ij}^0 \cdot r_i^0}{6} \\ & + \sum_{i=1}^I \sum_{j=1}^J (m_{ij}^1 - m_{ij}^0) \cdot \frac{2 \cdot r_i^1 \cdot a_{ij}^1 + r_i^1 \cdot a_{ij}^0 + r_i^0 \cdot a_{ij}^1 + 2 \cdot r_i^0 \cdot a_{ij}^0}{6} \\ & + \sum_{i=1}^I \sum_{j=1}^J (r_i^1 - r_i^0) \cdot \frac{2 \cdot a_{ij}^1 \cdot m_{ij}^1 + a_{ij}^1 \cdot m_{ij}^0 + a_{ij}^0 \cdot m_{ij}^1 + 2 \cdot a_{ij}^0 \cdot m_{ij}^0}{6} \end{aligned} \quad (3)$$

Equation (3) is a factor decomposition of changes in the deduction ratio, averaging all households into three factors. The first term on the right shows the effect of changes in the deduction ratio (deduction ratio factor) in individual brackets, the second term shows the effect of changes in the age composition ratio (age composition factor) within a given income bracket, and the third term shows the effects of changes in the household share (income distribution factor) across all income brackets. Referencing Bargain and Callan (2010) and Bargain (2012), Equation (4) is established to further separate the deduction ratio factor into the effects of tax system changes and other factors.

$$\begin{aligned}
\Delta A = & \sum_{i=1}^I \sum_{j=1}^J (a_{ij}^1 - a_{ij}^{1(0)}) \cdot \frac{2 \cdot m_{ij}^1 \cdot r_i^1 + m_{ij}^1 \cdot r_i^0 + m_{ij}^0 \cdot r_i^1 + 2 \cdot m_{ij}^0 \cdot r_i^0}{6} \\
& + \sum_{i=1}^I \sum_{j=1}^J (a_{ij}^{1(0)} - a_{ij}^0) \cdot \frac{2 \cdot m_{ij}^1 \cdot r_i^1 + m_{ij}^1 \cdot r_i^0 + m_{ij}^0 \cdot r_i^1 + 2 \cdot m_{ij}^0 \cdot r_i^0}{6} \\
& + \sum_{i=1}^I \sum_{j=1}^J (m_{ij}^1 - m_{ij}^0) \cdot \frac{2 \cdot r_i^1 \cdot a_{ij}^1 + r_i^1 \cdot a_{ij}^0 + r_i^0 \cdot a_{ij}^1 + 2 \cdot r_i^0 \cdot a_{ij}^0}{6} \\
& + \sum_{i=1}^I \sum_{j=1}^J (r_i^1 - r_i^0) \cdot \frac{2 \cdot a_{ij}^1 \cdot m_{ij}^1 + a_{ij}^1 \cdot m_{ij}^0 + a_{ij}^0 \cdot m_{ij}^1 + 2 \cdot a_{ij}^0 \cdot m_{ij}^0}{6}
\end{aligned} \tag{4}$$

where $a_{ij}^{1(0)}$ denotes the deduction rate applying the deduction system of the base year using the data of comparison years. Thus, the first term on the right-hand side of Equation (4) indicates the effect of using data from comparison years while changing only the year of the deduction system, thereafter measuring the true contribution that system changes have made to the deductions ratio. For example, this corresponds to the effects of an increase or decrease in the amount of various deductions and an increase in the amount of social insurance premium deductions as a result of increases in premium rates. We referred to this as system change factors. The second term indicates the effect of using the base year's deduction system to change only the year of the data, after which it measures the effect on the deduction ratio due to changes in income level and family structure, assuming the absence of changes to the tax system. For example, this corresponds to the impact of the decline in the number of dependents due to family nuclearization and declining birthrate. We referred to this as other deduction ratio factors. The third term measures the effects of changes in age composition. Under the

Japanese deductions system, the amount of deductions differ depending on the source of income, whether it is employment or pension income, even when the two are equivalent. Following the comparative generosity of the deduction systems to elderly households, population aging will increase the proportion of households with high deduction ratios. We referred to this as age composition factors. The fourth term measures the effects of changes in income distribution. Essentially, the lower the income bracket, the higher the deduction ratio. As such, falling incomes will increase the proportion of households with higher deduction ratios. We referred to this as income distribution factors. Note that when an individual transitions from employment to an unemployment (pensioner) due to retirement, the primary source of income transitions from employment to pension income. At this point, not only does the type of income source change, but it also usually results in a fall in income level. Income distribution factors include the effects of the decline in income due to population aging.

5.2 Results of factor decomposition measurement

While measuring the factor decomposition of Equation (4), the income and age brackets' numbers are set at 10 and 2, respectively (those in which the household head is under age 65, and those in which they are 65 years of age or older). Table 5 presents the results of the factor decomposition measurements.⁹

We first considered the results of long-term change, revealing that the deduction ratio has increased by 6% over the 20 years from 1994 to 2014, indicating a contraction in the tax base. In the background to this, income distribution factors have made the largest contribution, wherein falling incomes are affecting both working-age and elderly households. The contribution of age composition factors is also considerable. Conversely, tax system change factors have had a negative sign, but these effects have been offset by the other deduction ratio factors. Although the analysis shown above is suitable for capturing long-term changes, it is possible that these effects may have offset one another over the 20 years; therefore, it is necessary to consider the consequences of short-term changes.

Subsequently, we then considered the consequences of short-term changes by dividing the period into five-year intervals. Changes in the second half of the 1990s (from 1994 to 1999) caused the deductions ratio (average of all households) to increase by 5.9%, indicating that the tax base contracted. In the background to this, the contribution of tax system change factors was the largest. In particular, the deduction ratio for working-age households increased significantly. Revisions to the tax system in the second half of the 1990s included an increase in the amount of basic, spouse, and

⁹ The contributions of each of the four factors in the factor decomposition were respectively measured by income and age bracket. Regarding age composition factors, the contributions of working-age and elderly households essentially offset one another, both are totaled and recorded in the measurement results table.

dependent deductions, in addition to expansion of employment income deductions from low-income brackets to include middle-income brackets.

The changes were minor in the first half of the 2000s (from 1999 to 2004), with the deduction ratio (average of all households) falling by 0.1%; however, the tax system change factors had a negative contribution in the background. Moreover, working-age households' deduction ratio particularly decreased. Revisions to the system in the early 2000s included abolition of the additional special spousal deduction payment and reduction in the amount of the deduction for dependents under 16 years of age, indicating an expansion in the tax base. In contrast, income distribution and age composition factors made a positive contribution. Consequently, although the tax base expanded in this period following revisions to the system, the effect was offset by changes in income distribution and population composition.

Changes in the latter half of the 2000s (from 2004 to 2009) caused the deduction ratio (average of all households) to fall by 0.8%. In the background to this, tax system change factors had a negative contribution. In particular, elderly households' deduction ratio declined. Revisions to the system in the latter half of the 2000s included a reduced deduction amount for taxpayers aged 65 and above in the public pension deduction and abolition of the deduction for the elderly, expanding the tax base. Conversely, income distribution and age composition factors made a positive contribution. As in the first half of the 2000s, although the tax base expanded through system change factors, this effect was offset by changes in income distribution and population composition.

Changes in the first half of the 2010s (from 2009 to 2014) caused the deduction ratio (average of all households) to increase by 1.1%. In the background to this, tax system change factors had a negative contribution, and working-age households' deduction ratio particularly decreased. Revisions to the tax system in the first half of the 2010s included exclusion of those under 16 years of age from the dependent deduction, a reduced deduction amount for those between 16 and 19 years of age and an upper limit cap for the employment income deduction, indicating an expansion of the tax base. In contrast, income distribution and age composition factors made a positive contribution. Consequently, the effects of changes in income distribution and population composition were dominant in this period, resulting in a contraction in the tax base.

From a long-term perspective, while the tax base has primarily been eroded by the effects of falling incomes and population aging, the contributions made by changes to the tax system in response to these pressures have been limited. Including both expansion and contraction periods in the deduction system also has an effect. From a short-term perspective, changes to the system have had a certain effect, particularly in the 2000s, as reduced deductions expanded the tax base; however, this effect was eventually offset by changes in income distribution and population composition.

Table 5. Decomposition of changes to deduction ratio

	System change factors		Other deduction ratio factors		Income distribution factors		Age composition factors	Changes to deduction ratio
	Working-age households	Elderly households	Working-age households	Elderly households	Working-age households	Elderly households		
1994–2014	–0.88%	–2.39%	0.84%	1.57%	0.79%	3.86%	2.21%	6.01%
1994–1999	4.20%	0.59%	–0.09%	0.22%	0.08%	0.26%	0.59%	5.85%
1999–2004	–3.05%	–0.16%	0.18%	0.09%	0.74%	1.56%	0.52%	–0.11%
2004–2009	0.30%	–3.10%	0.09%	0.20%	0.31%	0.95%	0.44%	–0.81%
2009–2014	–1.62%	0.22%	0.29%	0.77%	0.02%	0.81%	0.57%	1.08%

5.3 Microsimulation analysis of recent tax reforms

Since 2015, extensive revisions have been made to the Japanese tax deduction system, and several important reforms were implemented in 2020 to promote work style reform and improve intra and intergenerational fairness. We estimated the amount of household deductions by applying the 2020 tax system to our 2014 data to assess the effect of tax system reforms from 2014 to 2020. However, the 2014 social insurance premium rate remained unchanged; hence, the assessment does not reflect the effects of social insurance premium deductions.¹⁰

Panel (a) in Table 6 presents the changes in the deduction ratio due to the tax reform. Evidently, the deduction ratio for all households increased by 0.7% and the tax base contracted following the recent tax reform. Regarding age brackets, both working-age and elderly households have experienced an increase in the deduction ratio; however, the increase was higher for working-age households. Notably, while the deduction ratio increased for the majority of income brackets, the deduction ratio for high-income brackets did not change or even fell. In the background to this are several system changes, including both expansion and reduction in the deduction system. Specifically, expansion factors including increases in the amount of the basic deduction and relaxation of income requirements for spouse and dependent deductions. Deduction reducing factors included reduced deductions for employment income and public pension, and a cap on the deduction amount.

The breakdown of the effects of these individual deductions reveals clear results. Panel (b) in Table 6 shows the changes in the amount of deductions following the tax reform. Evidently, following the recent reforms, both working-age and elderly households have benefited from increased deductions in basic, spousal, and dependent deductions, and working-age households experienced the effects of a reduction in the employment income deduction, while elderly households have experienced a reduction in the amount of public pension deductions.

In light of the above, first, while intergenerational disparities in deduction ratios has decreased as a result of the recent tax system reform, this gap remained wide even after the reform. Second, employment income and public pension deductions are important factors that diminish the income tax base. These characteristics have persisted, despite tax reforms. This intergenerational disparity in deduction ratios and the scale of expense deductions remains an important policy issue in reviewing the income tax base.

¹⁰ Here we only capture the effects of tax system reform by swapping the year of the system while holding the data years fixed. The effect of the trial calculation corresponds only to the tax system change factors in the earlier factor decomposition.

Table 6. Changes to deduction ratios and amounts from 2014 to 2020

(a) Deduction ratio

		Deduction ratio in 2014		Deduction ratio in 2020		Changes to deduction ratio	
		(A)		(B)		(C) = (B) - (A)	
		Working-age households	Elderly households	Working-age households	Elderly households	Working-age households	Elderly households
Income brackets							
I	1.84 million yen or less	81.4%	94.8%	82.4%	95.0%	1.0%	0.2%
II	1.84–2.36 million yen	75.2%	90.3%	76.4%	90.5%	1.2%	0.2%
III	2.36–2.77 million yen	71.2%	83.1%	72.5%	83.5%	1.3%	0.4%
IV	2.77–3.17 million yen	67.1%	77.2%	68.2%	77.9%	1.1%	0.7%
V	3.17–3.59 million yen	64.3%	72.1%	65.5%	73.0%	1.2%	0.9%
VI	3.59–4.09 million yen	60.9%	67.4%	62.0%	68.3%	1.2%	0.8%
VII	4.09–4.69 million yen	58.1%	63.3%	59.1%	63.9%	1.0%	0.6%
VIII	4.69–5.51 million yen	55.1%	59.9%	55.9%	60.1%	0.8%	0.3%
IX	5.51–6.68 million yen	51.3%	53.1%	51.8%	53.4%	0.5%	0.2%
X	over 6.88 million yen	42.2%	35.9%	42.2%	35.7%	0.0%	–0.2%
Average		63.7%	81.5%	64.7%	81.8%	0.9%	0.4%
Average (total households)		70.8%		71.5%		0.7%	

(b) Deduction amount

		Deduction amount in 2014		Deduction amount in 2020		Changes to deduction amount	
		(A)		(B)		(C) = (B) - (A)	
		Working-age households	Elderly households	Working-age households	Elderly households	Working-age households	Elderly households
Basic deduction		36.7	34.8	47.4	45.8	10.6	11.0
Spousal (special) deduction		12.6	16.2	13.8	17.1	1.2	0.9
Dependent deduction		11.7	8.9	12.1	9.4	0.4	0.5
Social insurance premium deduction		47.6	24.1	47.6	24.1	0.0	0.0
Employment income deduction		106.5	27.3	97.2	24.3	–9.3	–3.0
Public pension deduction		15.9	115.8	14.6	108.7	–1.2	–7.0
Total		230.9	227.0	232.7	229.5	1.7	2.5

6. Conclusion

One of the issues facing Japan's income tax revenue is the nation's shrinking tax base due to generous deductions; however, this trend in the tax base is not only due to changes in the tax system, but is also affected by changes in income distribution and population composition. In this study, using household questionnaire data from the NSFIE (1994–2014), we clarified the state of deductions and trends in household distribution over this 20-year period, also considering the contributions of various factors to changes in the tax base through factor decomposition. Moreover, extensive revisions to the Japanese deduction system have been implemented since 2015, and several important changes were made in 2020 to promote work style reform and improve intra and intergenerational fairness. Therefore, we also assessed the effects of recent tax system reforms on the tax base through a microsimulation analysis.

From a long-term perspective, our factor decomposition demonstrates that the erosion of the tax base is primarily due to falling incomes and population aging, while the contributions of tax system changes in response to these pressures have been offset by other deduction factors. Including both expansion and contraction periods in the deduction system also has an effect. From a short-term perspective, changes to the tax system have had a certain impact, particularly in the 2000s, as the tax base expanded through reducing deductions. Nevertheless, the effects were eventually offset by changes in income distribution and population composition. This suggests that it is essential to consider changes in income distribution and age structure for examination and strategic revision of the tax system.

Regarding Japan's deduction system, a considerable amount of employment income and public pension deductions is one of its significant characteristics, in addition to large intergenerational disparities in deduction ratios. A microsimulation analysis of the tax reforms up to 2020 reveals that while some improvements have been made to these issues through reforms to the tax system in recent years, the effects have been limited and remain critical policy issues.

Following the ongoing impact of notable changes, such as falling incomes and population aging, the fundamental future reform of the income tax system must necessarily have a stronger effect than previous reforms to demonstrate income redistribution while also considering individual taxpayers' tax-bearing capacity.

References

1. Abe, A. (2003). Microsimulation of the Effect of Child Allowance and Tax Deduction for Dependents on Income Inequality Reduction. *Social Security Studies* 39(1), 70-82. (in Japanese)
2. Abe, A. (2008). Specific Design of Tax Credits with Benefits: A Microsimulation Study, In: S. Morinobu (Ed.), *Tax Credits with Benefits: Proposal for a Japanese Child Tax Credit*, Chuo Keizaisha (in Japanese)
3. Adachi, Y., & Kaneda, T. (2016). Spousal Deduction System and Changes in Labor Supply of Married Women. *Journal of Household Economics* 43, 13-29 (in Japanese)
4. Albarea, A., Bernasconi, M., Novi, C. D., Marenzi, D., Rizzi, A., & Zantomio, F. (2015). Accounting for Tax Evasion Profiles and Tax Expenditures in Microsimulation Modelling: The BETAMOD Model for Personal Income Taxes in Italy. *International Journal of Microsimulation* 8(3), 99-136.
5. Altshuler, R., & Dietz, R. (2011) Reconsidering Tax Expenditure Estimation. *National Tax Journal* 64(2), 459-489.
6. Avram, S. (2018). Who Benefits from the ‘Hidden Welfare State? the Distributional Effects of Personal Income Tax Expenditure in Six Countries. *Journal of European Social Policy* 28(3), 271-293.
7. Bargain, O. (2012). The Distributional Effects of Tax-Benefit Policies Under New Labour: A Decomposition Approach. *Oxford Bulletin of Economics and Statistics* 74(6), 856-874.
8. Bargain, O., & Callan, T. (2010). Analysing the Effects of Tax-Benefit Reforms on Income Distribution: A Decomposition Approach. *Journal of Economic Inequality* 8(1), 1-21.
9. Bessho, S. (2018). Child Benefit, Tax Allowances and Behavioral Responses: The Case of Japanese Reform, 2010-2011. *Japanese Economic Review* 69(4), 478-501.
10. Bessho, S., & Hayashi, M. (2014). Intensive Margins, Extensive Margins, and Spousal Allowances in the Japanese System of Personal Income Taxes: A Discrete Choice Analysis. *Journal of the Japanese and International Economies* 34, 162-178.
11. Burman, L. E., Toder, E., Berger, D., & Rohaly, J. (2017). Economic and Distributional Effects of Tax Expenditure Limits, In: A. Auerbach & K. Smetters (Eds.), *The Economics of Tax Policy*, Oxford University Press
12. Burman, L. E., Geissler, C., & Toder, E. J. (2008). How Big Are Total Individual Tax Expenditure, and Who Benefits from Them. *American Economic Review* 98(2), 79-83.
13. Doi, T. (2010). Analysis of the Impact on Households of the Introduction of the Child Allowance: Microsimulation Using JHPS. *Economic Review* 61(2), 137-153. (in Japanese)
14. Doi, T. (2016). Microsimulation Analysis on the Proposition of New Income Tax Credit: From Tax Deduction to Tax Credit. *Mita Journal of Economics* 109(1), 61-86. (in Japanese)

15. Doi, T. (2017). Effects of Deductions of Personal Income Tax on Income Inequality in Japan: A Microsimulation of Reform of Spousal Tax Deductions and Tax Credit. *Economic Analysis* 68(2), 150-168. (in Japanese)
16. Doi, T., & Park, B. (2011). Impact of Income Tax Reform on Households: Microsimulation on the FY2011 Tax Reform Proposal, In: Y. Higuchi, T. Miyauchi, C.R. MaKenzie and Panel Data Research Center at Keio University (Eds.) *Policy Evaluation Analysis using Panel Data2, Dynamics of Education, Health and Poverty: Effects of Tax and Social Security Systems on Income Inequality*, Keio University Press (in Japanese)
17. Hayashi, M. (2020). EBPM in Taxation Policy, In: H. Ohhashi (Ed.), *Economics of EBPM: Evidence-Driven Policy Making*, University of Tokyo Press (in Japanese),
18. Kaneda, T. (2014). Status of Deductions in Income Taxation: A Microsimulation Analysis. *The Collection of Papers in Honor of the Institute of Tax Research and Literature Award* 22(2), 181-223. (in Japanese)
19. Kaneda, T. (2018). *Fairness and Efficiency of Personal Income Taxation: An Empirical Analysis Using Microsimulation*, Nihon Keizai Hyoronsha (in Japanese)
20. Kaneda, T., & Kurita, K. (2017). The Impact of Thailand's Personal Income Tax Reform on Labor Supply: A Microsimulation Analysis., *Demographic Studies* 53, 1-22 (in Japanese)
21. Kawade, M. (2016). Microsimulation on Economic Disparity and Tax and Social Security Burdens. *Financial Review* 127, 31-48. (in Japanese)
22. Kurita, H. (2017). Analysis on the Impact of the Real Tax Increase Due to Elimination of the Dependents' Deduction on Household Consumption Behavior. *Fiscal Studies* 13, 156-176. (in Japanese)
23. Kurita, H. (2019). Analysis on the Impact of Changes in the Dependents' Deduction on Household Income Through Marginal Income Tax Rates: Estimation of After-Tax Elasticity, *Fiscal Studies* 15, 181-193. (in Japanese)
24. Matsuda, K., Ozeki, Y., Kikuta, K., & Ueda, J. (2014). The Impact of Demographic Changes on Social Security Payments and the Individual Income Tax Base: Long-Term Microsimulation Approach. *Public Policy Review* 10(3), 481-517.
25. Matsumoto, R., Ohno, T., & Kojima, D. (2020). Household Interest and Dividend Income and Tax Burden. *Journal of Accounting and Auditing* 61, 13-33. (in Japanese)
26. Miyazaki, Y., & Kitamura, Y. (2016). Decomposition of Redistributive Effects of Japanese Personal Income Tax, 1984-2009. *FinanzArchiv* 72(3), 334-368.
27. Miyazaki, T., Kitamura, Y., & Ohno, T. (2019). Tax Reforms, Redistribution and Population Aging: Evidence from Japan. *Japanese Economic Review* 70(1), 105-122.
28. Mochizuki, M., Nomura, H., & Fukae, K. (2010). *An Empirical Analysis of Income Tax: Towards the Revival of Basic Tax*. Nihon Keizai Hyoronsha (in Japanese)

29. Morinobu, S., & Maekawa, S. (2001). Macroeconomic Estimates of the Japanese Income Tax Base. *Financial Review* 57, 103-122. (in Japanese)
30. Morinobu, S., & Nakamoto, A. (2014). A Revised Estimation of Japan's Income Tax Base. *Public Policy Review* 9(2), 433-455.
31. Nakamoto, A. (2014). Japan's Income Tax Base: Comparison with Other Countries and Estimation of Tax Reform. *Public Policy Review* 10(3), 397-413.
32. Ohno, T., Kodama, T., & Matsumoto, R. (2018). Decomposition Approach on Changes in Redistributive Effects of Taxes and Social Insurance Premiums. *Public Policy Review* 14(4), 777-802.
33. Ohno, T., Nakazawa, M., Kikuta, K., & Yamamoto, M. (2015). Comparison of Taxes and Social Insurance Premium Burdens in Household Accounts. *Public Policy Review* 11(4), 547-571.
34. Poterba, J. M. (2011). Introduction: Economic Analysis of Tax Expenditure. *National Tax Journal* 64(2), 451-457.
35. Sano, S., Tada, S., & Yamamoto, M. (2015). Method of Household Surveys and Characteristics of Surveyed Households: Comparison Regarding Household Composition, Annual Income and Educational Attainment. *Public Policy Review* 11(4), 505-529.
36. Shiraishi, K. (2010). Income Security Through Tax Credits with Benefits. *The Journal of the Board of Audit* 42, 11-28. (in Japanese)
37. Tada, S. & Miyoshi, K. (2015). Verifying Household Incomes in Japanese Statistics. *Public Policy Review* 11(4), 531-545.
38. Tada, S., Ohno, T., & Unayama, T. (2016). Estimating Social Insurance Premiums Using Micro-data and Verifying Their Validity. *PRI Discussion Paper Series* No. 16A-02. (in Japanese)
39. Tajika, E., & Furutani, I. (2003). Macrosimulation Analysis on Tax System Reforms, In: Y. Ono (Ed.) *Current Trends in Modern Economics*, Toyo Keizai Shinposha (in Japanese)
40. Tajika, E., & Furutani, I. (2005). Microsimulation Analysis on the Actual Situation and Reform of Pension Taxation. *Economic Review* 56(4), 304-316. (in Japanese)
41. Tajika, E., & Yashio, H. (2006a). On the State of Japan's Income Tax and Residents' Tax Burden and Its Reform, In: K. Kaizuka & the Ministry of Finance Policy Research Institute (Eds.), *A Study on Economic Inequality: Deciphering Japan's Distribution Structure*, Chuokeizaisha (in Japanese),
42. Tajika, E., & Yashio, H. (2006b). Income Redistribution Through the Tax System: The Use of Tax Credits Instead Of Deductions, In: T. Oshio, E. Tajika & T. Fukawa (Eds.), *Income Redistribution in Japan: Expanding Inequality and the Role of Policy*, University of Tokyo Press (in Japanese)

43. Tajika, E., & Yashio, H. (2008). Income Tax Reform: Unified Adjustment of Tax and Social Insurance Premium Liabilities Through Tax Credits. *Quarterly Social Security Research* 44(3), 291-306. (in Japanese)
44. Tajika, E., & Yashio, H. (2010). Securing Tax Revenue and Correcting Inequalities: The Introduction of a Tax Credit System with Benefits, In: T. Doi (Ed.), *How to Review Japan's Tax System*, Nihon Keizai Shimbunsha (in Japanese),
45. Takayama, N., & Shiraishi, K. (2010). Effects of Introducing a U.S.-Style EITC to Japan. *Economic Review* 61(2), 97-116. (in Japanese)
46. Takayama, N., & Shiraishi, K. (2016). Microsimulation on Spousal Deduction Reforms; Part 1, *Pension Studies* 05, 1-25. (in Japanese)
47. Takayama, N., & Shiraishi, K. (2017). Microsimulation on Spousal Deduction Reforms; Part 2, *Pension Studies* 06, 1-37. (in Japanese)
48. Tanaka, S., & Shikata, M. (2019). The Middle Class in Japan 1994-2009: Trends and Characteristics. *Keio-IES Discussion Paper Series* DP2019-001
49. Uemura, T. (2008). Estimation of Tax Expenditures in Regards to Income Tax: From a Perspective of Fiscal Transparency. *Journal of Board of Audit* 38, 1-14. (in Japanese)
50. Yada, H. (2011). Research on Microsimulation as a Tool for Policy Analysis. *Financial Review* 104, 189-219. (in Japanese)
51. Yashio, H., & Hachisuka, K. (2014). Impact of Population Aging on the Personal Income Tax Base in Japan: Simulation Analysis of Taxation on Pension Benefits Using Micro Data. *Public Policy Review* 10(3), 519-541.

重加算税の賦課要件に関する一考察

—積極的な不正行為がない過少申告の事例を中心に—

鈴木 勇伸

重加算税の賦課要件に関する一考察 —積極的な不正行為がない過少申告の事例を中心に—

氏 名 鈴木 勇伸

〔 要 旨 〕

1 問題意識

本研究の問題意識は、①いわゆる「つまみ申告」等の積極的な不正行為のない事案について重加算税を課し得るか、②平成6年判決と平成7年判決の射程及び相互の関係である。最高裁は、確定的な隠ぺい等の意思に基づく過少申告等について重加算税の賦課を認めるが、その実体法上の根拠及び両判決の関係については、なお未解明の点が残されている。これらを実体法の解釈として明快に説明したものは未だ見当たらない。

2 研究結果（結論）

「つまみ申告」のように積極的な不正行為がなく、納税者が隠ぺい・仮装を行ったという評価を根拠付ける典型的な事実を主張立証できない場合であっても、これと等価値の事実を主張立証し、納税者が過少申告の意図（ないし確定的な隠ぺい・仮装の意図）に基づいて過少申告を行い、その意図を実現させたことを主張立証することによって、隠ぺい・仮装及び因果関係を論証することが可能な場合がある（問題意識①）。

なお、このような立論に対しては、租税法律主義の観点から異論がありうる。しかしながら、他の法領域、特に罪刑法定主義に基づく刑事訴訟の領域においても、同価値性の観点から評価が行われていることに鑑みると、等価値性の観点から要件事実を再構成するアプローチが直ちに租税法律主義に反するとはいえないように思われる。平成6年判決及び平成7年判決は、隠ぺい・仮装行為を具体的に特定して立証できない場合であっても、それと法的評価において同視し得る事実を立証することによって隠ぺい・仮装の論証ができる場合もあるとして、等価値の理論の考え方に近いアプローチをとったものとして、両判決を統一的に理解することができ、両判決の間に抵触はないと考える（問題意識②）。

3 総括

重加算税制度により抑制されるべき悪質な納税義務違反は、典型的・積極的な隠ぺい・仮装によるものとは限らない。納税者が過少申告の意図を持ちながら、隠ぺい・仮装と評価されかねない客観的な手段を巧妙に避けて過少申告を行う場合もある。このような場合において、個々の行動それぞれは隠ぺい・仮装には当たらないが、複数の事実や行動を含めて過少申告の意図の下の一連の行為と評価できるときもあり得よう。このようなときにまで租税法規の文言のみに拘泥し、厳格な文理解釈を貫徹しようとすることは、悪質な納税義務違反の発生防止という重加算税の規定の趣旨に背馳することにつながりかねず、これまで社会において醸成されてきた納税倫理を踏みにじる結果となり、適当とは言えない。すなわち、形式的な要素ばかりを重視するあまり、社会通念上脱税として非難に値すると考えられるものをあえて制裁の対象としないことは、法律の網をかいくぐれば脱税をしても罰せられないとの認識を社会に抱かせることにつながりかねない。したがって、このような場合には、隠ぺい・仮装が不確定概念を内包する評価的要件であるとの前提の下、租税法規の趣旨に照

らして柔軟な解釈がなされるべきであり、その方が実質的な意味での課税の公平に資するものとする。このためには、ほ脱犯の場合と同様に、重加算税においてもほ税の意図の有無を重視し、それが申告不足額等と関連して客観的に立証される場合には、重加算税の賦課対象となるものと解するのが正当であるとする。個々の事案の態様に応じて、手続的統制の下、納税者の意図の存在を考慮した等価値性の観点からの事実の立証を行うなど、重加算税制度の趣旨が及ぶ範囲内での柔軟な解釈によって重加算税制度を運用することが、納税者の自発的な納税義務の履行につながり、また、適正かつ公平な課税の推進に資するものとする。

目次

はじめに	1
第1章 序論	1
第1節 問題意識	1
第2節 検討方法	2
1 制度趣旨及び条文規定の分析	2
2 判例等の分析	3
3 先行研究（学説）の分析	3
4 隣接領域の研究成果からの分析	4
第2章 重加算税の意義	4
第1節 概要	4
第2節 沿革	5
1 追徴税制度	5
2 シャウブ勧告	5
3 加算税制度への移行	7
4 国税通則法の制定	7
第3節 趣旨・目的	9
1 重加算税の趣旨	9
2 重加算税の目的	9
第3章 重加算税の賦課要件	10
第1節 租税法における文理解釈の意義	10
第2節 条文規定	11
1 国税通則法 68 条	11
2 重加算税の適用除外	11
第3節 重加算税の賦課要件の整理	12
1 重加算税要件の分析の概要	12
2 昭和 62 年判決	13

3	小括	15
第4章	行為主体.....	16
第1節	問題の所在	16
第2節	学説	16
第3節	裁判例.....	17
第4節	小括	18
第5章	隠ぺい・仮装の意義.....	18
第1節	問題の所在	18
第2節	立法者の考え方.....	19
第3節	答申の考え方	19
第4節	事務運営指針の考え方	21
1	申告所得税及び復興特別所得税の重加算税の取扱いについて	21
2	法人税の重加算税の取扱いについて	22
第5節	学説	24
第6節	裁判例.....	25
1	和歌山地裁昭和50年6月23日判決.....	25
2	名古屋地裁昭和55年10月13日判決.....	26
3	大阪高裁平成6年6月28日判決	26
4	横浜地裁平成16年2月4日判決	26
5	静岡地裁平成26年2月13日判決	27
第7節	小括	27
第6章	隠ぺい・仮装行為の時期	28
第1節	問題の所在	28
第2節	学説	29
第3節	裁判例.....	30
第4節	小括	30
第7章	納税者の故意（認識）の要否.....	31
第1節	問題の所在	31
第2節	事務運営指針の考え方	31
第3節	学説	33

1	故意不要説.....	34
2	故意必要説.....	35
第4節	裁判例.....	38
1	故意を不要とする判例.....	38
2	故意を必要とする判例.....	39
第5節	小括.....	40
第8章	「基づき」の意義.....	41
第1節	問題の所在.....	41
第2節	刑法の考え方.....	41
1	相当因果関係説.....	41
2	危険の現実化説.....	42
第3節	学説.....	43
1	因果関係必要説.....	43
2	因果関係不要説.....	44
第4節	裁判例.....	44
1	因果関係を必要とする判決.....	44
2	明示的な因果関係を不要とする判決.....	45
第5節	小括.....	46
第9章	ことさらに過少申告.....	47
第1節	問題の所在.....	47
第2節	ほ脱罪との関係.....	48
1	ほ脱罪の条文規定.....	48
2	成立要件及び法的効果の相違.....	49
3	罰則内容の相違.....	53
4	行為概念の範囲の相違.....	54
5	重加算税と刑事罰の二重処罰性.....	57
第3節	裁判例.....	58
第4節	学説.....	59
第5節	小括.....	61
第10章	積極的な不正行為がない場合の重加算税.....	62

第1節	問題の所在	62
第2節	つまみ申告とことさらの過少申告	62
第3節	学説	64
1	学説の状況	64
2	消極説	64
3	積極説	66
4	学説に対する検討	69
第4節	裁判例	72
1	平成6年判決	73
2	平成7年判決	77
3	両判決の評釈	82
第5節	特段の行動の意義	84
第6節	隣接領域の理論の検討	86
1	隣接領域の理論を参照する必要性	86
2	要件事実論	86
3	等価値の理論	89
4	因果関係論（危険の現実化論）	91
第7節	小括	94
おわりに		97
参考文献		I

はじめに

国税通則法 68 条に規定される重加算税は、納付すべき税額の計算の基礎となる事実の全部又は一部について隠ぺい又は仮装があり、過少申告、無申告又は不納付がその隠ぺい・仮装に基づいている場合に、過少申告加算税、無申告加算税又は不納付加算税の代わりに、特別に重い金銭的制裁を課すものである¹。国税庁の報道発表資料によると、令和 4 年度の法人税の税務調査における不正発見割合は 20.7%であり、全調査件数のうち約 5 件に 1 件の割合で重加算税が課されていることになる²。重加算税制度は、他の加算税よりも重い行政制裁的な性格を有するものであり、納税者及び課税当局の双方から高い関心を寄せられるべき存在といえよう。

課税実務においては、重加算税の賦課をめぐることは特に議論を生じやすい。なぜならば、課税実務において、隠ぺい・仮装の範囲が必ずしも明確でなく、その事実認定についても課税当局と納税者の間で見解が対立するなど、争いが多くみられるからである。したがって、実務上も関心度の高い分野といえる重加算制度を研究テーマとして設定し、重加算税の賦課要件に関する議論を深めることによって、適正かつ公平な課税の推進に寄与することを目標とする。

第 1 章 序論

第 1 節 問題意識

国税通則法 68 条 1 項は、過少申告に関して重加算税を課すべき場合の要件を定めているが、その要件は、①過少申告加算税が課される場合であること、②納税者が課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装すること、③その隠ぺいし、仮装したところに基づき納税申告書を提出することの 3 つである。

したがって重加算税を賦課するためには、事実の「隠ぺい又は仮装」の存在が重要な要件となるが、この「隠ぺい又は仮装」の意義や解釈が必ずしも明確とは言えない状況に

¹ 金子宏『租税法〔第 24 版〕』（弘文堂、2021）912 頁

² 国税庁「令和 4 事務年度 法人税等の調査事績の概要」令和 5 年 11 月発表 <https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2023/hojin_chosa/pdf/01.pdf>（令和 5 年 12 月 16 日最終閲覧）

ある。ここで、事実の「隠ぺい」については、二重帳簿の作成、売上除外、架空仕入若しくは架空経費の計上、棚卸資産の一部除外等によるものがその典型的なものとされており、事実の「仮装」については、取引上の他人名義の使用、虚偽答弁等がその典型的なものとされている³。納税者と課税当局の間で争いの生じ得ない典型的な隠ぺい・仮装であれば、実務上の問題とはならないが、必ずしも積極的な隠ぺい・仮装行為を伴わない、いわゆる「つまみ申告」が隠ぺい・仮装の範囲に含まれ、重加算税賦課の対象となるかどうか実務上の問題となる。

「つまみ申告」とは、納税者が申告すべき所得金額の中から、一部を意図的に抽出して過少に申告する行為をいい、「つまみ申告」が国税通則法 68 条 1 項の重加算税の賦課要件を満たすか否かは、重要な論点の一つである⁴。本研究の問題意識は、①いわゆる「つまみ申告」等の積極的な不正行為のない事案について重加算税を課し得るか、②平成 6 年判決と平成 7 年判決の射程及び相互の関係である。最高裁は、確定的な脱税の意思（脱税の意図）に基づく過少申告等について重加算税の賦課を認めるが、その実体法上の根拠及び両判決の関係については、なお未解明の点が残されている。これらを実体法の解釈として明快に説明したものは未だ見当たらない。

よって本研究では、「つまみ申告」等の積極的な不正行為のない事案の分析を通じて国税通則法 68 条 1 項に規定される隠ぺい・仮装行為と過少申告行為の関係を検討し、重加算税の賦課要件を再考察することを目的とする。

第2節 検討方法

本研究の目的は、「つまみ申告」等の積極的な不正行為のない事案の分析を通じて隠ぺい・仮装行為の範囲を整理し、重加算税の賦課要件の再考察を試みることである。そのための研究アプローチは次のとおりである。

1 制度趣旨及び条文規定の分析

重加算税の賦課要件を考察するにあたっては、その立法趣旨について検討することも有効と考えられる。しかし、重加算税のように特に制裁の要素の強い要件の解釈について

³ 志場喜徳郎ほか『国税通則法精解 令和4年改訂』（大蔵財務協会、2022）833 頁

⁴ 細川健「重加算税の賦課要件の明確化－重加算税分析フレームワークの提示とつまみ申告の分析－」LEC 会計大学院紀要 17 号（2020）94 頁

は目的論的に行うべきでなく⁵、重加算税の賦課要件については厳格に解釈すべきであることに注意する必要がある。

また、「租税法は侵害規範（Eingriffsnorm）であり、法的安定性の要請が強くはたらくから、その解釈は原則として文理解釈によるべきであり、みだりに拡張解釈や類推解釈を行うことは許されない」⁶。したがって、まずは文理解釈によって導かれる重加算税に係る重要な要素とその関係性を整理し、重加算税の賦課要件の分析を試みることにする。

2 判例等の分析

「つまみ申告」のような必ずしも積極的でない不正行為も重加算税賦課決定処分の対象となるか否かにつき争われた重要な最高裁判断として、最高裁第三小法廷平成6年11月22日判決（以下「平成6年判決」という。）及び最高裁第二小法廷判決平成7年4月28日（以下「平成7年判決」という。）が挙げられる。

平成6年判決は、「真実の所得金額を隠ぺいしようという確定的な意図の下に、必要に依り事後的にも隠ぺいのための具体的工作を行うことも予定しつつ、前記会計帳簿類から明らかに算出し得る所得金額の大部分を脱漏し、所得金額を殊更過少に記載した内容虚偽の確定申告書を提出した」⁷場合に国税通則法68条1項の重加算税の賦課要件を満たすと判断している。また、平成7年判決は、「納税者が、当初から所得を過少に申告することを意図し、その意図を外部からもうかがい得る特段の行動をした上、その意図に基づく過少申告をしたような場合」⁸に国税通則法68条1項の重加算税の賦課要件を満たすと判断している。

そこで、本研究では、平成6年判決及び平成7年判決の判断の枠組みに検討を加え、これらの判決にいう「ことさらの過少申告」や「特段の行動」の意義を明らかにし、重加算税の賦課要件について整理・検討を行うこととする。

3 先行研究（学説）の分析

「つまみ申告」における「隠ぺい又は仮装」に関して、代表的な学説は消極説と積極説に分かれている。消極説は、二重帳簿の作成等の積極的行為がない消極的行為のみの過少申告について、「一般的な記帳義務を課していない今日においては、記録を残さないことの

⁵ 谷口勢津夫『税法基本講義〔第5版〕』（弘文堂、2016）125頁

⁶ 金子・前掲（注1）123頁

⁷ 最判平成6年11月22日民集48巻7号1379頁

⁸ 最判平成7年4月28日民集49巻4号1193頁

みでは、隠蔽の要件を満たしていないと解すべき」⁹とする説である。積極説は、「事実関係全体から見てその不申告や虚偽申告が課税を免れることを意図して作為的に行われていると推認できる時には、これを1つの隠蔽又は仮装行為と認定すべき」¹⁰とする説である。そこで、重加算税に関する先行研究を分析し、学説の整理を行った上で、自身の見解を提示することとする。

4 隣接領域の研究成果からの分析

本研究では、民事訴訟における主張立証構造の側面及び犯罪論の側面から、重加算税の賦課要件に係る各論点への接近を試みる。なぜならば、重加算税の賦課要件を議論するにあたっては、法学分野における隣接領域の成果を参照することが有益であり、判例・学説の思考に近接するアプローチとして、これらの分野が有力な候補となりうるものと考えられるからである¹¹。

第2章 重加算税の意義

第1節 概要

重加算税は、国税通則法 68 条に規定される附帯税であり、過少申告加算税・無申告加算税・不納付加算税と並ぶ加算税の一つである。重加算税が他の加算税と異なる点は、隠ぺい・仮装という不正行為に基づいて過少申告等を行った場合に課される行政制裁であるという点である。

金子宏教授は、重加算税について、「重加算税は、納税者が隠ぺい・仮装という不正手段を用いた場合にこれに特別に重い負担を課すことによって、申告納税制度および源泉徴収制度の基盤が失われるのを防止することを目的とするものである」¹²と述べられる。すなわち、重加算税は、隠ぺい・仮装という行為に基づいて過少申告等の結果が生じた場合に、特別に過少申告加算税等に代えて賦課される行政上の制裁であるといえよう。

⁹ 碓井光明「重加算税賦課の構造」税理 22 巻 22 号（1979）5 頁

¹⁰ 品川芳宣『附帯税の事例研究〔第4版〕』（財経詳報社、2012）380 頁

¹¹ 市川聡毅「重加算税の課税要件『基づいて』を軸とした最高裁判決再考—重加算税の課税要件の共通理解のために—」日税研究賞入選論文集第 40 回（2017）107 頁、馬場陽「重加算税における隠ぺい、仮装の論証構造（下）—要件事実論的等価値性の観点から—」税務事例 54 巻 7 号（2022）18 頁も同旨。

¹² 金子・前掲（注 1）913 頁

また、ほ脱罪で告発される件数は多くとも年間数百人にとどまるのに対し、重加算税は年間数万件の賦課実績があることから、佐藤英明教授は、重加算税はほ脱罪として刑事訴追の対象とされない程度の脱税行為に対する制裁として、現在のわが国において実効的に作用しているほぼ唯一の制裁制度であると評される¹³。

第2節 沿革

1 追徴税制度

昭和22年の税制改正によって、所得税等の直接国税について申告納税制度が採用されるとともに、「追徴税」が導入された¹⁴。追徴税は、納税義務者が更正決定を受けた場合又は修正申告を提出して国税を納付する場合に、増加した税額の一定割合を追徴税として徴収する制度であった。創設当時の昭和22年には、所得税については一律に不足税額の25%の一定割合で追徴税が課され、翌年の昭和23年には、法人税・相続税についても所得税と同様に25%の割合で追徴税が課されるようになった¹⁵。

2 シャウプ勧告

昭和24年にシャウプ勧告が行われ、違反行為の態様に応じた罰則に関して、次のような勧告がなされた¹⁶。

8 罰則

行政組織が変化するにつれて、所得税および法人税違反に適用される罰則も再検討を必要とするようになる。現在の発展段階に徴して、勧告してもよいと思われる各個の改善は次のようなものである。

a 納税申告を怠った場合

現在、納税申告書が提出されなくとも、罰則を受けることはないようである。法律は、故意に申告書の提出を怠った場合、それが刑事犯であることを明記するよう改正されなければならない。それに加えて、民事罰も規定すべきである。申告の遅延が1か月を越

¹³ 佐藤英明「更正・決定、課税処分の手続」日税研論集25巻（1994）224頁。

¹⁴ 所得税法（昭和22年3月31日法律第27号）47条、法人税法（昭和22年3月31日法律第28号）43条、相続税法（昭和22年4月30日法律第87号）47条

¹⁵ 池本征男「加算税制度に関する若干の考察」税大論叢第14号（1981）149頁

¹⁶ シャウプ使節団編『シャウプ使節団日本税制報告書 巻4』（大蔵省主税局、1949）D38-D40頁

えなければ、その税の 10%が民事罰として加算されるべきである。毎月加わるとに 10%加算し、遅滞が続く期間その総額が税額の 30%になるまで加算することを示唆する。もしその申告の遅延が故意や怠慢ではなく、正当な理由に基づく場合には、このような罰則は適用されるべきではない。

b 納税を怠った場合

期限内に納税しなかった場合、25%を課する現行の罰則は余りに苛酷である。もし、納税者期限内に納税できなければ、たとえその遅延が軽微であっても 25%が課せられるから、ある意味で、これは滞納を続行するよう仕向けられている。罰金額は、従って滞納期間に応じて伸縮させらるべきである。

c 民事詐欺事件の罰則

現在詐欺事件適用される唯一の罰則は、その適用に起訴を必要とする刑罰である。詐欺行為は処罰されないで黙認するわけにはいかない。各事件ごとに刑罰を課する必要から免れるため民事詐欺罰則を採用することを勧告する。このような罰則では、納税額の一部たりとも欠けていた場合それが脱税を意図して詐欺によったときはその不足分を支払う上に、不足分の 60%を支払わなければならない。この罰金はそれが事実上税の一部となるから税と同様な方法で徴収すべきである。

上記 c の「民事詐欺罰」は重加算税制度の導入について勧告するものと思料され、脱税は詐偽事件であり、これに対処するものとしては、起訴を必要とする刑罰があるだけなので、起訴を必要としない民事罰則を設けるべきであるとされたものと解される¹⁷。

シャウプ勧告は、「民事詐欺罰」を含む罰則体系の勧告にあたって、「行政組織が変化するにつれて、……適用される罰則も再検討を必要とするようになる」¹⁸と指摘しており、このことは今日においてもそのまま妥当し、加算税制度は本来、申告納税制度を育成するための行政上の便宜的・過渡的な措置とみることができ、シャウプ勧告もそのような思考に立っているとして、時代や行政の変化に応じて、加算税度を含む罰則体系が再検討されるべきであることを示唆する見解もある¹⁹。

¹⁷ 石倉文雄「加算税制度の沿革と目的」日税研論集 13 号（1990）12 頁も同旨。

¹⁸ シャウプ使節団編・前掲（注 16）D38 頁

¹⁹ 北野弘久「加算税制度の再検討」税法学第 249 号（1997）22 頁、税制調査会「国税通則法の制定に関する答申（税制調査会第二次答申）及びその説明」（1961）100 頁。

また、シャープ勧告は、「将来に徹底的教育運動および正当な帳簿記録をつける必要が広く認識されるように考案された他の活動が実行された後、正当な帳簿記録をつけることを故意に怠った場合刑罰を適用することが適当であるかもしれない」²⁰と指摘しているものの、今日においてもこのような罰則規定は設けられておらず、青色申告者の記帳義務違反に対しては、青色申告書提出承認の取消処分がなされるのみである。したがって、「つまみ申告」のような積極的な不正行為がない場合の重加算税の賦課については、「民事詐欺罰」というシャープ勧告の趣旨からしても、租税を免れる目的による隠ぺい・偽装行為に限定すべきとの説が唱えられている²¹。なお、積極的な不正行為がない場合の重加算税の賦課については、第10章で詳述する。

3 加算税制度への移行

シャープ勧告に基づき、昭和25年の税制改正により追徴税が廃止され、加算税制度へと移行した。これによって、過少申告加算税額・無申告加算税額・源泉徴収加算税額・重加算税額等の加算税制度が設けられた。重加算税額については、「虚偽の申告をなした場合には、過少申告加算税額にかえ不足額の100分の50の重加算税額を徴収し、事実を隠蔽しまたは偽装して申告しなかつた場合には、無申告加算税額のほかに、納付すべき税額の100分の50の重加算税額を徴収する」²²こととされた。

4 国税通則法の制定

国税通則法は、昭和36年の税制調査会による「国税通則法の制定に関する答申（税制調査会第二次答申）」に基づいて、昭和37年に制定された。国税通則法の制定により、従前の「加算税額」の名称が「加算税」に変更されるとともに、過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税及び重加算税から成る現行の加算税制度の体系が整備された²³。

また、国税通則法の制定経緯については、「各種の加算税や利子税などのいわゆる附帯税について、それが昭和25年のシャープ税制により設けられたものであるが、その後、所得税をはじめ各税目の租税の負担については、わが国の社会経済事情の推移に応じてその改善が図られてきているにもかかわらず、ひとり附帯税の負担に関しては、税務行政の平常

²⁰ シャープ使節団編・前掲（注16）D41頁

²¹ 碓井・前掲（注9）4-5頁

²² 衆議院会議録第7回国会大蔵委員会第19号昭和25年2月24日（1950）64頁

²³ 国税通則法（昭和37年4月2日法律第66号）65条ないし69条

化にも伴ってその負担が実情に即さず過重になりつつあると認められながら、各税に共通する制度であるが故にその改善が見送られてきているのはバランスを欠くのではないのかという議論が、国会についてもやかましく論ぜられたのである。……政府は、右のような議論や動きに対応して所要の改正の行うためには、法律改正上の実際の見地からも、各税目別の税法の改正では到底その統一的な改正は無理で、どうしても税法の共通法として国税通則法を制定するという方向において、はじめて、その実現が可能であると考えざるを得なかったのである。」²⁴とされている。

また、国税通則法制定当初の加算税率は、過少申告加算税については5%、無申告加算税又は不納付加算税については10%とされ、重加算税については、他の加算算税との併課が廃止され、過少申告加算税に代えて課される場合には30%、無申告加算税又は不納付加算税に代えて課される場合には35%に軽減された。軽減の理由について、上記答申によると、「現行法では、……隠ぺい又は仮装したことに基づく税額の部分については、50%の税率で重加算税を課することとされている。このような隠ぺい又は仮装が認められる場合に通常の加算税よりも重い税率で重加算税を課すことは、そのような行為を防止するとともに負担の公平を維持するためにも適当であると考えられるが、現行50%の税率は、高きに失して、かえって厳正な執行を困難にする面があるほか、実質的にみて刑罰的色彩があるとみられ、罰則との関係上二重処罰の疑いをもつ向きもあるので、課税率を30%に引き下げるものとする。」²⁵とされた。

その後、昭和62年の税制改正により、過少申告加算税及び無申告加算税（自主申告に係るものを除く。）並びにこれらに代えて課される重加算税の割合をそれぞれ5%引き上げる改正が行われた²⁶。こうして、現行の重加算税は、過少申告加算税又は不納付加算税に代えて課される場合は35%、無申告加算税に代えて課される場合は40%の加算税率とされている。さらに、平成28年度の税制改正において、国税通則法68条に第4項が追加され、短期間に繰り返して無申告や隠ぺい・仮装が行われた場合の加重措置が創設された²⁷。それまでは、無申告や隠ぺい・仮装行為が行われた回数にかかわらず加算税率が一律であ

²⁴ 志場ほか・前掲（注3）6-7頁

²⁵ 税制調査会・前掲（注19）20-21頁

²⁶ 所得税法等の一部を改正する法律（昭和62年9月25日法律第96号）8条、国税通則法（昭和62年9月25日法律第96号）65、66、68条

²⁷ 所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）6条

ったために、これらの行為を繰り返すケースも多発したことから、こうしたケースに対する行政制裁としての牽制効果を高め、悪質な行為を防止する観点から、過去5年以内に無申告加算税又は重加算税を賦課された者が再び無申告や隠ぺい・仮装に基づく修正申告書の提出等を行った場合に加算税を10%加重する措置が導入された²⁸。

第3節 趣旨・目的

1 重加算税の趣旨

自主的な申告納税方式を維持するために、納税者の自主的な申告に委ねた法の趣旨に反して、納税者が適正な申告をしない場合には、各種の加算税を課するものとしている（国税通則法 65 条、66 条、68 条）。このうち、国税通則法 68 条に規定する重加算税について、平成7年判決は、「重加算税の制度は、納税者が過少申告をするについて隠ぺい、仮装という不正手段を用いていた場合に、過少申告加算税よりも重い行政上の制裁を科することによって、悪質な納税義務違反の発生を防止し、もって申告納税制度による適正な徴税の実現を確保しようとするものである。」と判示している。大阪高裁平成9年2月25日判決等においても同様に判示がみられ、最高裁においては、平成18年4月20日第一小法廷判決や平成18年4月25日第三小法廷判決において同様の判示をしており²⁹、このような理解は定着しているものと考えられる。

2 重加算税の目的

今日の重加算税は、シャープ勧告によってもたらされた考え方を基本としている。シャープ勧告によれば、「詐欺行為は処罰されないで、黙認するわけには行かない。各事件ごとに刑罰を課する必要から免れるため民事詐欺罰則を採用することを勧告する。」³⁰としている。すなわち、詐欺的な、言い換えれば、不正行為（隠ぺい・仮装行為）によって納税額に不足が生じた場合には、その不足分の支払は当然のこととして、さらに、不足分に対する税と同様の経済的負担を与えることによって、間接的に適正な申告義務及び納税義務の

²⁸ 財務省「平成28年度税制改正の解説」〈https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/11344177/www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2016/explanation/pdf/p0857_0902.pdf〉（令和5年12月23日最終閲覧）874頁

²⁹ 田口渉『重加算税の実務入門』（税務経理協会、2017）99頁。なお、「重加算税の制度は、税務行政を混乱させて余分な徴税コストを負担させたという国家的損失を補填させるとともに……」と、徴税コストに言及した裁判例もある（東京高裁平成18年1月18日判決）。

³⁰ シャープ使節団編・前掲（注16）D40頁

履行を確保しようとするものといわれている³¹。岸田貞夫氏は、シャープ勧告はこのような不正行為に対する制裁を税の一種として扱うことによって、行政上の制裁として税務行政機関により執行されることを期待していたものと思われ、シャープ勧告後の我が国においてもこのような趣旨で扱うことを確認し、現在のような規定を置くに至ったものとの見解を述べられる³²。加算税を含む附帯税は、本来の意味における租税ではないが、「本税と合わせて附帯税を徴収するのが便宜に合する」ため、附帯税は租税として本税と合わせて徴収することとされている³³。

第3章 重加算税の賦課要件

第1節 租税法における文理解釈の意義

憲法84条は、法律の根拠に基づく課税を要請している（租税法律主義）。租税に関する規定は国会に委ねられているのであって、課税庁や裁判所がその解釈の幅を広げることで、文理からかけ離れた自由な解釈を認めると、国会の議決事項を改変する権限を課税庁や裁判所に与えたことになり、民主主義や法的安定性の観点から問題である。また、租税法は納税者の財産権及び自由を侵害・制約するものであるから、納税者の予測可能性を保障しなければ、自由な経済活動が阻害されてしまうことになる。

金子宏教授は、「租税法は侵害規範（Eingriffsnorm）であり、法的安定性の要請が強くはたらくから、その解釈は原則として文理解釈によるべきであり、みだりに拡張解釈や類推解釈を行うことは許されない」³⁴と述べられている。最高裁も、「租税法律主義の原則に照らすと、租税法規はみだりに規定の文言を離れて解釈すべきものではない」³⁵と判示している。したがって、租税法の解釈にあたっては、事前に与えられた規定の文理に即した

³¹ 岸田貞夫「加算税制度の意義とその仕組み」税理第56巻第2号（2013）11頁

³² 岸田・前掲（注31）11頁

³³ 金子・前掲（注1）898頁、国税通則法60条3項・4項（延滞税）、64条1項・3項（利子税）、69条（加算税の税目）。

³⁴ 金子・前掲（注1）123頁

³⁵ 最判平成27年7月17日（Westlaw Japan 文献番号 2015WLJPCA07179002）。同様の考え方に基づく判決として、最判平成22年3月22日民集64巻2号420頁（ホステス報酬源泉徴収事件）が挙げられる。

文理解釈を基本とすべきであることについては言うまでもない。

しかしながら、租税法の規定の抽象性・多様性から、文理解釈の結果なお解釈に複数の解釈可能性が残り、その意味内容を一義的に確定できない不確定概念が存在するところも実情である。そのような不確定概念について、文理の内容を確定するために、法令の趣旨・目的を考慮する必要性が生じることも付言しておく³⁶。

第2節 条文規定

1 国税通則法 68 条

国税通則法 68 条 1 項は、重加算税の賦課要件について「第六十五条第一項（過少申告加算税）の規定に該当する場合（修正申告書の提出が、その申告に係る国税についての調査があつたことにより当該国税について更正があるべきことを予知してされたものでない場合を除く。）において、納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたときは、当該納税者に対し、政令で定めるところにより、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額（その税額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されていないものに基づくことが明らかであるものがあるときは、当該隠蔽し、又は仮装されていない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）に係る過少申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を課する。」と規定している。

すなわち、国税通則法 68 条 1 項は、過少申告に関して重加算税を課すべき場合の要件を定めているが、その要件を簡記すれば、①過少申告加算税が課される場合であること、②納税者が課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装すること、③その隠ぺいし、仮装したところに基づき納税申告書を提出することの3つである。

2 重加算税の適用除外

他の加算税（過少申告加算税、無申告加算税及び不納付加算税）と同様に、重加算税についても、課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実を隠ぺい・仮装していた場合であっても、次の（1）～（3）に該当するときには課されないこととされている。

³⁶ 増井良啓『租税法入門〔第2版〕』（有斐閣、2022）46頁参照。

(1) 調査によらない修正申告等の場合

修正申告書、期限後申告書の提出又は源泉徴収等による国税の納付が、更正や告知を予知してされたものでない場合、すなわち、調査によらない場合には、重加算税は課されない（国税通則法 68 条 1 項括弧書）これは、自発的な修正申告等を奨励しようとするもので、他の加算税が同様の理由で減免される場合³⁷には、重加算税についても課されないこととなる。

(2) 期限内申告・納付の意思があった場合

法定期限内に申告又は納付をする意思があったと認められる場合には、重加算税は課されない（国税通則法 68 条 2 項・3 項各括弧書）。すなわち、無申告加算税及び不納付加算税が同様の理由で賦課・徴収しないこととされた場合³⁸には、重加算税についても課されないこととなる。

(3) 正当な理由がある場合

無申告加算税又は不納付加算税が課される場合で、正当な理由があると認められるときには、重加算税は課されない（国税通則法 68 条 2 項・3 項各括弧書）。すなわち、無申告加算税および不納付加算税が同様の理由で賦課・徴収しないこととされた場合³⁹には、重加算税についても課されないこととなる。なお、過少申告加算税が課される場合には、このような正当な理由がある場合の適用除外規定は設けられておらず、正当な理由があると認められるものがある場合にその正当な理由があると認められる事実に基づく税額が過少申告加算税から控除されるにとどまる（国税通則法 65 条 4 項 1 号）。

第3節 重加算税の賦課要件の整理

1 重加算税要件の分析の概要

最高裁第二小法廷昭和 62 年 5 月 8 日（以下「昭和 62 年判決」という。）は、重加算税の賦課について、納税者が故意に課税標準等または税額等の計算の基礎となる事実の全部または一部を隠ぺい・偽装し、その隠ぺい・偽装行為を原因として過少申告の結果が発生

³⁷ 国税通則法 65 条 1 項括弧書・5 項（過少申告加算税）、66 条 1 項括弧書・6 項（無申告加算税）、67 条 2 項（不納付加算税）

³⁸ 国税通則法 66 条 7 項（無申告加算税）、67 条 3 項（不納付加算税）

³⁹ 66 条 1 項ただし書・5 項（無申告加算税）、67 条 1 項ただし書（不納付加算税）

したものであれば足り、それ以上に、納税者において過少申告を行うことの認識を有していることまでを必要とするものではないことを明確に判示した。ここで、隠ぺい・仮装といった積極的な不正行為がない場合の重加算税賦課の対象となるか否かが問題となる。

昭和 62 年判決において、過少申告行為にかかる納税者の認識や故意は不要の考え方が定まったにもかかわらず、平成 6 年判決及び平成 7 年判決において、隠ぺい・仮装といった積極的な不正行為がない、いわゆる「つまみ申告」が重加算税の対象と判断された。ここに、昭和 62 年判決と平成 6 年判決及び平成 7 年判決との重加算税の賦課要件に関する解釈の隔たりが感じられる⁴⁰。国税不服審判所の裁決事例の多くで平成 6 年判決及び平成 7 年判決が引用されるなど、両判決がとりわけ、その後の重加算税の賦課要件の議論に大きな影響を与えているように思われる。これに対して、昭和 62 年判決を積極的に取り上げる裁決や論評はあまり見られなくなったように思われる。そこで、納税者の認識と故意の要否をもっとも明らかにした判例として確立したといえる昭和 62 年判決から重加算税の賦課要件を導き、それに基づいて平成 6 年判決及び平成 7 年判決を分析・評価し、改めて重加算税の賦課要件事実を整理する必要があるものと考ええる。

2 昭和 62 年判決⁴¹

(1) 事件の概要

イ 請求の趣旨

納税者 X が昭和 47 年分所得税の確定申告として総所得金額を約 800 万円と申告したところ、これに対し課税庁が有価証券の売買に係る雑所得を加算し総所得金額を約 8,700 万円、税額を約 5,200 万円とする更正処分及び重加算税賦課決定処分を行った。本事件は、X がこれらの処分の取消しを求めたものである。

ロ 納税者の主張

X は、妻と共同で経営する事業から得た資産を仮名で株式に投資するようになり、投資した有価証券は X と妻とで半分ずつ所有する意思であったから、その取引から生じる利益も X と妻に半額ずつ帰属すると主張した。さらに、重加算税賦課の要件である事実の隠ぺい

⁴⁰ 平成 6 年判決及び平成 7 年判決は、結果の妥当を実現するため隠ぺい等の概念を拡張的に解釈したと理解する見解もある。

⁴¹ 最判昭和 62 年 5 月 8 日 (D1-Law 判例 ID 22002117)、福岡高判昭和 59 年 5 月 30 日 (D1-Law 判例 ID 21080492)、昭和 57 年 12 月 15 日熊本地判 (D1-Law 判例 ID 21077480)

いと、その隠ぺい・仮装したところに基づいて申告するということは、納税者が真実は申告すべき所得が存在することを知りながら、隠ぺい・仮装した事実に基づき、真実の所得額より過少の申告を行なうことである。しかしながら、X及び妻は、合計811回に及ぶ有価証券の売買を行っているものの、これによる利益が存在したとの認識はなく、金額はおろか利益か損失かの概略の認識さえも存在せず、所得発生の実事の認識がそもそもなかったのであるから、Xには隠ぺい・仮装の事実を基礎として過少の申告を行なう意思は存在しなかったと主張した。

ハ 課税庁の主張

Xの主張に対し、課税庁は、証券会社を通じてなされた有価証券取引はすべてXの指示によるものであり、その際に仮名を用いて取引を行っていたことは課税標準の基礎となるべき事実を隠ぺい・仮装し、これに基づき確定申告書を提出したものであると主張した。

(2) 判旨(Xの上告棄却)

Xは控訴審において、重加算税の賦課要件として納税者の過少申告にかかる認識が必要であるとの主張をしたが、控訴審ではこれについての判断を示していないと主張した。

これに対して上告審は、重加算税は、加算税を課すべき納税義務違反が事実の隠ぺい・仮装という不正な方法に基づいて行われた場合に課す行政制裁であって、故意に納税義務違反を犯したことに対する制裁ではないことを前提とした上で⁴²、「重加算税を課し得るためには、納税者が故意に課税標準等又は税額等の計算の基礎となる事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺい、仮装行為を原因として過少申告の結果が発生したものであるれば足り、それ以上に、申告に対し、納税者において過少申告を行うことの認識を有していることまでを必要とするものではない」(下線筆者)として、過少申告にかかる納税者の認識は不要であることを明示した。

(3) 判旨の分析

控訴審においては、過少申告にかかる納税者の認識についての確定的な故意は不要であるが、未必的な故意は必要とされた。しかし、上告審ではこれが否定され、過少申告にかかる認識は必要ないことを明確に判示した。なお、上告審は「納税者が故意に課税標準等又は税額等の計算の基礎となる事実の全部又は一部隠ぺいし、又は仮装し……」と判示していることから、上告審も隠ぺい・仮装行為については納税者の故意を前提としているも

⁴² 判決文は、最判昭和45年9月11日刑集24巻10号1333頁を引用している。

のと考えられる。

なお、重加算税の賦課要件の「基づいて」の要件について補足しておく、本件では仮名取引を行ったこと自体に争いはなく、隠ぺい・偽装行為にかかるXの認識があったことが推認されたことから、結果としてXが故意に隠ぺい・偽装行為を行ったものとして、故意による典型的な隠ぺい・偽装行為と同一視されることとなる⁴³。この場合、隠ぺい・偽装行為と過少申告行為の因果関係は明白といえよう。すなわち、上告審の「納税者が課税要件事実を隠ぺいし、又は偽装することを認識していれば十分であり、その結果、過少申告等の事実が発生すれば足り」との判示からも読み取れるように、故意による典型的な隠ぺい・偽装行為があり、結果として過少申告が客観的に実現した場合には、Xの申告は課税要件事実を隠ぺい・偽装したところに基づいてなされたと考えられる⁴⁴。

3 小括

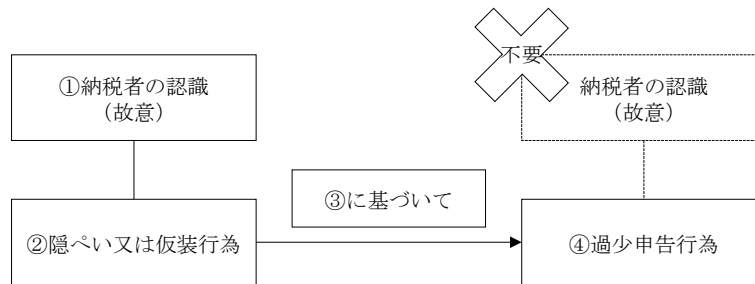
重加算税の賦課要件となるべき要素として、まずは国税通則法 68 条 1 項の文理上明確に現れる i) 納税者が隠ぺい・偽装行為をし、ii) その隠ぺい・偽装行為に基づいて、iii) 納税申告書を提出したことの3つが挙げられる。これに、昭和 62 年判決で問題となった iv) 隠ぺい・偽装行為にかかる納税者の認識及び v) 過少申告行為にかかる納税者の認識の2つの要素加えて重加算税の賦課要件が構成される。最高裁昭和 62 年判決に基づくと、①納税者の認識の下、②隠ぺい・偽装行為をし、③これに基づいて、④過少申告行為をしたことにより重加算税の賦課要件を満たすこととなり、過少申告にかかる納税者の認識は不要とされる。

昭和 62 年判決の分析結果に基づき、重加算税の賦課要件となるべき要素の内容とその関係性を整理すると、以下のようになる。

⁴³ 第一審判決は、「本件取引が仮名を用いて行なわれていたことは当事者間に争いがないところ、このような方法で取引がなされればその取引から発生する所得も結局外部からは架空の仮名人名義のものとしてしか把握できないことになるから、特段の事情のないかぎりかかる仮名での取引が国税通則法 68 条 1 項所定の課税標準等の基礎となるべき事実の隠ぺいに該当することは明らかであり、原告の申告は右隠ぺいしたところに基づいてなされたものというべきである。」と述べている。

⁴⁴ 品川・前掲（注 10）312 頁、市川・前掲（注 11）110 頁も同旨。

図 1 重加算税賦課要件の分析図



第4章 行為主体

第1節 問題の所在

国税通則法 68 条 1 項は、隠ぺい・仮装行為の主体を「納税者が…」と規定していることから、文理解釈上、隠ぺい・仮装の行為者が納税者に限定されていると解することもできる。しかしながら、学説及び判例ともに、このように解釈する立場をとっておらず、学説においては、納税者本人が納税者本人以外の隠ぺい・仮装行為を認識していることを要するか否か、さらに、認識を不要とした場合、納税者本人以外の範囲についてどのように考えるかといった議論がなされている⁴⁵。

第2節 学説

行為主体に関する学説の変遷については、以前は重加算税の賦課を広く認める判例に批判的な立場が有力であり⁴⁶、その後、行為の主体を一定限度広げる立場においても、その行為者が納税者本人と「利害関係同一集団」に属することを求めるなど、この点を限定的に解する立場が一般的になったものと考えられる。そして、納税者本人と「同視」される第三者の範囲を広く認める立場においても、従業員が自らの横領を隠匿するために隠ぺい・仮装行為を行った場合等は、その従業員の行為を納税者本人の行為と同視しえないとされていた⁴⁷。

⁴⁵ 福原俊之「相続税・贈与税に係る重加算税賦課の一考察—ことさら過少等に対する賦課基準—」税大論叢第 102 号 (2021) 289 頁

⁴⁶ 佐藤英明「申告の委任を受けた者による隠ぺい・仮装行為と重加算税の賦課」ジュリスト 1086 号 (1996) 114 頁

⁴⁷ 佐藤・前掲(注 46)114 頁

これに対して、近年、第三者による隠ぺい・仮装にもとづく過少申告等に対して、重加算税賦課を広く認める裁判例等の立場が確立してくるにつれ、学説においても新しい裁判例の流れを支持するものも現れている。すなわち、納税申告手続等を納税者から任された者が、納税資金を着服して自己の利益を図ろうとした事案につき、納税者本人が行為者に申告手続きを任せたことからその行為者の行為の態様等はそのまま本人に帰属するとし、納税者本人に対する重加算税賦課決定を肯定する考え方を支持するものも現れている。さらに、業務主が隠ぺい・仮装行為を知らず、知るべき可能性がなかった場合でもその者に重加算税を賦課しうるとする業務主帰責説も唱えられている⁴⁸。

また、佐藤英明教授は、納税者本人に対する重加算税賦課が認められる一般的な基準を、納税者に擬制的にせよ過少申告の事実の認識があることとし、その消極要件としては、現実の知不知ではなく、客観的にみて納税者が過少申告の事実を知らなかったと認められる場合に重加算税の本人への賦課を否定するという考え方を示される⁴⁹。

第3節 裁判例

裁判例においては、従来から、隠ぺい・仮装行為に基づく過少申告による納税義務違反の発生の防止という重加算税の立法趣旨を根拠に、主体の範囲を納税者に限定していない。最高裁平成18年4月20日第一小法廷判決においても、納税者以外の者の隠ぺい・仮装行為が納税者本人の行為と同視することができるか否かで行為主体を判断している⁵⁰。

そして、納税者本人の行為と同視することができるための要件事実をどのように解するかについての基本的な考え方としては、納税者と行為者との関係、当該行為に対する納税者の認識の可能性、納税者の黙認の有無、納税者が払った注意の程度等に照らして、具体的事案ごとに判断すべきものと解されている⁵¹。

納税者が税理士等の第三者に納税申告の手続を委任した場合について、最高裁平成18年4月20日第一小法廷は、「隠ぺい仮装行為を行うこと若しくは行ったことを認識し、又は

⁴⁸ 佐藤・前掲(注46)114頁

⁴⁹ 佐藤英明「納税者以外の者による隠ぺい・仮装工作と重加算税」総合税制研究4号(1996)98頁

⁵⁰ 最高裁平成18年4月25日最高裁第三小法廷判決も同様に判示している。

⁵¹ 金子・前掲(注1)915頁、采木俊憲「法人に対する重加算税の賦課についてー従業員の不正行為に起因する場合を中心にー」税大ジャーナル第17号(2011)101頁。

容易に認識することができ、法定申告期限までにその是正や過少申告防止の措置を講ずることができたにもかかわらず、納税者においてこれを防止せずに隠ぺい仮装行為が行われ、それに基づいて過少申告がされたときは、当該隠ぺい仮装行為を納税者本人の行為と同視することができる」と解するのが相当である」と判示している。

第4節 小括

隠ぺい・仮装行為が認められた場合において、その行為が納税者によるものでなかったとしても、第三者による隠ぺい・仮装行為が納税者本人の行為と同視し得るものであることを明らかにするような事実（間接事実を含む）が認められる場合にまで、文理のみに拘泥して重加算税を課し得ないとする帰結は、立法趣旨による論理解釈の見地からして妥当性を欠く。したがって、このような場合には重加算税が賦課されるべきと考える。

この場合には、納税者本人が、納税者本人以外の隠ぺい・仮装行為を現実に認識していることはもちろんのこと、認識することができる状況にあったかということも考慮されなければならないだろう⁵²。

第5章 隠ぺい・仮装の意義

第1節 問題の所在

重加算税は、納税者がその国税の課税標準の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していた時等に賦課されるものである。したがって、重加算税の賦課に当たっては、「事実を隠ぺいし、又は仮装すること」すなわち「隠ぺい又は仮装」が何を意味するかが重要な問題となる。しかしながら、重加算税の賦課要件である事実の隠ぺい・仮装については、どのような行為がそれに該当するかは法令に規定されておらず、専ら解釈の問題となる⁵³。

一般的な言葉の意味として、隠ぺいは「人または物が目につかないようおおうこと。かくすこと。」をいい、また、仮装は「相手をあざむくため、いつわりよそおうこと。」をい

⁵² 福原・前掲（注45）290頁も同旨。

⁵³ 赤壁隆司「青色申告決算書・収支内訳書の虚偽記載と重加算税賦課要件についての一考察」税大論叢第92号（2018）190頁

う（広辞苑第6版）。しかしながら、このような言葉の意味のみからは、重加算税における隠ぺい・仮装の内容を実務的に理解することは難しいように思われる⁵⁴。したがって、「隠ぺい又は仮装」の意義については、重加算税の趣旨やこれまでの裁判例及び裁決例等を踏まえて理解することが重要であると思われる。

第2節 立法者の考え方

国税通則法の立法担当者による著作「国税通則法精解」によると、隠ぺい・仮装の意義について、次のように述べられている（下線筆者）⁵⁵。

- ① 事実の隠ぺいは、二重帳簿の作成、売上除外、架空仕入若しくは架空経費の計上、たな卸資産の一部除外等によるものをその典型的なものとする。
- ② 事実の仮装は、取引上の他人名義の使用、虚偽答弁等をその典型的なものとする。
- ③ いずれも、行為が客観的にみて隠ぺい又は仮装と判断されるものであれば足り、納税者の故意の立証まで要求しているものではない。この点において、罰則規則における「偽りその他不正の行為」（例えば、所得税法 238 条 1 項）と異なり、重加算税の賦課に際して、税務署長の判断基準をより外形的、客観的ならしめようとする趣旨である。

上記の「二重帳簿の作成」や「取引上の他人名義の使用」等はいずれも作為的であり、意図的な行為として行われることは明らかと考えられる。一方で、納税者の税法や事実関係の不知から生じた単なる一部申告漏れによる過少申告や無申告及び計算違い等による虚偽申告（一般に納税者の故意が認定できないもの）は、隠ぺい・仮装に該当しない。このことは、国税通則法 68 条の立法趣旨や文理解釈から当然首肯し得るものであり、この場合は過少申告加算税の賦課にとどまるものと考えられる⁵⁶。なお、納税者の故意については、第7章において詳述する。

第3節 答申の考え方

重加算税の賦課要件としての「隠ぺい又は仮装」について、国税通則法制定当時の税制

⁵⁴ 谷口勝司＝奥田芳彦『詳解 加算税 通達と実務』（清文社、2019）101 頁も同旨。

⁵⁵ 志場ほか・前掲（注3）833 頁

⁵⁶ 品川・前掲（注10）380 頁も同旨。

調査会の昭和36年7月5日付「国税通則法の制定に関する答申」においては、次のように述べられている（下線筆者）⁵⁷。

重加算税の課税要件として、「隠ぺい又は仮装」が定められているが、これが、刑事罰における構成要件と対比して刑事罰に近いとの感じをもたせることとなっていないこと、及びことに所得税の場合において、記帳が不完全でしかも正確な申告もされていないため悪質であると認められながらその課税要件を証明すべき手段がないまま重加算税を課し得ないことがあり、法人税の場合と著しく均衡を失する結果ともなっていることから、この課税要件について改正を行うべきではないかとの意見がある。

しかし、そうであるからといって、行政上の処分であるものにつき、ばく然とした課税要件を定めて、裁量の余地が多くなることは適当であるまい。また、重加算税の課税対象として、「隠ぺい又は仮装」に基づくものが典型的なものであることは否定できないことである。

このように、国税通則法制定当初から、「隠ぺい又は仮装」という不確定概念についての懸念が呈されていたようである。

平成12年には、日本税理士会税制審議会から、「重加算税制度の問題点について」（以下「重加算税答申」という。）の答申が公表され（平成12年2月14日付）、隠ぺい・仮装の意義について、次のように述べている（下線筆者）⁵⁸。

重加算税の課税要件としての隠ぺい・仮装の意義については上記にその態様を示したところであるが⁵⁹、これらを類型化し、すべてを網羅的に列挙することはおよそ困難である。したがって、判例等における事例を集積し、これらを基に個々の事案ごとに隠ぺい・仮装の有無を判断することとなるが、当審議会では、大量回帰的に生ずる実務に対処するための指針を制定する必要があるのではないかとの意見があった。

この点に関し、当審議会において、隠ぺい・仮装の意義について具体的に法令で規定すべきであるとの意見が出されたが、法令に規定した場合重加算税の賦課を回避する不正行為が生じるおそれがあり、弊害が大きいとの意見が多数であった。しかし、隠ぺい・仮装行為の類型や態様を通達により明らかにすることは有益であると考えられる。

⁵⁷ 税制調査会・前掲（注19）103-104頁

⁵⁸ 日本税理士会連合会税制審議会「重加算税制度の問題点について」（2000）2頁

⁵⁹ 所得税法に関する旧通達における隠ぺい・仮装に該当するものの例示を引用している。

隠ぺい・仮装の意義に関しては、前述のとおり所得税法に関する通達があったが、国税に関する基本法である国税通則法について、課税庁の解釈及び執行に関する通達は制定されていない。重加算税の賦課は納税者に対する不利益処分であり、隠ぺい・仮装に当たるか否かは法解釈及び事実認定の問題であるとしても、課税庁の法解釈及び事実認定の指針を明示することは納税者に課税予測を与え、円滑な税務行政に資するものと考えられる。当審議会においては、重加算税の課税要件を含めた国税通則法に関する通達が早急に制定されることが望ましいとの意見が多数であった。

このように、重加算税答申は、重加算税制度は隠ぺい・仮装という不正な行為に対する制裁措置ではあるものの、納税者に対する行政上の不利益処分であることから、行政庁はあらかじめ処分の基準を明示し、かつ、その執行に際しては処分の過程と理由を明らかにすべきとの見解を明らかにしている。

第4節 事務運営指針の考え方

重加算税の実務上の取扱いについては、昭和20年代に旧所得税基本通達で公表されていたが、その後非公表となった⁶⁰。

平成12年の税理士会税制審議会の答申を受けた形で、国税庁は、平成12年7月3日に加算税の賦課基準についての課税実務上の取り扱いを定めた事務運営指針を発表した。この事務運営指針では、隠ぺい・仮装に該当する不正事実について、税目別に次のように定めている。

1 申告所得税及び復興特別所得税の重加算税の取扱いについて⁶¹

- (1) いわゆる二重帳簿を作成していること。
- (2) (1) 以外の場合で、次に掲げる事実（以下「帳簿書類の隠匿、虚偽記載等」という。）があること。
 - ① 帳簿、決算書類、契約書、請求書、領収書その他取引に関する書類（以下「帳簿書類」という。）を、破棄又は隠匿していること。

⁶⁰ 品川芳宣『国税通則法講義—国税手続・争訟の法理と実務問題を解説—』（日本租税研究会、2015）165頁

⁶¹ 平成12年7月3日付課所4-15ほか3課共同国税庁長官通達「申告所得税及び復興特別所得税の重加算税の取扱いについて（事務運営指針）」（平成28年12月12日最終改正）

- ② 帳簿書類の改ざん、偽造、変造若しくは虚偽記載、相手方との通謀による虚偽若しくは架空の契約書、請求書、領収書その他取引に関する書類の作成又は帳簿書類の意図的な集計違算その他の方法により仮装を行っていること。
- ③ 取引先に虚偽の帳簿書類を作成させる等していること。
- (3) 事業の経営、売買、賃貸借、消費貸借、資産の譲渡又はその他の取引（以下「事業の経営又は取引等」という。）について、本人以外の名義又は架空名義で行っていること。ただし、次の①又は②の場合を除くものとする。
 - ① 配偶者、その他同居親族の名義により事業の経営又は取引等を行っているが、当該名義人が実際の住所地等において申告等をしているなど、税のほ脱を目的としていないことが明らかな場合
 - ② 本人以外の名義（配偶者、その他同居親族の名義を除く。）で事業の経営又は取引等を行っていることについて正当な事由がある場合
- (4) 所得の源泉となる資産（株式、不動産等）を本人以外の名義又は架空名義により所有していること。ただし、(3)の①又は②の場合を除くものとする。
- (5) 秘匿した売上代金等をもって本人以外の名義又は架空名義の預貯金その他の資産を取得していること。
- (6) 居住用財産の買換えその他各種の課税の特例の適用を受けるため、所得控除若しくは税額控除を過大にするため、又は変動・臨時所得の調整課税の利益を受けるため、虚偽の証明書その他の書類を自ら作成し、又は他人をして作成させていること。
- (7) 源泉徴収票、支払調書等（以下「源泉徴収票等」という。）の記載事項を改ざんし、若しくは架空の源泉徴収票等を作成し、又は他人をして源泉徴収票等に虚偽の記載をさせ、若しくは源泉徴収票等を提出させていないこと。
- (8) 調査等の際の具体的事実についての質問に対し、虚偽の答弁等を行い、又は相手先をして虚偽の答弁等を行わせていること及びその他の事実関係を総合的に判断して、申告時における隠蔽又は仮装が合理的に推認できること。

2 法人税の重加算税の取扱いについて⁶²

- (1) いわゆる二重帳簿を作成していること。

⁶² 平成12年7月3日付課法2-8ほか3課共同国税庁長官通達「法人税の重加算税の取扱いに

- (2) 次に掲げる事実（以下「帳簿書類の隠匿、虚偽記載等」という。）があること。
- ① 帳簿、原始記録、証ひょう書類、貸借対照表、損益計算書、勘定科目内訳明細書、棚卸表その他決算に係る書類（以下「帳簿書類」という。）を、破棄又は隠匿していること。
 - ② 帳簿書類の改ざん（偽造及び変造を含む。以下同じ。）、帳簿書類への虚偽記載、相手方との通謀による虚偽の証ひょう書類の作成、帳簿書類の意図的な集計違算その他の方法により仮装の経理を行っていること。
 - ③ 帳簿書類の作成又は帳簿書類への記録をせず、売上げその他の収入（営業外の収入を含む。）の脱ろう又は棚卸資産の除外をしていること。
- (3) 特定の損金算入又は税額控除の要件とされる証明書その他の書類を改ざんし、又は虚偽の申請に基づき当該書類の交付を受けていること。
- (4) 簿外資産（確定した決算の基礎となった帳簿の資産勘定に計上されていない資産をいう。）に係る利息収入、賃貸料収入等の果実を計上していないこと。
- (5) 簿外資金（確定した決算の基礎となった帳簿に計上していない収入金又は当該帳簿に費用を過大若しくは架空に計上することにより当該帳簿から除外した資金をいう。）をもって役員賞与その他の費用を支出していること。
- (6) 同族会社であるにもかかわらず、その判定の基礎となる株主等の所有株式等を架空の者又は単なる名義人に分割する等により非同族会社としていること。

重加算税の事務運営指針が税目ごとに公表されているのは、各税目の特徴を踏まえてのことと思われる。すなわち、所得税の場合は家族名義による取引の取扱い、源泉所得税の場合は認定賞与の取扱い、法人税の場合は使途不明金、使途秘匿金の取扱い、相続税及び贈与税の場合は被相続人又は贈与者が行っていた行為を利用していた場合の取扱い、消費税の場合は消費税固有の不正に対する取扱いなど、その税目に固有にみられるであろうことが規定されているためである⁶³。国税庁は、「法令解釈通達」を「税法についての取扱い等を定めた」もの、「事務運営指針」を「税務行政の執行に係る」ものとして両者を区別し

について（事務運営指針）」（令和4年6月30日最終改正）

⁶³ 澤井勝美「無記帳者の重加算税について」税大論叢第84号（2016）247-248頁

ており⁶⁴、その上で、重加算税にかかる取り扱いを「法令解釈通達」とはせずに、各規定の適用に関し留意すべき事項としての「事務運営指針」の形式としていることから、このことがうかがえる⁶⁵。

また、各事務運営指針の共通的な特徴は、隠ぺい・仮装について概念的な定義を置かずに、「例えば」としていくつかの例示を示しているのみであることである。隠ぺい・仮装に関するものとして共通して読み取れる例示として、①二重帳簿の作成（相続税及び贈与税を除く）及び②帳簿書類の隠匿、虚偽記載等が挙げられる。このように、帳簿書類の作成及び保存があることを前提とした例示となっているものの、法人税及び源泉所得税については、帳簿書類の作成又は帳簿書類への記録をせずに行った不正行為を「帳簿書類の隠匿、虚偽記載等」としているのに対し、申告所得税については、帳簿書類の作成又は帳簿書類への記録を行わないことは「帳簿書類の隠匿、虚偽記載等」の例示に含まれていない。この点につき、澤井勝美氏は、個人事業者等については、口頭での契約や原始記録の作成がない場合も多いことや、一般的な記帳義務が導入される前に制定されたことの影響が大きいものと考えられ、また、所得税の場合、無記帳者は事務運営指針の例示に直接的に当てはめることができず、実務上の困難さを際立たせているのではないかと指摘される⁶⁶。

第5節 学説

金子宏教授は、「隠蔽・仮装とは、その語義からして故意を含む観念であると解すべきであり、事実の隠蔽とは、売上除外、証拠書類の廃棄等、課税要件に該当する事実の全部または一部をかくすことをいい、事実の仮装とは、架空仕入・架空契約書の作成・他人名義の利用等、存在しない課税要件事実が存在するように見せかけることをいう。」⁶⁷とされている。また、二重帳簿の作成のように、存在する事実を隠し、存在しない事実があるように見せかけることによって、隠ぺいと仮装は同時に行われることが多いことも指摘されている⁶⁸。

⁶⁴ 国税庁「法令等」〈<https://www.nta.go.jp/law/index.htm>〉（令和5年12月23日最終閲覧）

⁶⁵ 澤井・前掲（注63）248頁

⁶⁶ 澤井・前掲（注63）248頁

⁶⁷ 金子・前掲（注1）914頁

⁶⁸ 金子・前掲（注1）914頁

コンメンタール国税通則法においては、重加算税の課税要件たる隠ぺい・仮装は、二重帳簿の作成、証ひょう書類の隠匿、取引名義の仮装などを意味するので、結局、ほ脱罪の構成要件である「偽りその他不正の行為」の典型的なものが隠ぺい・仮装に該当すると説明されている⁶⁹。そして、ほ脱罪の構成要件では「偽りその他不正の行為」、重加算税の課税要件では「隠ぺい又は仮装」という異なる表現が用いられている理由について、「①刑罰にあつては、反社会的、反道徳的行為一般に対して制裁を加えるという要請から、その要件は行為の態様のいかに問わない抽象的なものとならざるを得ず、他方、②重加算税にあつては、適正・公平な税務執行を妨げ、課税を免れた行為に対する行政制裁であり、また、行政機関の判断による制裁であるところから、裁量の範囲が余り大きくならないように、外形的、客観的基準により規定することが必要であるからである。」⁷⁰としている。

先に挙げた学説は、いずれも具体的な不正行為を例示することによって、隠ぺい・仮装の概念を説明しようとしたものである。これに対して、品川芳宣教授は、隠ぺい・仮装の意義について、「重加算税の性質が、悪質な過少申告・不申告による納税義務違反の発生を防止し、もって納税の実を挙げんとする行政上の制裁措置であることに鑑み、究極的には、租税徴収権の侵害行為を意味する何らかの不正手段であることといい得よう。」⁷¹と総合的な視点で説明されている。なお、品川教授は、積極的行為がない者に対する重加算税について、事実関係総合判断説を唱えられていることから、具体的な例示をあえてされていないものと推察される。事実関係総合判断説については第10章で詳述する。

第6節 裁判例

1 和歌山地裁昭和50年6月23日判決

隠ぺい・仮装の定義について、「隠ぺい」と「仮装」を明示した裁判例として、まず和歌山地裁昭和50年6月23日判決が挙げられる。同判決では、『事実を隠ぺい』するとは、事実を隠匿しあるいは脱漏することを、『事実を仮装』するとは、所得・財産あるいは取引上の名義を装う等事実を歪曲することをいい、いずれも行為の意味を認識しながら故意に

⁶⁹ 武田昌輔監修『DHC コンメンタール国税通則法』（第一法規出版、1982）3640頁

⁷⁰ 武田昌輔監修・前掲（注69）3640頁

⁷¹ 品川・前掲（注10）302頁

行うことを要するものと解すべきである。」⁷²と判示した。この和歌山地裁判決で示された隠ぺい・仮装の定義が、その後の裁判例及び裁決例において基本となっている⁷³。

2 名古屋地裁昭和55年10月13日判決

名古屋地裁昭和55年10月13日判決は、『事実を隠ぺいする』とは、課税標準等又は税額の計算の基礎となる事実について、これを隠ぺいしあるいは故意に脱漏することをいい、また『事実を仮装する』とは、所得・財産あるいは取引上の名義等に関し、あたかも、それが事実であるかのように装う等、故意に事実を歪曲することをいうと解するのが相当である。」⁷⁴と判示している。

3 大阪高裁平成6年6月28日判決

大阪高裁平成6年6月28日判決は、「事実の『隠ぺい』とは、納税者がその意思に基づいて、特定の事実を隠匿しあるいは脱漏することを、事実の『仮装』とは、納税者がその意思に基づいて 特定の所得財産あるいは取引上の名義を装う等事実を歪曲することをいう」⁷⁵と判示している。

4 横浜地裁平成16年2月4日判決

横浜地裁平成16年2月4日判決は、『事実の隠ぺい・仮装』とは、典型的には、二重帳簿を作成し、あるいは、売上伝票、納品書等の証拠書類を廃棄するなどして売上げを除外する、注文伝票や領収証等を偽造するなどして架空仕入れ、架空経費を計上する、税務調査に対して虚偽の答弁をする等本件に係る法人税及び消費税に即していえば、納税者が、その納税義務の全部又は一部を免れるために、意図的に、存在する益金ないし課税資産の譲渡等の全部又は一部を隠し、あるいは、存在しない損金ないし課税仕入れとなる費用等が存在するように装うことを指すものと解される」⁷⁶と判示している。

隠ぺい・仮装の定義について述べる際には、和歌山地裁判決と同様に、隠ぺい行為と仮装行為を区別して述べている事例が多くみられる。これに対して、同判決は、隠ぺい行為と仮装行為を区別せずに、両者を一括りに定義している⁷⁷。

⁷² 和歌山地判昭和50年6月23日（LEX／DB 文献番号 21050870）

⁷³ 田口・前掲（注29）23頁

⁷⁴ 名古屋地判昭和55年10月13日（LEX／DB 文献番号 21071221）

⁷⁵ 大阪高判平成6年6月28日（LEX／DB 文献番号 22008261）

⁷⁶ 横浜地判平成16年2月4日（LEX／DB 文献番号 28140894）

⁷⁷ 他に隠ぺい行為と仮装行為を区別しなかった事例として、宇都宮地裁平成17年3月2日判

5 静岡地裁平成 26 年 2 月 13 日判決

静岡地裁平成 26 年 2 月 13 日判決は、『隠ぺい』とは、売上除外、証拠書類の廃棄等、課税要件に該当する事実の全部または一部を隠すことをいい、『仮装』とは、架空仕入・架空契約書の作成・他人名義の利用等存在しない課税要件事実が存在するように見せかけることをいう⁷⁸と判示している。

第7節 小括

平成 12 年の重加算税答申においても指摘されたように、隠ぺい・仮装に該当する行為を類型化し、すべてを網羅的に列挙することは困難であると思われる。一方で、隠ぺい・仮装の意義が極めて抽象的であるという問題もあった。重加算税答申を受けて、事務運営指針が定められたことによって、隠ぺい・仮装行為がある程度類型化され、一定の法的安定性と予測可能性をもたらし、納税者にとっても一定の行動指針となっていると考えられる。しかしながら、「つまみ申告」のような積極的な不正行為がない場合の隠ぺい・仮装の該当性については、依然として明確になっていないと考えられる。このようなことから、隠ぺい・仮装は不確定概念として捉えられるべきであろう。そして、このような事例においては、今後も、納税者と課税庁とで見解が対立することが予想される。このような事例にあつては、事実関係や背景にある問題をよく吟味した上で、隠ぺい・仮装の該当性についての判断がなされるべきであると考え。なお、「つまみ申告」の問題については第 10 章で詳述する。

ところで、隠ぺい行為と仮装行為を明確に区別する必要性は乏しいとの見解⁷⁹や、隠ぺい行為と仮装行為を区別せずに「隠ぺい又は仮装」の意義を述べた判例⁸⁰がある。しかしながら、課税庁が重加算税を賦課決定する際には、理由附記が必要であり⁸¹、理由附記を行うにあたっては、隠ぺい・仮装の事実を具体的に記載しなければならず、隠ぺい・仮装が行われた取引等を具体的に記載するとともに、その取引等についてどのような隠ぺい・

決が挙げられる。同判決は、「『事実の隠ぺい又は仮装』とは、架空の事実を記載した契約書・帳票類等を作成したり、他人名義を利用したりすることによって、虚偽の課税要件事実を作成することをいうと解すべきである」と判示した。

⁷⁸ 静岡地判平成 26 年 2 月 13 日 (LEX/DB 文献番号 25544306)

⁷⁹ 木村弘之亮『租税過料法[租税法研究双書 2]』（弘文堂、1991）70 頁

⁸⁰ 横浜地裁平成 16 年 2 月 4 日判決、宇都宮地裁平成 17 年 3 月 2 日判決

⁸¹ 国税通則法 74 条の 14、行政手続法 14 条

仮装行為がなされたのかについても具体的に記載する必要がある⁸²。

最高裁昭和 38 年 5 月 31 日第二小法廷判決は、理由附記制度について、「一般に、法が行政処分に理由を附記すべきものとしているのは、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服の申立に便宜を与える趣旨に出たものである」と判示しており、このような理由附記制度の趣旨からしても、課税実務上は、隠ぺい行為と仮装行為を明確に区分することが必要であるものとする。

第6章 隠ぺい・仮装行為の時期

第1節 問題の所在

国税通則法 68 条によると、課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき、①納税申告書を提出していたとき（68 条 1 項）、②法定申告期限までに納税申告書を提出せず、又は法定申告期限後に納税申告書を提出していたとき（68 条 2 項）、③その国税をその法定納期限までに納付しなかったとき（68 条 3 項）に重加算税が賦課される。したがって、重加算税の賦課要件である隠ぺい・仮装行為は、期限内申告の提出がある場合はその提出時に、期限内申告が行われていない場合（期限後申告又は無申告）には法定申告期限を経過したときに、それぞれ成立することとなる。

そうすると、法定申告期限内に過少申告をし、申告後に隠ぺい・仮装行為があった場合にどのように考えるべきかという問題が生じる。すなわち、期限内申告の場合には、申告書提出時が隠ぺい・仮装の成立時期であって、申告書提出後に行った行為は、対象にならないと考えることができるか否かという問題である。

⁸² 大阪国税局法人課税課『課税処分に応じた留意点(平成 25 年 4 月)』(TAINS:H250400) 56 頁。青色申告に係る更正の理由附記の程度に関して、最高裁昭和 38 年 5 月 31 日第二小法廷判決は、理由附記を欠く場合においては処分自体の取消しを免れず、また、理由附記は、例文的・抽象的なものでは足りず、帳簿書類との関連において更正処分の具体的根拠を明らかにするものでなければならないと判示した。重加算税についても、これに準じた取り扱いがなされるべきであると考えられる。

第2節 学説

金子宏教授は、①過少申告加算税又は無申告加算税に代わる重加算税については、事柄の性質上、法定申告期限の経過する以前の隠ぺい・仮装行為のみが重加算税の対象となり、②期限後申告の場合には、同申告時までの隠ぺい・仮装行為が対象となると解すべきである旨述べられる⁸³。

また、品川芳宣教授も、国税通則法 68 条の規定から、重加算税の賦課要件としての隠ぺい・仮装の行為の時期は、原則として、重加算税が賦課される態様に応じて、①期限内申告書である確定申告書を提出した時、②法定申告期限が経過した時又は③法定納期限が経過した時までであると解することができるとの見解を示される⁸⁴。なお、期限内申告の場合は、最終的に法定申告期限までに申告書を提出すればよいことから、過少申告過少申告加算税又は無申告加算税に代わる重加算税については、隠ぺい・仮装は、重加算税の納税義務が成立する法定申告期限の経過の時（国税通則法 15 条 2 項 14 号）までに行われていることが必要である。

一方、佐藤孝一氏は、各種加算税の納税義務の成立の時期を定める国税通則法 15 条 2 項 14 号は、同法 68 条 1 項等の各種加算税の賦課要件の充足時期を定めたものではなく、加算税に係る賦課決定の始期（同法 32 条 1 項 3 号）、賦課決定の期間制限（同法 70 条 4 項 2 号）等の関連で各種加算税の納税義務の成立時期を明らかにしているものであり、加算税については、納税義務の成立の時以降に賦課決定できるところ（同法 32 条 1 項 3 号）、いかなる内容の加算税が賦課されるべきかについては、その実体規定たる各種加算税の規定の定めるところに委ねられている、すなわち、当該加算税の賦課決定がなされる時点における賦課要件の充足度に応じて、①重加算税の賦課要件が充足されていない場合（例えば、隠ぺい・仮装行為がなされていない場合）には過少申告加算税あるいは無申告加算税として、②重加算税の賦課要件を充足している場合（例えば、法定申告期限経過後、当該賦課決定までの間に隠ぺい・仮装行為がなされている場合）にはそれぞれの重加算税として、その内容が確定される関係にあるものと解すべきであるとして、法定申告期限到来前の隠ぺい・仮装の行為だけが重加算税の賦課要件を充足するとは限らない旨の見解を示される

⁸³ 金子・前掲（注 1）913 頁

⁸⁴ 品川・前掲（注 10）383 頁

85。

第3節 裁判例

大阪地裁昭和50年5月20日判決は、確定申告後の隠ぺい・仮装の所為は、確定申告時に当該納税者が隠ぺい・仮装の意思を有していたか否かを判定するための資料にすぎず、確定申告後に当該納税者が売買契約書を偽造していたことを課税庁側が確知していたとしても、確定申告時の隠ぺい・仮装の意思に消長を来すものではない旨判示し、申告書提出後の隠ぺい・仮装行為が申告書提出時の納税者の隠ぺい・仮装行為にかかる意思を推認する間接事実となり得ることを示唆している⁸⁵。

また、大阪高裁平成5年4月27日判決は、重加算税の納税義務の成立時期は、法定申告期限の経過の時であるから、隠ぺい・仮装行為は、この時期が到来する前の行為だけが加算税の対象になるのが原則であり、したがって、隠ぺい・仮装行為の存否は、確定申告書提出時を中心に判断すべきであって、その期限後の隠ぺい・仮装行為は、法定申告時における隠ぺい・仮装行為の存否を推認させる一間接事実となりうるにすぎない旨判示した⁸⁷。

なお、東京地裁昭和52年7月25日判決では、法定申告期限前の隠ぺい・仮装行為が認められなくとも、法定申告期限後の税務調査に際し、虚偽答弁や帳簿書類の隠ぺい・仮装行為から、課税を回避しようとする意図が当初からあったものと推認され、重加算税の賦課要件を満たすと判断された⁸⁸。すなわち、法定申告期限後の隠ぺい・仮装等の行為から、法定申告期限前の隠ぺい・仮装行為が推認によって認定された形となる。

第4節 小括

学説では、過少申告加算税に代わる重加算税について、申告期限の経過する以前の隠ぺい・仮装行為のみが重加算税の対象か否かにつき対立があり、申告後の隠ぺい・仮装行為をどう評価するかについての問題が残る。この点につき、判例では、①隠ぺい・仮装行為

⁸⁵ 佐藤孝一「ことさらの過少申告と重加算税」税経通信48巻13号（1993）220頁

⁸⁶ 大阪地判昭和50年5月20日（LEX/DB 文献番号 21050410）

⁸⁷ 大阪高判平成5年4月27日（D1-Law 判例ID 22007311）。ただし、この事件の上告審（最判平成6年11月22日 D1-Law 判例ID 22007391）では、大阪高裁のような判断をせずに、隠ぺいと認定している。

⁸⁸ 東京地判昭和52年7月25日（LEX/DB 文献番号 21058830）

の存否は、確定申告書提出時を中心に判断すべきであり、②期限後の隠ぺい・偽装行為は、法定申告時における隠ぺい・偽装行為の存否を推認させる一間接事実と位置付けられるとして、折衷的な解釈を行っているものと考えられる。事後的な行為を法定申告期限前の行為として遡及することは、加算税の納税義務の成立時期（国税通則法 15 条 2 項 14 号）との関係において文理解釈上の疑義が残る。しかしながら、法定申告期限後の納税者の行動から隠ぺい・偽装行為が推認できるような場合にまで、そのような行動を隠ぺい・偽装と全く無関係と位置付けることは適当とは言えない。したがって、このような判例の考え方は支持できるものとする。

第7章 納税者の故意（認識）の要否

第1節 問題の所在

隠ぺい・偽装行為に係る納税者の認識については、文理上明確には現れない要素であるものの、通説によれば、隠ぺい・偽装という文言には、その語義からして納税者の故意が含まれると解釈されている⁸⁹。

条文では明確化されていない隠ぺい・偽装に係る納税者の認識の有無は、重加算税賦課における重要な要素として位置づけられるものとする。なぜならば、納税者と課税庁との間で、隠ぺい・偽装行為に係る納税者の認識について争いがある事例においては、重加算税の事務運営指針で明確化されているような典型的な行為には当てはめることができない場合が多いものと想定され、納税者の認識の有無が重加算税賦課にあたっての焦点となると考えられるからである。

ところで、「納税者の故意（認識）」には二通りの意味が考えられる。一つは隠ぺい・偽装行為に対する故意（認識）であり、もう一つは過少申告を行うことの故意（認識）である。両者を区別しない学説と両者を区別する学説があり、それぞれの学説についても以下で検討する。

第2節 事務運営指針の考え方

昭和 62 年判決は、納税者の隠ぺい・偽装行為に係る認識と過少申告行為に係る故意の

⁸⁹ 金子・前掲（注 1）914 頁

両方が問題にされた事案である。同判決は、「重加算税を課し得るためには、納税者が故意に課税標準等又は税額等の計算となる事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺい、仮装行為を原因として過少申告の結果が発生したものであれば足り、それ以上に、申告に際し、納税者において過少申告を行うことの認識を有していることまで必要とするものではないと解するのが相当である。」と判示しており、納税者の過少申告行為に係る故意は不要であるとの結論に至っている。

重加算税の事務運営指針は、昭和 62 年判決に基づくものと考えられ、過少申告の認識についての故意は要せず、故意による（あるいは意図的な）隠ぺい・仮装を原因として過少申告の結果が発生したものであれば、重加算税の賦課要件を充足するとの理解に立っているものと考えられる⁹⁰。事務運営指針では、隠ぺい・仮装行為の説明において納税者の故意には直接言及しておらず、故意を一切必要としないとの見解があり⁹¹、この点について、品川芳宣授は、「加算税通達のように、故意の要否を一切無視する考え方については、『隠ぺい又は仮装』という語義や税法解釈における判例法の位置付けの観点から見ても賛同し難い」⁹²と述べられている。

しかし、この点については誤解であると考えられる。確かに、旧通達（昭和 26 年 1 月 1 日付直所 1－1 所得税基本通達）では「故意」という用語が用いられていたが、平成 12 年に制定された現行の事務運営指針では「故意」という用語は用いられていない。しかしこれは、事務運営指針では、厳格な故意（認識）の立証まで要するものと解釈されることを懸念して、あえて「故意」という表現を用いなかったものと考えられる。

各税目の事務運営指針を通覧すれば、隠ぺい・仮装について、単なる誤り等（誤謬、誤解、失念、ミスといった類のもの）は含まれておらず、故意あるいは意図的なものが通達に例示されていることが理解できる。事務運営指針で使われている隠匿、虚偽、改ざん、除外、簿外、架空といった用語は、もともと故意あるいは意図的という意味合いを含むものであるし、集計違算は単なる計算誤り等と理解されないように「意図的な」という修飾語が付されている。

⁹⁰ 谷口＝奥田・前掲（注 54）126 頁

⁹¹ 品川芳宣『国税通則法の理論と実務』（ぎょうせい、2017）296 頁、澤井・前掲（注 63）249-250 頁も同旨。

⁹² 品川・前掲（注 10）313 頁

また、「隠ぺい」「仮装」の語義からも、また、隠ぺい・仮装という不正手段を用いた場合に、過少申告加算税よりも加重するという制度趣旨からしても、単なる誤り等は隠ぺい・仮装に含まれないことは明らかである⁹³。

虚偽答弁等に関して、所得税の重加算税事務運営指針第1の1(8)では、「調査等の際の具体的事実についての質問に対し、虚偽の答弁等を行い、又は相手先をして虚偽の答弁等を行わせていること及びその他の事実関係を総合的に判断して、申告時における隠蔽又は仮装が合理的に推認できること。」と、虚偽答弁等についてこれを不正事実を推認できる事実の一つとして例示しており、また相続税の重加算税事務運営指針第1の1(4)及び同2(5)にも同様の定めが置かれている。

なお、法人税の重加算税事務運営指針では虚偽答弁等について触れられていないが、法人税の実務では帳簿書類の保存等があることが前提であって、税務調査に当たっては、申告期限前の隠ぺい・仮装の事実把握に極力努めるべきこと（調査時の虚偽答弁等による安易な賦課は避けるべきこと）等を考慮し、法人税の重加算税事務運営指針に虚偽答弁等についての定めを置かなかつたものと考えられるが、申告期限前の隠ぺい・仮装が合理的に推認できる場合には隠ぺい・仮装に該当するとの趣旨自体は、所得税等の場合のそれと考え方は同じであると思われる⁹⁴。

平成12年の重加算税事務運営指針（申告所得税等）においては、故意ある過少申告の場合については特に明示的に触れてはおらず、税務調査における虚偽の答弁などの事実関係を総合的に判断して申告時における隠ぺい・仮装が合理的に推認できる場合を、「隠ぺい又は仮装」に該当する場合の例示として挙げている。これは、重加算税をめぐる判例の流れを受けたものと思われるが、問題の条文それ自体を改正することなく、解釈限りで重加算税の賦課要件をこのように拡張することについて、疑問を呈する見解もある⁹⁵。

第3節 学説

重加算税の課税要件である隠ぺい・仮装に租税をほ脱する目的ないし過少申告であるこ

⁹³ 谷口=奥田・前掲（注54）127頁も同旨。

⁹⁴ 谷口=奥田・前掲（注54）134頁

⁹⁵ 田中治=高正臣「つまみ申告と重加算税」三木・田中・占部編『租税判例分析ファイル〈2〉法人税編』（税務経理協会、2006）357頁

との故意が必要であるか否かについて、学説はまず大きく分けて故意を必要としない立場と故意性を必要とする立場の二つに分かれている。

池本征男氏は、重加算税を「申告納税義務違反の制裁」と捉えるならば、故意性は必要ということになり、一方、「国家の侵害された利益の回復手段」と捉えるならば、租税を免れる認識である故意性は必要ないことになる」と指摘される⁹⁶。

1 故意不要説

住田裕子氏は、「重加算税を含む加算税は、納税義務違反に対して行政制裁として経済的負担を課すことにより、申告納税秩序を維持すること、すなわち、申告納税義務違反の発生を未然に防止し、徴税の実をあげることを主目的とする。また、自発的に正直な申告をした納税者との不公平感を除去した上、税務調査を困難とし、そのための多大の労力と経費とを国家に費やさせたことの補填（国庫利益の回復）などの性格をも有する」⁹⁷とされ、「行政制裁の要件を定立する場合は、制度上、できるだけ主観面を排した客観的な行為等を対象としたものとする必要がある。すなわち、重加算税制度が、過少申告行為の故意の存在を念頭に置いた制度であるとしても、その要件を定めるにあたっては、故意を要件とすることは相当ではない。これはとりも直さず、現行法上の隠ぺい・仮装要件の解釈においても、過少申告の故意を必要とすることは考えられないこととなる。」⁹⁸と故意を不要とする立場をとられる。

また、住田氏は、故意が要件であるとする、徴税担当者による供述書などの証拠収集が必要となるが、これは制度的に限界があり、迅速かつ公平な処理の支障となることなどから、行政制裁の制度上主観面を排し、客観的な行為を対象としたものとする必要があったのであり、故意を要件とすべきではなく、これは行政制裁としての本質・制約からの当然の要請である旨説明される⁹⁹。

しかし、上記のように解すると、過少申告の意図を有しておらず、重加算税を課しても、納税申告義務の履行を担保するといえない場合についても、重加算税を課すこととなり、

⁹⁶ 池本・前掲（注15）197-198頁。ハッ尾順一『事例からみる重加算税の研究〔第6版〕』（清文社、2018）55-56頁も同旨。

⁹⁷ 住田裕子「重加算税の賦課要件としての『隠ぺい・仮装』行為〔上〕」商事法務第1419号（1996）4頁

⁹⁸ 住田・前掲（注97）6頁

⁹⁹ 住田・前掲（注97）6頁

重加算税の目的との関係で手段の合理性を欠くこととなる¹⁰⁰。重加算税を課しても行政目的が達成されるわけではない納税者に行政制裁である重加算税を課してよいことにはならない。確かに、住田氏の指摘されるとおり、故意を要件とすることによる証拠収集は容易ではない。しかし、客観的に隠ぺい・偽装行為があり、それらに基づく申告がなされているのであれば、隠ぺい・偽装行為の認識及び過少申告の意図は推認し得るのであり、納税者がこれらの主観的要件がなかったことを反証しなければならなくなることから、実務上の不都合は大きくないと考えられる¹⁰¹。したがって、故意不要説は失当であると考ええる。

品川芳宣教授も、一部の学説が故意を必要としないとしている点について、「租税を免れる目的以外の理由で事実を隠ぺい・偽装した場合にまで重加算税が課されることになり、『徴税の実』を挙げることを重視しすぎた解釈であるといわねばならない。民事詐欺罰則というシャープ勧告の趣旨からしても、租税を免れる目的による隠ぺい・偽装に限定すべきものと思う。」¹⁰²と、故意不要説に反対の立場をとられる。

2 故意必要説

隠ぺい・偽装行為についての故意を必要とする説は、隠ぺい・偽装の故意と過少申告の故意を区別しない説及びこれを区別する説とに分けられる。さらに、後者の説は、①隠ぺい・偽装の認識は必要だが、過少申告の故意は不要とする説と②隠ぺい・偽装の故意及び過少申告についての故意の両方を必要とする説とに分けられる。

(1) 隠ぺい・偽装の故意と過少申告の故意を区別しない説

この説は、行為が客観的に見て隠ぺい・偽装と判断されるものであれば足り、納税者の故意の立証までは必要としないとの説である。

金子宏教授は、隠ぺい・偽装とは、その語義からして故意を含む観念であると解すべきであると解され、昭和62年判決を引用しつつ、「架空名義で取引を行い、その利益を申告しなかった場合には、利益の有無ならびに利益の金額につき認識を欠いていたとしても、隠ぺい・偽装の事実があったと考えるべきであろう。」¹⁰³と述べられており、納税者の故意が隠ぺい・偽装行為に必要であるとしつつも、客観的に見て隠ぺい・偽装と判断できるの

¹⁰⁰ 吉田正毅「重加算税—事実の隠蔽・偽装と税法上の評価誤り（下）」税理2016年12月号（2016）141頁

¹⁰¹ 池本・前掲（注15）198-199頁、住田・前掲（注97）7頁も同旨。

¹⁰² 品川・前掲（注10）306

¹⁰³ 金子・前掲（注1）914頁

であれば、その立証は不要との見解に立たれるものと思われる。

伊藤義一教授は、「重加算税には、無申告者又は過少申告者に対する非難の要素は一切ないとし、「倫理的、道徳的な面から非難を加える上で行為者に責任を負わせるための条件である故意の立証までは要件とされていない」¹⁰⁴として、この説をとられる。

鴻秀明氏は、「重加算税の賦課という制裁は、脱税犯に対する刑事罰とは別の観点から、すなわち『申告納税制度の維持』という観点から賦課されるので、過少申告等の認識は不要とするのである」¹⁰⁵として、この説をとられる。

なお、この説においては、客観的判断要素として、つまみ申告所得金額と真実の所得金額との較差が大きいことは、隠ぺい・偽装行為の存否認定にあたって極めて大きな意味を持つことになろう¹⁰⁶。

(2) 隠ぺい・偽装の故意と過少申告の故意を区別する説

イ 隠ぺい・偽装の認識は必要だが、過少申告の故意は不要とする説

この見解は、課税要件事実の隠ぺい・偽装に係る認識は必要であるが、結果としての過少申告についての故意は不要とする説である。

品川芳宣教授は、「重加算税といえども、既に多くの最高裁判決が示すように、脱税という不正行為の反社会性ないし反道徳性に着目して科せられる刑罰とはその趣旨を異にする納税の実を挙げることを目的とする行政制裁であってみれば、刑罰において厳格に必要とされる故意（犯意）の立証を重加算税についても要求することは課税実務に即していない……してみると、重加算税の賦課における故意の要否については、最高裁昭和62年5月8日第二小法廷判決が判示するように、納税者（又は行為者）が課税要件事実を隠ぺいし、又は偽装することを認識していれば十分であり、その結果、過少申告等の事実が発生すれば足り（そのことが国税通則法68条にいう『基づき』の意と解される）租税を免れようとする認識を有していることまで要求しているものと解する必要はないであろう。また 隠ぺい・偽装の行為についても、それが客観的にみて『隠ぺい』又は『偽装』であると判断

¹⁰⁴ 伊藤義一「重加算税業務主帰責説試論—隠ぺい・偽装の行為者と重加算税について—」TKC 税研時報8巻3号（1993）33頁

¹⁰⁵ 鴻秀明『税務調査のガラパゴス化と重加算税』（税務経理協会、2013）98頁

¹⁰⁶ 山口敬三郎「『つまみ申告』と『重加算税の賦課要件』に関する一考察（下）」税理2021年8月号（2021）153頁も同旨。通常、較差が大きくなるほど、過失・偶然によるものではなく、作為によるものとの推認の度合いが高まるためである。

することができれば、特段の事情がない限り、納税者（行為者）が隠ぺい・仮装することを認識していたものと推認できると解すべきであろう」¹⁰⁷と述べられ、この説を支持される。

寺西輝泰氏は、「重加算税の賦課要件としての故意というのは、期中における経理処理の際に、課税要件となる事実（税額計算の基礎となる事実といってもよい。）についてこれを隠ぺい・仮装することについての認識があれば、その後、当該事業年度の税の申告に際し、右仮装又は隠ぺいした事実に基づいて申告する、あるいは申告しないなどという点についての認識を必要とするものではなく、結果として過少申告、無申告あるいは不納付という事実が生ずれば足りるというものといえるである。」¹⁰⁸として、この説を支持される。

つまり、寺西氏は、重加算税は、故意に過少に申告したことに対する制裁ではなく、重加算税に係る賦課要件事実を隠ぺい・仮装するという不正行為に対する制裁であることを重視されており、隠ぺい・仮装行為の結果として過少申告等の事実が生ずれば、重加算税の賦課要件を満たすと考え、隠ぺい・仮装行為に係る納税者の認識の範囲を幅広く捉えている。

なお、この説は、昭和62年判決が、「隠ぺい、仮装行為を原因として過少申告の結論が発生したものであれば足り、それ以上に、申告に際し、納税者において過少申告を行うことの認識を有していることまでを必要とするものではない」との判示に基づくものであり、国税通則法精解の見解及び現行の事務運営指針の取り扱いに近い考え方といえよう。また、隠ぺい・仮装の故意があれば、過少申告故意（認識）は必要としないとする見解は、多くの裁判例等においても繰返し引用されており、判例・通説的見解であると思われる¹⁰⁹。

しかしながら、この見解はあくまで納税者の隠ぺい・仮装行為が客観的に明らかな典型事例に限られ、納税者と課税庁との間で故意についての争いがある場合（限界事例）には当てはまらないと考えられる。

□ 隠ぺい・仮装の故意及び過少申告についての故意の両方を必要とする説

この説は、イの要件に加えて、過少申告等の行為についても租税を免れる認識を必要とする説である。

¹⁰⁷ 品川・前掲（注10）312-313頁

¹⁰⁸ 寺西輝泰「租税制裁における故意」税理第19巻第14号（1976）61頁

¹⁰⁹ 田口・前掲（注29）49頁、谷口＝奥田・前掲（注54）125頁も同旨。

松沢智教授は、『隠ぺい・仮装』とは租税を遁脱する目的をもって故意に収税官吏に対し、納税義務の発生原因たる計算の基礎となる事実を隠匿し、または、作為をほどこして虚偽の事実を附加せしめて収税官吏の調査を妨げて納税義務の全部または一部を免れる行為をいうものである。いずれも故意によることを要件とする。」¹¹⁰として、この見解に立てられる。

碓井光明教授は、「隠ぺい又は仮装の行為の時点において租税を免れようとする意図までが認められることを要しないとの見解は、遁脱犯との要件の違いを説明するのには、便利であろうが、他方において、単純な加算税が既に存在しているのに、それに制裁を加重するには、それなりの理由がなければならないことを考えると、租税を免れようとする意図を要すると解すべきであろう」¹¹¹と述べられている。ただし、「その意図は、仮装・隠ぺい行為の時点に存在すれば、それで足りるのであって、申告・無申告・不納付の時点まで継続することは必要ではない。要するに、『個々の会計的处理における“故意”の有無』がポイントになるわけである。」¹¹²とされており、同説の中でもやや限定的に解されている。

第4節 裁判例

故意に関する学説は上記のように諸説分かれているが、少なくとも、隠ぺい・仮装行為に係る故意については、重加算税の課税要件として必要であると考えられる。これに加え、過少申告であることの故意(租税をほ脱する目的)が必要であるか否かについての判例は、次のように分かれている。

1 故意を不要とする判例

(1) 最高裁昭和62年5月8日第二小法廷判決

昭和62年判決は、「重加算税を課し得るためには、納税者が故意に課税標準等又は税額等の計算の基礎となる事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺい、仮装行為を原因として過少申告の結果が発生したものであれば足り、それ以上に、申告に対し、納税者において過少申告を行うことの認識を有していることまでを必要とするものではな

¹¹⁰ 松沢智「附帯債務—附帯税」『租税法講座 2』（ぎょうせい、1976）336頁。広瀬正「重加算税の対象となる遁脱所得の範囲」税理19巻14号（1976）83頁も同旨。

¹¹¹ 碓井・前掲（注9）4頁

¹¹² 小島建彦「租税ほ脱犯における故意」中野次雄判事還暦祝賀『刑事裁判の課題』（1972）217頁、碓井・前掲（注9）4頁。

い」¹¹³として、過少申告の故意は不要と判示した。

(2) 名古屋高裁平成3年10月23日判決

名古屋高裁平成3年10月23日判決も、昭和62年判決と同様の見解をとり、重加算税要件としての故意については、①基礎的事実としての仮装することの認識のみでなく、②違法に租税負担を軽減するとの認識としての違法性の意識及び③社会的規範的意味の認識としての、自分のなす行為が社会的に見て悪い行為であるとの認識が必要であるとの納税者の主張を斥けた¹¹⁴。

(3) 最高裁平成7年4月28日第二小法廷判決

平成7年判決は、架空名義の利用や資料の隠匿等の積極的な行為は不要であり、過少申告の意図があり、その意図を外部からもうかがい得る特段の行動があればよいとしており、少なくとも上記の積極的な隠ぺい・仮装行為についての故意がない場合であっても、重加算税を課し得るとしている¹¹⁵。

2 故意を必要とする判例

(1) 大阪高裁平成3年4月24日判決

大阪高裁平成3年4月24日判決は、隠ぺい・仮装とは、「租税をほ脱する目的をもって、故意に納税義務の発生原因である計算の基礎となる事実を隠匿し、又は、作為的に虚偽の事実を付加して、調査を妨げるなど納税義務の全部または一部を免れる行為をい」¹¹⁶うと判示しており、過少申告の故意を要するとしている。同判決は、申告手続の委任を受けた代理人による仮装行為により納税額を零にしたにもかかわらず、納税者に対しては納税額が発生しているとして、納税者から不法に受領している場合においては、納税者が故意にその全部又は一部を隠ぺい・仮装したものとはいえないとして重加算税賦課決定処分を取り消している。

(2) 京都地裁平成4年3月23日判決

京都地裁平成4年3月23日判決は、「隠ぺいし、仮装するとは、申告納税制度をとる所得税について租税を遁脱する目的をもって、故意に税額等の計算の基礎となる事実を隠匿

¹¹³ 最判昭和62年5月8日・前掲（注41）

¹¹⁴ 名古屋高判平成3年10月23日（LEX/DB 文献番号 22005830）

¹¹⁵ 最判平成7年4月28日・前掲（注8）

¹¹⁶ 大阪高判平成3年4月24日（LEX/DB 文献番号 22004301）

し、又は作為的に虚偽の事実を附加して調査を妨げるなどの行為をいう。」¹¹⁷と判示し、過少申告の故意を要するとしている。

第5節 小括

池本征男氏は、重加算税は、納税者が隠ぺい・偽装行為をしたことによって、税務調査を困難とし多大な労力と経費を国家に費やさせたことの補填を意味するもの、すなわち侵害された国庫利益の回復手段としての性格を有するものと解せば、「隠匿または歪曲の行為」があり結果として過少申告等の事実があれば、重加算税の賦課要件を満たしたものと解されることになり、この見解をとれば、過少申告の故意（租税を免れる認識）は必要でないことになると述べられる¹¹⁸。一方で、重加算税は、申告納税義務違反に対する制裁であるという面を強調すれば、「隠ぺい又は偽装の行為」の故意には過少申告の故意（租税を免れる認識）を必要とするということになると整理される¹¹⁹。

その上で、池本氏は、「重加算税は、申告納税制度を維持するために悪質な申告納税義務の違反者に重い経済的負担を課するものであり、かつ、侵害された国庫利益の回復手段たる損害賠償的性格を併せ持つものであることからして、行為の反社会性、反道徳なるが故に刑罰を科す場合と異なって、租税を免れる認識の有無自体余り重視する必要はないと考える。」¹²⁰と述べられ、重加算税は、「申告納税義務違反の制裁」と「国家の侵害された利益の回復手段」の両方の性格を併せ持つものであると結論付けられる。

ところで、ほ脱犯の犯意と同様の故意まで求めるとすれば、課税庁の事務処理能力を超え、その事務量を確保するために調査件数を減らすことは、本来重加算税を課すべき者を結果的に見逃すことになりかねず、ひいては申告納税制度の信頼を損なうことになるから、少なくとも、事務運営指針の隠ぺい・偽装の例示にあるような行為が行われていれば、その行為には潜在的に故意に基づくものとして重加算税を賦課すべきとの見解がある¹²¹。そして、この見解は、品川芳宣教授らの隠ぺい・偽装の認識は必要だが、過少申告の故意は不要とする通説的見解とも合致し、支持できるものとする。

¹¹⁷ 京都地判平成4年3月23日（LEX/DB 文献番号 22005771）

¹¹⁸ 池本・前掲（注15）197-198頁

¹¹⁹ 池本・前掲（注15）198頁

¹²⁰ 池本・前掲（注15）199頁

¹²¹ 澤井・前掲（注63）249頁

しかしながら、前述した通り、この説はあくまで納税者の隠ぺい・偽装行為が客観的に明らかな典型事例に限られ、納税者と課税庁との間で故意についての争いがある場合（限界事例）には当てはまらないと考えられる。この問題については第10章で検討する。

第8章 「基づき」の意義

第1節 問題の所在

国税通則法68条は、「……隠ぺいし、又は偽装し、その隠ぺいし、又は偽装したところに基づき」過少申告等をした場合に重加算税を課すると規定しており、「基づき」との文言により、隠ぺい・偽装行為と過少申告等との間に何らかの因果関係又は積極的な意思の介在が予定されていることがうかがえる¹²²。そこで、以下では、重加算税の賦課要件を構成する文理上の要素であるにもかかわらず、これまでに必ずしも積極的に議論されていない「基づき」の因果関係の要件に着目して検討を行う。

第2節 刑法の考え方

因果関係とは、刑法学においては、典型的には結果犯の構成要件が充足されるため、行為と結果の間に要求される関係をいう¹²³。行政制裁である重加算税と刑事罰は、趣旨目的や性質を異にするものである。しかし、最高裁は、重加算税に関する解釈に当たって、刑法等における解釈や議論を参照していると思われ、刑法学における因果関係論を参照することは有用と思われる¹²⁴。

1 相当因果関係説

刑法学における因果関係の意義については、「相当因果関係説」が伝統的な通説であり¹²⁵、因果関係は「あればこれなし」の公式（仮定的消去公式）で判断される条件関係の存在を前提に、結果を行為者に帰責するための相当因果関係が必要と理解されてきた¹²⁶。

¹²² 品川・前掲（注10）312頁

¹²³ 小林憲太郎「刑法判例と実務—第6回因果関係（上）—」判時2290号（2016）4頁

¹²⁴ 佐藤英明「いわゆる『つまみ申告』と重加算税」総合税制研究第8号（2000）75頁、市川・前掲（注11）107頁も同旨。

¹²⁵ 橋爪隆「危険の現実化としての因果関係（1）」法学教室第403号（2014）84頁

¹²⁶ 市川・前掲（注11）107頁

ところが、この刑法学の議論を重加算税の因果関係論に持ち込むには不都合が生じる場合がある。例えば、無申告や過少申告のうちいわゆるつまみ申告がその典型例である。これらは隠ぺい・偽装行為なしに申告行為が行われる（又は行われない）ことから、隠ぺい・偽装行為と申告行為（又は無申告）との間に「あればこれなし」の関係はないためである。しかし、条件関係がないとして因果関係が否定されると、つまみ申告等に重加算税を課するのは一切不可能となるが、このような結論は妥当を欠く。なぜならば、もしも、（確定的な）脱税の意図の下に行われるつまみ申告を重加算税の対象としないならば、ほ税額等を考慮して起訴された場合には刑事罰の対象となり得る行為が、起訴がなければ過少申告加算税を超えて何らの実効的な制裁の対象ともならないことになるからである。

現在では、刑法学上も、条件関係を仮定的消去公式ではなく、結果回避可能性として理解し直すべきと提唱されている¹²⁷。条件関係を結果回避可能性と理解するならば、納税者本人が隠ぺい・偽装行為を行った場合に、条件関係が否定されることは想定し難い。なぜならば、過少申告等を行うか否かは納税者本人次第であるから、過少申告等の結果を納税者本人が回避し得ないという場面は想定し難いからである¹²⁸。

また、法的因果関係について、現実の因果経過の立証は必ずしも容易でないことがある。例えば、重加算税の場合、因果関係の終点である過少申告等が行われるか否かは、納税者の隠ぺい等の後（特に過少申告等の時点）での過少申告等をするか否かについての意思に大きく影響されることがある。しかし、このような内心の問題についての立証は必ずしも容易でない。刑事裁判上は、学説にいう相当因果関係説がそのまま採用されているわけではなく、「行為の危険性が結果へと現実化したか」（危険の現実化）が基準とされて、因果関係の判断が行われている¹²⁹。

2 危険の現実化説

伝統的な「相当因果関係説」に対して、現在においては、「危険の現実化説」が学説においても通説的見解と考えられている¹³⁰。実際、刑事裁判において因果関係の有無は、行為が作り出した危険が結果に実現したといえるか否か、すなわち、危険が現実化したか否か

¹²⁷ 小林・前掲（注123）5頁

¹²⁸ なお、第三者の隠ぺい等の結果納税者が過少申告等に至る場合、納税者について結果回避可能性がない場合があり得る。

¹²⁹ 山口厚『刑法〔第3版〕』（有斐閣、2015）33頁

¹³⁰ 橋爪・前掲（注125）84頁

の枠組みで判断されており¹³¹、学説もこれを一般に支持している¹³²。

刑法上、危険の現実化を要求する根拠は、結果に実現した危険が介在事情に内在したものである場合、応報の要請が働かないからであり、応報とは、それをもとに処罰することが不法の合理的な抑止にかなうような応報を意味するとされる¹³³。

危険の現実化の判断は、①実行行為に内在している危険性の内容を明らかにし、②それが現実の因果経過および結果惹起によって実現されていると評価できるかを検証するプロセスである¹³⁴。市川聡毅氏は、危険の現実化の考え方を重加算税に当てはめた上で、重加算税の「基づいて」の要件とは、隠ぺい・偽装行為が作り出した危険が過少申告等の結果に実現したといえるかの判断であるといえ、危険の現実化が認められる場合、隠ぺい・偽装行為を、過少申告等を行った者に帰責すべきであると述べられる¹³⁵。

第3節 学説

隠ぺい・偽装行為と過少申告行為との間の因果関係が存することを課税庁が立証する必要があるか否かについて、学説は必要説と不要説とに分かれている。

1 因果関係必要説

松沢智教授は、という重加算税の課税要件について、『隠ぺい・偽装』とは租税を遁脱する目的を持って故意に収税官吏に対し、納税義務の発生原因たる計算の基礎となる事実を隠匿し、または、作為をほどこして虚偽の事実を附加せしめて収税官吏の調査を妨げて納税義務の全部又は一部を免れる行為をいうものである。いずれも故意によることを要件とする。¹³⁶とした上で、「法文の体裁からしても、『その隠ぺいし、又は偽装したところに基づき納税申告書を提出していたとき』（通則法 68 条）と規定してあることから、右は事前の所得秘匿行為を伴う虚偽過少申告に限って適用されるものと解するべきである。」（原

¹³¹ 山口雅高「判解」最判解刑事篇平成 15 年（2003）416-430 頁、橋爪・前掲（注 125）84 頁、山口・前掲（注 129）31-33 頁。

¹³² 小林・前掲（注 123）4-5 頁

¹³³ 小林・前掲（注 123）6 頁

¹³⁴ 橋爪・前掲（注 125）91 頁

¹³⁵ 市川・前掲（注 11）109 頁

¹³⁶ 松沢・前掲（注 110）336 頁

文ママ)¹³⁷として、隠ぺい・偽装行為と過少申告行為の因果関係の必要性を強調される。したがって、松沢教授の見解によると、隠ぺい・偽装行為の故意及び過少申告の故意を認定し、さらに両者の因果関係が認められる場合に限って、すなわち、事前の所得秘匿行為を伴う虚偽過少申告がなされた場合に限って、重加算税は賦課されるべきこととなる。

2 因果関係不要説

品川芳宣教授は、「納税者（又は行為者）が課税要件事実を隠ぺいし、又は偽装することを認識していれば十分であり、その結果、過少申告等の事実が発生すれば足り（そのことが国税通則法 68 条にいう「基づき」の意と解される）……」¹³⁸として、因果関係をあまり重視しない見解をとられる。その上で、隠ぺい・偽装行為と過少申告行為の関係は密接不可分であるとして「事実関係全体からみてその不申告や虚偽申告が課税を免れることを意図して作為的に行われていると推認できるときには、これを一つの隠ぺい又は偽装行為と認定すべきであろう。」¹³⁹とされ、両者の間の因果関係まで立証する必要は無いとの見解に立たれる。

第4節 裁判例

1 因果関係を必要とする判決

大阪高裁平成5年4月27日判決は、「重加算税を課すためには、納税者が故意に課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺい、偽装し、右行為に基づいて過少申告の結果が発生することが必要であり、事実としての隠ぺい、偽装行為と過少の納税申告書の提出行為とは別々であることが必要であるとともに、隠ぺい、偽装行為と過少申告行為が存在しているだけで重加算税の要件を充足するものではなく、右両者の間に因果関係が存在することが必要である。」¹⁴⁰として、偽装行為と過少申告行為の因果関係を必要とする解釈を示している。

三木義一教授は、同判決の解釈を支持された上で、重加算税の成立時期は法定申告期限の経過の時である（国税通則法 15 条 2 項 15 号）から、隠ぺい・偽装行為は、この期限が

¹³⁷ 松沢智「逋脱犯の訴追・公判をめぐる諸問題」租税法研究第9号（1981）99頁

¹³⁸ 品川・前掲（注10）312頁

¹³⁹ 品川・前掲（注10）380頁

¹⁴⁰ 大阪高判平成5年4月27日・前掲（注87）

到来する前の行為だけが重加算税の対象となるのが原則であり、隠ぺい・仮装行為の存否は、確定申告書提出時を中心に判断すべきであって、期限後の隠ぺい・仮装行為の存否は、法定申告時における隠ぺい・仮装行為の存否を推認させる一間接事実となりうるにすぎないものと解される¹⁴¹。

また、平成7年判決は、「重加算税を課するためには、納税者のした過少申告行為そのものが隠ぺい、仮装に当たるというだけでは足りず、過少申告行為そのものとは別に、隠ぺい、仮装と評価すべき行為が存在し、これに合わせた過少申告がされたことを要するものである。」（下線筆者）として、隠ぺい・仮装行為に「合わせた」過少申告を要件とする旨判示した。

平成6年判決及び平成7年判決の最高裁判所調査官を務めた川神裕教授は、「基づき」という文言の意味に関して、「申告書の提出行為よりも先に隠ぺい等が存在し、その結果として申告がされるということが必要であるとする見解がある。確かに、それが一般的な事態ではあろうが、文言上、常にそうである必要があるとまでは言えない。隠ぺい、仮装した結果として作出されることとなる事態を『基礎とした』、又は、これに『対応した』申告書が提出されていれば、両者が無関係とされるような事情がない限り、隠ぺい、仮装したところに『基づき』納税申告書を提出していた時に当たるということは可能であろう。」¹⁴²と述べられる。

2 明示的な因果関係を不要とする判決

典型的なつまみ申告の事例である平成6年判決は、「真実の所得の調査解明に困難が伴う状況を利用し、真実の所得金額を隠ぺいしようという確定的な意図の下に、必要に応じ事後的にも隠ぺいのための具体的工作を行うことも予定しつつ、前記会計帳簿類から明らかに算出し得る所得金額の大部分を脱漏し、所得金額を殊更過少に記載した内容虚偽の確定申告書を提出したことが明らかである。」と判示した。すなわち、隠ぺい・仮装と評価できる独立した客観的行為が存在しなかったために、確定的な隠ぺい・仮装の意図の存在を軸として、つまみ申告自体も含めた前後の行動等の全体を一連の行為と評価し、この一連

¹⁴¹ 三木義一「いわゆる『つまみ申告』と重加算税の賦課要件」判例時報第1546号（1996）177頁

¹⁴² 川神裕「判批」最高裁判所判例解説 民事篇 平成6年度（1995）598頁

の行為を過少申告そのものとは別の隠ぺい・仮装であると判断したものといえる¹⁴³。

品川芳宣教授は、国税通則法 68 条の規定の文言からすれば、最初に隠ぺい等があり、これに基づいて過少申告等されることが典型であるとされつつ、つまみ申告等の前後の事実関係を総合して、隠ぺい等の行為であると推認すべきとされる¹⁴⁴。

また、重加算税の賦課要件として、過少申告等そのものとは別個の隠ぺい・仮装が要求されているため、「過少申告の意図」だけで重加算税を賦課することはできない。そこで、平成 6 年判決は、隠ぺい・仮装と評価できる独立した客観的行為が存在しないにもかかわらず、主観面で典型的な隠ぺい・仮装の場合と比してより強固な隠ぺい・仮装の「確定的な意図」を要求することで、重加算税の要件を充足する場合を、典型的な隠ぺい・仮装と同程度に過少申告等の危険が存在する場合に限定したものと考えられる¹⁴⁵。

なお、平成 6 年判決の類型では、過少申告等を含めた行動等の全体を一連の隠ぺい・仮装と評価するのであり、当該隠ぺい・仮装と過少申告等の結果の間には因果関係が当然に存在することとなるから、因果関係の有無について、明示的に検討を加える必要はないことになる¹⁴⁶。

第5節 小括

最高裁平成 18 年 4 月 20 日第一小法廷判決によると、重加算税制度の趣旨は、悪質な納税義務違反の発生を防止し、もって申告納税制度による適正な徴税の実現を確保しようとするものである。ここにいう悪質な納税義務違反とは、過少申告等の発生の危険を質的に高める行為であり¹⁴⁷、これがすなわち隠ぺい・仮装行為が作り出した危険であるといえよう。

刑法における通説的見解である危険の現実化説の考え方をとると、重加算税の「基づいて」の要件とは、隠ぺい・仮装行為が作り出した危険が過少申告等の結果に実現したといえるかの否か判断であるといえ¹⁴⁸、危険の現実化が認められる場合、隠ぺい・仮装行為を、

¹⁴³ 市川・前掲（注 11）116 頁

¹⁴⁴ 品川・前掲（注 10）381 頁

¹⁴⁵ 市川・前掲（注 11）117 頁も同旨。

¹⁴⁶ 品川・前掲（注 10）603-604 頁、市川・前掲（注 11）117 頁。

¹⁴⁷ 市川・前掲（注 11）109 頁

¹⁴⁸ 市川・前掲（注 11）109 頁

過少申告等を行った者に帰責すべきであると考えられる。

平成7年判決は、隠ぺい・仮装に「合わせた」過少申告を要件とする旨判示する。これを踏まえると、「基づき」の要件については、隠ぺい・仮装行為に内在する過少申告等の発生の危険の具体的内容に応じ、その危険が、直接に又は現実の因果経過に照らして、過少申告等の結果に実現したかの判断を行うことになるものと考えられる。

しかしながら、平成6年判決のつまみ申告の事例のように、過少申告等より前に、内在する危険が当該過少申告等を実現したといい得るような客観的な隠ぺい・仮装が存在しないにもかかわらず、重加算税を賦課できるとすると、税法の遵守意識、税務行政への不信感や反感、公徳心や租税倫理といった納税者の人格までが間接事実として無限定に取り込まれ、重加算税を賦課されかねないとの懸念もある¹⁴⁹。同事例のように、典型的な隠ぺい・仮装どころか「特段の行動」の存在すら立証されない事案においては、隠ぺい・仮装の意図の存在自体が客観的な隠ぺい・仮装が存在するのと同程度の過少申告等の危険を作り出し、この危険が過少申告等を実現したと評価できるほどの強固で確定的な隠ぺい・仮装の意図が要求されるのであって、単なる過少申告の意図にとどまるものではない¹⁵⁰。そして、このような意図を推認するに足る間接事実としては、例えば、数億円に上る所得金額の8、9割というような大部分の金額を脱漏した場合のように、社会通念上、明らかに脱税の意図なくしてそのようなことがされるとは考え難いような事実が必要であると考えられる。

第9章 ことさらの過少申告

第1節 問題の所在

平成6年判決及び平成7年判決は、確定申告段階における過少申告について、事前に二重帳簿の作成や仮名の取引を行う等の積極的かつ外形的な隠ぺい・仮装行為が存在していたわけではないが、重加算税制度の趣旨、つまみ申告の態様、申告漏れ額の過大性、税務調査段階における虚偽資料の提出、顧問税理士に対する所得秘匿等を総合して、これらの過少申告を「ことさらの過少申告」等として、隠ぺい・仮装行為を認定した。

もっとも、この両判決の事案は、いずれも過少申告の額が巨額であり、査察調査の対象

¹⁴⁹ 岡村忠生「判批」民商法雑誌113巻1号（1995）109頁

¹⁵⁰ 市川・前掲（注11）117頁

となったために過少申告等の事実関係が明らかにされたこともあって、重加算税の賦課決定を正当化しやすかったともいえる。そのことは、類似であっても少額な他の過少申告事案についても同様に論じ得るか否かという疑問も示唆することとなる¹⁵¹。

最高裁昭和48年3月20日第三小法廷判決は、真実の所得を隠ぺいし、それが課税対象となることを回避するため、所得金額をことさら過少に記載した内容虚偽の確定申告書を税務署長に提出する行為（ことさらの過少申告行為）自体、単なる所得不申告の不作为にとどまるものではなく、最高裁昭和42年11月8日大法廷判決が判示するほ脱罪の構成要件である「詐偽その他不正の行為」にあたると判示した¹⁵²。ここに、この「ことさら」の意義を明らかにし、つまみ申告が直ちに重加算税の賦課の要件に該当するか否かについて検討する必要性が生じる。

第2節 ほ脱罪との関係

1 ほ脱罪の条文規定

法人税法159条1項は、「偽りその他不正の行為により、74条第1項第2号（確定申告）に規定する法人税の額……につき、法人税を免れ、又は第80条第10項（欠損金の繰戻しによる還付）……の規定による法人税の還付を受けた場合には、……10年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」と、ほ脱の罰則規定を設けている。また、国税通則法70条5項は、「偽りその他不正の行為」があった場合は更正決定等の期間制限（除斥期間）を遡及する旨規定し、また、同法61条1項及び3項は、「偽りその他不正の行為」があった場合は延滞税の除算期間を設けない旨規定している。ここで、これ

¹⁵¹ 品川芳宣「ことさらの過少申告と重加算税との関係」小川英明=松沢智=今村隆編『新・裁判実務大系18 租税争訟』（青林書房、2005）263頁

¹⁵² 「詐欺その他不正の行為」は、ほ脱罪に係る旧規定に関するものである。最高裁昭和42年11月8日大法廷判決は、「詐偽その他不正の行為とは、遁脱の意図をもつて、その手段として税の賦課徴収を不能もしくは著しく困難ならしめるようななんらかの偽計その他の工作を行なうこと」と判示した。一方、福岡高裁昭和51年6月30日判決は、「『偽りその他不正の行為』とは、税額を免れる意図のもとに、税の賦課徴収を不能又は著しく困難にするような何らかの偽計その他の工作を伴う不正な行為を行っていること」と判示した（最高裁昭和52年1月25日三小法廷判決、東京高裁平成16年11月30日判決も同旨）。したがって、ほ脱罪に係る新旧規定間で実質的な意味内容に違いはなく、かつての「詐欺その他不正の行為」の語が「偽りその他不正の行為」に置き換えられたものと考えられる。品川・前掲（注10）400頁も同旨。

らの規定の「偽り其他不正の行為」と重加算税の賦課要件である「隠ぺい又は仮装」との関係が問題となる。

ほ脱犯の成立に関しては、従来から制限説と包括説が対立していた¹⁵³。制限説は、事前の所得秘匿行為は脱税のための対外的準備行為に過ぎないのであっていまだ不正の行為に当たらず、不正の行為は過少申告だけであると制限的に解する説である¹⁵⁴。一方、包括説は、過少申告と事前の所得秘匿行為がともに存するほ脱犯の場合において、事前の所得秘匿行為を過少申告と包括して不正の行為とみる説である¹⁵⁵。そして、前記昭和48年最高裁判決が、「ことさらの過少申告」をもって内容虚偽の確定申告書を提出すれば直ちに「偽りその他の不正の行為」にあたると判示したことで、理論的には事前の所得秘匿行為を要さず、かつ、ほ脱犯の故意は「未必の故意」では足りず確定的な故意に基づく積極的な意思が必要となり、これによって、「ことさらの過少申告」ないし「偽りその他の不正の行為」がつまり申告と密接な関係をもつようになったのである¹⁵⁶。

2 成立要件及び法的効果の相違

佐藤英明教授は、ほ脱罪と重加算税の関係について、「ほ脱罪の構成要件は、主体、客体（納税義務）、ほ脱行為、ほ脱の結果、および、ほ脱行為とほ脱の結果との因果関係である。」とされ、このうち、納税義務の存在については、一般に重加算税との間に差がなく、そのほかの要件及び法的効果についてその著書において整理されており¹⁵⁷、これを簡記すると以下の表のとおりとなる。

¹⁵³ 山口敬三郎「『つまみ申告』と『重加算税の賦課要件』に関する一考察（下）」税理2021年9月号（2021）152頁

¹⁵⁴ 河村澄夫「税法違反事件の研究」司法研究報告書第4輯第8号（1954）232-233頁

¹⁵⁵ 堀田力「租税ほ脱犯をめぐる諸問題」法曹時報第22巻第2号（1970）248頁

¹⁵⁶ 刑法における通説では、故意としては「未必の故意」で足りるとされる。最高裁も、ほ脱犯につき一般に「未必の故意」で足りるとするものの、「ことさらの過少申告」の概念をほ脱犯に取り込んだため、この場合に限っては「未必の故意」ではなく積極的な確定的故意を要するとした（最高裁昭和62年5月8日第二小法廷判決）。松沢智「ことさらの過少申告と重加算税—いわゆる『つまみ申告』と最近の裁判例をめぐって」税法学第534号（1995）140、144頁も同旨。

¹⁵⁷ 佐藤英明『脱税と制裁 増補版』（弘文堂、2018）31-41頁

表 1 偽りその他不正の行為（ほ脱罪）と重加算税の関係

	偽りその他不正の行為	重加算税
ほ脱行為	○「偽りその他不正の行為」により租税を免れるもの ○「偽りその他不正の行為」とは、「ほ脱の意図をもって、その手段として税の賦課徴収を不能もしくは著しく困難ならしめるような何らかの偽計その他の工作を行うことをいうものと解する。」¹⁵⁸	○過少申告、不申告が、「納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装」したことに基づいて行われるもの ○隠ぺいの典型は「二重帳簿の作成、売上げ除外、架空仕入若しくは架空経費に計上、たな卸資産の一部除外」 ○事実の仮装の典型は「取引上の他人名義の使用、虚偽答弁等」
ほ脱の結果	課税要件の充足によって成立した租税債権そのものの正しい履行がなかったこと	
ほ脱の結果の範囲	客観的な正当額と申告額との差額のうち、ほ脱行為との因果関係及び故意が及ぶ範囲	
行為主体	本人（ただし両罰規定あり）	納税者本人のほか、本人は不知でも、従業員等に故意があれば、その行為は納税者の行為と同視される旨の判例・学説が有力
故意	必要	必要（通説） （故意の内容について、①租税を免れる認識と解する説と、②隠ぺい又は仮装の認識で足りるとする説の対立がある）
ほ脱額の証明	必要	必要（重加算税の課税標準となる）

¹⁵⁸ 最大判昭42年11月8日刑集21巻9号1197頁

成立要件 関係	○自首不問責規定なし ○納税者以外の行為者を罰することができる	○自首不問責規定あり ○納税者以外に課し得ない
法的効果	①罰金刑、懲役刑 (法人税法第159条第1項等) ②更正の期間制限 (国税通則法70条4項) ③徴収権の時効 (国税通則法73条3項) ④延滞税の控除期間 (国税通則法61条)	①金銭的な制裁(重加算税) (国税通則法68条) ②青色申告の取消し (所得税法150条、法人税法127条) ③役員給与の損金不算入 (法人税法34条3項)

以上のとおり、ほ脱罪と重加算税の関係において、その行為面については、ほぼ重なる一方、成立要件関係及び法的効果に相違がみられる。ほ脱罪の処罰は懲役刑が多いものの、そのほとんどに執行猶予がつけられていることなどから、ほ脱罪は實際上、高額の罰金刑という金銭的制裁としか機能していないとされ、刑罰を科されるほ脱罪と行政罰たる重加算税とが要件・効果の両面でほとんど同じであると指摘されている¹⁵⁹。

国税通則法精解では、「重加算税の賦課要件である『隠ぺい、仮装』と罰則規則における「偽りその他不正行為」とは、現実には、多くの場合相互に一致して重なりあうであろうが、厳密には別個のものである。」¹⁶⁰としている。実務上は、上記の「多くの場合相互に一致して重なりあう」という見解を概ねそのまま受け入れて、両者の差をあまり意識せず取り扱っていることが多いのではないかと思われる。

この点が顕著なのは延滞税の除算期間の取り扱いである。延滞税は法定納期限の翌日から完納する日までの日数に応じて計算するが、期限内申告書提出後1年以上経過して修正申告書の提出等があった場合には、法定納期限から1年を経過する日の翌日から修正申告書提出等の日までは、延滞税の計算期間から控除(除算)される。しかし、前述のとおり、偽りその他不正の行為がある場合には控除(除算)しないと規定されているところ、この

¹⁵⁹ 佐藤・前掲(注157)37,42頁、赤壁・前掲(注53)213頁。

¹⁶⁰ 志場ほか・前掲(注3)833-834頁

控除するかどうかは、実務上は、重加算税が賦課されたかどうか（隠ぺい・仮装の有無）で判断しており¹⁶¹、両者は一致している。

次に、除斥期間の遡及規定との関係はどうであろうか。国税通則法は、国税の法定申告期限から5年を経過した日以後においては更正等を行うことができないと規定する一方、「偽りその他不正の行為」によりその全部若しくは一部の税額を免れ、又はその全部若しくは一部の税額の還付を受けた国税等についての更正等は、特例的に、7年遡及する旨の規定を置いている（国税通則法70条1項1号、5項）。

実務上、上記特例規定によって更正等の除斥期間を7年遡及するのは、重加算税を賦課する場合だけであろう。除斥期間遡及規定に関しても、偽りその他の不正行為と隠ぺい又は仮装とは、ほぼ同じものと実務上は理解されている¹⁶²。隠ぺい・仮装があるとして重加算税を賦課する事案が7年遡及の検討対象とされ、現実にはそのうち高額・悪質等と認められる重加算税賦課事案のみについて除斥期間7年遡及の更正等が行われているものと考えられる。

¹⁶¹ 国税庁「延滞税の計算方法」〈<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/entaizei/keisan/entai.htm>〉（令和5年12月23日最終閲覧）

¹⁶² 谷口=奥田・前掲（注54）142頁

3 罰則内容の相違

税法違反に対する刑事罰と行政制裁の体系を比較すると、以下のようになる¹⁶³。

表 2 税法違反に対する刑事罰と行政制裁の体系の比較

違反行為		刑事罰 (偽りその他不正の行為)	行政制裁 (加算税)
① 虚偽申告・申告書不提出等による税の免脱	不正行為を伴う 過少申告・申告 書不提出・受還 付	○ほ税罪・受還付罪 ・直接税：10年以下の懲役 若しくは1,000万円（情状 により脱税額）以下の罰金 又は併科 ・間接税：10年以下の懲役 若しくは100万円（情状に より脱税額の3倍）以下の 罰金又は併科	○重加算税 （過少申告35%、無申告40 %）
	過少申告	※「真実の所得を秘匿し、 所得金額をことさら過少に 記載した確定申告書を提出 する行為」（つまみ申告） は、不正による過少申告と して「脱税犯」として処罰 される。（最判昭63年9月 2日）	○過少申告加算税（10%、期 限内申告税額又は50万円の いずれか多い金額を超える部 分は15%） ※「つまみ申告」等に該当す る場合は重加算税の対象とな り得る（平成6年判決）
	申告書不提出 （無申告）	○単純無申告ほ脱罪 ・5年以下の懲役若しくは 500万円（情状により脱税 額）以下の罰金又は併科	○無申告加算税 （15%、50万円超の部分は加 重あり）

¹⁶³ 財務省「平成23年度税制改正の解説」〈https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9551815/www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2011/explanation/PDF/p668_686.pdf〉（令和5年12月23日最終閲覧）676頁

		(直接税及び消費税の場合)	
	源泉徴収不納付	○源泉所得税不納付罪 ・ 10 年以下の懲役若しくは 200 万円 (情状により脱税 額) 以下の罰金又は併科	○不納付加算税 (10%)
② 秩序 犯	申告書不提出	○申告書不提出罪 ・ 1 年以下の懲役若しくは 50 万円以下の罰金	○無申告加算税 (再掲)
	調書の不提出等	○法定調書等虚偽記載・不 提出罪 ・ 1 年以下の懲役又は 50 万 円以下の罰金	—
	検査拒否等	○検査忌避罪 ・ 1 年以下の懲役又は 50 万 円以下の罰金	—
	滞納処分妨害	○滞納処分妨害罪 ・ 3 年以下の懲役若しくは 250 万円以下の罰金又は併 科	—
③滞納		—	○延滞税 (原則 14.6 %、一定の場合 には「特例基準割合」による 軽減)

4 行為概念の範囲の相違

重加算税の賦課決定要件である「隠ぺい又は仮装」と、ほ脱犯の構成要件である「偽りその他不正の行為」には、実質的な差異はないともいわれているが、一部の判例や学説では、「隠ぺい又は仮装」の範囲と「偽りその他不正の行為」の範囲について、どちらが広義かという議論がある。

(1) 「隠ぺい又は仮装」の方が広いとする説

ほ脱犯の場合、「故意」がその過少申告自体に必要であるのに対し、重加算税の場合には、隠ぺい・仮装行為の認識で足りるという考え方をとるならば、重加算税の課税要件の方が、ほ脱犯のそれよりも広いと解することが可能である（もちろん、両者は重複する部分が多い）。そして、そのように解釈する方が、ほ脱犯に対する罰則が行為の反社会性、反道徳性に着目して科されるものであるとするならば、重加算税の賦課要件よりもほ脱犯の構成要件の方が、適用に当たっては、より厳格であるべきという一般的な常識から考えても妥当なように思える。

(2) 原則「隠ぺい又は仮装」の方が広いが、例外もあるとする説

例えば、遡って、青色申告承認が取り消された場合におけるその事業年度の犯則税額は、青色申告の承認がないものとして適正に計算した場合の法人税額からその申告にかかる法人税額を差し引いた額であるが、重加算税の賦課に際しては、通常、青色申告取消しにあってはその税額等の計算の基礎となる事実について隠ぺい・仮装がないので、重加算税は課されない。このような場合には、ほ脱犯の場合であっても、重加算税が賦課決定されるとは限らないので、一部については、(1)の説に当てはまらない事例も生じる。

(3) 「偽りその他の不正の行為」の方が広いとする説

「偽りその他の不正」の概念は、本来の適正な所得金額を担保しようとするものであり、単なる行政上の制裁で作られた重加算税とレベルが違うというのである。もともと、適正な所得金額を求めるのであるから、その適用範囲は、重加算税のそれよりも当然広いということなのである。

この考え方を支持される大測博義教授は、「更正の除斥期間は法律関係の早期安定という観点から、本来納付すべき税額を徴収することを制限するという規定であるから、『偽りその他の不正の行為』という反社会的行為・反道徳的行為を行ったために、その期間が延長されるとしても、そのことは課税手続上の問題であり、正当税額を納付するという点で納税者に格別の不利益を与えるというものではない。このような観点からすれば、更正の除斥期間における『偽りその他の不正の行為』の概念は、責任主義に立つほ脱犯の刑事罰の構成要件である故意を絶対的な要件と考える必要はないといえることができる」¹⁶⁴と述べられ

¹⁶⁴ 大測博義「譲渡利益の発生を認識しながら申告しなかった場合の重加算税の賦課決定」税経通信第44巻第5号（1989）234頁

る。

また、松沢智氏は、ことさらの過少申告とは、「事前の所得秘匿行為を伴うものではないが、真実の所得金額を隠ぺいしようとする確定的な意図の存在と、その確定的な意図を外部からもうかがい得る特段の行動をしたことと、更にこれに基づく過少申告がされることによって成立する」¹⁶⁵と説明された上で、ほ脱犯の「偽りその他不正の行為」の中に真実の所得を隠すという隠ぺい行為が含まれると解される。

(4) 検討

以上のように学説が分かれており、「偽りその他不正の行為」と「隠ぺい又は仮装」との関係の説明は難しい。しかし、これまでの裁判例等から、隠ぺい・仮装との違いはいくつか見えてきそうである。一つは行為主体の点である。第三者による行為の場合、隠ぺい・仮装は納税者の行為と同視できるかどうか問題となり得るが、偽りその他不正の行為についてはそうしたことは問題になり得ないということである¹⁶⁶。

もう一つは、罰則規定の「偽りその他不正の行為」には過少申告の認識（故意）が必要だが、重加算税賦課のためには過少申告の認識（故意）は必ずしも必要ないものの、故意による隠ぺい・仮装行為が必要であるという点である。したがって、理論的には、故意による過少申告で「偽りその他不正の行為」に該当して罰則規定の適用がある場合であっても、隠ぺい・仮装と評価すべき行為がなければ重加算税の賦課はできないということもあり得ることになる。

課税実務においては、通常の税務調査で隠ぺい・仮装による多額の不正所得が把握されることをきっかけに脱税事件に至るケースが多い。しかし、脱税事件では、検察当局が（国税局査察部とともに）捜査を担当し、厳格な故意（犯意）の立証、可罰的違法性、反社会性・反道徳性、金額の多寡等も考慮して処理されており¹⁶⁷、税務調査における通常の課税処理（重加算税の賦課等）と単純に比較できるものではないように思われる。

なお、隠ぺい・仮装と偽りその他不正の行為については、課税の取扱いや裁判例において整合性のある解釈が行われておらず、取扱いの明確化や立法上の措置による解決が必要

¹⁶⁵ 松沢智『租税処罰法』（有斐閣、1999）31頁

¹⁶⁶ 東京高判平成18年1月18日（LEX/DB 文献番号 28111268）

¹⁶⁷ 谷口=奥田・前掲（注54）144頁

とする指摘もなされている¹⁶⁸。

5 重加算税と刑事罰の二重処罰性

「偽りその他不正の行為」と「隠ぺい又は仮装」行為は、多くの部分で重なり合うと考えられている。このため、国税局査察部が取り扱う脱税事件では、刑事裁判において刑事罰としての罰金等が科されることとなるほか、行政処分として過少申告の税額に対して重加算税が賦課されるのが通常である。これに対しては、重加算税は実質的には刑罰と等しいから二重処罰禁止を定めた憲法第 39 条に違反する、といった主張がなされることがある。

この点につき、国税通則法精解では、重加算税と刑事事件との関係については、「重加算税は、制裁的意義を有することを否定できないが、元来納税義務違反者の行為を犯罪とし、その不正行為の反社会性ないし反道徳性に着目して、これに対する制裁として科される刑事罰とは、明白に区別すべきである。このように考えれば、これを課すとともに刑事罰に処しても、二重処罰と観念すべきではない。」¹⁶⁹として、二重処罰には当たらない旨の見解が示されている。

また、最高裁昭和 45 年 9 月 11 日第二小法廷判決は、重加算税は、課税要件事実を隠ぺいし、又は仮装する方法によって行われた場合に、行政機関の手続により違反者に課せられるもので、これによって納税義務違反の発生を防止し、徴税の実を挙げようとする行政上の措置であり、刑罰とは異なるから、重加算税のほかに刑罰を科しても、憲法 39 条の一事不再理の原則に違反しないとして、二重処罰には当たらない旨判示した¹⁷⁰。

このように、行政処分と刑事事件の関係に言及する判例は複数存在するが、その多くは、行政制裁と刑事罰は別個のものであって、互いの結果については影響し合わない旨判示している。したがって、一つの不正行為に対して重加算税及び刑事罰の両方が課されるとしても、前者は申告納税制度の維持を、後者は反社会性・反道徳性に対する制裁を、それぞれ目的とするものであり、両者の目的が異なる以上は二重処罰にはあたらないと考えられる。

¹⁶⁸ 品川・前掲（注 91）315 頁

¹⁶⁹ 志場ほか・前掲（注 3）831 頁

¹⁷⁰ 最判昭和 45 年 9 月 11 日（LEX/DB 文献番号 21034040）。大阪地判昭和 27 年 4 月 26 日（LEX/DB 文献番号 21004210）、福岡高判平成 27 年 5 月 30 日（LEX/DB 文献番号 21004410）、最判昭和 33 年 8 月 28 日（LEX/DB 文献番号 21010490）も同旨。

第3節 裁判例

最高裁昭和42年11月8日大法廷判決は、「遁脱罪の構成要件である詐偽その他不正の行為とは、遁脱の意図を持って、その手段として税の賦課徴収を不能もしくは著しく困難ならしめるようななんらかの偽計その他の工作を行うことをいうものと解するのを相当とする」¹⁷¹と判示しているところ、かかる工作を伴わない単なる所得不申告はほ脱罪にあたらない旨の判例がある（最高裁昭和24年7月9日第二小法廷判決、最高裁昭和38年2月12日第三小法廷判決、最高裁昭和38年4月9日第三小法廷判決）。

一方、昭和26年3月23日第二小法廷判決は、真実の所得を隠ぺいし、それが課税対象となることを回避するため、所得金額をことさら過少に記載した内容虚偽の所得税確定申告書を税務署長に提出する行為（ことさらの過少申告行為）自体、単なる所得不申告の不作为にとどまるものでなく、「詐偽その他不正の行為」にあたると判示した¹⁷²。

ここで、二重帳簿の作成等の工作がなくとも過少申告のみで「不正の行為」に当たるとすると、納税者が自分の都合の良ように判断して所得計算を誤算した場合にほ脱罪になってしまうおそれがある¹⁷³。この点については、誤算、忘却等により確定申告書に記載すべき所得の一部を遺脱した単純な過少申告は、ほ脱罪の故意の要件を欠くのでは脱罪を構成しないと考えるべきであろう。

また、京都地裁平成4年3月23日判決において、課税庁は、ことさらな過少申告行為は、旧所得税法（昭和40年法律第33号による改正前のもの）69条1項にいう「詐偽その他不正の行為」に該当し（最高裁昭和48年3月20日第三小法廷判決）、さらに、ことさらな過少申告行為は、税額等の計算の基礎となるべき事実を隠ぺい又は仮装した場合に該当し、国税通則法68条1項の重加算税の賦課要件を充足する（最高裁昭和48年3月20日第三小法廷判決）と主張した¹⁷⁴。

¹⁷¹ 最大判昭42年11月8日・前掲（注158）

¹⁷² 最高裁昭和48年3月20日第三小法廷判決（LEX/DB 文献番号 21056610）も同旨。

¹⁷³ 板倉宏「過少申告行為自体、遁脱罪の構成要件たる『詐偽（偽り）その他不正の行為』にあたるか」ジュリスト554号（1974）120頁

¹⁷⁴ また、課税庁は、「詐偽その他不正の行為」の一態様として「隠ぺい又は仮装の行為」があるとして、ことさらな過少申告行為が「詐偽その他不正の行為」に該当して処罰されるほど可罰的違法性の大きなものであれば、同時に、「隠ぺい又は仮装」にも該当して重加算税を課されても当然であると主張した。

この課税庁の主張に対して、上記京都地裁判決の控訴審である大阪高裁平成5年4月27日判決は、「いわゆる『つまみ申告』の中でも、正しい総所得金額と申告者の申告額との較差がどの程度に大きい場合に可罰的違法性が大となるのかの基準は明らかではなく、また、重加算税賦課の主観的要件としては申告に際し、納税者において過少申告を行うことの認識を有していることは不要であり、申告書が錯誤等による書き誤りによって右較差が大きくなる場合もあり得るから、右較差のみによって『ことさらの過少申告』の行為に該当するということはできず、その他に申告者の過少申告に至った経緯等の事情を総合判断して、その該当性を判断すべきである。」と判示し、つまみ申告が直ちにことさらの過少申告には該当しないとの見解を示した¹⁷⁵。

第4節 学説

池田秀敏教授は、平成6年判決が、ことさらの過少申告行為自体が詐偽その他の不正の行為にあたると判示した最高裁昭和48年3月20日第三小法延判決を引用していることから、平成6年判決は、ことさらの過少申告行為自体を隠ぺい・偽装行為に該当する行為として捉えているものと指摘される¹⁷⁶。これは、重加算税は、単なる故意による過少申告では足りず、「ことさら」なものか否かで境界線を引くことで、過少申告加算税が適用される場合と区別する考え方であろう。

しかしながら、どのような場合が「ことさら」の過少申告となるのかについては、外形的にはとらえにくい納税者の主観の問題であるため、平成6年判決は総合的な判断によって決定する手法を採用したものと思われる。そうすると、「ことさら」の過少申告か否かを区分する基準はきわめてあいまいなものとならざるを得ない。脱税の金額の多寡や脱税を繰り返していた期間の長短などが大きな判断要素になるのであろうが、いくらなら「ことさら」と言えるのか、何年やっていたら「ことさら」になるのかといった明確な基準はなく、結局はかなり情緒的な判断によらざるを得ないとの指摘もある¹⁷⁷。

¹⁷⁵ 同判決はこの理由として、このように解しないと、「過少申告加算税に加えて重加算税の制度を設けている趣旨が不明確になり、また、後者は、前者の額の基礎となるべき税額（申告不足税額等）に対し35%（本件各係争年度当時は、30%）相当額という重い負担を課しているのであるから、その賦課要件も明確でなければならない」としている。

¹⁷⁶ 池田秀敏「いわゆる『つまみ申告』と重加算税」税理第38巻第5号（1995）36頁

¹⁷⁷ 池田・前掲（注176）36頁。池田教授は、このような解釈の手法が、納税者に対し非常に過酷とも言えるペナルティを課す重加算税の要件の解釈においてとられることは疑問であ

ところで、岡村忠生教授は、過少申告行為自体が、同時に隠ぺい・仮装にも当たるとする解釈は、文言上無理があると解される¹⁷⁸。脱税に対する刑事罰と重加算税の関係については、解釈論レベルにおいては、基本的に区別すべきであるとの見解をとられ、平成6年判決が、過少申告行為自体が刑事罰の要件である「詐偽その他不正の行為」に当たるとされた刑事事件を説明なしに引用していることについて、解釈上、このことの問題性は大きいと指摘される¹⁷⁹。この点につき、裁判所が従来、刑事罰と重加算税の併科（課）に関し、両者の趣旨、目的の違いを強調してきたこと、ほ脱税の要件である「偽りその他不正の行為」という文言と重加算税の要件である「隠ぺい又は仮装」という文言はそれぞれ異なっ
て定められ、両者の意味内容は全く同じとはいえないことからすれば、本件裁判所が、刑事事件の領域における可罰対象の拡大傾向をそのまま援用することは、余りに便宜にすぎるとの見解もみられる¹⁸⁰。

岡村教授は、平成6年判決は、課税庁が再三用いた「つまみ申告」という語を、おそらく意図的に避け、「所得金額を殊更過少に記載した内容虚偽の所得税確定申告書を提出した」という表現を用いていると指摘される¹⁸¹。この表現は、このすぐ後で括弧書引用された、ことさらの過少申告行為自体が詐偽その他不正の行為にあたると判示した最高裁昭和48年3月20日第三小法廷判決の表現と同一である。したがって、この括弧書引用と、「ことさら」という語の一致の意味から推し量るに、最高裁は、「偽りその他不正の行為」の要件をそのまま重加算税の賦課要件として持ち込むのではないにしても、刑事罰の場合と同様の判断構造で、隠ぺい・仮装の該当性を考えているものと考えられる。

「ことさら」の語については、刑法改正準備草案第2章「犯意」11条にも「ことさら」の語がみられ、同理由書には『「ことさらに」とは既発の危険性を利用する積極的な意思の存在を必要とする趣旨であり、未必の故意があるだけでは足りないことを意味する。』と説明されている¹⁸²。松沢智氏はこれを参照され、さらに、「ことさら」を「わざわざ」「わざ

り、どのような行為が隠ぺい・仮装行為に該当するのかがはっきりしないような解釈は回避されるべきであると指摘される。

¹⁷⁸ 岡村・前掲（注149）105頁

¹⁷⁹ 岡村・前掲（注149）102頁

¹⁸⁰ 田中=高・前掲（注95）358頁

¹⁸¹ 岡村・前掲（注149）102頁

¹⁸² 刑法改正準備会『改正刑法準備草案・附同理由書』（1961）5頁、104頁

と」「故意に」と説明する国語辞典の記載も参照されつつ、『ことさら』の意義は、当該申告によって税を遁脱せしめることの積極的な確定的意図の存在と、あえて右申告に及ぶ行為であることを要するものと解するべきである¹⁸³とされる。

また、松沢氏は、平成6年判決が明らかに「確定的な意図」を前提としつつ、外形的にも繰返し著しく過少な申告をしていることを明白に認定していることから、「ことさらの過少申告」とは、「未必の故意とは異なる積極的な確定的な意図と、客観的にみて税を免れようとする外部的附随事情を具備したところの過少申告である」¹⁸⁴と説明される。その上で、松沢氏は、「ことさらの過少申告」の概念を重加算税の要件に導入したことは、「偽りその他不正の行為」というほ脱犯の構成要件の中に、「ことさらの過少申告」行為を含めることにより、従来のは脱犯に関する「制限説」と「包括説」の対立につき「制限説」に立つことを明確にしたものであると評価される¹⁸⁵。

第5節 小括

最高裁昭和48年3月20日第三小法廷判決が、「ことさらの過少申告」は「偽りその他不正の行為」に当たると判示したことで、隠ぺい・仮装といった所得秘匿行為を伴わなくとも重加算税に該当すると考えられていたことにより、従来から税務行政の実務においては、過少申告の金額の多寡により重加算税か過少申告加算税かを区別する標準として取り扱われるケースが多かった¹⁸⁶。

「ことさら」の意義をどのように解するかであるが、松沢智氏は、「ことさら」とは積極的な意思の存在と、その意思が外部からも確実に識別できる外部的付随事情を要するものであって、単に金額が多いことのみでは重加算税に当たらないとされる¹⁸⁷。その後、平成6年判決及び平成7年判決によって、ことさらの過少申告や重加算税の賦課要件について、以前よりは明確化されたものと考えられる。すなわち、ことさらの過少申告とは、納税者が当初から所得を過少に申告することを意図し、その意図を外部からも推測することのできるような特段の行為をした上、その意図に基づいて過少申告をすることである。要する

¹⁸³ 松沢・前掲（注156）141頁

¹⁸⁴ 松沢・前掲（注156）142頁

¹⁸⁵ 松沢・前掲（注156）146-147頁

¹⁸⁶ 松沢・前掲（注165）74頁

¹⁸⁷ 松沢・前掲（注165）88頁

に、ことさらに過少申告に該当する要件は、①確定的積極的な意図、②外部的付随事情及び③意図に基づく過少申告の三つである¹⁸⁸。

二重帳簿の作成や売上除外等の典型的・積極的な隠ぺい・仮装行為は、それ自体で直接的に故意の存在を認識することができ、これによって過少申告を招来させるものと考えられる。これに対して、ことさらに過少申告は、過少申告を招来させる可能性のある事実から間接的に隠ぺい・仮装の確定的な意図や過少申告の意図を推認するという逆の流れをたどるものである¹⁸⁹。したがって、このような意図を推認するためには、「意図の存在自体が客観的な隠蔽等が存在するのと同程度の過少申告等の危険を作り出し、この危険が過少申告等の実現したと評価できるほどの強固で確定的な隠蔽等の意図」¹⁹⁰を窺わせるような間接事実の集積が必要とされるものとする。

第10章 積極的な不正行為がない場合の重加算税

第1節 問題の所在

国税通則法 68 条は、隠ぺい又は仮装したところに基づき、納税申告書を提出していたとき（過少申告）、又は法定申告期限までに納税申告書を提出しなかったとき（無申告）に重加算税が賦課される旨を規定している。したがって、隠ぺい・仮装行為が存在しなければ、重加算税を課されることはないことになる。

ここで、二重帳簿作成等の典型的・積極的な行為を伴わない、単純無申告や所得の一部のみを申告するいわゆる「つまみ申告」の方法により多額の税を免れる行為も重加算税の対象とならないと解されるかが問題となる。

第2節 つまみ申告とことさらにの過少申告

確定申告に際して、実際の数値ではなく、その一部をつまんだ数値に基づいて作成した納税申告書を提出することを「つまみ申告」という。過少申告加算税の場合、単に過少な

¹⁸⁸ 中川俊治「つまみ申告とことさらにの過少申告（重加算税）の差異」税務弘報第47巻9号（1999）109頁

¹⁸⁹ 福原・前掲（注45）321頁

¹⁹⁰ 市川・前掲（注11）117頁

申告がなされた事実があれば足り、故意、過失あるいは錯誤等によるか否かを問わず適用される。すなわち、過少申告加算税の適用範囲は、故意に過少申告した場合を含むことから、「故意による過少申告」行為とは、申告した所得が過少であることを認識しながら申告書を提出する行為をいうことになり、この行為が「つまみ申告」ということになる。

単なる故意による過少申告行為である「つまみ申告」行為自体を隠ぺい・仮装行為と認識し、重加算税が適用されることとすると、本来過少申告加算税が適用されるべき範囲のほとんど全てが重加算税の適用範囲になりかねないことになり、過少申告加算税の存在意義が失われてしまう可能性がある¹⁹¹。このように考えると、全ての「つまみ申告」行為を隠ぺい・仮装行為と捉えてしまうことは問題があろう。

大阪高裁平成5年4月27日判決は、「つまみ申告」の中でも、正しい総所得金額と申告者の申告額との較差がどの程度に大きい場合に可罰的違法性が大となるのかの基準は明らかではなく、当該較差が大きいことのみによってことさらに過少申告に該当するということはできないと判示している。これに対して、この上告審である平成6年判決は、「本件各申告行為が殊更の過少申告に当たらず、国税通則法68条1項に定める要件を満たさないとした原判決には、同条項の解釈適用を誤った違法があるものといわなければならない……」とし、「真実の所得金額を隠ぺいしようという確定的な意図の下に、必要に応じ事後的にも隠ぺいのための具体的工作を行うことも予定しつつ、前記会計帳簿類から明らかに算出し得る所得金額の大部分を脱漏し、所得金額を殊更過少に記載した内容虚偽の確定申告書を提出したことが明らかなである」本件のつまみ申告は、ことさらに過少申告に該当すると判示した。

ことさらに過少申告は偽りその他不正の行為に該当し、偽りその他不正の行為の中に隠ぺい・仮装行為が含まれると解すると、隠ぺい・仮装行為を伴うつまみ申告はことさらに過少申告に該当する場合がある。このように、つまみ申告とことさらに過少申告は重複する場合があり、一般的には前者が後者に含まれる場合が多いと考えられる。両者の違いについて以下に整理すると、以下ようになる¹⁹²。

¹⁹¹ 池田・前掲（注176）34頁

¹⁹² 中川・前掲（注188）109頁参照。

表3 ことさらの過少申告とつまみ申告の比較

	ことさらの過少申告	つまみ申告
①処罰	犯情に応じた刑事罰が科される	一律に行政罰が課される
②処罰の対象者	納税者と行為者	納税者
③ほ脱目的	必要	一般的には不要 ¹⁹³
④認識	不要（ほ脱の結果で足りる）	不要 ※重加算税が課される場合は、 隠ぺい・仮装行為（の認識）が必要
⑤犯意	必要（ほ脱の犯意）	不要
⑥行為	偽りその他不正の行為が必要	不要 ※重加算税が課される場合は、 隠ぺい・仮装行為が必要

第3節 学説

1 学説の状況

積極的な不正行為がない場合に重加算税の賦課要件を充足するかについて、学説は大きく消極説と積極説に分かれている。

すなわち、隠ぺい・仮装について、「租税法は侵害規範（Eingriffsnorm）であり、法的安定性の要請が強くはたらくから、その解釈は原則として文理解釈によるべき」¹⁹⁴との見解を重視する消極説と、「文理解釈によって規定の意味内容を明らかにすることが困難な場合に、規定の趣旨目的にてらしてその意味内容を明らかにしなければならない」¹⁹⁵との合目的的解釈を重視する積極説とで解釈が異なっている。

2 消極説

碓井光明教授は、「通則法 68 条 1 項は、『国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎と

¹⁹³ 重加算税が課される場合のほ脱目的の要否については学説の対立があるが、重加算税の規定上は、ほ脱目的は一般的には必要とされない。

¹⁹⁴ 金子・前掲（注1）123頁

¹⁹⁵ 金子・前掲（注1）124頁

なるべき事実』の隠ぺい又は仮装があり、それに『基づき納税申告書を提出していた』ことを要件としているのであるから、申告書における虚偽記入は、隠ぺい又は仮装に含まれないと解すべきである。」¹⁹⁶とされる。また、碓井教授は、今日において帳簿書類について何らの記録等を最初から残して置かなかったこと（例えば、契約書を作成しないこと）に対する罰則規定は存在していないことから、記録を残さないこと自体を隠ぺいと解することについて、消極的に解される¹⁹⁷。

「国税通則法の制定に関する答申」（昭和36年7月）は、「記帳状況等が千差万別とみられる状態のもとでは、……隠ぺい又は仮装の証明がすべての場合において実質上画一的にされることを期待するのは行政運営上困難であり、極端な場合には故意に記帳をしないか又は記帳を著しく不完全にして、隠ぺい又は仮装の証明を実際上不可能にする場合等その証明がされる場合よりもかえって悪質な場合もあり得よう。」¹⁹⁸と述べ、記録を残さないことに対する隠ぺいの認定を消極的に解する説の問題点を指摘している。

この点につき碓井教授は、これは、理論上は故意に記録を残さない場合も隠ぺいにあたることを前提にするものであると反論され、一般的な記帳義務を課していない今日においては、記録を残さないことのみでは、隠ぺいの要件を満たしていないものと解すべきとされる¹⁹⁹。また、碓井教授は、民事詐欺罰則というシャープ勧告の趣旨からしても、租税を免れる目的による隠ぺい・仮装行為に限定すべきとの見解に立たれる²⁰⁰。

¹⁹⁶ 碓井・前掲（注9）5-6頁。長田行雄「重加算税をめぐる若干の問題について」税法学第269号（1973）18-19頁も同旨。

¹⁹⁷ シャープ勧告は、「将来に徹底的教育運動及び正当な帳簿記録をつける必要性が広く認識されるように考案された他の活動が実行された後、正当な帳簿記録をつけることを故意に怠った場合刑罰を適用することが適当であるかもしれない」（附録D41頁）と指摘している。碓井教授は、今日に至るもこのような刑罰規定はできておらず、青色申告者の記帳義務違反に対しては、青色申告書提出承認の取消処分がなされるのみであると指摘される。

¹⁹⁸ 税制調査会・前掲（注19）21頁

¹⁹⁹ 碓井・前掲（注9）5頁

²⁰⁰ 忠佐市『租税法要論』（1950）477頁以下も、シャープ勧告の趣旨に従って、重加算税の趣旨を、税法における詐欺の事実をとりあげて重い行政罰を課すことに求め、詐欺の事実とは、すべて故意にもとづくことを要するとしている。昭和26年の旧所得税基本通達704も、「故意に総所得金額若しくは課税総所得金額又は源泉徴収に係る給与等の金額を減額する事実」の存在を要するとしていた。さらに、『ファイナンス・ダイジェスト改正国税詳解』（1951）497頁も、「重加算税は、詐欺行為により脱税をはかった場合において、民事詐欺罰として課される加算税である」とし、「故意とは、事実の認識である。すなわち、行為者

岡村忠生教授は、過少申告行為自体が、同時に隠ぺい・仮装にも当たるとする解釈は文
理上無理があると指摘される²⁰¹。また、岡村教授は、故意に関する「国税通則法精解」の
記述を引用しつつ²⁰²、「行政上の措置である重加算税賦課では、第三者機関ではなく行政
庁自身が事実認定を行い、弁明等の手続も排除されていることから、ある程度定型的で、
事実認定の困難や要件裁量の余地が比較的少なく、判断基準がより外形的、客観的である
隠ぺい又は仮装という行為のみが、その対象とされたと理解すべきである。」²⁰³と述べられ
る。これは、重加算税の要件がほ脱犯の要件に比して客観的・限定的であるのは、その範
囲を制限する趣旨であり²⁰⁴、納税者の保護が重視されているとの見解に基づくものと考え
られる。

3 積極説

(1) 純粹積極説

佐藤孝一氏は、正常な会計帳簿から収入金額又は必要経費の一部を「つまむ」という納
税者の行為自体が、国税通則法 68 条 1 項にいう「国税の課税標準等又は税額等の計算の
基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し」たことにあたる（納税申告書
の提出行為ではない）と指摘される²⁰⁵。すなわち、納税申告書を作成しても、これを提出
しないことがあり得ることから、事実としての隠ぺい又は仮装行為と過少の納税申告書の
提出行為は、別々に存在しているものであり、同条項の「隠蔽し、又は仮装したところに
基づき納税申告書を提出していたとき」の文理に反するものでもないとして、つまみ行為
自体が隠ぺい・仮装に該当すると指摘される。

重加算税制度の趣旨が、課税要件事実を隠ぺい・仮装するという不正手段を用いた場合
による納税義務反の発生を防止し、もって徴税の実を挙げようとする趣旨に出たものであ
ることに照らすと、隠ぺい・仮装した結果として作出されることとなる事態を「基礎とし

が不真正の事実であることを認識して、脱税のための詐欺行為をなすことである」とする。

²⁰¹ 岡村・前掲（注 149）105 頁。水野武夫「判比」民商法雑誌 114 巻 3 号（1996）511 頁も
同旨。

²⁰² 志場ほか・前掲（注 3）823 頁は、隠ぺい・仮装は、偽りその他不正の行為とは異なり、
重加算税の賦課に際して、税務署長の判断基準をより外形的、客観的ならしめようとする趣
旨である旨説明する。

²⁰³ 岡村・前掲（注 149）104 頁

²⁰⁴ 佐藤・前掲（注 157）398 頁

²⁰⁵ 佐藤・前掲（注 85）215 頁

た」又は、これに「対応した」申告書が提出されていれば、両者が無関係とされるような事情がない限り、「隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし・仮装したところに基づき納税申告書を提出していたとき」に当たるということは可能であろう²⁰⁶。

住田裕子氏は、行政上の措置は画一的処理を可能にするため主観的要件をできるだけ排除すべきことや、納税者の認識といった主観を立証するための証拠を徴税担当者が収集することは制度的に困難であることから、行政上の制裁としての重加算税は、制度上、できるだけ主観面を排した客観的な行為等を対象としたものとする必要があるとされ、したがって、重加算税の制度は過少申告についての故意行為に対する制裁であるところ、これを客観的行為として、すなわち、外観から判断するための要件として隠ぺい・仮装要件が定められたものと解される²⁰⁷。この住田氏の見解は、重加算税の要件はほ脱罪と同様の内容を、課税庁が刑事裁判手続を経由せずに発動できるように変更したものと解するものであり、要件の客観化は、いわば、税務行政庁による制裁の発動を容易にするための方策だとする考え方とすらいふことができよう²⁰⁸。

(2) 事実関係総合判断説

品川芳宣教授は、国税通則法 68 条の立法趣旨や文理解釈から、税法や事実関係の不知から生じた単なる一部申告もれや無申告という不申告行為及び計算違い等による虚偽申告行為が隠ぺい・仮装行為でないことは当然首肯し得るとされつつも、「事実関係全体からみてその不申告や虚偽申告が課税を免れることを意図して作為的に行われていると推認できるときには、これを一つの隠ぺい又は仮装行為と認定すべきであろう。」²⁰⁹とされる。

また、品川教授は、不申告行為やつまみ申告行為あるいは虚偽申告行為等が隠ぺい・仮装行為として認定し得るか否かについて、「国税通則法 68 条の文言にのみ拘泥すべきではなく、同条の立法趣旨、所得税法上の記帳義務制度等を考慮し、それらの行為の前後における事実関係を総合して『隠ぺい・仮装』行為であることを推認して判断されるべきであろう。」²¹⁰とされ、「事実関係総合判断説」を唱えられる。判例及び課税実務は事実関係総

²⁰⁶ 最二小判平成 7 年 4 月 28 日民集 49 卷 41 号 1193 頁、川神・前掲（注 142）598 頁。

²⁰⁷ 住田・前掲（注 97）6-7 頁

²⁰⁸ 佐藤・前掲（注 124）81 頁も同旨。

²⁰⁹ 品川・前掲（注 10）380 頁

²¹⁰ 品川・前掲（注 10）381 頁。また、品川教授は、「文言のみに拘泥すべきではなく」とは、国税通則法 68 条の文理解釈を否定するものではなく、法定申告期限等の後の不正行為に

合判断説に近い立場を取っているものと思われ²¹¹、品川教授は、平成6年判決及び平成7年判決は、同氏がかねてより主張してきた事実関係総合判断説を支持したものと評価しうるとされる²¹²。

酒井克彦教授は、「重加算税の賦課において、税額を減少させることに対する故意性は積極的要件とはされないものの、隠ぺい・偽装行為には故意が要求されると解されるところ、重加算税の制度趣旨を併せて解釈すれば、積極的行為のみならず、故意の隠ぺい・偽装に基づくつまみ申告や殊更過少な申告における『申告書作成行為』が『隠ぺいし、又は、偽装し』から排除される必要はないのではないかと考える」²¹³と述べられ、趣旨を根拠とする積極説の立場から、「隠ぺい・偽装行為の故意性判断を基礎とした不申告の行為性認定においては、結局のところ事実関係を総合した作為性の推認に拠らざるを得ない」²¹⁴として、同じく事実関係総合判断説の立場に立たれる。

安住修一教授は、申告行為そのものを隠ぺい・偽装行為と認定することについては、前記のとおり条文の文理や制度趣旨及び過去の判例の考え方から勘案して疑問が残るが、原始帳票や帳簿を保存しないこと、原始帳票や帳簿を税理士や課税庁へ提出しないあるいは所得発生原因事実を告げないという消極的行為である不作為行為が積極的な隠ぺい・偽装行為と同等の法的評価ができるどうかの解釈として国税通則法 68 条の立法趣旨等を考慮し、それらの行為の前後における事実関係を総合して判断すべきとする点については積極説に賛同するところであるとして事実関係総合判断説に賛成される²¹⁵。

について「隠ぺい・偽装」の推認事項としてとらえてきた従来の裁判例の考え方を深めようとするものである、すなわち、法定申告期限等には、「隠していた」又は「隠れていた」所得について、その後の事実関係を総合して「隠ぺい・偽装」行為によるものと推認しようとするものであると付言される。

²¹¹ 品川芳宣『国税通則法講義—国税手続・争訟の法理と実務問題を解説—』（日本租税研究協会、2015）177 頁、平成 12 年 7 月 3 日付課所 4-15 ほか 3 課共同国税庁長官通達「申告所得税及び復興特別所得税の重加算税の取扱いについて（事務運営指針）」（平成 28 年 12 月 12 日最終改正）第 1、1（8）参照。

²¹² 品川芳宣『国税通則法講義—国税手続・争訟の法理と実務問題を解説—』（日本租税研究協会、2015）177 頁

²¹³ 酒井克彦「重加算税の賦課要件と非積極的不正行為—つまみ申告・殊更過少な申告・作為的無申告—」税理第 51 巻第 10 号（2008）118 頁

²¹⁴ 酒井・前掲（注 213）118 頁

²¹⁵ 安住修一「平成 7 年 4 月 28 日最高裁判決で示された『その意図を外部からも覗い得る特段の行動』の意義（解釈）についての一考察」税大ジャーナル第 10 号（2009）102 頁

池本征男氏は、「一般的な記帳義務を課していない現行制度の下においては、記帳洩れや記録の備え付けの不備の責を納税者に問うことは無理であるから、このことのみをもって積極的な『隠ぺい行為』があったと認定することは困難である」²¹⁶と消極説の考え方に理解を示されつつも、虚偽申告自体は隠ぺい・仮装に当たらないが、事後の隠ぺい・仮装行為も含めた諸要素を勘案し、隠ぺい・仮装の故意の存在を推認せしめ得る程度の立証をすることによって、事後の隠ぺい・仮装行為自体が重加算税の賦課要件である隠ぺい・仮装行為に該当するものと解される²¹⁷。このように、池本氏は、事後の隠ぺい・仮装行為も含めて一体的にとらえて租税を免れる認識の下での虚偽申告は重加算税の賦課要件を充足するとの見解をとられたものとして、事実関係総合判断説に近い立場をとられるものと思われる²¹⁸。

4 学説に対する検討

(1) 法令解釈について

重加算税は形式的には租税であるが、実質的には納税者の通常の納税義務の範囲を超えて金銭納付を求める不利益処分（行政上の制裁）であることに鑑みれば、文言に忠実な解釈が第一次的な正当性を有しているといえる。しかしながら、形式的な要素ばかりを重視するあまり、社会が「脱税」と認め、非難に値すると考えるものを制裁の対象としないことは、うまく法律の網をかいくぐりさえすれば税を逃れても罰せられないとの認識を社会が抱くこととなり、納税意識を希薄化させる結果となろう。したがって、不確定概念といえる隠ぺい・仮装の解釈については、文言のみに拘泥するのではなく、法令の趣旨や目的を考慮した解釈も必要であるといえよう。

(2) 消極説について

消極説は、国税通則法第68条の文理解釈上、納税申告とは別に隠ぺい・仮装の事実が存在することが必要であり、それに基づき納税申告書を提出したことを要件としていることから、単なる申告書の過少記入や虚偽記入は隠ぺい・仮装に含まれないと解している。すなわち、消極説では、申告書提出行為とその提出準備行為（申告書作成行為）を一体不可

²¹⁶ 池本征男「判例からみた重加算税の賦課要件—隠蔽又は仮装の行為—」税経通信第38巻第12号（1983）45頁

²¹⁷ 池本・前掲（注216）45-46頁

²¹⁸ 川神裕「判批」ジュリスト第1071号（1995）102頁参照。

分のものと捉えている。確かに、虚偽申告書提出行為自体が隠ぺい・仮装になり得ないことは文理上明らかであるが、虚偽申告書の作成行為が隠ぺい・仮装になり得ることは文理解釈上の支障はないものとする²¹⁹。したがって、申告書作成行為と申告書提出行為を分けて議論し、申告書作成行為を申告書提出準備行為に含めて議論することが、正しい文理解釈や課税要件事実の整理に繋がると考える²²⁰。

また、従来からの青色申告者の記帳・帳簿等保存義務²²¹に加えて、平成26年から、事業所得、不動産所得又は山林所得を有する白色申告者に対して記帳義務及び帳簿書類の保存義務が課されることとなった²²²。さらに、令和4年度税制改正では、記帳水準の向上に資する観点から、記帳義務の適正な履行を担保し、帳簿の不保存や記載不備を未然に抑止するため、帳簿の提出がない場合等の加算税の加重措置が講じられた²²³。このような記帳・帳簿等の保存制度の対象拡大の流れから、事実上の一般的な記帳義務が導入されつつあるように思われる。このようなことから、消極説は記帳に関しての前提を失うこととなるとの指摘もある²²⁴。一方で、碓井教授が述べられる通り、未だ記帳及び帳簿等の保存義務違反に対する直接的な罰則はなく、当該義務違反を直ちに隠ぺい・仮装に結び付けることを消極に解する考え方自体が否定されるとみるのは早計であるとする。

²¹⁹ 小貫芳信「付帯税をめぐる訴訟（1）～重加算税の賦課要件を中心として」税理38巻14号（1995）203頁も同旨。

²²⁰ 佐藤孝一「確定的な脱税意思に基づく税理士に対する資料の隠匿等と重加算税賦課の可否」税経通信第50巻第11号（1995）230頁、細川・前掲（注4）106頁も同旨。細川氏は、納税者の納税申告書提出後の様々な行為から納税申告書の過少記入、虚偽記入が隠ぺい又は仮装行為と推認できるような場合には、納税申告書作成行為を納税申告書提出行為から分けて考え、納税申告書提出準備行為として整理すれば、少なくとも文理解釈上の問題は生じないと述べられる。

²²¹ 所得税法148条、所得税法施行規則56条

²²² 所得税法232条、所得税法施行規則102条。売上げなどの収入金額、仕入れやその他の必要経費に関する事項を帳簿に記載することとされる。ただし、記帳に当たっては、一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額のみをまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよいこととされている。なお、記帳は、所得金額が正確に計算できるように、整然とかつ明瞭に記録しなければならない。

²²³ 国税庁「帳簿の提出がない場合等の加算税の加重措置に関するQ&A」令和4年10月発表〈https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sonota/0022009-072_01.pdf〉（令和6年1月20日最終閲覧）

²²⁴ 澤井勝美「無記帳者の重加算税について」税大論叢84号（2016）257頁

(3) 積極説について

積極説について、つまみ申告の場合、「つまむ」という行為が隠ぺい行為に該当し、この隠ぺい行為に基づき申告がなされたものと解する純粹積極説は、岡村教授も指摘される通り、文理上無理があると考ええる。すなわち、国税通則法第68条は、納税申告とは別に隠ぺい・仮装の事実が存在することが必要であり、それに基づき納税申告書を提出したことを要件としていることから、虚偽申告書提出行為自体が隠ぺい・仮装になり得ないことは文理上明らかである。したがって、二重帳簿作成等の典型的な隠ぺい・仮装行為なくして意図的に所得を過少に申告（つまみ申告）したような場合は、虚偽申告以外に何らの隠ぺい・仮装行為が存在していないのであるから、虚偽申告のみをもって直ちに重加算税の対象とすることはできないものと考える²²⁵。

また、虚偽申告自体の中に隠ぺいが含まれることと解すると、どの程度の較差があれば重加算税対象となるのか不明であるのみならず、単純な錯誤に基づいて較差が大きくなる場合もあるし、安易につまみ申告をすると重加算税になるので、無申告で放っておいた方がよいということにもなりかねない²²⁶。そして、「つまむ」こと自体を隠ぺい・仮装とみると、過少申告加算税との関係が合理的に説明できなくなる。すなわち、故意による過少申告も加算税の対象となるため、両者の差異を「正しい所得金額と申告者の申告額との間の較差が極めて大きい等、その『つまみ申告』の態様が、申告納税制度の信用を損ない、租税徴収権を侵害するものとして看過し得ない程度」²²⁷になった場合には重加算税、そうでなければ過少申告加算税、というような曖昧な基準でしか区別できなくなる²²⁸。このように、「つまみ申告」については、故意による過少申告と過失による過少申告とを区別できないという見解もあるが、正確な帳簿記録等がある場合には、故意か過失かの区別を判断し得ることも十分にあり得る²²⁹。したがって、一律にできないと断じるのではなく、個々

²²⁵ 三木・前掲（注141）175頁も同旨。

²²⁶ 池田・前掲（注176）34頁

²²⁷ 佐藤・前掲（注85）215頁

²²⁸ 三木・前掲（注141）177頁

²²⁹ 小島俊朗「積極的な不正行為がない場合の重加算税の賦課について—平成6、7年最判の再評価と裁決事例にみる現状—」『摂南法学』第51・52号（2016）53頁は、この点につき、平成14年4月17日裁決の事例のように、特定の月分の売上のみを計上するなど、明らかに作為的と考えられる「つまみ行為」の事例が少なからず存在する事実を認識すべきであろうと述べる。

の事案における種々の事情を踏まえて判断すべきものとする。

(4) 小括

以上のことから、純粹積極説は失当であり、事実関係総合判断説に分があるとする。なぜならば、事実関係全体からみてその不申告や虚偽申告が課税を免れることを意図して作為的に行われていると推認できるときや、納税申告書提出後の納税者の様々な行動から納税申告書の過少記入、虚偽記入が隠ぺい・仮装行為と推認できるような場合にまで、そのような行動を隠ぺい・仮装と全く無関係と位置付けることは適当とは言えないからである。また、重加算税の対象となる行為を客観的に記述し尽くすことは不可能であることからしても、典型的・積極的な行為がない場合については、個々の事案における様々な事情を考慮した総合的な判断にならざるを得ないものとする。ただし、総合判断によって課税庁の裁量的・恣意的な重加算税賦課となつてはならないことは言うまでもない。

この点につき、佐藤英明教授は、事実関係総合判断説について、「単に『総合的に判断する』と言うのではなく、課税庁がどのような個々の事実から『脱税の意図』の存在を客観的に認定しえたのかを明らかにさせることは、判断過程を透明化するとともに、反対説が懸念されるようなやり方での裁量の余地を大きく狭めることになる。」²³⁰として、重加算税賦課に相当詳細な理由附記を義務付けることを提案されており²³¹、重加算税賦課手続の統制とその機動的な賦課の要請を両立させる有効な方策の一つであるとする。

第4節 裁判例

二重帳簿を作成するなどの典型的・積極的な隠ぺい・仮装工作を行なうことなく、場合によっては正確な所得金額を示す帳簿書類を備えていながら、真正な所得金額の一部のみを恣意的に摘出し、過少な所得金額等を記載した確定申告書を提出する「つまみ申告」行為が重加算税賦課の対象となるか否かにつき、最高裁判所は、少なくとも二つの事案（最高裁平成6年11月22日第三小法廷判決及び最高裁平成7年4月28日第二小法廷判決）について、これを肯定する判断を示している。

これらの最高裁判決については、原審判決に対するものを含め、賛否両論の評釈が多数

²³⁰ 佐藤・前掲（注157）406頁

²³¹ 佐藤教授は、重加算税の対象となる行為を客観的に記述し尽くすことは不可能であることから、客観的な処分基準を公表するとしても、それに限定列举としての性格を期待することはできず、例示にとどまるであろうと述べられる。

公にされており、また、これらを事例判決と考えるか統一的な重加算税賦課要件を示しつつあるものとするかなどの点についても、評価は区々に分かれている²³²。

1 平成6年判決²³³

(1) 事件の概要

イ 請求の趣旨

納税者 X は、昭和 53 年分ないし 55 年分の各所得の大部分を脱漏し、その約 3～4 % (差額で約 8 億円ないし 16 億円少ない額) の所得金額を記載した申告書を提出するいわゆる「つまみ申告」を行った。課税庁は、昭和 35 年ないし 55 年分の所得税につき調査の結果、重加算税の賦課決定処分を行った。X は重加算税の賦課決定処分は違法であるとして、処分の取消しを求めて提訴した。

ロ 納税者の主張

- (イ) 重加算税は、収入除外や必要経費の過大算入等の不正経理に基づいて納税申告書が提出された場合に適用されるものである。
- (ロ) X は会計帳簿をすべて正常に記録し、本来あるべきところに保管していたのであるから、課税標準の基礎となるべき事実を隠ぺい又は仮装し、その隠ぺい又は仮装したところに基づいて納税申告書を提出したわけではない。したがって、単なる過少申告行為のみでは重加算税の賦課要件を充足しない。

ハ 課税庁の主張

- (イ) ことさらな過少申告のように、税額等の計算の基礎となるべき事実を隠ぺい、仮装する場合には、重加算税の賦課にあたって不正経理の存在は問題とならない。仮に問題となったとしても、本件では極めて巨額の過少申告がなされたことから、所得を偽るための不正な経理処理が推認される。
- (ロ) X は正常に記録していたとする会計帳簿を一切提出しておらず、課税庁による税務調査において、会計帳簿の秘匿や虚偽答弁を行った。
- (ハ) ことさらな過少申告行為は、旧所得税法(昭和 40 年法律第 33 号による改正前のもの)

²³² 佐藤・前掲(注 157) 389 頁

²³³ 最判平成 6 年 11 月 22 日 (D1-Law 判例 ID 22007391)、大阪高判平成 5 年 4 月 27 日 (D1-Law 判例 ID 22007311)、京都地判平成 4 年 3 月 23 日 (D1-Law 判例 ID 22006507)

69 条 1 項にいう「詐偽その他不正の行為」に該当する。租税回避罪の構成要件である「詐偽その他不正の行為」の一態様として「隠ぺい又は仮装の行為」があるのだから、ことさらな過少申告行為が「偽りその他不正の行為」に該当して処罰されるほど可罰的違法性の大きいものであれば、同時に「隠ぺい又は仮装」にも該当し、重加算税を課されても当然である。なお、X は本件係争各年分について所得税法違反で起訴され、同人が公判中に死亡したために公訴棄却となったが、関連事件である X の実弟に対する所得税法違反被告事件においては、実刑判決が確定している。

(2) 上告審判旨 (X の控訴棄却)

上告審は、X の行動について、正確な所得金額を把握し得る会計帳簿を作成していながら、3 年間にわたり極めてわずかな所得のみを作為的に記載した申告書を提出し続け、申告後の税務調査でも内容虚偽の資料を提出するなどして真実の所得金額を隠ぺいする態度、行動をできる限り貫こうとしていると評価した。そして、申告当初から、真実の所得金額を隠ぺいする意図を有していたことはもちろんのこと、税務調査があればさらに隠ぺいのための具体的工作を行うことが明らかであるとした。このような事情からすると、X は単に真実の所得金額よりも少ない金額を記載した申告書であることを認識しながらこれを提出したにとどまらず、白色申告につき帳簿の備え付けを義務付ける税法の規定がなく、真実の所得の調査解明に困難を伴う状況を利用したとして、「真実の所得金額を隠ぺいしようという確定的な意図の下に、必要に応じ事後的にも隠ぺいのための具体的工作を行うことを予定しつつ、前記会計帳簿書類から明らかに算出し得る所得金額の大部分を脱漏し、所得金額を殊更過少に記載した内容虚偽の確定申告書を提出したことが明らかである。」

(下線筆者)として、X の申告は単なる過少申告にとどまるものではなく、国税通則法 68 条 1 項にいう税額等の計算の基礎となるべき所得の存在を一部隠ぺいし、その隠ぺいしたところに基づき納税申告書を提出した場合に当たると判示した。

(3) 判旨の分析

イ 総評

上告審は、「真実の所得金額を隠ぺいしようという確定的な意図」²³⁴に基づいて「所得金

²³⁴ X が所得を故意に、順次、前年の過少申告額を基準にして、若干の率を増額するという方法で計画的に計算して過少に記載した確定申告書を提出したことが証拠によって認定されたこと、また、X が正確な所得金額を把握し得る会計帳簿書類を作成していながら、3 年間にわたり極めてわずかな所得金額のみを作為的に記載した申告書を提出し続け、しかも、その後の

額を殊更過少に記載した内容虚偽の確定申告書を提出」したことを重視し、隠ぺい・仮装行為とその認識については直接には言及していない。しかしながら、Xの極めてわずかな所得のみを作為的に記載した申告書を提出し続け、税務調査でも内容虚偽の資料を提出するなどして真実の所得金額を隠ぺいする態度や行動から、真実の所得金額を隠ぺいする確定的な意図を有していたとして、過少申告行為とその認識から隠ぺい・仮装行為とその認識を推認することによって重加算税の賦課要件を満たすとの第一審判決の考え方を支持したものと考えられる。

したがって、平成6年判決は、極めて多額の所得についての申告をしない「つまみ申告」は「ことさらの過少申告」に該当し、たとえ外形的な隠ぺい・仮装行為とその認識が客観的かつ厳格に立証されない場合であっても、ことさらの過少申告行為とその認識（真実の所得金額を隠ぺいしようという確定的な意図）から隠ぺい・仮装行為とその認識が推認されることによって、重加算税の賦課要件を満たす場合があることを判示したものと見える。

ロ 「ことさらの過少申告」の意義

「ことさらの過少申告」の意義について、本件上告審判決が引用する最高裁判所昭和48年3月20日第三法廷判決は、真実の所得を隠ぺいし、それが課税対象となることを回避するため、所得金額をことさらに過少に記載した内容虚偽の所得税確定申告書を税務署長に提出する行為自体、単なる所得不申告の不作为にとどまるものではなく、ほ脱罪の構成要件である「詐偽その他不正の行為」にあたると判示している²³⁵。そして、最高裁判所昭和48年3月20日第三法廷判決が引用する最高裁判所昭和42年11月8日大法廷判決は、「ことさら」の語句を初めて用い、「……物品税を遁脱する目的で、ことさら、物品を製造場から移出して……」という語法で用いていることから明らかなように、「ことさら」は、「わざと」や「故意に」の意義と解するのが適切であって、「はなはだしく」といった程度や金額を表すものではないと考えられる²³⁶。したがって、「ことさらの過少申告」とは、

税務調査に際しても過少の店舗数等を記載した内容虚偽の資料を提出するなどの対応をして、真実の所得金額を隠ぺいする態度、行動をできる限り貫こうとしたことから、「真実の所得金額を隠ぺいしようという確定的な意図」を有していたことを認定したものと考えられる。

²³⁵ 最判昭和48年3月20日（LEX/DB 文献番号 21041990）

²³⁶ 最大判昭和42年11月8日（LEX/DB 文献番号 21026711）参照。ただし、正しい所得金額と申告者の申告額との較差の大きさは、「ことさらの過少申告」にあたるか否かの判断に

すなわち「故意の過少申告」を指すのであって、重加算税の賦課要件としては本来不要とされる過少申告にかかる納税者の認識を伴う過少申告行為をいうのである。さらに、松沢智氏は「所得秘匿工作を伴わない『ことさらの過少申告』では、『ことさら』の語句が示すように、あえて、積極的、確定的故意が必要であり、『未必の故意』では足りないと解しなければならない。」²³⁷と議論する。確かに、単に「故意」とするのではなくあえて「ことさら」の語を用いていること、さらに、本事件では、Xが脱税のために過少申告したこと自体は争われていないところ、本件上告審判決は過少申告行為にかかる納税者の認識を「確定的な意図」と表現していることから、松沢氏の議論は妥当であると思われる。また、松沢氏は、「確定的な意図」について、「心理状態の立証であるので、その意思が外部からも確実に識別できる程の特段の事情（外部的附随事情）が付加されなければならない。」²³⁸と述べられる。本件上告審も、これと同様の考えの下、確定申告後に税務調査に際して内容虚偽の資料を提出したり、少額ずつ増額した修正申告を繰り返すなどしたりした行為を過少申告にかかる確定的な意図の表れ（外形的事実）であると位置づけ、このような外形的事実裏付けられた過少申告にかかる認識を「確定的な意図」とし、この意図に基づく過少申告行為を「ことさらの過少申告」としてとした。したがって、「ことさらの過少申告」とは、確定的な意図とその確定的な意図の表れといえる外形的事実が存在し、これに基づいて過少申告が行われることをいうのである。

ハ 小括

国税通則法 68 条 1 項により重加算税の賦課要件を満たすためには、①納税者の認識の下、②隠ぺい・仮装行為をし、③これに基づいて、④過少申告行為をすることが必要なものであって、昭和 62 年判決によれば、⑤過少申告にかかる納税者の認識の要件は必須とはされない。このことからすると、過少申告の意図を持ち出した本件判決は一般論を示しておらず、あくまでも本件固有の事実関係の下で判断した事例判決であるとの見解もある²³⁹。すなわち、真実の所得を隠ぺいしようという確定的な過少申告の意図が外形的事実により立証され、この意図の下、過少申告行為を行ったような「ことさらの過少申告」に該当す

においては重要な要素というべきである。

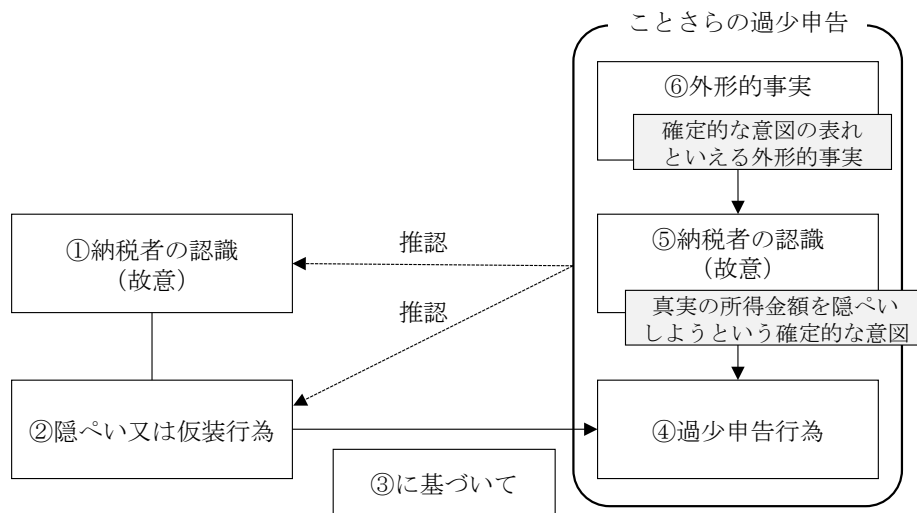
²³⁷ 松沢・前掲（注 165）31-32 頁

²³⁸ 松沢・前掲（注 165）32 頁

²³⁹ 川神・前掲（注 142）604-605 頁

る場合において、当該ことさらに過少申告行為から隠ぺい・偽装行為とその認識が推認できるような場合には、単なる過少申告行為にとどまるものではなく、納税者の隠ぺい・偽装行為とその認識（故意）を裏付ける立証が別個になされずとも、国税通則法 68 条 1 項にいう税額等の計算の基礎となるべき所得の存在を一部隠ぺいし、その隠ぺいしたところに基づき納税申告書を提出した場合に当たることになるのである。平成 6 年判決の分析結果を図式化すると、以下のようになる。

図 2 平成 6 年判決の分析図



2 平成 7 年判決²⁴⁰

(1) 事件の概要

イ 請求の趣旨

納税者 X が所得税の確定申告に際して申告しなかった昭和 60 年ないし 62 年分の株式等の取引による所得（約 2,600 万円ないし 2 億 1,000 万円）について、課税庁が重加算税の賦課決定処分をしたところ、X は、税額等の基礎になる事実を隠ぺい・偽装していないから重加算税の課税要件を欠くと主張して、当該処分の取消しを求めた事案である。

ロ 納税者の主張

(イ) 重加算税は、課税標準等の計算の基礎となるべき事実の隠ぺい・偽装を要件としてお

²⁴⁰ 最判平成 7 年 4 月 28 日（D1-Law 判例 ID 22007861）、大阪高判平成 6 年 6 月 28 日（D1-Law 判例 ID 22008261）、神戸地判平成 5 年 3 月 29 日（D1-Law 判例 ID 22006461）

り、これは文理上、事業所得金額を計算するための基礎資料となる事実、例えば、架空又は仮名名義で取引することなどと解するのが自然であるから、単に所得金額を確定申告書に記載しなかったことをもって隠ぺい行為等ということとはできない。

- (ロ) X は、株式等の取引においてすべて本名で取引し、預金も本名取引であって、通説、判例等がいう隠ぺい・仮装に該当する行為をしておらず、過少申告以外に何ら税務調査を困難にする行為をしていないから、X が隠ぺい行為等をしたということとはできない。
- (ハ) 国税通則法 68 条 1 項は、「その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出した」ことを要件としており、「その隠ぺいし、又は仮装したところ」とは隠ぺい又は仮装した事実を基礎として算出された課税標準と解するのが妥当であるところ、申告書に過少所得を記載することはそれ自体完結した行為で次の段階はないから、単に所得金額を記載していない確定申告書を提出したことをもって「その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出した」ということはできない。

ハ 課税庁の主張

- (イ) 認識のある過少申告行為は、旧所得税法（昭和 40 年法律 33 号による改正前のもの）69 条 1 項にいう「詐偽その他不正の行為」に該当するものと解されているところ、この認識ある過少申告行為が、「詐偽その他不正の行為」に該当して処罰されるほど可罰的違法性が大きいものであれば、同時に課税標準の基礎となる事実の「隠ぺい又は仮装」に該当するのは当然である。X は、本件各年分の所得税ほ脱に係る所得税法違反被告事件において有罪判決を受け、同判決が確定している。
- (ロ) X は、本件係争各年分の確定申告に際し、申告すべき多額の株式等の売買益があることを十分に認識していながら、確固たる脱税の意思と目的をもって、当該売買益の計算の基礎となる資料の保存をせず、計算もしないといった最も悪質かつ大胆な方法で、そのすべてを故意に除外して、確定申告書の作成に当たる顧問税理士にも当該売買益の存在を隠し、当該売買益から算出される雑所得をすべて除外したところの給与所得、不動産所得、配当所得のみで申告するように指示し、その指示に基づき顧問税理士が作成した確定申告書を課税庁に提出したものであるから、国税通則法 68 条 1 項の要件に該当する。

(2) 上告審判旨（X の上告棄却）

上告審は、重加算税を賦課するためには、納税者の過少申告行為そのものが隠ぺい・仮装に当たるというだけでは足りず、過少申告行為そのものとは別に、隠ぺい又は仮装と評

値すべき行為が存在し、これに合わせた過少申告がされたことが必要である（判旨①）と前置きした上で、「重加算税制度の趣旨にかんがみれば、架空名義の利用や資料の隠匿等の積極的な行為が存在したことまで必要であると解するのは相当でなく、納税者が、当初から所得を過少に申告することを意図し、その意図を外部からもうかがい得る特段の行動をした上、その意図に基づく過少申告をしたような場合」（下線筆者）には重加算税の賦課要件が満たされるものとした（判旨②）²⁴¹。原審で確定した事実によると、Xは、当初から所得を過少に申告することを意図（確定的な脱税の意思）した上、その意図を外部からもうかがい得る特段の行動をしたものであるから、その意図に基づいてXのした本件の過少申告行為は、国税通則法68条1項所定の重加算税の賦課要件を満たすと判示した。

（3）判旨の分析

イ 総評

Xは確定申告に際し、申告すべき多額の株式等の売買益があることを十分に認識しながら、確固たる脱税の意思と目的をもってあえて申告書にこれを全く記載しなかったのみならず、本件各年分の確定申告書の作成を顧問税理士に依頼した際に、同税理士から、その都度、株式の売買による所得の有無について質問を受け、資料の提出も求められたにもかかわらず、確定的な脱税の意思に基づいて、同所得を同税理士に対して秘匿し、何らの資料も提供することなく、同税理士に過少な申告を記載した確定申告書を作成させ、これを提出した。

なお、本件では、Xの過少申告につき脱税の意思と目的を有していたことに争いはないところ、本件各審級判決ではXの過少申告にかかる認識を「確定的な脱税の意思」であると認定している。そして、Xはこの「確定的な脱税の意思」自体、重加算税の賦課要件には無関係であると主張する。Xの主張を改めて整理すると、①架空名義の利用や資料の隠匿等の積極的な隠ぺい・偽装行為はなかったこと、②確定的な脱税の意思と過少申告行為をもって国税通則法68条1項にいう「その隠ぺいし、又は偽装したところに基づき納税申告書を提出した」ということはできないこと、③Xの履行補助者にすぎない顧問税理士に事実を隠したり過少申告の指示をしたりしたことは隠ぺい・偽装行為に当たらないこと、

²⁴¹ 上告審は、「重加算税の制度は、納税者が過少申告をするについて隠ぺい、偽装という不正手段を用いていた場合に、過少申告加算税よりも重い行政上の制裁を科することによって、悪質な納税義務違反の発生を防止し、もって申告納税制度による適正な徴税の実現を確保しようとするものである」としている。

の3つである。

上記①及び②について、控訴審は、国税通則法68条1項所定の「隠ぺい」とは、納税者がその意思に基づいて、特定の事実を隠匿しあるいは脱漏することをいい、事実の「仮装」とは、納税者がその意思に基づいて、特定の所得、財産あるいは取引上の名義を装う等事実を歪曲することをいうものと解すべきであるが、必ずしも「操作」は必要ではないとした。そして、Xは、確定的な脱税の意思に基づいて、自己の株式等の売買により所得があったことを隠匿し、その所得部分を脱漏させて、ことさらに所得金額を過少にし、内容虚偽の記載をした確定申告書を顧問税理士に作成させて提出していたのであるから、Xにおいて同条項にいう隠ぺい・仮装行為をした（少なくとも同条項の規定にいう事実の「隠ぺい」をした）上、それに基づく納税申告書を提出していたものと認めるに妨げないとして、Xの隠ぺい行為を認定した。すなわち、控訴審は、ことさらに過少申告とその認識（確定的な脱税の意思）から隠ぺい・仮装行為とその認識を推認するのではなく、Xの行為は「隠ぺい又は仮装と評価すべき行為」として隠ぺい・仮装行為を直接認定している点で、平成6年判決とは異なっている。この点につき上告審は、納税者が当初から所得を過少に申告することを意図し、その意図を外部からもうかがい得る特段の行動をした上、その意図に基づく過少申告をしたような場合には、積極的な行為が存在しないとしても重加算税の賦課要件を満たすとして、「特段の行動」という新たな概念を用いて重加算税の賦課要件を説明している。

□ 特段の行動の意義

ところで、上告審は、積極的な行為がない場合の重加算税の賦課要件について、i) 過少申告行為そのものとは別に、隠ぺい・仮装と評価すべき行為が存在し、これに合わせた過少申告がされたことが必要であること、ii) 納税者が当初から所得を過少に申告することを意図し、その意図を外部からもうかがい得る特段の行動をした上、その意図に基づく過少申告をしたような場合、としている。上告審が、Xが当初から所得を過少に申告することを意図した上、その意図を外部からもうかがい得る特段の行動をしたものであると認定した根拠となる事実、(a) 3年間にわたって株式等の売買による多額の所得を申告すべきことを熟知しながら、あえて申告書にこれを全く記載しなかったこと、(b) 各年分の確定申告書の作成を顧問税理士に依頼した際に、同税理士から、その都度、同売買による所得の有無について質問を受け、資料の提出も求められたにもかかわらず、確定的な脱税の意思に基づいて、同所得のあることを同税理士に対して秘匿し、何らの資料も提供すること

なく、同税理士に過少な申告を記載した確定申告書を作成させたこと、(c)同申告書を提出したこと、の3つである。(a)は脱税の意思の表れといえる外形的事情であり、(b)は脱税の意思の表れといえる外形的事情であると同時に、控訴審判決によれば隠ぺい行為自体にも該当する。(c)は過少申告行為（ことさらの過少申告行為）である。このように、上告審判決及び上告審判決が支持する控訴審判決によれば、(b)は、「隠ぺい・仮装と評価すべき行為」及び「その意図を外部からもうかがいうる特段の行動」の両方に該当することとなる。ただし、「隠ぺい又は仮装と評価すべき行為」については一つの隠ぺい・仮装行為のみでも該当し得るのに対し、「その意図を外部からもうかがいうる特段の行動」については「特段」の語句の意義の解釈によっては、回数や程度等が考慮され、その該当性が判断され得るものであることを付言しておく²⁴²。

上告審がなぜ、新たに「その意図を外部からもうかがいうる特段の行動」という概念を持ち出したのかは判旨からは明らかではない²⁴³。しかし、(b)の事実が、過少申告の意図が外部に表れたといえる外形的事実にも該当するという意味においては、平成6年判決におけることさらの過少申告にかかる外形的事実と同様に、ことさらの過少申告を成立させる要件と位置付けることができよう。そして、平成6年判決によると、ことさらの過少申告から隠ぺい・仮装行為とその認識を推認できる場合には、重加算税の賦課要件を満たすことになる。しかし、本件においては、隠ぺい・仮装（と評価すべき行為）が直接認定されていることから、過少申告行為とは別に隠ぺい・仮装行為（と評価すべき行為）が存在することを示すことによって、両者の存在による因果関係から、隠ぺい・仮装（と評価すべき行為）に基づいて過少申告行為を行ったものと判断する論理を強調しているように読み解ける。そして、この論理によってXの主張①及び②を斥けたのである。

なお、特段の行動の意義については第5節で再考する。

ハ 小括

上告審判決では、隠ぺい・仮装（と評価すべき行為）にかかる納税者の認識については直接的には触れられておらず、顧問税理士に対する所得や資料の隠匿を「確定的な脱税の

²⁴² 本件においては、Xは税理士に3年間にわたって、その都度確認を求められたにもかかわらず、所得を隠匿していることから反復継続性が認められ（明らかに錯誤ではない）、「特段の行動」であるとされた可能性はある。

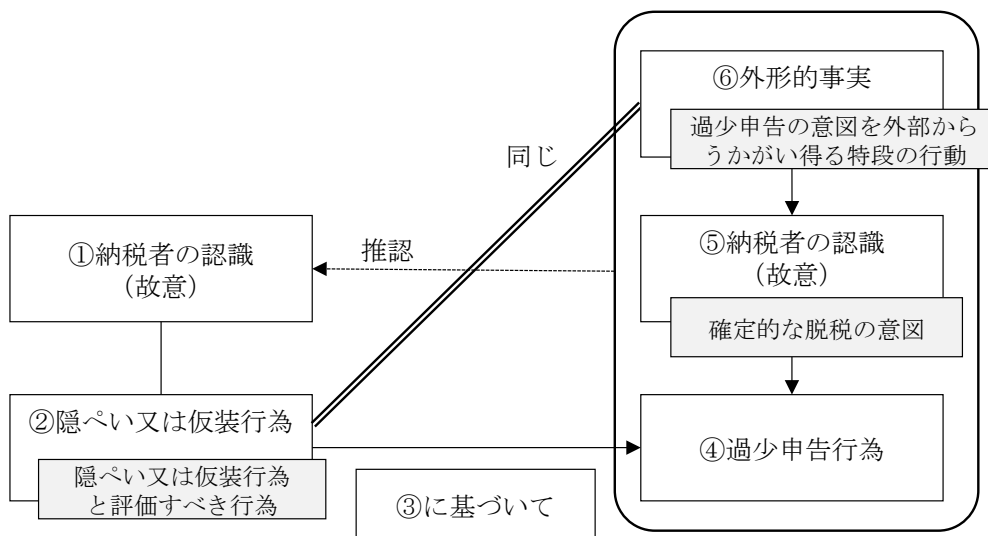
²⁴³ 細川・前掲（注4）111頁は、「その意図を外部からもうかがい得る特段の行動」という新たな概念を取り入れることについて疑問の余地があると述べられる。

意思」と結び付けて、過少申告行為にかかる認識と混同するような説明をしている。この点につき、平成6年判決をふまえると、確定的な脱税の意図に基づくことさらに過少申告行為から隠ぺい・偽装行為とその認識を推認し得る場合もあることから、本件においても、Xの確定的な脱税の意図に基づくことさらに過少申告行為は、Xの隠ぺい・偽装行為とその認識を推認し得る間接事実となり得るだろう。

また、Xの主張③について上告審は、税理士は、納税者の求めに応じて税務代理、税務書類の作成等の事務を行うことを業とするものであるから（税理士法2条）、税理士に対する所得の秘匿等の行為を課税庁に対するそれと同視することはできないが、一方で、税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において納税義務の適正な実現を図ることを使命とするものであり（税理士法1条）、納税者が課税標準等の計算の基礎となるべき事実を隠ぺい・偽装していることを知ったときは、その是正をするよう助言する義務を負うものであって（税理士法41条の3）、その事務を行うについて納税者の家族や使用人のようにその単なる履行補助者の立場にとどまるものではないとして斥けた。

以上の検討結果をふまえて、平成7年判決の分析結果を図式化すると以下ようになる。

図3 平成7年判決の分析図



3 両判決の評釈

最高裁昭和48年3月20日第三小法廷判決以後、重加算税の賦課を容認する判決は「ことさら」の意義を明らかにしてこなかったが、平成6年判決において、はじめて「ことさら」の基本となる最高裁昭和48年3月20日第三小法廷判決を引用することにより、こと

さらの過少申告行為は単なる過少申告行為にとどまらない（詐偽その他不正の行為にあたる）旨示唆した。平成6年判決は、事例判断という意見もあるが、従来から下級審において肯定されてきた「ことさら過少申告」に関し、初めて最高裁で積極的な隠ぺい・偽装の行為がなくとも重加算税の賦課要件を満たすと判示したことに大きな意義を認めることができよう。

また、平成7年判決は、「ことさら」の内容をより詳細に判示し、「重加算税を課するためには、納税者のした過少申告行為そのものが隠ぺい又は偽装に当たるというだけでは足りず、過少申告行為そのものとは別に、隠ぺい又は偽装と評価すべき行為が存在し、これに合わせた過少申告がされたことを要する」として、文理解釈に即して過少申告行為とは別個に隠ぺい・偽装（と評価すべき行為）の存在を重視しつつも、「重加算税制度の趣旨にかんがみれば、架空名義の利用や資料の隠匿等の積極的な行為が存在したことまで必要であると解するのは相当ではなく、納税者が当初から所得を外部からもうかがい得る特段の行動をした上、その意図に基づく過少申告をしたような場合には、重加算税の賦課要件が満たされるものと解すべきである」と判示した。

この点について松沢智氏は、「ことさらの過少申告」とは、「当該申告によって税を遁脱せしめることの積極的な意思の存在と、あえて右申告に及ぶ行為である」「行為の態様において、客観的にみて、あえて右申告に及ぶ行為であることが外形的に明らかな場合を指称する」「客観的にみて税を免れようとする外部的附随事情」を具備したところの過少申告行為であるとの私見を取り入れたものとして賛意を表される²⁴⁴。

さらに、平成7年判決は、当初から所得を過少に申告する意図の存在を重要視したことに加え、税理士に対する秘匿行為を、申告前の過少申告の意図を外部からもうかがい得る特段の行動（隠ぺい・偽装と評価すべき行為）として認定した。この点につき、福原俊之氏は、平成6年判決が指摘されていた隠ぺい・偽装の行為の不明確さを取り除き、客観性を付加したものと理解され、平成6年判決をより具体的に進めたものとして評価される²⁴⁵。そして、税理士に対する秘匿は必要十分条件ではなく、本件についての十分条件であって、多様な事例においては、外部的・客観的事実、つまり課税庁が把握することができる事実や特段の行動について、複数の事実や行動を積み重ね、その結果として過少申告の意図の

²⁴⁴ 松沢・前掲（注156）146頁

²⁴⁵ 福原・前掲（注45）317-318頁

存在を必然的に導き出せれば、重加算税の賦課要件を充足させることができると考えられる。

平成7年判決は、隠ぺい・仮装のような積極的な不正行為がない場合にいわゆる殊更重課（ことさらに過少申告による重加算税賦課）を容認する新たな法理を示した判決と位置付けられ²⁴⁶、隠ぺい・仮装の積極的行為のない重加算税賦課についての一般論を示したものであるとも評される²⁴⁷。また、一部を抜き出して「つまみ申告」をしたことが客観的に判断できるのであれば、意図的に抜き出すつまみ行為自体を「特段の行動」と評価することも可能であろう。平成6年判決は、「正確な所得金額を把握し得る会計帳簿類を作成していながら……前記会計帳簿類から明らかに算出し得る所得金額の大部分を脱漏し」と述べ、つまみ行為がほ脱の確定的意図の下で行われたことを認定している。平成6年判決は「特段の行動」という概念が持ち出される前の判決であり、従来の要件に合わせた形での判示であったものの、事例としては平成7年判決の要件を具備するものとして、両判決を統一的に理解することができるのではないか²⁴⁸。

第5節 特段の行動の意義

平成7年判決にいう「当初から所得を過少に申告することの意図」は納税者の主観的意図であり、人の内面にとどまるうちは把握することができない。それが行動として表れてはじめて内面の意図を客観的に把握できることになる。このことを平成7年判決は「その意図を外部からもうかがい得る特段の行動」と表現し、論者は「外部的附随事情」²⁴⁹や「客観的要件」²⁵⁰などと言い換える。

平成7年判決は、重加算税制度の趣旨を踏まえ主観的意図を重視し、それを客観的に把握し認定することにより重加算税賦課を認容したものといえる²⁵¹。したがって、「特段の行動」は、主観的意図の認定にあたって客観的判断に基づくことを要求することで、課税

²⁴⁶ 小島・前掲（注229）53頁。小島氏は、同最判は事例判決という形で出された判断であったが、すでにその要件は実務に定着しており、もはや事例判決という扱いは相当ではないと述べられる。

²⁴⁷ 澤井・前掲（注63）277頁

²⁴⁸ 小島・前掲（注229）53頁も同旨。

²⁴⁹ 松沢・前掲（注156）141頁

²⁵⁰ 住田・前掲（注97）6頁

²⁵¹ 澤井・前掲（注63）277頁

庁の自由裁量的判断を抑止するための制約的要件として捉えることができるのではないだろうか。

最高裁は「特段の行動」とは何かについて明らかにしていないが、平成7年判決を解説した近藤崇晴氏は「特段の行動」について「事案ごとに諸般の事情を総合判断して判断すべきであり、今後の積み重ねを待つ必要がある」²⁵²としたうえで多額の「所得を得た納税者が通常であれば保管しておくと考えられる原始資料をあえて散逸するにまかせていた場合、税務調査に対する非協力、虚偽答弁、虚偽資料の提出等の態度を採った場合」²⁵³が「特段の行動」に当たるとの見解を示される。

また、福原俊之氏は、「特段の行動」を「それ自体では直接的に隠蔽・仮装の認識を認めることはできないが、過少申告等を招来させる可能性のある間接事実のうち、通常の申告では起こり得ないような人のあらゆる行為を指すもの」²⁵⁴として、「特段の行動」を間接事実として捉えられる。当初から過少申告の意図が存在したか否かについては、課税庁がその把握した事実に基づいて挙証しなければならないが、その精度を高めるために複数の間接事実を用いることもあろう。この点につき住田裕子氏は、「仮に、一つの実事では、故意が推認し得ないとしても、二つ、三つと複数の事情が重なれば、もはや偶然ではなく、作為があったとして、推認の度合いが高まることもあろう、各判例が、要件該当行為として複数の事実を挙示しているのも、そのようなものと理解することができる。」²⁵⁵として、「特段の行動」を複数の事実によって推認の度合いを高めたものとして理解される。個々の間接事実では明確に過少申告等の意図を推認することはできない脆弱なものであっても、申告前及び申告後に生じた様々な事実を多角的に検討し、過少申告を招来させる可能性のある多くの事実を集積した上で総合的に判断することが、過少申告の意図の存在の確度を高めることにつながるものと考えられる²⁵⁶。

安住修一氏は、税理士に対する所得の隠匿等の消極的行為だけでは積極的な二重帳簿のような隠ぺい・仮装行為といえないが、これらの不作為行為とは別に過少申告の意図が認

²⁵² 近藤崇晴「判批」最高裁判所判例解説 民事篇 1995年度（上）（1995）482頁

²⁵³ 近藤・前掲（注252）482頁

²⁵⁴ 福原・前掲（注45）259頁

²⁵⁵ 住田裕子「重加算税の賦課要件としての「隠ぺい・仮装」行為〔下〕」商事法務第1420号（1996）12頁

²⁵⁶ 福原・前掲（注45）384頁も同旨。

定されることにより、これらの不作為行為が過少申告の意図のもとに意図的に税理士に対する所得秘匿等を行ったものと法的に評価され、積極的な行為である証拠書類等の隠ぺい・偽装行為と法的に同等と評価できるものとなると述べられる²⁵⁷。その上で、安住氏は「特段の行動」を典型的な隠ぺい・偽装行為がない場合において、積極的・典型的な隠ぺい・偽装行為と同等に法的評価できる（税理士に対する所得秘匿等の）消極的行為（不作為行為）を表現するものを指すものとして理解される²⁵⁸。

第6節 隣接領域の理論の検討

1 隣接領域の理論を参照する必要性

積極的な不正行為がない事案における隠ぺい・偽装や因果関係の立証に関し、判例・学説の思考に近接するアプローチとして、民事訴訟及び刑事訴訟における理論を参照し、これらの主張立証構造の側面からの検討を行う。なぜならば、重加算税の賦課要件を議論するにあたっては、隣接領域の成果を参照することが有益であり、判例・学説の思考に近接するアプローチとして、これらの分野が有力な候補となりうるものとするからである²⁵⁹。税務訴訟は民事訴訟であり、重加算税は行政罰であり刑罰ではないが罰則的な意味合いを有する。また、租税法律主義と罪刑法定主義は、法律の根拠に基づくことが要請されるという点で親和性があるといえ、最高裁も国税通則法 68 条の解釈に当たっては、刑法等他分野の議論や解釈を参照していると思われる²⁶⁰。

2 要件事実論

(1) 租税訴訟における要件事実論

民事法は主として対立する市民間の紛争解決という視点からの問題解決であるのに対し、租税法は、国と国民の関係を考えなければならない法域であり、民事法のと租税法とは多くの面で異なるところがある。また、個別の法条の制度趣旨が民事法と租税法とで異

²⁵⁷ 安住・前掲（注 215）107 頁

²⁵⁸ 安住・前掲（注 215）107 頁

²⁵⁹ 市川・前掲（注 11）107 頁、馬場・前掲（注 11）18 頁も同旨。

²⁶⁰ 平成 6 年判決は、ことさらに過少申告行為自体が詐偽その他不正の行為にあたると判示した最高裁昭和 48 年 3 月 20 日第三小法廷判決の表現を引用している。「ことさら」という語の一致の意味から推し量るに、最高裁は、「偽りその他不正の行為」の要件をそのまま重加算税の賦課要件として持ち込むのではないにしても、刑事罰の場合と同様の判断構造で、隠ぺい・偽装の該当性を考えているものと思われる。

なることも多く、例えば、租税法にしかない「租税法律主義」や「課税要件明確主義」といったものを前提とした制度趣旨というものは、当然ながら民事法にはない。

しかしながら、要件事実論という視点からみる限りは、両法の分野とも、当該法制度の趣旨が主張立証責任対象事実の決定基準であると考えべきであり、当該法制度の趣旨が、裁判における主張立証を通じて、最も適切に実現できるように、主張立証責任対象事実を考えればよい²⁶¹。民事法と租税法とで個別の制度趣旨は異なっても、いずれの法域においても、それぞれの法域における法条の制度趣旨を最も適切に実現できるように主張立証責任対象事実を決定すべきである、という要件事実論の基本に変わりはないということである²⁶²。

(2) 評価的要件としての隠ぺい・仮装

民事訴訟では、ある命題から各人が同じ内容をイメージできるものを事実的要件、そうでないものを評価的要件として扱う²⁶³。隠ぺい・仮装はその表現から各人が同じ行為態様をイメージできないことから、評価的要件であるといえよう²⁶⁴。

事実関係総合判断説に対しては、間接事実の無限定な取り込みによる不意打ちないし恣意的な推認が可能になるとの批判がなされてきた²⁶⁵。しかし、それは隠ぺい・仮装それ自体を主要事実と解し、これを間接事実によって立証しようとするから生じる問題である。隠ぺい・仮装を評価的要件とみるならば、これらの評価根拠事実は主要事実として弁論主義の対象となり、無限定な間接事実の取り込みは抑止されと考えられる。弁論主義の適用がない間接事実が判決の基礎となると、納税者に反論する機会が与えられないまま不意打ち裁判になる可能性がある。しかし、隠ぺい・仮装を評価的要件とみるならば、納税者はその評価を障害する事実を主張することができるため、不意打ちとはならない。

²⁶¹ 伊藤滋夫「租税法と要件事実」『要件事実論の総合的展開』（日本評論社、2022）169頁

²⁶² 伊藤・前掲（注261）169頁

²⁶³ 伊藤滋夫『要件事実の基礎〔新版〕』（有斐閣、2015）288-289頁

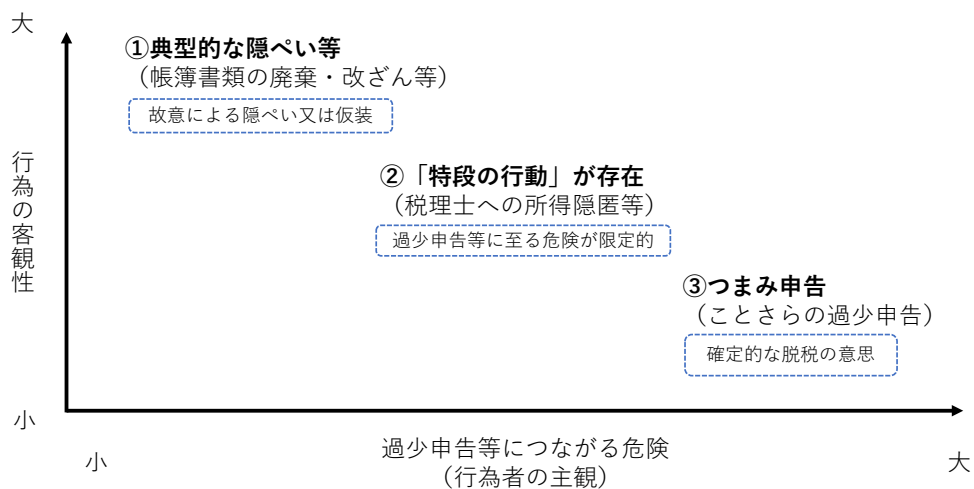
²⁶⁴ 伊藤滋夫＝岩崎政明＝河村浩『要件事実で構成する所得税法』（中央経済社、2019）4-5,252-253頁。なお、典型的な隠ぺい・仮装については事実的要件として捉えることもできようが、伊藤らが指摘される通り、事実的要件と評価的要件の区別はときに微妙であり、普通は事実的要件と考えられているものが、ときには評価的要件になることもある。

²⁶⁵ 岡村・前掲（注149）108頁

(3) 評価根拠事実の類型化

事実と法令を突合する法適用の場面では、何らかの類型を利用した思考技術が不可欠である²⁶⁶。要件事実論は、そのような思考技術の一つであり、租税訴訟においても、要件事実論に基づいて主張立証構造を整理することが有益であると考えられる²⁶⁷。本研究では、同様の問題意識に基づいて提案された市川聡毅氏の3分類に基づいて整理を行うこととする（下図参照）。

図4 市川氏の3分類に基づく評価根拠事実の類型化



市川氏の3分類によれば、重加算税が賦課される基本類型として、①典型的な隠ぺい等の事案、②当初から所得を過少に申告することを意図し、その意図を外部からもうかがい得る特段の行動をした上、その意図に基づく過少申告をしたような事案、③前記②の「特段の行動」も証明できない「つまみ申告」等の事案に分類される²⁶⁸。①の証明主題は、「典型的な隠ぺい等」に当たる具体的事実であり、当該事実を障害するだけの事実が証明されない限り、隠ぺい・仮装の評価が基礎づけられることから問題とならない。問題は、②・③の類型である。

②の類型の証明主題は、「当初から所得を過少に申告することを意図し、その意図を外部からもうかがい得る特段の行動をした上、その意図に基づく過少申告をした」（平成7年判決判旨②）ことの評価根拠事実である。平成7年判決では「過少申告行為そのものと

²⁶⁶ 馬場・前掲（注11）12頁

²⁶⁷ 田中晶国「所得税法における要件事実」法政研究86巻3号（2019）88-89頁も同旨。

²⁶⁸ 市川・前掲（注11）109-110頁

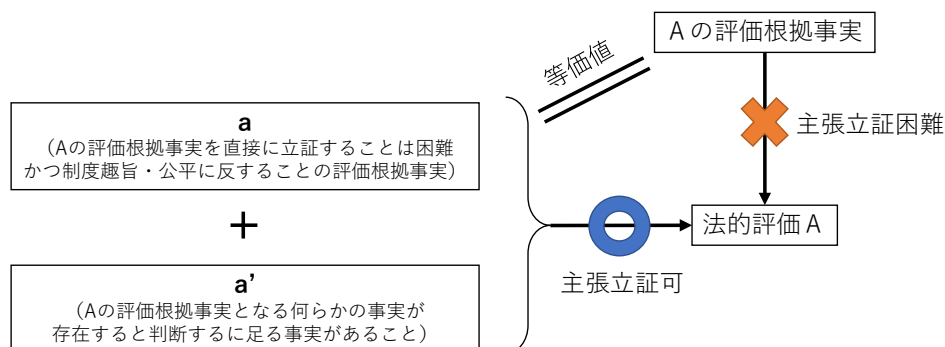
は別に、隠ぺい、仮装と評価すべき行為が存在」(平成7年判決判旨①)したことの具体的な論証が回避されているように読める²⁶⁹。最高裁は、平成7年判決判旨①そのものというよりも、同判旨①と法的評価において同視できる事実として同判旨②を例示したと解すべきではないだろうか²⁷⁰。このような見解に立つならば、最高裁は、同判旨①の行為を具体的に特定して主張立証できない場合でも、それと法的評価において同視しうる事実を主張立証することによって、隠ぺい・仮装の論証が可能であると考えていることになる。平成6年判決の事例もそのような場合の1つと考えるならば、同判旨①との関係も理解できる。

3 等価値の理論

(1) 概要

伊藤滋夫教授は、民事訴訟における主張立証構造に関して、Aという法的評価を基礎づける具体的事実(評価根拠事実)についての主張立証が一般的にも当該当事者にとっても困難であり、その主張立証を要求することが、当該実体法の制度趣旨に反し、公平に反すると考えられる場合には、当該当事者は、Aの評価根拠事実の主張立証に代えて(Aの評価根拠事実の主張立証と「等価値」のこととして)、Aの評価根拠事実を直接に主張立証することは、一般的にも主張立証すべき当事者にとっても困難であり、その主張立証を要求することが当該実体法の制度趣旨に反し立証の公平に反することの評価根拠事実(これをaとする)及びAの評価根拠事実となる何等かの事実が存在すると判断するに足る事実があること(これをa'とする)を主張立証することができると説明される²⁷¹。

図5 等価値の理論の概念図



²⁶⁹ 岡村忠生「判批」税法学第534号(1995)114-117頁

²⁷⁰ 馬場・前掲(注11)12頁も同旨。

²⁷¹ 伊藤・前掲(注263)100頁

(2) 等価値の理論を肯定する根拠

伊藤教授は、立証責任の分配の最も基本的な理由である公平の考え方を根拠として、等価値の理論を一般理論として肯定される²⁷²。伊藤教授は、等価値の理論について、製造物責任法の事案を例にとりて説明される。すなわち、テレビが突然発火した場合における製造物責任法3条に基づく損害賠償請求訴訟において、テレビが突然発火したことは証明できるが、テレビの欠陥の内容を具体的に主張立証することが欠陥の性質上困難な場合がある。このとき、原告がテレビの欠陥に関する評価根拠事実を具体的に特定した上でこれを主張立証することができなければ、裁判所はテレビに欠陥があったという法的評価を下すことができないとすると、被害者を立証困難から救済するという製造物責任法の趣旨に反し、当事者間の立証の公平に反する。そこで、このような場合には、何らの欠陥なしにテレビが突然発火することは通常ないという価値判断を踏まえて、テレビの発火それ自体をもって、他に欠陥の評価を障害する事実が主張立証されない限り、原則として、テレビに欠陥があったという法的評価の成立を肯定するのである（欠陥の一応の推定）。

この例においてテレビに欠陥があると評価するためには、本来は、絶縁体の不良やブラウン管の材質の不良等、発火の原因となった不完全な具体的状況を特定し、これを欠陥(A)の評価根拠事実として主張立証すべきであるが、實際上困難といえる。しかし、テレビが発火したという事実（欠陥現象）は、テレビの欠陥の評価根拠事実となる何らかの事実が存在すると判断するに足りる事実（a'）ということができる。そこで、欠陥(A)の評価根拠事実の主張立証を要求することが立証の公平に反すると考えられる場合には、いわば次善の策として、立証の公平に反する場合であることの評価根拠事実（a）及び欠陥現象（a'）の主張立証をもって十分なもの（欠陥Aの評価根拠事実の主張立証と等価値のもの）として扱うのが等価値の理論の考え方である²⁷³。

(3) 重加算税への適用の検討

馬場陽氏は、等価値の理論の考え方を重加算税にも適用し、典型的な隠ぺい・仮装に当たる具体的事実の主張立証が一般的にも課税庁にとっても困難であり、その主張立証を要求することが国税通則法の制度趣旨に反し、公平に反すると考えられる場合には、そのような場合であることの評価根拠事実（a）に加えて、隠ぺい・仮装の評価根拠事実とな

²⁷² 伊藤・前掲（注263）100頁

²⁷³ 伊藤・前掲（注263）101頁

る何らかの事実が存在したと判断するに足る事実（a'）を主張立証することで、納税者から隠ぺい・仮装の評価障害事実の主張立証がない限り、隠ぺい・仮装の成立を肯定することができる²⁷⁴。刑事訴訟においても、作為による犯罪の実行行為を具体的に特定して主張立証することができない場合、構成要件的にそれと同価値の不作为を特定し、犯罪の成立を認める²⁷⁵。このこととの均衡からも、等価値性の観点から要件事実を再構成するアプローチは許容されうるものとする²⁷⁶。

たとえば、③の類型のように、確定的な脱税の意図に基づく過少申告等があったものの、帳簿等の記載に不備はなく、架空名義の取引も認められないという場合に、課税庁が隠ぺい・仮装の具体的行為を特定して主張立証することは困難といえる。ここで、仮に、確定的な脱税の意図に基づいて過少申告等が行われ、かつ、その意図どおり脱税が実現しているという事態が、過少申告等とは別個の隠ぺい・仮装を伴うことなしに生ずることは通常ない、という価値判断が成立するならば、重加算税の賦課要件についても、上記の判断枠組が妥当するものと思われる。納税者は取引の当事者であり、証拠資料を独占している。重加算税の賦課が争われる場合において、隠ぺい・仮装の成否が結論を左右するとき、その前提として、納税者による過少申告等が認定されているはずである。それが確定的な脱税の意図に基づいて行われ、かつ、その意図が脱税として実現しているとき、そのような納税者に何らかの負担を割り当て、課税庁の論証負担を軽減することは、実体法の趣旨にも合致し、立証の公平の観点からも適切であるといえるのではない²⁷⁷。

4 因果関係論（危険の現実化論）

因果関係について精密な議論がなされてきた刑事訴訟の分野においては、因果関係の有無は、行為が作り出した危険が結果に実現したと言えるか否かの枠組みで判断される²⁷⁸。重加算税の因果関係の要件も、隠ぺい・仮装に

²⁷⁴ 馬場・前掲（注11）18頁

²⁷⁵ 山口・前掲（注129）45頁

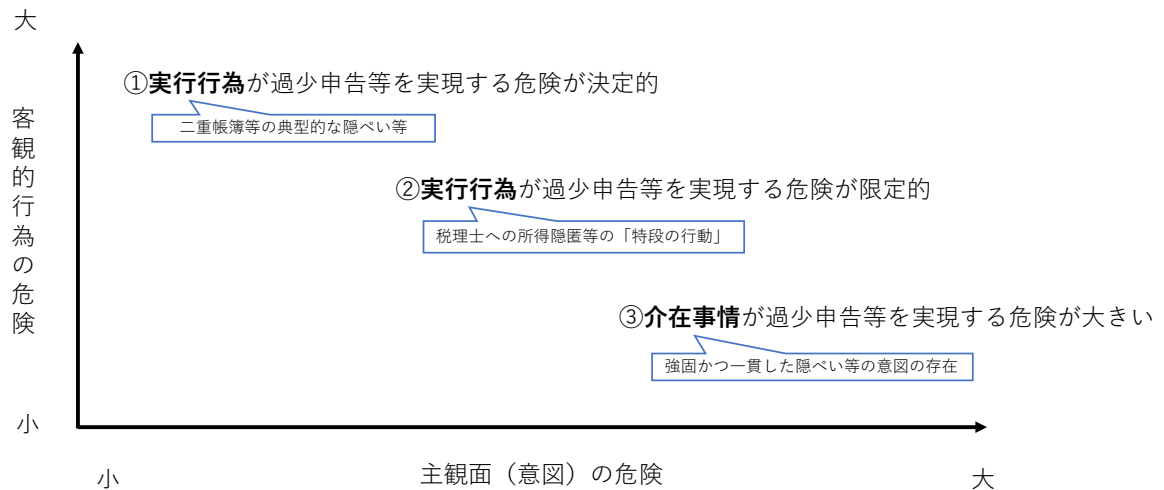
²⁷⁶ 課税要件事実たる取引事実を最も熟知しており、証拠資料を独占している納税者に、過少申告の結果を回避し又は調査解明の困難を是正するための作為に出るべき地位（保証者の地位）を認めることができるとするならば、納税者から隠ぺい・仮装の評価を障害すべき事実の主張立証がない限り、何らかの意味で納税者側に隠ぺい・仮装があったと一応評価することは、民事訴訟における法的判断のあり方としても無理がないと思われる。

²⁷⁷ 伊藤・前掲（注261）191頁は、立証困難な状況への対処法として、推計課税による証明度の軽減について納税者の不適切な行為が立法上考慮されている可能性を指摘している。

²⁷⁸ 橋爪・前掲（注125）84頁

内在する過少申告等の危険の具体的内容に応じ、その危険が直接又は間接に現実の因果経過に照らして、過少申告等の結果に実現したかの判断といえる²⁷⁹。危険の内容や程度は様々であるが、本研究では以下の3つの類型に分けて検討する²⁸⁰。

図6 危険の実現態様に応じた3類型



（1）直接的な危険実現の類型（客観的行為の危険が決定的な場合）

二重帳簿や帳簿書類の破棄改ざん等の典型的な隠ぺい・仮装の存在が明らかである場合には、因果経過を検証することなく、隠ぺい・仮装の危険が過少申告の結果に実現したといえる。なぜならば、隠ぺい・仮装の後、通常の経理・申告をすれば、当然に過少申告に至るため、危険の実現は納税者の意図にかかわらないからである。したがって、納税者から隠ぺい・仮装の評価障害事実が証明されない限り、隠ぺい・仮装の評価が基礎づけられることとなる。

（2）間接的な危険実現の類型

典型的な隠ぺい・仮装を直接には立証できないが、納税者の主観的意図を介在事情として間接的に過少申告等の危険が実現しているといえる場合がある。このような場合の危険の内容を以下の2類型に分けて検討する。なお、イの類型は平成7年判決、ロの類型は平成6年判決の事例にそれぞれ対応する。

²⁷⁹ 市川・前掲（注11）109頁

²⁸⁰ 橋爪・前掲（注125）91頁は、因果関係論においては、安定した価値判断を担保するため、事実関係を類型化し、具体的な判断基準を明確化する要請が強いと指摘する。

イ 客観的行為の危険が限定的な場合（主観的意図の結果実現の影響が大きい場合）

典型的な隠ぺい・仮装ではないが、税理士への虚偽の説明等の「過少申告の意図を外部からうかがい得る特段の行動」²⁸¹が存在する場合、通常の経理・申告手続を経ても過少申告に至るとは限らない。因果関係の終点である過少申告が行われるか否かは、納税者の隠ぺい・仮装の意図に大きく影響されることになる。したがって、そのような意図の徴憑となる証拠によって因果関係を立証することになる。特段の行動から過少申告の意図（介在事情）が生じたことが通常といえる関係にあり（介在事情の通常性²⁸²）、過少申告の意図が少なくとも特段の行動当初から過少申告の時点まで継続していたといえるなら、過少申告の意図の下、特段の行動を利用して過少申告（ことさらに過少申告）をしたといえることから、因果関係が認められる。このような場合の過少申告の意図と結びついた特段の行動は国税通則法68条の隠ぺい・仮装（と評価できるもの）であり²⁸³、等価値の理論の観点からも、法的評価において典型的な隠ぺい・仮装と同視しうる事実の立証となり得よう²⁸⁴。

ロ 客観的行為の危険が小さい場合（主観的意図の結果実現の影響が決定的な場合）

典型的な隠ぺい・仮装はおろか、特段の行動すら立証されない「つまみ申告」等の場合で、個々の行動は隠ぺい・仮装には当たらないが、複数の事実や過少申告自体を含めた行動が、強固かつ一貫した隠ぺい・仮装の意図の下の一連の行為と評価できる場合があり得る。納税者の複数の行為から結果が発生した場合、それら複数の行為を包括して一連の行為と認定できるか否かについては、因果関係論によれば、同一内容の主観面に基づく複数の行為が時間的に近接していれば、全体を包括して評価することが許され、因果関係の評価に問題は生じないこととなる²⁸⁵。したがって、過少申告等を含めた行動の全体を一

²⁸¹ 特段の行動は、過少申告等を生じさせる危険を作り出す客観的な行動であり、通常、過少申告等の意図が明確に推認できる程度の一定期間に及ぶ反復的な行動が必要と考えられる。

²⁸² 橋爪・前掲（注125）90頁は、因果関係の判断において、介在事情が結果惹起に重大な影響力を有する場合には、実行行為から介在事情が生ずることが通常の事態といえる関係（介在事情の通常性）が要求されると説明する。

²⁸³ 市川・前掲（注11）114頁

²⁸⁴ 特段の行動から納税者の過少申告の意図が推認される結果、「隠ぺい又は仮装」という構成要件に実行行為として包摂される。

²⁸⁵ 橋爪隆「危険の現実化としての因果関係（2）」法学教室第404号（2014）96頁

連の隠ぺい・仮装と評価できるならば、当該隠ぺい・仮装と過少申告等の間には因果関係が当然に存在するから、因果関係の有無について明示的に検討を加える必要はない²⁸⁶。

強固かつ一貫した隠ぺい・仮装の意図の存在は、それ自体、隠ぺい・仮装の客観的行為や過少申告を実現する強い危険を有するといえよう。このような強固な主観的意図を要求することで、この類型で重加算税の要件を満たす場合が、典型的な隠ぺい・仮装と同程度の過少申告等の危険が存在し、この危険が過少申告等を実現したと評価できる場合に限定されることになる。平成6年判決は、このような考えに基づいて「真実の所得金額を隠ぺいしようという確定的な意図」という単なる過少申告の意図よりも強固な意図を認定することにより、「つまみ申告」への重加算税賦課を認めたものと考えられよう。なお、このような強固な意図を認定するための間接事実としては、例えば数億円に上る所得の大部分の脱漏等、社会通念上明らかに脱税の意図なしに行われることはないような事実が必要であり、納税者の納税意識や人格だけでは足りないと考えべきであろう²⁸⁷。

第7節 小括

上記で検討した通り、「つまみ申告」のように積極的な不正行為がなく、納税者が隠ぺい・仮装を行ったという評価を根拠付ける典型的な事実を主張立証できない場合であっても、これと等価値の事実を主張立証し、納税者が過少申告の意図（ないし確定的な隠ぺい・仮装の意図）に基づいて過少申告を行い、その意図を実現させたことを主張立証することによって、隠ぺい・仮装及び因果関係を論証することが可能な場合があることになる（本研究の問題意識①）。ただし、この場合でも、法的評価において典型的な隠ぺい・仮装と同視しうる事実の立証が必要であり、恣意的な総合判断によって重加算税を賦課することは許されないというべきである。

なお、このような立論に対しては、租税法律主義の観点から異論がありうる。しかしながら、他の法領域、特に罪刑法定主義に基づく刑事訴訟の領域においても、同価値性の観点から評価が行われていることに鑑みると、等価値性の観点から要件事実を再構成するアプローチが直ちに租税法律主義に反するとはいえないように思われる。平成6年判決及び平成7年判決は、隠ぺい・仮装行為を具体的に特定して立証できない場合であっても、そ

²⁸⁶ 橋爪・前掲（注285）96-97頁、市川・前掲（注11）117頁。

²⁸⁷ 市川・前掲（注11）118頁、岡村・前掲（注149）109頁も同旨。

れと法的評価において同視し得る事実を立証することによって隠ぺい・仮装の論証ができる場合もあるとして、等価値の理論の考え方に近いアプローチをとったものとして、両判決を統一的に理解することができ、両判決の間に抵触はないと考える（本研究の問題意識②）。

また、澤井勝美氏は、平成7年判決を積極的な不正行為がない場合にことさらに過少申告による重加算税賦課を容認する新たな法理を示した判決と位置付けられ、隠ぺい・仮装の積極的行為のない重加算税賦課についての一般論を示したものとして理解される²⁸⁸。平成6年判決は、「特段の行動」という概念が持ち出される前の判決ではあるものの、意図的に抜き出すつまみ行為を客観的に立証できるのであれば、これを「特段の行動」と評価することも可能であろうから²⁸⁹、事例としては平成7年判決の要件を具備するものとして、両判決を統一的に理解することもできよう。

最後に、重加算税の賦課にあたり、積極的な不正行為がない場合に、明文の要件として現れない納税者の主観的意図を考慮することの是非について考察を加えたい。第9章でも述べた通り、ほ脱罪と重加算税とは、特別な理由なく制裁の対象が食い違うことは予定されていない。そして、ほ脱罪の成否を確定する鍵となるのは、ほ脱の意図であるといえる。そうであるからこそ、判例は、ほ脱罪成立の要件として「ことさら」の語を用いてほ脱の意図の存在を重視している。そもそも、ほ税行為は客観的な行為や結果の側面から記述しにくい行為類型であることに鑑みれば、納税者の主観的意図を考慮することは正当であると考えられる。そして、ほ脱罪と同じく、自発的かつ適正な納税義務の履行を担保する重加算税の賦課にあたって、納税者の主観的意図を間接事実として考慮すること自体は（それが文理上の要件でないとしても）認められるべきであろう。佐藤英明教授は、重加算税は、ほ脱犯の制度と深い機能的連関の下に構築されるべきであると述べられる²⁹⁰。たしかに、シャウプ勧告以降、国民の納税意識が相当程度に安定化してきたことに伴い、制裁の対象を独立して隠ぺい・仮装行為が伴う場合に限定する意義は薄れ、他の脱税行為の類型から分離することがかえって合理性を損なうものともいえるのではないか。第2章で述べた通

²⁸⁸ 澤井・前掲(注63) 277頁

²⁸⁹ 小島・前掲(注229) 53頁

²⁹⁰ 佐藤・前掲(注124) 84頁。佐藤教授は、脱税の中核的要素がほ税の意図にある以上、制裁の対象が合理的に立証可能な範囲でほ税の意図にシフトすることは容認しうる事態であるとの見解を示される。

り、重加算税制度は、申告納税制度を育成するための行政上の便宜的・過渡的措置とみることができ、シャープ勧告も指摘する通り、時代や行政の変化に応じて、制度体系が見直されるべきであろう。重加算税とほ脱罪の要件の統一化や罰則体系の再検討を行う時期にきているのかもしれないが、本稿では問題提起にとどめる。

なお、ほ税の意図を考慮する際に懸念されるであろう、課税庁の恣意的判断等の問題に対しては、重加算税の賦課処分にあたって、ほ税の意図の存在をどのように客観的に認定しえたのかといった判断過程を含め、詳細な理由附記を義務付けるという手続的な統制によって対処すべきであると考ええる。重加算税による当罰性の論証は、課税庁側に求められることとなり、理由附記に不備がある場合には、当該処分が違法となり取消しを免れないものと考えられる。したがって、詳細な理由附記を要求することは、処分の慎重性・合理性を担保し、なおかつ課税庁の恣意性及び裁量の余地を大きく狭めることになり、重加算税の賦課要件が主観化している場合においても、手続的統制の手段として有効であると考ええる。

おわりに

重加算税をめぐっては、これまでに多くの裁判例・裁決例があり、また、様々な議論や研究が行われている。隠ぺい・仮装の認定については、解釈に委ねられている部分が多いと考えられ、裁判例や学説等を概括すると、重加算税制度の趣旨等を踏まえ合目的に解釈しようとする考え方が多いように思われる。なかでも、平成6年判決及び平成7年判決は、事実関係総合判断説を後押しすることにより、重加算税の賦課要件を曖昧にしたとの批判も少なくない。課税庁に過度な裁量を与えることで、その「総合判断」によって悪質な納税者に対して重加算税が課され、過少申告加算税との区分が曖昧になる結果となることは好ましいこととは思われない。納税者に重い税負担を課す重加算税は、租税法律主義の観点から厳格な法解釈により行われるべきであって、現行法の規定とかけはなれた法解釈や課税実務が行われることは望ましくないからである。

一方で、重加算税制度により抑制されるべき悪質な納税義務違反は、典型的・積極的な隠ぺい・仮装によるものとは限らない。納税者が過少申告の意図を持ちながら、隠ぺい・仮装と評価されかねない客観的な手段を巧妙に避けて過少申告を行う場合もある。このような場合において、個々の行動それぞれは隠ぺい・仮装には当たらないが、複数の事実や行動を含めて過少申告の意図の下の一連の行為と評価できるときもあり得よう。このようなときにまで租税法規の文言にのみ拘泥し、厳格な文理解釈を貫徹しようとすることは、悪質な納税義務違反の発生防止という重加算税の規定の趣旨に背馳することにつながりかねず、これまで社会において醸成されてきた納税倫理を踏みにじる結果となり、適当とは言えない。すなわち、形式的な要素ばかりを重視するあまり、社会通念上脱税として非難に値すると考えられるものをあえて制裁の対象としないことは、法律の網をかいくぐれば脱税をしても罰せられないとの認識を社会に抱かせることにつながりかねない。したがって、このような場合には、隠ぺい・仮装が不確定概念を内包する評価的要件であるとの前提の下、租税法規の趣旨に照らして柔軟な解釈がなされるべきであり、その方が実質的な意味での課税の公平に資するものと考ええる。このためには、ほ脱犯の場合と同様に、重加算税においてもほ税の意図の有無を重視し、それが申告不足額等と関連して客観的に立証される場合には、重加算税の賦課対象となるものと解するのが正当であると考ええる。

正しい事実認定を行うためには、まずは納税者の主張に耳を傾け、真摯に検討する必要があることは言うまでもない。そして、納税者に対して隠ぺい・仮装と認定した事実関係について丁寧かつ具体的な説明を行うなど、納税者との丁寧なコミュニケーションを図ることは、その後の無用な争訟を防ぐ意味においても重要であるといえよう。その上で、実効的・機動的な重加算税賦課の要請に応えるため、個々の事案の態様に応じて、手続的統制の下、納税者の意図の存在を考慮した等価値性の観点からの事実の立証を行うなど、重加算税制度の趣旨が及ぶ範囲内での柔軟な解釈によって重加算税制度を運用することが、納税者の自発的な納税義務の履行につながり、また、適正かつ公平な課税の推進に資するものと考ええる。

参考文献

- シャウプ使節団編. (1949). 『シャウプ使節団日本税制報告書 巻 4』. 大蔵省主税局.
- 安住修一. (2009). 「平成 7 年 4 月 28 日最高裁判決で示された『その意図を外部からも覗い得る特段の行動』の意義（解釈）についての一考察」. 税大ジャーナル第 10 号.
- 伊藤滋夫. (2015). 『要件事実の基礎〔新版〕』. 有斐閣.
- 伊藤滋夫＝岩崎政明＝河村浩. (2019). 『要件事実で構成する所得税法』. 中央経済社.
- 碓井光明. (1979). 「重加算税賦課の構造」. 税理 22 巻 22 号.
- 岡村忠生. (1995). 「判批」. 民商法雑誌 113 巻 1 号.
- 河村澄夫. (1954). 「税法違反事件の研究」. 司法研究報告書第 4 輯第 8 号.
- 岸田貞夫. (2013). 「加算税制度の意義とその仕組み」. 税理第 56 巻第 2 号.
- 岩武俊郎. (2011). 「重加算税の賦課要件」. 九州国際大学大学院法政論集第 13 巻.
- 吉田正毅. (2016). 「重加算税－事実の隠蔽・仮装と税法上の評価誤り（下）」. 税理 2016 年 12 月号.
- 吉田正毅. (2016). 「重加算税－事実の隠蔽・仮装と税法上の評価誤り（上）」. 税理 2016 年 11 月号.
- 吉田正毅. (2016). 「重加算税－特段の行動の類型－（下）」. 税理 2016 年 7 月号.
- 吉田正毅. (2016). 「重加算税－特段の行動の類型－（上）」. 税理 2016 年 6 月号.
- 橋爪隆. (2014). 「危険の現実化としての因果関係（1）」. 法学教室第 403 号.
- 橋爪隆. (2014). 「危険の現実化としての因果関係（2）」. 法学教室第 404 号.
- 近藤崇晴. (1995). 「判批」. 最高裁判所判例解説 民事篇 1995 年度（上）.
- 金子宏. (2021). 『租税法〔第 24 版〕』. 弘文堂.
- 刑法改正準備会. (1961). 『改正刑法準備草案・附同理由書』.
- 広瀬正. (1976). 「重加算税の対象となる遁脱所得の範囲」. 税理第 19 巻第 14 号.
- 鴻秀明. (2013). 『税務調査のガラパゴス化と重加算税』. 税務経理協会.
- 佐藤英明. (1994). 「更正・決定、課税処分の手続」. 日税研論集 25 巻.
- 佐藤英明. (1996). 「申告の委任を受けた者による隠ぺい・仮装行為と重加算税の賦課」. ジュリスト 1086 号.
- 佐藤英明. (1996). 「納税者以外の者による隠ぺい・仮装工作と重加算税」. 総合税制研究

4号.

- 佐藤英明. (2000). 「いわゆる『つまみ申告』と重加算税」. 総合税制研究第8号.
- 佐藤英明. (2018). 『脱税と制裁 増補版』. 弘文堂.
- 佐藤孝一. (1993). 「ことさらの過少申告と重加算税」. 税経通信第48巻第13号.
- 佐藤孝一. (1995). 「いわゆる『ことさらの過少申告』と重加算税賦課決定処分の適否」. 税経通信第50巻第3号.
- 佐藤孝一. (1995). 「確定的な脱税意思に基づく税理士に対する資料の隠匿等と重加算税賦課の許否」. 税経通信第50巻第11号.
- 采木俊憲. (2011). 「法人に対する重加算税の賦課についてー従業員の不正行為に起因する場合を中心にー」. 税大ジャーナル第17号.
- 細川健. (2020). 「重加算税の賦課要件の明確化ー重加算税分析フレームワークの提示とつまみ申告の分析ー」. LEC 会計大学院紀要 17号.
- 三木義一. (1996). 「いわゆる『つまみ申告』と重加算税の賦課要件」. 判例時報第1546号.
- 三木義一=田中治=占部裕典. (2006). 『租税 判例分析ファイル〈2〉法人税編』. 税務経理協会.
- 山口雅高. (2003). 「判解」. 最判解刑事篇平成15年.
- 山口敬三郎. (2021). 「『つまみ申告』と『重加算税の賦課要件』に関する一考察(下)」. 税理 2021年9月号.
- 山口敬三郎. (2021). 「『つまみ申告』と『重加算税の賦課要件』に関する一考察(上)」. 税理 2021年8月号.
- 山口厚. (2015). 『刑法〔第3版〕』. 有斐閣.
- 市川聡毅. (2017). 「重加算税の課税要件『基づいて』を軸とした最高裁判決再考ー重加算税の課税要件の共通理解のためにー」. 日税研究賞入選論文集第40回.
- 志場喜徳郎ほか. (2022). 『国税通則法精解 令和4年改訂』. 大蔵財務協会.
- 寺西輝泰. (1976). 「租税制裁における故意」. 税理第19巻第14号.
- 酒井克彦. (2008). 「重加算税の賦課要件と非積極的不正行為ーつまみ申告・殊更過少な申告・作為的無申告ー」. 税理第51巻第10号.
- 酒井克彦. (2017). 「重加算税賦課要件の再検討(下)」. 税務事例第49巻第3号.
- 酒井克彦. (2017). 「重加算税賦課要件の再検討(上)」. 税務事例第49巻第2号.
- 住田裕子. (1996). 「重加算税の賦課要件としての「隠ぺい・仮装」行為〔下〕」. 商事法務

- 第 1420 号.
- 住田裕子. (1996). 「重加算税の賦課要件としての「隠ぺい・仮装」行為〔上〕」. 商事法務
第 1419 号.
- 小貫芳信. (1995). 「附帯税をめぐる訴訟 (1) ～重加算税の賦課要件を中心として」. 税理
38 卷 14 号.
- 小島建彦. (1972). 「租税ほ脱犯における故意」. 中野次雄判事還暦祝賀『刑事裁判の課題』.
- 小島俊朗. (2016). 「積極的な不正行為がない場合の重加算税の賦課について—平成 6、7
年最判の再評価と裁決事例にみる現状—」. 『摂南法学』第 51・52 号.
- 小林憲太郎. (2016). 「刑法判例と実務—第 6 回因果関係 (上) —」. 判時 2290 号.
- 松沢智. (1976). 「附帯債務—付帯税」『租税法講座 2』. ぎょうせい.
- 松沢智. (1981). 「遁脱犯の訴追・公判をめぐる諸問題」. 租税法研究第 9 号.
- 松沢智. (1995). 「ことさらに過少申告と重加算税—いわゆる『つまみ申告』と最近の裁判
例をめぐって」. 税法学第 534 号.
- 松沢智. (1999). 『租税処罰法』. 有斐閣.
- 水野武夫. (1996). 「判比」. 民商法雑誌 114 卷 3 号.
- 石倉文雄. (1990). 「加算税制度の沿革と目的」. 日税研論集 13 号.
- 赤壁隆司. (2018). 「青色申告決算書・収支内訳書の虚偽記載と重加算税賦課要件について
の一考察」. 税大論叢第 92 号.
- 川神裕. (1995). 「判批」. 最高裁判所判例解説 民事篇 平成 6 年度.
- 川神裕. (1995). 「判批」. ジュリスト第 1071 号.
- 川神裕. (2006). 「判解」. 最判解民事篇平成 18 年度 (上) .
- 増井良啓. (2022). 『租税法入門〔第 2 版〕』. 有斐閣.
- 大蔵省主税局. (1951). 『ファイナンス・ダイジェスト改正国税詳解』.
- 大淵博義. (1989). 「譲渡利益の発生を認識しながら申告しなかった場合の重加算税の賦課
決定」. 税経通信第 44 卷第 5 号.
- 谷口勝司=奥田芳彦. (2019). 『詳解 加算税 通達と実務』. 清文社.
- 谷口勢津夫. (2016). 『税法基本講義〔第 5 版〕』. 弘文堂.
- 池田秀敏. (1995). 「いわゆる『つまみ申告』と重加算税」. 税理第 38 卷第 5 号.
- 池本征男. (1981). 「加算税制度に関する若干の考察」. 税大論叢第 14 号.
- 池本征男. (1983). 「判例からみた重加算税の賦課要件—隠蔽又は仮装の行為—」. 税経通

- 信第 38 卷第 12 号.
- 中川俊治. (1999). 「つまみ申告とことさらの過少申告（重加算税）の差異」. 税務弘報第 47 卷 9 号.
- 忠佐市. (1950). 『租税法要論』. 日本評論社.
- 長田行雄. (1973). 「重加算税をめぐる若干の問題について」. 税法学第 269 号.
- 長島弘. (2021). 「つまみ申告への重加算税賦課を肯定した裁決例[国税不服審判所令和 2.2.19 判決]」. 月刊税務事例 53 卷 5 号.
- 田口渉. (2017). 『重加算税の実務入門』. 税務経理協会.
- 馬場陽. (2022). 「重加算税における隠ぺい、仮装の論証構造（下）—要件事実論的等価値性の観点から—」. 税務事例 54 卷 7 号.
- 馬場陽. (2022). 「重加算税における隠ぺい、仮装の論証構造（上）—要件事実論的等価値性の観点から—」. 税務事例 54 卷 6 号.
- 八ッ尾順一. (2018). 『事例からみる重加算税の研究〔第 6 版〕』. 清文社.
- 板倉宏. (1974). 「過少申告行為自体、遁脱罪の構成要件たる「詐偽（偽り）その他不正の行為」にあたるか」. ジュリスト 554 号.
- 品川芳宣. (2005). 「ことさらの過少申告と重加算税との関係」小川英明=松沢智=今村隆編『新・裁判実務大系 18 租税争訟』.
- 品川芳宣. (2012). 『附帯税の事例研究〔第 4 版〕』. 財経詳報社.
- 品川芳宣. (2015). 『国税通則法講義—国税手続・争訟の法理と実務問題を解説—』. 日本租税研究協会.
- 品川芳宣. (2017). 『国税通則法の理論と実務』. ぎょうせい.
- 武田昌輔監修. (1982). 『DHC コンメンタール国税通則法』. 第一法規.
- 福原俊之. (2021). 「相続税・贈与税に係る重加算税賦課の一考察—ことさら過少等に対する賦課基準—」. 税大論叢第 102 号.
- 北野弘久. (1997). 「加算税制度の再検討」. 税法学第 249 号.
- 堀田力. (1970). 「租税ほ脱犯をめぐる諸問題」. 法曹時報第 22 卷第 2 号.
- 木村弘之亮. (1991). 『租税過料法[租税法研究双書 2]』. 弘文堂.
- 澤井勝美. (2016). 「無記帳者の重加算税について」. 税大論叢第 84 号.

Assessing Tax Certainty Effectiveness Under Pillar 1

高橋 麻莉

“Assessing Tax Certainty Effectiveness Under Pillar 1” by Mari Takahashi

【執筆者】

高橋麻莉　〔所属〕 国税庁 国際業務課 課長補佐（※2024 年 2 月現在）

【掲載媒体】（2022 年 4 月に同時掲載）

Tax Notes International, April 25, 2022, p. 495

Tax Notes State, April 25, 2022, p. 383

【日本語要約】

BEPS プロジェクトの成果である第 1 の柱を実施するため、多数国間条約の策定が国際的に合意されている。OECD が公表した多数国間条約の案文には、強制的かつ拘束力のある紛争予防・解決プロセスが含まれる。本稿は、WTO の多数国間紛争解決制度が崩壊する過程を辿りながら、第 1 の柱の税の安定性について、その有効性を事前的に評価する。WTO の紛争解決制度は、かつて『司法化』（紛争解決権限の第三者への委譲）の成功モデルと見なされていた。それを帰納的に分析することにより、1「政治」、2「規範」、3「経済性」、4「履行」の評価視点が導き出された。

1 の「政治」とは、司法と立法の対立である。国際的な紛争解決プロセスにおける義務の履行は、各国の国内法に影響を及ぼす。WTO では、「上訴機関が解釈により創造した法には議会の承認なしに従うことはできない」と米国は反発している。第 1 の柱においても、民主主義国家において司法と立法の衝突をどのように受容するかが問われるであろう。具体的には、「審査基準」、「（仲裁人の）意見の位置付け」、「先例拘束性」が問題となる。

2 の「規範」では、独立企業間原則の断片化が焦点となる。多数国間条約と 3 千を超える二国間租税条約が併存するため、その相互作用が独立企業間原則を変容させ、国際課税の基本原則としての役割が揺らいでしまう可能性がある。また手続面では、多国籍企業には、国内・二国間・多国間の紛争解決手続を利用するか、あるいは全く申出をしないなどの「フォーラム・ショッピング」が可能となる。その結果、同じ又は類似の争点が複数の紛争解決手続の管轄下に置かれ、相互に矛盾した決定が下される場合が生じうる。

3 の「経済性」とは、紛争解決コストの増大を意味する。WTO の紛争解決制度では、プロセスが複雑になり、様々なプレイヤーが参加することでコストが増大している。第 1 の柱では、対象となる多国籍企業が税の安定性の枠組みにおいてイニシアティブを持つ。対照的に、パネルシステムに参加する税務当局は、人件費や翻訳費用、旅費、決定パネルの仲裁人選定などの紛争関連費用を負担することとなる。これらのコスト

は、二国間交渉の場合よりも大きくなり、財政的・専門的資源に乏しい発展途上国にとって深刻な問題である。第1の柱の対象となる多国籍企業が集中する、米国内国歳入庁にとっても大きな負担となるであろう。

4の「履行」については、第1の柱では、履行の最終段階で合意違反が生じる可能性がある。国際課税の紛争では、その合意の履行は当事者の誠意に委ねられており、不履行に対する対抗措置は存在しない。国際法上の義務を課すだけでは、不履行の問題を解決することはできないのである。

結論として、過度な司法化は、短期的には効率的に見えるかもしれないが、紛争解決制度の有効性を低下させ、その長期的な存続を危うくする。このような将来の危機を防ぐために、本稿ではソフトロー・アプローチを提案したが、その歩みは時に政治的な行き詰まりに直面し、厄介で遅く、困難なものとなるだろう。しかし、それらは、第1の柱の長期的な存続と正当性のために支払うべき代償とみなされるべきである。司法化すればするほど、それが必要とする政治的支持を超えてしまえば、多国間紛争解決をより実効性のないものにしてしまう。長期的なビジョンについて世界的な議論が必要である。

Assessing Tax Certainty Effectiveness Under Pillar 1

by Mari Takahashi



Mari Takahashi

Mari Takahashi is a tax official with the National Tax Agency of Japan who is currently on leave.

In this article, Takahashi assesses the effectiveness of the tax certainty process under the OECD's pillar 1 by comparing it with the WTO's dispute settlement process.

The opinions expressed in this article are the author's personal views and do not necessarily reflect organizational or state positions. The author accepts responsibility for any errors or omissions.

In October 2021 the OECD/G-20 inclusive framework on base erosion and profit shifting agreed on two pillars as solutions to tax challenges arising from the digitization of the world economy.¹ Pillar 1 adapts the international income tax system to new business models by changing the profit allocation and nexus rules and eliminating unilateral measures.² Following the agreement, the United States issued a joint statement with France and others on a compromise on digital services taxes and related unilateral actions.³

To enable swift and consistent implementation of pillar 1, a multilateral convention (MLC) will be formulated to introduce a multilateral framework for all participants. The MLC will include a mandatory and binding dispute prevention and resolution process, with appropriate allowance for the jurisdictions in which an elective binding mechanism applies.⁴ The crucial question is whether the dispute resolution systems for amount A will be effective in ensuring tax certainty under pillar 1. Tax certainty effectiveness must be examined because it is an essential element of pillar 1.⁵

Up to now, the OECD has been working to increase the effectiveness of tax dispute resolution through the 2007 Manual on Effective Mutual Agreement Procedures and the 2015 BEPS action 14 final report, "Making Dispute Resolution Mechanisms More Effective." In these documents, "effective" is treated like "efficient," and a jurisprudential approach has been adopted. To be precise, introducing mandatory binding arbitration is considered to make the mutual agreement procedure effective in bilateral tax treaties.⁶ However, many countries (including developing countries) are opposed to introducing arbitration on the grounds of sovereignty, and it has become a significant fault line in global negotiations.⁷ Nevertheless, arbitration panels will be introduced to the tax certainty process under pillar 1.

¹ OECD, "Statement on a Two-Pillar Solution to Address the Tax Challenges Arising From the Digitalisation of the Economy" (Oct. 8, 2021).

² OECD, "Tax Challenges Arising From Digitalization — Report on Pillar One Blueprint," at para. 6 (Oct. 2020) (hereinafter, "blueprint").

³ U.S. Treasury Department, "Joint Statement From the United States, Austria, France, Italy, Spain, and the United Kingdom, Regarding a Compromise on a Transitional Approach to Existing Unilateral Measures During the Interim Period Before Pillar 1 Is in Effect" (Oct. 21, 2021).

⁴ An elective binding dispute resolution mechanism will be available for developing countries that meet specific conditions only for issues related to amount A. OECD, *supra* note 1, at n.1.

⁵ Blueprint, *supra* note 2, at para. 703.

⁶ OECD model tax convention, commentary to article 25(5), at para. 64.

⁷ Mandatory binding arbitration is not a minimum standard under BEPS action 14; the introduction of arbitration is optional under the Multilateral Convention to Implement Tax Treaty Related Measures to Prevent Base Erosion and Profit Shifting.

This article preliminarily assesses the effectiveness of tax certainty under pillar 1. It applies analytic methods used to study the effectiveness of the WTO's dispute settlement, which was once regarded as a successful model of "judicialization" — the delegation of authority to third parties to resolve disputes. Judicialization is the most highly legalized form of international dispute settlement mechanisms.⁸ The WTO experience, from its inception to the current crisis, provides lessons on judicialization at the multilateral level.

I. Tax Certainty Under Pillar 1

While the blueprint describes the tax certainty process under pillar 1 as a new framework, it does not abandon the MAP structure; its foundation is retained. This section starts with an overview of the tax certainty process under pillar 1 and compares its structure to existing MAPs.

A. Two-Panel Structure

Although agreement has been reached on pillar 1, no specific model articles on dispute settlement have been published. At present, the blueprint on the pillar 1 report, which was published by the OECD/G-20 inclusive framework in October 2020, presents a concrete framework for multilateral dispute settlement. The blueprint provides an early level of certainty to prevent amount A before tax adjustments are made.⁹

Tax certainty is divided into two segments:

- dispute prevention and resolution for amount A; and
- dispute prevention and resolution beyond amount A.¹⁰

Both include a two-tiered structure consisting of a review panel comprising tax authorities and a determination panel with arbitration functions. The latter brings judicialization into the disputes.

The dispute prevention and resolution mechanism for amount A prevents double taxation and includes all issues "related to amount A" (for example, transfer pricing or attribution of business profit) in a mandatory and binding manner. There are many variables under pillar 1, including profitability criteria and the scope of exclusion. A majority of the affected multinational enterprises are U.S. companies.¹¹

The approach to obtaining early confirmation of amount A is voluntary for MNEs, and they have the option of requesting confirmation from the lead tax administration.¹² If the administration determines that the return or document needs further review, it organizes a review panel composed of the (ideally six to eight) tax authorities affected by the allocation of amount A. If the review panel cannot reach an agreement, a determination panel will be formed to reach a decision.

If accepted, results are binding on the MNE and all jurisdictional tax authorities affected by the calculation and allocation of the amount A, including jurisdictions that did not directly participate in the panel.¹³ If the panel and the MNE disagree on the results, the MNE may withdraw its request for early certainty and rely on the national procedures of each affected jurisdiction.¹⁴

B. Bilateral and Multilateral MAPs

A review panel takes the form of a MAP, a traditional dispute settlement mechanism under tax treaties provided in article 25 of the OECD's model tax convention. It is a quasi-diplomatic process commencing at the taxpayer's initiative. The most familiar MAP resolves cases in which taxpayers claim to have been subjected to taxation not in accordance with the tax treaty. This type of MAP accounts for the majority of the practice, typically in cases of transfer pricing and profit attribution to a permanent establishment. Competent authorities can deal directly with each

⁸ See Kenneth W. Abbott et al., "The Concept of Legalization," 54(3) *Int'l Org.* 401 (2000); and Robert O. Keohane, Andrew Moravcsik, and Anne-Marie Slaughter, "Legalized Dispute Resolution: Interstate and Transnational," 54(3) *Int'l Org.* 457 (2000).

⁹ Blueprint, *supra* note 2, at para. 705.

¹⁰ *Id.* at paras. 704 and 708.

¹¹ Michael P. Devereux and Martin Simmler, "Who Will Pay Amount A?" *EconPol Policy Brief* 36 (July 2021).

¹² Blueprint, *supra* note 2, at para. 727.

¹³ *Id.* at para. 706.

¹⁴ *Id.*

other rather than through the usual diplomatic channels. They may organize a joint commission as a more formal way of carrying out the MAP.¹⁵ However, the legal nature of the joint committee is unclear (for example, which authorities are on the joint committee, the effect of its decisions, and the difference between a joint committee and an arbitration panel).¹⁶

Based on the confidentiality laws, the competent authorities will not make MAPs publicly available. Because of the quasi-diplomatic process, MAPs do not have precedential value. While the MAP agreement binds the competent authorities, taxpayers are not bound, and they can strategically choose remedies under domestic law.¹⁷

A determination panel is a judicial process similar to an arbitration panel. Arbitration decisions are binding on the competent authorities but, in general, are not binding on the taxpayer.¹⁸ Neither the OECD model nor the U.N. model envisages the publication of arbitration results, but under the EU arbitration convention (90/436), arbitration decisions may be published if the affected parties agree.¹⁹ Therefore, in principle, arbitration decisions have no precedential value.²⁰

A multilateral MAP to resolve cases involving several states may be achieved by negotiating bilateral MAPs (the multilateral MAP is a combination of bilateral MAPs).²¹ This is expected to play a vital role in the dispute prevention and resolution beyond amount A. In practice, however, the number of multilateral MAPs reached is relatively small.²² The blueprint explains that two focus groups of the Forum on

Tax Administration are improving multilateral MAPs and advance pricing agreements.²³ However, a multilateral MAP is still in the early stages of development.

II. WTO Experience

A. Overview

The WTO was established under the WTO Agreement on January 1, 1995.²⁴ The origin of the WTO is the 1947 General Agreement on Tariffs and Trade. The biggest shortcoming of its dispute settlement system was that important decisions had to be made by consensus among all GATT parties, facilitating members to block the establishment of panels or unfavorable conclusions from becoming binding.²⁵

In the 1980s, the consensus requirement rendered the GATT dispute settlement system dysfunctional. The United States took unilateral action against what it considered violations of GATT law.²⁶ In response to the unilateral U.S. action, in the Uruguay Round, other GATT member governments proposed creating a new, more procedurally legal dispute settlement system. In exchange, the United States agreed to adjudicate claims on section 301 of the Trade Act of 1974 under the WTO's dispute settlement system.²⁷ This deal is regarded as an "unprecedented leap in [the] legalization"²⁸ of the international dispute settlement system.

The WTO's primary function is providing the framework for the implementation, administration, and operation of the Plurilateral Trade Agreements.²⁹ The 164 members account for 99.5 percent of the world's population and about 98 percent of all international trade; three quarters

¹⁵ OECD model tax convention, article 25(4).

¹⁶ J. Scott Wilkie, "Article 25: Mutual Agreement Procedure," in *Global Tax Treaty Commentaries* (2017).

¹⁷ OECD model tax convention, commentary on article 25, para. 7.

¹⁸ There are many variations on the details in the OECD model tax convention, the U.S. model, the EU directive, and the U.N. model.

¹⁹ See Wilkie, *supra* note 16.

²⁰ OECD model tax convention, commentary on article 25, annex para. 24, samples 4.5. and 5.6.

²¹ OECD model tax convention, commentary on article 25, para. 38.1. See also OECD, "Transfer Pricing Guidelines," 521-523 (Jan. 2022).

²² See, e.g., OECD, "Making Dispute Resolution More Effective — MAP Peer Review Report, Japan (Stage 2): Inclusive Framework on BEPS: Action 14," at para. 234 (2021). Japan attended a trilateral competent authority meeting and resolved one multilateral MAP case in 2017.

²³ Blueprint, *supra* note 2, at para. 793.

²⁴ The Marrakesh Agreement Establishing the World Trade Organization (WTO Agreement) was signed in Marrakesh, Morocco, on Apr. 15, 1994, by the countries and customs territories that participated in the multilateral trade negotiations from 1986 to 1993 (the so-called Uruguay Round).

²⁵ Peter van den Bossche and Denise Prevost, *Essentials of WTO Law* (2021).

²⁶ *Id.*

²⁷ WTO, Understanding on Rules and Procedures Governing the Settlement of Disputes, at article 23.1 (hereinafter, "DSU").

²⁸ Manfred Elsig, "Legalization in Context: The Design of the WTO's Dispute Settlement System," 19(1) *Brit. J. Pol. & Int'l Rel.* 304 (2017).

²⁹ Article III.1 of the WTO Agreement, *supra* note 24.

of the WTO members consider themselves to be developing countries.³⁰

B. Dispute Settlement System

The WTO's dispute settlement system can be found in the WTO Dispute Settlement Understanding (DSU). The bodies involved in the dispute settlement consist of a political body, the Dispute Settlement Body (DSB), and two independent judicial bodies: ad hoc dispute settlement panels³¹ and the permanent appellate body.³² The panel and appellate body reports become binding upon adoption by the DSB, by reverse consensus,³³ meaning the DSB decisions on these matters are, for all practical purposes, made automatically.

C. Current Crisis

The WTO dispute settlement system is in crisis. Since 2017, the United States has prevented the appellate body from filling vacancies by blocking the appointment and reappointment of its members, citing criticism of the appellate body's practice and jurisprudence. This has left the appellate body paralyzed.³⁴ Recent panel reports have been appealed "into the void"³⁵ and have lost the binding effect. The U.S. government's concerns about the appellate body are summarized in the United States Trade Representative (USTR) report released in February 2020.³⁶ The USTR raises a wide range of issues, including technical and procedural disputes, but the core issue is overreach by the appellate body. These specific issues are examined in Section III, applying them to the tax certainty process under pillar 1.

³⁰ Bossche and Prevost, *supra* note 25. The WTO does not define "developing country," and developing country status is based mainly on self-selection by members.

³¹ Typically, the panel consists of three well-qualified governmental and/or nongovernmental individuals, many of whom are diplomats or trade officials. See DSU, *supra* note 27, at article 8.1.

³² The DSB appoints the appellate body members for a term of four years, renewable only once, and they hear and decide appeals in divisions of three of its members. DSU, *supra* note 27, at articles 17.1 and 17.2.

³³ DSU, *supra* note 27, at article 2.

³⁴ Bossche and Prevost, *supra* note 25.

³⁵ It means that an appeal could be made but would never be decided.

³⁶ USTR, Report on the Appellate Body of the World Trade Organization (Feb. 2020) (hereinafter, "USTR report").

D. WTO Dispute Settlement Effectiveness

In the early days of the WTO, analysis of the dispute settlement system concentrated on its legal features. It was thought that judicialization would make the dispute resolution system work effectively. A leading scholar, John H. Jackson, argued that dispute settlement systems could be assessed by developing jurisprudence to provide greater certainty and stability and that the WTO deserved high marks for the quality of its legal theories.³⁷ He also contended that binding international law obligations could and should have a significant impact on U.S. domestic jurisprudence, as it did on the jurisprudence of many other states.³⁸

On the other hand, another prominent scholar, Joost Pauwelyn, has contested this traditional view, arguing for a balance between the system's legal-normative structure and its political, decision-making branch.³⁹ In a related context, another observer maintained that the judicialized WTO dispute settlement system was substantively and politically unsustainable because it increasingly pressured the panels and the appellate body to "create" law, raising intractable questions of democratic legitimacy.⁴⁰

Among these, from the perspective of the conflict between the judiciary and the legislature, the study predicted that excessive legalism undermines the effectiveness of WTO dispute settlement.⁴¹ Although advocates of judicialization criticized it,⁴² as it turns out, the study explains the intrinsic reasons that caused the WTO's crisis. The following section reorganizes its methods and assesses the effectiveness of the tax certainty process under pillar 1.

³⁷ Jackson, "The Role and Effectiveness of the WTO Dispute Settlement Mechanism," in *Brookings Trade Forum* 179 (2000).

³⁸ Jackson, "The WTO Dispute Settlement Understanding — Misunderstandings on the Nature of Legal Obligation," 91(1) *Am. J. Int'l L.* 60 (1997).

³⁹ Pauwelyn, "The Transformation of World Trade," 104(1) *Mich. L. Rev.* 1 (2005).

⁴⁰ Claude E. Barfield, "Free Trade, Sovereignty, Democracy: Future of the World Trade Organization," 2(1) *Chi. J. Int'l L.* 403 (2001).

⁴¹ Keisuke Iida, "Is WTO Dispute Settlement Effective?" 10 *Global Governance* 207 (2004).

⁴² Bernhard Zangl, "Judicialization Matters! A Comparison of Dispute Settlement Under GATT and the WTO," 52(4) *Int'l Stud. Q.* 825 (2008).

III. Tax Certainty Process Under Pillar 1

This section reviews what has happened in the areas of politics, norms, economics, and implementation with the judicialization of the WTO dispute settlement system. It then examines how they arise in the pillar 1 tax certainty process.

A. Politics: Judiciary and Legislative Conflict

In the context of dispute settlement effectiveness, politics is a matter of balance between legislation and adjudication. Inevitably, multilateral treaties contain considerable ambiguity in the wording of articles and agreements. This is because treaty negotiations often involve many countries and regions. Further, treaty interpretation can be flexible under international law, and dispute resolution may require filling in the blanks.⁴³ For this reason, the international dispute resolution process has become crucial in resolving differences arising over legal obligations. The fulfillment of these obligations affects the domestic laws of each country.

The U.S. criticism of the WTO appellate body fundamentally questions the conflict between the judiciary and the legislature in dispute settlement. The United States argues that the appellate body has attempted to fill in “gaps” in WTO agreements by reading into the text rights or obligations to which the United States and other members never agreed.⁴⁴ The United States alleges that this so-called judicial activism is not justified under its democratic and constitutional system. The United States cannot follow rules imposed by three individuals sitting in Geneva without government consent or the approval of the U.S. Congress.⁴⁵ As its basis, the USTR held that the appellate body exceeded its mandate on three issues:

1. standard of review;
2. status of opinions; and
3. treating prior decisions as binding precedent.

These three issues could also be problematic for the tax certainty process under pillar 1 because countries will need to incorporate all necessary references to the amount A process into domestic law, including implementation of panel decisions and other procedural aspects.⁴⁶

1. Standard of Review

One of the USTR’s concerns is that the appellate body reviews panel findings by interpreting the domestic law of WTO members.⁴⁷ Under the DSU, appeals are limited to issues of law raised in the panel’s report and the legal interpretations developed by the panel.⁴⁸ On this point, the appellate body has suggested that, in some cases, it may review WTO panel decisions based on a member’s domestic issues of law. The USTR, however, says that the appellate body has routinely examined the panel’s factual findings and has *de novo* reviewed the meaning of members’ domestic laws even though WTO members have agreed that these are factual issues not subject to appellate body review.⁴⁹

Although the blueprint does not specify the determination panel’s review standards, it seems it will not adopt the *de novo* standard. Review panels will develop specific questions for consideration by a determination panel, but the panel will not reopen elements that have already been resolved and agreed upon by all affected tax authorities.⁵⁰

However, the blueprint does not clarify the more crucial issue: what a determination panel will consider. In tax disputes, unlike in the WTO, the scope of appeals cannot be limited to the legal issues and legal interpretations presented in the panel report because the focus of tax disputes is fact-finding. A determination panel will mainly address factual issues, and it faces challenges in setting its standard of review:

1. tax disputes require highly specific fact-finding on a case-by-case basis; and
2. it is difficult to distinguish between such factual issues and legal interpretation.

⁴³ *Id.*, *supra* note 41.

⁴⁴ USTR report, *supra* note 36, at 2.

⁴⁵ *Id.* at 13.

⁴⁶ Blueprint, *supra* note 2, at para. 818.

⁴⁷ USTR report, *supra* note 36, at Part II.C.

⁴⁸ DSU, *supra* note 27, at article 17.6.

⁴⁹ USTR report, *supra* note 36, at 37.

⁵⁰ Blueprint, *supra* note 2, at para. 773.

First, the complexity of tax cases (especially transfer pricing cases) requires detailed fact-finding to apply the arm's-length principle. It is a burdensome and complicated process for both taxpayers and tax administrations to undertake the fact-finding and prepare the necessary documents. The taxpayer often controls access to the facts needed for a proper arm's-length principle analysis, but the detailed fact-finding of specific transactions must include not just the taxpayers but also comparables.⁵¹

Second, the distinction between fact-finding and legal interpretation may be blurred.⁵² For example, in a transaction involving an intangible asset, is the choice of the method for calculating the arm's-length price a matter of fact-finding or legal interpretation? Facts and interpretations are too intricate to draw a clear line in real-world tax dispute situations. Difficulties in distinguishing between factual issues and legal interpretations have arisen in many legal systems, including the WTO, limiting appellate courts to reviewing points of law.⁵³

2. Status of Opinions

The USTR claims that the WTO's appellate body has issued an advisory opinion that includes discussion unnecessary to resolving the dispute.⁵⁴ The WTO agreement text does not explicitly provide advisory opinions. The United States argues that advisory opinions are unnecessary for resolving specific disputes, exceed the appellate body's authority, and "make law" by interpretations. This is contrary to the principles of the WTO agreement.

Under pillar 1, the chair of the determination panel will prepare a summary of the conclusions, including the main reasons behind the decision, even though the determination panel will adopt a last-best-offer approach.⁵⁵ Under this approach (also known as final-offer arbitration), the

arbitrator is restricted to choosing the last offer made by one of the parties. The effect of this approach under pillar 1 is unclear.

Nevertheless, a dispute on amount A could affect many countries, including those that have not participated in detailed discussions — those that have not joined the review panel or challenged the review panel's recommendations.⁵⁶

3. Prior Decisions as Binding Precedent

The USTR challenges the precedential nature of the rulings.⁵⁷ It argues that the appellate body requires panels to follow previous rulings, adding or reducing WTO members' rights and obligations through clarifying ambiguous provisions.

In early cases, the appellate body was restrained in recognizing the precedential value of its rulings.⁵⁸ In *Japan — Taxes on Alcoholic Beverages II* (WT/DS8/AB/R, WT/DS10/AB/R, WT/DS11/AB/R, 1996), the appellate body held that with regard to earlier GATT panel reports, "they create legitimate expectations among WTO Members, and, therefore, should be taken into account where they are relevant to any dispute."⁵⁹ The appellate body also suggested that its interpretation of the WTO agreement was not definitive and would not bind WTO members except in specific disputes.

Nevertheless, in *U.S. — Final Anti-Dumping Measures on Stainless Steel From Mexico* (WT/DS344/AB/R, 2008), the appellate body held that the security and predictability contemplated by the DSU⁶⁰ require that the adjudicating body resolve the same issues in the same manner in subsequent cases in the absence of "cogent reasons" to deviate from earlier decisions.⁶¹ In light of this decision, the application of a provision is relevant only to the case in which it is made, while clarifications contained in adopted panels or appellate body reports are relevant beyond the specific dispute. Since then, several WTO panel rulings have relied on previous

⁵¹ Joseph L. Andrus and Richard S. Collier, "Transfer Pricing and the Arm's-Length Principle After the Pillars," *Tax Notes Int'l*, Jan. 31, 2022, p. 543.

⁵² See Congressional Research Service, "The World Trade Organization's (WTO's) Appellate Body: Key Disputes and Controversies," R46852, at 13 (July 22, 2021) (hereinafter, "CRS").

⁵³ *Id.*

⁵⁴ USTR report, *supra* note 36, at Part II.D.

⁵⁵ Blueprint, *supra* note 2, at para. 774.

⁵⁶ *Id.* at para. 771.

⁵⁷ USTR report, *supra* note 36, at Part II.E.

⁵⁸ CRS, *supra* note 52, at 20.

⁵⁹ Bossche and Prevost, *supra* note 25.

⁶⁰ DSU, *supra* note 27, at article 3.2.

⁶¹ Bossche and Prevost, *supra* note 25. See also CRS, *supra* note 52.

appellate body decisions. But the USTR argues that the appellate body cannot require panels to treat its decisions as precedent.

Under pillar 1, whether determination panel precedent should be binding is not clearly stated, but it seems to require “consistency” of panel decisions for later determination panels. It says:

Work will be undertaken to develop a control framework for the determination panel, setting out specific rules for the determination of the Chair and panel members, and procedures for undertaking a review and reaching decisions. *This may also include the development of guidance as needed, supported by the secretariat, to promote consistency in the decisions of later determination panels considering similar issues. . . .* This should facilitate reviews being completed more quickly and reduce the need for questions to be referred to a determination panel which concern issues that have been dealt with previously.⁶² [Emphasis added.]

More puzzling is that the panel’s conclusion still binds tax authorities, even after the MNE withdraws its request for tax certainty. According to the blueprint, the rationale is to remove the risk of double taxation and prevent future disputes by consistent implementation of the panel’s findings.⁶³

B. Norms: Arm’s-Length Principle Fragmentation

If judicialization unifies the dispute resolution process through compulsory jurisdiction and thereby ensures binding precedent, it may accumulate substantive norms and assure the integrity of the law. In international law, however, the proliferation of international dispute settlement organizations has led to fragmentation. Each specialized court or tribunal makes unique and significant

judgments on general international law, undermining the coherence of the international legal system.⁶⁴

At the WTO, fragmentation has arisen mainly in procedural conflicts with regional trade agreements (RTAs),⁶⁵ the number of which has been increasing rapidly in recent years.⁶⁶ Many RTA procedures are characterized as quasi-judicial procedures similar to those of the WTO. Meanwhile, RTA substantive rules overlap considerably with the laws of the WTO agreement. A single dispute could be subject to the jurisdiction and rules of both the WTO and the RTA, resulting in conflicting or inconsistent rulings in each forum.

Under the pillar 1 tax certainty process, fragmentation of norms is inevitable because more than 3,000 bilateral tax treaties⁶⁷ would remain in force and continue to govern cross-border taxation outside amount A. The pillar 1 MLC must coexist with the existing tax treaty network,⁶⁸ raising the question of overlapping substantial rules and procedures.

First, on the substantive side, it is critical to pillar 1 that the arm’s-length principle function properly because all issues “relating to amount A” involve transfer pricing issues. In bilateral treaties, the arm’s-length principle, which is provided in article 9 of the OECD’s model tax convention, requires companies to engage in arm’s-length transactions. The new agreement does not abolish the arm’s-length principle but supplements and modifies its application for the world’s largest corporations. In other words, the formulary override will supplement the allocation system based on the arm’s-length

⁶⁴ See Anne Peters, “The Refinement of International Law: From Fragmentation to Regime Interaction and Politicization,” 15(3) *Int’l J. Const. L.* 671 (2017). The International Law Commission addressed this issue in 2000, and a series of research groups issued interim reports that were finalized by Martti Koskenniemi in 2006.

⁶⁵ Tsuyoshi Kawase, “Competition and Coordination in Dispute Settlement Procedures Between WTO and Regional Economic Communities: Comparative Review of Forum-Choice Clauses (Japanese),” RIETI Discussion Paper (2007).

⁶⁶ The total number of RTAs reported to the WTO as of the end of January 2022 is 353. See WTO, “Regional Trade Agreements” (last accessed Feb. 24, 2022).

⁶⁷ OECD, “Explanatory Statement to the Multilateral Convention to Implement Tax Treaty Related Measures to Prevent Base Erosion and Profit Shifting,” at 1 (2017).

⁶⁸ Blueprint, *supra* note 2, at para. 828.

⁶² Blueprint, *supra* note 2, at para. 776.

⁶³ *Id.* at para. 779.

principle for a small number of large, highly profitable companies.⁶⁹ In contrast, the arm's-length principle of the bilateral treaty will continue to apply to all companies and virtually all income. This difference in treatment could alter the operation of the arm's-length principle and raise doubts about its viability as a basis for global taxation.⁷⁰ A similar problem will arise in the domestic laws of the pillar 1 participating countries.

Second, on the procedure side, tax dispute settlement jurisdiction is neither mandatory nor exclusive in both MAPs and the tax certainty under pillar 1. MNEs may take advantage of forum shopping: domestically, bilaterally, multilaterally, or with no request at all. Consequently, the same disputed fact may be subject to the jurisdiction of multiple dispute resolution procedures in some cases, resulting in mutually inconsistent decisions.

C. Economics: Increasing Costs

Highly judicialized dispute resolution may reduce the cost-effectiveness and incentives for the parties involved. Although there are a wide variety of economic theories on the functioning of the international system, the essence lies in the expected payoff for the participants. Parties are more likely to participate in the system if their expectations of future benefits exceed the costs. If not, they would prefer not to participate in the system. In a situation in which the expected gain is uncertain, parties would decide whether to participate in dispute resolution, relying on the costs that could be incurred.

In the WTO dispute settlement system, the process has become technically complex, increasing legal costs. The judicialization has made the interests of the private sector more critical and increased the role of private lawyers.⁷¹ The WTO dispute resolution system involves not

only states but also private party interests.⁷² Larger private companies tend to organize, hire lawyers, and use the WTO dispute settlement system more aggressively. Moreover, their interests are often inconsistent with those of the countries that actually negotiate, giving rise to politics over how to argue and defend claims.⁷³ With this background, in *U.S. — Large Civil Aircraft*, involving subsidies given to Boeing and Airbus, it was estimated that fees ran at \$1 million per month, and the dispute continued for 17 years.⁷⁴

Increasing costs are a problem for developing countries looking to access the WTO dispute settlement system. Small governments often do not have sufficient internal expertise to handle the complex cases before the WTO dispute settlement system. It requires legal fees and a significant time commitment from officials whose governments may already be severely under-resourced.⁷⁵ For them, the Advisory Centre for WTO Law, an independent international organization based in Geneva, provides legal advice on WTO law. However, there is a global political divide on funding it.⁷⁶

The MNEs covered by pillar 1, many of which exceed the economic size of small countries, take the initiative to obtain tax certainty. In contrast, tax authorities participating in the two panels vary in size but will bear the costs associated with the disputes, including personnel, translation, travel costs for the two panels, and arbitrators at the determination panel. These costs will be higher than they would be in a bilateral negotiation. However, if MNEs make strategic withdrawals during the process or disagree on implementation, the cost incurred by tax authorities may be wasted.

⁷² At the WTO, only the member states have access to the WTO dispute settlement system; however, in practice, members bring almost all disputes at the initiative of affected industries and companies. See Bossche and Prevost, *supra* note 25.

⁷³ Shaffer, *supra* note 71.

⁷⁴ *Id.* See also European Commission and USTR, Understanding on a Cooperative Framework for Large Civil Aircraft (June 15, 2021).

⁷⁵ Hakan Nordstrom and Shaffer, "Access to Justice in the World Trade Organization: A Case for a Small Claims Procedure?" 7(4) *World Trade Rev.* 587 (2008).

⁷⁶ *Id.*

⁶⁹ Andrus and Collier, *supra* note 51.

⁷⁰ *Id.*

⁷¹ Gregory Shaffer, Manfred Elsig, and Sergio Puig, "Chapter 10: The Law and Politics of WTO Dispute Settlement," in *The Politics of International Law* 269 (2016).

These are serious problems for developing countries with limited financial and professional resources. They want assurance that tax disputes will result in satisfactory outcomes. One solution is to provide a designated legal aid fund. However, regarding the Advisory Centre for WTO Law, this may not be politically feasible.

Resources are an issue not only for developing countries but also for the IRS. In many cases under pillar 1, it must control the operation of the two panels as the lead tax administration. While recognizing the risk of exceeding the authorities' capacity, the blueprint does not pay much attention to resources to help multinational groups achieve certainty.⁷⁷ To address this resource issue, the blueprint offers the option of imposing a condition limiting question submission to a determination panel for a definitive outcome if the MNE group agrees to be bound by the panel's decision,⁷⁸ but it is doubtful that option will work.

D. Implementation: Remaining Incompleteness

At the WTO, if the respondent has failed to implement the recommendations and rulings of the DSB correctly within a reasonable period, the DSU provides for two temporary remedies: compensation and retaliation.⁷⁹ Despite this, in about 20 percent of the disputes, the respondents do not comply with the ruling.⁸⁰ A high degree of legalization, such as in the WTO, has not facilitated the implementation of all decisions. In other words, even if international law obligations are imposed for compliance, incompleteness remains. While there has been much research on non-implementation in the WTO, a prominent study discusses the (in)efficient breach of international obligations from the economic theory of contract remedies.⁸¹

In international tax disputes, implementation is left to the parties' good faith, and there is no countermeasure for noncompliance. Under pillar

1, a legal obligation may be imposed on competent authorities to implement decisions through an MLC to achieve binding results.⁸² Nevertheless, an efficient breach of the agreement may occur in the final stages of implementation depending on the economic situation of the parties. Merely imposing obligations under international law will not solve the problem of non-implementation.

IV. Proposal

A. Look Before Leaping

In the literature on international regimes, analysis has focused on establishing and developing judicialization within international institutions for sustaining cooperation over time.⁸³ From this perspective, some papers call for the institutionalization of tax arbitration and the organization of a central institution for tax certainty under pillar 1.⁸⁴

However, it is highly doubtful that pillar 1 will achieve further international political consensus to endorse judicialization and institutionalization of dispute settlement. It would be impractical to establish an international dispute resolution body for pillar 1. In founding such an institutional body, it would be necessary to consider the benefits and costs (including the institutional budget⁸⁵). Most importantly, there must be an international political consensus to support it.

B. Clarification of Objective and Method

As a first step in the system's design, it is necessary to clarify what tax certainty under pillar 1 is intended to achieve. If the focus is on resolving specific disputes, judicial proceedings may not always be necessary, but a forum with a

⁸² Blueprint, *supra* note 2, at para. 802.

⁸³ See, e.g., Andreas Hasenclever, Peter Mayer, and Volker Rittberger, *Theories of International Regimes* (1997).

⁸⁴ See, e.g., Spyridon E. Malamis and Qiang Cai, "International Tax Dispute Resolution in Light of Pillar One: New Challenges and Opportunities," 75(2) *Bull. Int'l Tax'n* 94 (Feb. 2021).

⁸⁵ The WTO's total budget for 2021 was CHF 195 million. The amount of contribution depends on each member's share of world trade, and the top three contributors to the WTO budget in 2021 are EU members (30.45 percent), the United States (11.7 percent), and China (10.4 percent). For members with less than a 0.015 percent share of international trade, a minimum contribution of 0.015 percent to the WTO budget is required. WTO, "WTO Secretariat Budget for 2021" (last accessed Feb. 24, 2022).

⁷⁷ Blueprint, *supra* note 2, at para. 745.

⁷⁸ *Id.* at paras. 770 and 775.

⁷⁹ DSU, *supra* note 27, at article 22.

⁸⁰ Bossche and Prevost, *supra* note 25.

⁸¹ Warren F. Schwartz and Alan O. Sykes, "The Economic Structure of Renegotiation and Dispute Resolution in the World Trade Organization," 31(1) *J. Legal Stud.* S179 (2002).

diplomatic negotiation among the parties may be more conducive to the parties' reasonable satisfaction. On the other hand, if the role of dispute resolution is to ensure uniformity and integrity of rules (leaving aside the question of whether it can be achieved), judicialization may be necessary. It will also determine the standard of review — for example, how much deference a determination panel gives to a review panel.

Another possible approach is to narrow the leeway for legal discretion through final-offer arbitration. The final-offer approach reduces the need for extensive fact-finding and legal interpretation. It is cost-effective to resolve specific disputes because all tax disputes ultimately result in the amount of tax to be paid. The role of the chair in a determination panel under the final-offer method should be carefully examined.

C. Soft-Law Enforcement and Transparency

Some observers argue that the crisis of the WTO has been caused by overreliance on the hard-law, hard-enforcement approach, which adopts binding rules and enforces them through binding dispute settlement procedures. These observers call for more active use of a soft-law, soft-enforcement method.⁸⁶

The soft-law approach with peer review should be strengthened in international taxation, in line with the 2015 final report on BEPS action 14. The primary function of the peer review process is to motivate parties to comply with the rules voluntarily. In an international community without a centralized enforcement body, effective voluntary compliance by sovereign states is essential.

For the further development of peer review, it may be necessary to increase the transparency of dispute resolution. However, as repeatedly stated, tax cases are highly individualized, and they should not always be disclosed, considering the complexity of the case and the relationship with the taxpayer or the other states. More research is needed on this issue.

V. Conclusion

The collapse of the WTO dispute settlement system shows the consequences of judicialization in the multilateral system. The effectiveness of dispute resolution is essential for compliance and enforcement of the system; however, overformal judicialization may reduce effectiveness and jeopardize the system's long-term viability. The soft-law approach, proposed to prevent this future crisis, will sometimes face political deadlock, and its progress will be messy, slow, and challenging. However, such "lethargy"⁸⁷ should be seen as a price to pay for the long-term survival and legitimacy of pillar 1.

Excessive judicialization may appear efficient in the short term but inherently erodes the effectiveness of the dispute resolution system. More judicialization, if going beyond the political support it requires, makes multilateral dispute resolution less effective. There needs to be a global discussion about a long-term vision. ■

⁸⁶Yuka Fukunaga, "The Soft-Law, Soft-Enforcement Approach Is Key to Reinvigorating the WTO," *AJISS-Commentary* No. 265 (Mar. 4, 2019). See also Mary E. Footer, "The (Re)Turn to 'Soft Law' in Reconciling the Antinomies in WTO Law," 11(2) *Melbourne J. Int'l L.* 241 (2010).

⁸⁷See Pauwelyn, *supra* note 39.

消費税法における金融サービス課税

本多 博之

消費税法における金融サービス課税

氏名：本多 博之

1 研究目的

金融サービスのうち預貸スプレッド（貸付利子と預金利子の差額）のようなマージンの形態をとる資金仲介サービス（以下、「金融サービス」とする）については、消費税法別表第一「預貯金の利子及び保険料を対価とする役務の提供等」により非課税とされている。金融サービスが付加価値を生産しているのは明らかであり、消費税が実質的に付加価値を課税対象にしているところ、本来、金融サービスは課税対象に含まれるべきである。非課税措置の主な理由は、預貸スプレッドのようなマージンには、課税対象とはならない付加価値とは異なる要素も含まれているため、付加価値の部分を特定・抽出し課税することの技術的な困難さにある。そのため、付加価値を課税対象とする多くの国で非課税措置が採られている。

一般的に、非課税措置により①税の累積 ②過小課税 といった弊害が生じるといわれるが、令和元年 10 月には消費税率が二桁の 10%となり、非課税措置による弊害は非常に大きくなっていると思われる。そこで、本稿では、金融サービスを課税ベースに取り込むべく、金融サービス課税案を検討した。

2 研究内容

第 1 章にて、わが国の消費税法について概観する。

第 2 章では、利子の構成要素を把握することで、金融サービスにおける付加価値の所在を明らかにする。そして、国民経済計算における金融サービスの付加価値の規模を推計する。また、税の累積や過小課税が生じる仕組みを説明する。

第 3 章では、これまで提案されてきた金融サービス課税案の仕組みや方法を確認する。課税案には、キャッシュの流出入に着目した基本的なキャッシュ・フロー税やその改良形である TCA（Tax Calculation Account, TCA）付キャッシュ・フロー税、利子の流出入に着目した修正リバースチャージ方式、現行消費税制度の枠内で税の累積の緩和に有効なゼロ税率、利潤や賃金といった付加価値の生産要素に対して課税する金融活動税（Financial Activities Tax, FAT）といったものがあり、それぞれの長所・短所についても述べる。

最後に、第 4 章で、日本での議論の状況をふまえ、付加価値課税として FAT、税の累積に対してゼロ税率の課税案を提案する。FAT の課税ベースの試算として、先行研究における「キャッシュ・フロー計算書」を用いた課税ベースの試算を検証し、さらに試算対象行を拡張し検証を行った。また、外形標準課税の付加価値割を用いた課税ベースと税収の試算を行うとともに、不十分な点の改善も行った。

3 研究の成果

金融サービスの非課税措置による問題に対して、これまで多くの課税案が提示されたが、いずれの課税案にも長所・短所がある。その中でも、付加価値の要素を積み上げていく加算法による付加価値の特定が、現実の執行の観点からもこの問題を解決できる方法と考え、FAT による金融サービス課税を検討した。

本稿では、わが国の外形標準課税の付加価値割を基準に、設備投資全額の控除を認める修正を加えることで、金融機関の消費ベースの付加価値が把握可能になると同時に、追加的な事務負担が少ない課税ベースの算出方法を提案した。さらに、この方法によって算出した課税ベースから、国外取引及び既に現行消費税法において課税された取引（手数料取引など）に対する利潤を控除した課税ベースを用いて、主要銀行 5 行の実際の財務諸表により、課税ベースと税収の試算を行った。

課税ベースの算出と併せて、現行消費税制度における非課税措置による税の累積と仕入税額控除のない FAT による税の累積の問題に対しては、事業者向け金融サービスに対するゼロ税率の導入を提案した。

以上のように、FAT 及び事業者向け金融サービスに対するゼロ税率の導入が本稿で提案する金融サービス課税案である。情報の制約上、税の累積がどの程度生じているか定かではないため、税の累積の問題について、実際の情報を基に議論を深めていく必要はあるが、付加価値に対する適切な課税と税の累積に配慮した課税方法として、上記の金融サービス課税案を提示した。

以 上

目次

はじめに	1
第1章 消費税の類型とわが国の消費税法	5
第1節 消費税の概念と諸類型	5
1 消費税の概念	5
2 一般消費税の諸類型	5
第2節 わが国の消費税法	8
1 課税の対象と納税義務者	8
2 非課税取引	12
3 輸出取引	13
4 課税標準と課税期間、税率	14
5 仕入税額控除の仕組みと課税売上割合	16
第3節 課税の対象に係る判例と消費税法の構成	20
1 消費税法における「資産の譲渡」について争った事案	21
2 消費税法における「事業」について争った事案	23
3 消費税法における「対価」について争った事案	26
4 消費税法の構成	28
第2章 金融サービスの付加価値と非課税措置による弊害	29
第1節 金融サービスの付加価値	29
1 付加価値と課税ベース	29
2 利子の構成要素と付加価値税の対象	30
3 金融サービスにより生産される付加価値の規模	32
第2節 金融サービスの非課税措置による弊害	36
1 税の累積	36
2 税の漏れ	38
第3章 金融サービスに対する課税方法	39
第1節 課税方法の全体像	39

第2節	キャッシュや利子の流出入に着目した課税方法	40
1	基本的なキャッシュ・フロー（CF）税	40
2	税額計算勘定（TCA）付キャッシュ・フロー税	44
3	修正リバースチャージ法（MRC）	46
第3節	ゼロ税率	51
第4節	金融活動税（FAT）	52
1	課税方法と課税ベース	52
2	FATによる消費者向け金融サービスに対する課税	54
3	FATによる事業者向け金融サービスに対する課税	55
第5節	各課税方法の比較	56
第4章	金融サービス課税の導入に向けて	58
第1節	わが国での課税の方向性と議論の状況	58
1	わが国での課税の方向性	58
2	日本での議論の状況	59
3	金融機関側によるFAT導入の検討	60
第2節	FATの課税ベースの算出	61
1	キャッシュ・フロー法人税による課税ベースの算出	62
2	外形標準課税によるFATの課税ベースの算出	64
3	「付加価値割課税ベース」の調整	66
第3節	税の累積への対応	68
おわりに		70
補論	金融サービス課税の各国の状況	72
1	EUの取組み	72
2	ニュージーランドの取組み	75
3	オーストラリアの取組み	77
4	イスラエルの取組み	78
参考文献等一覧		80

はじめに

1 研究の目的

金融サービスのうち預貸スプレッド（貸付利子と預金利子の差額）のようなマージンの形態をとる資金仲介サービス¹については消費税法別表第一「預貯金の利子及び保険料を対価とする役務の提供等」により課税対象から除かれている。金融サービスが付加価値を内包している²ことは明らかであり、本来は課税対象になるべきであるが、わが国の消費税だけでなく、欧州など付加価値を課税対象とする多くの国で非課税措置が採られている。非課税措置の主な理由には、預貸スプレッドのようなマージンには、課税対象とはならない付加価値でない要素も含まれているため、付加価値の部分を特定・抽出し課税することの技術的な困難さがあげられる。このような金融サービスに対する取扱いについて、他の課税対象とされるサービスと異なる扱いをすべきではなく、何らかの形で課税ベースに取り込むべきとの主張が古くからなされている³。

わが国の消費税法では、取引の各段階において、売上げに係る消費税額から仕入に係る消費税額を控除して税額算定を行う前段階税額控除方式を採用している。一般に前段階税額控除方式による付加価値課税では、非課税措置により①税の累積 ②税の漏れが生じるといった弊害が指摘される。

税の累積については、消費税法における仕入税額控除の仕組みの中で、利子などの非課税売上に対応する課税仕入に係る税額の控除が制限されることに起因するもので、金融機関が収益性の悪化を回避するため控除できなかった消費税を事業者へ価格転嫁することで生じる。事業者向けの金融サービスが非課税化されることで、価格転嫁による税の累積を通じてその後の各経済主体は過大な税負担を強いられることになる。また、仕入税額控除が制限されたことによる実質的な課税分について、事業者へ転嫁することなく金融機関自身で負担することもあり得るが、この場合には金融機関の収益性が悪化することになる。

消費者向けの金融サービスが非課税化されると、消費者がサービスを享受しているにも関わらず課税されないため過小課税となり、他の産業との課税の公平性が保たれないという問題が生じる。

¹ 金融機関等の提供するサービスは多岐にわたるが、本稿では、断りのある場合を除き、家計から金銭の消費寄託を受け、事業者へ資金の貸付けを行う資金仲介サービスを便宜的に「金融サービス」と表記する。

² 金子（2021）pp. 805-806 は、付加価値を「分配国民所得の観点からは、賃金や企業利潤を合計した金額である（加算法）」としている。金融機関では金融サービスを提供することによりマージンの形で収益を獲得し、それを源泉に賃金の支払いや利潤を生み出している。このことから金融機関において付加価値が生産されていることは明らかである。

³ 金子（1995）pp. 5-6 は、性質上消費税になじまないものとされている取引として金融・保険および土地の三つの取引をあげ、本当に消費税になじまないものかどうか検討が必要との立場をとっている。

このように、金融サービスの非課税措置により経済に多くの歪みをもたらすものと考えられるが、わが国では消費税率が低率で導入されたこともあり、これまでのところ金融サービスの非課税化はあまり問題視されてこなかったかもしれない。しかしながら令和元年 10 月には消費税率が二桁の 10%となり、金融サービスの非課税化の影響は看過できないほど大きくなっていることが予想される。

そこで本稿では、消費税法別表第一「預貯金の利子及び保険料を対価とする役務の提供等」により規定されている金融サービスに対する非課税措置について、課税ベースに取り込む方法を検討することとする。付加価値税である消費税は、すべての財やサービスに対して付加価値を基準に均一に課税することを原則としており、このような経済中立性は消費税のもつ大きな特徴である。消費税導入以降、金融サービスについて非課税措置が続けられているが、課税ベースの範囲に影響を与える非課税措置について、これまで十分な議論が行われてきたとは言い難い。本稿では非課税規定の一つである金融サービスに焦点を当て、課税ベースに取り込む余地がないのかどうか検討する。

検討を行うにあたって、まず現在のわが国における金融サービスに係る付加価値の規模を把握することは有意義であろう。また、非課税措置による弊害は古くから指摘されており、EU を中心に金融サービス課税化に向けた提案もなされてきた。非課税化による弊害を解消するための各課税案の仕組みや特徴、それらが導入・定着に至らなかった点を整理・検証することは、わが国での金融サービス課税化に向けた制度設計を行ううえで参考になるはずである。そうしたこれまでの課税化に向けた取り組みを振り返ると、付加価値に対して適切に課税できる仕組みとなっているのか、実行にあたり金融機関・事業者にとって執行のコストが高くなりすぎないかといった点が、課税ベースに取り込むにあたり重要であることを示唆している。その他にも、わが国特有の問題として、消費税が今後ますます増大する社会保障費の財源としての役割を担うことから、税収の視点からこの問題を捉えることも必要である。事業者向けの金融サービスでは、税の累積による過大課税が生じているのに対して、消費者向けの金融サービスでは、過小課税が問題であるため、適正な付加価値課税がなされたとしても税収増になるかどうかは定かではない。

付加価値に対して均等に課税することが望ましいとしつつも、適正な付加価値課税の仕組みを構築することやその執行コストから非課税制度を維持せざるを得ないとし、非課税制度の継続を支持する意見もある⁴。これまで非課税措置が継続されてきたこともふまえると、これらの懸念に十分配慮した制度でなければ金融サービスの課税化は実現困難であろう。しかし、消費税があらゆる財・サービスの消費に広く薄く負担を求め導入されたことを鑑みると、狭められた課税ベースについて議論を深めることは立法上の趣旨や経済中立性の視点からは極めて重要な問題である。金融サービスをはじめとした非課税取引の範囲は課税ベースを決める大きな要素であり、税率を含めた今後の消費税

⁴ 篠原 (2016) p. 342。

制度全体の設計にも影響を与える。そのため筆者は、金融サービス課税化に向けたより良い解決策を模索する立場で検討していく。

2 本稿の構成

第1章では、一般概念としての消費税についてその類型について確認し、わが国の消費税が属するといわれている付加価値税の仕組みや特徴について述べる。次に、日本の消費税法においては、広く課税対象となる取引を捕捉したうえで、性質上課税になじまないものや社会政策的配慮から非課税規定を限定的に設け、課税対象から除く構成をとっていることを確認する。そして、課税・非課税取引の分類により計算される課税売上割合が、仕入控除税額の算定過程で控除税額を制限する仕組みについて述べる。また、取引が課税対象となるかどうかについて争われたいくつかの事例を紹介し、判例においても消費に広く薄く負担する消費税法の導入趣旨をふまえ、法令の根拠なく課税対象を限定する必要性及び合理性を否定する立場をとっていることを示す。

第2章では、まず、性質上課税になじまないとされている金融サービスについて、利子の構成要素を把握することで、金融サービスにおいて付加価値を特定・抽出することの技術的困難さを確認する。そして、わが国の国民経済計算において金融サービスがどの程度の規模となっているのか、FISIMの概念を用い付加価値の規模を推計する。決して軽視できない規模の付加価値が存在しており、消費税率も引き上げられていることを考慮すると、非課税措置により引き起こされる弊害も比例して大きくなっていると考えられる。非課税措置による弊害のうち主に税の累積や過小課税の問題を、具体的な数値例を用いながら説明する。

第3章では、金融サービスに対する課税方法として、これまでに提案された各課税案を説明する。付加価値を基準とした均一の課税といった視点から、金融サービスも当然課税対象に含まれるべきであり、こうした考えから様々な課税案が提案された。具体的には、キャッシュの流出入に着目した基本的なキャッシュ・フロー（CF）税やその改良形であるTCA付キャッシュ・フロー税（TCA）、利子の流出入に着目した修正リバースチャージ方式（MRC）、現行消費税制度の枠内で税の累積の緩和に有効なゼロ税率、利潤や賃金といった付加価値の生産要素に対して課税する金融活動税（FAT）といった方法である。これらの課税方法の基本的な仕組み特徴を数値例を用いながら説明し、メリット・デメリットを述べる。

第4章では、これまでに説明した各課税案の仕組みや特徴、日本での議論の状況をふまえたうえで、わが国での課税方法を検討する。本稿では、利子に内在する付加価値の特定は断念し、付加価値を利潤や賃金といった生産要素を積み上げていく加算法で捉えるFATによる金融サービス課税案を提案する。FATの課税ベースは基本的には利潤と賃金となるため、わが国で既に導入している法人事業税における外形標準課税の付加価値割の課税ベースを基準に、軽微な修正を加えることで、事務負担を抑えつつFATの課税

ベースを実現できることを示す。そして、税の累積の問題に対してゼロ税率を導入し、付加価値課税の実現と税の累積の緩和を図る金融サービス課税の方向性を提示する。

補論として、各国の金融サービス課税に向けた取組み状況を紹介する。EU では非課税化による問題を認識し、課税案の提案や実証的な検証も行われてきたが、今もなお非課税措置が続けられている。これに対して何らかの措置を導入している国として、税の累積の問題に対する解決案としてゼロ税率を導入しているニュージーランドや補償税としての役割として金融機関の利潤や賃金に課税するイスラエルなどがある。本稿で提示する FAT による付加価値課税とゼロ税率による税の累積の緩和を同時に実施している国は存在しないが、金融サービス課税を難しくする付加価値の特定を断念し、加算法による付加価値課税を実施している国や税の累積を緩和するゼロ税率を実際に導入している国はあり、わが国での金融サービス課税も決して非現実的な議論ではないであろう。

第1章 消費税の類型とわが国の消費税法

第1節 消費税の概念と諸類型⁵

本節では一般概念としての消費税について、その意義や類型を確認したのち、わが国の消費税が属するといわれている付加価値税の仕組みやその特徴を整理する。

1 消費税の概念

消費税という用語は包括的な名称であり、同じ用語であってもその意味するところは異なる。一般概念としての消費税について、金子（2021）は、「物品やサービスの消費に担税力を認めて課される租税」⁶としている。平成元年に導入されたわが国の消費税は、一般概念としての消費税のうち、後述する多段階一般消費税の一つである付加価値税に属するといわれている。はじめに付加価値税を含めた消費税の諸類型について整理したうえで、それぞれの特徴や仕組みを確認していく。

金子（2021）によれば、まず消費税は大きく租税の転嫁の有無により直接消費税と間接消費税に分けられる。直接消費税は、最終的な消費行為を対象として課される租税であり、ゴルフ場利用税や入湯税が直接税に該当する。直接消費税は、消費行為を行う者が直接的に納税義務者となり、取引価格を通じ租税負担を他の経済主体に移す租税の転嫁を予定していない。一方、間接消費税は、最終消費よりも前の段階で物品やサービスに対する課税が行われ、物品やサービスに含められた税負担が消費者に転嫁されることを予定している租税である。わが国の消費税や酒税、たばこ税が間接税に該当し、納税義務者となる事業者に課税が行われ、物品やサービスの価格に転嫁された租税を最終的に消費者が負担することになる。

さらに間接消費税は、課税対象とする物品・サービスの範囲の違いから個別消費税と一般消費税に分類される。個別消費税は、特定の物品やサービスに対してのみ課される租税であり、酒税やたばこ税等が個別消費税に該当する。これに対して一般消費税は、原則的にはすべての物品やサービスの消費に対して課される租税をいう。わが国の消費税は一般消費税に該当し、法令の定めにより一部の贅沢品などに課される個別消費税とは異なり、課税ベースの広い税である。また、一般消費税は課税段階の数により、単段階一般消費税と多段階一般消費税に分けられ、以下では一般消費税の類型を整理する。

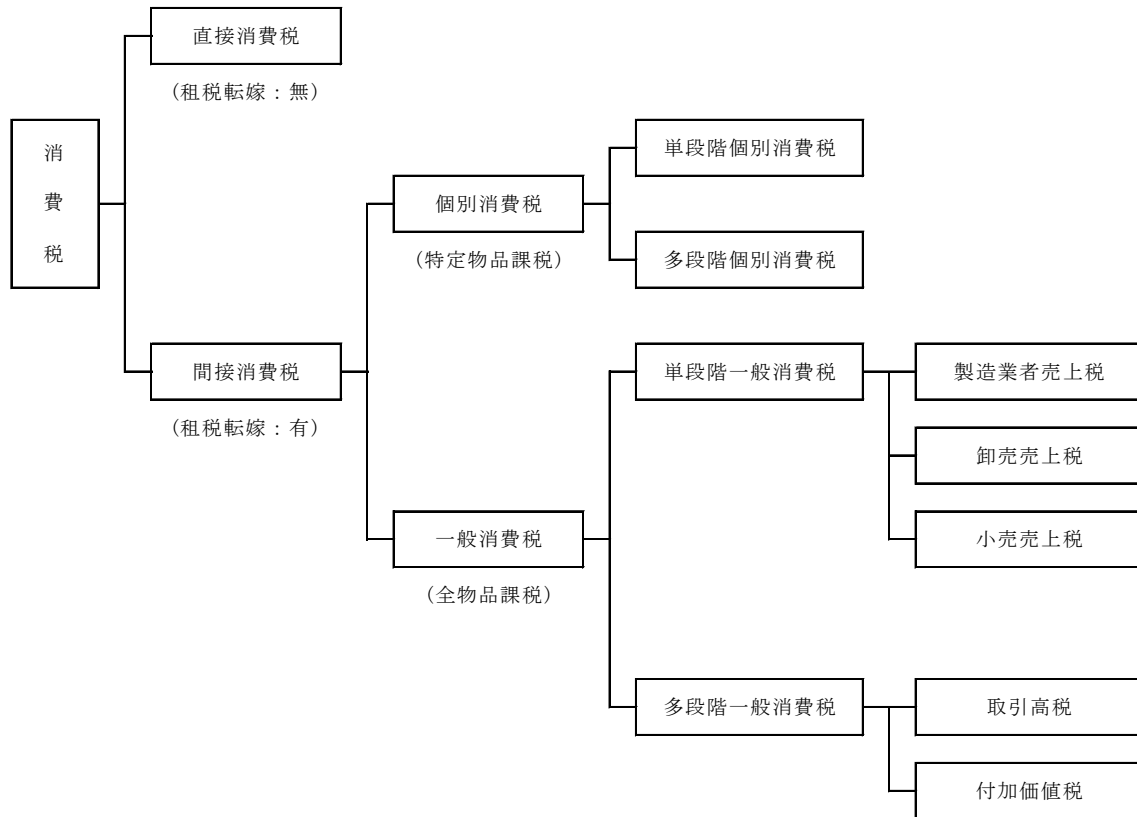
2 一般消費税の諸類型

消費税の類型を図示すると図 1-1 のようになる。以下でそれぞれを見ていく。

⁵ 本節の内容は、金子（2021）pp. 801-812、武田（1989）、菊谷（2006）pp. 39-41 を参考にした。

⁶ 金子（2021）p. 801。

図1-1 消費税の類型



(出所) 菊谷 (2006) p. 41をもとに筆者作成。

(1) 単段階一般消費税

取引のどの段階で課税するかにより、製造業者売上税、卸売売上税、小売売上税があり、それぞれ基本的な考え方や特徴は以下の通りである。

① 製造業者売上税

製造業者売上税は、製造業者を納税義務者とし、製造する物品の売上に対して課税する消費税である。納税義務者が少ないため、税務執行が容易になる一方、課税ベースが最も小さく、税収の点からは税率を高く設定せざるを得なくなる。また、サービスが課税ベースから除かれているため、別途サービス課税を検討する必要があり、製造業者売上税だけでは一般消費税としては不完全なものである。

② 卸売売上税

卸売売上税は、卸売業者が販売する物品の売上に対して課税する消費税である。納税義務者は①より多くなるものの、それでも課税ベースは小さく税率は高くなる。サービスが課税ベースから除かれている点も①と同様であり、一般消費税としては①と

同様に不完全である。

③ 小売売上税

小売売上税は、小売業者の売上げに対して課税する消費税である。最終消費段階のみに課税され、物品だけでなくサービスも課税の対象となることから課税ベースは広くなる。後述する付加価値税と同様に一般消費税として進んだものであり米国の州税にも採用されているが、小売段階の事業者には零細企業も多く、売上金額の正確な把握という点では問題がある。

(2) 多段階一般消費税

各取引段階の売上金額を課税標準として課税する取引高税と、各取引段階の付加価値を課税標準として課税する付加価値税があり、それぞれ基本的な考え方や特徴等は以下の通りである。

① 取引高税

取引高税は、製造・卸売・小売のすべての取引段階の売上に対して課税する一般消費税である。累進課税を排除するための措置は講じておらず、課税ベースは最も大きくなるが、税負担が累積するため企業の垂直的統合を促し、経済に対し中立的でないという問題がある。

② 付加価値税

付加価値税は、各取引段階の付加価値に対して課税する一般消費税である。ここで付加価値について、金子（2021）は、「原材料の製造から製品の小売までの各段階において事業が国民経済に新たに付加した価値のことであり、生産国民所得の観点からは、事業の総売上金額から、その事業が他の事業から購入した土地・建物・機械設備・原材料・動力等に対する支出を控除した金額であり（控除法）、分配国民所得の観点からは、賃金・地代・利子および企業利潤を合計した金額である（加算法）」⁷としている。付加価値税では新たに付加された価値に対し課税されるため税の累積を排除することができ、前段階に課された税額が次の取引段階で控除されるため、取引段階の相違による税の累積は生じない。税額算定の仕組みとしては、課税期間の課税売上に税率を乗じて得た金額から、課税仕入に含まれていた前段階の税額を控除することにより算定し、一般にこれは「前段階税額控除法」と呼ばれている。なお、付加価値税については、仕入税額控除の方式により、インボイス方式（登録番号や適用税率、税額等一定の事項が記載されたインボイスの保存を条件に税額の控除を認める方式）と帳簿方式（登録番号や税額の記載は要求されず、一定の事項を記載した帳簿及び請

⁷ 金子（2021）pp. 805-806。

求書の保存を条件に税額の控除を認める方式)があるが、EUをはじめインボイス方式を採用している国が多く、わが国でも令和5年10月よりインボイス方式の導入が予定されている。

実際の制度において前段階税額控除法が採用されている理由として、金子(2021)は以下の4つをあげている⁸。第1に、税額算定の仕組みとして簡便なこと、第2に、取引高税で問題となる税の累積が解決され、中立的で公平な税制であること、第3に、物品・サービスが消費された国で課税する仕向地主義の原則のもと、輸出取引にあたって国境税調整を比較的正確に行うことができ、税制が国際的競争力に影響を及ぼさないこと、第4に、特にインボイス方式のもとでは、取引双方のインボイスをクロス・チェックすることで、脱税の発見を容易にし、租税行政上のメリットが大きいことをあげている。

消費税の類型として様々なものがあるが、EU他多くの国で付加価値税が採用されているのは以上のような理由からである。

第2節 わが国の消費税法⁹

わが国の消費税が一般消費税のうち付加価値税に属するとされているところ、原則としてすべての物品およびサービスが課税対象となる。本節では、日本の消費税法においては、広く課税対象となる取引を捕捉したうえで、性質上課税になじまないものや社会政策的配慮から非課税規定を限定的に設け、課税対象から除く構成をとっていることを確認する。そして、課税・非課税取引の分類により計算される課税売上割合が、仕入控除税額の算定過程で控除税額を制限する仕組みについて述べる。

1 課税の対象と納税義務者

(1) 課税の対象

① 国内取引

国内取引については、「国内において事業者が行った資産の譲渡等及び特定仕入れには、消費税を課する」¹⁰(消費税法4条1項、以下消費税法は「消法」と表記する)と規定されている。ここで「事業者」とは「個人事業者および法人」(消法2条1項3号4号)、「資産の譲渡等」とは「事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供」(消法2条1項8号)と定義されている。このことから取引が課税対象となるかの判定において、「国内において」「事業として」「対価を得て行う」「資

⁸ 金子(2021) p. 806。

⁹ 本節の内容は、金子(2021) pp. 813-842、山本(1995) pp. 115-142を参考にした。

¹⁰ ここで「特定仕入れ」とは事業として他の者から受けた「事業者向け電気通信利用役務の提供」(消費税法第2条1項8号の4)や「特定役務の提供」(同項8号の5)をいう。平成27年度税制改正で国外事業者からの事業者向け電気通信利用役務の提供に対し課税するため、課税方式としてリバースチャージ方式が用いられたことで課税対象取引となったが、本稿では取り扱わないこととする。

産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供」の4つの要件を充足する必要があるといわれている。なお、これらの定義や範囲、解釈等については後述する。

② 輸入取引

輸入取引については、「保税地域から引き取られる外国貨物には、消費税を課する」（消法4条2項）と規定されており、「保税地域において外国貨物が消費され、又は使用された場合には、その消費又は使用した者がその消費又は使用の時に当該外国貨物をその保税地域から引き取るものとみなす。ただし、当該外国貨物が課税貨物の原料又は材料として消費され、又は使用された場合その他政令で定める場合は、この限りでない」（消法4条6項）とされており、保税地域において外国貨物を消費又は使用した場合も引き取りとみなされ課税の対象となる。

(2) 資産の譲渡等

① 資産の譲渡

消費税法上、「資産」の定義規定はないものの、消費税基本通達（以下、「消基通」）5-1-3では、『資産』とは、取引の対象となる一切の資産をいうから、棚卸資産又は固定資産のような有形資産のほか、権利その他の無形資産が含まれることに留意する」としている。金子（2021）においても、「棚卸資産・固定資産等の有形資産から商標権・特許権等の無形資産まで、およそ取引の対象となるすべての資産を含む広い概念である」¹¹と同様に捉えている。また、「資産の譲渡」を「資産につきその同一性を保持しつつ、他人に移転させること」（消基通5-2-1）としている。このため以下のような資産の譲渡等に類する行為や付随行為も資産の譲渡の範囲に含まれる（消費税法施行令（以下「消令」）2条1～3項）。

- イ 負担付き贈与による資産の譲渡。
- ロ 金銭以外の資産の出資
- ハ 特定受益証券発行信託、一定の法人課税信託の委託者が金銭以外の資産の信託をした場合の資産の移転等
- ニ 貸付金その他の金銭債権の譲受けその他の承継（包括承継を除く。）
- ホ 不特定多数の者の受信目的である無線通信の送信で、法律による契約に基づき受信料を徴収して行われるもの
- ヘ 土地収用法等に基づいて所有権等を収用され、権利取得者から補償金を取得した場合には、対価を得て資産の譲渡を行ったものとする。
- ト 資産の譲渡等には、その性質上事業に付随して対価を行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供を含むものとする。

¹¹ 金子（2021）pp. 814-815。

② 資産の貸付け

資産の貸付けは「資産に係る権利の設定その他他の者に資産を使用させる一切の行為（電気通信利用役務の提供を除く）」（消法 2 条 2 項）と定義されている。一般的には賃貸借、消費貸借等の契約により資産を他の者に貸付け若しくは利用させ又は預け入れることとされている。また、資産に係る権利の設定とは、土地に係る地上権若しくは地役権、特許権等の工業所有権に係る実施権若しくは使用権又は著作物に係る出版権の設定（消基通 5-4-1）をいい、資産を使用させる一切の行為としては以下のようなものも含まれる（消基通 5-4-2）。

- イ 工業所有権等（特許権等の工業所有権並びにこれらの権利に係る出願権及び実施権をいう。）の使用、提供又は伝授
- ロ 著作物の複製、上演、放送、展示、上映、翻訳、編曲、脚色、映画化その他著作物を利用させる行為
- ハ 工業所有権等の目的になっていないが、生産その他業務に関し繰り返し使用し得るまでに形成された創作（特別の原料、処方、機械、器具、工程によるなど独自の考案又は方法についての方式、これに準ずる秘けつ、秘伝その他特別に技術的価値を有する知識及び意匠等をいう。）の使用、提供または伝授

③ 役務の提供

消基通 5-5-1 では役務の提供を土木工事、修繕、運送、保管、印刷、広告、仲介、興行、宿泊、飲食、技術援助、情報の提供、便益、出演、著述その他のサービスを提供することをいい、弁護士、公認会計士、税理士、作家、スポーツ選手、映画監督、棋士等によるその専門知識、技能に基づく役務の提供もこれに含まれるとしている。対価を得て行われる役務・サービスの多くが役務の提供に該当するが、契約等の解約に伴って受け取った金銭のうち、逸失利益に対する損害賠償金の性格を有するキャンセル料や解約損害金、団体等がその存立を図るための通常会費などについては役務の提供における対価とは扱われない。

(3) 国内取引の判定

消費税は国内で行われる取引に課すとしているが、取引が国内で行われたかどうかについて判定を要する場合もある。そのため、資産の譲渡等が国内において行われたかどうかについて、以下のような基準をもとに判定を行うこととされている。

① 資産の譲渡又は貸付け

国内取引の判定は、譲渡又は貸付けが行われる時においてその資産が所在していた場所としているが、資産が船舶、航空機、鉱業権、特許権、著作権、国債証券、株券その他の資産でその所在していた場所が明らかでないものとして政令で定めるものである場合には、政令で定める場所（消法 4 条 3 項 1 号）としている。船舶、航空機や

特許権、商標権等については登録機関の所在地を基準として判定することとされており、所在場所が明らかでないものについては、一定の場所を基準として判定を行うこととされている（消令 6 条 1 項）。

② 役務の提供

国内取引の判定は、役務の提供が行われた場所としているが、役務の提供が国際運輸、国際通信その他の役務の提供で役務の提供が行われた場所が明らかでないものとして政令で定めるものである場合には、政令で定める場所（消法 4 条 3 項 2 号）としている。国際運輸の場合には出発地、発送地又は到着地、国際通信の場合には発信地又は受信地を基準に判定が行われ、一定の場所を基準として判定することとされている（消令 6 条 2 項）。なお、国内及び国内以外の地域にわたって行われる役務の提供その他の役務の提供が行われた場所が明らかでないものについては、役務の提供を行う者の役務の提供に係る事務所等の所在地を基準として判定することとされている（消令 6 条 2 項 6 号）。

③ 電気通信利用役務の提供

国内取引の判定は、役務の提供を受ける者の住所若しくは居所（現在まで引き続いて一年以上居住する場所をいう。）又は本店若しくは主たる事務所の所在地が国内にあるかどうかにより行う（消法 4 条 3 項 3 号）。

④ 金銭の貸付け等

国内取引の判定は、貸付け等を行う者の事務所等の所在地が国内にあるかどうかにより行う（消令 6 条 3 項）。

(4) 納税義務者

国内取引における消費税の納税義務者は、資産の譲渡等から後述する非課税取引を除いた「課税資産の譲渡等」および課税仕入れのうち特定仕入れに該当する「特定課税仕入れ」を行った事業者である（消法 5 条 1 項）。事業者とは個人事業者および法人をいうが、国・地方公共団体・公共法人・公益法人・人格のない社団等も含まれ（消法 3 条・60 条）、さらに非居住者や外国法人も、国内において課税の対象となる取引を行う場合には納税義務者となる。

輸入取引については、課税貨物を保税地域から引き取る者が納税義務者となり（消法 5 条 2 項）、国内取引のように事業者に限定されず、消費者や免税事業者も納税義務者となる。

2 非課税取引

(1) 非課税取引の考え方

消費税法上、課税対象となる取引であっても、税の性格から課税対象とすることになじまないものや社会政策的な配慮に基づくものを課税対象から除いている（消法6条1項）。

税の性格から課税対象とすることになじまないものの取引としては土地の譲渡及び貸付け、預貯金の利子および保険料を対価とする役務の提供等がある。土地については生産物ではなく、土地取引で新たな価値が生じているわけではない。消費税が実質的に課税対象としているのは付加価値であるため、土地を課税対象とすると付加価値ではないものに課税することになる。このため、非課税とされている。預貯金の利子を対価とする役務の提供等には、本稿で取り扱う金融機関等における金融サービスがあげられるが、対価がマージンのような形態をとる場合には、付加価値を特定し課税する技術的困難さがあるため非課税とされている。

社会政策的な配慮に基づくものは、主に医療・介護・福祉、教育関連の資産の譲渡等である。家賃についても借主の所得状況を勘案し非課税とされている。表1-1は消法別表第一に掲げられている国内取引における非課税取引についてまとめたものである。

なお、輸入取引については、保税地域から引き取られる外国貨物のうち、別表第二に掲げられている①有価証券等 ②郵便切手類 ③印紙 ④証紙 ⑤物品切手等 ⑥身体障害者用物品 ⑦教科用図書 について非課税とされている。

表1-1 消費税における非課税取引

①税の性格から課税対象とすることになじまないもの	②社会政策的配慮に基づくもの
・土地の譲渡及び貸付け ・有価証券、支払手段の譲渡 ・預貯金の利子及び保険料を対価とする役務の提供等 ・郵便切手類、印紙、証紙の譲渡 ・物品切手等の譲渡 ・国等が行う一定の事務に係る役務の提供 ・外国為替業務に係る役務の提供	・社会保険医療の給付等 ・介護保険サービスの提供等 ・社会福祉事業等によるサービスの提供等 ・助産に係る資産の譲渡等 ・火葬料、埋葬料を対価とする役務の提供 ・一定の身体障害者用物品の譲渡等 ・教育に関する役務の提供 ・教科用図書の譲渡 ・住宅の貸付け

（出所）国税庁HP「非課税となる取引」をもとに筆者作成。

(2) 消費税法別表第一3号について

消費税法における非課税取引のうち金融サービスを非課税と規定している別表第一3号について確認していく。別表第一3号は、①利子を対価とする貸付金その他の政

令で定める資産の貸付け、②信用の保証としての役務の提供、③信託報酬を対価とする役務の提供、④保険料を対価とする役務の提供、⑤その他これらに類するものとして政令で定めるものを非課税としている。⑤のその他これらに類するものとして政令で定めるものを受ける形で、消令 10 条 3 項で「利子を対価とする貸付け」に類似する行為が列挙されている。ここで預貯金の預入れや手形割引の割引料等が掲げられており、利子に類似するものが非課税とされている（表 1-2）。

表 1-2 消費税法別表第一 3 号と消費税法施行令 10 条

①利子を対価とする貸付金その他の政令で定める資産の貸付け	
	消費税法施行令 10 条 1 項 利子を対価とする金銭の貸付け（国債等の取得に伴うものを含む）
②信用の保証としての役務の提供	
③信託報酬を対価とするの役務の提供	
④保険料を対価とする役務の提供	
⑤その他これらに類するものとして政令で定めるもの	
	消費税法施行令 10 条 3 項 1) 預貯金の利子、 2) ただし書き信託の収益分配金、 3) 定期積金等の給付補填金、 4) 無人契約の掛金差益、 5) 抵当証券の利息、 6) 国債等の償還差益、 7) 手形の 割引料、 8) 金銭債権の買取による差益、 9) 割賦販売等の手数料、 10) 割賦販売 に準ずる取引の利子・保証料相当額、 11) 有価証券の賃貸料、 12) 物上保証料、 13) 共済掛金その他の保険料に類するもの、 14) 信託終了時に未償却残額で譲渡 する特約付きで動産・不動産の貸付けを行う信託の分配金のうち利子・保険料相 当額、 15) リース料のうち利子・保険料相当額

（出所）篠原（2016）p. 358をもとに筆者作成。

3 輸出取引

(1) 輸出取引の考え方

消費税の課税主体について税制の国際的競争中立性の観点から仕向地主義が採用されており、輸出取引にあたる場合やサービスの提供が国外で行われる場合には消費税は免除される（消法 7 条等）。これは輸出免税と呼ばれる。金子（2021）は、この免税を「物品・サービスを課税の対象から除外する（非課税）のみでなく、その仕入に含まれていた税額を控除・還付して、それに対する税負担をゼロとすることである」¹²としている。非課税取引における税額控除は制限されており、売上が課税の対象から除かれるだけの非課税取引とは異なる概念である。

¹² 金子（2021）p. 822。

(2) 輸出取引等の範囲

輸出免税については、「事業者（免税事業者¹³を除く。）が国内において行う課税資産の譲渡等のうち、輸出取引等に該当するものについては消費税を免除する」（消法 7 条 1 項）と規定され、輸出取引等の範囲については、同条 1 項、消令 17 条で以下のように掲げられている。

- ① 本邦からの輸出として行われる資産の譲渡、貸付け
- ② 外国貨物の譲渡、貸付け（①を除く）
- ③ 国内及び国内以外の地域にわたって行われる旅客若しくは貨物の輸送又は通信
- ④ 専ら③に規定する輸送の用に供される船舶又は航空機の譲渡若しくは貸付け又は修理で政令で定めるもの
- ⑤ ①～④の資産の譲渡等に類するものとして政令で定めるもの
 - イ 外航船舶等の譲渡、貸付け、修理等で船舶運航事業者等に対するもの
 - ロ 外国貨物の荷役、運送、保管、検数、鑑定その他これらに類する役務の提供（指定保税地域等における内国貨物に係るものを含み、特例輸出貨物に係るものは、一定のものに限る。）
 - ハ 国内及び国外にわたって行われる郵便、信書便
 - ニ 無形固定資産の譲渡、貸付けで非居住者に対するもの
 - ホ 非居住者に対する役務の提供で次のもの以外のもの
 - （イ） 国内に所在する資産に係る運送、保管
 - （ロ） 国内における飲食、宿泊
 - （ハ） （イ）、（ロ）に準ずるもので、国内において直接便益を享受するもの

4 課税標準と課税期間、税率

(1) 課税標準

課税標準とは、課税の対象となる取引を金額で表したもので、税額計算の基礎となるものである。消費税法において課税資産の譲渡等に係る消費税の課税標準は、「課税資産の譲渡等の対価の額（対価として収受し、又は収受すべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額とし、課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額を含まないものとする）」（消法 28 条 1 項）とされている¹⁴。また、課税標準額とは、「その課税期間中に国内で行った課税資産の譲渡等のうち、免税取引とされるものを除いた課税資産の譲渡等に係る課税標準である金額の合計額」（消法 45 条

¹³ 消法 9 条 1 項にて小規模事業者に係る納税義務を「事業者のうち、その課税期間に係る基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下である者については、第 5 条 1 項の規定にかかわらず、その課税期間中に国内において行った課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れにつき、消費税を納める義務を免除する。」とし納税義務が免除されている。

¹⁴ 特定課税仕入れに係る課税標準及び保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税の課税標準について省略する。

1 項 1 号) である。

ここで対価の額とは、当事者間によって決められた取引の価額を示すが、法人がその役員に対して著しく低い価額で譲渡する場合も想定されることから、法人が資産をその役員に譲渡した場合の対価の額がその資産の譲渡のときの価額に比し著しく低いときは、その価額相当額を対価とみなすこととされている（消法 28 条 1 項ただし書）。なお、「著しく低い」対価とは一般に時価の 2 分の 1 にみたない対価と解されている。また、法人がその役員に資産を贈与した場合には、贈与のときにおけるその資産の価額相当額をもって（消法 4 条 5 項 2 号・28 条 3 項 2 号）、対価の額とみなすことになる。なお、個人事業者が棚卸資産または事業用資産を家事のために消費・使用した場合には、当該消費・使用を事業として対価を得て行われた資産の譲渡とみなし、消費・使用のときにおけるその資産の価額相当額をもって（4 条 5 項 1 号・28 条 3 項 1 号）、対価の額とみなされる。金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益を対価として収受した場合における対価の額は、それらの物・権利または利益のその収受のときにおける価額と解されている¹⁵。

(2) 課税期間

国内取引にかかる消費税は期間税であり、個人事業者の場合には原則として暦年（消法 19 条 1 項 1 号）、法人の場合には原則として法人税法に規定する事業年度（同項 2 号）が課税期間になる。

平成 16 年 4 月日以後に開始する課税期間については、所轄税務署長に届け出のうえ、3 月ごとまたは 1 月ごとの短縮した課税期間を選択することができるようになった（同項 3 号～4 号の 2）。これは輸出業者のように消費税の還付が恒常的に発生する事業者に配慮した特例制度といえる。また、3 月または 1 月の課税期間を選択しない事業者は、直前の課税期間の確定消費税額に応じて、中間申告と中間納付をしなければならない（消法 42 条・48 条）¹⁶。

(3) 税率

平成元年に導入された消費税の税率は、消費に広く薄く負担を求める観点から、低率で単一税率の 3%であった。その後、財政健全化や増大する社会保障費の財源として税率は引き上げられ、平成 9 年 4 月に 5%、平成 26 年 4 月に 8%、令和元年 10 月以降の標準税率は 10%になった。

令和元年 10 月の税率引き上げ時に消費税の逆進性の緩和や低所得者の負担軽減の観

¹⁵ 具体例としては、代物弁済として資産を譲渡した場合の対価の額は、それによって消滅する債務の額に相当する金額であり、負担付贈与として資産を譲渡した場合の対価の額は、負担の価額に相当する額となる。

¹⁶ 直前の課税期間の確定消費税額が 48 万円超 400 万円以下の場合には年 1 回、400 万円超 4,800 万円以下の場合には年 3 回、4,800 万円超の場合には年 11 回の中間申告と中間納付を行う必要がある。

点から飲食料品¹⁷の譲渡¹⁸や一定の新聞¹⁹の定期購読契約に基づく譲渡に対して8%の軽減税率が導入され、わが国でも複数税率が採用されることとなった。しかし、金子（2021）は軽減税率制度導入に対して、①税負担軽減の効果が本来負担を軽減する必要のない高額所得者にまで及ぶこと、②逆進性の緩和を導入根拠にしているものの、給付付き税額控除など逆進性対策として他に望ましい方法があること、③軽減対象品目の客観的選定が困難であること、④軽減対象品目が拡大していくおそれがあること、⑤事業者の事務負担が増大するといった多くの批判があることを挙げている²⁰。

なお、軽減税率（複数税率）の導入に伴い、仕入税額控除について採用されていた「請求等保存方式」から「適格請求書等保存方式」（インボイス方式）へ移行することが予定されている。

5 仕入税額控除の仕組みと課税売上割合

(1) 売上税額の計算

課税資産の譲渡等に係る消費税の課税標準は、課税資産の譲渡等の対価の額であり、税込経理の場合にはこれに110分の100（軽減税率対象品目の場合には108分の100）を乗じた金額が課税標準額となる。この課税標準額に税率を乗ずることで、その課税期間の売上税額が計算される。

(2) 仕入税額控除とは

仕入税額控除とは、課税標準額に対する消費税額から、国内において行う課税仕入れ若しくは特定課税仕入れ又は保税地域から引き取る課税貨物に係る消費税額を控除する（消法30条1項）ことである²¹。ここで課税仕入れとは「事業者が、事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けること」（消法2条1項12号）をいう。中小事業者の納税事務負担に配慮する観点から設けられたいわゆる「簡易課税制度」²²では、売上に係る消費税額を基礎として仕入れに係る消費税額を計算する簡易的な方法の選択が認められている（消法37条）が、簡易課税制度

¹⁷ 食品表示法に規定する食品（酒税法に規定する酒類を除く。）をいい、食品と食品以外の資産が一の資産を形成し、又は構成しているもののうち一定の資産が含まれる。

¹⁸ 飲食店業を営む者が行う飲食設備のある場所において行う飲食料品を飲食させる一定の食事の提供や課税資産の譲渡等の相手方が指定した場所において行う加熱、調理等の役務を行う一定の飲食料品の提供は含まれない。

¹⁹ 1週に2回以上発行されるものに限られる。

²⁰ 金子（2021）p. 835。

²¹ 本稿では国内において行う課税仕入れに係る消費税額についてのみ述べる。

²² 簡易課税制度とは、納税地の所轄税務署長に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した課税事業者は、その基準期間（個人事業者は前々年、法人は前々事業年度）における課税売上高が5,000万円以下の課税期間について、売上に係る消費税額に事業の種類の区分（事業区分）に応じて定められたみなし仕入率を乗じて算出した金額を仕入れに係る消費税額として、売上げにかかる消費税額から控除することができる制度である（国税庁HP「簡易課税制度」より）。

が選択されない場合には、仕入税額控除が認められるのは課税仕入れに係る税額（仕入控除税額）のみということになる。

この仕入税額控除は、多段階一般消費税である付加価値税において極めて重要な要素であり、これにより取引の各段階で税負担の累積が防止され、付加価値税としての性質をもちうることになる。なお、消費税においては費用・収益対応のような考え方はなく、ある課税期間に仕入れた物品やサービスは原則としてその課税期間に控除される。

(3) 仕入税額控除の適用要件

① 帳簿及び請求書等の保存

仕入税額控除の適用を受けるためには一定の事項が記載された帳簿および請求書等の保存が要件となっている（消法 30 条 7 項）。表 1-3 は現行の区分記載請求書等保存方式の帳簿および請求書等の記載要件と令和 5 年 10 月から開始される適格請求書等保存方式（いわゆる「インボイス制度」）の帳簿および請求書等の記載要件である。適格請求書には、区分記載請求書等に必要とされる記載事項に加えて、「登録番号」「適用税率」「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が必要になる。

また、帳簿及び請求書等の保存期間については、原則として帳簿はその閉鎖日、請求書等はその受領日（電磁的記録はその提供を受けた日）から 2 月を超えた日から 7 年間、納税地又は事務所等の所在地に保存しなければならないとされている（消令 50 条 1 項）。

② インボイス制度²³

前述したように令和元年 10 月より消費税率は 10%に引き上げられ、所得に対する逆進性の緩和や低所得者への負担軽減といった観点から飲食料品の譲渡等に対して軽減税率が導入された。これによりわが国の消費税率は消費税導入以降維持されてきた単一税率から複数税率へ移行することとなった。

複数税率のもとでは、取引当事者間で適用税率や税額を認識することが重要であり、このことがインボイス制度へ移行することとなった大きな理由である。また、これまでの仕入税額控除方式においては免税事業者からの仕入れについても仕入税額控除が認められていたため、税の転嫁と帰着が不透明であると同時に、制度上益税を許容しているとの指摘もなされていた。

インボイス制度導入によりこれらの問題の多くが解消されることになる。インボイス制度では、原則として適格請求書発行事業者以外からの仕入については仕入税額控除が認められなくなるほか、少額取引でも一部を除きインボイスの保存が求められる。このことは取引当事者間において適用税率及び税額を一致させる意識を高めるこ

²³ 山田（2019）pp. 3-5 の説明を参考にした。

とになり、インボイスのもつ「相互牽制作用」が発揮されることになる。また、制度上、免税事業者はインボイスを発行できないため、インボイス発行のため自ら課税事業者を選択することも予想され、益税の規模縮小につながると考えられる。

インボイス制度導入により免税事業者が経済取引から排除される可能性があることや事務負担の増加を懸念する意見もあるが、複数税率導入にあたってインボイスの導入はやむを得ないものであり、仕入控除税額の計算において簡易課税制度といった事務負担を軽減する法的手当もなされていることを考慮すると、税の転嫁の適正化や、益税問題といった消費税制度への不信感払拭といった社会厚生の方が大きいように考える。

表1-3 仕入税額控除の適用要件

	区分記載請求書等保存方式 (令和元年10月1日から 令和5年9月30日までの間)	適格請求書等保存方式 (令和5年10月1日～)
帳 簿	① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ② 課税仕入れを行った年月日 ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容 (課税仕入れが他の者から受けた軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨) ④ 課税仕入れに係る支払対価の額	同左
請 求 書 等	① 書類の作成者の氏名又は名称 ② 課税資産の譲渡等を行った年月日 ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容(軽減税率対象品目である場合には、その品目の内容及びその旨) ④ 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込価格) ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称	① 適格請求書等発行事業者の氏名又は名称及び登録番号 ② 課税資産の譲渡等を行った年月日 ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容(軽減税率対象品目である場合には、その品目の内容及びその旨) ④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率 ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等(消費税額及び地方消費税額の合計額) ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

(出所) 国税庁HP「仕入税額控除のために保存する帳簿及び請求書等の記載事項」をもとに筆者作成。

(4) 仕入控除税額の計算方法

仕入控除税額は課税売上げに係る消費税額から控除する課税仕入れ等に係る消費税額であるため、原則的には課税仕入れを課税売上げに対応する部分と非課税売上げに対応する部分とに分け、課税売上げに対応する部分のみが税額控除できることになる。しかし、課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合(後述)が95%以上(い

いわゆる「95%ルール」) の場合には、事務処理負担を考慮し非課税売上に対応する部分も含め全額の控除が認められている(消法 30 条 1 項)。

課税売上高が 5 億円超又は課税売上割合が 95%未満の場合には、課税仕入れ等に係る税額を課税売上げに対応する部分と非課税売上に対応する部分に按分する。この按分する方式として「個別対応方式」(消法 30 条 2 項 1 号) 又は「一括比例配分方式」(同項 2 号) が認められており、いずれかの方式によって計算された仕入控除税額を選択可能となっている。

「個別対応方式」は課税仕入れ等に係る消費税額を①課税売上げにのみ要するもの、②非課税売上げにのみ要するもの、③課税売上げと非課税売上げに共通して要するものに区分し、①に係る税額全額と③に課税売上割合を乗じた額の税額控除が認められる。

「一括比例配分方式」は課税仕入れ等に係る消費税額が「個別対応方式」のように区分されていないか、又は区分されていても有利であれば選択できる方式である。「個別対応方式」ではすべての課税仕入れ等を区分する必要がある相応の事務負担が生じるが、「一括比例配分方式」では課税仕入れ等に係る消費税額に課税売上割合を乗じて控除税額を計算するため、より簡易的な計算方法といえる。なお、一括比例配分方式を適用した場合には、課税期間の初日から 2 年を経過する日までの間に開始する各課税期間において、その方法を継続して適用した後の課税期間でなければ、個別対応方式により計算することはできなくなる(消法 30 条 5 項)。

図 1-2 は課税期間中の課税仕入れ等の税額のうち個別対応方式と一括比例配分方式のそれぞれ控除できる消費税額の考え方を示したものである。

図 1-2 個別対応方式と一括比例配分方式の控除税額の考え方

①個別対応方式

課 税 期 間 中 の 課 税 仕 入 れ 等 の 税 額			
課税売上げにのみ要するもの	課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの (課税売上割合で按分)		非課税売上げにのみ要するもの
控除できる消費税額		控除できない消費税額	

②一括比例配分方式

課 税 期 間 中 の 課 税 仕 入 れ 等 の 税 額	
(課税売上割合で按分)	
控除できる消費税額	控除できない消費税額

(出所) 財務省 HP「消費税に関する基本的な資料 消費税の仕入税額控除の計算方法」をもとに筆者作成。

(5) 課税売上割合

課税売上割合とは、課税期間中に国内において行った資産の譲渡等の対価の額の合計額のうち、課税期間中に国内において行った課税資産の譲渡等の対価の額の合計額の占める割合（消法 30 条 6 項、消令 48 条）であり、以下の式により計算される。

$$\text{課税売上割合} = \frac{\text{課税売上高（税抜き）} + \text{免税売上高}}{\text{課税売上高（税抜き）} + \text{免税売上高} + \text{非課税売上高}}$$

課税売上割合は、仕入税額控除の仕組みの中で、まず「95%ルール」の適用判定において用いられる。中小事業者の事務負担を考慮し、課税売上割合 95%以上かつ課税売上高が 5 億円以下であれば非課税売上高 5%部分に係る課税仕入れについても税額控除が可能となる。次に、「個別対応方式」ないし「一括比例配分方式」における計算過程において、課税仕入れを按分するための基準として用いられる。「個別対応方式」においては課税売上げと非課税売上げに共通して要するものに課税売上割合を乗じた額、「一括比例配分方式」においては課税仕入れ等に係る消費税額に課税売上割合を乗じた額の税額控除が認められる。西山（2014）は、消費税法においては非課税取引に係る仕入税額控除を認めないという直截的な記載はないものの、上記のような仕入控除税額の算定を行うという規定（消法 30 条 2 項）から非課税取引に対応した仕入税額控除の遮断が導かれるとしている²⁴。

(6) 課税売上割合に準ずる割合

「個別対応方式」及び「一括比例配分方式」による計算の際に用いられる課税売上割合が事業の実態を反映していない場合もあるため、より合理的に計算が可能な場合には、課税売上割合に代えて課税売上割合に準ずる割合によって仕入控除税額を計算することもできる（消法 30 条 3 項）。具体的には、使用人の数又は従事日数の割合、消費又は使用する資産の価額、使用数量、使用面積の割合などがあげられ、課税売上げと非課税売上げに共通して要する課税仕入れ等の性質に応じた合理的なものである必要がある。

第 3 節 課税の対象に係る判例と消費税法の構成

第 2 節でわが国の消費税法を概観したが、法が課税対象の要件としている「資産の譲渡」や「事業」について、定義規定が設けられていないこともあり、課税対象となるかどうか争われる場合がある。本節ではいくつかの事例を紹介したうえで、判例においても消費に広く薄く負担する消費税法の導入趣旨をふまえ、法令の根拠なく課税対象を限定する必要性及び合理性を否定する立場をとっていることを示し、課税対象となる取引

²⁴ 西山（2014）pp. 300-301。

を広く捕捉しようとしていることを確認する。

1 消費税法における「資産の譲渡」について争った事案

消費税法において「資産」や「資産の譲渡」などの重要な用語についても定義規定がないこともあり、その範囲や解釈について争われることがある。「資産の譲渡」に該当するかどうか争われた事案として福岡高裁平成 24 年 3 月 22 日判決²⁵がある。内航海運業者の組合における船舶建造の調整事業の解消に伴う暫定措置事業に関し、内航海運業者間で行われた「留保対象トン数使用承諾書」の取引が、消費税法上の課税資産の譲渡等に当たるとされた事例である。判決では、消費税の導入趣旨に鑑み、課税対象となる「権利」について、法令の根拠なくその範囲を限定することを否定し、広く資産を捉える判断をしている。

(1) 事案の概要

内航海運業界では、船腹過剰状態を解消するため、A 連合のもと船舶調整事業が行われてきた。これは、内航海運事業者が船舶を建造するにあたって、既存船の解撤等が必要になるもので、船腹調整事業実施下において既存船を解撤し、新船を建造できる資格が「引当資格」として価値をもつようになった。この引当資格は事業者間で取引の対象になるほか、会計上も資産として評価された。しかしながら、船腹調整事業については事業規模の拡大や新規参入が制限されるなどの弊害が生じるといった批判があり、規制緩和の流れの中、平成 10 年に船腹調整事業は解消されることになった。船腹調整事業の解消により、船舶の建造の際に既存船の解撤等が不要になり「引当資格」の価値が消滅することになったが、「引当資格」が無価値化することによる経済的影響を考慮し暫定措置（内航海運暫定措置事業）が採られることになった。

この内航海運暫定措置事業は、組合員が船舶を建造する際に対象トン数に応じて A 連合会に納付金を支払う一方で、A 連合会は船舶を解撤等する際に交付金を支払うものであった。平成 16 年には追加措置が講じられ、交付金の支給のほかに、承諾書を発行して、船舶建造の際の留保トン数を他の組合員に使用させることも可能になった。さらに解撤により受け取る交付金の 20%は A 連合会に預託することになり、この預託金証書を他の組合員に譲渡することができるようになった。

このような制度のもとで、A 連合会の組合員である X 社（原告・被控訴人）は、船舶建造の際に承諾書取引を B 社及び C 社と行い、課税仕入れを前提に B 社に税込約 7075 万、C 社に 9922 万の支払いを行った。さらに預託金証書取引を行い、D 社及び E 社に 1300 万円、E 社に 930 万円の支払いを行った（預託金証書取引に係る消費税の記載なし）。

X 社は、承諾書取引及び預託金証書取引について、ともに課税仕入れとして消費

²⁵ 平成 24 年（行コ）第 34 号：消費税更生処分等取消請求事件（判例集未登載）。

税の申告をしたところ、所轄税務署長はいずれも課税取引に該当せず仕入税額控除は認められないとして更正処分及び加算税賦課決定処分を行った。X社は、これら処分の取消しを求めて提訴した。

(2) 争点

本件の争点は、承諾書取引が課税対象となる「資産の譲渡等」の「資産の譲渡」に該当するかどうかである。なお預託金証書取引については原審で金銭債権の譲渡（非課税）に該当するとされ、これについて控訴審で争われなかったため承諾書取引のみ取り上げる。

(3) 判決の要旨

① 本件承諾書取引が「資産（権利）」に該当するかどうかについて、「留保者は、A連合会から直接解撤等の交付金の交付を受けるか、又は、これに代えて、新造船舶を建造するに当たって、免除船舶の引当資格に係る解撤等交付金相当額につき、建造等納付金の免除を受けることができるほか、他の本件組合員が新造船舶を建造するに当たって、使用を承諾した留保対象トン数の限度で建造等納付金の免除を受けることができるよう、使用承諾書を発行する手続などを行い（留保対象トン数の第三者使用）、これに対して対価を得ることができるところ、建造等納付金の免除を受けるためにはA連合会に対する申請及び認定の手続を要するものではあるが、本件要領等の趣旨からすれば、A連合会は恣意的に認定の可否を決することは許されず、要件を満たす申請があった場合にはこれを認定する義務を負うものと解されるから、留保者の有する上記のような機能は、A連合会に対する債権ないし債権類似の権利であると解される（以下「本件権利」という。）。

そうすると、X社は、本件承諾書取引により、本件権利を取得し、これをA連合会に対し行使したものにほかならず、同取引の対象は、本件権利であるというべきである。」とし、消費税の課税対象である「資産の譲渡等」における「資産」に該当すると判断している。

② 本件承諾書取引が資産の「譲渡」に該当するかどうかについて、「本件承諾書取引については、契約書上、目的物として種々の記載がされているが、これは、本件要領の趣旨に照らすと、留保者である売主（BないしD）がその保有する留保対象トン数を、新船舶建造を計画していた買主（被控訴人）に使用できるようにAとの関係で手続を行い、買主がこれに対価を支払う一方、売主がその譲渡代金により解撤等交付金の回収を図り、買主は留保対象トン数による建造等納付金納付義務の免除によりその負担を軽減しようとの目的の下に行われたことが明らかであるから、本件承諾書取引は、買主である被控訴人が新造船舶を建造するに当

たって、留保者である売主が、被控訴人の新造船建造認定手続において建造等交付金の免除を受けるべく、Aの手続に協力するという内容であり、これにより、Aが要件を満たした申請についてはこれを認定するものと解されるから、留保者が行使する場合と同様、取得者もAに対し、本件権利を行使しうるものというべきである。」とし、「資産の譲渡」に該当すると判断している。

(4) 本判決について

本判決は、消費税の導入趣旨を鑑みると極めて妥当な判断であるといえる。資産について定義規定はないものの、本判決では消基通 5-1-3 で示された資産概念が明確に支持された。承諾書は、特許権や商標権のような広く一般に認知された権利ではなく、造船業界特有の限定的かつ時限的な権利といえるものであるが、裁判所はこれを理由に資産の範囲を限定する法的根拠はないことを示した。

また、資産の「譲渡」の該当性について、留保者から取得者への権利の移転にふれ、取得者も留保者と同様に権利を行使できることから資産の同一性を保持しているとし『『資産の譲渡』とは、資産につきその同一性を保持しつつ、他人に移転させること』とする消基通 5-2-1 を支持している。

この「資産の譲渡」の概念について、西山（2016）は「現行消費税法が、『消費に広く薄く負担を求める』（税制改革法 4 条 1 項・10 条 1 項）という制度趣旨を踏まえ、国内取引については事業者が行う「資産の譲渡等」を課税対象としたうえで（消法 4 条 1 項）、消費課税になじまないものおよび政策的配慮が必要なものについては非課税とする（消法 6 条 1 項・別表第一）構造をとる限りにおいて、『資産の譲渡』を法令の根拠なく限定する必要性および合理性はない」としたうえで、さらに「権利だけに限らず、有形資産にも妥当するであろう。」²⁶とし資産の概念を広く捉えている。

2 消費税法における「事業」について争った事案

(1) 消費税法における事業と所得税法における事業

「資産の譲渡等」には事業として行われるものという要件が含まれるが、消費税法において「事業」についての定義規定はない。消基通 5-1-1 にて『『事業として』とは、対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供が反復、継続、独立して行われること』とされている。この点、所得税法における事業所得ないし事業の定義を参考にすると、弁護士報酬の所得分類を争った最判昭和 56 年 4 月 24 日（民集 35 卷 3 号 672 頁）にて「事業所得とは、自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有し、かつ反復継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められる業務から生ずる所得」と定義している。伊川（2015）は、「この解釈により事

²⁶ 西山（2016） pp. 171-172。

業所得の要件は、独立性、営利性、有償性、反復継続性、事業としての社会的客観性を挙げることができる。このうち、『事業としての社会的客観性』とは、事業の規模や頻度といった取引の実態に即して事業活動と呼べる程度のものであることをいうものと解されている。」²⁷と述べている。消費税法における事業概念には、事業としての社会的客観性は要求されていないため、所得税法の実業概念よりも消費税法の実業概念の方が広いといえる。

(2) 消費税法の「事業」の意義に係る判例

消費税法にいう「事業」の意義が争われた事案として、平成 15 年 11 月 26 日名古屋高裁金沢支部判決²⁸がある。裁判所は消費税法における事業と所得税法の実業は、それぞれの法律の制定趣旨及び目的等に照らして解釈すべきものであり、両法の規定中に同一の文言があるからといって、直ちにそれを同一に解釈すべきことにはならないとした。また、消費税法の実業の意義は、その規模は問わず、反復・継続・独立して行われるものであるとしている。

① 事案の概要

X（原告）は自ら代表を務める A 社を設立後、A 社に対して X 所有の工場、倉庫及び事務所の合計 3 棟を月額 15 万円で賃貸した。X は平成 10 年 1 月 1 日から平成 10 年 12 月 31 までの課税期間の消費税等に関して、課税標準額を約 171 万円とする申告を行ったが、小規模を理由に建物の賃貸が消費税法上の事業に該当しないとして、消費税の課税標準額を 0 円とする更正の請求を行った。所轄税務署長は更正をすべき理由がない旨の通知処分をしたが、その取消しを求めた事案である。

② 争点

本件の争点は、建物 3 棟の賃貸が消費税法上の事業に当たるか否かである。

③ 判決の要旨

(A) 消費税法は、『資産の譲渡等』について、『事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供（中略）をいう。』と定義しているが、『事業』自体の一般的な定義規定を置いていない。そこで、『事業』の意義については、消費税法の制定趣旨及び目的等に照らして解釈すべきものである。」としている。

(B) また、消費税法の制定趣旨及び目的等について「消費税法とは、一般的に、物品やサービスの消費支出に担税力を認めて課される租税をいうものであって、国

²⁷ 伊川（2015）p. 21。

²⁸ 名古屋高平平成 15 年 11 月 26 日税資 253 号順号 9473。

民に対し、消費支出に現れる経済的な負担能力に応じた負担を求めるものである。そして、我が国の消費税法は、消費に広く薄く負担を求める（税制改革法 10 条 1 項）という観点から、消費一般につき、価格を通して最終的に消費者に転嫁されることを予定し、消費に至るまでの各段階に課税するものとして創設された（税制改革法 10 条 1 項、2 項）。具体的には、課税の対象を、国内で事業者が対価を得て行った資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供（消費税法 4 条）としてその範囲を広く定め、課税の対象から除外される物品や役務等について、限定的に列挙している（消費税法 6 条）。このように消費税法は、徴税技術上、納税義務者を物品の製造者や販売者、役務の提供者等としているものの、その性質は、その相手方である消費者の消費支出に着目したもので、これを提供する事業者の規模そのものは、消費税法が、課税を意図する担税力と直ちに結びつくということとはできない。」と判示した。

(C) さらに、所得税法における「事業」との比較について「所得税とは、一般的に、担税力の現れとして、人が収入を得ていることに着目し、収入等の方で新たに取得する経済的利得即ち所得を、直接対象として課されるものである。そして、所得税法は、利得をすべて課税対象たる所得とすることを前提に、その性質や発生の態様によってそれぞれの担税力の相違を加味する趣旨で、その源泉ないし性質に応じて、所得を 10 種類に分類した（「所得税法 23 条ないし 35 条」。そこで、所得税法上の『事業』については、当該所得が事業所得に当たるか他の所得区分に当たるかを判断するにあたって、各所得区分間の担税力の相違を加味するとの上記所得税法の趣旨に照らし、解釈することになる。そうすると、消費税法と所得税法とは、着目する担税力や課税対象を異にするものであるから、このような性質の異なる両法の規定中に同一文言があるからといって、直ちに、それを同一に解釈すべきであるということにはならない。また、前記のとおり、消費税法が、消費に広く負担を求めるという観点から制定されたこと（税制改革法 10 条 1 項）に照らすと、その課税対象を、所得税法上の 1 課税区分を生じさせるに過ぎない『事業』と同一の範囲における資産の譲渡等に限定しているものと解することはできない。」と説示した。

(D) したがって、「消費税法の趣旨・目的に照らすと、消費税法の『事業』の意義内容は、所得税法上の『事業』概念と異なり、その規模を問わず、『反復・継続・独立して行われる』ものであるというべきである。」として X の主張を退けた。

④ 本判決について

消費税は消費者の担税力に着目した租税であり、事業者の規模の大小といった

属性を問う必要はない。また、その導入趣旨や目的を考慮すると、「事業」という同一の用語を使用しているからといって、所得税法と同一の概念である必要はなく、より広い範囲を想定することに違和感はない。消費税法における「事業」の意義内容を示した本判決について、佐藤（2009）は、「消費支出に対する公平な課税の実現のためには、執行可能な範囲でできるだけ『事業の意義』を広く解し、課税の対象となる消費支出を広くとらえるべきだ」という判断が導かれることになる。」²⁹と述べており、山田（2020）は、「消費税法及び所得税法における『事業』の解釈は、それぞれの法律の趣旨及び目的等に照らして解釈すべきものとされているところであり、他の税法にかかわらず消費税法における事業の意義内容は、その規模を問わず、『反復・継続・独立して行われる』ものであるということに妥当性がある。」³⁰としている。

3 消費税法における「対価」について争った事案

(1) 消費税法における「対価」の意義

「資産の譲渡等」には対価を得て行われるものという要件が含まれるが、消費税法において「対価」についての定義規定はない。消基通 5-1-2 にて「資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供に対して反対給付を受けることをいう」とし、「無償による資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供は、資産の譲渡等に該当しない」としている。武田（1989）は『「対価」とは、個々の契約による財産の移転またはサービスの提供に対する反対給付の額を意味し、売買、製造、加工等に対する金銭による反対給付を指す代金よりも広い概念である」³¹と解しており、こういった解釈を前提に資産の譲渡に類する行為である代物弁済や負担付贈与による資産の譲渡、金銭以外の資産の出資も資産の譲渡等に含まれている。また、対価のない取引でも「個人事業者が棚卸資産又は棚卸資産以外の資産で事業の用に供していたものを家事のために消費し、又は使用した場合」（消法 4 条 5 項 1 号）、「法人が資産をその役員（法人税法 2 条 15 号に規定する役員をいう）に贈与した場合」（消法 4 条 5 項 2 号）は「みなし譲渡」として対価を得て資産の譲渡が行われたものとみなされる。

(2) 消費税法における「対価」に係る判例

消費税法の「対価」が争われた事案として、平成 24 年 3 月 16 日大阪高裁判決³²がある。裁判所は資産の譲渡等の要件である「対価」の要件について、役務の提供との間に「個別具体的」で「明白な対価関係」を必要とするとの判断を示している。

²⁹ 佐藤（2009）p. 171。

³⁰ 山田（2020）p. 315。

³¹ 武田（1989）p. 1101。

³² 大阪高判平成 24 年 3 月 16 日訴月 58 卷 12 号 p. 4163。

① 事案の概要

この事案は、「弁護士会である原告が、i 原告の設置する法律相談センター等において紹介等をされた弁護士が申込者から事件を受任するなどした場合等に支払うこととされている受任事件負担金、ii 弁護士法 23 条の 2 に基づく照会手数料、iii 弁護士協同組合や法律扶助協会への事務委託金、iv 司法修習生研修委託費につき、いずれも課税の対象である役務の提供の対価であると判断した国の消費税及び地方消費税の更正処分並びに過少申告加算税の賦課決定処分について、その取消しを求めたところ、上記 i ないし iv はいずれも役務の提供の対価であり、課税標準となるから、上記各処分に違法はないとして、原告の請求を棄却した事例³³⁾」である。

② 争点

本件の争点は、弁護士から、会則で定め支払いを受けていた一定の負担金等について、資産の譲渡等の要件である対価に該当するかどうかである。

③ 判決の要旨

(A) 原告は、対価性の有無の判断について「個別具体的な対価性の判断の際に決定的に重要なのは、役務提供と対価支払との間に、個別的、具体的関連性があるかどうかである。すなわち、一定の収入が、役務提供者からみて、当該提供した役務に対する直接的な反対給付といい得るかどうかである。」とし、「弁護士会においては、弁護士会自体が、その固有の利潤獲得手段として、会員弁護士に対し、何らかの役務提供をすることなどは、およそあり得ず、弁護士会が会員に提供する役務は、基本的には、個々の弁護士に対するサポートの手段であり、弁護士会による当該役務の提供を支えるのが、会員の拠出する会費である。このように、弁護士会の内部で個々の弁護士に提供される役務は、一般に、具体的な反対給付性をもたないということになり、弁護士会が受領した会費は対価性がなく、消費税の課税対象とはならない。」と役務と対価である会費の関係は全体的・抽象的な対応関係であるとの主張をした。

(B) これに対し、大阪高裁は、「本来、消費税は広く薄く課税対象を設定し、最終的に消費者への転化が予定されている税であるから、事業者が収受する経済的利益が、消費税の課税要件としての『資産等の譲渡（本件においては役務の提供）』における対価に該当するためには、事業者が行った当該個別具体的な役務提供との間に、少なくとも対応関係がある、すなわち、当該具体的な役務提供があることを条件として、当該経済的利益が収受されると言うことを必要とするものの、それ以上の要件は法には要求されていないと考えられる」とし、消費税法における「対価」の意義の解釈を示した。

³³⁾ 裁判所ウェブサイト (https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail4?id=81435)

(C) そして、弁護士から受けた各負担金等を個別具体的に検討したうえで、「対価」に当たると判断し、原告の訴えを退けた。

④ 本判決について

消費税法における「対価」の解釈を示した本判決について、多くの検討が行われている。筆者としては、消費税の導入趣旨に合致するように、厳格に個別具体的な対応関係を求めるよりも一般的・抽象的な関係を要件とすることが妥当と考える。

役務の提供と対価・反対給付との間との関係性において、奥谷（2013）は、「消費税における対価性のとらえ方は、給付と反対給付の関連を給付者と受領者の両側面から、法律関係において個別・具体的に、直接的な関連があるかを判断すべきなのである。」³⁴としており、一方、吉村（2010）は、一般的・抽象的な関係を「対価」の要件でよいと考え、『消費に広く薄く負担を求めるという性質を有する』消費税の趣旨にも合致している³⁵と述べており、役務の提供と対価・反対給付の関係については議論となっている。

4 消費税法の構成

消費税の課税対象となるには①国内取引②事業者が事業として行う取引 ③対価を得て行う取引 ④資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供に該当する取引の4要件全てを充足する必要がある。この要件のうち一つでもあてはまらない取引は、一般に「不課税取引」と呼ばれ消費税法上の計算の対象にはならない。また資産の譲渡等から非課税取引を除いたものは「課税資産の譲渡等」（消法2条1項9号）と定義される。

これまで消費税法における定義や判例で示されている解釈を中心に課税の要件を確認してきたが、定義や解釈の根底には「消費に広く負担を求める」消費税法の制定趣旨や目的があると考えられる。そのため、「資産」は有形資産から無形資産まで取引の対象となるもの全てが含まれ、対価を得て行われる役務・サービスの多くが「役務の提供」に該当する。消費税法における「事業」の解釈も所得税法における「事業」の解釈よりも広く、事業の規模を理由に課税対象から除かれることもない。「対価性」について、判例では、役務の提供と対価・反対給付の間に個別・具体的な関係を必要としているものの、それ以上の要件は要求しておらず、消費税法の導入趣旨が配慮されている。以上のことから、消費税法の構成として、広く課税対象を捕捉しようとしているものと考えられる。

³⁴ 奥谷（2013）p. 63。

³⁵ 吉村（2010）p. 402。

第2章 金融サービスの付加価値と非課税措置による弊害

第1節 金融サービスの付加価値

銀行の基幹業務といえる金融サービスは多くの資本・労働が投入されることにより行われ、銀行はその預貸スプレッドから人件費や利潤を得ている。このことから銀行が提供する金融サービスが付加価値を生産しているのは明らかであるが、消費税法別表第一第3号により非課税とされている。本節では消費税における付加価値と課税ベースについて整理したのちに、金融機関が預金者に支払い借主から受け取る利子の構成要素を捉えることで、本来課税ベースに取り込むべき金融サービスにおける付加価値の所在を明らかにする。さらに国民経済全体でどの程度の付加価値が金融サービスにより生産されているかを把握する。

1 付加価値と課税ベース

第1章においても既に述べたが、改めて付加価値について確認すると、付加価値とは、「原材料の製造から製品の小売までの各段階において事業が国民経済に新たに付加した価値のこと」である。分配国民所得の観点からみると、付加価値は「賃金・地代・利子および企業利潤を合計した金額である（加算法）」とされることから、各企業における賃金等要素所得の支払い額を積み上げていき、その合計額を付加価値とすることができる。この方法は一般に加算法（加法方式）と呼ばれている。

このことを単純化したマクロ経済（閉鎖経済）のもとで示すと課税ベースは次のようになる³⁶。まず、 C は消費、 W は賃金（労働所得）、 R は資本所得（企業の粗利潤）、 S は貯蓄、 I は投資を表すものとする。家計は賃金と資本所得を得て、消費と貯蓄に回すため、家計の消費は賃金と資本所得から貯蓄を引いたものとして、以下の式が成り立つ。

$$C = W + R - S$$

閉鎖経済の仮定では $S = I$ が成り立つから以下のようなようになる。

$$C = W + R - I \cdots \textcircled{1}$$

①式の右辺は賃金 W と企業の粗利潤から投資（資本財購入）を除いた $(R - I)$ の合計であり消費課税ベースの付加価値となる。この賃金と資本財購入を除いた粗利潤が各経済段階で課税され、順次製品価格に転嫁される。

³⁶ 以下の説明は、鈴木（2014）p. 2を参考にした。

次に、生産国民所得の観点から付加価値をみると、付加価値は、「事業の総売上金額から、その事業が他の事業から購入した土地・建物・機械設備・原材料・動力等に対する支出を控除した金額（控除法）」とされることから、売上から資本財購入を含む仕入を除き付加価値を算定することができる。この方法は、一般に控除法と呼ばれている。この方法でのマクロの付加価値を示すと次のようになる（ S' は売上、 M は資本財を除く仕入とする）。

$$C = S' - (M + I) \cdots \textcircled{2}$$

日本の消費税では付加価値は②式の右辺のように定義され、売上げに係る消費税額から資本財を含む仕入れに係る消費税額を控除し、税額が計算される。

②式を金融サービスにあてはめて考えると、預貸スプレッドが②式を表すようにも思えるが、このマージンには付加価値以外の要素も含まれており、②式で課税すると過大課税になってしまう。この点が、金融サービスが課税になじまないといわれる理由であるが詳細は次項で述べる。

2 利子の構成要素と付加価値税の対象

現在では銀行の提供するサービスは多岐にわたるが、今なお銀行の基幹業務といえは預金・貸付といった金融サービスである。家計より預金を受入れ利子を付すことと同時に企業に貸付けを行い利子を徴収する、これが銀行固有の業務である。それではなぜ利子が非課税とされているのか、この点を理解するためには利子の構成要素を捉える必要がある。銀行が家計より預金金利1%で資金を受入れ、企業に貸出金利6%で融資を行った例を参考にしながら利子の構成要素を整理していく³⁷。なお純粋利子を2%、企業のリスクプレミアムを1%、消費税率を10%と仮定する。

利子の構成要素として、第一に貨幣の時間的価値がある。これは現在と将来とでは貨幣の価値は異なるため、異なる時点間の価値を一定時点における現在価値で比較するための修正項目と考えられる。言い換えるならば家計が消費を将来に延期することへの対価である。本稿では貨幣の時間的価値を純粋利子と表現する。

第二の要素としてリスクプレミアムがあり、これはデフォルト率の期待値に等しいものである。金融サービスへの対価ではなく、確率によって計算されたものであり、実際にデフォルトが起こった際の移転的な支出といえる。預金金利では金融機関の信用リスク、貸出金利では貸出先の信用リスクがリスクプレミアムとして金利に反映される。

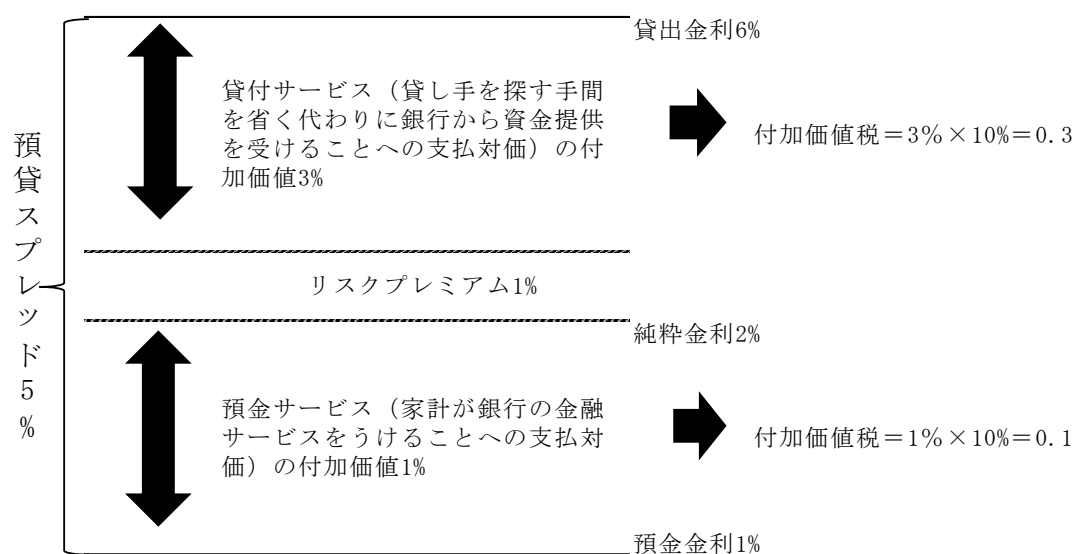
第三の要素として金融機関の提供する金融サービスがあり、この部分が付加価値に該当する。例で説明すると、貸出金利6%から純粋利子2%、リスクプレミアム1%を

³⁷ 以下の説明は中里（1998）p. 23 を参考にした。

控除した 3%が企業への金融サービスに対する付加価値であり、純粋利子 2%から預金金利 1%を控除した 1%が家計への金融サービスに対する付加価値である。

上述の内容を示したものが図 2-1 である。以上のことから消費税の課税対象になるものは第三の要素として説明した金融サービスに伴う付加価値の部分のみであることがわかる。

図2-1 金融サービスの付加価値の所在



(出所) 筆者作成。

このように、利子に課税対象となるべき付加価値が存在していることは明らかではあるが、付加価値であり課税されるべきものと付加価値でないものが混在しており、付加価値のみを抽出することの困難さから付加価値税において利子は非課税とされてきた。より具体的には、まずリスクプレミアムの開示がある。貸出先への付加価値を特定するためには貸出金利に内包される純粋利子とリスクプレミアムを明らかにする必要があるが、企業により異なるリスクプレミアムを明らかにすることは銀行の経営上の問題も大きく困難である。

また、付加価値税において前段階税額控除法が採用されているところ、企業が税額控除を行うためには、金融サービスを家計と企業へのサービスに分ける必要があるが、そのための純粋利子率をどのように設定するかという問題もある。金融機関の生産する付加価値を GDP に反映させるべく、GDP 統計においては「参照利子率」という概念を用い、預金取扱機関同士の預金・貸出平均利回りをを用いて家計と貸出先へのサ

ービスを区分している³⁸が、事後的な平均利回りを用いて便宜的に区分したものと考えることもでき、市場金利が大きく変動している際には運用は困難であると思われる。また、現在のゼロ金利下においては、預金金利から付加価値税額を控除しきれず、別途預金者から徴収する事態も想定されるが、仮に参照利子率を定められたとしても執行には非常に強い抵抗が予想される。以上のような理由から、金融サービスについては付加価値の存在を認識しているものの、技術的に課税ベースに取り込むことが困難であるため、消費税導入時より非課税とされている。

3 金融サービスにより生産される付加価値の規模

金融サービスには付加価値が含まれていることが明らかになったが、それではいったいどの程度の付加価値を生産しているのだろうか。この点について、手数料等のサービスに対する対価が明示されるものとは異なり、預貸スプレッドのようなマージンの形態をとる金融サービスは、国民経済計算において通常の計算での計測が困難であったため、比較的最近に至るまで全額中間消費とみなされ、GDPの統計にその生産する付加価値が反映されていなかった。しかし、金融が重要な産業である国にとっては、金融サービスを全額中間消費とすることはGDP規模が実態より低く評価されるとの指摘があり、93SNA (System of National Account)³⁹よりFISIM (Financial Intermediation Services Indirectly Measured, 間接的に測定される金融仲介サービス) という概念が導入された。わが国のGDPにおいても平成23年(平成17年基準改定)の改定から金融サービスにおける付加価値が反映されるようになった。

内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部分配所得課(2011)において、FISIMの考え方は以下のように整理されている⁴⁰。家計が資金を運用しようとしたときに、余裕資金をインター・バンク市場などにより、直接資金を必要とする者に貸し付けることができれば、銀行預金に付される金利よりも高い金利で運用することができる。また、資金を調達しようとする場合、インター・バンク市場などから直接資金調達できれば、金融機関で調達する場合より低い金利の支払いですむ。しかし実際には手間やコスト、リスク、インター・バンク市場へのアクセスなどの問題がある。そのため通常は金融機関に預金することになり、あるいは金融機関から資金調達をすることになる。

ここで、資金調達をした場合にインター・バンク市場などで資金調達をするリスクフリーの利率、つまりリスクプレミアムを最大限取り除いた「参照利子率」と金融機関からの借入利率に差が生じるが、この差を金融仲介サービスを利用したことに対する対価

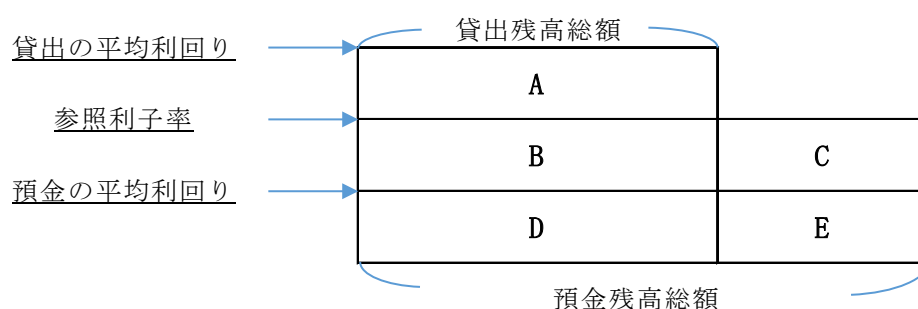
³⁸ 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部分配所得課(2011)p. 1にて「参照利子率」はリスクプレミアムを最大限取り除き、いかなる仲介サービスを含まない率として定義される。預金金利と参照利子率の差を家計への金融サービス、貸出金利と参照利子率の差を貸出先への金融サービスとみなし、家計と企業へのサービスを分けている。FISIMに関して詳細は後述する。

³⁹ SNAとは国民経済計算のガイドラインの総称であり、国際連合がその作成の中心を担っている。成立時期によりバージョンがいくつかあり、53SNA、68SNA、93SNA、2008SNAがある。

⁴⁰ 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部分配所得課(2011)p. 1を参考にした。

として、(金融機関からみて) 貸出サービスに対する FISIM (借り手側 FISIM) と評価する。同様に預金をする場合にも、インター・バンク市場などの利率と、銀行などの預金利率に差が生じ、この差を金融仲介サービスを利用したことに対する対価として、預金サービスに対する FISIM (貸し手側 FISIM) として評価する。図 2-2 は FISIM の概要を示したものである。

図2-2 FISIMの概要



$A+B+C$: FISIMの総額 = 借り手側FISIM + 貸し手側FISIM

A : 借り手側FISIM = (貸出の平均利回り - 参照利子率) × 貸出残高総額

$B+C$: 貸し手側FISIM = (参照利子率 - 預金の平均利回り) × 預金残高総額

$A+B+D$: 貸出利子総額に相当

$D+E$: 預金利子総額に相当

(出所) 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部分配所得課 (2011) p. 2をもとに筆者作成。

次に、このような形で測定される FISIM がどのように配分されるかを令和 2 年度の数値を例にみていく (表 2-1)⁴¹。FISIM は「FISIM = FISIM (貸出サービス) + FISIM (預金サービス)」で表され、その産出機関である金融機関によって提供されるが、令和 2 年度には産出された 11 兆 5,736 億円の FISIM が国内の各部門 (①非金融法人企業 ②金融機関 (自部門消費) ③家計 (個人企業) ④家計 (消費者家計) ⑤一般政府 ⑥対家計民間非営利団体) に配分・消費されるか輸出された⁴²。このうち①～③の非金融法

⁴¹ 内閣府「2020 年度国民経済計算 (2015 年基準・2008SNA) フロー編 II. 制度部門別所得支出勘定」より、各部門における支払利子及び受取利子の調整前 FISIM と調整後 FISIM の差額を集計した。

⁴² FISIM の配分にあたっては以下のような関係が成り立つ。
 $\text{FISIM 中間消費} = \text{FISIM 消費 (非金融法人企業)} + \text{FISIM 消費 (金融機関)} + \text{FISIM 消費 (個人企業)} + \text{FISIM 消費 (一般政府)} + \text{FISIM 消費 (対家計民間非営利団体)}$
 $\text{FISIM 最終消費支出} = \text{FISIM 消費 (消費者家計)} + \text{FISIM 消費 (一般政府)} + \text{FISIM 消費 (対家計民間非営利団体)}$
 $\text{FISIM 国内消費} = \text{FISIM 産出} - \text{FISIM 純輸出}$
 $= \text{FISIM 消費 (非金融法人企業)} + \text{FISIM 消費 (金融機関)} + \text{FISIM 消費 (個人企業)} + \text{FISIM 消費 (消費者家計)} + \text{FISIM 消費 (一般政府)} + \text{FISIM 消費 (対家計民間非営利団体)}$

人企業等の享受する FISIM については中間消費の位置付けであり、GDP 算定の過程で相殺される。④家計（消費者家計）の享受する FISIM は最終消費支出と位置付けられ、⑤、⑥の一般政府等については非市場生産者であるため、付加価値は発生せず、またその産出はコストにより評価されるため、中間消費と同額だけ産出額が増加し最終消費支出となる。以上より最終消費支出は④+⑤+⑥となり令和 2 年度の合計は 5 兆 2,319 億円となる。この数値に輸出を加え輸入を控除したものが付加価値となるが、これらの数値が公表されていないため正確な付加価値額は不明である。しかしながら、FISIM における輸出・輸入の規模を考えると、付加価値額は概ね最終消費支出に近い数値になると思われる。

税収に目を向けると、令和 2 年度の FISIM の最終消費支出は概ね 5 兆 2,319 億円程度になることから税率 10%で計算すると約 5,232 億円の税収が期待できる。しかし、金融サービスに対する消費課税がなされるようになれば、非課税売上に対応する仕入税額控除の制限については認められるようになる。そのため、税収が増加するかどうかは定かではなく、金融機関の仕入税額控除の増加額次第といえる。國枝（2008）は、最終消費支出に基づく税収の推計は、参照利子率の設定により大きく変化する可能性がある⁴³と指摘しており、参考値としての認識が適当かもしれないが、金融サービスが 5 兆円規模の付加価値を生産している視点をもつことは重要であろう。

⁴³ 國枝（2008）pp. 43-46。

表2-1 FISIMの配分による中間消費、最終消費支出（令和2年度）

（単位：10億円）

	FISIMの配分	非市場生産者 への影響	合計
FISIMの算出	11,573.6		11,573.6
一般政府の算出の増		908.8	908.8
対家計民間非営利団体の算出の増		145.2	145.2
供給合計	11,573.6	1,054.0	12,627.6
（中間消費）			
非金融法人企業	2,601.6		2,601.6
金融機関	—		—
一般政府	908.8		908.8
家計（個人企業）	3,574.3		3,574.3
対家計民間非営利団体	145.2		145.2
中間消費計	7,229.9		7,229.9
（最終消費支出）			
家計（消費者家計）	4,177.9		4,177.9
一般政府		908.8	908.8
対家計民間非営利団体		145.2	145.2
最終消費支出計	4,177.9	1,054.0	5,231.9
輸出	—		—
需要合計	11,407.8		11,407.8
輸出＋金融機関	165.8		165.8
需要合計	11,573.6	1,054.0	12,627.6
輸入	—		—
付加価値計			5,231.9

（注）輸出、輸入、FISIM消費（金融機関）の各数値が公表されていないため、これらの数値を除いた形で最終消費支出を算出したが、結果には大きな影響はないものと考えられる。

（出所）内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部分配所得課（2011）p. 4をもとに筆者作成。

第2節 金融サービスの非課税措置による弊害⁴⁴

前節で金融サービスにおける付加価値の所在とそれを課税ベースに取り込むことの技術的な困難さを説明した。また、金融サービスが国民経済計算の観点からも軽視できない規模であることを確認した。このことは非課税措置による弊害も同様に大きいことを意味しており、消費税率の引き上げにより更に状況は悪化しているものと考えられる。本節ではこの非課税措置により引き起こされる弊害の基本的な仕組みを具体例を用いながら説明する。

1 税の累積

第1章において消費税法における仕入税額控除の仕組みを確認した。同法30条2項で課税売上割合が95%に満たない場合には個別対応方式又は一括比例配分方式により仕入税額控除の金額を算定することを規定しているため、この規定により非課税取引に対応した仕入税額控除の遮断が導かれる。

また、「利子に対価とする金銭の貸付け」（消令10条1項）により、利子全額が非課税売上となるが、これは金融サービスに係る対価以外のものも非課税売上となることを意味する。本来非課税売上に算入すべきは金融サービスの提供に伴う対価の部分のみであるが、利子全額が非課税売上となり課税売上割合の計算上分母に算入されることで、課税売上割合は理論的に低く算定されてしまう。結果として、制限される仕入控除税額はより大きくなる。

この非課税措置が取引の中間段階（中間取引としての金融サービスであり事業者向け金融サービスを想定する）で行われた場合には税の累積が生じ、それを消費者に価格転嫁することで効率性が阻害され、あるいは金融機関や企業の経済活動を歪め収益性の低下を招くことになる。

この点を数値例により確認すると、以下のようなになる（表2-2）。まずA社からB銀行、B銀行からC社への取引の流れを前提として、B銀行が生産・流通の中間に位置していたとする。A社、B銀行、C社の売上（付加価値）をそれぞれ a 、 b 、 c とし消費税率を t で表す。表2-2①は金融サービスに非課税措置がない場合を示したものであるが、このときの合計税額は付加価値の合計 $(a + b + c)$ に税率 t を掛けた $t(a + b + c)$ で表される。

一方、金融サービスが非課税化されるとB銀行はA社からの仕入税額 ta が控除できないため、収益悪化を回避するためにC社へ価格転嫁を行う。C社は ta を消費者に価格転嫁することに加え仕入税額控除もできないため、C社の段階で、 $t^2a + t(a + b + c)$ の消費税が課せられ、A社、B銀行、C社の納付する合計税額は非課税措置のない場合と比較し $ta(1 + t)$ 増加する。

⁴⁴ 本節の内容は、鈴木（2009）pp. 37-44、鈴木（2010）p. 107を参考にした。

表2-2 事業者向け金融サービスの非課税化

①金融サービスに対する非課税措置なし

	A社	B銀行	C社	合計
売上(付加価値)	a	$a+b$	$a+b+c$	—
売上税額	ta	$t(a+b)$	$t(a+b+c)$	—
仕入	0	a	$a+b$	—
仕入税額	0	ta	$t(a+b)$	—
納付税額	ta	tb	tc	$t(a+b+c)$

②金融サービスに対する非課税措置あり

	A社	B銀行	C社	合計
売上(付加価値)	a	$a+b+ta$	$a+b+ta+c$	—
売上税額	ta	0	$t^2a+t(a+b+c)$	—
仕入	0	a	$a+b+ta$	—
仕入税額	0	ta (控除不可)	0	—
納付税額	ta	0	$t^2a+t(a+b+c)$	$ta(1+t)+t(a+b+c)$

(出所) 鈴木(2009) pp. 42-44をもとに筆者作成。

取引の中間段階における非課税措置が引き起こす税の累積は広く経済に歪みをもたらすが、具体的には次の4点があげられる。

第一に、表2-2からも明らかなように、最終消費の段階で過大課税となる。

第二に、企業の財・サービスに関する選択を歪める点である。課税対象の財・サービスと非課税化された財・サービスがある場合には、企業は仕入控除税額も考慮し有利な財・サービスを選択することになる。これは、税制が企業判断を変えることになり、経済活動に歪みをもたらしていると考えられる。

第三に、非課税事業者に自己供給バイアスが生じる点である。これは非課税売上に対応する仕入税額が控除できないために、外部からの財・サービスの調達よりも、自社にて供給するようなインセンティブを生むことになる。具体的には、M&Aにより製造部門を自社に取り込む方法や、本来アウトソーシングが望ましい専門的な業務を自社供給することがあげられる。税制が企業の垂直統合を促し歪みをもたらしていると言える。

第四に、非課税事業者に輸入バイアスが生じる点である。非課税事業者が国内の企業

から消費税を含んだサービスを購入した場合には、非課税売上に対応する仕入税額が制限されるため仕入税額控除を利用することができなくなる。一方、輸入サービスの場合は、そもそも仕入に税が含まれていないため、国内サービスよりも実質的に安価になる。その分だけ、非課税取引は企業の選択に影響を及ぼすことになる。

このように中間取引における非課税措置は国内取引だけでなく、外国との取引にも影響があり広範囲にわたり経済活動を歪めることになる。

2 税の漏れ

事業者向け金融サービスが非課税化された場合の弊害は上述の通りだが、消費者向け金融サービスが非課税化された場合にはどうなるか、この点については表 2-3 を参考に数値例で確認してみる。C 銀行の段階で付加価値に対する課税 tc が課税されず、また仕入控除税額 $t(a+b)$ も控除されなくなる。全体としては C 銀行の付加価値に対する税額 tc だけ税が漏れることになる。

また、最終消費の観点からは、C 銀行が控除できない税額 $t(a+b)$ を消費者に転嫁した場合には隠れた税負担が生じることになるが、他の課税対象となる財・サービスと同様に消費税が課された場合と比べると負担は少なくなるため金融サービスの消費が相対的に有利になり、消費財の相対価格を歪めることになる。

表 2-3 消費者向け金融サービスの非課税化

	A社	B社	C銀行	合計
売上(付加価値)	a	$a+b$	$a+b+c$	—
売上税額	ta	$t(a+b)$	0	—
仕入	0	a	$a+b$	—
仕入税額	0	ta	$t(a+b)$ (控除不可)	—
納付税額	ta	tb	0	$t(a+b)$

(出所) 鈴木 (2009) pp. 42-44をもとに筆者作成。

以上が金融サービスの非課税化による弊害である。なお、前節でも確認したように税収面から考えると、金融サービスに課税したとしても増収になるとは限らない。消費者向け金融サービスにおける税の漏れは解消される一方で、事業者向け金融サービスに係る仕入税額控除が認められることにより過大課税が適性化され減収になるためである。

第3章 金融サービスに対する課税方法

第1節 課税方法の全体像⁴⁵

第2章で金融機関の生産する付加価値やその規模、非課税措置がもたらす弊害について確認した。こうした問題に対応するため、これまで様々な課税案が提案されてきたが、本節ではその全体像を概観し、次節以降で各課税案の具体的な仕組みや特徴について述べる。

金融サービスに対する課税を難しくさせていた大きな理由に付加価値の特定があった。第2章で確認したように、付加価値を特定するために金融サービスを家計と企業へのサービスに分ける参照利子率のような金利の設定が必要になる。また、金利に内包されるリスクプレミアムを課税ベースから取り除く必要があるが、銀行の経営上の問題でリスクプレミアムの開示は困難である。そこで、そのような金利の設定やリスクプレミアムの開示を必要とせず執行可能な制度として基本的なキャッシュ・フロー税（以下、「CF 税」とする）方式が提案された。金融取引における資金の流出入に着目した方法であり、税額控除の仕組みを有しているため現行の消費税制度と整合的な方法といえる。CF 税についてはいくつかの問題点もあるため、その後 CF 税を改良した税額計算勘定（Tax Calculation Account, TCA）付キャッシュ・フロー税（以下、「TCA」とする）が提案された。また、金融取引における資金の流出入ではなく、利子の流出入に着目した方法として修正リバースチャージ法（Modified Reverse-Charging Approach, MRC、以下「MRC」とする）と呼ばれる課税案も提唱された。

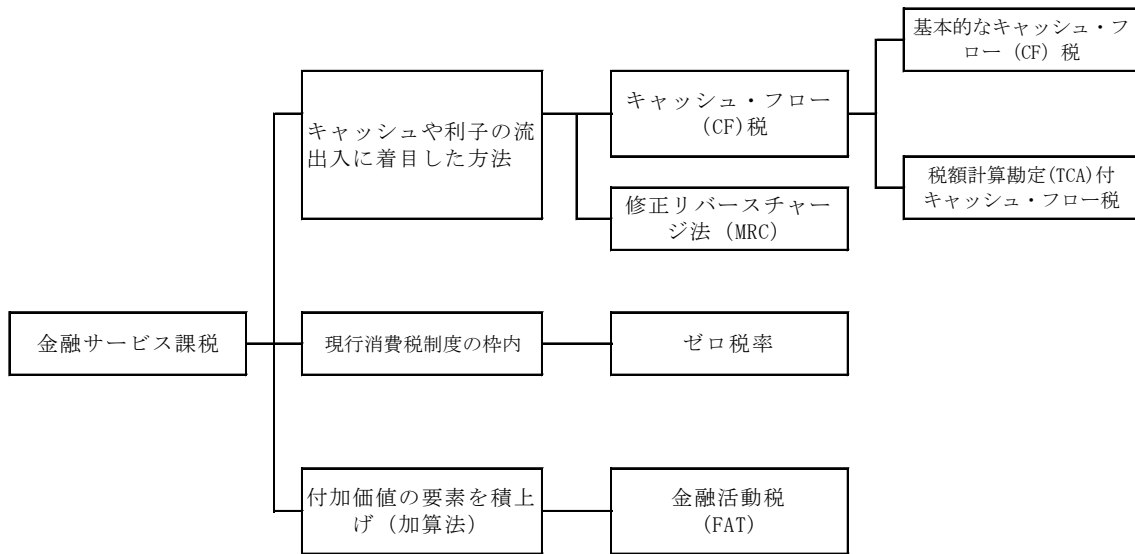
消費税制度の枠内で行われる方法としては、ゼロ税率があげられる。金融サービスにおける付加価値を課税ベースに取り込むという目的や課税の公平性の観点からは課税案としては適当ではないかもしれないが、税の累積を防ぐという意味では有効な手段である。税収の面からもゼロ税率単独での導入は現実的でないが、一定の条件のもとニュージーランドで導入されており、わが国においても他の課税方法と組み合わせる形を前提に検討の余地があると考ええる。

CF 税やゼロ税率のような現行の消費税制度と整合性があり、税額控除の仕組みを有する課税方法に対して、税額控除の仕組みはなく、賃金や企業の利潤などの付加価値を構成する要素を加算し計算する方法として金融活動税（Financial Activities Tax, FAT、以下「FAT」とする）がある。FAT とは課税ベースは異なるが、こうした加算法の付加価値税はイスラエルやフランスにおいて既に導入されている。

以上の金融サービス課税の全体像を示すと図 3-1 のようになる。

⁴⁵ 本節以降の各課税方法の内容は、鈴木（2009）pp. 49-58、（2015c）pp. 1-6、國枝（2008）pp. 36-41、田近・古市（2019）pp. 137-153、沼田（2011b）pp. 29-34 を参考にした。

図3-1 金融サービス課税の全体像



（出所）筆者作成。

第2節 キャッシュや利子の流入・流出に着目した課税方法

1 基本的なキャッシュ・フロー（CF）税

（1）CF税の仕組み

金融サービスへの課税が技術的に困難である理由は、銀行の主要業務である預貸業務が、資金の移動、純粋利子（貨幣の時間的価値）、リスクプレミアム、金融サービスによる付加価値により構成されており、課税対象となる金融サービスに該当する部分のみを抽出しにくいからである。そこで、金利やリスクプレミアムを特定することなく実行可能な方法として提案されたのが、CF税である。CF税はキャッシュ・フローの流入・流出のみに着目する方法で、キャッシュの流入を金融サービスにおける「売上」、キャッシュの流出を金融サービスにおける「仕入」のように考え、キャッシュの流入に税率を乗じたものからキャッシュの流出に税率を乗じたものを控除して計算される。

銀行における基本的な預貸業務を例にCF税を確認する。ある銀行が家計から預金1,000万円を受入、企業に1,000万円の貸出を行い、1年後に元利金の返済を受けたとする（付加価値税率10%、預金金利5%、市場金利8%、貸出金利15%、リスクプレミアム0%、第1期に預金受入及び貸出、第2期に預金払戻及び返済）。数値例を概観したものが図3-2で、銀行・企業・政府のCF税を示したものが表3-1になる。

① 銀行におけるCF税

1期目の銀行は1,000万円の預金受入と1,000万円の貸出により、ネットでの課税はゼロとなる。2期目では企業からの元利返済により1,150万円のキャッシュの流入がある一方、家計への預金払戻により1,050万円のキャッシュの流出があり、差引100万円

に付加価値税率 10%を掛けた 10 万円が税額となる。

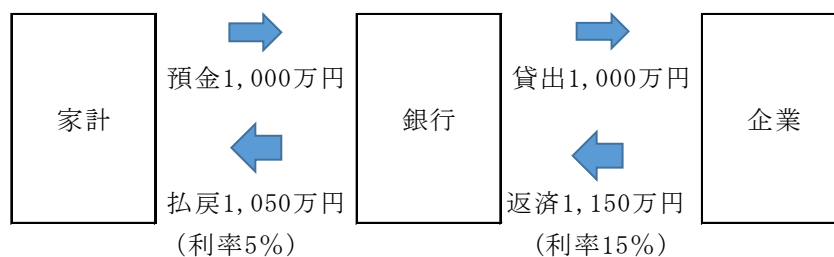
② 企業における CF 税

1 期目の企業は 1,000 万円の借入により 100 万円の税負担となり、2 期目には利息を含めた 1,150 万円の返済により 115 万円の税額控除を受けられる。税額控除額が過大のように思われるが、第 1 期に納付した 100 万円が市場金利 8%で運用されれば 108 万円になったことから実質的な控除額は 7 万円（115 万円－108 万円）となり、銀行から提供される付加価値の税額 7 万と同額になる。

③ 政府における CF 税

1 期目は企業からの税収 100 万円があり、2 期目にはその税収 100 万円の運用益 8 万円と銀行からの税収 10 万円がある一方、企業への税還付 115 万円が発生する。2 期合計では 3 万円の税収となり、これは銀行が家計に提供する付加価値に係る税額 3 万円と等しくなる。

図3-2 CF税の数値例



(出所) 筆者作成。

表3-1 銀行・企業・政府のCF税の数値例

①銀行におけるCF税

	キャッシュの流入	キャッシュの流出	税額または税額控除額 (純キャッシュ×10%)
第1期	1,000万円 (預金受入)	△1,000万円 (貸出)	0万円
第2期	1,150万円 (貸出返済)	△1,050万円 (預金払戻)	10万円
合計	2,150万円	△2,050万円	10万円

②企業におけるCF税

	キャッシュの流入	キャッシュの流出	税額または税額控除額 (純キャッシュ×10%)
第1期	1,000万円 (借入)		100万円
第2期		△1,150万円 (借入返済)	△115万円
合計	1,000万円	△1,150万円	△15万円

③政府におけるCF税

	税 収
第1期	100万円 (企業からの税収)
第2期	8万円 (市場金利8%での運用益) 10万円 (銀行からの税収) △115万円 (企業への税還付)
合計	3万円

(出所) 鈴木 (2009) p. 50をもとに筆者作成。

(2) CF 税の利点

金融サービスにおける付加価値を抽出するために通常では純粋利子を特定する必要があるが、それが特定されることなく、課税ベースから除外される点が CF 税の利点の一つである。

このことを預金 D 、貸出 L 、付加価値税率 t 、預金金利 r 、純粋利子 R 、貸出金利 R_L とし説明すると以下ようになる。まず、預金取引を考えると銀行は預金受入時に付加価値税額 tD を負担する一方、1年後の預金払戻時には預金金利も含めた $t(1+r)D$ を税額控除できる。仮に銀行が預金受入時に納付した税額 tD を純粋利子で運用できていたとすると、税負担がなければ1年後には $t(1+R)D$ の資金を得られていたはずであり、これは機会費用と考えることができる。この機会費用 $t(1+R)D$ から税額控除 $t(1+r)D$ を控除した $t(R-r)D$ が銀行の負担であり、これは銀行に対して「付加価値税率×付加価値」で課税されたことを示している。

同様のことは貸出をを行った場合にも言える。銀行が企業に対し貸出を行った場合には、貸出時に tL の税額控除となる一方、1年後の元利金返済時には $t(1+R_L)L$ の税額が発生する。仮に銀行が貸出時に受けた税額控除分を純粋利子で運用すると、1年後には $t(1+R)L$ の資金を得られることになる。元利金返済時に納付する税額 $t(1+R_L)L$ から純粋利子での運用分を控除した $t(R_L-R)L$ が銀行の負担であり、銀行に対して「付加価値税率×付加価値」の課税がされたことになる。

以上のように CF 税においては預金金利及び貸出金利さえ決まれば、純粋利子は特定されることなく課税ベースから控除され、付加価値に対する課税が可能となる。この点は CF 税の特徴といえる。

CF 税のもう一つの利点はリスクプレミアムが事後的に課税ベースから控除される点にある。上述したように CF 税では貸出金利と純粋利子の差を付加価値と捉えているが、本来貸出金利と純粋利子の間にはリスクプレミアムが存在する。一般的には返済懸念の全くない貸出（リスクプレミアムがゼロ）と信用格付の低い債務者ではリスクプレミアム分だけ信用格付の低い債務者の方が貸出金利は高くなる。そのため返済時にはリスクプレミアム分だけ税額が増加することになり、リスクプレミアムまで課税ベースに含めていることになる。

しかし、このリスクプレミアムの取扱いは事後的にリスクが課税ベースから控除されることで調整される。銀行では通常貸出の際に信用格付に応じてリスクプレミアムを設定しているが、必ずしも当初の設定通りに返済が履行されるわけではない。当初の設定より回収不能が大きい場合には返済は少なくなり（キャッシュの流入は少なくなり）、逆に少ない場合には返済は多くなる（キャッシュの流入は多くなる）。このような対照的な取扱いによって、事後的にはあるがリスク分が課税ベースに増減されるため、リスクプレミアムの指標等を設定する必要がなくなる。この点も CF 税の利点といえる。

(3) CF 税の問題点

純粋利子やリスクプレミアムの指標を必要としない CF 税は、理論的には簡易な制度であるが、執行上の問題点として以下の 3 点が指摘されている。

まず 1 点目として債務者は借入時にキャッシュが流入することになるため課税分だけ追加的に資金を調達しなければならない点である。この課税分は将来的には返済時に還付により全額相殺されることにはなるが、借入期間が長期になれば相殺されるまでの期間も長くなり、とりわけ中小企業にとっては納税のために先行して借入を行うことは大きな負担になると考えられる。

2 点目は、CF 税導入により、企業に有利または不利な状況をもたらす点である。例えば CF 税導入前に借入を行った場合には、借入時に課税されない一方、返済時には還付を受けられることになり、CF 税導入により企業行動に影響を及ぼす可能性がある。

3 点目は企業の事務負担の増加である。これまで非課税措置を受けていた金融サービスでは仕入税額控除のための事務負担はなかったが、税額控除を受けるためにはこれら金融サービスに係る税額を記録・保存する必要があり、中小企業にとってその影響は少ないと思われる。

2 税額計算勘定 (TCA) 付キャッシュ・フロー税

(1) 税額計算勘定 (TCA) 付キャッシュ・フロー税の仕組み

CF 税では債務者が借入時に追加的に課税分の資金を調達しなければならない問題があったが、この点を改良したのが税額計算口座と呼ばれる勘定を利用した TCA である (Poddar and English (1997))。貸出 (借入) 取引によるキャッシュの流出 (流入) の都度、税額を還付 (負担) するのを止め、TCA と呼ばれる税額を計算するための口座で税額計算を行い、返済が終わった時点で差金決済される。なお、この決済が行われるまでの時間的経過については純粋利子で調整が行われる。

上述した CF 税と同様の数値例で TCA の仕組みを確認する。なお表 3-2 は銀行の貸出取引・預金取引、表 3-3 は企業における借入取引、表 3-4 は政府における TCA の税収を示したものである。まずは銀行の TCA 勘定から確認していく。

① 貸出取引

1 期目に銀行が 1,000 万円の貸出を行うと付加価値税率 10%では 100 万円が TCA 勘定の貸方⁴⁶に計上される。この額は 2 期目に純粋利子に基づき 8 万円増加 (貸方) し、また、元利金の返済により 115 万円が借方に計上されるため、最終的な税額は 7 万円になる。

⁴⁶ キャッシュの流入が TCA の借方に、キャッシュの流出が TCA の貸方に計上される。

② 預金取引

1 期目に銀行が 1,000 万円の預金を受入れると 100 万円が TCA 勘定の借方に計上され、この額は純粋利子で調整され 2 期目には 8 万円増加（借方）する。また、利子と預金の払戻しにより 105 万円が貸方に計上されるため最終的な税額は 3 万円になる。

表3-2 銀行におけるTCA勘定

①貸出取引

	内容	金額	TCA勘定	
			(借方)	(貸方)
第1期	貸出	1,000万円		100万円
第2期	純粋利子			8万円
	利子	150万円	15万円	
	返済	1,000万円	100万円	
税額合計（収支）			7万円	

②預金取引

	内容	金額	TCA勘定	
			(借方)	(貸方)
第1期	預金	1,000万円	100万円	
第2期	純粋利子		8万円	
	利子	50万円		5万円
	払戻	1,000万円		100万円
税額合計（収支）			3万円	

（出所）鈴木（2009）pp. 51-52をもとに筆者作成。

企業における借入取引について確認すると次のようになる。1 期目に銀行借入 1,000 万円を行うと 100 万円が TCA 勘定の借方に計上され、この額は純粋利子で調整され 2 期目には 8 万円増加（借方）する。2 期目には元利金の返済が行われるため 115 万円が貸方に計上され、最終的な税額は 7 万円（還付）になる。

表3-3 企業における借入取引のTCA勘定

	内容	金額	TCA勘定	
			(借方)	(貸方)
第1期	借入	1,000万円	100万円	
第2期	純粋利子		8万円	
	利子	150万円		15万円
	返済	1,000万円		100万円
税額合計（収支）			△7万円	

（出所）鈴木（2009）pp. 51-52をもとに筆者作成。

税収について確認すると、1 期目の税収はなく、2 期目に銀行の貸出取引部分 7 万円、預金取引部分 3 万円、企業への還付 7 万円が発生し合計で 3 万円となる。

表 3-4 政府における TCA の税収

	税 収
第1期	なし
第2期	7万円（銀行からの貸出に係る税収） 3万円（銀行からの預金に係る税収） △7万円（企業への税還付）
税額合計（収支）	3万円

（出所）鈴木（2009）pp. 51-52をもとに筆者作成。

（2）TCA の利点と課題

TCA は CF 税の問題点を解消するために提案されたものであり、CF 税の問題点を解消できることに利点がある。とりわけ CF 税において借入の際に付加価値税分を追加的に調達しなければならない点は企業にとって大きな負担であったが、この問題を TCA 勘定で延期することにより回避できる点は大きい。また、これらの事務は銀行によって負担されるため、中小企業への負担は抑えられる（銀行が送付する明細書により企業は税額控除を受ける）。

企業の負担が軽減された一方、銀行にとっての実務コストは CF 税と変わらない点は導入に向けた大きな課題である。TCA は欧州委員会により執行可能性の検討が進められ、1995～96 年に欧州の大手金融機関に試験的に導入された。課税方法としては機能することが確認されたが、同時に金融機関からはシステムの整備費用や人的コストが大きい点等が問題点として指摘された。

3 修正リバースチャージ法（MRC）

（1）修正リバースチャージ法（MRC）の概要

MRC は、Zee（2005）により提唱された課税方式で、MRC の基本的な考え方では預金利子を課税仕入れ、貸出利子を課税売上げとするため、実質的には預貸スプレッドが課税されることになる。預金者が預金金利 5% で銀行に 1,000 万円の預入れを行い、銀行が同額を借主に貸出金利 15% で貸出を行った数値例（消費税率 10%）で、MRC を段階的に説明していく。

まずは預金者及び借主ともに課税事業者の例を示すと表 3-5 のようになる。

表3-5 MRCの概要①

(単位：万円)

①預金者、借主ともに課税事業者の場合(預入及び貸出金額1,000万、預金金利5%、貸出金利15%、税率10%)

	預金者 (課税事業者)	銀行	借主 (課税事業者)
売上	50 (1,000×5%)	150 (1,000×15%)	—
売上税額	5	15	—
仕入	—	50	150
仕入税額	—	5	15
控除税額		5	15 (注)
納付税額	5	10	—

(注) 借主が課税事業者の場合には課税仕入れにより支払った税額15万円を税額控除できるため仕入税額控除は機能する。

預金者は課税事業者であり納税義務があるため、預金利子 50 万円が課税売上げとなり、5 万円の売上税額が発生し同額を納付する必要がある。銀行は貸出利子 150 万円が課税売上げ、預金利子 50 万円が課税仕入れとなり、15 万円の売上税額から 5 万円の仕入税額を控除した 10 万円が納付税額となる。借主は仕入税額 15 万円の負担とともに、課税事業者であれば同額の税額を控除することができる。このように預金者と借主がともに課税事業者の場合には仕入税額控除は機能する。

次に預金者が家計の場合で考える。家計は納税義務がないため、預金者が家計の場合には銀行の課税仕入れにあたる預金利子が納税されない問題が生じる。そこで、預金利子にかかる納税義務を家計から銀行に移転させ、税額控除を認める方法がリバースチャージ法であり、表 3-6 のようになる。

表3-6 MRCの概要②

(単位：万円)

②預金者は家計、借主は課税事業者の場合（その他の条件は①に同じ）

	預金者 (家計：納税義務なし)	銀行		借主 (課税事業者)
		RC	売上または 仕入	
売上	—	—	150	—
売上税額	—	5 (注1)	15	—
仕入	—	—	—	150
仕入税額	—	—	—	15
控除税額	—	5 (注1)	—	15 (注2)
納付税額	—	0	15	—

(注1) 表内のRCはリバースチャージを意味する（表3-7及び表3-8も同様）。預金者が家計の場合には納税義務がないため、リバースチャージにより預金者の課税を銀行に移転するとともに同額の税額控除を認める。

(注2) 借主が課税事業者の場合には課税仕入れにより支払った税額15万円を税額控除できるため仕入税額控除は機能する。

(出所) 沼田 (2011b) pp. 31-34をもとに筆者作成。

預金者の売上税額にあたる5万円はリバースチャージにより銀行に移転し、同時に税額控除5万円も認めることで相殺される。併せて銀行には貸出利子にあたる売上税額15万円が発生する。借主には借入利子にかかる仕入税額15万円が発生するが、課税事業者の場合には仕入税額控除が認められるため実質的な負担はなくなることになる。

しかし、借主が家計（最終消費者）の場合には、預貸スプレッドに対する税額10万円と預金利子に対する税額5万円の15万円を負担することになり過大負担の問題が生じてしまう（表3-7）⁴⁷。

⁴⁷ 厳密には預貸スプレッドの間にはリスクプレミアムが存在するが、リスクプレミアムはゼロの仮定で説明を行っている。

表3-7 MRCの概要③

(単位：万円)

③預金者、借主ともに家計（納税義務なし）の場合（その他の条件は①に同じ）

	預金者 (家計：納税義務なし)	銀行		借主 (家計：納税義務なし)
		RC	売上又は仕入	
売上	—	—	150	—
売上税額	—	5（注1）	15	—
仕入	—	—	—	—
仕入税額	—	—	—	—
控除税額	—	5（注1）	—	—（注2）
納付税額	—	0	15	—

（注1）預金者が家計の場合には納税義務がないため、リバースチャージにより預金者の課税を銀行に移転するとともに同額の税額控除を認める。

（注2）借主が家計の場合には貸出利子にあたる売上税額15の負担が生じるが、税額控除はないため過大負担の問題が生じることになる。

（出所）沼田（2011b）pp. 31-34をもとに筆者作成。

借主が課税事業者の場合には仕入税額控除が認められるため、実質的な負担はなくなるが、借主が家計の場合には納税義務がなく、税額控除の機能もない。銀行は貸出利子にあたる売上税額 15 万円を借主に転嫁し、借主はこれを負担することになる。この 15 万円には預貸スプレッドに対する税額 10 万円と預金利子に対する税額 5 万円が含まれており、預金者が本来負担すべき税額まで負担することになる。

MRC ではこの問題に対して 2 つの対応により問題の解決を図っている（表 3-8）。まずは借主が負担する税額が預貸スプレッドに限定されるように仮想勘定を通じて調整を行う。具体的に述べると、借主に預金利子に係る 5 万円の税額控除を仮想勘定を通じて認めることで、借主の負担する税額を預貸スプレッドにかかる税額 10 万円にする。同時に金融機関にも仕入税額控除を認める。

これだけでは、預貸スプレッドに内包される預金サービスに係る対価まで借主が負担することになるため、この部分を調整する必要がある。預金サービスの対価を 2%とすると、預貸スプレッドにかかる税額 10 万円のうち 2 万円は預金者が負担すべき金額である⁴⁸。しかし、預金者が家計のためリバースチャージにより銀行に納税義務は移転す

⁴⁸ 預金サービスの対価をどこに設定するか、つまり、預貸スプレッドのうち預金サービスと貸付サービスの割合がどのようになるかについては、Zee（2005、2006）によれば、銀行が独自に決定することができるとしている。

る。ここで仮想勘定を通じて、借主に税額控除 2 万円を認め、借主の負担を貸付サービスに係る対価 8 万円 (=15 万円－預金利子の調整 5 万円－預金サービスの調整 2 万円) にするとともに、銀行にも仕入税額控除を認める。そして、預金サービスに係る対価 2 万円は銀行が預金者に支払う利子の減少という形で預金者に反映させる。結果として、銀行の納付税額は 15 万円と変わることなく、預金者・借主ともに各々が享受したサービス相当の負担となる。

表3-8 MRCの概要④

(単位：万円)

④預金者、借主ともに家計（納税義務なし）の場合によるMRCの対応（その他の条件は①と同じ）

	預金者 (家計：納税義務なし)	銀行			借主 (家計：納税義務なし)	
	売上または 仕入	RC及び仮想勘定 (預金利子の調整)	RC及び仮想勘定 (預金サービスの調整)	売上または 仕入	売上または 仕入	仮想勘定
売上（利子）	—(注2)	—	—	150	—	—
売上税額	—	5（注1）	2（注2）	15	—	—
仕入（利子）	—	—	—	—(注2)	—	—
仕入税額	—	—	—	—	—	—
控除税額①	—	5（注1）	2（注2）	—	—	5（注1）
控除税額②	—	—	—	—	—	2（注2）
納付税額	—	0	0	15（注3）	—	—

(注1) 預金者が家計の場合には納税義務がないため、リバースチャージにより預金者の利子に係る課税を銀行に移転する。借主の過大負担を解消するために、銀行に認められていた預金利子に係る5万円の税額控除を仮想勘定を通じて借主に認め、税負担を10万円にする。同時に金融機関にも仕入税額控除を認める。

(注2) 預金利子に係る税額控除を借主に認めただけでは、預貸スプレッド10万円に含まれる預金サービスに係る対価まで借主が負担することになるため、この部分を調整する必要がある。預金サービスの対価を2%とすると、税額は2万円 (=1,000×2%×10%) となるが、預金者が家計のためリバースチャージにより納税義務は銀行に移転する。借主の過大負担を解消するため、仮想勘定を通じて借主に税額控除2万円を認めるとともに、銀行にも仕入税額控除が認められ、預金サービスに係る対価2万円は預金者の受け取る利子の減少 (=48万円 (50万円－2万円)) という形で反映される。

(注3) 銀行の納付税額は表3-7と同様に15万円になるが、MRCにより預貸スプレッドのうち預金サービスの占める割合相当額2万円を預金者に、貸付サービスの占める割合相当額8万円 (=15-7) を借主に負担させることが可能になる。

(出所) 筆者作成。

(2) MRC の利点と課題

Zee (2005、2006) によると CF 税と同様に金融サービスへの完全課税が実現可能で、なおかつ CF 税において問題とされていた運営コストが軽減される⁴⁹としている。

MRC の問題は、預貸スプレッドに内包されるリスクプレミアムまで課税ベースに取り込まれ、過大課税になることである。CF 税ではリスクが事後的にはあるが課税ベースから控除されていたが、MRC にはこのような機能はない。借主に過大な負担を求める

⁴⁹ Zee (2005)は金融機関が預金及び借入金残高を逐一把握する必要がないため執行にあたり CF 税と比較しより簡易であると主張している。ただし、TCA のように金融機関において実際に検証し、運営上の問題が軽減されるといった報告があったわけではない。

ことになり、金融サービス課税の導入にあたっては大きな問題であるといえる。

第3節 ゼロ税率

金融サービスへの非課税措置により金融機関の仕入税額控除が遮断され税の累積が生じるが、これを防ぐ有効な方法としてゼロ税率がある。非課税措置とは異なり、ゼロ税率では仕入税額控除が認められるため、価格転嫁による税の累積は防げるかもしれない。しかしながら、付加価値税のもとで、金融機関が生み出している付加価値についても課税ベースに取り込むべきという議論の中で、ゼロ税率だけを導入することは不十分である。また、ゼロ税率の導入は税収への影響も懸念される。表3-9は事業者向け金融サービスにゼロ税率を導入した場合、表3-10は消費者向け金融サービスにゼロ税率導入した場合を示したものである（数値例は表2-2と同じ）。

表3-9 ゼロ税率（事業者向け金融サービス）

	A社	B銀行	C社	合計
売上(付加価値)	a	$a+b$	$a+b+c$	—
売上税額	ta	0	$t(a+b+c)$	—
仕入	0	a	$a+b$	—
仕入税額	0	ta	0	—
納付税額	ta	$\triangle ta$	$t(a+b+c)$	$t(a+b+c)$

（出所）鈴木（2015a）p. 5をもとに筆者作成。

表3-10 ゼロ税率（消費者向け金融サービス）

	A社	B社	C銀行	合計
売上(付加価値)	a	$a+b$	$a+b+c$	—
売上税額	ta	$t(a+b)$	0	—
仕入	0	a	$a+b$	—
仕入税額	0	ta	$t(a+b)$	—
納付税額	ta	tb	$\triangle t(a+b)$	0

（出所）鈴木（2015a）p. 3をもとに筆者作成。

事業者向け金融サービスの場合、税収は $t(a + b + c)$ となり、非課税措置が適用されている場合の税収 $ta(1 + t) + t(a + b + c)$ (表 2-2 参照)と比較すると税の累積分 $ta(1 + t)$ だけ少なくなる。

消費者向け金融サービスの場合、税収はゼロとなり、非課税措置が適用されている場合の税収 $t(a + b)$ (表 2-3 参照)と比較すると $t(a + b)$ だけ少なくなる。このように非課税からゼロ税率へ移行した場合にはいずれの場合でも税収は減少するため導入は現実的ではないと思われる。

ただし、課税案としてゼロ税率単独での導入は難しいものの、他の課税案との組み合わせでの導入には検討の余地が残されていると思われる。Huizinga (2002) や Poddar (2003) は事業者向け金融サービスにゼロ税率を導入し、消費者向け金融サービスには TCA の適用を提唱している。消費者向け金融サービスによる TCA は個別取引ごとの計算を要しないため事業者向け金融サービスより計算が簡素化されるため、TCA による課税の問題を回避しつつ税の累積も防ぐことができると主張している。

第 4 節 金融活動税 (FAT)

1 課税方法と課税ベース

これまで述べてきたように、金融サービスにおける付加価値を課税ベースに取り込むべく、CF 税やその改良形など様々な課税方法が提案されてきた。TCA は欧州の大手金融機関で試験的に導入されるにまで至ったが、実務的な観点から問題も多く定着には至らなかった。その後しばらく金融サービスの課税化へ向けた議論は停滞していたが、2008 年のリーマンショック以降の国際金融危機を契機に金融機関に対する課税強化の動きが強まった。G20 では、金融機関が投機的な行為により金融危機を引き起こし、一方で公的資金が注入されたことに対して、相応の負担を求めるとともに、他部門との課税の公平性の観点から税制上優遇されている状況を改めることの必要性が指摘された。こうした背景から、IMF より FAT が提唱され、新たな付加価値に対する課税方法として注目された。

FAT は、仕入税額控除のある一般消費税としての付加価値税とは異なり、金融機関の利潤と賃金に課税する加法方式の付加価値税である。類似の課税方法として、付加価値税を補完する位置付けで導入されている賃金税⁵⁰があるが、基本的な考え方は同様であり、IMF (2010)では課税ベースを以下のように FAT1、FAT2、FAT3 の 3 つに分けている。

①FAT1＝法人利潤（超過利潤）＋賃金

②FAT2＝法人利潤（超過利潤）＋賃金レント（超過分）

⁵⁰ フランスにおいて賃金税、イスラエルでは賃金と事業収益に対する課税がなされている。

③FAT3＝法人利潤（超過利潤のうち一定水準を超える部分）＋賃金レント
（超過分）

まずは法人利潤について説明すると法人利潤には正常利潤と超過利潤がある。正常利潤とは安全利子率と資本減耗率を加えたものであり、投資家が要求する収益率に応えるために最低限必要な利潤をいう。これに対して超過利潤はブランド価値や立地の優位性などから生じるもので、正常利潤を超える利潤を指す。正常利潤と超過利潤を合計したものが法人利潤となる。超過利潤に対する課税が行われたとしても、投資をすることによって超過利潤を得られることに変わりなく、企業の投資判断に影響がないことからFATでは超過利潤を課税ベースとしている⁵¹。

表3-11はIMF(2010)によりFAT1～3による対GDP比の税収を試算した結果である。FAT1～3の課税ベースは①>②>③の順になる。FAT1では粗法人利潤から資本財購入を除いたもの（キャッシュフロー法人税を想定）に賃金を加算したものが課税ベースとなっている。FAT2は賃金についてもレント（超過分）のみ課税しようとしたもので、背景には多産業の賃金に比べ金融機関の賃金が高かったことがある。しかし、現実的に賃金にかかるレントを特定することは難しく、暫定的なやり方にならざるを得ない。FAT3では課税ベースとなる超過利潤の範囲がさらに狭められ、ROE15%以上を超える利潤率の部分のみが課税ベースとなる。

⁵¹ ミード報告（1978）等の抜本的税制改革案のなかで提案されてきたキャッシュフロー法人税は、設備の即時償却を認めることで超過利潤に対してのみ課税する方法である。設備の即時償却が認められることで将来発生する正常利潤が現在価値ベースで相殺されるため、正常利潤に対する課税が回避されることになる。そのためFATの課税ベースのうち超過利潤に相当する部分への課税の一つの方法としてキャッシュフロー法人税の課税ベースを用いることが想定される。

表3-11 FATの潜在的な課税ベース

(GDP比, %)

国名	FAT1				FAT2		FAT3	
	粗法人 利潤 〔1〕	資本財 購入 〔2〕	賃金 〔3〕	課税ベース 〔4〕 = 〔1-2+3〕	超過 賃金 〔5〕	課税ベース 〔6〕 = 〔1-2+5〕	粗法人利潤 (ROE15%超) 〔7〕	課税ベース 〔8〕 = 〔5+7〕
オーストラリア	3.2	0.7	3.8	6.4	0.5	3.0	0.4	0.9
オーストリア	2.1	0.8	2.7	4.0	0.0	1.7	1.5	1.8
ベルギー	2.2	0.8	2.8	4.2	0.3	1.8	1.1	1.5
カナダ	3.0	1.3	3.9	5.6	0.5	2.2	0.3	0.8
デンマーク	1.8	0.4	2.5	4.0	0.3	1.8	0.4	0.7
フィンランド	1.1	0.3	1.2	1.9	0.2	0.9	0.0	0.2
フランス	1.4	0.8	2.7	3.3	0.3	0.9	0.5	0.8
ドイツ	1.5	0.3	2.3	3.6	0.3	1.5	0.2	0.5
ハンガリー	2.1	0.3	1.9	3.6	0.2	2.0	0.6	0.9
アイスランド	3.2	0.9	4.2	6.5	0.5	2.8	3.3	3.8
アイルランド	5.9	0.6	3.2	8.4	0.4	5.7	1.4	1.8
イタリア	1.7	0.4	2.3	3.6	0.3	1.6	0.1	0.4
日本	4.6		2.2	6.8	0.3	4.9	0.1	0.4
韓国	4.5	0.6	2.5	6.4	0.3	4.2	0.2	0.5
ルクセンブルク	14.9	0.7	9.0	23.2	1.1	15.3	4.6	5.7
オランダ	2.7	1.1	3.3	4.9	0.4	2.0	0.2	0.6
ノルウェー	1.8	0.4	1.4	2.7	0.2	1.5	0.2	0.3
ポルトガル	3.8	1.6	2.6	4.8	0.3	2.6	0.2	0.5
スペイン	2.1	0.7	2.1	3.5	0.3	1.7	0.7	0.9
スウェーデン	1.2	0.6	1.9	2.5	0.2	0.9	0.4	0.7
イギリス	2.8	0.7	3.9	6.1	0.5	2.7	0.6	1.1
アメリカ	3.2	0.9	4.4	6.6	0.5	2.8	0.2	0.7

(出所) IMF (2010) p. 75

2 FATによる消費者向け金融サービスに対する課税

現行の消費税のもとでは、付加価値への課税の技術的困難さを理由に金融サービスは非課税とされてきたが、FAT（以下では、FAT1に限定）では法人利潤と賃金を課税ベースにするため課税が可能になる。この点を数値例をもとに確認していく（表3-12、現行の付加価値税である消費税についてVAT（Value-Added Tax）と表記する）。銀行がA企業から仕入を行い、消費者向け金融サービスを提供している状況で、付加価値をA企業が30、銀行が20生産し、税率をVAT、FATともに10%と仮定する。

これまでも確認してきたように、VATでは非課税措置により消費者向け金融サービスの税額は3となり過小課税となる。しかし、金融機関にFATを課すことで税額が2となり、合計5の税額となり完全課税が実現することになる。

表3-12 VAT及びFATによる消費者向け金融サービス課税

	A企業		金融機関		合計	
	付加価値30		付加価値20			
	VAT	FAT	VAT	FAT	VAT	FAT
売上	30	—	50	—	—	—
売上税額	3		0			
仕入	0		30			
仕入税額	0		3 (控除不可)			
納付税額	3	—	0	2	3	2

(出所) 鈴木 (2015c) p. 5をもとに筆者作成。

3 FAT による事業者向け金融サービスに対する課税

次に、事業者向け金融サービスについて確認する。銀行がB企業に金融サービスを提供し、B企業の付加価値は40とする（その他の条件は表3-12の数値例と同じ）。非課税措置による弊害で確認したように、VATでは事業者向け金融サービスについては仕入税額控除が遮断されることにより税の累積が生じる。表3-13の場合には非課税措置がない場合には全体の税額は9となるが、税の累積が生じた結果、税額は合計12となる。さらに、この場合に銀行にFATが課されると銀行の税負担は2増えることになる一方、FATに対する仕入税額控除はないため、FATの分だけ税の累積は悪化し、VATとFATの合計税額は14となる。完全課税実現のためには税額は9にならないといけないものの、事業者向け金融サービスにFATが課された場合にはVATだけの場合よりも税の累積は悪化する。そのため、金融機関にとってはFAT単独でVATの補完税のような性質として導入することは受け入れ難いものであろう。

表3-13 VAT及びFATによる事業者向け金融サービス課税

	A企業		金融機関		B企業		合計	
	付加価値30		付加価値20		付加価値40			
	VAT	FAT	VAT	FAT	VAT	FAT	VAT	FAT
売上	30	—	50	—	90	—	—	—
売上税額	3		0		9			
仕入	0		30		50			
仕入税額	0		3 (控除不可)		0			
納付税額	3	—	0	2	9	—	12	2

(出所) 鈴木 (2015c) p. 5をもとに筆者作成。

第5節 各課税方法の比較

以上がこれまでに提案されてきた金融サービス課税案である。金融サービス課税化に向けて重要な点は、金融機関や事業者に過度な負担をかけず、非課税措置によりもたらされる過小課税や税の累積、産業間の不公平さを解消できるかどうかである。表 3-14 はそのような観点から①適正課税 ②税の累積 ③課税の公平性 ④執行コスト（金融機関・事業者）の4項目に分けこれまでに提案されてきた各課税案を評価したものである。なお、過小課税の問題については、課税方法によっては金融機関へ過大課税になることから、適正課税の問題として考えることにする。

税の累積の問題に対しては、FAT を除く各課税方法にて実現される。ゼロ税率は非課税措置により制限されていた仕入税額控除が認められるようになるため、VAT の制度枠内で税の累積が解消される。CF 税、TCA、MRC はキャッシュや利子の流出入に着目した VAT と整合的な方法であり、これらの方法でも税の累積の問題は解決される。一方、FAT は加法型の付加価値に対する課税であり、仕入税額控除といった機能もないため FAT の課税分だけ税の累積は悪化することになる。

非課税措置がもたらす過小課税に対しては、事後的な調整まで考慮にいれば CF 税、TCA で適正課税が実現されるのに対して、MRC ではリスクプレミアムが課税ベースに含まれ、かつその後の調整機能もないため過大課税となる。ゼロ税率は税の累積の問題を解消するのと引き換えに仕入税額控除も認められることによって税収の面では悪化することになる。一般的にゼロ税率は補助金と同様のものであり、非課税措置より望ましくないとの指摘もある。FAT は加法型の付加価値に対する課税という意味合いでは、課税ベースに取り込むことが容易になる一方、従来の VAT と並立することになり、金融機関が行う課税取引（手数料収入等の消費税が明示されたもの）の付加価値に重複して課税することになる。さらに現行の非課税措置による仕入税額控除の制限の問題との関係を存置したままでは金融機関への実質的な課税に加え FAT の負担も加わることから過大課税となる。

課税の公平性の観点からは、CF 税、TCA では理論上は適切な課税が実現され課税の公平性が確保できる。ゼロ税率では金融機関への優遇が強まるのに対して、MRC や FAT では、金融機関への負担が大きくなる。MRC ではリスクプレミアムまで課税が及ぶようになること、FAT では、手数料収入等の課税取引と二重課税になることがその原因である。

執行コストについては、CF 税では金融機関・事業者双方に大きな負担となる。CF 税の欠点としては、資金の調達時にキャッシュが流入するため追加的な税負担を強いられることや税額控除を受けるために金融サービスに係る税額を記録・保存する必要がある点があげられる。これを改良したのが TCA であるが、事業者負担がなくなる一方、金融機関の負担は変わらない。TCA は大手金融機関により実証研究がなされ、そこで人的コストやシステム整備費用の問題が報告されているため全ての金融機関への導入を視野に入れると、財務面に余裕のない金融機関への導入はハードルが高くなることが予想さ

れる。MRC についても田近・古市（2019）において複雑性や執行によるコストが指摘されている⁵²。この点 FAT は加法型の付加価値であり、法人事業税における外形標準課税の付加価値割において同様の課税ベースに対して課税が行われており、執行は比較的容易である。

表3-14 各課税方法の比較

	基本的な考え方	税の 累積	適正 課税	課税の 公平性	執行コスト	
					金融機関	事業者
CF税	キャッシュの流入を売上、キャッシュの流出を仕入のように考え、個別取引ベースで課税する。	○	○	○	×	×
TCA	TCA勘定を用い、キャッシュの流入の都度行っていた税の清算をやめ、返済が行われた時点で差金決済を行う。	○	○	○	×	○
MRC	貸出利子を売上、預金利子を仕入と捉え、MRCにより預金者と貸出先で適切な税負担を実現させる。	○	△	○	△	△
ゼロ税率	非課税措置ではないため、仕入税額控除が認められる。	○	×	×	○	○
FAT	金融機関の利潤と貸金に課税する（加算法の付加価値税）。	×	△	△	○	○

（注）○：課題を解決 △：半ば解決 ×：未解決

（出所）筆者作成。

⁵² 田近・古市（2019）p. 153。

第4章 金融サービス課税の導入に向けて

第1節 わが国での課税の方向性と議論の状況

第3章にてこれまで提案されてきた金融サービスの課税方法を確認した。また、諸外国の状況をみると、金融サービス課税への取組みは様々である（詳しくは、補論参照）。EU では、大手金融機関における TCA の実務レベルでの検証や国際的な金融危機を契機とした FAT の導入検討など、これまで金融サービス課税化に向けた具体的な動きがあったが、現在でも非課税措置が継続されている。一方、現代的 VAT と称され、課税ベースの広い VAT を実現しているニュージーランドでは、一定の条件のもと事業者向け金融サービスにゼロ税率を導入し、税の累積の緩和を図っている。これに似た事例としてオーストラリアの部分的な仕入税額控除があるが、自己供給バイアスの緩和に主眼を置いている。また、イスラエルでは加算法で算定された付加価値を課税ベースに賃金利潤税を課すことで VAT の補完を図っている。このように、各国で対応は様々であるが、わが国で金融サービス課税化を実現するにあたり、どのような制度が望ましいのであろうか。

わが国では消費税率が低かった影響もあるためか、消費税導入以降、非課税が維持され、課税化に向けた具体的な議論も行われてこなかった。しかし、リーマンショック以降の金融機関に対する課税強化の流れの中で、一部の専門家からわが国でも FAT などを導入するような提言がなされた。こうした意見に対し、全国銀行協会内に設置されている金融調査研究会で、FAT を含めた具体的な課税案について導入の可否について検討を行っている。本節では、金融サービスに対する課税のあり方について金融機関側の意見を確認し、課税化に向けた問題点を整理するうえでの参考にしていく。

1 わが国での課税の方向性

各課税方法の仕組みや特徴を把握したうえで言えることは、どの方法にもメリット・デメリットがあり、1 つの方法で全ての問題を解決することは困難ということである。改めて金融サービスが非課税措置となっている理由を考えると、それは付加価値を特定し抽出することの困難さにある。付加価値を特定することなく、結果的に付加価値に対する課税が可能になる CF 税や TCA は、理論的には魅力的な方法であるが、これまで確認してきたようにその執行は現実的ではない。金融サービスにおける付加価値の特定については、利子の性質上、現行の消費税制度の枠内あるいはそれに整合的な方法で行うことには限界があり、付加価値の要素を積み上げていく加算法による付加価値の特定が、理論的にも現実の執行の問題としてもこの問題を解決できる方法と考えられる。そこで、加算法による課税方法である FAT によって、金融機関の生産する付加価値に対して課税することを検討する。

2 日本での議論の状況

その前に、金融サービス課税に関するわが国のこれまでの議論をみてみよう。非課税とされている金融サービスについては、専門家からは何らかの方法で課税ベースに取り込むよう古くから提言がなされてきた。課税化に向けて課税方法等について具体的なコンセンサスが得られているわけではないが、消費税率の引上げに伴い税の累積の問題は深刻化していることが予想され、課税ベースに取り込む方法を模索するべきという方向性は一致していると思われる。

しかし、こういった問題意識から生じる議論は国民レベルでは行われていない。国民に広く薄く負担を求める消費税の性質から、本来、税率と課税ベースの議論は極めて重要なものであるが、わが国では税收確保の視点から専ら税率に焦点をあてた議論が行われてきた。課税ベースが広ければ税率が低くすむはずであるが、課税ベースと税率の間のトレード・オフの関係に関する議論は深まることなく現在に至っている。

では、金融サービスが非課税措置されていることについて、サービスの主な提供者である銀行はどのように考えているのであろうか。非課税売上に対応する仕入税額控除の制限により、実質的に銀行は課税されているため、収益力に影響があるはずである。そのため、税制に関して何らかの要望があっても不思議ではないが、一般社団法人全国銀行協会（以下、「全銀協」とする）⁵³が提出する税制に関する要望書の中では、非課税化による仕入税額控除の制限については是正の要望はない。日本医師会が同じく非課税とされている医療サービスについて、ゼロ税率を要求している点とは大きく異なる。これは、仕入税額控除が制限されることによる税負担よりも、非課税措置により他産業と比較し競走上優位になっていることのメリットの方が大きいと考えているからかもしれない。

欧州では、2008年に発生した国際金融危機を契機に金融機関に対する課税の議論が活発化した。危機を招いた金融機関への国民の批判を背景にした、財源確保とリスクテイクの抑制に重きを置いた議論であったかもしれないが、付加価値に対する適切な課税という視点からFATの検討も行われている。日本では金融危機の影響が欧米諸国と比較し限定的であったため、欧州のような議論や具体的な課税の動きがあったわけではない。それでも、全銀協内に設置された金融調査研究会⁵⁴にて、諸外国での課税の動向や法人税改革における実効税率引下げに伴う代替財源確保の文脈の中で、日本での金融機関に対する課税のあり方について金融機関側の意見を述べていることは大いに参考になる。以下でその内容について確認していく。

⁵³ 一般社団法人全国銀行協会は銀行業の健全な発展を通じて日本経済の成長に貢献することを目的に設立された一般社団法人で、国内の銀行の大半が会員となっている。

⁵⁴ 金融調査研究会は、経済・金融・財政等の研究に携わる研究者をメンバーとして、1984年に全銀協内に設置された研究会である。

3 金融機関側による FAT 導入の検討

金融調査研究会では、金融危機に端を発した金融機関に対する課税強化の流れの中、各国の事例等から課税の目的や課題等について研究を行い提言を行っている。具体的な課税方法として①金融安定負担金（FSC）⁵⁵ ②金融取引税（FTT）⁵⁶③金融活動税（FAT）の3つを取り上げ、わが国での導入の要否について検討を行った。3つの課税方法の中で、①及び②については、財源確保や過度なリスクテイクの抑制を直接の目的としており、本稿の目的とする金融機関の生産する付加価値への課税とは議論が離れるため、③の検討内容について確認していく。

FAT は、金融機関の利益及び報酬に対して課税するため金融機関の生産する付加価値への課税に相当する。そのため金融機関の過度なリスクテイクと肥大化を抑制する目的とは別に他産業との課税の公平性を確保するという側面をもつ。金融調査研究会ではFATの性質を認識のうえ、二つの目的の観点から導入の是非について次のように評価している⁵⁷。

a. 過度なリスクテイクと肥大化の抑制策の観点

わが国では、金融機関の過度なリスクテイクが問題視される状況になく、むしろ銀行には企業を支援する立場として、収益性を意識したリスクマネーの供給といった積極的なリスクテイクが求められている。規制面でも、国際合意に基づく規制が段階的に導入されていることや金融システム全体のリスクを金融庁が監督するなどの手当がなされている。こうしたことから過度なリスクテイク抑制という課税目的でのFAT導入はわが国の実情にそぐわない。

また、金融機関の過度なリスクテイクの一因と批判の多かった金融機関の報酬体系についても、欧米等では多額の業績連動報酬が支給されたのに対し、わが国では報酬に占める業績連動部分の割合が比較的小さかった。さらに金融庁等が主要行向けの監督指針等を改正し、過度なリスクテイクを誘発する報酬体系にならないよう配慮することを求めており、報酬面での対応もなされている。

⁵⁵ 金融安定負担金（FSC）は、将来の金融機関の破綻処理に係る財源の確保及び金融機関の過度なリスクテイクの抑制を目的として、金融機関のバランスシートに対して課税するものである。金融危機以降、イギリス、ドイツ、フランス等で導入された。わが国では金融機関の破綻処理に係る費用は、預金保険法にもとづき各金融機関で負担することとされているため財源の確保が求められる環境にないこと、また金融機関の過度なリスクテイクが問題視される状況になく、規制と金融当局の監督による対応がなされているため導入は不要と結論付けている。金融調査研究会（2016）pp. 1-23。

⁵⁶ 金融取引税（FTT）については、わが国ではリスクの高い投機的取引や高頻度取引が直ちに問題視される環境になく、他の国際金融センターがFTTを導入しない状況で、わが国単独で導入した場合、取引が他市場へ流れるおそれがあるため、導入には慎重な検討が必要としている。金融調査研究会（2016）pp. 1-23。

⁵⁷ 以下で金融調査研究会（2016）pp. 20-22の内容を要約した。

b. 付加価値税の代替課税の観点

金融サービスには、手数料等の対価が明示されているものを除き付加価値税が課されないため、その代替として加算法による付加価値税である FAT を導入すべきとの指摘があるが、この点については慎重に検討すべきである。

世界的にもマージンの形態をとる金融サービスにおいては付加価値の算定が技術的に困難であるため課税されていない。キャッシュフロー課税方式等も理論的には考えられるが、企業・金融機関双方に事務負担等の高いハードルがある。このように控除法による付加価値税の導入が困難であることから、代替として加算法による付加価値税である FAT を導入すべきとの指摘がある。

FAT の課税ベースは、金融機関の利益と報酬の合計額であるが、わが国ではすでに、法人事業税の外形標準課税の付加価値割において「報酬給与額＋純支払利子＋純支払賃料±単年度損益」の合計額を課税ベースとした課税が行われている。2016 年度税制改正で法人実効税率引下げが行われたが、代替財源確保の一方策として外形標準課税の付加価値割の税率は引き上げられた。FAT に似た課税ベースの外形標準課税の付加価値割の拡大が進んでいる中、加算法による付加価値税をさらに拡大することの是非については慎重な検討が必要である。

加算法による付加価値税は控除法とは異なり、顧客への転嫁が容易でなく、課税ベースの性質から雇用への影響も想定され、経済活動に歪みを生じさせることが懸念される。また、経済活動に歪みを生じさせることなく導入するためには課税対象となる法人の範囲、すでに消費税が課税された取引に係る付加価値にも重複して課税されることの是非、消費税における仕入税額控除との関係など、整理すべき多くの課題がある。

金融調査研究会は FAT の導入について以上のように評価し、導入にあたって解決しなければ問題を具体的に述べている。金融機関側が上述したような問題意識をもっていることを把握することは、今後の制度設計を模索するうえで参考になるであろう。

第 2 節 FAT の課税ベースの算出

第 1 節で確認したように、FAT には、消費税が課税された取引への二重課税の問題や仕入税額控除との関係など整理すべき課題を抱えている。それでも、他の課税方法と比較して付加価値を容易に算定できるという大きな特徴がある。具体的な課税ベースの算出方法として、まずは、田近・古市（2019）で行われた、ゆうちょ銀行を対象としたキャッシュ・フロー法人税による FAT の課税ベースの算出方法を確認する。そして、この方法を主要 5 行へ拡張したうえで試算を行い、算出方法の有用性について検証する。次に、本稿では、FAT の課税ベースの算出にあたって、外形標準課税の付加価値割を用いた課税ベースの算出方法を提案し、同じく主要 5 行での試算を行い有

用性を検証する。最後に、外形標準課税の付加価値割を用いた際の課税ベースの修正について説明し、主要 5 行へ FAT を導入した際の課税ベースと税収について述べる。

1 キャッシュ・フロー法人税による課税ベースの算出

(1) キャッシュ・フロー法人税の課税ベース

投資判断に影響を与えない法人利潤（超過利潤）を付加価値の要素とする FAT では、FAT の課税ベースのうち、超過利潤部分にはキャッシュ・フロー法人税の課税ベースを用いることが想定される。ミード報告（1978）では、キャッシュ・フロー法人税の課税ベースを表 4-1 のように分類している。各取引の分類については、製品の販売やサービスの提供、固定資産等の売却によるキャッシュの流入から原材料の購入、給与やサービスの支払い、固定資産等の購入によるキャッシュの流出を差し引いたものを実物取引（R ベース）、借入金等によるキャッシュの流入と元利金の支払いによるキャッシュの流出の収支差額を金融取引（F ベース）、増資や配当金の受取によるキャッシュの流入と減資や支払配当によるキャッシュの流出の収支差額を資本取引（S ベース）としている。金融機関については、業務の性質上、R ベースでの取引は少なくなるため、R+F ベースでの課税が必要になると考えられている。

表4-1 キャッシュフロー法人税の課税ベースの分類

	資金流入	資金流出
実物取引（Rベース）	R：製品の販売＋サービスの提供＋実物資産売却収入	$\bar{R}$ ：原材料の仕入れ＋人件費・サービスの支払＋実物資産取得（投資）
金融取引（Fベース）	F：借入 ＋金融資産の減少 ＋受取利子	$\bar{F}$ ：借入金の返済 ＋金融資産の増加 ＋支払利子
資本取引（Sベース）	S：新株発行（増資） ＋他社株の売却 ＋受取配当	$\bar{S}$ ：自社株取得 ＋他社株式の購入 ＋支払配当

ミード報告（1978）p. 231をもとに筆者作成

(2) 田近・古市（2019）の試算

田近・古市（2019）は、このキャッシュ・フロー法人税の考え方をもとに、キャッシュ・フロー計算書の計算項目を基礎に FAT の課税ベースの推計を行っている⁵⁸。具

⁵⁸ ただし、田近・古市（2019）pp. 144-146 にて検証している FAT による税収試算について「キャッシ

体的には、営業活動によるキャッシュ・フローのうち法人税等の支払額以外を R+F 営業活動によるキャッシュ・フロー (R+F 営業 CF)、投資活動によるキャッシュ・フローのうち、有価証券の取得・売却・償還による収支及び金銭の信託の増加・減少による収支以外を R+F 投資活動によるキャッシュ・フロー (R+F 投資 CF)、R+F 財務活動によるキャッシュ・フロー (R+F 財務 CF) に該当するものはキャッシュ・フロー計算書から識別することが困難であるため取り上げないこととしている。試算ではゆうちょ銀行の 2013 年 3 月期から 2018 年 3 月期 FAT の推移を算出しており、表 4-2 はその結果を示したものである。なお、人件費についてはキャッシュベースではなく、発生ベースでの数値となっている。

結果は、6 年分の平均の数値として 1 兆 9,720 億円の課税ベースとなっているが、最も少ない 2013 年の△2,230 億円から最も大きい 2014 年の 4 兆 2,640 億円と大きな差が生じていることがわかる。

表 4-2 ゆうちょ銀行の FAT の推移

(単位：10 億円)

決算期：3月	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	平均
R+FCF 合計	-320	4,163	3,016	837	837	-54	1,871
R+F 営業 CF	-287	4,180	3,048	870	870	4	1,907
R+F 投資 CF	-34	-16	-32	-33	-33	-58	-36
R+F 財務 CF	0	0	-42	0	0	0	0
給料手当	98	100	100	101	101	103	101
FAT1	-223	4,264	3,116	3,687	939	49	1,972

(出所) 田近・古市 (2019) p. 146

(3) 主要 5 行への拡張 (独自試算①)

次に、田近・古市 (2019) の手法を用いて、試算対象行を増加し、キャッシュ・フロー法人税の課税ベースを用いた算出方法の有用性について検証する。表 4-3 はみずほ、三菱 UFJ、三井住友、りそな、埼玉りそな銀行の 2020 年から 2022 年までの 3 年分の財務諸表を基に試算した結果である⁵⁹。5 行合計の FAT は、2020 年 14 兆 9,260 億円、2021 年 76 兆 5,950 億円、2022 年 11 兆 5,360 億円、3 年平均 34 兆 3,520 億円となった。ゆうちょ銀行で得られた結果と同様に年度ごとに大きな変動があったことが

キャッシュ・フロー計算書を使ってどこまで FAT1 を捕捉することができるかについては課題が残る。」とし、極めて限定的な試算であると述べている。

⁵⁹ 各銀行ともキャッシュ・フロー計算書については連結ベースでの開示となっているため、超過利潤の算定にあたって連結会社の分だけ過大に算定されると思われるが、連結会社の影響はそれほど大きいものではないと考えられる。なお、人件費については各金融機関の損益計算書より単体かつ発生ベースの数値となっている。

わかる。また、表 3-11 で IMF（2010）にて、金融機関全体の潜在的な課税ベースを GDP 比 6.8%（ただし、資本財購入分が控除されていないため実際はこの数値より低くなる）と推計しているが、この数値と比較しても極めて過大な結果と解釈される。

表4-3 メガバンク等のFATの推移（キャッシュ・フロー法人税ベース）

（単位：10億円）

	2020年					2021年				
	超過利潤（R+CF）			人件費	FAT	超過利潤（R+CF）			人件費	FAT
	R+営業CF	R+投資CF	小計			R+営業CF	R+投資CF	小計		
みずほ	1,216	-283	933	324	1,257	16,139	-164	15,975	317	16,292
三菱UFJ	6,614	-810	5,804	385	6,189	33,377	-206	33,171	380	33,551
三井住友	5,781	-140	5,641	320	5,961	18,002	-158	17,844	327	18,171
りそな	919	-9	910	88	998	5,194	-9	5,185	89	5,274
埼玉りそな	489	0	489	32	521	3,276	-1	3,275	32	3,307
合計	15,019	-1,242	13,777	1,149	14,926	75,988	-538	75,450	1,145	76,595
	2022年					平均				
	超過利潤（R+CF）			人件費	FAT	超過利潤（R+CF）			人件費	FAT
	R+営業CF	R+投資CF	小計			R+営業CF	R+投資CF	小計		
みずほ	5,032	-81	4,951	302	5,253	7,462	-176	7,286	314	7,601
三菱UFJ	2,286	-899	1,387	363	1,750	14,092	-638	13,454	376	13,830
三井住友	1,301	-181	1,120	345	1,465	8,361	-160	8,202	331	8,532
りそな	2,246	-11	2,235	88	2,323	2,786	-10	2,777	88	2,865
埼玉りそな	715	-2	713	32	745	1,493	-1	1,492	32	1,524
合計	11,580	-1,174	10,406	1,130	11,536	34,196	-985	33,211	1,141	34,352

（出所）全国銀行協会「全国銀行財務諸表分析」及び各金融機関の決算短信より筆者作成。

2 外形標準課税による FAT の課税ベースの算出

（1）外形標準課税の付加価値割

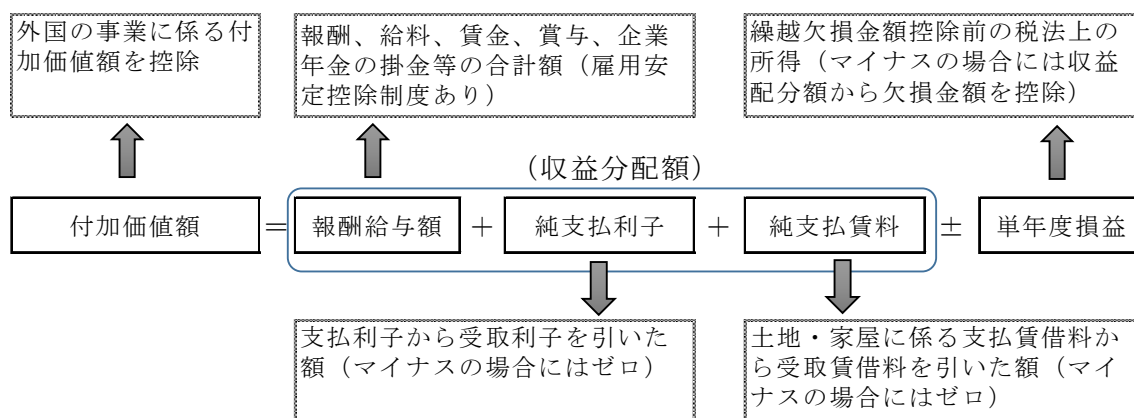
一般に、キャッシュ・フロー法人税の課税ベースを用いることが想定される FAT ではあるが、検証結果からわかるように、「キャッシュ・フロー計算書」を計算基礎に得られる数値については疑問が残る結果となった。そこで、わが国の外形標準課税の付加価値割⁶⁰にて既に導入されている加法型の付加価値税を参考に、課税ベースを算出

⁶⁰ 法人事業税については、平成 15 年度の税制改正にて、資本金の額 1 億円超の法人を対象として外形基準（付加価値額及び資本金等の額）による課税を 4 分の 1 とする外形標準課税が導入された。導入の背景には税収の確保もあったと思われるが、企業が都道府県から受ける行政サービスについて、受益の程度に応じた負担をすべきという応益課税としての税の性格を明確にするという趣旨もあった。

する方法を検討する。

外形標準課税の付加価値割の課税ベースは、各事業年度の報酬額、純支払利子及び純支払賃借料の合計額（これを「収益分配額」という。）と各事業年度の単年度損益との合計額とされており（地方税法 72 条の 14、図 4-1 参照）、純支払利子と純支払賃借料を除くと FAT に近い課税ベースであることがわかる。

図 4-1 外形標準課税の付加価値割の課税ベース



（出所）石橋（2022）p. 271をもとに筆者作成

（2）外形標準課税の付加価値割を用いた FAT の課税ベース（「付加価値割課税ベース」）の算出（独自試算②）

外形標準課税の付加価値割の単年度損益は税務上の減価償却制度が適用された課税所得としていることから、設備投資全額を控除できる FAT とは異なるが、外形標準課税の付加価値割の課税ベースにおいて設備投資全額の控除を認めることで、より FAT に近い課税ベースに転換することができる。表 4-4 は表 4-3 の金融機関 5 行（単体ベース）の「経常利益＋人件費－有形・無形固定資産の増加分」を表したものである⁶¹。前年からの有形・固定資産の増加分は、新規の設備投資額から減価償却費を控除した数値に対応していると考えられるため、経常利益と人件費の合計から有形・固定資産の増加分を控除することで、設備投資全額を控除したキャッシュ・フロー法人税の課税ベースに近い課税ベース（以下、「付加価値割課税ベース」と表記する。）になる。なお、単年度損益は課税所得の数値を想定しているが、表 4-4 では課税所得が不明なため経常利益で代用した。

「付加価値割課税ベース」の 5 行合計の推計結果は、2020 年 2 兆 5,870 億円、2021

そして、法人税減税という潮流の中で、代替財源確保の観点から平成 27 年度及び平成 28 年度税制改正において外形標準課税は拡大されている。

⁶¹ 國枝（2016）pp. 39-42 の課税ベースの推計方法を参考にした。

年2兆1,770億円、2022年2兆8,230億円、3年平均2兆5,290億円となり、キャッシュ・フロー計算書ベースの推計とは大きく異なる結果となった。「付加価値割課税ベース」で得られた試算結果と大きく異なる結果になったキャッシュ・フロー法人税による課税ベースについては、計算対象に含めるべき項目の精査が必要であり、先行研究で提示された方法をそのままの形で採用することは困難であろう。その点、「付加価値割課税ベース」は、簡易的な方法ではあるものの設備投資全額の控除を認めた方法であり、課税ベースの算出にあたって追加的な事務負担が少ない点も優れている。

表4-4 メガバンク等のFATの推移（「付加価値割課税ベース」）

（単位：10億円）

	2020年				2021年			
	経常利益	人件費	有形・無形 固定資産の 純増分	合計	経常利益	人件費	有形・無形 固定資産の 純増分	合計
みずほ	431	324	117	638	278	317	41	554
三菱UFJ	459	385	2	842	202	380	-13	595
三井住友	484	320	-9	813	436	327	10	753
りそな	147	88	11	224	115	89	2	202
埼玉 りそな	36	32	-2	70	39	32	-2	73
合計	1,557	1,149	119	2,587	1,070	1,145	38	2,177
	2022年				平均			
	経常利益	人件費	有形・無形 固定資産の 純増分	合計	経常利益	人件費	有形・無形 固定資産の 純増分	合計
みずほ	211	302	-47	560	307	314	37	584
三菱UFJ	407	363	-156	926	356	376	-56	788
三井住友	746	345	-23	1,114	555	331	-7	893
りそな	83	88	0	171	115	88	4	199
埼玉 りそな	20	32	0	52	32	32	-1	65
合計	1,467	1,130	-226	2,823	1,365	1,141	-23	2,529

（出所）全国銀行協会「全国銀行財務諸表分析」及び各金融機関の決算短信より筆者作成。

3 「付加価値割課税ベース」の調整

(1) 国内取引に係る調整

金融サービス課税化へ向けて、金融機関の生産する付加価値が明らかになったが、

現行消費税制度のもとで、「付加価値割課税ベース」をこのままの形で用いることには問題がある。近年ではメガバンクを中心に海外での業務比率も高まっているが、「付加価値割課税ベース」には消費税法の課税対象とならない国外での取引による利潤も含まれている。外形標準課税の付加価値割においても、受益の負担に応じた課税の応益原則のもと、外国の事業に帰属する付加価値額は課税ベースから控除されており、FATの課税ベースの算出にあたっても同様に控除する必要がある

表 4-5 は都市銀行 5 行の国内業務部門と国際業務部門の業務粗利益の内訳を示したものであるが、国際業務部門の占める割合は約 41.5%となっている。金融サービス課税を非課税措置に対する代替税と位置付けるのであれば、消費税法で課税の要件となっている国内取引分を課税対象とすべきであり、国外取引分の付加価値は控除する必要がある。

表 4-5 業務粗利益の内訳

(単位：10億円)

メ ガ バ ン ク 等 5 行 合 計 (単 体)			
2021年4月～2022年3月	国内業務部門	国際業務部門	合計
業務粗利益	28,348	20,086	48,434
資金利益	19,362	13,412	32,774
役務取引等利益	8,275	5,267	13,542
特定取引利益	138	-294	-156
その他業務利益	573	1,700	2,273

(注) 業 務 粗 利 益＝資金利益＋役務取引等利益＋特定取引利益＋その他業務利益

資 金 利 益＝資金運用収益－(資金調達費用－金銭の信託運用見合費用)

役務取引等利益＝役務取引等収益－役務取引等費用

特定取引利益＝特定取引収益－特定取引費用

その他業務利益＝その他業務収益－その他業務費用

(出所) 全国銀行協会「全国銀行財務諸表分析」をもとに筆者作成。

(2) 二重課税に係る調整

金融機関の業務は多岐にわたっており、金融サービスだけでなく、送金手数料や ATM 手数料、投資信託等の販売手数料など課税対象となる業務も多い。これらのサービスは現行消費税制度で既に付加価値に対する課税が行われているため、FAT で課税した場合には、金融調査研究会において指摘されているように、二重課税という問題が生じる。そのため、課税取引部分を除いたものが FAT の課税ベースとなる。

(3) 「付加価値割課税ベース」調整後の課税ベースと税収（独自試算③）

表 4-6 は国内取引と二重課税分を控除した FAT の課税ベースの推計値とその税収で

ある（税率は10%）。業務粗利益（国内＋国外）のうち国内業務部門の業務粗利益から役務取引等利益を除いた割合をFATの課税対象とした。なお、メガバンク等5行の個別の国内業務部門と国外業務部門の業務粗利益が不明なためメガバンク等5行合計で推計したものである。上記の仮定のもとでの試算であるが、2019年3月期から2022年3月期までの3期平均で5行のFATの課税ベースは1兆220億円、税率10%で税収は1,020億円程度になる。

表4-6 メガバンク等のFATの推移（付加価値割課税ベース調整後）と税収

（単位：10億円）

	A:調整前FAT （「付加価値割 課税ベース」）	B:業務粗利 益（国内＋ 国外）	C:業務粗利 益(国内)	D:役務取引 等利益	調整後FAT:A× {(C-D)/B}	税収
2020年3月期	2,587	4,733	2,849	801	1,119	112
2021年3月期	2,177	4,831	2,536	814	776	78
2022年3月期	2,823	4,843	2,835	828	1,170	117
3期平均	2,529	4,802	2,740	814	1,022	102

（出所）全国銀行協会「全国銀行財務諸表分析」より筆者作成。

第3節 税の累積への対応

以上のように、簡易的な方法に基づく概算数値であり対象行も一部ではあるものの、FATで課税した場合の課税ベースとその税収を示した。しかし、事業者向け金融サービスにおける税の累積の問題は残されたままであり、VATの非課税規定により生じる税の累積に加え、FATには仕入税額控除がないため、FATを導入した分だけ税の累積は悪化することになる。

まず、VATにかかる税の累積を緩和する有効な方法として、金融機関に対して仕入税額控除を認めるゼロ税率がある。ゼロ税率は、現行消費税制度の枠内で行われる方法であり、本稿で提案したFATによる付加価値への課税が行われるのであれば、税の累積への対処方法として最も現実的な方法であろう。ニュージーランドでも採用されているため実際の運用は参考になるものと思われる。なお、ゼロ税率を消費者向け金融サービスにまで適用した場合には、金融機関の前段階までのVATがゼロになり、税収がFATのみになるため、対象は事業者向け金融サービスに留めるべきであろう。

また、FATにかかる税の累積を緩和する別の方法として、Keen, Krellove and Norregaard (2010) は、仕入税額控除を適用するために金融サービスの仕入を特定す

ることよりも、FAT の税率を VAT の税率より低く抑えることで税の累積を緩和する方法が望ましいとしている。一つの方法ではあるが、FAT を VAT における非課税措置の代替税と考えるのであれば、同一税率とすることが望ましいものと思われ、ゼロ税率による仕入税額控除を認めたうえで、FAT に低税率を適用することは税収への影響も大きくなるであろう。FAT に係る仕入控除税額を追加的な事務負担が少なく特定できるのであればそれが望ましいが、現実的には困難であろう。

VAT において税の累積がどの程度生じているか、情報の制約もあるため実証的な検証は行えないものの、FAT による付加価値課税と事業者向け金融サービスに対するゼロ税率の導入は、金融機関への適正な付加価値課税と税の累積の緩和を図れる一つの課税案と考える。

最後に、FAT の課税ベースの性質から雇用への影響や課税の対象とする範囲の観点から慎重な検討が必要との意見もあるが、付加価値に対する課税の適正化を図るものであるため特段の配慮は不要なものとする。雇用への影響から、法人事業税における外形標準課税の付加価値割で実施されている一定の条件のもとでの雇用安定控除のような考え方を FAT に採用することも可能なものと思われるが、課税ベースの縮小を招き、課税の公平性の観点からも金融機関に対する優遇措置と考えられそのような対応は避けるべきであろう。

おわりに

消費税法における非課税規定の一つである金融サービスは、利子に含まれる付加価値を特定・抽出することが技術的に困難であるため非課税とされている。この非課税措置により税の累積や過小課税といった弊害が生じるため、これまでこれらの問題を解決すべく多くの議論がなされ課税案が提案されてきた。しかし、残念ながら、金融サービス課税に対する明確な結論は得られておらず、わが国をはじめ多くの国で非課税措置が継続されており、非課税措置の維持もやむを得ないといった主張もある。

本稿では、このような現状を認識しつつ、これまで提案されてきた課税案の特徴や仕組み、各国の対応状況を参考に金融サービスの課税化を模索した。この立場の背景には、消費税率の引上げにより非課税措置の影響が大きくなっていることや基幹税として重要性を増す消費税において、税率だけではなく、課税ベースに焦点を当てた議論を深めるべきという考えがある。そこで、いくつかの問題点を内包する課税案であるものの、本稿では、金融サービス課税案として FAT を取り上げた。

FAT は、利子に含まれる付加価値を特定することなく、その構成要素を積み上げていくことで算定する加法型の課税方法である。具体的には企業利潤（超過利潤）と人件費を課税ベースにしている。IMF（2010）では課税ベースの算定にあたってキャッシュ・フロー法人税の課税ベースを想定しているが、キャッシュ・フロー計算書を利用した課税ベースの推計に限界があることから、本稿では、法人事業税における外形標準課税の付加価値割の課税ベースを設備投資の即時償却を認める課税ベースに転換する修正を加えて代用した。簡易的な方法であるが、この算定方法で金融機関 5 行を対象に 2020 年 3 月期から 2022 年 3 月期までの 3 期分の財務諸表により FAT の推計を行った。一定の条件のもと概算の数値ではあるが、金融機関の負担すべき付加価値を明らかにした。また、この方法、加法型の付加価値として算定される外形標準課税の付加価値割の課税ベースを利用することで、執行上の追加的な事務負担も最低限に抑えられるメリットがある。

ただし、現行の VAT と並立する形で FAT を導入することで、従来の非課税措置による税の累積に加えて、FAT による税の累積も生じることになる。FAT による適切な付加価値税がなされれば、事業者向け金融サービスに係る税の累積についてはゼロ税率の導入により緩和することが有力な方法であろう。ただし、消費者向け金融サービスについては税收を考慮すると非課税措置の維持が妥当と考える。

FAT による税の累積については、次段階の取引にて税額控除できる仕組みを構築できるのであれば望ましいが、事業者ごとに FAT に係る仕入控除税額を特定する負担は少ないと思われる。これに関して FAT の税率を VAT の税率より低くすることで累積を緩和するような提案もあるが、付加価値に対する適切な課税の観点からは VAT と同税率が

望ましいと考える。

以上が金融サービス課税の制度の方向性である。ただし、情報の制約上、非課税措置により金融機関が控除できない仕入税額がどの程度発生しているのか定かではなく、特に税の累積の問題については、実際の情報を基に議論を深めていくべきであろう。

既に消費税率は二桁の10%になったが、財源確保の視点から更なる消費税率引き上げの議論が具体化する可能性も低くない。確かに税率に関する議論も重要ではあるが、消費税の導入趣旨をふまえ、課税ベースの範囲を決める重要な要素である非課税規定についても議論を深め、わが国の消費税制度のあり方を検討することが肝要であろう。

補論 金融サービス課税の各国の状況

本稿では、課税の技術的困難さから多くの国で非課税とされている金融サービスについて、FAT による課税化と税の累積に対する手当としてゼロ税率の導入を提案した。実際には、付加価値税を採用する多くの国で金融サービスについて非課税措置が継続されているが、課税化に向けた議論や具体的な動きがなかったわけではない。

欧州では、金融サービスは非課税とされているが、これまでに課税化に向けた活発な議論や具体的な検証が行われてきた。ニュージーランドやオーストラリアでは非課税措置がもたらす税の累積や自己供給バイアスの問題に対し、ゼロ税率や部分的な仕入税額控除により緩和が図られている。また、イスラエルでは付加価値の要素である賃金と利潤を課税ベースとすることで、金融機関に対して補償的な課税を行っている。こうした地域や国での取組みを紹介し、金融サービス課税化に向けた議論を補足する。

1 EU の取組み⁶²

(1) EU の付加価値税 (VAT) 概要

欧州の統合は経済分野を中心に進められてきたが、EU の経済統合において税制の調和は大きな課題であった。加盟国による税制の相違は財、サービス、資本等の自由な移動の障壁になる懸念があるものの、課税権は国家の主権にかかわる問題であることから、EU は税制に関して閣僚理事会での全会一致制を採用している。そのため、税制の調和は他の分野と比べて統合が遅れている。

EU で採用している付加価値税 (VAT) をみると、EU 指令 (directive)⁶³で共通の付加価値税制を定め、その導入が EU 加盟の条件となっていることから、他の税制よりは比較的調和は進んでいるといえる。1977 年 5 月に公布された第 6 次指令 (77/388/EEC) は課税標準の統一を目的として交付されたもので、これにより現在の EU 型 VAT の枠組みが定められた。1992 年には第 6 次指令修正指令 (92/77/EEC) により、標準税率を 15% 以上、軽減税率を 2 本までとするなど税率において接近がみられた。2006 年 12 月に公布された指令 (2006/112/EC、以下「現行指令」) は、第 6 次指令とその後の修正指令等を整理したものであり、現行指令における非課税適用品目は表 5-1 のようになっている。このように EU は VAT の調和に向けた取組みを進めているものの、加盟国により税率・軽減税率対象品目・非課税適用品目等異なる部分も多く (表 5-2)、各加盟国が独自の VAT を実施していると捉えるのが適当である。

⁶² 本項の内容は、鎌倉 (2018) を参考にした。

⁶³ EU 指令は欧州委員会から加盟国への指令であり、加盟国はこれを批准する必要がある。指令の効力は、各国が国内法を整備した段階で生じ、国内法整備の方法や形式は各国に委ねられている。

表5-1 EUの現行指令における非課税適用品目

(1) 公益活動（郵便、医療、福祉など）
(2) その他
(a) 保険及び再保険取引（保険ブローカー及び保険エージェントが行う関連サービスを含む）
(b) 信用の供与（c）信用保証（d）預金及び当座預金・支払・振替・借入れ・小切手等の取引
(e) 法定通貨の取引（f）株式、会社又は組合の持分、社債及びその他の証券の取引
(g) 加盟国が定義する特別投資ファンドの運用（h）郵便切手・印紙等の供給
(i) 各加盟国の規制内での賭け事、富くじその他のギャンブル
(j) 建物又はその一部分及びその建築地の供給（k）未建築地の供給
(l) 不動産のリース又は賃貸（加盟国が定義するホテルやキャンプ場等の宿泊設備の提供、駐車場の賃貸、恒久的に設置された機械装置の賃貸、貸金庫の賃貸を除く）

なお、(b)から(g)の金融取引、建物又はその一部分及びその建築地の供給、未建築地の供給、不動産のリース又は賃貸については、課税選択権を与えることができる。

（出所）鎌倉（2018）p. 23をもとに筆者作成。

表5-2 EU及び加盟国（一部）のVAT概要

	EC指令	フランス	ドイツ	スウェーデン
施行	1977年	1968年	1968年	1969年
非課税	土地の譲渡（建築用地を除く）・賃貸、中古建物の譲渡、建物の賃貸、 金融・保険 、医療、教育、郵便、福祉等	土地の譲渡（新築建物の建築用地を除く）・賃貸、中古建物の譲渡、建物の賃貸、 金融・保険 、医療、教育、郵便等	土地の譲渡・賃貸、建物の譲渡・賃貸、 金融・保険 、医療、教育、郵便、福祉等	土地の譲渡・賃貸、建物の譲渡・賃貸、 金融・保険 、医療、教育、郵便、福祉等
標準税率	15%以上	20%	19%	25%
ゼロ税率	ゼロ税率及び5%未満の軽減税率は、否定する考え方を採っている	なし	なし	なし
輸出免税	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引
軽減税率	食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、医薬品、旅客輸送、宿泊施設の利用、外食サービス、スポーツ観戦、映画等 5%以上 (2段階まで設定可能)	旅客輸送、宿泊施設の利用、外食サービス等 10% 食料品、水道水、書籍、スポーツ観戦、映画等 5.5% 新聞、雑誌、医薬品等 2.1%	食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、旅客輸送、宿泊施設の利用、スポーツ観戦、映画等 7%	食料品、宿泊施設の利用、外食サービス等 12% 新聞、雑誌、書籍、旅客輸送、スポーツ観戦等 6%

（出所）財務省HP「消費税に関する基本的な資料 諸外国における付加価値税の概要」をもとに筆者作成。

(2) EU での金融サービス課税

EU では現在の EU 型 VAT の枠組みが定められた第 6 次指令により金融サービスは非課税とされ、現行指令においても継続されている。非課税措置の理由については、主に課

税技術上の問題とされており、インボイス方式を採用している EU で、マージンの形態をとる金融サービスにおいて、課税対象となる部分を確認・評価し、取引ごとに VAT を課すことの困難さがあげられている。ただし、第 6 次指令立案時点から金融サービスの非課税化は税の累積が生じ、課税の中立性が損なわれる懸念を有していたため、加盟国に課税の選択権を保証している。

1990 年代半ばには、欧州委員会で金融サービス課税化に向けた具体的な検討が進められ、第 3 章で説明した課税案である TCA を欧州の大手 10 社の金融機関を対象に試験的に導入した。VAT にも整合した方法であり正確な課税と仕入税額控除が可能であることが確認される一方、金融機関にかかる人的コストやシステム費用が大きいとの指摘があった。結果として、実施するには複雑であり、行政・事業者へ過大な負担がかかるため採用には至らなかった。

以降は欧州委員会でも現行制度の大幅な変更に伴う複雑さはマイナスであり、混乱を招くとの理由で課税化に向けて消極的な意見が多くなり、この問題の議論は停滞した。しかし、2008 年に生じた国際金融危機を契機に金融機関に対する税制の活用が検討されるようになった。金融機関への課税の背景には、過度なリスクテイクにより金融危機を引き起こし、公的資金が注入された金融機関に対し、財源確保の観点から相応の負担（課税強化）が必須との国民感情がある。また、金融危機の再発を防止するためには、金融危機の大きな要因と考えられた高いレバレッジによる過度なリスクテイクを抑制するような税制に改革する必要があると考えられた。

欧州委員会では、財源確保と過度なリスクテイクの抑制の観点から、具体的な課税方法の検討を行った。一つはトービン税⁶⁴の一種であり、リスクの高い投機的取引及び高頻度取引の抑制を目的に幅広い金融取引に対して課税する金融取引税（Financial Transfer Tax, FTT）で、もう一つは第 3 章において説明した付加価値税の一種である FAT である。欧州委員会では、FAT は他産業と比較して税制上優遇されている金融機関への課税に取り組むものであり、付加価値に対する課税につき、比較的経済への影響が少ないものとして FTT と比較し望ましいとの立場であった。しかし、FAT には投機的取引を直接抑制する機能がないことや想定される税収において大きな差があった⁶⁵ことなどから、結果として欧州委員会は FTT を選択することとなった。金融危機に端を発した金融機関への課税強化の流れの中で、FAT は採用されるには至らなかったが、付加価値に対する課税方法として議論が進行した点は前向きに捉えることができる。

⁶⁴ 経済学者ジェームズ・トービンが 1972 年に提唱した税制度で、為替取引へ低率の税を課すことで短期的・投機的な取引を抑制するもの。

⁶⁵ FAT では 93～303 億ユーロの税収に対して、FTT では 164～4,340 億ユーロの税収（Europran Commision, 2011b, 2011c）。

2 ニュージーランドの取組み ⁶⁶

(1) ニュージーランドの付加価値税 (GST) 概要

ニュージーランドでは 1986 年に付加価値税 GST (Goods and Services Tax, GST) が導入された。不完全な形ながら 1954 年にフランスではじめて付加価値税が導入されたことを考えると、その歴史は比較的浅いといえる。GST 導入前は卸売売上税を採用しており、広い免税範囲や税率構造の複雑さ等が問題視されていた。その点 GST の特徴としては、単一税率と非課税適用品目 (表 5-3) を最小限に抑え広い課税ベースを確保している点があげられ、経済に対して中立的な付加価値税として、世界的にも高い評価を受けている。2010 年、2011 年に公表されたマーリーズ・レビュー⁶⁷においては複数税率構造と広い非課税適用品目を有する EU 型付加価値税を「老化し、機能不全に陥った古い租税」(伝統的 VAT) と評したのに対し、GST はその対極にある現代的 VAT として高く評価されている⁶⁸。より具体的にはニュージーランドでは欧米各国で設定されている軽減税率はなく、医療・福祉・教育サービス、政府サービスといった公的部門も課税対象となっており、非課税範囲は極めて限定的となっている。

表5-3 ニュージーランドの付加価値税GST概要

導入	標準税率	非課税	ゼロ税率	輸出免税	軽減税率
1986年	15%	住居の賃料、金融 (最終消費者向け 等)	金融(対事業者向 け)、土地取引 (対事業者向け) 等	輸出及び輸出類似 取引	—

(出所) 鎌倉 (2018) p. 11をもとに筆者作成。

(2) GST のパフォーマンス

VAT の課税ベースの広さを示す指標に VAT 税率比率 (VAT Revenue Ratio, VRR) があるが、GST のパフォーマンスの高さはこの点からも確認できる。VRR は「理想的な課税ベース (国民経済計算上の最終消費支出と近似) が標準税率で課税された場合に得られるべき税率に対する実際の VAT の税率」であり、以下の式で表される。1 に近いほど効率性の高い税の徴収が行われていることを意味し、OECD が公表する VRR では 2018 年におけるニュージーランドの値は 0.99 で、OECD 諸国でトップに位置する⁶⁹。

⁶⁶ 本項の内容は、鎌倉 (2018) を参考にした。

⁶⁷ ノーベル経済学者ジェームズ・マーリーズ卿を座長とする欧米各国の著名研究者らによって作成された税制改革の報告書。1978 年に所得課税から消費課税への転換を提言したミード報告 (ノーベル経済学者ジェームズ・ミードらによる税制改革の報告書) の後継報告と位置付けられている。

⁶⁸ 渡辺 (2011) pp.104-111。

⁶⁹ OECD (2020) *Consumption Tax Trends 2020*, OECD

$$VRR = \frac{\text{実際の VAT の税込額}}{\text{理想的な課税ベース} \times \text{標準税率}}$$

VRR に影響を与える要因は主に 4 点あげられる。第 1 に非課税項目の範囲であるが、EU とニュージーランドで確認したように非課税項目の範囲は国により異なる。本稿で取り上げている金融サービスを含め非課税品目の範囲をどのように定めるかで VAT の課税ベースの広さは変化する。第 2 にゼロ税率を含めた軽減税率の導入をしているかどうかあげられ、導入が一般的な EU に対し、ニュージーランドでは単一税率であり課税ベースは広がる。第 3 に免税点の設定があげられる。課税事業者となる一定の売上高が各国で設定されており、この数値が低ければ課税ベースは広がる。ただし、これは零細事業者まで課税を拡大することを意味するため、免税点を下げれば税務管理コストはその分高くなることになる。最後は実際の税込額がいくら確保できたかである。これは制度上課税ベースが広く設定されていた場合でも、容易に脱税できる場合には、実質的な課税ベースはその分狭くなることを意味する。

VRR は VAT のパフォーマンスを示す指標であるが、いくつか留意すべき点もある。まず、VAT の税込額に非居住者による国内消費が統計上反映されてしまう点で注意が必要である。これは本来輸出免税にあたり、非居住者が支払った税込額は控除する必要があるが、VRR ではそのような修正はされておらず、国際的な経済活動に対しての補正がなされていない。次に理想的な課税ベースとして、国民経済計算上の最終消費支出を用いるが、VAT の概念と完全には一致しない点がある。具体的には、国民経済計算上では持ち家の帰属家賃が消費に含まれるのに対し、VAT ではこれは課税ベースに含まれないことがあげられる。最後に事業者向け金融サービスの非課税化によって生じる税の累積の結果、税込額が増えることになるため VRR の数値が高くなることである。これは経済全体の厚生を考えたときには、必ずしも望ましいものではない⁷⁰。

(3) ニュージーランドでの金融サービス課税

ニュージーランドでは 2005 年より登録事業間の事業者向け金融サービスについてはゼロ税率が適用されている。ゼロ税率適用の条件は、金融サービスを提供される側の課税売上割合が 75%を超えていることで、サービス提供側の金融機関に対して確認義務が課せられている。また、ゼロ税率が適用されない場合には非課税となる。このことから多くの場合には事業者向け金融サービスはゼロ税率、消費者向け金融サービスは非課税となっている。また、金融機関同士の金融サービスは通常非課税となるが、サービスの次段階で、登録事業者向けにゼロ税率で金融サービスの提供を行う金融機関への金融サ

⁷⁰ 鈴木（2016）pp. 1-2 を参考にした。

ービスの提供は一定の割合で税額控除が認められる⁷¹。

こういった仕組みにより金融サービスを GST 制度に組み入れ、金融機関の仕入税額控除を可能にすることで、事業者向け金融サービスの非課税化により生じる税の累積の問題は緩和された。一方で、Zee（2006）によれば、ゼロ税率の適用条件を遵守するためのコンプライアンスコストが高いことやゼロ税率の非適用企業において税の累積が残ること等が指摘されている。また、税の累積はある程度解消されるかもしれないが、税収への影響も少なからずあると思われる。

3 オーストラリアの取組み⁷²

(1) オーストラリアの付加価値税（GST）概要

オーストラリアでは 2000 年に付加価値税 GST が導入された。それまで卸売売上税を採用していたが、税率構造が複雑であり、サービスが課税対象から除かれるなどの問題を抱えており、課税ベースの広い消費課税導入の議論が行われていた。卸売売上税の歪みを是正すべく、抜本的税制改革の一環で GST が導入されることが決まり、標準税率は単一税率の 10%となった。複雑な税率構造が解消される一方、GST 導入にあたる政治的交渉の過程で食料品にゼロ税率が適用されるなど、GST の課税ベースは狭められ VRR は OECD 平均より低く低調な数値になっている。表 5-4 は GST の概要を示したものであるが、医療、教育等にもゼロ税率が適用されている点や金融サービスにて部分的な仕入税額控除を認めている点も特徴的である。

表5-4 オーストラリアの付加価値税GST概要

導入	標準税率	非課税	ゼロ税率	輸出免税	軽減税率
2000年	10%	住居の販売（新築と商業用施設を除く）、個人用住居の賃貸、金融等	食料品、水道水、医療、教育、保育、障害者用の乗用車等	輸出及び輸出類似取引	—

（出所）鎌倉（2018）p. 11をもとに筆者作成。

(2) オーストラリアでの金融サービス課税

非課税措置のもたらす弊害に自己供給バイアスが生じる点があるが、オーストラリアではこれを防止することを目的に、金融サービスにかかる仕入等に対して 75%の仕入税額控除（Reduced Input Tax Credit, RITC）を認めている。

⁷¹ 渡辺（2012）pp. 224-225。

⁷² 本項の内容は、鎌倉（2018）を参考にした。

この点を数値例を用いて説明すると以下のようになる⁷³。金融機関が外注先に 100 豪ドル（税抜）を要するサービスを委託することとし、税率は 10%とする。このとき、100 豪ドルのうち 25 豪ドルを外注先の間投投入とし、75 豪ドルを利潤・人件費等（付加価値）と仮定する。外注した場合には、100 豪ドルと仕入税額 10 豪ドル（100 豪ドル×10%）の合計 110 豪ドルを必要とするが、非課税化されていた場合には 10 豪ドルの仕入税額控除ができない。一方、自己供給した場合の合計は、中間投入 25 豪ドルとその仕入税額 2.5 豪ドル、利潤・人件費等 75 豪ドルの合計 102.5 豪ドルとなる。ここで、金融機関に 75%の仕入税額控除（10 豪ドル×75%=7.5 豪ドル）を認めることで、自己供給の場合と外注の場合とでコストは変わらなくなり、自己供給バイアスは解消されることになる。RITC の 75%という数値を 100%にすれば、ゼロ税率適用と同じ結果になるが、RITC の適用はゼロ税率適用の場合と比較して減収規模が緩和されることになるため税収との兼ね合いで検討に値する方法である。

4 イスラエルの取組み

(1) イスラエルの付加価値税 VAT の概要

イスラエルでは 1976 年に付加価値税 VAT が導入された。その仕組みは EU 型の VAT に類似しており、標準税率は単一税率の 17%であり、観光サービスや青果物にゼロ税率が適用されている（表 5-5）。金融サービスについては多くの国と同様に課税の技術的困難さから非課税とされているが、補償税として金融機関に対して貸金税と利潤税を課している点が特徴的である。

表5-5 イスラエルの付加価値税VATの概要

導入	標準税率	非課税	ゼロ税率	輸出免税	軽減税率
1976年	17%	特定の不動産の販売・賃貸、貴金属、 金融等	観光サービス、青果物の販売	輸出及び輸出類似取引	—

（出所）筆者作成。

(2) イスラエルでの金融サービス課税

イスラエルでは金融サービスを非課税としているが、金融機関に対して 17%の貸金税と利潤税を課している。これは、金融サービスへの課税が技術的に困難であるため、加算法で算定された付加価値を課税ベースとして貸金利潤税を課し、VAT を補完

⁷³ 以下の説明は Zee（2006）や鈴木（2009）を参考にした。

しようとしたものである⁷⁴。産業間の公平さを重視した措置と言えるが、金融サービスは非課税のままであるため、金融機関は仕入れに係る税額を控除できず過大課税となっている。また、貸金利潤税を課すことで、VAT での事業者向け金融サービス非課税化がもたらす税の累積の問題をさらに悪化させている可能性もある。

⁷⁴ 同様の方法としてフランスでは金融機関に対して貸金税が課せられている。

参考文献等一覧

【参考文献】

(和文文献)

- 伊川正樹 (2015) 「消費税法における『資産の譲渡等』の意義—所得税法における「資産の譲渡等」との比較—」『税法学』573号、pp. 19-37。
- 石橋茂 (2022) 『図解 地方税 令和4年版』大蔵財務協会。
- 市澤正昌 (2013) 「金融機関に対する付加価値税の検討」租税資料館第22回入賞作品。
- 上田正勝 (2021) 「所得税法における『対価』の意義について」『税大論叢』102号、pp. 85-142。
- 奥谷健 (2013) 「消費税における『対価性』」『租税理論研究叢書第23号 税制改革と消費税』日本租税理論学会編、法律文化社、pp. 50-64。
- 金子宏 (1995) 「総論—消費税制度の基本的問題点—」『日税研論集』第30号、日本税務研究センター、pp. 1-28。
- 金子宏 (2021) 『租税法 (第24版)』弘文堂。
- 鎌倉治子 (2018) 『諸外国の付加価値税 (2018年度版)』国立国会図書館調査及び立法考査局編、国立国会図書館。
- 菊谷正人 (2006) 「消費税法における問題点」『経営志林』第43巻1号、pp. 39-55。
- 金融調査研究会 (2016) 「金融セクターに対する課税のあり方」『金融セクターに対する課税のあり方』平成27年度金融調査研究会、一般社団法人全国銀行協会、pp. 1-23。
- 日下文男 (2013) 『金融取引をめぐる所得課税と消費課税』税務経理協会。
- 國枝繁樹 (2008) 「金融サービスに対する消費課税のあり方について」『金融所得課税の基本問題』証券税制研究会編、財団法人日本証券経済研究所、pp. 28-55。
- 國枝繁樹 (2012) 「金融危機後の金融関連税制」『証券税制改革の論点』証券税制研究会編、公益財団法人日本証券経済研究所、pp. 1-31。
- 國枝繁樹 (2016) 「金融危機後の金融関連税制：アップデート」『金融セクターに対する課税のあり方』平成27年度金融調査研究会、一般社団法人全国銀行協会、pp. 25-58。
- 佐藤英明 (2009) 「消費税法における『事業』の意義」『税研』148号、日本税務研究センター、pp. 169-171。
- 篠原克岳 (2016) 「金融取引に係る消費税の取扱いについて」『税大論叢』86号、pp. 307-384。
- 鈴木将覚 (2009) 「VATにおける金融サービス課税—非課税化の問題とその対応策—」『みずほ総研論集』2009年Ⅱ号、pp. 37-60。

- 鈴木将覚 (2010)「ボーダーコントロールのない VAT—仕向地主義課税をいかに実現するか—」『みずほ総研論集』2010 年IV号、pp. 101-127。
- 鈴木将覚 (2014)「消費税の設計シリーズ①消費税の課税ベース」『みずほインサイト』、みずほ総合研究所。
- 鈴木将覚 (2015a)「消費税の設計シリーズ④非課税とゼロ税率」『みずほインサイト』、みずほ総合研究所。
- 鈴木将覚 (2015b)「消費税の設計シリーズ⑤消費税と法人税の関係」『みずほインサイト』、みずほ総合研究所。
- 鈴木将覚 (2015c)「消費税の設計シリーズ⑥金融活動税 (FAT)」『みずほインサイト』、みずほ総合研究所。
- 鈴木将覚 (2016)「消費税の設計シリーズ⑫消費税の軽減税率と C 効率性」『みずほインサイト』、みずほ総合研究所。
- 高松慶裕 (2016)「金融サービスに対する最適課税—取引費用アプローチによる検討—」『証券経済研究』第 96 号、pp. 43-58。
- 武田昌輔 (1989)『DHC コンメンタール消費税法』第一法規。
- 田近栄治・古市二郎 (2019)「銀行取引への付加価値税—論点の整理と税込試算—」『成城・経済研究』第 224 号、pp. 129-154。
- 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部分所得課 (2011)「間接的に計算される金融仲介サービス (FISIM) の導入による国民経済計算体系への影響について」『季刊国民経済計算』第 146 号、pp. 1-27。
- 中里実 (1998)『キャッシュフロー・リスク・課税』有斐閣。
- 西山由美 (2011)「EU 付加価値税の現状と課題—マーズ・レビューを踏まえて—」『フィナンシャル・レビュー』102 号、pp. 146-165。
- 西山由美 (2014)「金融セクターに対する消費課税—非課税と仕入税額控除の不整合への対応—」『租税法と市場』金子宏他編、有斐閣、pp. 298-318。
- 西山由美 (2016)「『資産の譲渡』の概念」『租税判例百選 [第 6 版]』、中里実・佐藤英明・増井良啓・渋谷雅弘編、有斐閣、pp. 171-172。
- 沼田博幸 (2011a)「金融仲介サービスに対する消費課税について:Zee 氏の代替的課税方式に関する論文の紹介を中心として」『租税研究』第 736 号、pp. 264-297。
- 沼田博幸 (2011b)「保険取引に対する消費課税について—損害保険に対する課税を中心として—」『会計論叢』第 6 号、pp. 13-54。
- 羽田享 (2008)「消費税における金融サービスへの課税について」『三田学会雑誌』第 101 巻第 1 号、pp. 29-52。
- 武野秀樹 (2004)『GDP とは何か 経済統計の見方・考え方』中央経済社。
- 山田敏也 (2019)「適格請求書等保存方式 (いわゆるインボイス方式) の導入後におけ

- る仕入税額控除方式—欧州等のインボイス制度を参考に—」『税大論叢』98号、pp. 1-107。
- 山田敏也 (2020)「シェアリングエコノミーと消費税—『事業として』の範囲及びその事業に係る仕入税額控除を中心に—」、『税大論叢』100号、pp. 269-351。
- 山本守之 (1995)「課税対象取引と課税対象外取引」『日税研論集』第30号、日本税務研究センター、pp. 115-195。
- 吉村典久 (2010)「消費税の課税要件としての対価性についての一考察—対価性の要件と会費・補助金」『租税法の発展』金子宏編、有斐閣、pp. 396-409。
- 渡辺智之 (2011)「ニュージーランド税制改革における消費課税—GSTの導入から引上げに関する考察—」『税務弘報』59巻7号、pp. 104-111。
- 渡辺智之 (2012)「付加価値税 (VAT) におけるゼロ税率」論ジュリ1号、pp. 223-226。
- 渡辺裕泰 (2012)『ファイナンス課税 第2版』有斐閣。

(英語文献)

- Auerbach, Alan and Roger Gordon (2002), “Taxation of Financial Services Under a VAT,” *American Economic Review*, Papers and Proceedings, 92, pp. 411-416
- Australian Department of the Treasury (1999), *The Application of Goods and Services Tax to Financial Services*, Consultation Document, August
- Bird, Richard and Pierre-pascal Gendron (2007), *The VAT in Developing and Transitional Countries*, Cambridge University Press, New York
- Boadway, Robin and Michael Keen (2003), “Theoretical Perspectives on the Taxation of Capital Income and Financial Services,” in P. Honohan (ed.), *Taxation of Financial Intermediation : Theory and Practice for Emerging Economies*, Oxford University Press, New York
- Diamond, Peter and James Mirrlees (1971), “Optimal Taxation and Public Production, I : Production Efficiency,” *American Economic Review*, 61(1), pp. 8-27
- European Commission (1996), *Value Added Tax—A study of Methods of Taxing Financial and Insurance Services*
- (2006), *Economic Effects of the VAT Exemption for Financial Insurance Services*
- (2007), *Commission Staff Working Document Accompanying document to the Proposal for a Council Directive amending Directive 2006/112/EC*
- (2010), *Communication from the Commission to the European Parliament,*

- The Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions : Taxation of the Financial Sector*, COM(2010) 549 final
- (2011a), *Proposal for a Council Directive on a Common System of Financial Transaction Tax and Amending Directive 2008/7/EC*, COM(2010) 594 final
 - (2011b), *Impact Assessment : Accompanying the Document Proposal for a Council Directive on a Common System of Financial Transaction Tax and Amending Directive 2008/7/EC*, Commission Staff Working Paper, SEC(2011) 1102 final
 - (2011c), *Executive Summary of the Impact Assessment : Accompanying the Document Proposal for a Council Directive on a Common System of Financial Transaction Tax and Amending Directive 2008/7/EC*, Commission Staff Working Paper, SEC(2011) 1103 final
 - (2012), *Proposal for a Council Decision Authorizing Enhanced Cooperation in the Area of Financial Transaction Tax*, COM(2012) 631 final/2
- Grubert, Harry and James Mackie (2000), “Must Financial Services be Taxed under a Consumption ” *National Tax Journal*, 53(1), pp.23-40
- Hoffman, Lorey, Satya Poddar, and John Whalley (1987), “Taxation of Banking Services Under Consumption Type, Destination Basis VAT,” *National Tax Journal*, 40(4), pp.547-554
- Huizinga, Harry (2002), “A European VAT on Financial Services,” *Economic Policy*, 35, pp.499-534
- IFS(Intitute for Fiscal Studies) (1978), *The Structure and Reform of Direct Taxation : Report of a Committee Chaired by Professor J.E.Meade*(ミード報告), London, Allen and Unwin
- IMF (2010), *A Fair and Substantial Contribution : A Framework for Taxation and Resolution to Improve Financial Stability, Report to the G20*, Washington DC : International Monetary Fund
- Jack, William (2000), “The Treatment of Financial Services under a Broad-Based Consumption Tax,” *National Tax Journal*, 53(4), pp. 841-851
- Keen, Michael, Russell Krelove and John Norregaard (2010) , “The Financial Activities Tax” In S. Classens, M.Keen and C. Pazarbasioglu (eds.) , *Financial Sector Taxation: The IMF’ s Report to the G-20 and Background Material*, Washington DC: International Monetary Fund.
- New Zealand Inland Revenue Department (2004), GST guidelines for working with

the new zero-rating rules for financial services, October
 OECD (2020), “Consumption Tax Trends 2020 : VAT/GST and Excise Rates, Trends
 and Policy Issues”, OECD Publishing.

Poddar, Satya (2003), “Consumption Taxes : The Role of the Value-Added Tax,”
 in P. Honohan (ed.), *Taxation of Financial Intermediation : Theory and
 Practice for Emerging Economies*, Oxford University Press, New York

Poddar, Satya and Morley English (1997), “Taxation of Financial Services under
 a Value-Added Tax,” *National Tax Journal*, 50(1), pp. 89-111

Sen, Amartya (1985), *Commodities and Capabilities*, Amsterdam, North-
 Holland(鈴木興太郎訳『福祉の経済学－財と潜在能力』岩波書店、1988 年)

Zee, Howell (2005), “A New Approach to Taxing Financial Intermediation
 Services Under a Value-Added Tax,” *National Tax Journal*, 53(1),
 pp. 77-92

— (2006), “VAT Treatment of Financial Services : A Primer on Conceptual
 Issues and Country Practices,” *International Tax Review*, 34(10),
 pp. 458-474

【判例】

昭和 56 年 4 月 24 日／最高裁判決／民集 35 卷 3 号
 平成 15 年 11 月 26 日／名古屋高裁判決／税資 253 号順号 9473
 平成 24 年 3 月 16 日／大阪高裁判決／訴月 58 卷 12 号
 平成 24 年 3 月 22 日／福岡高裁判決／平成 24 年（行コ）第 34 号

【ウェブサイト】

国税庁「No. 6201 非課税となる取引」
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6201.htm>（令和 4 年 11
 月 11 日最終閲覧）

国税庁「No. 6497 仕入税額控除のために保存する帳簿及び請求書等の記載事項」
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6497.htm>（令和 4 年 11
 月 11 日最終閲覧）

国税庁「No. 6505 簡易課税制度」
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6505.htm>（令和 4 年 11
 月 11 日最終閲覧）

裁判所「平成 19（行ウ）第 48 号：消費税及び地方消費税更生処分取消請求事件」
https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail4?id=81435（令和 4 年 11 月 11 日
 最終閲覧）

財務省「消費税に関する基本的な資料 消費税の仕入税額控除の計算方法」
https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/d04.htm#a06（令和 4 年
 11 月 11 日最終閲覧）

財務省「消費税に関する基本的な資料 諸外国における付加価値税の概要」
https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/d04.htm#a08（令和4年
11月12日最終閲覧）
全国銀行協会「全国銀行財務諸表分析」
<https://www.zenginkyo.or.jp/stats/year2-02/>（令和4年11月12日最終閲覧）
内閣府「2020年度国民経済計算（2015年基準・2008SNA）フロー編Ⅱ.制度部門別所得支出勘定」
https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kakuhou/files/2020/2020_kaku_top.html（令和4年11月12日最終閲覧）
みずほフィナンシャルグループ「決算・IRライブラリー 決算短信」
<https://www.mizuho-fg.co.jp/investors/financial/tanshin/index.html>（令和4
年11月12日最終閲覧）
三井住友フィナンシャルグループ「決算関連情報・IR資料室 決算短信」
https://www.smfg.co.jp/investor/financial/latest_statement.html（令和4年
11月12日最終閲覧）
三菱UFJフィナンシャルグループ「IR（投資家情報）決算短信」
<https://www.mufg.jp/ir/index.html>（令和4年11月12日最終閲覧）
りそなホールディングス「財務情報・IRライブラリー 決算短信」
<https://www.resona-gr.co.jp/holdings/investors/ir/presentation/index.html>
（令和4年11月12日最終閲覧）

ステーブルコインをめぐる取引に対する課税

—所得税を中心に—

林 建廷

要約

林 建廷

本稿は、現時点における国税庁の暗号資産取引に対する見解を切り口として、ステーブルコイン取引がこの見解に基づいてどのように認定されるかを考察し、この見解の解釈原理を探り、これをもとに検討するものである。

ステーブルコイン取引に関する国税庁の公的見解はまだ公表されていないが、国税庁が暗号資産と同じように、ステーブルコインを支払手段として、ステーブルコイン取引から生ずる利得を雑所得に区分する可能性が高いと思われる。これに対して、本稿では、ステーブルコイン等の譲渡による所得がいずれの所得区分に属するかについて考察する際には、まずは譲渡所得該当性を、次に利子所得該当性をそれぞれ検討し、結果的にそれらの所得類型に該当しない場合には雑所得に区分されるという順序に検討してこそ、雑所得として取り扱う見解に合理性を与えることができる。そのため、本稿では、ステーブルコイン取引を「ステーブルコインの売却」「ステーブルコインの交換」及び「ステーブルコインによる他の取引」に分けた上で、これらの取引から生ずる利得がどの所得分類に該当するかを理論的観点から考察する。

まずは、譲渡所得該当性についてである。ステーブルコインの売却または交換をする場合に、ステーブルコインが金銭にもたな卸資産にも該当しないため、ステーブルコインは譲渡所得の基因となる資産に該当する。そして、ステーブルコインを他人に移転する行為が譲渡に該当するため、ステーブルコインの売却または交換という譲渡による所得は譲渡所得に該当するとの結論を導き出した。一方、ステーブルコインの他の取引を行う場合に、ステーブルコインは譲渡所得の基因となる資産に該当するが、ステーブルコインを供給する行為は、提供する時点で利用者の担税力の増加がないほか、近い将来にそのステーブルコインが取引所から返還されるため、譲渡に該当しないと考える。したがって、ステーブルコインの他の取引による所得は譲渡所得に該当しないことを確認した。

次に、利子所得についてである。ステーブルコインによる他の取引を行う場合に、従来の預金概念を改めて分析することで、消費寄託契約はもちろん、消費貸借契約も預金契約に該当しうることを確認した。しかし、元本としてのステーブルコインが預金の他の要件に、特に「担保を付さない」という要件に該当しないため、ステーブルコイン取引により得た受取利子は利子所得に該当しないことを確認した。

最後に、ステーブルコイン取引に対する望ましい課税のあり方には、現行法の要件を解釈する解釈論だけでは限界があるため、本稿は立法論として二つの課税ルールを提言した。一つは、利用者が取引所に対してステーブルコインの譲渡をする時にその譲渡がなかったとみなすという取扱いである。すなわち、利用者が取引所に入金する時に譲渡に該当しないということである。もう一つは、利用者が取引所において、他人のステーブルコイン又は暗号資産と交換する時に、その譲渡がなかったとみなすという取扱いである。すなわち、ステーブルコイン同士が取引所において暗号資産又はステーブルコインを交換することに対して、課税繰延制度を採用する。このように、本稿では解釈論に加えて、立法論についても論じて、望ましい課税のあり方を探求した。

以上

目次

第1章 序論	1
第1節 本稿の目的.....	1
第2節 問題の所在.....	1
第3節 背景.....	2
第4節 構成.....	5
第2章 ステ이블コイン取引の全体像	7
第1節 ステ이블コインの概念	7
第1款 ステ이블コインの定義	7
第2款 ステ이블コインの種類と実例	9
第2節 ステ이블コインの取引	14
第1款 取引所	14
第2款 取引類型.....	17
第3節 ステ이블コインの位置付け.....	19
第1款 経済学上の位置付け	20
第2款 民法上の位置付け.....	24
第4節 小括.....	31
第3章 ステ이블コイン取引の議論	33
第1節 ステ이블コイン取引の所得区分の現状.....	33
第1款 ステ이블コインの売却又は交換により得た所得	33
第2款 ステ이블コインの他の取引により得た所得	34
第2節 ステ이블コインの譲渡に関わる議論.....	35
第1款 譲渡所得の議論	36
第2款 利子所得の議論	46
第3節 小括.....	52
第4章 ステ이블コイン取引に対する課税の再検討と提言	54

第 1 節 解釈論としての所得区分の再検討	54
第 1 款 譲渡所得の再検討	54
第 2 款 利子所得の再検討	57
第 2 節 立法論としての課税繰延に向けた提言	58
第 1 款 課税繰延の概念	58
第 2 款 資産の交換の特例	59
第 3 款 ステータブルコイン取引に対する課税繰延の検討	61
第 3 節 小括	63
結びに代えて	64

《凡 例》

1. 判決の引用についての略号は、次の例による。

最判・・・・・・・・最高裁判所判決

高判・・・・・・・・高等裁判所判決

地判・・・・・・・・地方裁判所判決

2. 判例集等の略号は、次の例による。

行集・・・・・・・・行政事件裁判例集

税資・・・・・・・・税務訴訟資料

民集・・・・・・・・最高裁判所民事判例集

訟月・・・・・・・・訟務月報

判時・・・・・・・・判例時報

判タ・・・・・・・・判例タイムズ

3. 《記載 URL 最終閲覧日》

本稿では多数の URL を引用しているが、全て 2024 年 1 月 9 日に最終確認を行っている。

第1章 序論

第1節 本稿の目的

本稿の目的は大きく二つある。一つは、現時点における国税庁の暗号資産取引に対する見解を切り口として、ステーブルコインをめぐる取引（以下、「ステーブルコイン取引」という）がこの見解に基づいてどのように認定されるかを考察し、この見解の解釈原理を探り、これをもとに検討することである。もう一つは、ステーブルコイン取引に対する取引方法と取引種類を考察した上で、現物取引であるステーブルコイン取引に関連する所得がいずれの所得区分に属するかについて理論的観点から論じることである。以上に加えて、ステーブルコイン取引は利用者が一連の取引を行うことで形成されるものであるため、ステーブルコイン取引に対する課税のタイミングを考慮しつつ、課税繰延措置の適用の方向性を提示することも目指す。

第2節 問題の所在

2020年10月、OECDは“Taxing Virtual Currencies: An Overview of Tax Treatments and Emerging Tax Policy Issues”と題する報告書を公表した¹⁾。この報告書は、各国における既存の法律の枠組みに基づいてステーブルコイン取引に対して直接税が与える影響を検討したものである²⁾。報告書では、ステーブルコイン取引が所得税においてどのような性質を持つのか、どのような所得に区分されるのか、という問題が取り上げられた³⁾。

OECDが示した問題は、日本にとっても無視できない問題である。日本の所得税法は、総合所得課税の税制を採用しているにもかかわらず、課税所得を10種類に区分し、それぞれの所得ごとに別々の計算式により所得を計算する仕組みを基本としている⁴⁾。すなわち、ある取引の所得額の計算方法がその所得分類の判定により決まる。さらに、個別に各種所得の金額を計算した後、もしその所得の金額がマイナスであれば、他の黒字の所得の金額と損益通算をすることができるかどうかは、その所得分類次第となる。そして、現行法の下では、損益通算のできる損失は譲渡所得、事業所得、不動産所得及び山林所得という四つの所得から生じたものに限定されている。それゆえ、ステーブルコイン取引から稼得した利得がどの所得に分類されるかは、納税者の利害に密接な関係を持っているのみならず、所得金額の計算にとって重要な問題である。

¹ OECD, TAXING VIRTUAL CURRENCIES: AN OVERVIEW OF TAX TREATMENTS AND EMERGING TAX POLICY ISSUES (2020) [hereinafter OECD 2020 REPORT].

² See *id.* at 8-9.

³ *Id.* at 46-47; See also COMM. ON PAYMENTS & MKT. INFRASTRUCTURES [CPMI], *G7 Working Group on Stablecoins: Investigating the impact of global stablecoins* 11 (2019) [hereinafter CPMI 2019 REPORT].

⁴ 一見したところ、この仕組みは日本の所得税法が分類所得税の税制を採用するのではないかという疑問を抱かせるかもしれないが、異なる経済的活動の性質に応じた所得はその所得自身の担税力が異なるという考え方からみると、所得分類は必要であると考えられる。この点に関する詳しい説明につき、金子宏『租税法（第24版）』201-202頁（弘文堂、2021）；谷口勢津夫『税法基本講義（第7版）』274-275頁（弘文堂、2021）；佐藤英明『スタンダード所得税法（第3版）』46-49頁（弘文堂、2022）参照。

そして、ステーブルコイン取引に関する所得区分の判断に影響を及ぼすのはその取引が発生した原因関係ないしステーブルコインそれ自体の法的性質であると考えられる⁵⁾。そのため、原因関係はもちろん、ステーブルコインそれ自体の法的性質も注意すべき点である。しかしながら、ステーブルコインの私法上の定義や法的性質を明らかにするような規定は存在しておらず、ステーブルコインの定義規定を織り込んだ資金決済に関する法（以下、「資金決済法」という）は規制法であり、たとえその定義を所得税法に借用することができても、その法的性質をそのまま借用することはできない⁶⁾。それゆえ、ステーブルコインそれ自体の所得税法上の法的性質は解釈に委ねられている。

無論、日本において、ステーブルコインと同じ技術を使った暗号資産の法的性質ひいては課税問題は従前より議論されており、その方策をそのままステーブルコインに当てはめるという考えもあるかもしれない。しかし、暗号資産の法的性質と課税関係に係る議論はあるとしても⁷⁾、ステーブルコインの価格変動が激しくないという点を考慮すると、暗号資産の方策をステーブルコインにそのまま当てはめることには問題がないとはいえない。

上述の状況を踏まえ、本稿はステーブルコイン取引に係る課税問題がどこにあるか、こうした問題に現時点での対応にはどのような問題があるかなどの点に着目することで、ステーブルコイン取引に対する望ましい課税のあり方を明らかにする。

第3節 背景

現代の金融取引においては、金融機関等を仲介することで、資金のやり取りを行うことが多い。この意味で、金融機関等の仲介者が取引当事者間の架け橋を担っており、これら金融資産の取引履歴を管理している。そして、金融機関等が中央集権的に管理をすることで、仕向口座の保有者であることの確認や、仕向口座内に正しく資金が存在することの確認などの一連のデータ処理の確実性を担保しているため、取引当事者は金融機関等を信頼している

⁵⁾ 金子・前掲注（4）221頁。

⁶⁾ 借用元は原則として民商法などに限られ、きわめて専門技術的な規制法令からの借用を認めることに慎重であるべきという主張をしているものとして、佐藤・前掲注（4）515頁；金子・前掲注（4）126頁参照。

⁷⁾ 暗号資産の中で、少なくとも、ビットコイン以外の暗号資産に関し、支払手段としての性質は非常に薄いため、その売却による所得は原則として譲渡所得に分類されると解すべきものとして、太田洋＝佐々木秀「仮想通貨（暗号資産）と所得税に関する諸問題：流出における補償金の課税上の取扱いについて」中里実ほか編『デジタルエコノミーと課税のフロンティア』142頁、156-157頁（有斐閣、2020）参照；さらに、泉絢也「仮想通貨（暗号通貨、暗号資産）の譲渡による所得の譲渡所得該当性」税法学 581号3頁、32頁（2019）（仮想通貨は支払手段になる同時に、投資対象や資金調達手段などにもなりうるということが指摘されている。）；酒井克彦「暗号資産における手続法・実体法の交錯（第3回）：租税法からみる暗号資産」月刊法律のひろば9月号57頁、61-62頁（2021）（暗号資産は「通貨」的性質のほか、「モノ」としての性質を有するという暗号資産の多重性質論を強調する。）；参議院「質問主意書：第208回国会（常会）」（2022年4月15日）（<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/208/touh/t208034.htm>）（暗号資産モナコインの譲渡等に係る税務上の取扱いに関する質問主意書に対する答弁書において、支払手段としての性質や資産の価値の増加益が生じる性質を複合的に有する資産が、譲渡所得の基因となる資産に該当するか否かについて、個別具体的な資産の性質により判断されるものと考えられる。すなわち、支払手段としての性質や資産の価値の増加益が生じる性質を複合的に有する暗号資産が譲渡所得に該当する余地を肯定しているようにみえる。）参照。

8)。しかしながら、国境を越えた取引と出稼ぎ労働者が増えるに従い、もし全ての国際送金
が国際銀行間通信協会（Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication, SWIFT）
による電信送金（telegraphic transfer remittance）という形で行われれば、送金銀行と受取銀行
の間に複数の中継銀行を経るため、各銀行の異なる営業時間と着金までの送金時間による時
間的コストが増えるだけでなく、各銀行の異なる為替手数料と送金手数料による経済的コ
ストも増加してしまう⁹⁾。そこで、時間的コストと経済的コストを大幅に抑えるために、
FinTech 企業がテクノロジーを活用し、イノベーションを既存の金融サービスと融合させるこ
とで、新たな金融サービスを選択できる可能性を切り拓こうとしている¹⁰⁾。

そして、既存の決済手段にインパクトを与えるテクノロジーとして注目されるのがブロッ
クチェーンである¹¹⁾。2008年10月にサトシ・ナカモト（Satoshi Nakamoto）を名乗る一人ま
たは複数の開発者が、暗号学のフォーラムで“Bitcoin: A Peer-to-Peer Electronic Cash System”
と題する論文を公表した¹²⁾。ビットコインのブロックチェーンを基盤としたこの論文で、利
用者が自分の個人情報を出さず、ビットコインのアカウントを作れば、中央集権
的なコントロールを必要とせず取引相手にビットコインという財産的価値のあるものを送
金できる決済システムが構築された¹³⁾。この決済システムはビットコインをいつ誰がどれだ
け所有していたかを安全、かつ、ほぼ否認されない取引の記録を組み込むことができるから
こそ、中央集権的な信頼できる決済システムに依存する代わりに、お互いに信頼していると
は限らない人々の間で取引のやり取りを可能にする¹⁴⁾。それゆえ、ビットコインのブロッ
クチェーンに係る応用は中央集権的な決済システムからの脱却、時間的コストと経済的コスト
の削減、さらに資金を広く流通させる支払手段を可能にすると予想されている¹⁵⁾。

ビットコインが登場した後、ビットコインのプロトコル（protocol）を改良した新しいブロッ
クチェーンであるイーサリアム（Ethereum）が誕生した。イーサリアムは、ビットコイン
のブロックチェーンとは異なり、チューリング完全なプログラミング言語（turing-complete
programming language）を提供した上で、誰もがスマートコントラクト（smart contract）¹⁶⁾を

⁸ 小出篤「『分散型台帳』の法的問題・序論：『ブロックチェーン』を契機として」黒沼悦郎＝藤田
友敬編『企業法の進路：江頭憲治郎先生古稀記念』827頁、828-829頁（有斐閣、2017）参照。

⁹ 金融財政事情編集部「クロスボーダー決済に活路を見いだすステーブルコインの今後：利用ニー
ズを模索するなか、電決業者規制がネックに」金融財政事情 3497号10頁、13頁（2023）。

¹⁰ KPMG ジャパン＝アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業監修・関口智和＝河合
健編『デジタル通貨・証券の仕組みと実務：ビジネス・法務・会計・税務（初版）』2頁（中央経
済社、2021）。

¹¹ ブロックチェーンは金融機関等の特定の管理者が集中管理するシステム（いわゆる「中央集権
型ネットワーク」）を、ネットワーク上の全体で管理するシステム（いわゆる「分散型ネットワ
ーク」）に移行することを目的とし、P2Pのネットワークやコンセンサス・メカニズム、暗号学
（cryptography）といった様々な異なる技術を融合するデータベースであると指摘するものとし
て、Primavera De Filippi＝Aaron Wright（片桐直人訳）『ブロックチェーンと法：〈暗号の法〉が
もたらすコードの支配（初版）』15頁（弘文堂、2020）参照。

¹² Satoshi Nakamoto, *Bitcoin: A Peer-to-Peer Electronic Cash System* (2008).

¹³ *Id.* at 1.

¹⁴ ビットコインの特徴と仕組みを詳しく紹介するものとして、De Filippi＝Wright（片桐訳）・前掲
注（11）25-35頁参照。

¹⁵ See DONG HE ET AL., *Virtual Currencies and Beyond: Initial Considerations* 6 (IMF Staff Discussion
Note, SDN/16/03, 2016).

¹⁶ スマートコントラクトについては、一定の条件が満たされた際に、取引が自動的に履行される

書き起こし、分散型アプリケーション（Decentralized Applications, DApps）¹⁷⁾ を実装できるようにしているブロックチェーンである¹⁸⁾。また、イーサリアム上で発行された暗号資産は「ネイティブトークン」（native tokens）と「非ネイティブトークン」（non-native tokens）という 2 種類に分けることができる¹⁹⁾。前者はイーサリアム上で発行され、そのプロトコルやエコシステム内で利用される暗号資産であるのに対し、後者は開発者がスマートコントラクトを書き起こすことで発行された暗号資産である²⁰⁾。様々な暗号資産が発行されるものの、これらは価格変動が激しいという特性がある。海外の研究者のレポートによれば、資金調達方法である ICO（initial coin offering）を行った日から暗号資産取引所に上場する日まで、暗号資産に係る価格の平均上昇率が 179%である一方²¹⁾、暗号資産のうちの 56%が ICO を実施した日から 120 日以内に失敗に終わっている²²⁾。そのため、暗号資産の価値の不安定さからみれば、暗号資産は支払手段として不向きであるという点が挙げられる²³⁾。

そして、価格変動が激しく支払手段として機能しづらいという問題を修正するため、支払手段の機能を強化したステーブルコインが登場した²⁴⁾。ステーブルコインは暗号資産と同じようにブロックチェーンにより、低コストで送金取引を行えるメリットがあるほか、安定した価値を持つという特徴もあるため、支払手段としての利用をより一層向上させる²⁵⁾。それゆえ、ステーブルコインを適切に活用すれば、将来的にはステーブルコインが家庭や企業での主な支払手段になる、とその支持者は主張する²⁶⁾。しかしながら、人々が暗号資産に投資する場合にリスクオフする際にはじめてステーブルコインに交換することで資産の目減りを回避することや²⁷⁾、ステーブルコインがまだ設計段階か理論段階にあること²⁸⁾といった原因で、ステーブルコインは現時点で決済を目的としてではなく、投資対象として使用されている。

ほか、その結果がブロックチェーン上で自動的に記録されるプログラムであると指摘するものとして、Michèle Finck, *Blockchains: Regulating the Unknown*, 19(4) GERMAN L.J. 665, 670 (2018).

¹⁷⁾ 分散型アプリケーションについては、ブロックチェーン上で作られたサービスを円滑に利用できるアプリであると指摘するものとして、*Id.* at 671.

¹⁸⁾ De Filippi=Wright（片桐訳）・前掲注（11）37 頁。See also *id.* at 670.

¹⁹⁾ Yuliya Guseva, *A Conceptual Framework for Digital-Asset Securities: Tokens and Coins as Debt and Equity*, 80(1) MD. L. REV. 166, 175-76 (2020).

²⁰⁾ See Timothy Nielsen, *Cryptocorporations: A Proposal for Legitimizing Decentralized Autonomous Organizations*, 2019(5) UTAH L. REV. 1105, 1108 (2020). なお、すべての非ネイティブトークンが日本の暗号資産の定義に該当するとは限らないが、ここでは海外の暗号資産の広い定義に該当するものを指す。

²¹⁾ Benedetti, H. & Kostovetsky, L., *Digital Tulips? Returns to investors in initial coin offerings* 3 (2018).

²²⁾ See *id.* at 5.

²³⁾ FIN. STABILITY BD.[FSB], ASSESSMENT OF RISKS TO FINANCIAL STABILITY FROM CRYPTO-ASSETS 8 (2022).

²⁴⁾ OECD 2020 REPORT, *supra* note 1, at 45.

²⁵⁾ CPMI 2019 REPORT, *supra* note 3, at 1.

²⁶⁾ PRESIDENT'S WORKING GROUP ON FINANCIAL MARKETS ET AL., REPORT ON STABLECOINS 1 (2021); See also HOWELL E. JACKSON et al., *How We Can Regulate Stablecoins Now-Without Congressional Action* 1 (HUTCHINS CTR., Working Paper No. 76, 2022).

²⁷⁾ 松嶋真倫「ウェブ 3 での活用が期待されるステーブルコインの意義と将来性：既存通貨と同様、あらゆる価値の媒介手段になり得る」金融財政事情 3497 号 14 頁, 14-15 頁（2023）。

²⁸⁾ OECD 2020 REPORT, *supra* note 1, at 46-47.

投資対象としてのステーブルコインの市場は急速に発展している。2020 年 5 月にステーブルコインの時価総額は 100 億ドルを超え²⁹⁾、2023 年 9 月末には 1240 億ドルを突破し³⁰⁾、この 3 年間で 10 倍以上の成長を遂げている。現時点で、テザー (USDT)、USD コイン (USDC)、及びダイ (DAI) の上位三つのステーブルコインは、ステーブルコイン時価総額の約 88.76%を占めている³¹⁾。また、ステーブルコインが市場において重要視される理由は、リスクオフの際に暗号資産を交換する対象であるほか、分散型金融 (decentralized finance、以下「DeFi」という) の世界ではステーブルコインが重要な役割を果たすからである。具体的には、IOSCO のレポートは、2020 年から 2022 年までの間に DeFi が急成長した理由として、利用者が暗号資産を担保にステーブルコインを借りることや、ステーブルコインを流動性プール (liquidity pool) に預けることといった様々な取引を行ったことを指摘する³²⁾。

また、ステーブルコインの台頭に影響を受けた日本では、世界に先駆ける形でステーブルコインを規制したことに伴い、2023 年 6 月からステーブルコインの発行・流通が解禁された。すなわち、海外だけでなく、日本でもステーブルコイン取引が増えていくことが想定されている。それゆえ、ステーブルコイン取引から得た利得がどのように課税されるかが問題となるであろう。この点につき、国税庁の公的見解は公表されていないが、2023 年税制改正の解説は、法定通貨の価値と連動する性質を有するステーブルコインについて、支払手段としての利用が広がっていくと指摘する³³⁾。すなわち、国税庁はステーブルコインを支払手段として理解しており、その理解を基にステーブルコイン取引から得た所得区分の判断を行う可能性がある。そして、なぜ国税庁はステーブルコインを支払手段として理解するかについて、それは 2023 年税制改正の解説による「資金決済に関する法律の改正に伴う所得税法等の整備」というタイトルからみれば³⁴⁾、国税庁が資金決済法の規定に影響する可能性が高い。ところが、租税制度は現実の経済活動により影響を与えながら、影響を受けるという特徴があるため³⁵⁾、ステーブルコインそれ自体の性質を検討するにあたって、現時点でステーブルコインが投資対象として使用されているという点も考慮される必要がある。したがって、本稿はステーブルコインの背景を視野に入れつつ、ステーブルコイン取引に対する課税の検討を行う。

第 4 節 構成

本稿は、次のような順番で論を進める。第 2 章では、ステーブルコイン取引の全体像として、ステーブルコインに対する仕組みと位置付けを説明する。まず、デジタル通貨や暗号資

²⁹⁾ NEXT MONEY 「ステーブルコインの総供給量は、100 億ドルを超える」(2020 年 5 月 19 日) (<https://nextmoney.jp/?p=30120>)。

³⁰⁾ COINDESK 「Progmatt は自らステーブルコインを発行しない? —誤解と知られざるインパクト」(2020 年 5 月 19 日) (<https://www.coindeskjapan.com/201927/>)。

³¹⁾ See COINGECKO, <https://www.coingecko.com/en/categories/stablecoins>。

³²⁾ See BD. OF THE INT'L ORG. OF COMM'NS [IOSCO], IOSCO DECENTRALIZED FINANCE REPORT: PUBLIC REPORT 16-20 (2022) [hereinafter IOSCO 2022 REPORT]。

³³⁾ 齊藤郁夫ほか編『改正税法のすべて (令和 5 年版)』59 頁, 102 頁 [伊藤昌広ほか] (大蔵財務協会, 2023)。

³⁴⁾ 齊藤ほか編・前掲注 (33) 95 頁。

³⁵⁾ 藤岡祐治「為替差損益に対する課税: 貨幣価値の変動と租税法 (1)」国家学会雑誌 130 巻 9・10 号 65 頁, 74 頁 (2017 年)。

産といった様々な語が次から次へと生まれてくる現状で、ステーブルコインそれ自体がどのようなものであるかを紹介するほか、ステーブルコイン取引を行える場所と取引種類に関する内容を併せながら、ステーブルコイン取引の仕組みを説明する。そして、ステーブルコインの位置付けを検討するにあたり、ステーブルコインが表章する権利でなく、ステーブルコインそれ自体の位置付けを検討する。そこで、所得税法と密接な関係を持っている経済学上の貨幣と民法上の金銭か財産という概念をステーブルコインそれ自体に当てはめることができるかを分析する。

第3章では、ステーブルコイン取引から得た利得がどの所得に分類されるかという現状を把握したうえで、ステーブルコインの譲渡に関する議論を検討する。ステーブルコイン取引の課税関係を考究するにあたって、ステーブルコインの譲渡を行って利得を得た場合に当該利得が譲渡所得に該当するかという論点は常に議論される。そこで、特に争いがある所得税法上のステーブルコインの法的性質がどのように位置付けられるかという点に着目したうえで、いくつかの法的性質を分析する。次に、暗号資産取引所が提供するサービスの一つとして、利用者がステーブルコインを暗号資産取引所に預け入れることで利得を得るものがあるが、この利得が利子所得に該当するかどうかについては、まだ議論がある。そこで、利子所得の預金と金融機関の概念を考察することにより、ステーブルコインの預け入れに係る利得に対する課税関係を論ずる。

第4章では、第2章から第3章において明らかになったことを踏まえ、ステーブルコイン取引に対する現行の所得課税制度の問題点を簡潔にまとめてから、所得税法上の望ましい課税のあり方を構築する。そして、法定通貨に換金するまで、ステーブルコイン取引のやり取り・譲渡が頻繁に行われるため、課税繰延措置の適用の方向性を提示する。最後に、以上の分析に基づき、本稿の結論をまとめた上で、ステーブルコイン取引に係る今後の課題と将来展望を示す。

第2章 ステータブルコイン取引の全体像

ステータブルコインという用語は法律上の明確な用語ではなく、一般的に特定の資産と関連して価値の安定を目的とする非ネイティブトークンを指す集合名詞である。そのため、ステータブルコイン取引の課税関係を解明するためには、ステータブルコインがどのようなものであり、どのような取引が行われるかを把握する必要がある。したがって、本章の第1節では、OECDと日本によるステータブルコインの概念を整理し、いくつかのステータブルコインの代表例を紹介する。続く第2節では、ステータブルコイン取引を行う場所と類型を説明し、ステータブルコイン取引の実状を確認する。最後に、第3節では、所得税法上の法的性質の参考として、ステータブルコインの経済学上と民法上の位置付けを検討する。

第1節 ステータブルコインの概念

第1款 ステータブルコインの定義

暗号資産だけでなく、ステータブルコインという用語も世界的に一致した定義で用いられるわけではない。そのため、本款でOECDと日本の観点を通じ、この用語の意味を確認するほか、暗号資産とはどのような関係があるかを明らかにする。

第1項 OECDによる定義

OECDが2022年に公表した報告書である「暗号資産に係る報告枠組み及び共通報告基準の改訂」(Crypto-Asset Reporting Framework and Amendments to the Common Reporting Standard, 以下「CARF報告」という)は、ステータブルコインの定義を直接的に定めていないが、ステータブルコインが暗号資産の定義に含まれることを明示している³⁶⁾。CARF報告による暗号資産の定義は、暗号学で保護された分散台帳技術³⁷⁾またはこれと類似する技術に依拠し、取引の検証や安全性を確保するあらゆる価値をデジタルに表象するものである³⁸⁾。

この定義から分かるとおり、OECDは主にその使われる技術に焦点を当てているため、暗号資産と同じ技術が用いられるステータブルコインには、たとえ特定の資産に連動するよう設計されたという価値安定の要素があったとしても、暗号資産の定義に含まれる。

第2項 日本による定義

2022年1月以前における金融庁の見解によると、ステータブルコインは特定の資産の価値に連動し、連動する資産の種類等によってその法的性格も異なるものであると考えていた³⁹⁾。

³⁶⁾ OECD, CRYPTO-ASSET REPORTING FRAMEWORK AND AMENDMENTS TO THE COMMON REPORTING STANDARD 11 (2022) [hereinafter OECD 2022 CARF REPORT].

³⁷⁾ 分散型台帳は、ビットコインをはじめとする開発されたプロトコルであるブロックチェーンとは異なる設計思想を持ったものであると考えられるが、現時点では、分散型台帳とブロックチェーンとは同義の一般名詞として用いられるという内容を指摘するものとして、小出・前掲注(8) 836-837頁参照。

³⁸⁾ OECD 2022 CARF REPORT, *supra* note 36, at 19.

³⁹⁾ 金融庁『『デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会』(第3回)議事次第:資料1事務局説明資料』20頁(2021年10月6日)(<https://www.fsa.go.jp/singi/digital/siryou/20211006/jimukyoku1.pdf>)。

そして、2022 年 1 月 11 日に公表された金融審議会資金決済ワーキング・グループ報告（以下、「資金決済 WG 報告」という）では、ステーブルコインを「デジタルマネー類似型のステーブルコイン」（以下、「デジタルマネー類似型 SC」という）と「暗号資産型のステーブルコイン」（以下、「暗号資産型 SC」という）に分類している⁴⁰⁾。前者は法定通貨の価値と連動した価格で発行され、発行価格と同額で償還を約するもの及びこれに準ずるものを指すのに対し、後者はそれ以外、アルゴリズムで価値の安定を試みるものである。もともと、2022 年 6 月に成立された「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」において、ステーブルコインが具体的に何を指すのかは明確的に定義づけられていない。そのかわりに、資金決済 WG 報告での概念を条文に取り入れることで、デジタルマネー類似型 SC を電子決済手段として定義する⁴¹⁾。

そして、資金決済法 2 条 5 項に定める電子決済手段は、同項 1 号の電子決済手段（以下、「1 号電子決済手段」）、同項 2 号の電子決済手段（以下、「2 号電子決済手段」）、同項 3 号の電子決済手段（以下、「3 号電子決済手段」）及び同項 4 号の電子決済手段（以下、「4 号電子決済手段」）の 4 種類である。このうち、典型的な電子決済手段は 1 号電子決済手段であり、1 号電子決済手段は電子的に移転・記録される通貨建資産⁴²⁾であって不特定の者に対して決済利用ができ、かつ、不特定の者を相手方として売買ができるものである。これに対し、2 号電子決済手段は 1 号電子決済手段に該当せず、不特定の者を相手方として 1 号電子決済手段と相互に交換可能なものである⁴³⁾。次に、3 号電子決済手段は特定信託受益権であり、電子的に移転・記録される金銭信託の受益権として定義されている⁴⁴⁾。最後に、4 号電子決済手段は通貨建資産又は特定信託受益権に該当するものを除き、代価の弁済のために使用することができる範囲、利用状況その他の事情を勘案して金融庁長官によって指定されるものである⁴⁵⁾。

次いで、電子決済手段という新たな決済手段に関する定義が設けられたため、ステーブルコイン全体と暗号資産との関係について説明する。デジタルマネー類似型 SC と暗号資産の関係に関し、1 号電子決済手段と 2 号電子決済手段の定義は資金決済法 2 条 14 項 1 号の暗号資産（以下、「1 号暗号資産」）と同項 2 号の暗号資産（以下、「2 号暗号資産」）の定義と類似するが、1 号電子決済手段と 2 号電子決済手段は通貨建資産に限られており、通貨建資産が暗号資産の定義から除かれるという特徴がある。そのため、1 号電子決済手段又は 2 号電子決済手段であるデジタルマネー類似型 SC は暗号資産に該当しない⁴⁶⁾。また、暗号資産型 SC と暗

⁴⁰⁾ 金融庁金融審議会「資金決済ワーキング・グループ報告」17-18 頁（2022 年 1 月 11 日）（https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20220111/houkoku.pdf）。

⁴¹⁾ 山内達也「2022 年資金決済法等改正に係る政府令案を踏まえたステーブルコイン規制のポイント」金融法務事情 2207 号 26 頁、27 頁（2023 年）。

⁴²⁾ 通貨建資産の定義に関し、資金決済法 2 条 7 項参照。

⁴³⁾ 現在のところ、海外の USDT や USDC などの典型的なデジタルマネー類似型 SC は 1 号電子決済手段の定義を満たすと考えられるため、2 号電子決済手段のみに該当するステーブルコインは実務上想定されないという点については、河合健「ステーブルコインに対する法規制の実務上の論点および関連ビジネスへの影響」金融法務事情 2193 号 22 頁、24 頁（2022 年）。

⁴⁴⁾ 特定信託受益権の定義に関し、資金決済法 2 条 9 項参照。

⁴⁵⁾ 電子決済手段等取引業者に関する内閣府令 2 条 3 号。

⁴⁶⁾ なお、3 号電子決済手段は金銭信託の受益権であるため、暗号資産を信託財産として預け入れる状況がほとんどない現時点で、3 号電子決済手段であるデジタルマネー類似型 SC も暗号資産に

号資産の関係については、暗号資産型 SC は基本的には通貨建資産には該当せず、暗号資産に該当すると解される。ただし、4 号電子決済手段は通貨建資産であることは要件とされていない以上、通貨建資産ではない暗号資産型 SC のうち、一定類型のものが 4 号電子決済手段として指定され、暗号資産に該当しない可能性がある⁴⁷⁾。

もっとも、現時点ではステーブルコインのうち、デジタルマネー類似型 SC が暗号資産に該当しないのに対し、暗号資産型 SC はデジタルマネー類似型 SC として指定がされておらず、暗号資産の定義に含まれると理解される。

第 2 款 ステーブルコインの種類と実例

ステーブルコインを異なる視点から観察すると、ステーブルコインの分類も変わってくる。例えば、複数の法域にまたがり、システミックリスク (systemic risk) をもたらさうという観点からみれば、「グローバル型のステーブルコイン」 (global stablecoin) と「一般型のステーブルコイン」 (stablecoin) に分類される⁴⁸⁾。次に、個人向けか金融機関向けかという観点からみると、「リテール型のステーブルコイン」 (retail stablecoin) と「ホールセール型のステーブルコイン」 (wholesale stablecoin) に分けることができる⁴⁹⁾。最後に、利用者が発行者に対して発行価格と同額で償還を求める権利があるのかという観点から、「デジタルマネー類似型 SC」と「暗号資産型 SC」に分類される⁵⁰⁾。

上述の様々な類型は金融システムに関するリスクとコンプライアンスの観点から区分されたものであるが、ステーブルコインの類型は、その価値の裏付けとなる資産の有無及び価格安定メカニズムの観点から、「法定通貨担保型のステーブルコイン」 (fiat-collateralized stablecoin)、「資産参照型のステーブルコイン」 (asset-referenced stablecoin) 及び「無担保型のステーブルコイン」 (non-collateralized stablecoin) の三つに分類されることが実務上多いと考えられる⁵¹⁾。もっとも、かかる分類の概念からみれば、「デジタルマネー類似型 SC」が「法定通貨担保型のステーブルコイン」に、「暗号資産型 SC」が「資産参照型のステーブルコイン」と「無担保型のステーブルコイン」とにそれぞれ対応すると言えるだろう。本稿では、日本法の見解で「デジタルマネー類似型 SC」と「暗号資産型 SC」という分類を用いることとする。以下、各類型のステーブルコインの特徴と実例について説明する。

該当しない。

⁴⁷⁾ 山内・前掲注 (41) 31 頁。

⁴⁸⁾ FSB, REGULATION, SUPERVISION AND OVERSIGHT OF “GLOBAL STABLECOIN” ARRANGEMENTS: FINAL REPORT AND HIGH-LEVEL RECOMMENDATIONS 1 (2020).

⁴⁹⁾ CPMI 2019 REPORT, *supra* note 3, at 1; なお、「リテール型のステーブルコイン」と「ホールセール型のステーブルコイン」の紹介については、増島雅和＝堀天子編『暗号資産の法律 (初版)』87-94 頁 (中央経済社, 2020)。

⁵⁰⁾ 加藤貴仁「ステーブルコインと暗号資産、電子マネーの現在地」法学教室 506 号 42 頁, 45-47 頁 (2022)。

⁵¹⁾ Mary Elizabeth Burke, *From Tether to Terra: The Current Stablecoin Ecosystem and the Failure of Regulators*, 28 FORDHAM J. CORP. & FIN. L. 99, 109-11 (2023); また、「資産参照型」は「暗号資産担保型」と「コモディティ型」とに細かく分けることが多かったが、最近ではこれらを統合して「資産参照型」と呼ぶ。この点については、谷口栄治「ステーブルコインに対する規制強化に向けた動きと今後の論点」日本総研, 10 頁 (2022 年 1 月 13 日) (<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/researchfocus/pdf/13123.pdf>) 参照。

第1項 デジタルマネー類似型 SC

デジタルマネー類似型 SC は、その発行者が裏付資産である単一の法定通貨を担保として保有することで価値を安定させるものである⁵²⁾。デジタルマネー類似型 SC の特徴は二つある。一つは価格安定メカニズムである。発行者は利用者に対してステーブルコインを1単位当たり1単位米ドルなどの法定通貨で発行し、受け取った法定通貨を裏付資産として信託会社その他のカストディアン (custodian) を用いて保管することで、そのステーブルコインの市場価値を裏付資産に応じる価値とほぼ同じようにする⁵³⁾。

もう一つは利用者の償還請求権である。利用者は発行者に対して償還を求めた場合、等価の法定通貨の払戻しを受けることができるが⁵⁴⁾、それぞれのステーブルコインには異なる償還請求権の制限がある。例えば、償還請求ができる主体の制限や償還請求ができる一回当たりの金額の制限、償還請求の一時停止といった制限である。これらの制限によって、利用者は即時の換金が制限される。以下、典型的な例として、USDT と USDC について見てみる。

1 USDT

2015 年にテザー・ホールディングス (以下、「テザー社」という) は USDT を発行した。テザー社のホワイトペーパーによれば、USDT の価格は米ドルと連動し、「1USDT=1 ドル」を保つように設計されており、テザー社が1単位の USDT を発行する際に、1米ドルをデルタック銀行の口座に預け入れることとなっている⁵⁵⁾。もっとも、2022 年 9 月にテザー社が利用規約を更新し、利用規約3条は、裏付資産として預け入れられた米ドルを全て現金の形式で管理するのではなく、有価証券その他の資産として管理することを可能とした⁵⁶⁾。

また、償還の制限については、契約上の権利として利用者がいつでも償還を請求することができるが、利用規約3条により、テザー社は必要となった場合に償還を遅らせる権利を留保しているほか、認証された利用者だけが1単位の USDT を1米ドルに換金できる⁵⁷⁾。すなわち、実際には暗号資産取引所と暗号資産販売所 (OTC desks) と大規模な投資家 (large traders) という認証済みの利用者のみがテザー社に償還を請求することができるのにとどまり、一般的な利用者は USDT を暗号資産取引所または他の利用者に売却することしかできない⁵⁸⁾。

⁵²⁾ *Id.* at 26-27.

⁵³⁾ 河合健ほか編『暗号資産・デジタル証券法 (初版)』141 頁 (商事法務, 2020)。

⁵⁴⁾ 河合ほか編・前掲注 (53) 141 頁。

⁵⁵⁾ Tether, *Tether Original Whitepaper* 7-8, <https://assets.ctfassets.net/vyse88cgwfb1/5UWgHMvz071t2Cq5yTw5vi/c9798ea8db99311bf90ebe0810938b01/TetherWhitePaper.pdf>. なお、テザー社の準備資産の情報は全て開示されておらず、透明性が非常に低いため、USDT の価値を担保する準備金が存在しているかどうかは常に議論されている。そのため、2021 年に CFTC (米商品先物取引委員会) が USDT を調査し、発行量と同等の法定通貨を保有しているという虚偽の開示をしていたとして、テザー社及び親会社の iFinex を告発して罰金を課した。この点につき、CFTC, *Tether Holdings Ltd. et al.*, CFTC Docket No. 22-04 (Oct. 15, 2021) 参照。See also Burke, *supra* note 51, at 109-11.

⁵⁶⁾ Tether, *Legal: 1-Terms of Service*, <https://tether.to/en/legal/>.

⁵⁷⁾ *Id.*

⁵⁸⁾ Larry Cermak et al., *Stablecoins: Bridging the Network Gap Between Traditional Money and Digital Value* 94-95 (2021).

2 USDC

2018 年に、資金を迅速かつ低コストで移動させることを目的として、コインベースとサークル・インターネット・フィナンシャル（以下、「サークル社」という）が共同で創設し運営する Centre Consortium という企業体が USDC を発行した。なお、2023 年からはサークル社が単独で運営している。USDC は USDT と同じようにその価格が米ドルと連動し、米ドルと 1 対 1 の比率で交換できるステーブルコインである。サークル社は USDC を発行する際に、利用者から受け取った米ドルを裏付資産として銀行に預け入れている。

サークル社は 2021 年 9 月時点で USDC の裏付資産の 100% を「現金及び現金同等物」で保有していると発表した⁵⁹⁾。もっとも、会計事務所 Grant Thornton が公表したレポートによれば、USDC は 100% の準備金によって裏付けられているものの、これは現金および現金同等物で構成されるわけではない⁶⁰⁾。その後、サークル社は全ての準備金を現金および現金同等物で構成されるという利用規約を改訂し、現金及び同額の米ドル建資産で構成するとした⁶¹⁾。なお、2023 年の会計事務所 Deloitte のレポートによれば、現金、現金同等物及び米国債が総資産 435 億米ドルの 77% を占めている⁶²⁾。

また、償還の制限については、利用規約 17 条により、サークル社はいつでも償還を遅らせる権利を有するほか、事前通知をせずに償還を拒否する権利を留保している⁶³⁾。また、利用規約 13 条により、利用者をタイプ A とタイプ B に分け、タイプ A の利用者のみがサークル社で口座を開設、かつ、償還を請求することができる⁶⁴⁾。そのため、タイプ A の利用者のみサークル社に償還を請求する権利を持ち、タイプ B の一般的な利用者は市場から退出したければ、暗号資産取引所または他の利用者に USDC を売却することしかできない。

第 2 項 暗号資産型 SC

暗号資産型 SC は、特定の資産を担保とする資産参考型とアルゴリズムを用いる無担保型の 2 種類にさらに分けることができる。前者は単一あるいは複数の法定通貨やコモディティ、暗号資産等を裏付けとすることを通じて価値を安定させるステーブルコイン（デジタルマネー類似型 SC に該当するものを除く）である⁶⁵⁾。これに対し、後者は法定通貨や暗号資産など

⁵⁹⁾ サークル社のウェブサイトでサークル社はこの発表の内容を訂正したものの、金融庁の事務局説明資料では金融庁はこの内容を指摘する。この点につき、金融庁『『デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会』（第 4 回）議事次第：資料 1 事務局説明資料』3 頁の注文（2021 年 11 月 1 日）（<https://www.fsa.go.jp/singi/digital/siryou/20211101/jimukyoku.pdf>）参照。

⁶⁰⁾ Grant Thornton, INDEPENDENT ACCOUNTANT'S REPORT 4 (Jul. 16, 2021), https://www.centre.io/hubfs/pdfs/attestation/Grant-Thorton_circle_usdc_reserves_07162021.pdf.

⁶¹⁾ Circle, *Legal & Privacy: USDC Terms*, <https://www.circle.com/en/legal/usdc-terms>.

⁶²⁾ Deloitte, INDEPENDENT ACCOUNTANT'S REPORT 4 (Mar. 2, 2023), https://www.circle.com/hubfs/USDCAttestationReports/2023%20USDC_Circle%20Examination%20Report%20January%202023.pdf.

⁶³⁾ Circle, *supra* note 61.

⁶⁴⁾ *Id.*

⁶⁵⁾ Regulation (EU) 2023/1114 of the European Parliament and of the Council of 31 May 2023 on Markets in Crypto-assets, and amending Regulations (EU) No 1093/2010 and (EU) No 1095/2010 and Directives 2013/36/EU and (EU) 2019/1937, Art. 3 (1) (Sept. 6, 2023); *See also* HM TREASURY, FUTURE FINANCIAL SERVICES REGULATORY REGIME FOR CRYPTOASSETS: CONSULTATION AND CALL FOR EVIDENCE 16-17 (2023); なお、暗号資産を裏付けとして発行されるからといって、そのステーブルコインが当該暗号資産の価格に対して連動するわけではなく、米ドルなどの法定通貨に価値が連動するように

の資産を裏付けにせず、ブロックチェーン上で実装された需給調整システムに基づき、価値を安定させるステーブルコインである⁶⁶⁾。

資産参考型の価格安定メカニズムには、ステーブルコインごとで異なるものの、基本的に二つの方法がある。一つは「オフチェーン担保」(off-chain collateralized)である。オフチェーン担保とは、ブロックチェーンの外に、すなわちカストディアンにより、裏付資産である金(ゴールド)や石油などの物理的資産を管理する方法である⁶⁷⁾。もう一つは「オンチェーン担保」(on-chain collateralized)である。オンチェーン担保とはブロックチェーン上でイーサ(ETH)などの暗号資産を裏付資産として管理する方法である⁶⁸⁾。

そして、無担保型の価格安定メカニズムの場合、需給調整方法であるツーコイン・システム(two-coin system)によって、非ネイティブトークンとネイティブトークンが存在する。前者は安定した価値の維持を目指すステーブルコインであり、後者はステーブルコインの価格変動を抑える役割を担うバランサートークン(balancer token)である⁶⁹⁾。簡単に言えば、ステーブルコインとバランサートークンの生成(creation)または焼却(burn)により、市場の需給に応じてステーブルコインの供給量を調整し、その価値を一定に保つ。なお、担保を必要としないため、無担保型には償還を約する仕組みはない。

以下では、オフチェーン担保型、オンチェーン担保型及び無担保型という異なる価格安定メカニズムを有する暗号資産型SCの典型的な事例を紹介する。

1 オフチェーン担保型としての DGX

2016年に、シンガポール企業 DigixGlobal 社は分散型自律組織(decentralize autonomous organization, 以下「DAO」という)である DigixDAO(ディジックス DAO)を立ち上げた⁷⁰⁾。DigixDAO は実物の金を裏付資産とする Digix Gold Token(以下、「DGX」という)を発行することと、ガバナンストークン⁷¹⁾(governance token)である DigixDao(以下、「DGD」という)を保有する利用者が共同で運営することを目指すエコシステムである。

DigixDAO のホワイトペーパーによれば、実物の金を登録した後に、イーサリアム上でのゴールド・アセット・カードであるトークンを取得し、そのトークンをスマートコントラクト

設計されている。この点については、河合ほか編・前掲注(53)142頁参照。

⁶⁶⁾ KPMG=アンダーソン監修・関口=河合編著・前掲注(10)93頁; See also Burke, *supra* note 51, at 122-23.

⁶⁷⁾ *Id.* at 112-13.

⁶⁸⁾ *Id.* at 114.

⁶⁹⁾ Ryan Clements, *Built to Fail: The Inherent Fragility of Algorithmic Stablecoins*, 11 WAKE FOREST L. REV. 131, 137 (2021).

⁷⁰⁾ DAOとは、現時点で明確な定義は存在していないが、基本的に運営会社や代表者や取締役といった特定の管理者が存在せず、参加者が自律的に運営を行う組織であるという点について、デジタル庁「デジタル社会の実現に向けた重点計画」55頁(2022年6月7日)(https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/5ecac8cc-50f1-4168-b989-2bcaabffe870/d130556b/20220607_policies_priority_outline_05.pdf)参照。

⁷¹⁾ ガバナンストークンとは、どのような機能をリリースするか、暗号資産のポリシーや融資の担保に関する基準をどのように設定するかといったコミュニティの意思決定に係る権利を利用者に与え、投票権を表象する非ネイティブトークンであるという点について、野口香織編『Web3への法務Q&A:ブロックチェーン、NFT・NFTマーケット、Play to Earn、DeFi、メタバース、税務(初版)』179-180頁〔白澤光音=田椽史也〕(金融財政事情研究会, 2022)参照。

に送付することで DGX を生成できるようになる⁷²⁾。そして、DigixDAO においては、生成された DGX の価値は「1DGX=1g の金」と定められており、その金資産の存在や所有者、今までの行方といった情報を管理するサービスは Proof of Provenance (PoP) というプロトコルを通じて提供される⁷³⁾。

また、償還請求については、利用者が DGX を再びスマートコントラクトに送付することで、ゴールド・アセット・カードを生成してから、カストディアンに償還の請求を申し込む。そして、その請求が許可されたら、利用者はシンガポールにある資産管理会社から、実物の金を受け取ることができる。

2 オンチェーン担保型としての DAI

2014 年、Rune Christensen 氏をはじめとした開発者はステーブルコインの DAI とガバナンストークンの Maker token (MKR) が発行される MakerDAO (メイカー DAO) を作った⁷⁴⁾。そして、DAI の生成に関しては、利用者が予め定められた種類の暗号資産を特定のアドレスに送付した後、その送付された暗号資産が金庫にロックされることと引き換えに、DAI が生成され、利用者のアドレスに送付される⁷⁵⁾。

生成された DAI が「1DAI=1 ドル」の目標価格を維持するよう MakerDAO では二つの価格安定メカニズムを有する。一つは、最低担保率の設定である。DAI は暗号資産を担保にしているが、暗号資産の価値が変動しうするため、生成された DAI の価値よりもロックされた暗号資産の価値が低くなる可能性がある。そのため、最低担保率以上の暗号資産をロックするこ

⁷²⁾ DigixGlobal, *Digix's Whitepaper: The Gold Standard in Crypto-Assets 1*, <https://www.weusecoins.com/assets/pdf/library/Digix%20Whitepaper%20-%20The%20Gold%20Standard%20in%20Crypto%20Assets.pdf>.

⁷³⁾ *Id.*; DigixDAO のホワイトペーパーにおいて Proof of Asset (PoA) と呼ばれていたが、「権威の証明」(Proof of Authority) というコンセンサスアルゴリズムの略称との混同を避けるため、名称は Proof of Provenance (PoP) に変更されたという点について、*Digix Dev Update—13th Mar 2018 : Getting ready for Mainnet, Kyber Network exchange, UI Improvements for Public*, DIGIX WRITER (Mar. 13, 2018) (<https://medium.com/@Digix/digix-dev-update-13th-mar-2018-getting-ready-for-mainnet-kyber-network-exchange-ui-a4d5db6ead98>) 参照。

⁷⁴⁾ MakerDAO は、MKR を保有する利用者の議決権を通じて DAI の担保比率、担保タイプ及び安定化手数料 (stability fee) などの事項を決定することで、Maker プロトコル (maker protocol) を管理している一方、Maker プロトコルは DAI, MKR, 金庫 (vault) 及びオラクル (oracle) で構成されている。MakerDAO の仕組みについて、株式会社 HashHub ほか編『DeFi ビジネス入門：分散型金融の仕組みから法律・会計・税務まで (初版)』50-51 頁〔城戸大輔＝矢成将雄〕(中央経済社, 2023) 参照。なお、「金庫」とは、スマートコントラクトであり、利用者の担保品を預け入れることができる場所である。そして、「オラクル」とは、ブロックチェーンの外にある複数の算出元から市場価格を入手して計算された平均値をブロックチェーン上で持ってくるシステムである。そのため、MakerDAO において、各担保には対応するオラクルがあるため、各金庫で基準価格が自動的に更新されるほか、担保となる担保品の価格が下落するか、担保の強制清算が行われるかといった状況も自動的に把握されるという内容を指摘するものとして、Burke, *supra* note 51, at 116, 119.

⁷⁵⁾ なお、ここで DAI は新規の複数担保型の DAI を指す。2017 年末に MakerDAO の初版のホワイトペーパーでは、DAI はイーサのみを担保としていたが、複数種類の暗号資産を担保にできるシステムの開発に伴い、過去の単担保型の DAI は SAI となり、複数担保型の DAI は引き続き DAI という名前を使っている。この点については、Maker Team, *The Maker Protocol: MakerDAO's Multi-Collateral Dai (MCD) System 1* (2019) (<https://makerdao.com/en/whitepaper/>) 参照。

と、すなわち過剰担保を求めることとしている⁷⁶⁾。もう一つは、インセンティブ調整である。利用者が担保となる暗号資産を取り戻す時に、最新の利率に基づき複利計算される安定化手数料を支払わなければならない⁷⁷⁾。DAI の価格が 1 ドル以上となった場合に、安定化手数料を引き下げることにより、利用者の DAI を生成するインセンティブが上がり、市場における DAI の供給量が増加する同時に、DAI の価格が下がる。逆に、DAI の価格が 1 ドルに満たない場合に、安定化手数料を引き上げることにより、市場における DAI の供給量が減るとともに、その価格が上がる。

最後に、償還請求については、利用者が生成された DAI とそれに関連する安定化手数料を支払えば、金庫から担保となる暗号資産を取り戻すことができる⁷⁸⁾。

3 無担保型としての UST

2018 年、韓国籍である Do Kwon 氏をはじめとした創設者がテラフォームラボ (Terraform Labs) 社を設立し、ブロックチェーンであるテラ (Terra) を立ち上げた。そして、テラでは、ネイティブトークンである Luna token (以下、「LUNA」という) と非ネイティブトークン、かつ、ステーブルコインである TerraUSD (以下、「UST」という) が存在していた。

UST のホワイトペーパーによれば、テラでは LUNA と UST のツーコイン・システム (two-coin system) を採用していた⁷⁹⁾。そのため、LUNA がガバナンストークンとして意思決定のための投票だけでなく、 balanサートークンとして UST の価格変動を抑えるような役割を担っていた。詳しく述べれば、UST の価格が 1 ドルを上回る場合に、利用者が 1 ドル相当の LUNA を焼却して 1 UST を得ることができる。そして、その 1 UST を 1 ドル以上で売却することで、利益を得られる。こうして、市場において UST の供給量が増加する同時に、UST の価格が下がる。その逆の操作により、UST の供給量が減るとともに、その価格が上がる⁸⁰⁾。

なお、2022 年 5 月に UST はドルとの価値の連動を失い、1 UST は 1 ドルから 1 セント以下に暴落した。これ以降、無担保型のステーブルコインに信頼性に対する懸念は強まる傾向にあるため⁸¹⁾、裏付資産を用意することなく単純にツーコイン・システムに基づき、発行し流通しているステーブルコインが価格維持に成功する事例はこれまで確認されていない。

第 2 節 ステーブルコインの取引

第 1 款 取引所

⁷⁶⁾ KPMG＝アンダーソン監修・関口＝河合編著・前掲注 (10) 93 頁。なお、*Id.* at 8 において、DAI の価値を裏付けている暗号資産の市場価格が最低担保率を下回ってしまった場合に、利用者が担保の追加を行わずに、最低担保率を下回ったままであれば、金庫が自動的に「強制清算」を引き起こすという記述がある。

⁷⁷⁾ *Id.* at 7-8.

⁷⁸⁾ *Id.*

⁷⁹⁾ Evan Kereiakes et al., *Terra Money: Stability and Adoption* 5-6 (2019), https://www.terra.money/Terra_White_paper.pdf.

⁸⁰⁾ *Id.*

⁸¹⁾ TOKENINSIGHT, *STABLECOIN 2023: CURRENT STATUS AND OUTLOOK* 4 (2023), https://s2.tokeninsight.com/static/research/file/levelPdf/Stablecoin_2023_EN.pdf.

ブロックチェーンでは、暗号資産をはじめとするステーブルコイン取引を中央集権的なコントロールを必要とせずに行うことができるが⁸²⁾、不特定多数の各ノード（node）が取引記録を検証・承認する必要があるため、かなりの処理時間がかかる。そのため、短時間で多くの取引を行うことができるようにするため、様々な取引所が開設されている。

取引所（crypto-asset trading platform）は、利用者としての買い手と売り手を集め、暗号資産取引あるいはステーブルコイン取引を行うための施設やシステムである⁸³⁾。取引所によって、運営モデルの違いがあるが、基本的に証券取引所のような伝統的取引所または代替取引システム（alternative trading systems, ATSs）と類似の機能、すなわち仲介、保管、清算および決済などの機能を有している⁸⁴⁾。以下、異なる取引所における取引方法を明確にするため、取引履歴が中央集権的な管理者が管理する「集中型帳簿」に記録されるか、各ノードが自分で管理する「分散型帳簿」に記録されるかという基準により、「中央集権型取引所」と「分散型取引所」に分けて紹介する。

第1項 中央集権型取引所

中央集権型取引所（centralized trading platform, CEX）はその取引所で行われる取引履歴を主に管理者が管理する集中型台帳に記録する施設を指す⁸⁵⁾。逆に、利用者が所有するステーブルコインあるいは暗号資産（以下、「ステーブルコイン等」という）をその取引所のカスタディアル・ウォレットに送金した時や、その取引所のカストディアル・ウォレットから自分のプライベート・ウォレット又は他の取引所のカストディアル・ウォレットに移転した時などに、その取引履歴が分散型台帳に記録される⁸⁶⁾。

また、利用者が中央集権型取引所で口座を開設してから、銀行振込やカスタディアル・ウォレットへの送金によって入金完了し、取引口座残高に反映され次第、ステーブルコイン等の売買ができる。そして、中央集権型取引所が提供している取引方法には、取引所モデルと販売所モデルがある。取引所モデルとは、利用者が取引板（オーダーブック）に注文を出し、他の注文の中から条件が合致する注文をマッチングさせる方法である⁸⁷⁾。これに対し、

⁸²⁾ ブロックチェーンには、「パーミッションレス・ブロックチェーン」（以下、「非許可型」という）と「パーミッションド・ブロックチェーン」（以下、「許可型」という）の2種類が存在しているが、ここで非許可型のみを指しており、許可型を含まない。なぜなら、許可型は特定の管理者が承諾したノードのみが参加できるものであり、暗号資産またはステーブルコインの送金にタイムラグがあまり発生しないからである。ブロックチェーンの種類と特徴について、野口編・前掲注（71）36-37頁〔川口大喜〕参照。

⁸³⁾ IOSCO, ISSUES, RISKS AND REGULATORY CONSIDERATIONS RELATING TO CRYPTO-ASSET TRADING PLATFORMS: FINAL REPORT 4 (2020).

⁸⁴⁾ *Id.*

⁸⁵⁾ See EUR. SEC. & MKTS. AUTH., ADVICE: INITIAL COIN OFFERINGS AND CRYPTO-ASSETS ¶190 (2019), https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/library/esma50-157-1391_crypto_advice.pdf.

⁸⁶⁾ *Id.* ¶¶36, 191; また、ウォレットとは一般的に秘密鍵を保存するためのソフトウェアを指すが、この用語が多義的であるため、管理方法により、「プライベート・ウォレット」と「カスタディアル・ウォレット」という2種類に分けることができる。前者は利用者が自分で管理する方法であるのに対して、後者は取引所やサービス運営者が利用者の代わりに管理する方法である。ウォレットを紹介するものとして、*Id.* ¶25; 野口編・前掲注（71）43-44頁〔川口大喜〕参照。

⁸⁷⁾ *Id.* ¶194; また、株式の取引と同じように、指値注文と成行注文がある。前者は利用者同士が数量と価格を記した未決済の売買注文リストであるオーダーブック、すなわち取引板に並ぶ複数の価格情報を、他の利用者が自分で判断してから、自分の数量と価格を指定する注文を取引板の別の

販売所モデルとは、利用者同士の売買ではなく、利用者はその販売所が事前に決めた価格でその販売所の会社と取引を行う方法である⁸⁸⁾。このように、取引所モデルであれ販売所モデルであれ、いずれも利用者にステーブルコイン等を売買するサービスを提供するものであるが、両者は取引を行う相手が異なる。

第2項 分散型取引所

分散型取引所（decentralized trading platform, DEX）はスマートコントラクトを利用することで、第三者を介さずに利用者同士の交換等の取引所の機能を自動的に提供するシステムを指す⁸⁹⁾。ブロックチェーン上で登録するスマートコントラクトを利用するため、条件が満たされた際に利用者間の取引が自動的に行われるほか、その取引履歴も分散型台帳に記録される⁹⁰⁾。

中央集権型取引所とは異なり、分散型取引所では口座開設が不要で、利用者が自分のプライベート・ウォレットをその分散型取引所に接続するだけですぐに取引を行うことができる⁹¹⁾。分散型取引所での取引方法には、オーダーブック型（order book exchanges）と自動化されたマーケットメーカー型（automated market makers, AMMs）がある⁹²⁾。

オーダーブック型は基本的に中央集権型取引所の取引所モデルと同じように、利用者からの注文で構成される方法であるが、利用者の取引がマッチングされる場所がオンチェーンの場合とオフチェーンの場合とに分けることができる。オンチェーンの場合、オラクル⁹³⁾によってその時点での暗号資産とステーブルコインの価格情報を提供した上で、利用者がシステムの取引板に注文を出し、他の注文の中から条件が合致すれば、ブロックチェーン上で決済を記録する。これに対し、オフチェーンの場合、利用者がその分散型取引所の運営者に注文を出し、その運営者の管理する取引板に他の注文の中から条件が合致する注文を照合し、運営者がその取引情報をスマートコントラクトに登録した後に、ブロックチェーン上でその決済が記録される。簡単に言えば、売買注文をブロックチェーン外で行い、決済のみをブロックチェーン上で行う方式である⁹⁴⁾。

注文と照合する方法である。これに対し、後者は利用者が価格または数量のいずれかを指定してその時の市場価格で注文を出すことで、即時にマッチングする方法である。

⁸⁸⁾ *Id.* ¶¶190, 196.

⁸⁹⁾ 北條真史＝鳩貝淳一郎「暗号資産における分散型金融：自律的な金融サービスの登場とガバナンスの模索」日銀レビューNo.21-J-3, 2頁（2021）（https://www.boj.or.jp/research/wps_rev/rev_2021/data/rev21j03.pdf）。

⁹⁰⁾ なお、EUR. SEC. & MKTS. AUTH., *supra* note 85, ¶192は、取引が分散型台帳に記録されるため、全ての取引を検証・承認する時間がかかるほか、ガス代と呼ばれる手数料を支払わなければならないデメリットがあると指摘する。

⁹¹⁾ IOSCO 2022 REPORT, *supra* note 32, at 9.

⁹²⁾ *Id.* at 14.

⁹³⁾ オラクルの定義について、本稿の脚注（74）参照。

⁹⁴⁾ *See id.* なお、ここで注意すべきは、分散型取引所が第三者を介さずに利用者同士に直接やりとりさせるシステムであるが、その分散化された部分は取引の実行と決済だけにとどまる。すなわち、完全な分散は行われておらず、ある分散型取引所にはプロトコルの開発者またはエコシステムの管理者が存在しているという点について、野口編・前掲注（71）169-170頁〔白澤光音＝田椽史也〕参照。

他方、自動化されたマーケットメーカー型は、取引板で買い手と売り手をマッチングするかわりに、利用者が所有しているステーブルコイン等をその取引所のスマートコントラクトに預け入れることで流動性プールを構成した上で、他の利用者にその流動性プールにおける交換したい暗号資産を自身のステーブルコイン等と交換させる方法である⁹⁵⁾。

第2款 取引類型

上記の取引所の取引方法からみれば、取引所には様々な取引類型がある。そして、ステーブルコイン等の現物取引の方法を分析することにより、取引種類は「ステーブルコインの売却」、「ステーブルコインの交換」および「ステーブルコインによる他の取引」に大きく分けることができる。以下では、これらの取引種類を取り上げて説明する。

第1項 ステーブルコインの売却

ステーブルコインの売却は保有するステーブルコインを法定通貨に換金する取引である。ステーブルコイン等を売買するためには、利用者はあらかじめ中央集権型取引所の口座を開設し、法定通貨を入金・出金する金融機関の口座に接続しておく必要がある。そして、利用者が一連の取引を行った後に、ステーブルコインを売却し、中央集権型取引所に対して出金依頼をして登録された金融機関の口座へ送金する。

現在のところ、利用者が金融機関の口座を接続することができる取引所は中央集権型取引所だけである。分散型取引所の場合、プロトコルを開発してエコシステムを維持する管理者がいるものの、取引に係る実行と決済は全てブロックチェーン上で行われる。言い換えれば、分散型取引所を利用する利用者は取引所の口座開設と本人確認手続をせず、自分のプライベート・ウォレットをその分散型取引所に接続するだけですぐに取引を行うことができる。しかし、分散型取引所に金融機関の口座を接続できないため、利用者がステーブルコイン等を法定通貨に換金したい場合には、暗号資産交換業者を介さず個人間でステーブルコイン等を売買する（以下、「P2P取引」という）場合を除き、中央集権型取引所にステーブルコイン等を送金しなければならない⁹⁶⁾。

第2項 ステーブルコインの交換

ステーブルコインの交換はステーブルコインと暗号資産を交換する取引である。利用者は中央集権型取引所の口座または自分のプライベート・ウォレットに保有するステーブルコインを暗号資産または異なる種類のステーブルコインに変換することで、その後の取引をスムーズにさせる。

ステーブルコインの交換をする場合、利用者は取引所の提供するステーブルコイン等のペアを利用して取引を行う。ステーブルコイン等のペアとは、一定交換比率で取引を行うステーブルコイン等の組み合わせである。例えば、利用者がステーブルコイン A を暗号資産 B と取引を行う際に、そのペアの形式が「A / B」となる。

⁹⁵ *Id.* at 14-15.

⁹⁶ See OECD, WHY DECENTRALISED FINANCE (DeFi) MATTERS AND THE POLICY IMPLICATIONS 54 (2022) [hereinafter OECD 2022 DeFi REPORT].

第3項 ステ이블コインによる他の取引

ステ이블コインによる他の取引には様々なものが広く含まれるが、一般的にステ이블コインで商品とサービスを購入することや給料を支払うこと⁹⁷⁾、ステ이블コイン等を預け入れること⁹⁸⁾といった類型を指す。以下、これらの取引の中で、中央集権型取引所又は分散型取引所にステ이블コイン等を供給する取引を取り上げて考察する。

まず、中央集権型取引所にステ이블コイン等を提供する場合についてである。この場合、利用者は指定されたステ이블コイン等の銘柄をその取引所に一定期間貸し出すことで、貸し出した銘柄や期間に応じて利得を受け取ることができる。例えば、日本での中央集権型取引所である GMO コインでは、利用者が銘柄と貸出期間と数量を選択して取引所にステ이블コイン等を貸し出して貸借料を得られる「貸暗号資産ベーシック」のサービスが提供されている⁹⁹⁾。

次に、分散型取引所にステ이블コイン等を提供する場合についてである。この場合、利用者は分散型取引所の流動性プールにステ이블コイン等を預け入れることで、利得を得られる¹⁰⁰⁾。詳しく述べれば、分散型取引所は利用者からステ이블コイン等を預かることはなため、ステ이블コイン等の流動性に欠けることから、高い利得を提供して利用者にステ이블コイン等を預け入れさせることで、流動性を促進し、より多くの利用者を誘致する。分散型取引所の流動性プールに流動性を提供する利用者は流動性供給者（liquidity provider, 以下「LP」という）と呼ばれる。LP は流動性プールに貢献したステ이블コイン等の数量の相対的な割合を追跡するための流動性供給者トークン（liquidity provider token, 以下「LP トークン」という）を受領することができる¹⁰¹⁾。この LP トークンは流動性プールに提供するステ이블コイン等の預り証明書のような役割を果たすほか、利得を受け取る権利を表章するものである¹⁰²⁾。しかも、LP はいつでも流動性を解除する権利を持っているため、LP トークンを再び移転することで、提供していたステ이블コイン等を引き出すことができる。

ここで注意すべきは、実務上、LP が流動性を提供し利得を得る行為は「流動性マイニング」（liquidity mining）と呼ばれるが、流動性マイニングと非常に似た行為として「イールドファーミング」（yield farming）がある。イールドファーミングも流動性マイニングと同じように LP がステ이블コイン等を預け入れ、流動性プールに流動性を提供し、利得を得る行為である¹⁰³⁾。両者の違いは、流動性マイニングは主に分散型取引所に流動性を提供するものを指すのに対して、イールドファーミングは分散型取引所だけでなく、あらゆる DeFi のプロジェクトに流動性を提供するものを広く指す点である¹⁰⁴⁾。

⁹⁷⁾ OECD 2020 REPORT, *supra* note 1, at 27.

⁹⁸⁾ *Id.* at 50.

⁹⁹⁾ GMO コイン「貸暗号資産ベーシック」(<https://coin.z.com/jp/corp/product/info/lending/>)。

¹⁰⁰⁾ OECD 2022 DeFi REPORT, *supra* note 96, at 17.

¹⁰¹⁾ 泉絢也「DeFi における暗号資産等のトークンの移転と課税：ブロックチェーン・スマートコントラクトを利用した分散型デジタル社会」税法学 589 号 159 頁, 174 頁（2023）。

¹⁰²⁾ 泉・前掲注（101）175 頁。

¹⁰³⁾ OECD 2022 DeFi REPORT, *supra* note 96, at 9.

¹⁰⁴⁾ Nightkrawler, *Passive income streams in DeFi - Staking, Yield Farming and Liquidity Mining*, BINANCE SQUARE (Feb. 27, 2023), <https://www.binance.com/en/feed/post/254778>.

第3節 ステープルコインの位置付け

第1節の検討によって、ステーブルコインのうち、デジタルマネー類似型 SC が電子決済手段に該当し、暗号資産型 SC が暗号資産に該当するという資金決済法におけるステーブルコインの位置付けは基本的に明確になっている。しかしながら、法律上の概念が法律ごとに定義されるべきものである以上、このステーブルコインの概念は資金決済法上のものにとどまると考えられる¹⁰⁵⁾。そして、租税法はステーブルコインを特段定義しておらず、その概念を用いる必要がある場合には解釈問題が生じるが、この時に「借用概念」としてその概念の本籍地からの定義及びその解釈に従うのが一般である¹⁰⁶⁾。

しかしながら、租税法において借用できる法分野は原則として民商法に限られ、専門領域である規制法は租税法と異なる趣旨・目的を持っているため、規制法からの借用を認めることには慎重であるべきと考えられる¹⁰⁷⁾。そこで、所得税法がステーブルコインの定義規定を織り込んでおらず、資金決済法の定義を借用できるかが問題となる。この点に関しては、所得税法 48 条の 2 が所得税法における暗号資産は資金決済法の定義によるものであると定めるため、暗号資産型 SC が暗号資産に該当するという点からみれば、所得税法における暗号資産型 SC の定義は資金決済法の定義によるものである。それゆえ、納税者の予測可能性と法的安定性という理由に鑑みれば、所得税法におけるデジタルマネー類似型 SC も資金決済法の電子決済手段の定義を借用できるはずであろう。

ただし、ここで注意すべきは、たとえ所得税法におけるステーブルコインの定義が資金決済法によるものであっても、資金決済法があくまでも業法的規制としてのルールであり、所得税法におけるステーブルコインの法的性質がそれによって決定されるわけでは決してない点である¹⁰⁸⁾。そうであるがゆえに、所得税法においてステーブルコインの法的性質を改めて考え直す必要がある。そして、所得税法上のステーブルコインの法的性質を議論する際に、所得税法と他の学問分野の関係を考慮しなければならない。なぜなら、所得税法が市場における経済活動を課税の対象としており、その経済活動が私法により規律され¹⁰⁹⁾、かつ、その経済活動が経済学に分析されるからである¹¹⁰⁾。すなわち、所得税法は私法や経済学との密接な関連性を有している。それゆえ、所得税法での課税関係を考察するには、ステーブルコインの私法上の意義はもちろん、ステーブルコインの経済学上の意義と理論を全く参照しないことはありえない¹¹¹⁾。

¹⁰⁵ 片岡義広「仮想通貨の法的性質」酒井克彦編『キャッチアップ仮想通貨の最新税務：30 年分申告・31 年度改正対応』106 頁、106-107 頁（ぎょうせい、2019）。

¹⁰⁶ 片岡・前掲注（105）107 頁。

¹⁰⁷ 佐藤・前掲注（4）515 頁；金子・前掲注（4）126 頁。

¹⁰⁸ 酒井克彦「仮想通貨の最新税務：はしがき」酒井編・前掲注（105）iii 頁。

¹⁰⁹ 金子・前掲注（4）129 頁。

¹¹⁰ 中里実「租税法と市場経済取引」『租税史回廊』234 頁、236-237 頁（税務経理協会、2019）〔初出 2003〕；金子・前掲注（4）34 頁、39 頁。

¹¹¹ 錦織康高「租税法における Law & Finance」金子宏監修・中里実ほか編『現代租税法講座（第 1 巻）：理論・歴史』207 頁、208 頁（日本評論社、2017）。さらに、中里実「租税と経済理論」『租税史回廊』71 頁（税務経理協会、2019）〔初出 2016〕は、課税対象である経済取引の正確な理解が必要であり、経済学と私法との両方の知識が重要なのは当然のことであるという点を指摘する。

さらに付言すると、所得税法の課税要件を解釈するにあたっては、私人の予測可能性と法的安定性の確保を理由に、その文言の意義は私法上の意義を借用し、それと同じ意味内容に解釈すべきであると考えられる¹¹²⁾。ただし、もしその文言の意義がその文理解釈によって民法上の意義や経済学上の意義という複数の解釈可能性が存在する場合、経済学上の用語の意義が所得税法の課税要件に関する解釈にどのような影響を与えるかが問題となる。この問題について、錦織康高はこの場合に経済学から解釈の指針を提示できるとする¹¹³⁾。詳しく述べれば、民法上の意義と経済学上の意義のいずれを採用するかによって、所得税法における異なる効果が生じるとして、どちらの解釈が社会にとってより有益な影響をもたらすかを検討した上で、所得税法はより望ましい社会を実現する解釈をとるべきとする。したがって、所得税法の課税要件を解釈するにあたっては、経済学と私法の概念を十分に理解し、経済学と私法の成果を正面から踏まえる必要がある¹¹⁴⁾。

以上のように考えると、今までの経済学と民法における暗号資産をめぐる議論をステーブルコインに当てはめれば、ステーブルコインは金銭か物かという疑問が生じることとなる。そこで、以下ではこの疑問に沿って、経済学と民法におけるステーブルコインの位置付けを検討することとする。

第1款 経済学上の位置付け

金銭に関連した用語として「金銭」、「貨幣」、「通貨」等の用語が使われるが、経済学においては、「金銭」という用語があまり用いられず、「貨幣」という用語が用いられる¹¹⁵⁾。よって、この部分では「貨幣」という用語を「金銭」の意味として用いることとする。

第1項 貨幣

1 定義

経済学の貨幣理論においては、「貨幣法制説」と「貨幣商品説」という相反する二つの学説が常に示されてきた。前者は、貨幣とはそれ自体が商品としての価値を持つ必要はなく、共同体の申し合わせや君主の勅令、市民の社会契約、国家の立法にその起源を求めるものである¹¹⁶⁾。それに対し、後者は、貨幣とはそれ自体価値を持つ商品が、人々の間の交換活動を経て自然発生的に一般的な交換手段へと転化したとするものである¹¹⁷⁾。

貨幣商品説が影響力を強めていったことに伴い、貨幣商品説は定説の位置を占めるようになったものの¹¹⁸⁾、岩井克人は「貨幣法制説」と「貨幣商品説」が両者ともに「神話」でしかないと言う同時に、「無限の循環論法」という考えを示した。無限の循環論法は、他のすべての商品に直接的な交換可能性を与えると同時に、他のすべての商品から直接的な交換可能

¹¹²⁾ 佐藤・前掲注(4) 508-509頁。

¹¹³⁾ 錦織・前掲注(111) 230頁。

¹¹⁴⁾ 中里・前掲注(110) 237頁。

¹¹⁵⁾ 中里実「租税法と金銭」『タックスシェルター』56頁、56-59頁(有斐閣, 2002)〔初出2000〕。

¹¹⁶⁾ 岩井克人『貨幣論(初版)』88頁(筑摩書房, 1998)。

¹¹⁷⁾ 岩井・前掲注(116) 87-88頁。

¹¹⁸⁾ 岩井・前掲注(116) 90頁。

性を与えられることが貨幣と商品の間で繰り返されることを通じて、貨幣という存在を示す¹¹⁹⁾。

無限の循環論法に支えられている貨幣が貨幣であるのは、それが貨幣であるからなのである¹²⁰⁾。すなわち、貨幣が貨幣としての役割を果たすためには、貨幣法制説の主張した外部的な権威や貨幣商品説の主張した実体的な価値を持つ商品といった実体的な根拠は何も必要とはしていないのである。そして、貨幣という存在は、社会的に認められていさえすれば、一枚の紙切れでも、コンピューターの記憶装置に電磁気的に書き込まれた貨幣単位の情報コードでも、どのようなものでもよい。しかも、その貨幣は一つの自己完結した商品世界において唯一の媒介として存在している¹²¹⁾。

岩井克人の主張を整理すれば、貨幣とは、その商品世界における財貨の購入または役務の提供を受ける場合に、これらの対価を弁済するものとして、人々に幅広く受け入れられるものであり、使われるものであるということになる。

2 機能

上述のいずれかの学説を採用しても、貨幣としての機能については、価値尺度¹²²⁾、価値保蔵¹²³⁾及び交換手段¹²⁴⁾という3機能を備えていると考えられる¹²⁵⁾。

ここで注意すべきは、なぜ貨幣が人々に交換の媒体として使われるかという問題である。これは、貨幣が交換手段となるための必要条件として、この媒体の価値が疑われることなく額面通り取引可能である「問答無用」（直訳）（the no-questions-asked, 以下「NQA 原則」と

¹¹⁹⁾ 岩井・前掲注（116）60-61 頁。

¹²⁰⁾ 岩井・前掲注（116）70 頁。

¹²¹⁾ 岩井・前掲注（116）70-71 頁。

¹²²⁾ 価値尺度の機能は、交換された商品の価値を一元的に表示する機能である。すなわち、もし財・サービスの価値を測る尺度がなければ、バーター取引において商品と商品が交換される際に、価値の計算問題が起こりうる。そして、取引の価値計算は、取引商品種類の増加に伴い、計算方法が複雑になり、最終的に取引の価値計算がほぼ不可能となる。そのため、貨幣を価値尺度として財・サービスとの交換比率を決めれば、市場上の商品の価値を計算することができ、取引の価値計算に関する困難が解決される。

¹²³⁾ 価値保蔵の機能は、一定の価値を少なくとも一時的に蓄える機能である。もし価値保蔵の機能がなければ、生産と取引の時間差に関わる課題が生じる。言い換えれば、バーター取引の場合では、商品を生産した時点とその商品を需要者と交換しようとする時点が必ずしも一致するとは限らないため、商品が生産されてから、実際に取引されるまでのタイムラグが生じる。そして、時間が経つにつれ、商品の価値が消耗され、結局商品の完全な価値を活かせなくなる。そのため、将来的な消費に使うため、貨幣は価値を蓄える機能がある。

¹²⁴⁾ 交換手段の機能は、すべての財・サービスと交換が可能であり、また、その交換の媒介物となる機能である。過去には人々が自分の生産した商品と他人の生産した商品との交換を行うため、自分のほしい商品を持っている人を探したほか、ちょうどその人が自分の持っている商品を欲しい時にのみ交換は成立するというバーター取引が行われていた。この状況はいわゆる「欲望の二重の一致」（double coincidence of wants）と呼ばれる。しかしながら、生産過程をいくつかの部門に分けて作業を分担して行う分業体制が導入されるにつれ、「欲望の二重の一致」はますます困難になるほか、探す時間という取引コストも大きくなる。そこで、貨幣は当事者間で不一致であった商品需要を解消するため、交換の媒介として使うことができるという機能がある。

¹²⁵⁾ 畠山久志「仮想通貨と法的規制」林康史編『貨幣と通貨の法文化』21 頁、22-23 頁（国際書院、2016）。

いう) という特別な性質を持っているからである¹²⁶⁾。簡潔に言えば、NQA 原則とは、他の保証を提示せず、取引の相手方がその額面通りに受け入れるという原則である¹²⁷⁾。他方、もし NQA 原則を満たさなければ、その媒体の額面金額が発行者の信用に依存する場合、取引の当事者はその媒体の額面金額を徹底的に調査するというデューデリジェンス (due diligence) を行う必要がある¹²⁸⁾。この場合、取引の当事者が取引ごとに相手方から提示された媒体の価値を確認する必要があるため、高額のコストがかかり、市場の効率性が低くなるほか、経済活動に支障を来すことになる¹²⁹⁾。そこで、この状況を避けるため、ある媒体が交換手段として使われるためには、NQA 原則という条件を満たす必要がある。

そして、経済学者は NQA 原則を満たすかどうかを判断するために、経済モデルにより、その媒体と NQA 原則との距離を「d」と定義する。また、距離 d と「コンビニエンス・イールド¹³⁰⁾」(convenience yield) との間には直接的な関係があるとする¹³¹⁾。この関係については、距離 d とコンビニエンス・イールドには負の相関があるため、コンビニエンス・イールドが小さければ小さいほど、距離 d が大きくなる¹³²⁾。そして、距離 d が大きくなれば、NQA 原則との距離が遠くなる。つまり、NQA 原則という条件を満たさない傾向がある。

第 2 項 ステープルコインに関する検討

ステーブルコインが政府ではない会社から発行されたものであるため、貨幣の定義及び機能を満たすかを改めて検討する必要がある。よって、以下ではステーブルコインの種類を分けて貨幣の定義と機能の観点から検討する。

1 デジタルマネー類似型 SC

デジタルマネー類似型 SC については、貨幣の定義との関係で、商品世界における財貨の交換又は役務の提供に係る対価を弁済することができるとしても、人々に広く受け入れられているのかという問題がある。しかしながら、この定義から生ずる問題を考察する際に、定義自体は何の判断基準も示していないため、判断の根拠として機能の概念に頼らざるを得ない。そして、人々に広く受け入れられているのかという点は、機能上の交換手段に当たるかという点に対応すると思われる。なぜなら、両者は取引の相手方がその媒介の額面通りに受け入れるかという点を検討するものだからである。そして、交換手段という機能を有するか

¹²⁶⁾ Gary B. Gorton & Jeffery Y. Zhang, *Taming Wildcat Stablecoins*, 90 U. CHI. L. REV. 909, 917-18 (2023).

¹²⁷⁾ *Id.* at 911-12.

¹²⁸⁾ 中里・前掲注 (115) 72 頁。

¹²⁹⁾ Gary B. Gorton et al., *Making Money* 2-3 (Nat'l Bureau of Econ. Research, Working Paper No. w29710, 2023); Burke, *supra* note 51, at 134.

¹³⁰⁾ コンビニエンス・イールドとは、政府発行ではない媒体の金利と、政府が価値を裏付ける法定通貨を使った時に得られる金利の差分を示す。そして、コンビニエンス・イールドが大きいほど距離 d が小さくなり、その媒体の便益が高まり、政府発行の貨幣に近い、すなわち幅広く受けられるようになると考えられる。この点について、小栗洵子「海外論文 SURVEY(116)『お金』はつくれるか？ステーブルコインのお金らしさを測定する：Gorton, G. B., Ross, C. P. and Ross, S. Y. (2022) "Making Money," NBER Working Paper, No.29710」経済セミナー730号 112 頁, 112-113 頁 (2023) ; Gorton & Zhang, *supra* note 126, at 911-12 参照。

¹³¹⁾ Gorton et al., *supra* note 129, at 3.

¹³²⁾ *Id.* at 31; 小栗・前掲注 (130) 112 頁。

どうかは、NQA 原則を満たすか満たさないかを判断することになる。つまり、NQA 原則が満たされるかによって、人々に広く受け入れられるという要件の充足を判断できる。

それゆえ、この問題を解くために、経済学者は USDT や USDC, DAI といった 44 種類のステーブルコイン等をサンプルデータとするほか、「CoinGecko」という暗号資産に関するデータプロバイダーと三つの暗号資産取引所から得た 2014 年 9 月から 2021 年 7 月までのステーブルコイン等の価格、貸出率のデータを用いて実証分析を行っている¹³³⁾。この分析結果によると、コンビニエンス・イールドは負であり、NQA 原則との距離 d は正である¹³⁴⁾。言い換えれば、現時点でステーブルコイン等は媒介として幅広く受け入れられる性質が依然として低いと考えられるため、デジタルマネー類似型 SC は NQA 原則という条件を満たさず、交換手段という機能を備えていない。したがって、デジタルマネー類似型 SC は経済学の貨幣に該当しないと考えられる。

なお、実証分析とは統計データを用いて検証する方法である。確かに、調べたい対象である母集団から実際に調査を行う標本 (sample) を抽出する方法や仮説検定 (hypothesis testing) の設計内容が、その分析結果に影響を与えるため、実証分析による客観的な分析結果は存在しないとも思われる。しかしながら、ステーブルコインに関する課税という新たな課題に対しては、その分析結果を参考にしない理由はないため、本稿では上記実証分析の結果を採用することとする。

2 暗号資産型 SC

暗号資産型 SC には、様々な類型があるため、それぞれについて考察する必要がある。まず、暗号資産型 SC のうち、資産参考型は単一あるいは複数の法定通貨やコモディティ、暗号資産等を裏付けとすることでその価値を安定させるものについてである。これらのうち、暗号資産を裏付資産として価格の変動を抑えるような種類は、その価値が裏付資産である暗号資産の価格変動の影響を受けるため、貨幣の価値保蔵の機能を備えていないと思われる。

次に、暗号資産型 SC のうち、金などのコモディティを裏付資産としてその価値を安定させるものは、価値保蔵の機能を備えていたとしても、デジタルマネー類似型 SC と同じように NQA 原則という条件を満たさず、交換手段の機能を備えていない。

最後に、暗号資産型 SC のうち、無担保型についてである。これは、法定通貨や暗号資産などの資産を裏付けにせず、アルゴリズムでステーブルコインの流通量を調整して価格を安定させるものであるため、信用不安が広がる時に、UST と同じようにその価格が暴落するおそれがある。無担保型のステーブルコインの信頼性に対する懸念がある以上、この種類は貨幣の価値保蔵の機能を備えていないと言える。従って、暗号資産型 SC はどのような形で価値を安定させたとしても、経済学の貨幣に該当しないと思われる。

なお、この部分では上記の機能が満たされず、価値尺度の機能については検討していないが、次款において価値尺度に類似する価値単位という金銭の構成要素について検討を加えるため、本款では説明を省略することとする。

¹³³⁾ *Id.* at 20-23; 小栗・前掲注 (130) 114-115 頁。

¹³⁴⁾ *Id.* at 31; 小栗・前掲注 (130) 115-116 頁。

第2款 民法上の位置付け

民法上、ステーブルコインがどのように評価されるかという点については、従前の暗号資産に関する議論の内容を参考にすると、「金銭」と「金銭以外」と評価するものがある¹³⁵⁾。

民法の概念は、「物」「人」及び「金銭」という基本的な構成要素と、その構成要素からなる「人」の「物」に対する支配権である「物権」、「人」の他の「人」に対する請求権である「債権」及び人の物権や債権などの権利に対する支配権である財産権という法律関係によって構成されるものである¹³⁶⁾。そのため、ステーブルコインの民法上の位置付けを検討する際に、「ステーブルコインそれ自体」（構成要素）と「ステーブルコインが表章する権利」（法律関係）を峻別すべきと考えられる¹³⁷⁾。以下では、「ステーブルコインそれ自体」に関連する「金銭」と「金銭以外」の概念を説明する。そして、ステーブルコインそれ自体が民法上何であるかという点と、ステーブルコインが表章する権利は何であるかという点を考察することとする。

第1項 金銭

民法においても金銭に関連した用語としては様々なものがある。一般的に「金銭」という用語が使われることが多いが、これらの用語が体系的に整理されず、「通貨」、「貨幣」、「資金」等が用いられている状態にある¹³⁸⁾。また、暗号資産ひいてはステーブルコインは強制通用力がなく受領を拒絶できるため、これらは法律上の通貨ではないと説明されてきたが¹³⁹⁾、この考え方はステーブルコイン等が政府の発行した貨幣又は銀行の発行した銀行券ではないことを意味するにとどまり、通貨自体ひいては金銭の法的概念が一体何かということ

¹³⁵⁾ 得津晶「日本法における仮想通貨の法的諸問題：金銭・所有権・リヴァイアサン」法学 81 巻 2 号 149 頁，154-155 頁（2017）；森田宏樹「仮想通貨の私法上の性質について」金融法務事情 2095 号 14 頁，15-23 頁（2018）；片岡義広「再説・仮想通貨の私法上の性質：森田論文を踏まえた私見（物権法理の準用）の詳説」金融法務事情 2106 号 8 頁，9 頁（2019）；加毛明「仮想通貨の私法上の法的性質：ビットコインのプログラム・コードとその法的評価」金融法務研究会『仮想通貨に関する私法上・監督法上の諸問題の検討』1 頁，14-24 頁（2019）；小山泰史「民法学のあゆみ加毛明『仮想通貨の私法上の法的性質：ビットコインのプログラム・コードとその法的評価』」法律時報 92 巻 11 号 142 頁，143-144 頁（2020）。

¹³⁶⁾ 片岡義広「仮想通貨の私法的性質の論点」LIBRA2017 年 4 月号 12 頁，（2017）13 頁。

¹³⁷⁾ 片岡・前掲注（136）13 頁。さらに、森下哲朗「仮想通貨に関する国際的な法的問題に関する考察」金融法務研究会『仮想通貨に関する私法上・監督法上の諸問題の検討』53 頁，75 頁（2019）においても、トークンと物権法的な問題に関する準拠法を検討する際に、トークンが表示する権利とトークンの関係を区別してはじめて、そのトークンが表示する権利に関する問題がどの準拠法により決定されるかという問題を検討できるとする。なお、紙幣を例とすると、紙幣それ自体は特殊な動産である紙であるが、その紙幣が表章する権利は金銭の「占有＝所有」という支配権である物権であると思われる。

¹³⁸⁾ 古市峰子「現金，金銭に関する法的一考察」金融研究 14 巻 4 号 101 頁，102-103 頁（1995）。さらに、本稿では、金銭，貨幣及び通貨という用語を異にする視点から考察することとする。

¹³⁹⁾ 片岡・前掲注（135）14-18 頁；さらに、参議院「質問主意書：第 186 回国会（常会）」（2014 年 3 月 18 日）（<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/186/syuisyo.htm>）（ビットコインに関する再質問主意書に対する答弁書において、ビットコインについて強制通用力を認めている外国が存在しない限り、ビットコインが外国の通貨と同様の性質を持つと解することは困難であるとする。すなわち、外国がビットコインをはじめとした暗号資産を通貨として認めない限り、暗号資産が通貨ではないという政府見解が示されている。）参照。

説明することはできない。そのため、これらの用語が判然としない現状においては、金銭の概念を民法上の学説と条文から改めて検討する必要がある。

1 意義と体系

民法には金銭に関連した規定が数多くあるが¹⁴⁰⁾、金銭の意義を定めず¹⁴¹⁾、民法からその定義を導き出すことは難しいと考えられる¹⁴²⁾。「貨幣国定学説」と「貨幣社会学説」という二つの説がこれまで示されていた。前者は、民法上の金銭を国家が定めた貨幣単位と国家や中央銀行が発行した通貨に限定するものである¹⁴³⁾。これに対し、後者は、金銭を国定の貨幣単位以外に私人によって創設され、社会によって受容された貨幣単位とそれを表象した通貨も含むとするものである¹⁴⁴⁾。これに対し、和田安夫は、金銭が法的現象であるか、それとも経済的現象であるかという二者択一的議論が日本の民法上の議論としてそれほど強くはなく、両側面を承認しつつ法的構成がなされているとする¹⁴⁵⁾。実際、この考え方に関しては、海外の文献において類似するものがある。例えば、Georg F. Knapp氏は、金銭は単純に法的に認められた創出物ではなく、その法的構成を国家の政治が作り出した現実に合わせて創出物であるとする¹⁴⁶⁾。かくして、金銭は経済（または現実）と法との複合的存在ということであると考えられるのである¹⁴⁷⁾。

また、Knapp氏は、金銭は歴史の中で極めて様々な形態をとって現れたため¹⁴⁸⁾、金銭の形態ひいては種類を体系的に理解すれば、金銭の「発生的分類」と「機能的分類」という二つの類型を区別しておかなければならないとする¹⁴⁹⁾。このうち、発生的分類については、「金

¹⁴⁰⁾ 例えば、民法債権編における金銭に係る条文については、債権の目的（399条）や金銭債権（402条）、債務不履行による損害賠償の方法（417条）、交換（586条）、消費貸借（587条）、消費寄託（666条）といった規定がある。

¹⁴¹⁾ 和田安夫「名目的金銭債務論」民商法雑誌99巻2号171頁、181頁（1988）；さらに、金銭の定義を定めないため、条文ごとでその金銭の意義を異にする可能性がある。例えば、民法586条が「金銭の所有権」と書いてある以上、ここでの金銭は有体物である一方、同399条の「金銭ニ見積ル」、同417条の「金銭ヲ以テ其額ヲ定ム」では、金銭という用語が有体物よりその価値に着目していると考えられることを指摘するものとして、古市・前掲注（138）139-140頁参照。

¹⁴²⁾ 古市・前掲注（138）104頁。

¹⁴³⁾ 川地宏行「金銭債務の弁済と通貨の役割：民法の視点から」法学セミナー813号10頁、15頁（2022）。なお、この学説によれば、日本での金銭は法定通貨と同義であり、法定通貨は通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（以下「貨幣法」）2条3項による貨幣（鑄造貨幣、すなわち硬貨）と銀行券を含む。つまり、「金銭＝法定通貨＝銀行券＋貨幣」という関係が成り立つ。

¹⁴⁴⁾ 川地・前掲注（143）15頁。なお、この学説によれば、金銭は法定通貨だけでなく、強制通用力のない通貨（いわゆる外貨）その他の自由貨幣をも含む。つまり、「金銭＝法定通貨＋自由貨幣」という関係が成り立つ。なお、本稿では特に断らない限り、通貨という語を、それぞれの国家と中央銀行から発行された貨幣を指すものとして用いることとする。

¹⁴⁵⁾ 和田・前掲注（141）180頁。

¹⁴⁶⁾ Georg F. Knapp（小林純＝中山智香子訳）『貨幣の国家理論』47-48頁（日本経済新聞、2022）。なお、ここで注意すべきは、その訳書の題目は「貨幣」という語も用いているが、その原書の題目は「Staatliche Theorie des Geldes」、すなわち「金銭の国家理論」という意味である。そこで本稿では、その訳書に特に「währung」（すなわち貨幣）と明示されていない限り、その訳書の貨幣という用語を金銭（geldes）を指すものとして用いることとする。

¹⁴⁷⁾ 和田・前掲注（141）180頁。

¹⁴⁸⁾ Knapp（小林＝中山訳）・前掲注（146）20頁。

¹⁴⁹⁾ Knapp（小林＝中山訳）・前掲注（146）49頁。さらに、「発生的分類」と「機能的分類」の関係

銭素材発生的」(hylogenisch; metalloplatic)と「自己発生的」(autogenisch; not metalloplatic)という二つの種類に分ける。前者は金や銀といった材料そのものに価値があるだけでなく、これらを支払材料として利用する際に、金銭が生まれる類型を指す¹⁵⁰⁾。これに対し、後者は金銀以外の金属板片でも紙製板片でもどんな姿でも構わず、それが支払材料として流通して、金銭が生まれる類型を指す¹⁵¹⁾。

他方、機能的分類として、民間受領支払における受領義務、すなわち一般的受領義務の有無という視点からみれば、金銭は「義務的金銭」(obligatorische geldarten; obligatory)と「任意的金銭」(fakultative geldarten; facultative)に分けられる¹⁵²⁾。そして、任意的金銭の場合、一般的受領義務がないため、受領者はその金銭で弁済されることに合意を表明しなければならない¹⁵³⁾。また、義務的金銭の場合、国家が国家行政により、ある種類 of 金銭に受領を強制する効果を与え、一定の限度額を超えて支払う時でもその受領を強制できる金銭は「本位貨幣」(währungsgeld; valuta money)と呼ばれる¹⁵⁴⁾。これに対し、本位貨幣以外の金銭は全て「補助貨幣」(akzessorisches geld; accessory money)と呼ばれる¹⁵⁵⁾。以上のような分類によれば、たとえ世の中の金銭が様々な形態をとっているとしても、体系的には金銭(geldes; money)は貨幣(währung; currency)の上位概念であるということになる¹⁵⁶⁾。

2 構成要素

金銭は常に強制通用力を付与されたものと捉えられるが、上述の体系からみれば、強制通用力のないものも金銭の概念に含まれる。すなわち、強制通用力は金銭の構成要素ではないと考えられる¹⁵⁷⁾。そして、金銭の構成要素は何かを考えれば、森田宏樹は「価値単位」と「支払単位」を金銭の構成要素として理解している。詳しく述べれば、ある物の価値を金銭に評価する際に、それを金銭の抽象的な価値それ自体によってそのままに評価できず、円などの特定の尺度に依拠した数額に評価しなければならない¹⁵⁸⁾。その際に、あらゆる財産の価値を評定しうるような最小の公分母は金銭の価値単位と称される¹⁵⁹⁾。これに対し、支払単位

は相互に影響し合う関係ではなく、それらの内容が異なる視点から独自に判断されるものとして、Knapp (小林＝中山訳)・前掲注(146) 103 頁参照。

¹⁵⁰⁾ Knapp (小林＝中山訳)・前掲注(146) 45 頁。

¹⁵¹⁾ Knapp (小林＝中山訳)・前掲注(146) 45 頁, 71-72 頁。

¹⁵²⁾ Knapp (小林＝中山訳)・前掲注(146) 99 頁。

¹⁵³⁾ Knapp (小林＝中山訳)・前掲注(146) 99 頁。

¹⁵⁴⁾ Knapp (小林＝中山訳)・前掲注(146) 104-105 頁, 108-110 頁。

¹⁵⁵⁾ Knapp (小林＝中山訳)・前掲注(146) 104 頁。なお、現在のところ、日本での本位貨幣は「銀行券」とそれぞれ 20 枚までを限度とする「硬貨」であり、補助貨幣は外国通貨を含む「自由貨幣」と額面価格の二十倍を超える「硬貨」である。そして、なぜ硬貨は 20 枚までの制限があるかといえば、貨幣法 7 条により硬貨はそれぞれ 20 枚までを限度として強制通用力を有するからである。

¹⁵⁶⁾ なお、古市・前掲注(138) 103 頁の脚注 3 において、貨幣法の改正により本位貨幣が廃止された際に、補助貨幣という用語が適当でないとして従来の補助貨幣がそのまま貨幣という用語になったのであるという記述があるが、本稿では特に断らない限り、貨幣という語を、補助貨幣だけでなく本位貨幣をも含む広い概念を指すものとして用いることとする。

¹⁵⁷⁾ 和田・前掲注(141) 186 頁。

¹⁵⁸⁾ 森田宏樹「電子マネーの法的構成(2): 私法上の金銭の一般理論による法的分析」NBL617 号 23 頁, 23 頁(1997)。

¹⁵⁹⁾ 森田・前掲注(158) 25 頁。

とは、それを移転することにより、価値単位によって評価された価値を目的とする債務¹⁶⁰⁾を消滅させる効力、すなわち債務免責力という価値的権能を有するものである¹⁶¹⁾。

また、日本の場合には、一般的に価値単位と支払単位はともに「円」という同一単位で表章されているため、その乖離があまり発生しないが、実際には価値単位と支払単位の乖離が生じうる¹⁶²⁾。そして、価値単位と支払単位の乖離が生じた際に支払われた「貨幣媒体¹⁶³⁾」に債務免責力を認めることができるかが問題となる。この点については、民法 402 条 1 項の趣旨に鑑みれば、金銭債務において債務者が各種の通貨の中から任意の選択により支払うことができる。すなわち、金銭債務において当事者の目的となっているものは、金銭自体に対する価値よりも、その金銭が媒体として表章している価値そのものであるため、当事者はどの種類の通貨によって支払われるのかではなく、支払われる金額に相当する価値にこそ重点を置いている¹⁶⁴⁾。つまり、通常金銭債務において、債務の目的と債務者のなした給付が一致せず、価値単位と支払単位の乖離が生じた場合であっても、その支払われた貨幣媒体に債務免責力を認めることができる¹⁶⁵⁾。

第 2 項 金銭以外

1 物

民法 85 条は所有権の客体である物を有体物に限定している。有体物とは、物理学上の有形物を意味し、液体、気体及び固体といった空間の一部を占めて有形的存在を有するものである¹⁶⁶⁾。それゆえ、債権などの権利や電気などのエネルギー、自然力といった概念は無体物に当たるため、原則として有体物とはされない。

2 財産

過去には、財産という概念は土地その他の有体物をほぼ同義と捉えたが、現代の科学技術の発展に伴い、このような古典的な見方から、財産とは経済的な価値そのものあるいは経済

¹⁶⁰⁾ この債務は金銭債務を指す。そして、金銭債務は価値単位によって表示された一定の価値を目的として、それに相応する支払単位の給付によって消滅する債務であるとするものとして、磯村保編『新注釈民法（8）債権（1）』129-130 頁〔北居功〕（有斐閣, 2022）参照。

¹⁶¹⁾ 森田・前掲注（158）25 頁。

¹⁶²⁾ 森田・前掲注（158）25 頁。

¹⁶³⁾ 森田・前掲注（135）18 頁は、支払単位それ自体は抽象かつ観念的な価値的権能であるから、その移転を法的に可能とするためには、その価値がある者に排他的に帰属している状態を創り出すことが必要になるとする。そのために、社会において一定の支払単位が組み込まれたものと合意され、かつ、それを通じて価値の帰属を実体的にトレースすることを可能とするような一定の媒体を認めなければならない。このような媒体を「貨幣媒体」と称するという記述がある。こうしてみれば、価値単位と支払単位の乖離は、その金銭債務の価値単位と支払単位の組み込まれた媒体の価値単位が異なることであると思われる；なお、森田・前掲注（158）29 頁の脚注 33 は、その通貨という用語に法定通貨と自由貨幣をともに含むため、そこで使われる通貨の範囲は本稿の貨幣の範囲と同じであると思われる。そのため、本稿では森田教授が使った「通貨媒体」という用語を「貨幣媒体」に変えることとする

¹⁶⁴⁾ 磯村編・前掲注（160）124-125 頁。

¹⁶⁵⁾ 磯村編・前掲注（160）130 頁。

¹⁶⁶⁾ 大森政輔ほか編『法令用語辞典（第 11 次改訂版）』748 頁（学陽書房, 2023）。

的価値を生み出すものであるという考え方への転換が行われている¹⁶⁷⁾。さらに、この新たな財産の概念には、有体物だけでなく、債権などの権利や知的創作物、経済的価値を有する無体物も含まれる¹⁶⁸⁾。それゆえ、財産とは経済的価値があるものをいうとされる¹⁶⁹⁾。

第3項 ステープルコインに関する検討

上述の理解に基づき、以下では「ステープルコインそれ自体」と「ステープルコインが表章する権利」をデジタルマネー類似型 SC と暗号資産型 SC それぞれについて検討する。

1 デジタルマネー類似型 SC

(1) デジタルマネー類似型 SC それ自体

a. 財産

まず、デジタルマネー類似型 SC それ自体が民法上の財産である。ステープルコインの定義によると、ステープルコインそれ自体が電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものであるため、民法 151 条 4 項括弧書にいう「電磁的記録」に該当すると考えられる¹⁷⁰⁾。すなわち、デジタルマネー類似型 SC それ自体がデータとして存在するにすぎず、無体物であるため、民法上の物には当たらないと思われる¹⁷¹⁾。しかしながら、たとえデジタルマ

¹⁶⁷⁾ 森田宏樹「財の無体化と財の法」吉田克己＝片山直也編『財の多様化と民法学（初版）』85 頁，85 頁（商事法務，2014）。

¹⁶⁸⁾ 無体物の概念について、ボワソナード草案財産編 6 条 3 項及び旧民法財産編 6 条 3 項は、無体物を「無体物トハ智能ノミヲ以テ理會スルモノヲ謂ふ」と定義したうえで、「即チ左ノ如シ」として、「第一 物権及ビ人権」、「第二 著述者、技術者及ビ発明者ノ権利」、「第三 解散シタル会社又ハ清算中ナル共通ニ属スル財産及ビ債務ノ包括」を挙げていた。しかも、これらは限定列挙ではなく、無体物の例示にすぎないとされるため、権利以外も上記の基準を充たすものは無体物に含まれることになると考えられることを指摘するものとして、森田・前掲注（167）88 頁参照。

¹⁶⁹⁾ 片岡・前掲注（135）10 頁。

¹⁷⁰⁾ 民法 151 条 4 項括弧書による電子的記録について、「電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう」と定義する。

¹⁷¹⁾ 暗号資産それ自体に対し、データとしての電磁的記録は有体性を欠くため、民法上の物には当たらないとするものとして、末廣裕亮「FinTech 深化に向けた制度のデザイン：新しい金融パラダイム実現のために（第 3 回）仮想通貨の私法上の取扱いについて」NBL1090 号 67 頁，68 頁（2017）；道垣内弘人「仮想通貨の法的性質：担保物としての適格性」道垣内弘人ほか編『社会の発展と民法学〔上巻〕』489 頁，494 頁（成文堂，2019）；得津・前掲注（135）164 頁；森田・前掲注（135）15 頁；加毛・前掲注（135）15 頁参照。東京地判平成 27 年 8 月 5 日公刊物未登載（平成 26 年（ワ）33320 号）も参照。その反面、田中幸弘＝遠藤元一「分散型暗号通貨・貨幣の法的問題と倒産法上の対応・規制の法的枠組み（上）マウントゴックス社の再生手続開始申立て後の状況を踏まえて」金融法務事情 1995 号 52 頁，59 頁（2014）（アドレス（公開鍵ハッシュ値）と秘密鍵とが分かれば他のビットコインと区別・識別できるほか、ビットコインのこのような経済財としての性格を法性決定に反映させると、動産類似の「モノ」（民法 86 条 2 項類推）として取り扱うべきとすることを指摘する。）；森勇斗「暗号型財産の法的性質に関する「物」概念からの再検討：民法 85 条の趣旨に関する制定過程からの問いかけ；暗号通貨（仮想通貨）にかかる議論を踏まえ」一橋研究 45 巻 1・2 合併号 1 頁，14-17 頁（2020）（ある人がビットコインを移転すれば、他の人は利用できなくなり、これはハッシュ値によって不可逆ならしめられるのであるため、競合財である。そして、不可逆かつ改変不能な情報により構築された境界性は「物」

ネー類似型 SC それ自体が民法上の物に該当しないとしても、経済的価値があるものである以上、民法上の財産であると捉えることができよう。

b. 金銭

デジタルマネー類似型 SC それ自体が民法上の金銭に当たるかについてである。金銭の体系に関する発生的分類においては、もしデジタルマネー類似型 SC それ自体が支払材料として流通すれば、これが無体物であるため、「自己発生的」に該当すると思われる。そして、機能的分類として、デジタルマネー類似型 SC それ自体に一般的受領義務がないため、「補助貨幣」に当たるほか、自由貨幣¹⁷²⁾として捉えることができるかもしれない。しかしながら、体系上たとえデジタルマネー類似型 SC それ自体が金銭に当たる可能性があっても、金銭の構成要素についても検討する必要がある。

まず、支払単位の要件についてである。デジタルマネー類似型 SC の単位によって表示された数額を目的とする債務はもちろん、特定の種類の通貨による給付が合意されていない通常の金銭債務においては、支払われたデジタルマネー類似型 SC に相当する価値がある以上、それを移転することにより債務を消滅させる効力があると思われる。そのため、デジタルマネー類似型 SC に対する支払単位に債務免責力を認めることができよう¹⁷³⁾。

そして、デジタルマネー類似型 SC が独自の尺度を採用しているとしても、それが価値単位であるかは別問題である。価値単位というのはあらゆる財産の価値を評定しうるような最小の公分母であり、交換された商品の価値を一元的に表示する尺度である。しかしながら、デジタルマネー類似型 SC でどのような取引が行われるのかにかかわらず、デジタルマネー類似型 SC と交換される商品の評価額が常にその時点での法定通貨との交換レートに基づいて計算されてから、それぞれの価値に対応して両方の交換比率が決まっている。例えば、ステーブルコイン等のやり取りを行う世界（以下、「仮想世界」という）において¹⁷⁴⁾、USDC の市場価値は 1 米ドルであり、ビットコインの市場価値は 3 万米ドルであるとする、3 万枚の USDC 対 1 枚ビットコインという交換レートは、直接的に USDC 自身の尺度を用いて計算するのではなく、間接的に米ドルという尺度を採用して決まっている。つまり、デジタルマネー類似型 SC は法定通貨の価値単位を価値尺度として用いられているにすぎないと考えられる¹⁷⁵⁾。

の物理的な境界性より強固な性質があるため、物理的な境界性を持っている。最後に、秘密鍵の管理者が当該アドレスにおいて当該残量のビットコインを排他的に支配していると認められる。以上の点からして、ブロックチェーンによる仮想情報無体物には「物」概念性が認められることを強調する。) 参照。さらに、佐久間毅『民法の基礎 2：物権（第 3 版）』12-13 頁（有斐閣、2023）において、民法制定の当時には、所有権を前提にして、人が排他的支配を及ぼせるのは有体物だけであると考えられたが、有体物であることは排他的支配が可能であることの条件の一つにすぎないという記述があるため、「物」概念の拡張を肯定している余地があるように思われる。

¹⁷²⁾ 自由貨幣とは債権者が任意に受領すれば金銭債務を消滅させることができるが、債権者に受領を強制することができない貨幣を指すものとして、川地・前掲注（143）12 頁。

¹⁷³⁾ 当然ながら、日本や外国の法定通貨の価値単位によって表示された金銭債務については、デジタルマネー類似型 SC の支払単位には債務免責力は認められないものとして、森田・前掲注（135）21 頁参照。

¹⁷⁴⁾ 藤岡祐治「暗号資産取引に対する課税のタイミング」税研 226 号 104 頁、108 頁（2022）は、暗号資産のやり取りを行う世界と現実世界を切り分けるという論点を指摘する。

¹⁷⁵⁾ 森田・前掲注（135）22 頁。

したがって、デジタルマネー類似型 SC については価値単位を認めることができないため、デジタルマネー類似型 SC は民法上の金銭に該当しないと思われる。

なお、たとえ現時点でデジタルマネー類似型 SC はステーブルコイン等の仮想世界にも我々存在する現実世界にも価値単位としての構成要素が認められないとしても、仮に将来的に法定通貨の価値単位を価値尺度として用いておらず、そのデジタルマネー類似型 SC 自身の尺度を採用すれば、民法上の金銭に該当しうるとと思われる。

(2) デジタルマネー類似型 SC が表章する権利

a. 財産権

まず、財産権とは、処分することを得べき利益を目的とする権利であり、一般的には物権、債権、その他の排他的な帰属関係を広く包摂する権利とされる¹⁷⁶⁾。この概念に鑑みれば、デジタルマネー類似型 SC が表章する権利を財産権と捉えることができると思われる。なぜなら、デジタルマネー類似型 SC は不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値であり、売買は「財産権」の移転をその本質的な要素とする契約だからである¹⁷⁷⁾。すなわち、もしデジタルマネー類似型 SC が財産権に当たるのであれば、法的には首尾一貫性や法体系の整合性を維持できない¹⁷⁸⁾。

b. 債権

ビットコインをはじめとする暗号資産は発行者の存在を前提としないため、発行者を債務者とする債権として構成することはできないと考えられる¹⁷⁹⁾。しかしながら、デジタルマネー類似型 SC は発行者が存在しているほか、利用者が発行者に償還請求権を行使できる。そのため、そのデジタルマネー類似型 SC が表章する権利を債権と捉えることができよう¹⁸⁰⁾。

2 暗号資産型 SC

¹⁷⁶⁾ 「所有権」概念は使用、収益及び処分という有体物から経済的効用を引き出す権能の総和としてその客体面から捉えられる一方、人に財産が排他的に帰属する関係という主体面から理解されるという所有権の主観的理解もある。しかしながら、レベルを異にする二つの所有権概念が混在することは議論の混乱を招くおそれがあるため、物権、債権その他の排他的な帰属関係が認められる財産的利益は「財産権」と呼ばれるものとして、森田・前掲注(135) 16 頁；森田・前掲注(167) 107-110 頁。

¹⁷⁷⁾ 森田・前掲注(135) 16 頁。

¹⁷⁸⁾ その反論として、西村あさひ法律事務所編『ファイナンス法大全(下)〔全訂版〕』845 頁〔芝章浩〕(商事法務, 2017)(ビットコインの保有は秘密鍵の排他的な管理を通じて当該秘密鍵に係るアドレスに紐づいたビットコインを他のアドレスに送付することができる状態を独占しているという事実状態にほかならず、何らかの権利を伴うものではないということが指摘されている。); 片岡・前掲注(135) 9-11 頁(仮想通貨は法律によってその利益を私法上保障されたものではないから、講学上の概念として提唱するのは格別、実定法上「権利」ということはできず、結局「財産権」とはいうことはできないことを強調する。)参照。

¹⁷⁹⁾ 森田・前掲注(135) 15 頁；加毛・前掲注(135) 15 頁。

¹⁸⁰⁾ なお、たとえその償還請求権に主体の制限の条件付きがあっても、そのデジタルマネー類似型 SC が表章する権利は特定の発行者に対する債権であるという点は変わりはないと考えられる。

(1) 暗号資産型 SC それ自体

a. 財産

デジタルマネー類似型 SC と同じように、暗号資産型 SC それ自体がデータとして存在するにすぎず、無体物であるため、民法上の物には当たらないと思われる。そして、暗号資産型 SC それ自体は経済的価値があるものであるため、民法上の財産であると捉えることができよう。

b. 金銭

上述のように、たとえ暗号資産型 SC に支払単位に債務免責力を認めても、暗号資産型 SC で取引を行う時に、その価値の計算方法が法定通貨との交換レートに基づいた方法であるため、暗号資産型 SC それ自体が財産の価値を評定しうるような最小の公分母として用いられているのではない。従って、暗号資産型 SC に価値単位を認めることができないため、暗号資産型 SC それ自体が民法上の金銭に該当しないと思われる。

(2) 暗号資産型 SC が表章する権利

a. 財産権

デジタルマネー類似型 SC と同じように、暗号資産型 SC は不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値であり、売買は「財産権」の移転をその本質的な要素とする契約である。そのため、暗号資産型 SC が表章する権利を財産権と捉えることができると思われる。

b. 債権

暗号資産型 SC の資産参考型の中で、もしその裏付資産がオフチェーン担保であれば、発行者が存在しているほか、利用者が発行者に償還請求権を行使できるため、その暗号資産型 SC が表章する権利を債権と捉えることができよう。

しかしながら、オンチェーン担保と無担保型の場合であれば、発行者が存在しないため、特定の者に対する債権と構成することができない。

第4節 小括

本章では、ステーブルコインの概念に始まり、最終的にはステーブルコインの経済学上と民法上の位置付けを考察した。以下では、簡潔に本章の内容をまとめる。

第1節では、ステーブルコインの概念を考察した。ステーブルコインに関する OECD の定義と日本の定義からすると、OECD ではステーブルコインが暗号資産の概念に含まれる。これに対して、日本ではデジタルマネー類似型 SC は暗号資産の定義に該当しないが、暗号資産型 SC は原則として暗号資産の定義に該当するという関係を明らかにした。日本では、デジタルマネー類似型 SC と暗号資産型 SC という語は学術用語であるが、これらに対応する法令用語はデジタルマネー類似型 SC については電子決済手段であり、暗号資産型 SC については暗号資産である。また、様々な種類のステーブルコインが存在しており、これらのステーブル

コインは価格安定メカニズムと償還請求の方法が異なるが、基本的には裏付資産である法定通貨または暗号資産の払戻しが可能であるという特徴を有することを確認した。

第2節では、ステーブルコインの取引を分析した。中央集権型取引所での取引履歴が集中型帳簿に管理されるのに対して、分散型取引所での取引履歴は分散型帳簿に記録されるが、運営者が存在する可能性がある。すなわち、中央集権型取引所であれ、分散型取引所であれ、運営者が存在する限り、利用者の取引情報を保有していることが明らかになった。また、分散型取引所に運営者がいないとしても、現時点では利用者が法定通貨に換金するに当たっては、原則として中央集権型取引所に大金依頼をする必要があることを確認した。

第3節では、所得税法における法的性質の参考として、経済学上と民法上のステーブルコインの位置付けを考察した。従前より暗号資産にしても、ステーブルコインにしても、金銭に該当するかという議論があったところ、経済学上と民法上の金銭の意義と体系を明らかにし、経済学でも民法でも金銭に該当しないことを確認した。また、ステーブルコインそれ自体とステーブルコインが表章する権利を峻別した上で、民法上のそれぞれの位置付けを検討した。

このように第1章では、ステーブルコインに関わる仕組みと取引方法を考察したことに加えて、ステーブルコインに関する経済学上と私法上の位置付けについて理論的かつ実証的観点から分析した。次章では、日本のステーブルコイン取引の所得課税に関する税制と問題点を指摘し、理論的観点から考察する。

第3章 ステープルコイン取引の議論

2023 年 6 月からステープルコインの流通が解禁されたばかりであるため、ステープルコイン取引に関する国税庁の公的見解は公表されていない。ただし、2023 年税制改正の解説からして国税庁はデジタルマネー類似型 SC を支払手段として位置付ける一方、暗号資産型 SC が原則として暗号資産に該当するため、同じく支払手段として捉えるおそれがある。すなわち、国税庁はステープルコイン取引に対して今までの暗号資産に関する税務上の取扱いと同じように扱う可能性がある。それゆえ、第1節では現状把握として、ステープルコイン取引による所得について現時点での取扱いを当てはめれば、どの所得分類に該当するかを確認する。そして、第2節ではステープルコインの譲渡に関する議論を理論的な視点から考察する。ここでは、譲渡所得と利子所得の構成要素を詳しく検討する。

第1節 ステープルコイン取引の所得区分の現状

前章で述べたように、ステープルコイン取引は「ステープルコインの売却」、「ステープルコインの交換」および「ステープルコインによる他の取引」という三つの種類に大きく分けられる。以下では、「暗号資産に関する税務上の取扱いについて（情報）¹⁸¹⁾」（令和 4 年 12 月 22 日）（以下、「国税庁 FAQ」という）により、それらの取引から得た利益がいずれの所得区分に属するかを紹介する。

第1款 ステープルコインの売却又は交換により得た所得

あるモノの売却又は交換をした場合に、これは一般的に資産の譲渡に当たる行為であるため、譲渡所得として課税される。しかしながら、国税庁 FAQ の「2-2 暗号資産取引の所得区分¹⁸²⁾」によれば、暗号資産取引により生じた所得は原則として雑所得に区分されるが、①その暗号資産取引自体が事業と認められる場合、②そのステープルコイン取引が事業所得等の基因となる行為に付随したものである場合、③その年の暗号資産取引に係る収入金額が 300 万円を超え、かつ、暗号資産取引に係る帳簿書類の保存がある場合という三つの状況を例外として、事業所得に区分される。

この取扱いの具体的な理由は参議院財政金融委員会での国税庁の答弁から若干の手掛かりを見つけることができる¹⁸³⁾。まず、藤井健志国税庁次長（当時）は、暗号資産について「消費税法上が支払手段に類するものとして位置付けられておりますので、外国通貨と同様に、その売却又は使用により生ずる利益は、資産の値上がりによる譲渡所得とは性質を異にするものである」と述べた¹⁸⁴⁾。次に、星野次彦財務省主税局長（当時）は、暗号資産に関して

¹⁸¹⁾ 国税庁「暗号資産に関する税務上の取扱いについて（情報）」（2023 年 12 月 22 日）（https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/virtual_currency_faq_03.pdf）。

¹⁸²⁾ 国税庁・前掲注（181）13 頁。

¹⁸³⁾ 国会における 2014 年から 2019 までの議論が整理されたものとして、泉絢也「なぜ暗号資産（仮想通貨、暗号通貨）の譲渡による所得は譲渡所得に該当しないのか？：国会における議論を手掛かりとして」千葉商大論叢 57 巻 1 号 109 頁，111-121 頁（2019）参照。

¹⁸⁴⁾ 参議院「第 196 回国会：財政金融委員会第 5 号」（2018 年 3 月 22 日）（<https://kokkai.ndl.go.jp/simple/txt/119614370X00520180322/207>）。

「外国通貨と同様に本邦通貨との相対的な関係の中で換算上のレートが変動することはあっても、それ自体が価値の尺度とされており、資産の価値の増加益を觀念することは困難と考えられる」と述べた¹⁸⁵⁾。さらに、並木稔国税庁次長（当時）は、譲渡所得の清算課税説を根拠として、「暗号資産は資産ではあるものの、譲渡所得の起因〔ママ〕となる資産には該当せず、その譲渡所得による所得は一般的に譲渡所得には該当しないものとして取り扱っている」と述べた¹⁸⁶⁾（傍線は筆者）。

これらの理由からすると、ステーブルコインの売却又は交換をした際に、ステーブルコインが支払手段として位置付けられており、それ自体が価値尺度であり、譲渡所得の基因となる資産に該当しないと解される可能性が高いため、事業所得に該当する場合を除き、その所得が譲渡所得には当たらず、原則として雑所得に区分されると思われる。

なお、ステーブルコイン取引から得た所得が雑所得と事業所得のいずれの所得区分に該当するかを判断するにあたっては、国税庁 FAQ では明確な判断基準を示しているわけではない。その点については、過去の裁判例に鑑みれば、一般的に「営利性・有償性の有無」、「継続性・反復性の有無」、「自己の危険と計算による計画遂行性の有無」、「安定した収益を得られる可能性の有無」等を総合的に検討して判断すべきものと解される¹⁸⁷⁾。

第2款 ステーブルコインの他の取引により得た所得

ステーブルコインの他の取引は取引所にステーブルコイン等を提供することを指す。そして、ステーブルコイン等を提供するという行為は国税庁 FAQ での「レンディング」（貸付け）に対応するものと思われる。しかしながら、国税庁 FAQ の「1-6 マイニング、ステーキング、レンディングなどにより暗号資産を取得した場合¹⁸⁸⁾」では所得税の課税対象と取得時点の価額計算しか書いておらず、レンディングに関する内容は明記していない¹⁸⁹⁾。そのため、ステーブルコイン等のレンディングに関わる所得税の課税関係を明らかにするため、以下では繰り返しとなる部分もあるが、改めてレンディングの内容を紹介してから、その利益の所得区分を説明する。

前章で述べたように、中央集権型取引所の場合には、利用者が保有しているステーブルコイン等をその取引所に貸し付けることにより、貸出期間が満了した後に、当該貸し付けたステーブルコイン等を受け取るほか、一定の料率を乗じたその同種類のステーブルコイン等を貸借料として受け取ることができる。他方、分散型取引所の場合には、LP が流動性プールにステーブルコイン等を預け入れることで、LP トークンを受け取れるが¹⁹⁰⁾、その利益を受け

¹⁸⁵⁾ 参議院「第198回国会：財政金融委員会第5号」（2019年3月20日）（<https://kokkai.ndl.go.jp/simple/txt/119814370X00520190320/186>）。

¹⁸⁶⁾ 参議院・前掲注（185）（<https://kokkai.ndl.go.jp/simple/txt/119814370X00520190320/182>）。

¹⁸⁷⁾ 名古屋地判昭和60年4月26日行集36巻4号589頁；佐藤・前掲注（4）212-216頁参照。

¹⁸⁸⁾ 国税庁・前掲注（181）10頁。

¹⁸⁹⁾ なお、国税庁・前掲注（182）42頁において、暗号資産の貸付けにおける利用料の問題を検討するものの、それは消費税を課すかについての説明であり、所得税の課税関係を明示していないと思われる。

¹⁹⁰⁾ Uniswap と Compound を例にして説明する。Uniswap の場合には、LP がトークンのペアごとに作られた流動性プールにトークンのペア、例えば、USDC / USDT を例として、USDC と USDT を当該プールに入れた後、LP が提供したトークンペアの数量が流動性プール全体に占める割合に応じた LP トークンをもらう。それに対して、Compound の場合には、LP が特定のステーブルコ

取るタイミングは分散型取引所の規定による。この点については、常に Uniswap と Compound という二つの分散型取引所が例として挙げられる。Uniswap の場合には、他の利用者がトークンペアとしての自己の保有するトークンと引換えに流動性プール内の一方のトークンを取得する時点で、手数料を支払わなければならない。そして、その手数料は利用者が引換えに取得したトークンの枚数から差し引かれた後、報酬として LP トークンの表章する割合で LP に分配される¹⁹¹⁾。それに対し、Compound の場合には、LP が LP トークン（ここで、「cToken」という）を償還するまで報酬を受け取れない。詳しく述べれば、cToken の保有期間に、cToken の価値が時間の経過とともに増加するため、LP が cToken と引き換えに預け入れられていたトークンを引き出す時点で、預け入れられていたトークンの数量よりも多くのトークンを入手することができる¹⁹²⁾。そして、このトークンの差が LP の報酬とされる。

上述の内容からみれば、中央集権型取引所では貸借料が貸出期間が満了した後に支払われる。一方、分散型取引所のうち、Uniswap では流動性プール内でトークンの交換が発生する時点で報酬が分配されるのに対し、Compound では cToken が返却される時点で、報酬が手に入る。そこで、国税庁 FAQ の 1-6 の見解に鑑みれば、これらの時点で取得したステーブルコイン等の利益は所得税の課税対象であり、所得税法 27 条（事業所得）又は所得税法 35 条（雑所得）として取り扱われるものと解される。

第 2 節 ステーブルコインの譲渡に関わる議論

国税庁 FAQ が示す見解によると、基本的にステーブルコイン等の譲渡による所得は雑所得又は事業所得に区分される可能性がある。しかしながら、ステーブルコイン等の売却又は交換による所得が譲渡所得に該当する余地がないのか、ステーブルコイン等のレンディングによる所得が利子所得に該当するものと認められないのか、という疑問が生じる¹⁹³⁾。

当然のことながら、国税庁 FAQ は法令ではないため、納税者や裁判所を法的に拘束するものではないが¹⁹⁴⁾、その取扱いが法的には妥当であるかを検証する必要がある。すなわち、ステーブルコイン等の譲渡による所得がいずれの所得区分に属するかについて考察する際には、まずは譲渡所得該当性を、次に利子所得該当性をそれぞれ検討し、結果的にそれらの所得類型に該当しない場合には雑所得に区分される、という順序に検討してこそ、雑所得として取り扱う見解に合理性を与えることができる。よって、以下では、譲渡所得と利子所得の理論的観点から分析する。

イン等（DAI を例として）を流動性プールに提供することで、LP トークン（すなわち、「cDAI」）を得る。なお、Compound V2 において、Uniswap のトークンのペアごとに作られた流動性プールではなく、様々な種類のステーブルコイン等に作られた流動性プールが構成されている。Uniswap と Compound の詳しい内容として、HashHub ほか編・前掲注（74）120-127 頁〔河合健ほか〕参照。

¹⁹¹⁾ 小笠原匡隆＝島内洋人「ステーブルコイン・DeFi と CBDC」金融・商事判例 1611 号 119 頁，125-126 頁（2021）。

¹⁹²⁾ HashHub ほか編・前掲注（74）125-126 頁〔河合健ほか〕。

¹⁹³⁾ 譲渡所得に関する議論として、本稿の脚注（7）；利子所得に関する論点について、栗原克文「IFA 日本支部：第 14 回ウェブセミナーの報告：テーマ：暗号資産に関する国際税務上の課題」租税研究 886 号 144 頁，157 頁参照。

¹⁹⁴⁾ 泉・前掲注（183）109-110 頁。

第 1 款 譲渡所得の議論

第 1 項 譲渡所得の課税理論

所得税法 33 条 1 項では、譲渡所得は資産の譲渡による所得と定めている。譲渡所得課税を理解するために、譲渡所得の意義を本質的意義と実定法的意義に分けておく必要があると考えられる¹⁹⁵⁾。

まず、本質的意義についてである。通説によれば、譲渡所得の本質はキャピタルゲイン (capital gain) としての所有資産の価値の増加益であるため、資産を所有している間にその資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益に課税するものであるとされている¹⁹⁶⁾。さらに、資産の増加益は、原則として所有者の意思によらない外的条件の変化に基因する資産価値の増加に限定され、所有者自身の意思による付加価値行為に基因する資産価値の増加は、譲渡所得の課税範囲に含まれないと考えられる¹⁹⁷⁾。

次に、実定法的意義についてである。日本の所得税法では、原則として毎年 1 月 1 日から始まり、12 月 31 日で終わる 1 年間 (暦年) をひとつの単位として、それを基準に課税を行うという暦年単位課税の基準をとっている¹⁹⁸⁾。すなわち、理論的にキャピタルゲインを適正に取り扱うとすれば、保有資産を各課税年度末に評価してその増加益に課税する必要がある¹⁹⁹⁾。しかしながら、所有者の保有資産の増加益を毎年時価で評価して計算することが技術的に困難であるほか²⁰⁰⁾、未実現の利得には原則として課税しないという立法政策を採用しているため、所得税法の譲渡所得に対する課税のタイミングは増加益の発生時点ではなく、支配を離れて他人に移転する時点、すなわち資産の譲渡時である²⁰¹⁾。

上述の学説の概念を整合的に理解し、判例は「譲渡所得に対する課税は、資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課税する趣旨のものと解すべきである」と判示した²⁰²⁾。そして、このような考え方は学説においては「清算課税説」と呼ばれている²⁰³⁾。さらに述べれば、清算課税説に対しては、同説の前半の部分は譲渡所得課税の本質であるが、後半の部分はキャピタル・ゲイン課税の本質ではなく、あくまでも、実定法的意義としてキ

¹⁹⁵⁾ 谷口・前掲注 (4) 298-299 頁。

¹⁹⁶⁾ 金子・前掲注 (4) 264 頁；谷口・前掲注 (4) 299 頁；佐藤・前掲注 (4) 85 頁。

¹⁹⁷⁾ 金子・前掲注 (4) 271 頁；谷口・前掲注 (4) 299 頁。

¹⁹⁸⁾ 谷口・前掲注 (4) 367 頁；国税通則法 15 条 2 項 1 号。

¹⁹⁹⁾ 竹下重人「譲渡所得課税の二、三の問題点」シュトイエル 100 号 107 頁，107 頁 (1970)。

²⁰⁰⁾ 水野忠恒『大系租税法 (第 4 版)』253 頁 (中央経済社, 2023)；酒井克彦「暗号資産における手続法・実体法の交錯 (第 3 回) 租税法からみる暗号資産」法律のひろば 9 月号 57 頁，58 頁 (2021)；さらに、金子宏「租税法における所得概念の構成」『所得概念の研究』1 頁，65 頁 (有斐閣, 1995) [初出 1975] において、税務行政上の理由として、未実現の利得に課税するためには、すべての納税者の所有資産を把握し、それを定期的に評価することが必要であるが、それは税務行政に大きな負担を強いることになるという記述がある。

²⁰¹⁾ 佐藤・前掲注 (4) 86 頁。

²⁰²⁾ 最判昭和 43 年 10 月 31 日訟月 14 卷 12 号 1442 頁；最判昭和 47 年 12 月 26 日民集 26 卷 10 号 2083 頁；最判令和 2 年 3 月 24 日判時 2467 号 3 頁参照。

²⁰³⁾ 佐藤・前掲注 (4) 87 頁。

ャピタル・ゲインをその発生時点で課税するための便宜的措置であり、それ自体としては課税制度の一部分にすぎないと考えられる²⁰⁴⁾。

ところで、清算課税説による譲渡所得は抽象的な増加益そのものに課税するものであるものの、有償譲渡の場合に、譲渡所得の課税対象はその抽象的な増加益でなく、当事者間で合意した金額を収入金額とするもの²⁰⁵⁾ という批判がする。そして、学説においては、清算課税説とは異なる理論である「譲渡益所得説」が提出されており、次のように主張される。竹下重人は「譲渡所得の本質を理解するために、抽象的なキャピタルゲイン論からではなく、実定法の具体的検討から始めなければならない」と述べた²⁰⁶⁾。すなわち、譲渡益所得説によると、譲渡所得課税は納税者の担税力²⁰⁷⁾ を考慮するとともに、実定法の具体的構造を重視すべきであるとして、所得税法 33 条 1 項と 3 項の解釈からすれば、譲渡所得というのは資産の抽象的な保有期間中の値上がりではなく、現実の収入金額から取得価額等を控除して具体的に得られた譲渡差益を意味するとする²⁰⁸⁾。それに加えて、所得税法 36 条 1 項が「収入すべき金額」としている点からみれば、所得税法 33 条にいう資産の譲渡は対価を伴う有償譲渡に限定すべきと考える²⁰⁹⁾。

しかしながら、上述の譲渡益所得説の清算課税説に対する批判は不適當であると考えられる。確かに、清算課税説のうちの当事者間での合意した金額を収入金額とする点は、キャピタル・ゲイン課税の本質、すなわち資産の増加益を所得とする点とは相容れないことになる。詳しく述べれば、取得価額 100、時価 500 の資産を 300 の金額で譲渡するとして、その収入金額は時価 500 で計算するものではなく、取引価額 300 で計算するものである。そして、譲渡所得課税の本質がその増加益（すなわち時価で計算するもの）に課税すべきだったという点からみれば、清算課税説のうち、本質の計算方法と実際の計算方法は矛盾が起こることになる。もっとも、伊川正樹教授は、それは清算課税説を否定する理由として不適當であるとする²¹⁰⁾。なぜなら、所得税法の下での課税計算が実現主義²¹¹⁾ を前提としていることによる

²⁰⁴⁾ 大塚正民「みなし譲渡制度に関するシャープ勧告とアメリカ税制との関連（2・完）」税法学 307 号 1 頁，10 頁（1976）；伊川正樹「譲渡所得の基因となる『資産』概念：増加益清算課税説の再考」『譲渡所得課税に関する基礎的研究（初版）』7 頁，22 頁（成文堂，2023）〔初出 2007〕。

²⁰⁵⁾ 伊川正樹「譲渡所得課税の趣旨と課税理論」伊川・前掲注（204）349 頁，356 頁〔初出 2021〕。

²⁰⁶⁾ 竹下・前掲注（199）109 頁。さらに、譲渡益所得説が妥当するという見解をとるものとして、水野武夫「譲渡担保と譲渡所得課税」北野弘久編『判例研究日本税法体系 3：租税実体法Ⅱ・租税手続法Ⅰ』58 頁，80-81 頁（学陽書房，1980）；田中治「キャピタルゲイン課税：税法学からの問題提起」日本租税理論学会編『キャピタルゲイン課税（租税理論研究叢書）』62 頁，68-69 頁（谷沢書房，1993）参照。

²⁰⁷⁾ 担税力とは、租税負担能力ということである。そして、担税力の基準としては、所得、財産及び消費の三つがあげることができる。すなわち、所得税が所得を対象として課される租税であるため、所得税上の担税力の基準は所得ということである。そのため、担税力は他に依存せず独立した経済的給付能力と理解されるものとして、金子・前掲注（4）89 頁；谷口・前掲注（4）18 頁，205 頁参照。

²⁰⁸⁾ 田中・前掲注（206）69 頁。

²⁰⁹⁾ 水野・前掲注（206）66 頁。

²¹⁰⁾ 伊川・前掲注（205）356 頁。

²¹¹⁾ 実現主義は二つの意義がある。最初の意味は、実現主義は実現した所得、すなわち外部から流入した経済的価値のみを所得課税の対象とし、未実現の所得は所得課税の対象から除外するという考え方である。その後、実現主義の意味は課税所得性それ自体だけでなく、外部からの経済的価値の流入という事実をもって、所得の年度帰属を決定するという側面もあると考えられるもの

ものであり、その計算方法の問題は譲渡所得の趣旨である清算課税説とは別問題だからである。つまり、譲渡所得に対する課税は、規定の解釈原理である清算課税説に依拠して解釈される一方、所得金額計算という具体的な問題は、清算課税説により解釈されるべきことではなく、実現主義に基づいて判断されるべきことであるとする²¹²⁾。したがって、伊川は譲渡所得に係る課税理論は譲渡益所得説ではなく、清算課税説を採用すべきと主張する。

第2項 譲渡所得の要件

譲渡所得とは資産の譲渡による所得という条文の文言からすれば、ある所得を譲渡所得として課税するために、「資産」と「譲渡」という二つの要件を満たさなければならない。しかしながら、所得税法は「資産」と「譲渡」の定義を定めておらず、解釈に依らざるを得ない。そこで、「資産とは何か」及び「譲渡とは何か」を明らかにしておく必要がある。以下では、「資産」と「譲渡」という二つの要件の意義について考察する。

1 資産の意義

一般に、「資産」とは、譲渡性のある財産権をすべて含む観念で、動産と不動産はもとより、借地権、無体財産権によって得た権利や地位、ビットコイン等の暗号資産などが広く含まれるとされている²¹³⁾。すなわち、資産は私法上形式的に認められる「権利」である必要はないと考えられる²¹⁴⁾。しかしながら、ここで注意すべきは、金子宏教授は所得税法33条1項にいう資産は一種の固有概念²¹⁵⁾を指すと述べたにもかかわらず²¹⁶⁾、この固有概念の資産の範囲については、これ以上の説明はないという点である。そのため、所得税法33条1項にいう資産の範囲との議論はいまだ明確ではないと思われる。他方、判例は清算課税説を根拠とし、所得税法33条1項にいう資産の範囲を「譲渡所得の基因となる資産」に限定しており、譲渡所得の基因となる資産は、所得税法33条2項の定めるたな卸資産等の例外を除き²¹⁷⁾、「金銭的価値のあるもの」又は「財産的ないし経済的価値のあるもの」と解されている²¹⁸⁾。

として、谷口・前掲注(4)215頁参照。なお、ここでの実現主義は最初の意味を指す。

²¹²⁾ 伊川・前掲注(205)357-358頁。

²¹³⁾ 金子・前掲注(4)265頁。

²¹⁴⁾ 佐藤・前掲注(4)99頁。

²¹⁵⁾ 固有概念とは、ほかの法分野での意味内容が用いられておらず、所得税法が自分の規定の趣旨や目的に照らして独自の観点からその用語の意味を明らかにする概念であると考えられるものとして、金子・前掲注(4)126-127頁参照。

²¹⁶⁾ 金子・前掲注(4)266頁。

²¹⁷⁾ 所得税法33条2項は①たな卸資産、②準たな卸資産、③その他営利を目的として継続的に行われる資産及び④山林(以下、まとめて「たな卸資産等」という)の譲渡による所得を譲渡所得の範囲から除外している。すなわち、たな卸資産等は所得税法33条1項にいう資産の範囲に含まれていない。また、たな卸資産等の譲渡による所得は事業所得、雑所得または山林所得として課税されることが考えられるものとして、金子宏「譲渡所得の課税」『租税法理論の形成と解明：上巻(初版)』625頁、642-648頁(有斐閣,2010)〔初出2002〕参照。

²¹⁸⁾ 学説の見解として、谷口・前掲注(4)300頁；また、裁判例上の見解として、東京地判昭和51年2月17日訟月22巻3号791頁(「右権利の譲渡性は社会生活上、一般に金銭的評価が可能なものとして、経済的な価値を有するものであり、現に本件においては本件借家権が右のごとき価値あるものとして、…借家権は所得税法上資産であると解するのが相当というべきである」と判示した。)；京都地判昭和56年7月17日訟月27巻11号2150頁(「譲渡所得の基因となる資産について所得税法は定義規定を設けていないが、右資産とは、社会生活上金銭に評価することが可能

したがって、判例は清算課税説を根拠とする資産、すなわち譲渡所得の基因となる資産は法定の除外資産以外の経済的価値を有する資産と捉えられる²¹⁹⁾。

そして、上述の理解の反対解釈としては、「経済的価値を有しないもの」は譲渡所得の基因となる資産にはあたらないのかとの疑問が生じる²²⁰⁾。この争点に関し、裁判例は清算課税説を根拠として、経済的価値を喪失した株式は特段の事情が認められない限り、キャピタル・ゲイン又はキャピタル・ロスを生ずるような性質を有する譲渡所得の基因となる資産ではなくなるものといわざるを得ないと示した²²¹⁾。すなわち、裁判例は、最初は経済的価値のあるものであったにもかかわらず、その価値が事後的に失われたとして、そのものは経済的価値を有しないものとなったため、譲渡所得の基因となる資産から除外される。これに対し、学説上、経済的価値を有しないものを譲渡所得の基因となる資産から無条件に除外することは、明文の規定がない限り、許されないという指摘がある²²²⁾。このように、経済的価値を有しないものは譲渡所得の基因となる資産にあたるかという議論はいまだ明確ではない。

また、ここで注意すべきは、金銭は経済的な価値があり、ある人から他人に移転可能であるものの、譲渡所得の基因となる資産にあたらないと解されている点である²²³⁾。なぜなら、譲渡所得の基因となる資産が清算課税説を根拠とする以上、値上がりあるいは価値の増加を観念できない資産は譲渡所得の基因となる資産には含まれないことになるからである²²⁴⁾。言い換えれば、金銭が他の物や利益の価値を計る価値尺度であるため、他の資産との観念するような形で譲渡損益を観念することができないと考えられる²²⁵⁾。それゆえ、金銭は譲渡所得の基因となる資産から除外される。

最後に、金銭債権²²⁶⁾は金銭と同じように所得税法 33 条 2 項の例外に含まれていないが、一般的に譲渡所得の基因となる資産にあたらないと考えられる²²⁷⁾。その理由として、金銭債権の譲渡によって利益が生ずるのは稀なことであるため、もし金銭債権を譲渡所得の対象とすれば、債権者が金銭債権を安く譲渡することで、その損失を譲渡所得の計算上控除させる

なものであり、現実には有償譲渡の可能性のあるものと解すべきである」と示した。) 参照。

²¹⁹⁾ 伊川・前掲注 (204) 7 頁。

²²⁰⁾ 伊川・前掲注 (204) 7-8 頁。

²²¹⁾ 千葉地判平成 18 年 9 月 19 日税資 256 号順号 10506。

²²²⁾ 谷口・前掲注 (4) 301 頁。

²²³⁾ 谷口・前掲注 (4) 300 頁；さらに、金子宏教授の著書としての『租税法 (第 23 版)』の 262 頁において、「外貨も資産の一種である」と書いていたが、同著書の『租税法 (第 24 版)』の 266 頁において、その部分が削除されたという点からみれば、学説上、外国の通貨は譲渡所得の基因となる資産にはあたらないと解されているようにみえる。金子宏教授と同じ見解として、佐藤・前掲注 (4) 89 頁参照。

²²⁴⁾ 谷口・前掲注 (4) 300 頁；佐藤・前掲注 (4) 89 頁。

²²⁵⁾ 増井良啓「債務免除益をめぐる所得税法上のいくつかの解釈問題 (上)」ジュリスト 1315 号 192 頁, 196 頁 (2006)。

²²⁶⁾ 金銭債権とは、広義には金銭の給付を目的とする諸々の債権を意味するものとして、植松守雄「キャピタル・ゲイン課税の問題点」金子宏編『所得税の理論と課題 (初版)』147 頁, 165 頁 (税務経理協会, 1996) 参照。

²²⁷⁾ 金子宏「所得税とキャピタル・ゲイン」『所得課税の基礎理論 (中巻) : 課税単位及び譲渡所得の研究 (初版)』89 頁, 100-101 頁 (有斐閣, 1996) [初出 1975]；谷口・前掲注 (4) 300-301 頁；佐藤・前掲注 (4) 89 頁。なお、租税法主義からすると、そのような取扱いに対して、明文の除外規定が定められるべきであるという内容を指摘するものとして、谷口・前掲注 (4) 301 頁。

という事態が生じることがある。それに加えて、控除しきれない部分を損益通算の対象とするようになるという結果が税務処理上の不合理であると考えられる²²⁸⁾。

2 譲渡の意義

一般に、譲渡とは、有償であるが無償であるを問わず、資産を移転させる一切の行為をいう²²⁹⁾。すなわち、所有権その他の権利だけでなく、資産に対する「事実上支配²³⁰⁾」を他人に引き継がせるあらゆる行為を広く含む観念で、売買はもとより、贈与、交換、代物弁済、現物出資等が譲渡に含まれると考えられる²³¹⁾。そして、ここで注意すべきは、「事実上支配の移転」が譲渡の概念に含まれるという点である。詳しく述べれば、清算課税説の下では、資産が所有者の「支配」を離れる時点において課税するとの点からみれば、「支配」は譲渡所得課税の重要な要素である。そして、支配は所有権で判断されるのが一般的に理解しているが、譲渡所得の場合には、民法上の「所有」に限らず、「支配」の移転も譲渡にあたると考えられる²³²⁾。

しかしながら、一部の学説及び裁判例では、清算課税説を根拠として「譲渡所得の基因となる譲渡²³³⁾」という限定的な概念を導き出し、たとえ所有権などの権利又は事実上支配を形式的に他人に移転しても、譲渡には該当しない可能性を示唆する。その典型的な例として、譲渡担保は常に挙げられる。譲渡担保とは、債権担保のために財産を移転させる行為である²³⁴⁾。そして、裁判例は、「譲渡担保の場合には、その資産の所有権は形式的には他へ移転するが、それは債務の担保を目的とする限度にとどまり、当該資産に関するその余の権能は譲渡人に引き続き保有されるのであるから、その契約時において、その資産が所有者の支配を離れ増加益が確定的に具体化したものということとはできず、資産の譲渡と解することはできない」と判示した²³⁵⁾。さらに、譲渡があったというためには、元の所有者において資産の受戻しが不可能となったことが必要であると解されている²³⁶⁾。したがって、譲渡担保の場合には、実質的には譲渡人が依然としてその資産を所有しているため、譲渡はないとされる。

²²⁸⁾ 伊川正樹「譲渡所得課税における『資産の譲渡』」伊川・前掲注(204) 40 頁, 54 頁〔初出 2009〕; 金子・前掲注(227) 100 頁。

²²⁹⁾ 谷口・前掲注(4) 302 頁; 最判昭和 50 年 5 月 27 日民集 29 卷 5 号 641 頁。

²³⁰⁾ 谷口・前掲注(4) 304 頁において、「譲渡所得の基因となる資産は譲渡性のあるものでなければならない。譲渡性は事実上のものでもよい。法的に譲渡可能なものだけでなく、事実上譲渡可能なものであれば、経済的価値を有する物または権利が広く資産に含まれる」という記述がある。また、本稿の第 2 章の第 3 節で述べたように、無体物であるステーブルコインそれ自体は単なる事実状態であり、その権利性を認めない見解に立った上で、ステーブルコインそれ自体の移転と帰属は、有体物にいう「占有」に相当するような「事実上の支配」を通じて判断することである。上述の概念を整合的に理解すれば、「事実上支配の移転」という行為は、谷口勢津夫教授のいう「事実上譲渡」という行為に繋がっていると言えるだろう。それゆえ、本稿では「事実上譲渡という行為」は「事実上支配の移転という行為」を指すものとして用いることとする。

²³¹⁾ 金子・前掲注(4) 266 頁; 佐藤・前掲注(4) 89 頁。

²³²⁾ 佐藤・前掲注(4) 88 頁。

²³³⁾ 「譲渡所得の基因となる譲渡」という用語が用いられるものとして、水野・前掲注(206) 62-63 頁参照。

²³⁴⁾ 水野・前掲注(206) 58 頁。

²³⁵⁾ 東京地判昭和 49 年 7 月 15 日行集 25 卷 7 号 861 頁。

²³⁶⁾ 東京地判昭和 50 年 12 月 25 日税資 83 号 786 頁。

一方、学説上、金子宏教授は、「譲渡担保の設定により譲渡所得が発生すると考えるのは、常識に反する結果を生ずることになる。そこで、結論的には、この場合、法 33 条の意味における譲渡はなく、したがって譲渡所得は発生しない」と述べた²³⁷⁾。さらに、実質的な見地からすれば、「この場合の所有権の移転は債権担保の手段であって、実質的には所有権は X（筆者注：担保設定者）の手に留保されており、かつ X が反対給付として得る経済的利益は債務であって所得とはいえず、X の担税力の増加を示すものではないから、譲渡は存在しない」とされる²³⁸⁾。

上述の裁判例の見解と学説上の考え方を整合的に理解すれば、所得税法 33 条 1 項にいう譲渡に該当するために、譲渡の時に確定的に具体化した増加益を譲渡人が得ることと、譲渡した物が確定的に他人に帰属したことという二つの条件が不可欠である。逆に、所得税法 33 条 1 項における譲渡に該当しない理由の一つは、資産の移転と引き換えに経済的価値の流入がないばかりではなく、当事者に所得が発生しているという認識がない場合に、担税力の増加がないため、譲渡と解することができないというものである²³⁹⁾。もう一つは、清算課税説に立った上で、最終的清算に相応しい権利変動としての譲渡は法律上完全なる所有権の移転または物的支配の完全な移転であるため、所有権権能のうち一部の権利内容だけを移転する場合または全面的な移転をしたとしても後日にそれを返還することが予想される場合に、到底譲渡にあたらないというものである²⁴⁰⁾。したがって、所得税法 33 条 1 項にいう譲渡に該当しない理由としては、「所得の不存在」または「譲渡の不存在」という 2 点が挙げられている。

ここで注意すべきは、この部分では譲渡担保を例として説明するものの、他の状況において、元の所有者が形式的に他人にその物を移転しても、その物が後日に変換される予定があったら、あるいは担税力の増加がなかったら、譲渡にあたらないとの法理は認められるべき点である。そうすれば、金子宏教授が述べた常識に反するようなことを避けることができると思われる。

第 3 項 ステープルコイン取引の検討

1 ステープルコインの売却又は交換

ステープルコインの売却または交換をする際に、ステープルコインを他人に移転する行為を行うため、これは譲渡所得に該当する可能性がある。もっとも、本章の第 1 節で述べたよう

²³⁷⁾ 金子宏「譲渡担保と所得税」山内一夫ほか編『演習行政法』279 頁、282 頁（良書普及会、1972）。さらに、譲渡担保課税に対するほかの学説を紹介するものとして、水野・前掲注（206）71-75 頁参照。

²³⁸⁾ 金子・前掲注（237）282-283 頁。

²³⁹⁾ 岸田貞夫「債権担保制度の税法上の取扱いについて：譲渡担保について」租税法研究 6 号 100 頁、122 頁（1978）；谷口・前掲注（4）303 頁。なお、この理由に対する反論に関して、清算課税説によれば、毎年、値上がりにより発生している増加益（所得）について、譲渡の機会にそれが有償であると無償であるとを問わず、その時まで発生していた増加益（所得）に対して課税するというのであるため、毎年の増加益の発生により所得は実現しているものというべきであると考えられるものとして、水野・前掲注（206）77 頁参照。

²⁴⁰⁾ 高梨克彦「売買か譲渡担保かの認定及び譲渡担保契約時における所得税法上『当該資産の譲渡』の成否」シュトイエル 179 号 1 頁、6 頁（1977）。

に、国税庁がステーブルコインを支払手段として位置付けた上で、その所得を雑所得に区分するおそれがある。そのため、ステーブルコインの売却又は交換については、譲渡所得の要件を改めて検討する必要がある。

(1) 譲渡所得の基因となる資産の該当性

まず、ステーブルコインが譲渡所得にいう資産に該当するかを考察する。資産の意義からすれば、所得税法 33 条 1 項にいう資産の範囲を「譲渡所得の基因となる資産」に限定したうえで、もしステーブルコインが法定除外の資産か金銭であれば、譲渡所得の基因となる資産に該当しないことになる。そこで、ステーブルコインが法定除外の資産または金銭に当たるかが問題となる。

a. 法定除外の資産

一つ目の問題は、ステーブルコインが法定除外の資産にあたるかである。所得税法 33 条 2 項に定めるたな卸資産等のうち、ステーブルコインがその他営利を目的として継続的に行われる資産や山林に該当しないことは明らかであるものの、「たな卸資産」と「準たな卸資産」のいずれかに該当するであろうか。この点につき、所得税法 2 条 1 項 16 号にいうたな卸資産の定義によると、暗号資産がたな卸資産ではないことが条文上明確化されており、ステーブルコインのうち、暗号資産型 SC は暗号資産に該当するため、たな卸資産と解することはできない。そして、デジタルマネー類似型 SC が条文上のたな卸資産の定義から除かれていないものの、所得税法 2 条 1 項 16 号が例示するもの²⁴¹⁾ や所得税法施行令 3 条が列举するもの²⁴²⁾ に該当しないはずである。なぜなら、暗号資産がたな卸資産ではないことが条文上明確化される以前より、暗号資産は長期間にわたって投資目的で保有されるため、たな卸資産が短期間の販売目的で保有される点とは異なるという点が指摘されており、暗号資産をたな卸資産とするのは適当ではないからである²⁴³⁾。すなわち、暗号資産と同じ投資目的で保有されるステーブルコインも同様の特徴を有するため²⁴⁴⁾、ステーブルコインをたな卸資産とするのも適当ではないと思われる。

そして、所得税法 33 条 2 項 1 号括弧書きにいう「これに準ずる資産として政令で定めるもの」、すなわち「準たな卸資産」に該当するかについては、所得税法施行令 81 条 2 号と 3 号によると、ステーブルコインは性質的に「減価」ということが観念できず、減価償却資産に

²⁴¹⁾ 所得税法 2 条 1 項 16 号により、たな卸資産とは、事業所得を生ずべき事業に係る商品、製品、半製品、仕掛品、原材料その他の資産（有価証券、第四十八条の二第一項（暗号資産の譲渡原価等の計算及びその評価の方法）に規定する暗号資産及び山林を除く。）で棚卸しをすべきものとして政令で定めるものをいう。

²⁴²⁾ 所得税法施行令 3 条により、所得税法 2 条 1 項 16 号にいう「政令で定めるもの」とは、「商品又は製品（副産物及び作業くずを含む。）」、「半製品」、「仕掛品（半成工事を含む。）」、「主要原材料」、「補助原材料」、「消耗品で貯蔵中のもの」及び「前各号に掲げる資産に準ずるもの」とされる。

²⁴³⁾ 企業会計基準委員会「実務対応報告第 38 号：資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」1 頁，9 頁（2018）。

²⁴⁴⁾ 現時点でステーブルコインが投資対象として使用されているとの説明について、本稿の第 1 章の第 3 節参照。

は該当しないはずである²⁴⁵⁾。それに加えて、ステーブルコインの売却または交換による所得が所得税法施行令 81 条 1 号にいう不動産所得や山林所得にも該当しない。そこで、残るのは所得税法施行令 81 条 1 号にいう「雑所得を生ずべき業務に係る…たな卸資産…に準ずる資産」という選択肢だけである。

しかしながら、もしステーブルコインが「雑所得を生ずべき業務に係る…たな卸資産…に準ずる資産」に該当するのであれば、論理的には循環論法に陥ると考えられる²⁴⁶⁾。すなわち、「雑所得を生ずべき業務に係る…たな卸資産…に準ずる資産」という内容は雑所得に該当することを前提とした上で、ステーブルコインが準たな卸資産であるとの結果を得る。そして、このことを根拠に、ステーブルコインの売却と交換によって生ずる所得は譲渡所得に含まれず、雑所得となるという結論を導き出す。もっとも、雑所得を前提として、ステーブルコインが準たな卸資産であるとの結果を導き出した以上、論理的にはこれを根拠にステーブルコインの売却と交換による所得が雑所得に当たることを論証すべきではない。なぜならば、この論理構成は循環論法に陥っているからである。以上に加えて、そもそもステーブルコインの売却と交換による所得が雑所得に分類されることの法文上の根拠はない現時点で、雑所得を前提とするのは不合理ではないかと思われる。したがって、ステーブルコインの売却と交換による所得が雑所得に当たらず、ステーブルコインは「雑所得を生ずべき業務に係る…たな卸資産…に準ずる資産」に該当しないと解されるべきであろう。

b. 金銭

二つ目の問題は、ステーブルコインが金銭にあたるかである。この問題を検討する前に、確認しておく必要があるのは、ステーブルコイン取引を行うにあたっては、ステーブルコインの価値を表章するのは「ステーブルコインそれ自体」か「ステーブルコインが表章する権利」という根本的な問題である。言い換えれば、ここで注意すべきは、利用者が「ステーブルコインそれ自体」と「ステーブルコインが表章する権利」のいずれを取引の対象としているかという点である。この問題に関しては、金銭の取引がペーパーレス化された時に、類似する問題も発生した。森下哲朗教授は、取引の当事者は銀行の口座システムを用いて取引をスムーズに行うが、取引の当事者にとっては、口座管理機関に対する債権を取引の対象としているわけではなく、口座の記帳によって示された金銭的価値を取引の対象としていると指摘した²⁴⁷⁾。

この森下哲朗教授の見地から、ステーブルコイン取引の問題を改めて考えてみる。ステーブルコイン取引の中で、利用者にとって重要なのは、ブロックチェーンを通じて金融取引をより迅速、かつ、安価に実現するということである。利用者がブロックチェーン上で用いることができるものは、「ステーブルコインが表章する権利」ではなく、「ステーブルコインそれ自体」である。そのため、中央集権型取引所で取引を行う場合に、利用者は中央集権型

²⁴⁵⁾ 太田＝佐々木・前掲注(7) 150 頁は、暗号資産はその性質上「減価」ということが観念できず、減価償却資産には該当しないと指摘する。そのため、暗号資産と同じ技術上の性質があるステーブルコインも「減価」ということが観念できないと言えるだろう。

²⁴⁶⁾ 太田＝佐々木・前掲注(7) 150 頁。

²⁴⁷⁾ 森下哲朗「電子社会と金融：ペーパーレス化時代の私法理論試論」『デジタル化・グローバル化時代の金融法(初版)』17 頁, 21 頁(有斐閣, 2022)〔初出 2002〕。

取引所に対するステーブルコインの債権を取引の対象とするのではなく、口座の記帳によって示された電子的記録であるステーブルコインそれ自体を取引の対象としているはずであると思われる。他方、分散型取引所で取引を行う場合に、ステーブルコイン取引のうち、デジタルマネー類似型 SC が表章する権利、すなわち発行者に対する債権を取引の対象とすることが可能かが問題となる。利用者は発行者に償還を請求することができるにもかかわらず、本稿の第2章の第1節の第2款で述べたように、利用者全員が請求することができるのではなく、極一部の利用者のみが償還を請求することができる。そのため、発行者に対する債権は利用者にとっては取引の対象となるものでなく、せいぜい利用者がステーブルコインそれ自体に一定の価値があると信頼する原因の一つにすぎないと思われる。したがって、中央集権型取引所であろうと、分散型取引所であろうと、利用者にとってみれば、「ステーブルコインが表章する権利」が取引の対象となるわけではなく、「ステーブルコインそれ自体」こそ取引の対象であると解すべきであろう。

続いて、ステーブルコインが金銭にあたるかという問題に戻る。この問題については、国税庁はステーブルコインそれ自体が所得税法上の金銭にあたるという考えを有しているかもしれない。本章の第1節の第1款で述べたように、国税庁はステーブルコインを支払手段として位置付けた上で、それ自体が価値の尺度とされており、資産の価値の増加益を観念することは困難とする。もっとも、なぜ支払手段そのものが資産の価値の増加益を観念できないかが問題となる。そして、この問題を解くために、国税庁の考え方の背後にある法理を探る必要がある。

まず、支払手段そのものが資金を移転するために用いられるものを指すという定義からみれば²⁴⁸⁾、支払手段が表章する価値はその裏に存在している資金であるとされる。そして、資金とは、一般的には利用に供するために保有される金銭及び容易に現金化できる預金等の財産を指すため²⁴⁹⁾、その資金の移転は金銭の譲渡を意味している。そのため、国税庁の理論的根拠は「支払手段の表章する価値＝裏に存在している資金＝金銭」という等式で認識されているものと推測できる。この等式を通じて、金銭の価値の増加益を観念できないことを加えて、支払手段としての物は価値の増加益を観念できないとの判断基準を得る。さらに、支払手段としての物の譲渡による所得は譲渡所得に該当しないという結論が導き出される。

しかしながら、金銭の価値の増加益を観念できない原因は、金銭が価値尺度だからである。そして、日本の視点からすれば、価値尺度としての金銭は外国通貨が含まれず、法定通貨である「円」のみを指すべきであろう。言い換えれば、支払手段としての資金が「円」ではないならば、支払手段としての資金に対する増加益を観念することができ、その譲渡による所得が譲渡所得に該当することは可能であると思われる。

以上の理由に鑑みれば、たとえステーブルコインを支払手段として位置付けても、支払手段としての資金、すなわちステーブルコインが法定通貨である円ではない以上、それが譲渡所得の基因となる資産に該当すると解することは可能であると思われる。さらに、本稿の第2章の第3節の分析で示したように、ステーブルコインそれ自体の経済学上の位置付けであれ民

²⁴⁸⁾ 高橋康文編『詳説資金決済に関する法制（初版）』18-19頁（商事法務、2010）19頁。

²⁴⁹⁾ 大森ほか編・前掲注（166）341頁。

法上の位置付けであれ、金銭に該当しないことを踏まえると、ステーブルコインそれ自体は所得税法上の金銭の概念にも該当しないと解されるべきであろう。

(2) 譲渡の該当性

「プライベート・ウォレット」の場合に、すなわち「P2P取引」の場合に、ステーブルコインの保有という状態を民法上どのように評価すべきかはいまだ明確ではない²⁵⁰⁾。しかし、利用者が自らのアドレスに対応する秘密鍵を管理することで、ステーブルコインを排他的に支配することができるという前提は共有されている²⁵¹⁾。すなわち、ステーブルコインを移転することができる者は当該アドレスの秘密鍵を管理している者に限られる²⁵²⁾。それゆえ、利用者が秘密鍵を持っている限り、プライベート・ウォレット内のステーブルコインに対する「事実上の支配権限」を有していると捉えることができよう。さらに、利用者が他人とステーブルコインの売却または交換を行う際に、ステーブルコインを自分のプライベート・ウォレットから他人のプライベート・ウォレットに送金することは、「事実上支配」を他人に移転する行為に当たるため、これは譲渡に該当する。

一方、「カストディアル・ウォレット」の場合、すなわち利用者が中央集権型取引所で取引を行う場合に、利用者が自分のプライベート・ウォレットからステーブルコインを中央集権型取引所の管理するアドレスに移転した時点から、そのステーブルコインの「事実上の支配権限」を有するのは、その取引所である。そして、利用者は、その取引所に対して、そのステーブルコインを保管することや指定するアドレスに移転すること等を求める債権を有するのみにってしまう。そうであれば、利用者が中央集権型取引所でステーブルコインの売却または交換をする行為は、法的には、利用者がその取引所に対する債権を他人に移転するということである。確かに、この観点からみれば、利用者間の取引の中で、「取引の対象」はステーブルコインそれ自体であるが、「移転の対象」は利用者がその取引所に対して有する債権となる。すなわち、「取引の対象」と「移転の対象」の間にずれが生じることになるとも考えられる。もっとも、取引所の利用者間の取引は、現実的に、その取引所が管理している帳簿上の数字、すなわち利用者のステーブルコインの残高の調整で行われるものである。この点を考えれば、利用者にとっては、たとえ利用者がそのステーブルコインそれ自体の事実上の支配権限を有しないとも、利用者の口座内のステーブルコインの残高が増減するということは、ステーブルコインそれ自体の移転のことを意味すると思われる。しかも、この場合のステーブルコインそれ自体の移転は、利用者がその取引所に対する債権の移転を通じて実現されると考えるべきである。このように考えたほうが取引当事者の感覚に合致するように思われる。したがって、利用者が口座内のステーブルコインを他の利用者へ送金する

²⁵⁰⁾ その議論の状況について、増島雅和＝堀天子編『暗号資産の法律（第2版）』21-28頁（中央経済社、2023）；本稿の脚注（178）参照。

²⁵¹⁾ 増島＝堀編・前掲注（250）19頁。なお、繰り返しとなるかもしれないが、利用者が自分でステーブルコインを保有するとして、ステーブルコインを移転する際に、秘密鍵はステーブルコインを支払うための取引を署名するのに使われるものであり、銀行口座に例えば、暗証番号のようなものになるものとして、河合厚ほか『デジタル財産の税務 Q&A：関与先から相談を受けても困らない！（初版）』30-31頁（ぎょうせい、2023）；野口編・前掲注（71）15頁〔川口大喜〕参照。

²⁵²⁾ 増島＝堀編・前掲注（250）29頁。

際に、法的には利用者がその取引所に対する債権を他人に移転するように見えるにもかかわらず、実際的には利用者がそのステーブルコインそれ自体を移転する行為を意味しており、当該行為は譲渡に該当すると思われる。

なお、利用者が中央集権型取引所でステーブルコインの売却または交換をするために、自分のプライベート・ウォレット内のステーブルコインをその取引所のカストディアル・ウォレットに送金することが可能である。この行為は利用者が事実上支配をその取引所に移転する行為に当たるものの、利用者についてはそ利用者の担税力の増加がないだけでなく、将来的には当該ステーブルコインを取引所から返還されるため、この行為は所得税法 33 条 1 項にいう譲渡に該当しない。

2 ステーブルコインの他の取引

ステーブルコインの他の取引は取引所にステーブルコインを供給することを指す。そして、既に述べたように、提供するステーブルコインは法定除外の資産と金銭に該当せず、譲渡所得の基因となる資産に該当する。

しかしながら、中央集権型取引所にステーブルコインを供給することは、利用者が指定された銘柄をその取引所に一定期間に貸し出すことであるため、提供する時点で利用者の担税力の増加がないほか、将来的には当該ステーブルコインは取引所から返還される。そのため、中央集権型取引所にステーブルコインを供給するという行為は譲渡に該当しない。また、分散型取引所においても、利用者が流動性プールにステーブルコイン等を預け入れる行為も、提供する時点で利用者の担税力の増加がないほか、将来的には当該ステーブルコインは取引所から返還されるため、譲渡には該当しない。

したがって、中央集権型取引所であろうと分散型取引所であろうと、ステーブルコインの他の取引による所得は譲渡所得に該当しない。

第 2 款 利子所得の議論

国税庁 FAQ が示す見解によると、レンディングにより取得したステーブルコインの利益が原則として雑所得に区分される可能性はある。しかしながら、所得税法 23 条 1 項にいう利子所得とは、公社債及び預貯金の利子並びに信託の収益の分配に係る所得である。そして、レンディングにより取得したステーブルコインの利益は、ステーブルコインの供給に係る受取利子や貸付けの対価である点に着目すれば、利子所得のうちの預貯金の利子に該当する可能性はあると思われる。なぜなら、金融の自由化とそれに伴う金融商品の多様化の動向に鑑みれば、利子所得の範囲は明確であるとは断定できず、広がる傾向にあるからである²⁵³⁾。そこで、その利子所得の対象範囲の拡大に伴い、金融機関ではない民間企業が資金を借り入れた後、その資金に対して支払う金銭による給付は利子所得にあたるかが問題となる。

この問題に答えるために、判断基準としての所得税法 2 条 10 項にいう預貯金の意義を正面から取り上げて検討すべきであるが、この規定は預貯金の意義を明らかにする規定ではな

²⁵³⁾ 佐藤英明「利子所得の意義と変則的な利子に関する課税方法」税務事例研究 10 号 33 頁, 35 頁 (1991)。

く、ただ本来的に預貯金ではないものをこの用語に含めるための規定である²⁵⁴⁾。そのため、預貯金の意義は解釈に委ねられることになる。

また、預貯金は「預金」と「貯金」という2種類に分けられる。一般的な理解として、前者は、普通銀行、信用金庫、商工組合中央金庫等を受託者とするものについて用いるのに対し、貯金はゆうちょ銀行又は農業協同組合等を受託者とするものについて用いられる²⁵⁵⁾。そして、ステーブルコイン取引から受け取った利子と最も近似する概念は預金であるため、以下では「預金」という概念に絞って考察する。また、預金の受託者が銀行などの金融機関に限定されるか否かも問題となるため、この点も検討する。

第1項 預金の意義

預金該当性の判断に関する考え方は二つある。一つは、金銭消費寄託か金銭消費貸借かという私法上の判断によってその貸し付けた金銭が預金にあたるかどうかを判別する考え方であり、これは「消費寄託説」と呼ばれる²⁵⁶⁾。もう一つは、預金に関する「経済現象」の特徴を捉え、その特徴を満たすかによってその貸し付けた金銭が預金にあたるかを判断する考え方であり、これは「経済的実質説」と呼ばれる²⁵⁷⁾。以下、この二つの説を紹介する。

1 消費寄託説

消費寄託説における預金の概念としては、通説上、金子宏教授は、預金の意義には「金融機関等が不特定多数の者から消費寄託契約に基づいて受け入れた資金に対して支払う利子であって、定期に定率で多数の者に同じ条件で支払われる点に特色がある」と述べた²⁵⁸⁾（傍線は筆者）。

そして、消費寄託説を採用した裁判例は「預金は、銀行その他の金融機関に対する預金にみられるように、通常、銀行等の金融機関が不特定多数の相手方、即ち預金者に対し同額の金銭の返還を約して預金者から預託を受けた金銭であって、受入れた金銭自体をそのまま保管するのではなく、これを消費し、その返還に当っては同額の金銭を以てすればよいのであるから、民法第六六六条の消費寄託の性質を有するものというべく、所得税法第九条第一項第一号に所謂預金も右同様消費寄託の性質を有する金銭と解するのが相当である。そしてこのような預金は……預金者のために金銭的価値の保管を目的とする寄託たる性質を有する故に、消費貸借の場合と異なり、契約に返還の時期を定めないときは預金者は何時でも返還を請求しうることが認められるのである」と示した²⁵⁹⁾。

上述の学説と裁判例を整合的に理解し、その貸し付けた金銭が預金にあたるための要件は、「①その受け取りの金銭がその金銭を出した者のために行われている」こと、「②金銭消費寄託契約に当たる」こと及び「③対価としての利子が定期に定率で多数の者に同じ条件で

²⁵⁴⁾ 佐藤・前掲注(4) 59-60頁。

²⁵⁵⁾ 大森ほか編・前掲注(166) 759頁。

²⁵⁶⁾ 佐藤英明「利子所得における『預金利子』の意義と範囲に関する覚書」神戸法学雑誌 41 巻 1 号 61 頁、64 頁(1991)。

²⁵⁷⁾ 佐藤・前掲注(256) 64 頁。

²⁵⁸⁾ 金子・前掲注(4) 222 頁。

²⁵⁹⁾ 東京高判昭和 39 年 12 月 9 日行集 15 巻 12 号 2307 頁。

支払われる」ことの三つにまとめることができる²⁶⁰⁾。すなわち、例えば、その貸し付けた金銭が消費貸借契約に基づいたものである場合、消費寄託説によれば、その貸し付けた金銭は預金にあたらないため、その受取利子は、その金銭の貸付が事業として行われるかによって事業所得または雑所得に分類される²⁶¹⁾。

2 経済的実質説

預金は金銭の消費寄託であり、預金に係る契約（以下、「預金契約」という）は消費寄託契約であると解する消費寄託説の考え方は、恐らく民法の見解を借用するものであると考えられる²⁶²⁾。しかしながら、民法上、預金契約が消費寄託契約であるか消費貸借契約であるかというような議論は、近代的な銀行取引の発展に伴い、さして大きな意味を有していないとする見解がある²⁶³⁾。さらに述べれば、預金契約は消費寄託契約又は消費貸借契約というどちらか一つの典型契約に完全に包摂することができず、消費寄託と消費貸借との両面を備えた特殊契約類型であると考えられる²⁶⁴⁾。したがって、所得税法上の預金の意義を考察するにあたっては、その預金契約が消費寄託契約かという点に拘泥する必要はない。むしろ、預金に関わる商習慣ないし経済現象によって判断されるべきであるとも考えられる²⁶⁵⁾。

この考え方を受け入れ、経済的実質説を採用した裁判例は、「法人が不特定多数の者から法人所定の定型的約款によつて金銭を受け入れこれを自己の運用資金の主要部分とするとともに、不特定多数の者がいずれも金銭の保管の安全性を挙げて法人への信用に委ねても金銭を預け入れ、通常これに対する一定割合の金銭（利子）の支払を受けるところに預金の経済的実質である」と判示した²⁶⁶⁾（傍線は筆者）。すなわち、裁判例上は、預金の実質的定義とは、不特定多数の者が受寄者を信頼し、無担保とする金銭の預け入れという定型約款による契約を締結した後、受寄者がその金銭を運用することによって得た少額の収益を対価として、預金者に分配するものである²⁶⁷⁾。それゆえ、預金の該当性は、「①不特定多数の者から」、「②定型的条件による」、「③担保を付さない」及び「④金銭の受け入れ」との四つにまとめることができる²⁶⁸⁾。

²⁶⁰⁾ 佐藤・前掲注（4）60頁。

²⁶¹⁾ 金子・前掲注（4）222頁。

²⁶²⁾ 佐藤・前掲注（256）67頁。なお、預金は一般に消費寄託契約と解するのが通説であると考えられるものとして、債権法研究会編『詳説改正債権法』491頁〔浅田隆〕（金融財政事情研究会、2017）参照。

²⁶³⁾ 末川博『債権〔末川博法律論文集Ⅲ〕』442頁（岩波書店、1970）。

²⁶⁴⁾ 来栖三郎『契約法』617-618頁（有斐閣、1983）；佐藤・前掲注（256）68頁。なお、この点について、2017年に民法の債権編が改正された後、預金契約は消費寄託契約に含まれるというような完全な包摂関係はないことも変わりはないものとして、債権法研究会編・前掲注（262）494-495頁参照。

²⁶⁵⁾ 佐藤・前掲注（256）68頁。

²⁶⁶⁾ 東京高判昭和41年4月28日判タ194号147頁。

²⁶⁷⁾ 佐藤・前掲注（256）68-69頁。

²⁶⁸⁾ 佐藤・前掲注（256）69頁において、日本では、定型的条件という預金の「定型性」は預金の特徴として妥当してきたことは事実であるが、金融自由化の進展に伴い、預金の利子は預金者と銀行等の関係や預金額等に応じて変わり、個別的な交渉の対象となっている。すなわち、この定型性は実は厳密な意味で預金契約に必要な不可欠な要素ではなく、むしろ、預金取引の本質的な要素である「不特定多数の者との取引を円滑に行う」ということのために要請される性質であり、

これらの要件のうち、「①不特定多数の者」，「②定型的条件」及び「④金銭の受け入れ」という要件は消費寄託説も同様に挙げているが，「③担保を付さない」という要件は消費寄託説が挙げるものではない。そこで，その意味ひいては性質を更に検討する必要がある。この点については，佐藤英明教授は「この『無担保で』金銭を預けるということは，金銭を預ける側がその返還についてまったく危険を感じていないということを意味している」と述べる²⁶⁹⁾。すなわち，リスク負担の観点からみれば，その元本について預金者は貸し倒れ等の危険を負担することはなく，逆に，銀行等の金融機関は収益を得るために，その危険を負担すべきである。なぜなら，所得税法 23 条 2 項による利子所得の計算方法はその収入金額の全額が所得となり，何らの経費等も控除を認められないからである²⁷⁰⁾。言い換えれば，もし預金者がその危険を負担するのであれば，その危険を管理するための経費やその危険が発生した損失を，利子所得の収入金額から控除することができるはずである。しかし，現行の所得税法 22 条 2 項にこれらの経費や損失の控除を全く認めていない。この点からして，所得税法が利子所得を，預金者がその所得の稼得に関する危険をまったく負わない所得として想定していると理解できる²⁷¹⁾。

第 2 項 金融機関の意義

預金の意義を考察する際に，その受寄者は常に銀行などの金融機関を例として説明するが，利子所得を支払う主体が金融機関に限られるかどうかが問題となる。すなわち，これは金融機関以外の民間企業が金銭を受け入れて利子を支払う場合に，その利子が利子所得に該当するかという問題である。

この点については，銀行法 10 条 1 項 1 号は，預金業務は銀行の排他的固有業務であり，銀行以外に業として営むことができない業務であると定めているが²⁷²⁾，これを理由として，直ちに預金者が金融機関以外の民間企業から受け取る利子が利子所得たる性質を失うものと解すべきではない²⁷³⁾。詳しく述べれば，裁判例は，銀行法の規定からして，預金の概念は銀行の概念に従属するものではなく，それ自体独立して存在しているものであるとした。また，裁判例は，預金の利子については，金融機関以外の者に対しても分離課税の義務を課すことに鑑みれば，所得税法は金融機関以外の者に対する預金を予定していると判示した²⁷⁴⁾。他方，学説は，預貯金の範囲として所得税法施行令 2 条にいう「銀行その他の金融機関に対する預金及び貯金のほか，次に掲げるものとする」という文言からして，金融機関以外の者が預金者に支払った利子は利子所得に該当することは可能であるとする²⁷⁵⁾。

やや柔軟に解釈してよい要件であるという記述がある。

²⁶⁹⁾ 佐藤・前掲注 (256) 70 頁。

²⁷⁰⁾ 佐藤・前掲注 (256) 70-71 頁。

²⁷¹⁾ 佐藤・前掲注 (256) 71 頁。

²⁷²⁾ 債権法研究会編・前掲注 (262) 494 頁〔浅田隆〕。

²⁷³⁾ 佐藤・前掲注 (256) 81 頁。

²⁷⁴⁾ 東京地判昭和 40 年 4 月 30 日税資 41 号 532 頁。

²⁷⁵⁾ 佐藤・前掲注 (256) 80-81 頁。なお，金融機関以外の者に対する預金としては，所得税法施行令 2 条 1 号により，労働者からの預かる貯蓄金（いわゆる社内預金）が挙げられるものとして，佐藤・前掲注 (256) 85 頁の脚注 (36) 参照。

したがって、民間企業が預金の受け入れ業務を行うことが銀行法に認められていないとしても、金銭を受け入れてその対価としての利子を支払う場合には、当該利子は利子所得に該当すると解するのが妥当である。

第3項 ステープルコイン取引の検討

本稿で論ずるステープルコイン取引のうち、取引所にステープルコインを提供するという取引類型による所得のみは利子所得に該当する可能性がある。そこで、以下では、取引所を中央集権型取引所と分散型取引所に区分した上で、そのステープルコインを提供するという取引類型による所得は利子所得に該当するかを検討する。

1 中央集権型取引所

前項における考察から、民間企業である中央集権型取引所を利子所得を支払う主体として認めることは可能である。そこで、ステープルコインを提供するという取引類型に関連して問題となるのは、その貸し付けたステープルコインが預金にあたるかという点である。そして、この問題を分かりやすく論ずるために、本稿は日本での中央集権取引所である GMO コインの「貸暗号資産ベーシック」というサービスを例に説明する²⁷⁶⁾。

GMO コインの貸出ルールによれば、利用者が GMO コインと結んだ契約は消費貸借契約であるため²⁷⁷⁾、消費寄託説を採用するのであれば、その貸し付けたステープルコイン、例えば DAI を例とすると、その貸し付けた DAI が預金に該当しないことは明らかである。しかしながら、経済的実質説を採用するのであれば、その貸し付けた DAI が預金に該当するかが問題となりうる。貸暗号資産ベーシックというサービスは、GMO コインが定型的約款により不特定多数の利用者から担保を付さない DAI を受け入れた後、返済期限に貸借料としての DAI と合わせて返還するものである。そして、預金の構成要素として、「不特定多数の者から」と「定型的条件による」という二つの要件を満たすが、「担保を付さない」と「金銭の受け入れ」という二つの要件を備えるかが問題であるため、これらの問題をさらに検討する必要がある。

金銭の受け入れという要件については、本稿の第2章の第3節における考察から、経済学上であろうと民法上であると、ステープルコインは金銭にあたらない。しかし、預金の意義を解明する際に、金子宏教授であれ裁判例であれ、いずれも「金銭」と「資金」が混合することで説明する。すなわち、厳密に言えば、「金銭の受け入れ」という要件は実は「資金の受け入れ」であるということである。そして、資金とは、一般的には利用に供するために保有される金銭及び容易に現金化できる預金等の財産を指す²⁷⁸⁾。そのため、容易に現金化できる DAI は資金に該当した上で、DAI の受け入れは「資金の受け入れ」という預金の要件を満たすと思われる。

次に、「担保を付さない」という要件については、利用者が無担保で DAI を預け入れるものの、その返還について利用者が危険を負担する可能性がある。GMO コインの「貸暗号資産

²⁷⁶⁾ GMO コイン・前掲注 (99)。

²⁷⁷⁾ GMO コイン・前掲注 (99)。

²⁷⁸⁾ 大森ほか編・前掲注 (166) 341 頁。

ベーシック FAQ」では、「GMO コインが破綻した場合、貸暗号資産サービスで貸出した暗号資産は返ってきますか」との質問に対して、「万が一当社が破綻した場合は、お客さまが貸し付けた暗号資産が返還されない場合があります」という返答を示している²⁷⁹⁾。これに加えて、貸出ルールにおいて、「貸暗号資産ベーシックは預金に類似する商品ではなく、また預金保険の対象にもなりません」という記述がある²⁸⁰⁾。それゆえ、佐藤英明教授の観点からみれば、利用者が貸し倒れ等の危険を負担する可能性があるため、貸し付けた DAI は「担保を付さない」という預金の要件を満たさず、ステーブルコインを提供することで得た受取利子は利子所得に該当しない。

2 分散型取引所

まず、分散型取引所そのものはスマートコントラクトを利用することで、ステーブルコイン取引のサービスを自動的に提供するシステムであるため、利子所得を支払う主体として認めることができるかが問題となる。この点につき、岡村忠生教授は、価値の創出や享受、ひいては事実としての所得の帰属の観点からみて、このようなシステムも法人税の納税主体として存在することが可能であると考え²⁸¹⁾。そして、この考え方によれば、分散型取引所を利子所得を支払う主体として認めることができると思われる。そうであれば、次の問題は LP が分散型取引所の流動性プールに流動性を提供するステーブルコインが預金にあたるかということである。以下では、分散型取引所である Uniswap を例に説明する。

この問題を解くにあたって、最初に直面する疑問は、LP と Uniswap が契約関係を形成するか、もし契約関係があれば、どのような契約関係にあるか、という点である。この点につき、LP と Uniswap が契約関係を形成するかという問題は学説上あまり議論されておらず²⁸²⁾、仮に契約が成立しているとしても、それは消費寄託契約ではないと思われる。LP トークンは流動性プールに提供されているステーブルコイン等の総量に対する割合的持分を表章するものであるため、流動性供給の開始時と解除時の流動性プール内のステーブルコイン等の数量が異なる場合には、解除時に戻ってくるステーブルコイン等の数量は、開始時に提供したステーブルコイン等の数量と異なる可能性がある²⁸³⁾。例えば、開始時に LP が 1 枚の ETH と 10 枚の USDT のペアを流動性プールに提供し、プールの 10%の権利を持つという意味の 0.1 枚の LP トークンを受け取ると仮定する。そして、解除時にプール内の ETH と USDT の数量が最初と異なる場合に、プールの 10%の権利を持つ 0.1 枚の LP トークンを返せば、0.5 枚の ETH と 20 枚の USDT を受け取る。すなわち、LP にとって、最初に元本である預け入れた

²⁷⁹⁾ GMO コイン「貸暗号資産ベーシック FAQ」(<https://support.coin.z.com/hc/ja/sections/360003494674-%E8%B2%B8%E6%9A%97%E5%8F%B7%E8%B3%87%E7%94%A3>)。

²⁸⁰⁾ GMO コイン・前掲注 (99)。

²⁸¹⁾ 岡村忠生「暗号組織と法人税」税研 228 号 18 頁, 26 頁 (2023)。なお、その反論として、Uniswap を例に分散型取引所は税法上の法人に該当しないと考えられるものとして、泉・前掲注 (101) 173 頁参照。

²⁸²⁾ 学説上、一般的にスマートコントラクトに基づく当事者間が契約関係を形成するかを考察する。そして、この議論に関する様々な見解を説明するものとして、泉・前掲注 (101) 171-172 頁参照。さらに、Uniswap では、流動性プール内でのステーブルコイン等の交換を希望する利用者と LP との間に、交換契約が成立するのは困難であると考えられるものとして、HashHub ほか編・前掲注 (74) 123-124 頁〔河合健ほか〕参照。

²⁸³⁾ 泉・前掲注 (101) 175 頁。

ステーブルコイン等の数量は変わる。そして、消費寄託契約を成立した場合の受寄者は同種・同量のものを返還する義務があるという点からして、返還されたステーブルコイン等の数量が最初の数量と異なるのは可能である以上、LP と Uniswap との契約関係が消費寄託契約というのにはあり得ないと思われる。それゆえ、預け入れたステーブルコイン等が預金にあたるかを判断する際に、消費寄託説の観点からみれば、預金に該当しないという結論となる。

他方、LP と Uniswap の間に契約関係があると仮定した上で、経済的実質説を採用するとしても、佐藤英明教授の観点から考えると、預け入れたステーブルコイン等は預金に該当しない。不特定多数の LP は流動性提供の条件というコードが書き込まれたスマートコントラクトに基づき、ステーブルコイン等を預け入れるという点からすれば、預金の構成要素としての「不特定多数の者から」と「定型的条件による」という二つの要件を満たす。これに加えて、容易に現金化できるステーブルコイン等は資金に該当し、ステーブルコイン等の受け入れは「資金の受け入れ」という預金の要件も満たすと思われる。しかしながら、解除時に戻ってくるステーブルコイン等の数量が異なるのが可能である以上、リスク負担の観点からみれば、その元本について預金者が貸し倒れ等の危険を負担する可能性がある。そのため、預け入れたステーブルコイン等は「担保を付さない」という預金の要件を満たさず、LP が受け取った報酬は利子所得に該当しない。

第3節 小括

本章では、ステーブルコイン取引により得た所得がどの所得区分に属するかを考察した。以下では、簡潔に本章の内容をまとめる。

第1節では、暗号資産に関する国税庁 FAQ により、ステーブルコイン取引による所得がどのような所得と解されるかを検討した。現時点で国税庁 FAQ の見解からして、ステーブルコインが支払手段として位置付けられているため、事業所得に該当する場合を除き、ステーブルコインの売却又は交換を行う取引による所得が原則として雑所得に区分されることを確認した。また、中央集権型取引所であれ、分散型取引所であれ、ステーブルコインの他の取引による所得が原則として雑所得に区分されることを確認した。

第2節では、譲渡所得と利子所得の理論的観点から、ステーブルコイン取引による所得を分析した。まずは譲渡所得についてである。ステーブルコインの売却または交換をする場合に、ステーブルコインがたな卸資産にも金銭にも該当しないため、ステーブルコインは譲渡所得の基因となる資産に該当する。そして、「プライベート・ウォレット」の場合であれ、「カストディアル・ウォレット」の場合であれ、いずれもそのステーブルコインを他人に移転する行為は譲渡に該当する。したがって、ステーブルコインの売却または交換という譲渡による所得は譲渡所得に該当することを確認した。一方、ステーブルコインの他の取引を行う場合に、ステーブルコインが法定除外の資産または金銭に当たらないため、ステーブルコインは譲渡所得の基因となる資産に該当する。ところが、ステーブルコインを供給する行為は、提供する時点で利用者の担税力の増加がないほか、近い将来にそのステーブルコインが取引所から返還されるため、譲渡にあたらないとの法理を通じて、その提供する行為は譲渡に該当しない。したがって、ステーブルコインの他の取引による所得は譲渡所得に該当しないことを確認した。

最後に、利子所得についてである。従来の預金概念を改めて分析することで、消費寄託契約はもちろん、消費貸借契約も預金契約に該当しうることを確認した。そして、預金の意義を解明するに当たっては、金子宏教授であれ裁判例であれ、いずれも「金銭」と「資金」が混合することで説明するため、たとえ金銭というものではなくても、資金として容易に現金化できる「物」は預金に該当する可能性を示唆する。しかしながら、預金該当性を分析する際に、預金そのものが金銭あるいは資金にあたるのみならず、預金の他の要件も考慮する必要があることを明らかにした。さらに、これらの要件を分析することで、中央集権型取引所であろうと、分散型取引所であろうと、ステーブルコインの他の取引により得た受取利子は利子所得に該当しないことを確認した。

このように第3章では、ステーブルコイン取引の議論については、特にステーブルコインの譲渡という切り口で、ステーブルコイン取引による所得がどの所得区分に属するかを改めて譲渡所得と利子所得の理論から分析した。次章では、ステーブルコイン取引に対する課税のあり方を解釈論と立法論の観点から検討を行う。

第4章 ステープルコイン取引に対する課税の再検討と提言

前章での国税庁の見解と学説の理論的観点に関する整理から、ステーブルコイン取引の議論について、その課税上のあり方を導き出すことには限界があり、国税庁と学説上の考え方を根本から考え直す必要があることが明らかになった。したがって、本章ではステーブルコイン取引に対する望ましい課税のあり方を構築するため、第1節では第3章の論点を基に、繰り返しとなる部分もあるが、ステーブルコイン取引から生じる利得について、譲渡所得と利子所得の該当性に関する議論を詳しく検討し、あるべき取扱いについて具体的結論を示すことを試みる。そして、第2節では、現行法における課税繰延の例である資産の交換の特例を取り上げ、ステーブルコイン取引から生じる利得に対する課税繰延を認めることの検討を行う。

第1節 解釈論としての所得区分の再検討

第1款 譲渡所得の再検討

ステーブルコイン取引による所得が譲渡所得に該当するかは、前章で国税庁の見解と学説の観点から検討したが、ステーブルコインの性質と取引状況を合わせて考えれば、いくつかの問題がある。以下では、譲渡所得の要件からその問題点を検討する。

第1項 資産該当性の再考

まず、ステーブルコインが所得税法 33 条 1 項にいう資産にあたるかについてである。金子宏教授は所得税法 33 条 1 項の資産の概念が固有概念であると述べたが、その固有概念である資産の範囲が何を指すのかを明確に説明していない。そして、国税庁は清算課税説を根拠として、ステーブルコインの支払手段性を強調することで、それ自体が価値尺度とされているため、ステーブルコインは資産ではあるものの、譲渡所得の基因となる資産には該当しないと解している可能性がある。すなわち、所得税法 33 条 1 項にいう資産について、国税庁は「譲渡所得の基因となる資産」と「そうでない資産」とを区別し、条文上の資産の範囲を縮小する旨の解釈を採用することで²⁸⁴⁾、ステーブルコインの資産該当性を論じる。

しかしながら、所得税法 33 条 1 項の文言と租税法律主義の観点からは、国税庁の解釈方法には難があると言わざるを得ない²⁸⁵⁾。清算課税説は、譲渡所得に対する課税は、資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課税する趣旨のものである。そして、この趣旨の前半は譲渡所得がキャピタル・ゲインであり、保有期間中の資産の値上がりを清算するという意味にとどまる。他方、その後半はキャピタル・ゲインの本質ではなく、あくまでも、キャピタル・ゲインをその発生時点で課税するための便宜的措置であり、それ自体としては課税制度の一部分にすぎない。つまり、清算課税説は譲渡所得がなぜ課税されるのか、課税される時期がいつであるかということしか説明できず、これを越えて所得税法 33 条 1 項

²⁸⁴⁾ 太田＝佐々木・前掲注(7) 148 頁。

²⁸⁵⁾ 太田＝佐々木・前掲注(7) 148 頁。

の資産の範囲を画定する機能は備えていないと考えられる²⁸⁶⁾。それゆえに、解釈論として、所得税法 33 条 1 項にいう資産は、所得税法 33 条 2 項各号に規定する資産及び価値尺度である金銭（例えば、日本の場合には日本円である）を除き、一切の資産を広く含むと思われる。

また、ステーブルコインは資金決済法において支払手段として位置付けられているが、資金決済法はあくまでも業法的規制としてのルールであり、所得税法におけるステーブルコインの法的性質がこれによって決定されるわけでは決していないという点は既に確認した。そして、所得税法上のステーブルコインの性質が資金決済法と同様に支払手段として位置付けられるとしても、これがステーブルコイン取引から生じる所得の所得区分にどのような影響を与えるかとの疑問がある。この点につき、前章の第 2 節の第 1 款で述べたように、本稿は、所得税法における支払手段の概念を「支払手段の表章する価値＝裏に存在している資金＝金銭²⁸⁷⁾」という等式で理解する。そして、この理解に基づき、もしその支払手段としての媒体が日本円である金銭に該当すれば、それ自体が価値尺度であり、価値の増加益を観念できないため、譲渡所得に該当しないとの結論を導き出す。仮にこの論拠が正しいとすると、支払手段としてのステーブルコインの裏に存在している資金が米ドルあるいはユーロといった外国通貨又は暗号資産であり、日本円ではないならば、価値の増加益を観念でき、その譲渡による所得は譲渡所得に該当すると思われる。

この本稿の帰結は、現時点で国税庁が採用している支払手段としての外国通貨の譲渡による所得が雑所得にあたるとの見解とは不整合を生じさせることになるかもしれないが、外国通貨が所得税法 33 条 1 項にいう資産に当たらずに譲渡所得に該当しないとの国税庁の見解については、法的根拠は強固とは言い難い。なぜなら、所得税法は円単位で所得を測定して税額を算定する前提で成立されるものであり、価値を計る価値尺度としての金銭は日本円のみのはずだからである。それゆえ、支払手段としての外国通貨が価値尺度であり、価値の増加益を観念できないとの理由だけで、外国通貨を所得税法 33 条 1 項にいう資産から除外することには、解釈論としての限界があると思われる。

百歩譲って、もし国税庁の見解との整合性を求めるならば、ステーブルコインは様々な種類があるため、そのステーブルコインの譲渡による所得が譲渡所得に該当するかは個別に判断すべきと思われる。詳しく述べれば、ステーブルコインは「デジタルマネー類似型 SC」と「暗号資産型 SC」に分類される。そして、デジタルマネー類似型 SC は 1 号電子決済手段、2 号電子決済手段、3 号電子決済手段及び 4 号電子決済手段の 4 種類がある。これらのうち、1 号電子決済手段はその定義（資金決済法 2 条 5 項 1 号）により「代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行う」との特質を有するため、それ自体が支払手段として直接に用いられる可能性が高いと思われる。よって、1 号電子決済手段は外国通貨と同様にその譲渡による所得が原則として雑所得に該当すると解しうる。しかし、2 号電子決済手段と 3 号電子決済手段の定義（同項 2 号と 3 号）によれば、2 号電子決済手段は 1 号電子決済手段と相互に交換を行うことができるものであり、3 号電子決済手段は金銭信託の受益権であるため、通貨と同じように支払手段としての性質は非常に薄いと思われる。それゆえ、2 号電子決済手段と 3 号電子決済手段の譲渡による

²⁸⁶⁾ 伊川・前掲注（203）22 頁，39 頁。

²⁸⁷⁾ ここでの金銭概念は日本の法定通貨のみならず、外国通貨も含まれる。

所得は外国通貨と同じように雑所得に該当すると解する必要はない。そして、4号電子決済手段は1号から3号までに準ずるものであるため、4号電子決済手段の譲渡による所得が譲渡所得か雑所得にあたるかについて、これは何号の電子決済手段に準ずるものによると考える。他方、暗号資産型SCは暗号資産に該当するものの、BTCとETH以外の暗号資産は原則として2号暗号資産に該当すると解される²⁸⁸⁾。そして、2号暗号資産はその定義（資金決済法2条14項2号）により、1号暗号資産と相互に交換を行うことができるものであるため、通貨のように直接に用いられず、支払手段としての性質は非常に薄いと思われる。したがって、暗号資産型SCの譲渡による所得は外国通貨と同様に雑所得に該当すると解する必要もない。

このように、外国通貨の譲渡による所得に関する国税庁の見解との整合性を図るとしても、ステーブルコインのうち、デジタルマネー類似型SCである1号電子決済手段の譲渡による所得は外国通貨と同様に雑所得に該当すると解するだけで十分ではないかと思われる。

第2項 譲渡該当性の再考

前章の第2節で、ステーブルコインの事実上支配の移転は所得税法33条1項にいう譲渡に該当することを確認した。そして、もし近い将来にそのステーブルコインが取引所から返還されるならば、その移転は譲渡に該当しないと結論を導き出したが、この結論に対する疑問は残っている。この説明は譲渡担保を例としたものであり、譲渡担保の例においては譲渡した物と近い将来に返還される物は同一物である。しかし、利用者が中央集権型取引所でステーブルコインの売却または交換をする場合に、その取引所のカストディアル・ウォレットに送金するステーブルコインは、近い将来に返還されるステーブルコインと異なるものである。なぜなら、中央集権型取引所は利用者からのステーブルコインを預かり、全部のステーブルコインを混合して管理し、返還する時にそのステーブルコインの元の利用者を特定することができず、同種類のステーブルコインで返還することしかできないからである。

そして、清算課税説によれば、最初のステーブルコインが利用者の支配を離れ、かつ、元の利用者に受戻しが不可能となる時点で、そのステーブルコインを清算して課税することが基本である。ところが、利用者が取引所に送金した時点で、そのステーブルコインに課税すれば、ステーブルコインの移転と引き換えに経済的価値の流入がないばかりでなく、利用者に所得が発生しているという認識はない。すなわち、利用者の常識に反する結果を生ずるようになる。そこで、これらの観点を合わせて考えると、譲渡該当性に関する解釈論としての限界が見られる。一方、一般人の常識という点からみれば、現時点で利用者が自分のプライベート・ウォレットからステーブルコインを取引所のカストディアル・ウォレットに移転する時に課税しないという国税庁のやり方は妥当であると言える。しかし、その時になぜ課税しないかとの解釈論としての問題が生ずる。そして、この問題を確実に解決するためには、所得税法又は租税特別措置法において明文をもって明らかにすべきであると思われる。

それゆえ、本稿では、「利用者が保有するステーブルコインにつき、そのステーブルコインの譲渡を取引所に対してする場合に、そのステーブルコインの譲渡がなかったものとみなす」という試案を提言する。そして、この提案は、利用者が中央集権型取引所でステーブル

²⁸⁸⁾ 太田＝佐々木・前掲注（7）159頁。

コインの売却または交換をするという場合を例として考察したものであるが、利用者が取引所にステーブルコインを供給する場合にも適用できる。

第2款 利子所得の再検討

まず、中央集権型取引所であろうと、分散型取引所であろうと、利子所得を支払う主体として認めることができるとの説明をした。そして、預金該当性を検討するにあたっては、預金契約については、消費寄託契約との法的性質を基礎に置く裁判例があるものの、預金としての経済的実質により判断した裁判例もあるという議論を検討した。この議論に対し、本稿は、金融の自由化やそれに伴う金融商品の多様化といった取引の発展からみれば、預金契約は消費寄託契約に拘泥しない方がよいのではないかという考えを示した。

また、ステーブルコイン取引については、経済的実質説による預金の要件のうちに、「担保を付さない」との要件に該当するかは疑問が残っている。利用者が預金を預け入れた後に、預金の返還については、利用者が貸し倒れ等の危険を負担する可能性は非常に低いいため、預金の要件を検討する際に「担保を付さない」との要件が存在する。もっとも、なぜ預金に対するリスクが低いかと言えば、それは銀行法による監督等のみならず、預金保険法によってその安全性が高度に担保されているからである。この点につき、現時点でステーブルコインが預金保険の対象ではないが、曲淵敏弘預金保険機構総括審議役（当時）は「ステーブルコインを含むデジタルマネーが出現し、飛躍的にその利用が増加していく可能性があることを踏まえると、…預金保険制度の設計についても検討する必要がある」と述べている²⁸⁹⁾。すなわち、利用者保護等の課題が徐々に重視されてきており、日本においても、ステーブルコインに対する預金保険制度が将来導入される可能性がある。そして、ステーブルコインが預金保険の対象になるならば、利用者が中央集権型取引所に提供するステーブルコインは「担保を付さない」という預金の要件を満たすと解しうる。

ただし、ここで注意すべきは、仮に利用者が貸し付けたステーブルコインが預金の要件を全て満たすとしても、その受取利子であるステーブルコインが必ずしも利子所得にあたりない可能性である。別の言い方をすると、上述の内容は預け入れたステーブルコインが預金であるか否かという点だけを検討したが、預金を預け入れることで、利用者の獲得した受取利子であるステーブルコインが利子所得に該当するかは別問題である。この点につき、預金の対価としての金銭（利子）は原則として利子所得に該当するが、その対価が現物であれば、現物の利子は基本的に利子所得には該当しない²⁹⁰⁾。なぜなら、一般人の認識からみれば、「利子」という文言は金銭を意味すると考えられるからである。この点につき、本稿においても、利子という文言からして、利子所得は金銭に限定すべきと思われる。この観点から考えると、取引所が受け入れたステーブルコインに対して支払う利子はその同種類のステーブルコインであり、現物の利子であるため、この受取利子であるステーブルコインは利子所得に該当しない。なお、この受取利子であるステーブルコインはどの所得区分に属するかといえば、これは雑所得にあたると考えられる。

²⁸⁹⁾ 曲淵敏弘「令和3年・4年に改正が行われた預金保険法等の概要について」預金保険研究 25号 109頁、133頁（2023）。

²⁹⁰⁾ 佐藤・前掲注（256）85頁。

第2節 立法論としての課税繰延に向けた提言

国税庁 FAQ が示す見解によると、暗号資産取引に対して課税繰延の規定を適用することはできないが、学説において暗号資産取引から生じた所得に対する課税繰延の提案がある²⁹¹⁾。この提案は暗号資産取引、とりわけ「暗号資産の交換」に関する所得の課税繰延の可能性を示すものである。そこで、以下では課税繰延の概念を説明しつつ、資産の交換の特例に絞ってステーブルコイン取引に対する課税繰延の可能性を分析する。

第1款 課税繰延の概念

第1項 課税繰延の定義

所得税法は、基本的に包括的所得概念（すなわち純資産増加説）を採用しており、原則としてあらゆる所得が課税の対象とされることには争いがない²⁹²⁾。そして、未実現の利得も所得に含まれるが、伝統的な会計理論や税務行政処分上の理由といった制度の問題に鑑み、未実現の利得は課税の対象から除かれており、原則として実現した所得のみが課税対象である²⁹³⁾。なぜなら、未実現の利得は、資産の金銭評価のみならず、納税資金を用意することも困難だからである²⁹⁴⁾。それゆえ、未実現の利得に対する課税は繰り延べられていることになる。そこで、学説においてはこれを「課税繰延」と呼ぶ。

課税繰延の概念としては、金子宏教授は「ある所得を当面は課税の対象から除外するが、それによって取得した財産の取得価格をその金額だけ減価することによって、当面失った税収を後に回復する制度である」とする²⁹⁵⁾。そして、本庄資教授は「課税繰延は収益の繰延のみならず、費用の繰上や取得原価または帳簿価格の引継ぎ、評価損益の計上時期の操作を含む広範な概念である」と解する²⁹⁶⁾。簡単に言えば、課税繰延は課税のタイミングの問題であり、課税を先延ばしにすることを意味する。

第2項 課税繰延の理由

本款の第1項で、未実現の利得に対する課税繰延の理由は説明した。しかし、実現した所得に対して、所得税法と租税特別措置法のいずれにおいても資産の譲渡による所得の実現がなかったとみなし、課税繰延措置を認める規定がある。ここで、なぜこれらの規定が実現した所得に対して課税繰延を認めるかが問題となる。この問題につき、小宮保東京国税局徴収部

²⁹¹⁾ 暗号資産取引に関する所得の課税繰延を提案するものとして、Reuven S. Avi-Yonah & Mohanad Salaimi, *A New Framework for Taxing Cryptocurrencies* 36-41 (U of Michigan Public Law Research Paper No. 22-014); 栗原・前掲注(193) 153-155 頁; 藤岡・前掲注(174) 107-108 頁参照。さらに、日本暗号資産取引業協会＝日本暗号資産ビジネス協会「2024年度税制改正に関する要望書」1 頁, 20-21 頁(2023 年 7 月 31 日)(<https://jvcea.or.jp/cms/wp-content/uploads/2023/07/20230731-001.pdf>)において、暗号資産取引に関する所得は暗号資産同士を交換したタイミングで課税せず、保有する暗号資産を法定通貨に交換した時点でまとめて課税対象とする、という課税繰延の要望がある。

²⁹²⁾ 金子・前掲注(4) 196-197 頁。

²⁹³⁾ 金子・前掲注(200) 76 頁。

²⁹⁴⁾ 増井良啓『租税法入門(第3版)』118 頁(有斐閣, 2023)。

²⁹⁵⁾ 金子・前掲注(4) 179 頁。

²⁹⁶⁾ 本庄資編『タックス・シェルター事例研究(初版)』78 頁〔本庄資〕(税務経理協会, 2004)。

長（当時）は、一定の固定資産の交換を行うとして、企業会計の立場から、「機能説」と「救済説」という二つの見解を示した²⁹⁷⁾。機能説は、譲渡資産と同種の資産を取得した場合に、客観的に同種の機能を有する資産が企業に留まっており、同一の実物資本が継続的に事業の用に供されているのと等しいため、資産の移転という法律事実にかかわらず、実質的には所得の実現を認識すべき契機がないとするものである。すなわち、取引の前後で所有者の経済実態に変化が見られず、実質的には同一の資産を継続して保有しているのと変わらないため、所得の実現がなかったものとして、課税繰延を認めると判断される²⁹⁸⁾。

これに対して、救済説は、現金ないし現金等価物を全くあるいはほとんど収受していないだけでなく、取得資産が固定資産であるから、近い将来においてこれを流動化することは考えられず、所得の実現を認識すると、納税者に苛酷な税負担を課すことになるとするものである。この二つの見解を見ると、「機能説」は「投資の継続性」との理由で、課税繰延を認めるものである一方、「救済説」は「現金収受のない」という点に着目して課税繰延を認めるものである²⁹⁹⁾。そして、当時は「救済説」の影響力が強かったと考えられたが³⁰⁰⁾、現在は「機能説」が課税繰延の根拠として裁判例において引用されている傾向にある³⁰¹⁾。

また、課税繰延を採用する理由として、他の視点が持ち込まれる場合がある。一つは、都市計画や公害対策といった政策促進³⁰²⁾を強調する意味を強く持っているものである。あと一つは、収用や災害などの状況にあるとして、その譲渡が公共や公益を目的として納税者の自己の意思に基づくものではないため、このような収用や災害による所得に課税するのは酷な面があるほか、救済的な性質を持っているものである³⁰³⁾。

第2款 資産の交換の特例

所得税法において、資産の交換を行う取引による所得は、資産の譲渡に該当するため、譲渡所得として課税されるのが通常であるが、その特例である所得税法 58 条により、一定の交換から生ずる譲渡所得について課税繰延を認めている。そして、所得税法 58 条による課税繰延の理由として、裁判例は「交換取得資産を交換譲渡資産と同様の用途に供しているような場合には、実質的には同一の資産を継続して保有しており、経済的には資産の移転がなかったと同様の状態が継続しているものとみられるため、課税の機会とみるのが適当ではないといふことがある。また、担税力の観点からみても、交換によってキャピタル・ゲインに相当する金銭を取得したわけではない当事者に譲渡益について課税することは、酷な結果をもたらすこともありうる」と指摘する³⁰⁴⁾。このように、所得税法 58 による課税繰延の趣旨は

²⁹⁷⁾ 小宮保「資産の交換と税務上の取扱」税経通信 16 巻 3 号 59 頁, 60 頁 (1961)。

²⁹⁸⁾ 浅妻章如「値上がり益課税適状の時期：所得税法 58 条・法人税法 50 条の交換特例をきっかけに」金子宏編『租税法の基本問題』377 頁, 378-379 頁 (有斐閣, 2007)；増井・前掲注 (294) 303 頁参照。

²⁹⁹⁾ 阿部雪子『資産の交換・買換えの課税理論 (初版)』127 頁 (中央経済社, 2017)。

³⁰⁰⁾ 小宮・前掲注 (297) 60 頁。

³⁰¹⁾ 機能説を課税繰延の根拠としての裁判例については、那覇地判平成 9 年 3 月 1 日税資 222 号 936 頁；大阪高判平成 11 年 1 月 26 日税資 240 号 274 頁参照。

³⁰²⁾ 水野忠恒「土地税制の手法：買換え・交換の特例を中心に」租税法研究 18 号 71 頁, 76 頁 (1990)。

³⁰³⁾ 阿部・前掲注 (299) 333 頁。

³⁰⁴⁾ 大阪高判平成 15 年 6 月 27 日訟月 50 巻 6 号 1936 頁。

「機能説である投資の継続性」と「救済説である金銭收受のない」との両方の論拠を持っているものと思われる。

また、所得税法 58 条は「①交換譲渡資産及び交換取得資産がともに同種であること（同種要件）」、「②一年以上所有していた同種の資産同士の交換であること、かつ、交換取得資産が交換のために取得されたものでないこと（交換要件）」、「③交換取得資産が交換譲渡資産の譲渡直前の用途と同一の用途に供されること（保有目的要件）」及び「④交換取得資産の価額と交換譲渡資産の価額との差額が 20%以内であること（準等価交換要件）」との四つの要件が要求される³⁰⁵⁾。これらのうち、①「同種要件」と③「保有目的要件」が具体的にどのような意味を持っているかが問題となる。すなわち、どのような資産が同種資産にあたるかについては、所得税法において規定がないため、解釈に委ねられている。そして、交換資産の保有目的に関しては、納税者の意思を確認することは困難であるため、他の方法で判断しなければならない。そこで、以下では、「同種要件」と「保有目的要件」という二つの要件の意義について考察する。

第 1 項 同種要件

所得税法 58 条 1 項は、その資産の種類を土地、建物、機械及び装置、船舶、鉱業権の五つの固定資産に限るが、交換の時に、たとえ同じ種類の固定資産であったとしても、譲渡資産と取得資産は一定の差異が存在している。具体的に言えば、土地には、宅地や田畑、山林といった地目区分があるが、宅地と田畑とは同種資産にあたるかが問題となる。そして、この問題を考察するにあたって、裁判例は、「法人税法上、土地の用途の同一性の判定基準に関する規定は存しないが、法人税基本通達 10-6-7 によれば、交換資産が土地の場合には、その用途の同一性は、その現況により、宅地、田畑、鉱泉地、池沼、山林、牧場又は原野、その他の区分により判定すべきであるとされている。…右基本通達は、右宅地等の区分の判定基準については何ら触れていないが、不動産登記における地目が、土地の現況及びその利用目的等を勘案して決定されることからすれば、交換特例における前記区分の判定についても、その趣旨に反しない限り、不動産登記における地目の決定基準に準じて判定するのが合理的である」と判示した³⁰⁶⁾。すなわち、同種要件の基準として、「その資産の現況及びその利用目的」に重点に置くべきであるとした。なお、この裁判例は法人税法 50 条による「圧縮額の損金算入」の同種要件の判断基準であるものの、所得税法の同種要件の基準が検討される際に、重要な示唆を含んでいると考えられる³⁰⁷⁾。

第 2 項 保有目的要件

交換取得資産が交換譲渡資産の譲渡直前の用途と同一の用途に供されるとの保有目的要件に該当するかについて、裁判例は「同一の用途に供したか否かは、前記のとおり当該資産の客観的な性状や使用状況に照らして判断すべきであり、居住者が譲渡の目的を有していたか、譲渡せずに継続的に所有する意思を有していたかというような主観的な要素を考慮する

³⁰⁵⁾ 谷口・前掲注 (4) 305 頁。

³⁰⁶⁾ 静岡地判平成 4 年 9 月 10 日税資 192 号 400 頁。

³⁰⁷⁾ 阿部・前掲注 (299) 145 頁。

ことは相当ではない」と判示した³⁰⁸⁾（傍線は筆者）。すなわち、交換取得資産を継続的に所有する意思がないとしても、当該資産の客観的な性状や使用状況からして同一の用途に供されていれば、保有目的要件に該当すると解される。これに対して、この裁判例の控訴審は、「居住者（所有者）が交換取得資産を交換譲渡資産の直前の用途と『同一の用途に供した場合』には、原則として、一時的・暫定的な資産の保有・供用は含まれないと解するのが相当である」と判示した³⁰⁹⁾（傍線は筆者）。すなわち、第1審の見解と異なる控訴審は、交換取得資産を一定程度に保有していないと、保有目的要件に該当しないことを明示した。

一方、学説において、同一の用途に供したとの保有目的要件を検討する際に、交換取得資産を継続的に保有することが必要であるが、一時的な資産の保有という納税者の意思を確認することは困難であるため、客観的事実によって判断するほかないとの指摘がある³¹⁰⁾。それゆえ、裁判例と学説の観点を合わせて考えると、「同一の用途に供した」という語について、所得税法上定義が置かれておらず、保有目的要件を満たす判断基準は原則として客観的な保有目的、すなわち客観的な性状や使用状況といった事実を通じて判断すべきものと思われる。しかも、その客観的な事実を把握できるために、所有者が交換取得資産を継続的に保有する必要がある。

第3款 ステブルコイン取引に対する課税繰延の検討

まず、ステブルコイン取引は所得税法 58 条の要件を満たすことは困難である。第1章の第3節で述べたように、暗号資産の目減りを回避するために、その保有する暗号資産をステブルコインと交換することが多いが、暗号資産の価格変動は激しいため、これが頻繁に行われることになる。そのため、一年以上ステブルコインを所有しているという交換要件を満たすステブルコイン取引は、非常に少ないと思われる。また、第2章の第1節で述べたように、ステブルコインには様々な種類があるため、それらはそれぞれ異なる現状と利用目的を有している。例えば、USDT と USDC の交換の場合、これらは同じデジタルマネー類似型 SC であるものの、ライセンス取得や透明性等において、USDC は USDT に比べ多くの利点があるため、これらは同種資産にあたるとは言い難いのではないと思われる。そのため、同種要件を満たすステブルコイン取引は極めて限定的なステブルコインの交換に限られると思われる。最後に、ステブルコインごとに、その客観的な性状や使用状況は異なるのみならず、利用者がそのステブルコインを取得した後に、交換取得資産として一定期間にわたって継続的に保有することはあまりない。そのため、保有目的要件を満たすステブルコイン取引は多くはないと思われる。

以上の分析が示すように、ステブルコイン取引に対して所得税法 58 条を適用することは基本的にできない。しかし、機能説による「投資の継続性」と救済説による「現金収受のない」という課税繰延を採用する理由に照らすと、ステブルコイン取引に対しても課税繰延を認める余地がある。なぜなら、ステブルコイン取引においては、ステブルコインの交

³⁰⁸⁾ 大阪地判平成 14 年 10 月 10 日訟月 50 卷 6 号 1945 頁。

³⁰⁹⁾ 大阪高判平成 15 年 6 月 27 日訟月 50 卷 6 号 1936 頁。

³¹⁰⁾ 阿部雪子「交換課税における『同一の用途に供した場合』の意義」税務弘報 55 卷 6 号 122 頁、127 頁（2007）。

換の前後で所有者の経済実態に変化は見られず、実質的には同一の資産を継続して保有しているのと変わらないほか、取引をした者が金銭を取得せず、納税の資金を用意することは困難だからである。また、税務執行の観点からすると、中央集権型取引所では頻繁にステーブルコイン取引が行われるため、もし全ての取引を納税者が申告したとすれば、国税庁の執行の負担が大きくなるおそれがある。これに加えて、分散型取引所における取引について、国税庁がどのような方法で課税資料を収集するかという難問がある。さらに、たとえ分散型取引所における取引の課税資料を収集できたとしても、これには必ず莫大な費用と時間がかかる。それゆえ、課税繰延の理由と国税庁の執行の負担との観点から、ステーブルコイン取引に対する課税繰延が認められるような制度を構築すべきではないかと思われる。

次に、ステーブルコイン取引に対する課税繰延を認める場合に、その制度はどのように構築すべきかについてである。この問題につき、Avi-Yonah 教授は、暗号資産取引の課税繰延について、暗号資産が現実世界に交換されるまで課税しないことを提案する³¹¹⁾。ただし、Avi-Yonah 教授は、ステーブルコインには価格が安定しているという特徴があり、ステーブルコインの交換に対して課税をしても、税負担が重くなることはないため、この提案からステーブルコイン取引を排除する³¹²⁾。もっとも、本稿は、この提案はステーブルコイン取引にも適用できると考える。なぜなら、ステーブルコインの交換に対する納税者の税負担が重くならないとしても、ステーブルコイン取引における投資の継続性と国税庁の執行の負担を鑑みると、ステーブルコイン取引に対する課税繰延を認めることに実益があるからである。以上のように、ステーブルコインに対して、現実世界に交換されるまで課税しないという取扱いがなされるべきと思われる。

ただし、Avi-Yonah 教授が述べた「現実世界に交換されるまで」が、具体的に何を指すかは明確ではない。この点につき、本稿は、これを「現実世界の通貨又は暗号資産あるいはステーブルコイン以外の商品と交換されるまで」という意味を指すと理解する。なぜなら、納税者が中央集権型取引所で行う取引はブロックチェーン上で発生するものではないため、中央集権型取引所で暗号資産又はステーブルコインと交換することは「現実世界に交換されるまで」に含まれる可能性があるからである。さらに、もし中央集権型取引所における状況を排除しなければ、中央集権型取引所におけるステーブルコイン取引に対してこの提案を適用できなくなるおそれがある。そこで、中央集権型取引所で行われたステーブルコイン取引にこの提案を適用することができるように、これらの状況を排除する必要があると思われる。

以上の分析を踏まえて、本稿は「納税者が保有する暗号資産又はステーブルコインを取引所において他の者が保有する暗号資産又はステーブルコインと交換する場合に、所得税法第33条の規定の適用については、当該譲渡資産の譲渡がなかったとみなす」という試案を提言する。そして、租税法主義の観点から、ステーブルコイン取引に対する課税繰延を認めるためには、新たな規定を設ける必要がある。

³¹¹ Avi-Yonah & Salaimi, *supra* note 291, at 37; 栗原・前掲注(193) 154-155 頁; 藤岡・前掲注(174) 107 頁。

³¹² *Id.* at 39. また、ここで注意すべきは、Avi-Yonah 教授の論文でのステーブルコインの概念はデジタルマネー類似型 SC のみを指し、暗号資産型 SC を含まないという点である。

第3節 小括

本章では、ステーブルコイン取引に対する望ましい課税のあり方を解釈論と立法論の観点から考察した。以下では、簡潔に本章の内容をまとめる

第1節では、ステーブルコイン取引から生じた利得について譲渡所得と利子所得の該当性に関する議論を改めて検討した。まず、譲渡所得における資産該当性については、支払手段の性質を有する物を譲渡した場合、これが所得区分にどのような影響を与えるかを確認した。さらに、ステーブルコイン取引から生じた利得に関する所得区分について、外国通貨の譲渡から生じた所得に関する国税庁の見解との整合性を図るならば、デジタルマネー類似型 SC である1号電子決済手段の譲渡から生じた利得が外国通貨によるものと同様に雑所得に該当すると解するだけで十分であると思われる。そして、譲渡所得の譲渡該当性については、解釈論としての限界があることを踏まえ、立法論として「納税者がその有するステーブルコインにつき、そのステーブルコインの譲渡を取引所にする場合に、そのステーブルコインの譲渡がなかったものとみなす」という試案を示した。また、利子所得については、貸し付けた元本が預金に該当するかという問題と、受け取った利子を利子所得として認識することができるかという問題は別問題である。また、現物としての利子は基本的に利子所得に該当しないことを指摘した。そのため、たとえ貸し付けたステーブルコインが預金の要件を全て満たすとしても、その受取利子であるステーブルコインが現物の利子であるため、利子所得には該当しないことを確認した。

第2節では、課税繰延の概念とそれを採用する理由を紹介し、ステーブルコイン取引から生じる利得に対して課税繰延を適用することを検討した。まず、様々な課税繰延の理由が存在しているが、基本的に「投資の継続性」と「現金収受のない」の二つの点に着目して課税繰延を認めることを確認した。そして、所得税法 58 条の要件を説明し、ステーブルコイン取引は基本的に所得税法 58 条の要件を満たさないことを確認した。もっとも、これは「ステーブルコインとステーブルコイン」又は「ステーブルコインと暗号資産」が同種資産にあたる可能性を示唆した。さらに、本稿は、課税繰延の理由と国税庁の執行の負担を考慮し、ステーブルコイン取引に対する課税繰延の制度を構築すべきと主張した。そして、ステーブルコイン取引から生じる利得に対する課税繰延を認める上で、立法論として「納税者が保有する暗号資産又はステーブルコインを取引所において他の者が保有する暗号資産又はステーブルコインと交換する場合に、所得税法第 33 条の規定の適用については、当該譲渡資産の譲渡がなかったとみなす」という試案を提言した。

以上をまとめると、ステーブルコインの売却または交換をした場合に、それが中央集権型取引所と分散型取引所のいずれで行われるかを問わず、ステーブルコインを法定通貨に換金するまで課税しないとの結論を導く。そして、ステーブルコインを取引所に提供する場合に、投資の継続性とそのほかのステーブルコイン取引の整合性を合わせて考えると、受取利子であるステーブルコインを取得したタイミングで課税せず、法定通貨に交換する段階にまとめて課税対象とすべきと考える。

結びに代えて

本稿は、ステーブルコイン取引を「ステーブルコインの売却」「ステーブルコインの交換」及び「ステーブルコインによる他の取引」に分けた上で、これらの取引から生じる利得がどの所得分類に該当するかを考察したものである。そして、ステーブルコイン取引に対する望ましい取扱いを考えるに当たって、ステーブルコインの起源、概念及び取引の仕組みはもちろん、所得税法におけるステーブルコインの位置付けを考慮すべきことを指摘した。なぜなら、ステーブルコインそれ自体の法的性質がステーブルコイン取引から生じる利得に対する所得区分に大きく影響するからである。

ステーブルコインの法的性質に関する国税庁の考えを前提とすると、現時点における暗号資産取引に対する見解がステーブルコイン取引にそのまま当てはまる可能性がある。しかし、ステーブルコイン取引に係る所得税法上の要件の解釈から、これを整合的に説明することは困難である。そこで、本稿は、ステーブルコインの経済学上と民法上の位置付けに立ち返った上で、ステーブルコイン取引に係る所得税法上の要件を理論的な観点から検討し、課税のあり方を論じている。

もっとも、ステーブルコイン取引に対する望ましい課税上の取扱いを、現行法の要件を解釈する解釈論だけでは限界がある。そのため、本稿は、望ましい課税上の取扱いについて、立法論として二つの課税ルールを提言した。一つは「利用者が保有するステーブルコインにつき、そのステーブルコインの譲渡を取引所に対してする場合に、そのステーブルコインの譲渡がなかったものとみなす」という取扱いである。もう一つは「利用者が保有する暗号資産又はステーブルコインを取引所において他の者が保有する暗号資産又はステーブルコインと交換する場合に、所得税法第 33 条の規定の適用については、当該譲渡資産の譲渡がなかったとみなす」という取扱いである。このように、本稿では解釈論に加えて、立法論についても論じて、望ましい課税のあり方を探求した。

本稿は、ステーブルコイン取引のうち、三種類のみを取り上げて研究対象としたが、所得税法において対応すべき事象はこれらには限らない。例えば、ブロックチェーンが異なり互換性がないため、ブロックチェーンであるイーサリアム上の利用者が所有している USDC を別のブロックチェーン上で使用したい場合に、ラッピング (wrapping) という方法を利用するしかない³¹³⁾。このラッピングという行為を所得税法上どのように評価すべきかが問題となる。また、ステーブルコイン取引と暗号資産取引に対する課税上の取扱いについては、両者が整合的な取扱いを受けるような制度設計をするという問題が残っている。

それゆえ、上記の問題を含めた暗号資産取引とステーブルコイン取引に対する課税のあり方を包括的に検討することは今後の研究課題としたい。そして、本稿には不十分な部分が多いと思われるが、そうした議論の発展にわずかでも役に立てば幸いである。

³¹³⁾ ラッピングの説明については、泉・前掲注 (101) 179-180 頁参照。

租税資料館奨励賞の部

所得税法における未経過固定資産税相当額の課税問題

—買主側の議論を中心に—

池上 竜矢

2023 年度 修士論文 要旨

所得税法における未経過固定資産税相当額の課税問題—買主側の議論を中心に—

氏名 池上 竜矢

固定資産税は、当該年度の賦課期日(1月1日)に、固定資産の所有者として登記簿又は固定資産課税台帳に登録又は登録されている者を納税義務者として課される地方税であり、シャウプ勧告を契機に米国の財産税を念頭に創設された。不動産実務では、年度の途中で固定資産の売買がある場合、買主が自己の所有期間に応じた固定資産税額を売主との間で清算する慣行がある。固定資産税は所得税法上、租税公課として取り扱われるが、その清算金(未経過固定資産税相当額)については所得税法上の取扱いに争いがある。米国でもわが国と同様、不動産の買主と売主による財産税の清算金の取扱いをめぐる議論がある。そこで、本稿では、米国での議論を参考にしながら、買主の支払った未経過固定資産税相当額に焦点を当て、その所得税法上の解釈の方向性を示す。

第1章では、固定資産税の概要、その清算慣行及び未経過固定資産税相当額の所得税法上の課題をみた。固定資産税は一般に、応益負担原則に基づき課される税であり、固定資産の資産価値に着目し、その所有の事実と担税力を認めて課される財産税であると解される。所得税法上、業務用資産に係る固定資産税は、当該業務に係る所得の必要経費に算入される。未経過固定資産税相当額の清算方式は複数あるが、不動産実務では固定資産の売買代金と切り離して清算されることが多い。買主の支払った未経過固定資産税相当額は、資産の取得価額又はその年の必要経費のいずれに算入すべきものであるかが争われている。本稿では、売主側での取扱いも参考にしながら、買主側における所得税法上の取扱いを検討する。

第2章では、買主が支払った未経過固定資産税相当額に関する議論をみた。資産の取得価額は、狭義の購入代価及びその取得に要した付随費用から構成される。付随費用は、資産の取得に実質的に関連し、当該資産の取得にその支払が必要な支出をいうと解される。次に未経過固定資産税相当額は、固定資産税と費用の性質が同様であり、買主のその年の所有期間に関連した支出としての性質を有すると解される。学説では、当該相当額を資産の取得に関連する支出として付随費用に算入すべきという主張や、費用収益対応の原則の視点から、資産の取得価額に算入して減価償却により各年に控除するのではなく、買主が当該資産から得たその年の所得と対応する費用としてその年の必要経費に算入すべきという主張がある。

第3章では、売主側での取扱いに関する議論をみた。売主側では、未経過固定資産税相当額を譲渡所得の総収入金額に算入すべきであるか否かが議論されている。裁判所は、当該相当額は、売買当事者間の合意により収受するものであるため、資産の売買代金の一部として譲渡所得の総収入金額に算入すべきと判断した。他方、当該相当額は、固定資産税の按分を意味する清算金であり、資産の譲渡の対価ではないため、譲渡所得ではなく一時所得に該当するという主張や、その収受が偶発性を有しないため雑所得に該当するという主張がある。

第4章では、米国における財産税の清算金の取扱いの変遷及び議論をみた。本稿では、財

産税のうち不動産税の清算金(未経過分の不動産税相当額)に焦点を当てた。1954 年法改正前では、当該相当額は、買主の不動産税の納税義務に基づき支払われるものではなく、売買代金の一部として資産の取得価額に算入され、売主側ではキャピタルゲインとして認識されていた。しかし、費用と収益の対応の視点から、当該相当額は買主が当該不動産から得たその年の収入に対応する費用としてその年に控除されるべきであると批判された。1954 年法改正により、当該相当額を買主に課された不動産税として取り扱う旨の規定が創設され、当該相当額はその年の費用として控除されることとなった。売主側では、売主が負担すべきでなかった不動産税の戻りとして、課税対象として認識されないこととなった。

第 5 章では、わが国と米国の議論の比較及び売主側の検討をした上で、買主側における取扱いを検討した。まず、わが国では資産の譲渡による収入及びその付随収入が譲渡所得の総収入金額に算入されると解されるため、売主側では未経過固定資産税相当額を付随収入として譲渡所得の総収入金額に算入すべきものと解する。次に、当該相当額は買主の固定資産税の納税義務に基づき支払われるものではなく、わが国では米国のようにそれを買主に課された税として取り扱う旨の規定はないため、買主側で租税公課として必要経費に算入することはできないと解する。米国と同様の取扱いを実現するには、米国と同旨の立法が必要であると考え。未経過固定資産税相当額は、狭義の購入代価には該当しないが、売買という資産の取得行為に関連する支出であり、資産の取得にその支払が必要な支出であるため、買主側では付随費用として資産の取得価額に算入されるものと解することで、売主側の取扱いとも整合する。業務用資産に係る支出には、その性質に鑑み、必要経費への算入を前提としながらも、資産の取得価額への算入が認められている例がある。その一方で、資産の取得価額に算入されるものであっても、費用化の時期が遅れてしまうことから、費用収益対応の原則を踏まえ、その年の必要経費に算入されている例がある。未経過固定資産税相当額は、資産の取得価額に算入される支出である一方で、その年の必要経費とされる固定資産税と費用の性質が同様であり、その年の所有期間に関連する支出であるため、費用収益対応の原則からも、その年の必要経費に算入することができる余地があるのではないかと考える。

以上のことから、買主が支払った未経過固定資産税相当額は付随費用として資産の取得価額に算入されるものであるが、業務用資産に係るものはその年の必要経費に算入することもできるという取扱いが望ましいと解する。

(主たる参考文献)

- ・伊川正樹「未経過固定資産税等相当額をめぐる課税問題」同ほか編『立憲国家の制度と展開—網中政機先生喜寿記念』349 頁(尚学社, 2021)。
- ・田中治「未経過固定資産税等相当額の課税上の取扱いをめぐる紛争」共栄法律事務所編『法の理論と実務の交錯—共栄法律事務所創立 20 周年記念論文集』452 頁(法律文化社, 2018)。
- ・BORIS BITTKER & LAWRENCE LOKKEN, FEDERAL TAX OF INCOME, ESTATES AND GIFTS(2023)(ebook-Westlaw)。

目次	
序章 はじめに	1
第1章 所得税法における固定資産税の取扱いと未経過固定資産税相当額	2
1-1 固定資産税の性格と納税義務者	2
1-2 所得税法における固定資産税の取扱い	5
1-3 固定資産税の清算慣行	6
1-4 所得税法における未経過固定資産税相当額の課題	7
1-5 小括	8
第2章 買主側における議論と学説	8
2-1 裁判所の判断と規定の整理	8
2-2 未経過固定資産税相当額の固定資産税としての必要経費算入	11
2-3 資産の取得価額の解釈と未経過固定資産税相当額の位置付け	12
2-4 資産の取得価額への算入に関する学説	16
2-5 費用収益対応の原則からの考え方	17
2-6 小括	20
第3章 売主側における議論と学説	20
3-1 具体的な争い	20
3-2 課税所得該当性の議論	22
3-3 所得分類の議論	25
3-4 小括	28
第4章 米国における未経過分の不動産税相当額	28
4-1 米国の不動産税	28
4-2 1954年法改正前における未経過分の不動産税相当額の取扱い	31
4-3 1954年法改正の背景及び改正後における未経過分の不動産税相当額の取扱い	33
4-4 小括	37
第5章 所得税法における解釈の方向性	37
5-1 わが国と米国における議論の比較	38
5-2 売主が受け取った未経過固定資産税相当額	39
5-3 買主が支払った未経過固定資産税相当額	44
終章 おわりに	53
参考文献	54

序章 はじめに

固定資産税は、市町村税収全体のうち約4割を占めるものであり、その安定性からも市町村にとっては重要な基幹税となっている。同税は、当該年度の賦課期日(1月1日)において、固定資産の所有者として登記簿又は固定資産課税台帳に登録又は登録されている者を納税義務者として課される地方税であり、シャープ勧告を契機に米国の財産税を念頭において創設されたものである。

固定資産の売買が頻繁に行われるわが国では、地方税法のみならず、所得税法をはじめとした他の税法においても、固定資産税の課税関係に関する議論がある。その議論の一つに、不動産売買の際における固定資産税の清算金に関するものがある。

不動産実務では、年度の途中で固定資産の売買が行われた場合、売買当事者間の合意により、その売買日等を基準として両者の所有期間に応じて固定資産税の金額を按分し、買主が自己の所有期間に対応する金額を売主との間で清算するという取引慣行がある。本稿では、この清算金のことを未経過固定資産税相当額ということとする。固定資産税は所得税法上、租税公課として取り扱われるが、未経過固定資産税相当額についてはその所得税法上の取扱いをめぐる争いがある。

一方、米国では、不動産の買主と売主との間における財産税の清算金の取扱いを定める規定がある。その取扱い及び創設をめぐっては、わが国と同様に議論がなされていた。そのため、その議論や規定の変遷は、わが国の議論の参考となりうる。

そこで、本稿では、米国での議論を参考にしながら、買主の支払った未経過固定資産税相当額の議論に焦点を当て、その所得税法上の解釈の方向性を示すことを目的とする。

第1章では、固定資産税の概要、その清算慣行及び未経過固定資産税相当額の所得税法上の課題をみる。第2章では、買主が支払った未経過固定資産税相当額に関する議論をみる。第3章では、売主側での取扱いに関する議論をみる。次に、第4章では、米国における財産税の清算金の取扱いの変遷及び議論をみる。そして、第5章では、わが国と米国の議論の比較及び売主側の検討をした上で、買主側における取扱いを検討する。

第1章 所得税法における固定資産税の取扱いと未経過固定資産税相当額

1-1 固定資産税の性格と納税義務者

1-1-1 固定資産税の性格

わが国の固定資産税は、固定資産(土地、家屋及び償却資産)を課税物件(課税客体)として課される地方税であって、市町村の主要な財源となっている¹²。同税はシャープ勧告に基づく昭和25年の地方税制の全面的改正により導入されたものであり³、その基本的な仕組みは米国の財産税(“Property Tax”)の考え方を念頭に置いて創設されている⁴。

固定資産税は、一般に、固定資産の保有と市町村が提供するサービスとの間に存する受益関係に着目して、応益負担原則に基づき、資産価値に応じて所有者に対して課される財産税であると解されている⁵。本項では、この応益負担原則及び財産税の考え方をみる。

まず、ある税が公平な税であるか否かを判断する二つの基準として、応能負担原則及び応益負担原則がある⁶。応能負担原則は、租税負担配分の基準を納税者の担税力に求める考え方をいい、累進税率により税額が決定されている⁷。一方、応益負担原則とは、「租税は、個人が、国家活動あるいは地方団体の活動から受ける利益の程度に応じて、税を負担すべきで

¹ 金子宏『租税法〔第24版〕』769頁(弘文堂, 2021)。

² 令和3年度における市町村税収全体に占める固定資産税収の割合は、約4割を占めている(市町村税全体の総額は22兆5,221億円であり、そのうち固定資産税の金額は9兆2,345億円)。総務省「固定資産税」(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/150790_15.html, 2024年1月31日最終閲覧)の図1「市町村税収全体に占める固定資産税収の割合(令和3年度決算額)」参照。総務省「市町村税収全体に占める固定資産税収の割合(令和3年度決算額)」(https://www.soumu.go.jp/main_content/000763361.pdf, 2024年1月31日最終閲覧)、総務省「国税・地方税の税収内訳(令和3年度決算額)」(https://www.soumu.go.jp/main_content/000861321.pdf, 2024年1月31日最終閲覧)も参照。

³ 金子・前掲注1)769頁、金子宏「固定資産税制度の改革—その一『固定資産税の性質と土地評価のあり方』—」西谷剛ほか編『政策実現と行政法』343頁, 346頁(有斐閣, 1998)。

⁴ 金子宏「固定資産税の性質と問題点—租税法教養講座—」税研50号3頁, 4-5頁(1993)、富永浩吉「アメリカ合衆国における財産税について—その基本的な仕組みと運用方法の概要—」地方税55巻11号77頁, 78頁(2004)、内藤尚志「地方税法における資産課税のあり方に関する調査研究委員会報告書について」地方税48巻4号87頁, 89-90頁(1997)。また、シャープ勧告時の地方自治庁財政部財政課長であった奥野氏により、シャープ勧告における固定資産税に関する勧告は、米国の財産税が念頭に置かれていたことが述べられている(荻野保ほか「シャープ勧告と地方税」地方税36巻9号12頁, 26-27頁〔奥野誠亮発言〕(1985))。シャープ勧告では、「本税は、……資本価格を課税標準としてこれを課する」(シャープ使節團編・平田敬一郎＝都留重人解説『シャープ勧告全文：税制の改革』210頁(日本経済新聞社, 1949))こととして、市町村税としての不動産税の導入が勧告された。それは、課税客体を土地、家屋及び償却資産一般として、課税標準をこれらの資産の価格と、資産所有者を納税義務者として税負担を求めることを勧告するものであった(石島弘『不動産取得税と固定資産税の研究〔租税法研究第3巻〕』316頁(信山社, 2008))。

⁵ 総務省「固定資産税の概要」(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/149767_08.html, 2024年1月31日最終閲覧)。また、固定資産税が応益負担原則になじむ性格を有しているとするものとして、木下和夫監修・地方財政制度研究会編『固定資産税の理論と実態』23頁(ぎょうせい, 1987)がある。

⁶ 占部裕典監修・全国婦人税理士連盟編『固定資産税の現状と課題』13頁(信山社, 1999)。

⁷ 占部監修・全国婦人税理士連盟編・前掲注6)13頁、内藤・前掲注4)92頁。

あるという考え方」⁸をいう。固定資産税と応益負担原則の具体的な関係は、同税が財産税としての性格を有するか否かの議論の中で、次のように説明されている。例えば、市町村は、住宅や工場ができれば、市町村道や上下水道の整備、またゴミ処理施設や学校などの教育施設の充実が必要となるとともに、火災等の災害や公害の防止対策を講じることが求められる⁹。このように、固定資産の存在それ自体が市町村の行政サービスを必要とするものであり、これを享受することにより、固定資産はその効用や収益力を継続的に発揮していると考えられている¹⁰。一方、見方を変えれば、市町村道や上下水道などが整備されることにより、固定資産の評価が増加するという意味でも、固定資産と市町村の行政サービスとの間には、受益関係が認められると考えられている¹¹。

また、固定資産税の性格については、財産税であるとする説と収益税¹²であるとする説の対立がみられていた¹³。これに対して、最高裁は、固定資産税を「土地、家屋および償却資産の資産価値に着目して課せられる物税」(最判昭和 47 年 1 月 25 日民集 26 巻 1 号 1 頁)、あるいは「家屋等の資産価値に着目し、その所有という事実に応税力を認めて課する一種の財産税」(最判昭和 59 年 12 月 7 日民集 38 巻 12 号 1287 頁)としており、同税は一般に財産税としての性質を有すると解されている¹⁴。

次に、地方税法における固定資産税の納税義務者の考え方をみる。

1-1-2 固定資産税の納税義務者と台帳課税主義

固定資産税は、毎年 1 月 1 日を賦課期日として(地方税法 359 条 1 項)、市町村区域内の固定資産の所有者を納税義務者として課される(地方税法 343 条 1 項)。固定資産の所有者とは、土地又は家屋にあっては、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳にその所有者として登記又は登録がされている者をいい(地方税法 343 条 2 項)、償却資産にあっては償却資産課税台帳に所有者として登録がされている者をいう(地方税法 343 条 3 項)。

固定資産税においては、その課税客体、課税標準及び納税義務者等の課税要件が、賦課期日現在の状況を基準に、一定の手続きを経て固定資産課税台帳¹⁵に登録され、その固定資産課税台帳に登録されたところから課税を行うこととされており、これを台帳課税主義

⁸ 占部監修・全国婦人税理士連盟編・前掲注 6)13 頁。

⁹ 松尾徹人ほか『自治行政講座 11 地方税Ⅱ』7 頁(第一法規, 1986)。

¹⁰ 松尾ほか・前掲注 9)7-8 頁。

¹¹ 松尾ほか・前掲注 9)8 頁。

¹² ある人の所有する生産要素からもたらされる収益を対象として課される税をいう(金子・前掲注 1)14 頁)。

¹³ 金子・前掲注 4)4-7 頁、阪本勝「判解」民事篇平成 15 年度 361 頁, 370-371 頁(2006)。

¹⁴ 石島・前掲注 4)40 頁、金子・前掲注 1)769 頁、阪本・前掲注 13)371 頁、佐藤英明「もうひとつの『固定資産税の性格』論」資産評価情報 208 号 2 頁, 4 頁(2015)。固定資産税実務研究会編『問答式 固定資産税の法律実務』54 頁(新日本法規, 1993)も同旨。また、同旨の最高裁判決として、最判平成 15 年 6 月 26 日民集 57 巻 6 号 723 頁等がある。

¹⁵ 固定資産課税台帳とは、土地課税台帳、土地補充課税台帳、家屋課税台帳、家屋補充課税台帳及び償却資産課税台帳を総称するものである(地方税法 341 条 1 項 9 号)。

という¹⁶。この台帳課税主義の考え方によると、固定資産税の納税義務者は、当該年度に係る賦課期日において、登記簿又は固定資産課税台帳に当該固定資産の所有者として登記又は登録がされている者となる¹⁷。換言すると、固定資産の所有者であっても、登記簿又は固定資産課税台帳に所有者として登記又は登録がされない限り、固定資産税を課されることはないということになる¹⁸。このような固定資産税の納税義務者及び台帳課税主義の考え方について、最高裁昭和30年3月23日判決¹⁹は、「土地の固定資産税は土地の所有者に課せられるけれども、土地所有者とはその年度の初日の属する年の一月一日現在において、土地台帳若しくは土地補充課税台帳に所有者として登録されている者をいい(地方税法三四三条、三五九条)従ってその年の一月一日に所有者として登録されていれば、それだけで固定資産税の納税義務者として法律上確定される」²⁰としており、最高裁も固定資産税の課税において台帳課税主義を前提としていると考えられる。

ところで、地方税法が台帳課税主義を採用しているのは、①固定資産の数が多いことから、固定資産税の課税実務を円滑・迅速に行うため、確定処分に先立って、すべての固定資産の状況及びそれに関する固定資産税の課税要件を客観的に明確にし、それを関係者の閲覧(地方税法382条の2)²¹に供した上でできるだけ早めに確定させる必要があること、また②納税者に、固定資産課税台帳の閲覧・縦覧を通じて、その所有する固定資産の評価が適正に行われているかどうか、そして、それが他の納税者の場合と比較して公平に行われているかどうかを確認する機会を与える必要があると考えられているためであるとされている²²²³²⁴。このように、地方税法が台帳課税主義を採用しているのは、専ら課税技術上の便宜に

¹⁶ 石島・前掲注4)321-322頁、碓井光明『固定資産税評価精義』2-3頁(信山社、2023)、占部監修・全国婦人税理士連盟編・前掲注6)25-26頁、金子・前掲注1)771頁。

¹⁷ 占部監修・全国婦人税理士連盟編・前掲注6)25頁。

¹⁸ 碓井・前掲注16)2-3頁、金子・前掲注1)771頁。

¹⁹ 最判昭和30年3月23日民集9巻3号336頁。第一審判決は大阪地判昭和27年11月14日行集3巻11号2249頁、控訴審判決は大阪高判昭和28年4月20日行集4巻4号896頁。

²⁰ 本最高裁判決は、土地に係る固定資産税の納税義務者に関するものではあるが、その射程は、土地のみならず、同じく固定資産である家屋及び償却資産に係る固定資産税の納税義務者に関する考え方にも及ぶと考えられる。

²¹ 固定資産課税台帳の閲覧制度は、納税者が、自己の所有する固定資産の価格が適正であるか等、自己の固定資産に関する内容を確認すること、また他の固定資産のそれと比較することができるように設けられた制度である(水野忠恒『大系租税法〔第4版〕』1185頁(中央経済社、2023))。

²² 金子・前掲注1)771頁。

²³ また、固定資産税の賦課期日が、1月1日とされているのは、①同日が年の初日であって、一般に固定資産の移動が少なく、課税要件を固定するのに便利であり、また②年度当初(4月1日)に課税を実施するために、賦課期日以後に固定資産の調査、価格の決定及び固定資産課税台帳の縦覧等の諸手続を経由して課税要件を確定させるには、相当の期間を必要とするためであると考えられている(石島・前掲注4)355頁)。

²⁴ なお、地方税法343条2項は、固定資産の所有者として登記又は登録がされている個人が賦課期日前に死亡している場合にあっては、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者を、当該固定資産の所有者として固定資産税を課することを定めている。このことから、地方税法は、台帳課税主義のみならず、固定資産の現況に照らした課税を行うという性格も有し

基づくものであると考えられている²⁵。

次に、所得税法における固定資産税の取扱いをみることにする。

1-2 所得税法における固定資産税の取扱い

所得税法では、固定資産税のうち、事業所得や不動産所得等を生ずべき業務²⁶の用に供される資産(以下、「業務用資産」という)に係るものと、業務の用に供されない資産(以下、「非業務用資産」という)に係るものとでその取扱いが異なる。

そこで、それぞれの資産に係る固定資産税の取扱いをみることにする。

1-2-1 業務用資産に係る固定資産税

業務用資産に係る固定資産税の取扱いには、必要経費について定める所得税法 37 条の規定が関係している。

所得税法は、その年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上、必要経費の控除を認めており、その金額は、これらの所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用の額、及びその年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用の額をいうと定めている(所得税法 37 条 1 項)。

また、所得税法 37 条 1 項の別段の定めとして、同法 45 条の租税公課²⁷等の必要経費不算入の規定があり²⁸、そこには所得税や住民税等の租税公課が挙げられている。そして、それら以外の租税公課は、所得税法 37 条 1 項に掲げられる所得を生ずべき業務と関連がある限り、原則として必要経費に算入されるべきであろうと考えられている²⁹。なお、租税公課は、所得税法 37 条 1 項の規定のうち、後段の「その年における販売費、一般管理費その他

ていると考えることができる。しかし、このような性格は、固定資産の所有者が存在しない、すなわち固定資産税の課税客体が存在しないことにより、同税の課税に不合理が生ずることを防ぐために行われているものであると考えられる。そのため、このような課税の性格は、課税客体となる者がいない場合において、やむをえず課税客体を決定すべく設けられた例外的なものであると考えられる。

²⁵ 占部監修・全国婦人税理士連盟編・前掲注 6)26 頁、田中治「固定資産税における台帳課税主義」シュトイエル 300 号 75 頁，75 頁(1987)。

²⁶ 「事業」と「業務」という文言について、本稿(後述)の議論に係る所得税法 37 条 1 項や同法 38 条 2 項 1 号は、「事業」からしか生じない事業所得(所得税法 35 条 1 項)を包含する規定であることから、これらの規定における「業務」は、「事業」を含む意味で用いられていると解されている(佐藤英明『スタンダード所得税法〔第 3 版〕』244 頁(弘文堂，2023))。このことを踏まえ、本稿にいう「業務」は、「事業」を含む意味合いを有するものとして用いる。

²⁷ 租税公課は、公租公課とも表現され(田中治「不動産の取得に係る租税公課の必要経費該当性」税務事例研究 172 号 21 頁，23 頁(2019))、国又は地方公共団体がその公の目的のために課する金銭負担を総称するものをいう(法令用語研究会編『有斐閣 法律用語辞典〔第 5 版〕』363 頁(有斐閣，2020))。

²⁸ 水野・前掲注 21)344 頁。

²⁹ 田中・前掲注 27)24-25 頁参照。

これらの所得を生ずべき業務について生じた費用」に該当するものである³⁰。

そして、課税実務では、業務用資産に係る固定資産税は、当該業務に係る各種所得の金額の計算上必要経費に算入することとされている(所得税基本通達 37-5)。すなわち、事業所得や不動産所得等を得ている納税者が、その業務用資産に係る当該年度分の固定資産税を納付した場合には、当該納付した固定資産税額を、当該者の当該年分の事業所得等の金額の計算上、必要経費に算入することとなる。

1-2-2 非業務用資産に係る固定資産税

所得税法 45 条 1 項 1 号は、不動産所得等に係る必要経費に算入されない費用として、家族生活のための支出³¹、すなわち「家事上の経費」(以下、「家事費」という)を掲げている。居住用の建物をはじめ、家事上の資産に係る固定資産税を支払った場合には、それは、家事費として扱われることとなる³²。非業務用資産に係る固定資産税は、所得税法上、必要経費に算入されない。

これまで、固定資産税の性格及び所得税法上の取扱いをみた。次節では、不動産実務における固定資産税の清算慣行をみることにする。

1-3 固定資産税の清算慣行

1-3-1 清算の慣行の概要

台帳課税主義を採用する地方税法では、当該年度の賦課期日における所有者が当該年度の固定資産税の納税義務者となることから、同日時点での所有者(売主)が当該年度の固定資産税を納付することとなる³³。

一方、不動産実務では、年度の途中で土地や建物などの固定資産の売買³⁴が行われる際に、その買主及び売主の合意により、当該固定資産に係る当該年度分の固定資産税に係る未経過分を日割り計算等により按分し、当該買主が売主との間で清算する取引慣行が広く行われている³⁵。そして、買主が自己の所有期間に対応する固定資産税の金額として売主との間で清算したものを、一般に、未経過固定資産税相当額という^{36,37}。

³⁰ 田中・前掲注 27)24 頁、谷口勢津夫『税法基本講義〔第 7 版〕』339 頁(弘文堂, 2021)。

³¹ 水野・前掲注 21)339 頁。

³² 伊川正樹「未経過固定資産税等相当額をめぐる課税問題」同ほか編『立憲国家の制度と展開—網中政機先生喜寿記念』349 頁, 366 頁(尚学社, 2021)。

³³ 伊川・前掲注 32)349 頁。

³⁴ わが国の 2022 年における不動産取引の件数は、およそ 453,400 件である(国土交通省「不動産価格指数 不動産取引件数・面積」(https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk5_000085.html, 2024 年 1 月 31 日最終閲覧)に記載されている取引件数より筆者算出)。

³⁵ 伊川・前掲注 32)349 頁。また、安部和彦『最新判例でつかむ固定資産税の実務』59-60 頁(清文社, 2017)も参照。

³⁶ 伊川・前掲注 32)349 頁。

³⁷ 不動産実務においては、固定資産税と合わせて、未経過分の都市計画税についても清算がなされることがある。この場合には、固定資産税及び都市計画税の未経過分を総称するものとし

1-3-2 清算の方式

固定資産の売買当事者間による未経過固定資産税相当額の清算方式には、いくつかの形式が挙げられるが、その具体的処理、固定資産の売買代金の設定は、一律に定まっておらず自由である³⁸。

例として、①売主が納税済みの固定資産税を加味し固定資産の売買代金を設定する方式、②固定資産の売買代金に未経過固定資産税相当額を別途加算する方式、③固定資産の売買代金とは切り離して清算する方法などが挙げられる³⁹。

不動産業界などの実務においては、③の方式により未経過固定資産税相当額を清算することが慣行となっており⁴⁰、その清算条項は、売買契約書の中に組み込まれることもあるが、売買契約書とは別の書面(別個の契約)として作成されることもある⁴²。

1-4 所得税法における未経過固定資産税相当額の課題

これまで、所得税法における固定資産税の取扱い及び未経過固定資産税相当額の清算慣行についてみた。未経過固定資産税相当額は、固定資産の売買当事者間により清算されるものであるため、買主及び売主それぞれにおいて、所得税法上どのように取り扱われるべきであるかが問題となる。しかし、所得税法には、未経過固定資産税相当額をどのように取り扱うべきであるかを個別具体的に定める規定はない。そして、買主側においては、当該相当額は買主が取得した資産の取得価額に算入されるべきものであるのか、その年の必要経費に算入されるべきものであるのか争われている⁴³。

また、未経過固定資産税相当額の所得税法上の取扱いの解釈をめぐっては、それを受け取

て、「未経過固定資産税『等』相当額」と記述されることもある(伊川・前掲注 32)368 頁注 2)。本稿では、そのうちの固定資産税に焦点を当てるものとする。なお、都市計画税とは、都市計画事業、又は土地区画整理事業に要する費用に充てるために、市町村が都市計画区域内の一定の土地、及び家屋に対して課する目的税であり、原則として都市計画法による市街化区域内に所在する土地、家屋の所有者として、毎年 1 月 1 日(賦課期日)現在において、固定資産課税台帳に登録されている者に課税される。(地方税法 702 条乃至 702 条の 8)。都市計画税は、土地、家屋の固定資産税と合わせて課税されるものであり、その納税義務者、課税標準及び納期等は、固定資産税の場合と同様である(安部・前掲注 35)59-60 頁(清文社, 2017)、金子・前掲注 1)800 頁)。

³⁸ 遠藤みち「土地の譲渡に際して収受した未経過固定資産税相当額コストか／売上高か」守之会論文集 23 号 61 頁, 70 頁(2019)。

³⁹ 遠藤・前掲注 38)70 頁。

⁴⁰ 遠藤・前掲注 38)70 頁。

⁴¹ 不動産実務において、少なくとも売買当事者は、未経過固定資産税相当額を売買代金の一部としては全く認識していないことが実態であるとされている(岩下忠吾「譲渡所得の収入金額と固定資産税相当額」税務事例研究 105 号 51 頁, 66 頁(2008))。

⁴² 田部井敏雄「固定資産税の清算金をめぐる税務上の諸問題(上)」税理 56 巻 9 号 129 頁, 130 頁(2013)。

⁴³ 東京地判平成 25 年 10 月 22 日税資 263 号順号 12316。東京高判平成 26 年 4 月 9 日税資 264 号順号 12447。また、学説における議論として、伊川・前掲注 32)349 頁以下等がある。

った固定資産の売主側においても論じられている。そこで、本稿では、米国での議論並びに売主側における議論及び取扱いを参考にしながら、買主が支払った未経過固定資産税相当額の所得税法上の解釈の方向性を検討する。また、本稿では、上記 1-3-2 でみた清算方式のうち、不動産実務において慣行となっている③の方式によるもの、すなわち固定資産の売買代金とは切り離して清算された未経過固定資産税相当額の議論に焦点を当てる。

1-5 小括

本章では、固定資産税の概要、その清算慣行及び未経過固定資産税相当額の所得税法上の課題をみた。固定資産税は、一般に、応益負担原則に基づき課される税であり、固定資産の資産価値に着目し、その所有の事実に応税力を認めて課される財産税であると解されている。固定資産税の納税義務者は、当該年度の賦課期日(1月1日)において、固定資産の所有者として登記簿又は固定資産課税台帳に登記又は登録されている者をいう。所得税法では、固定資産税のうち、業務用資産に係るものは当該業務から生じる所得の計算上、必要経費に算入され、非業務用資産に係るものについては家事費となる。

未経過固定資産税相当額の清算方式にはいくつかの例が挙げられるが、不動産実務では固定資産の売買代金それ自体とは切り離して清算されることが慣行として多く行われている。本稿は、このような方式のもとで清算されたものに焦点を当てる。買主の支払った未経過固定資産税相当額は、資産の取得価額又はその年の必要経費のいずれに算入されるべきものであるかが争われている。本稿では、米国での議論並びに売主側での議論及び取扱いを参考にしながら、買主側における所得税法上の取扱いを検討することとする。

第2章 買主側における議論と学説

2-1 裁判所の判断と規定の整理

2-1-1 資産の取得価額又は必要経費のいずれに算入されるべきかが争われた事例

本項では、買主が支払った未経過固定資産税相当額の取扱いについて争われた事例として、東京地裁平成 25 年 10 月 22 日判決及びその控訴審判決である東京高裁平成 26 年 4 月 9 日判決をみる⁴⁴。

本件の事実概要は次のとおりである。共同住宅等の賃貸業を営む X は、当該貸付けの業務の用に供する目的で土地及び建物を購入し、その際に本件売主に対して、当該売買契約において定められた当該土地及び建物に係る未経過固定資産税相当額の清算を行った。また、本件各未経過固定資産税相当額の支払に関する条項は、土地、建物の売買代金の契約書と同一の契約書内において、売買代金の条項とは別個の条項として設けられていた。本件では、X が支払った当該各未経過固定資産税相当額を、X の当該年度の不動産所得の金額の計算

⁴⁴ 東京地判平成 25 年 10 月 22 日税資 263 号順号 12316、東京高判平成 26 年 4 月 9 日税資 264 号順号 12447、最判平成 27 年 8 月 26 日税資 265 号順号 12713(上告不受理)。また、本事例の前審は、国税不服審判所裁決平成 24 年 3 月 28 日裁決事例集未登載(TAINS, F0-1-839)である。

上、必要経費(所得税法 37 条 1 項)に算入することができるか否かが争われた。

まず、本件地裁は、固定資産税が固定資産の所有の事実に応税力を認めて課される財産税であり、その納税義務者は、当該年度の賦課期日における固定資産の所有者であることを確認した上で、仮に、当該年度の賦課期日後に所有者の異動が生じたとしても、新たに所有者となった者が当該賦課期日を基準として課される固定資産税の納税義務を負担することはないとした。そのため、X が本件土地及び建物に係る当該年度の固定資産税の納税義務者となることはなく、X による未経過固定資産税相当額の支払は、X の納税義務に基づくものではないとした。そして、当該相当額は、実質的には本件土地及び建物の購入の代価の一部を構成するものであると判断した。

したがって、本件未経過固定資産税相当額は、所得税法施行令 126 条 1 項 1 号イの購入の代価に該当することとなり、これを建物の取得価額に算入し、当該取得価額に係る減価償却費の額のみを各年分の不動産所得の必要経費に算入すべきこととなるとした。また、土地に係る未経過固定資産税相当額も、建物と同様の解釈により、不動産所得の計算上必要経費に算入することはできないと判断した。そして、本件高裁も、上記地裁の判断を引用し、同旨の判断を行っている。

2-1-2 買主側の取扱いの議論に係る所得税法の規定の整理

買主が支払った未経過固定資産税相当額は、所得税法上、資産の取得価額にすべきものであるのか、同法 37 条 1 項にいう不動産所得や事業所得等に係る必要経費にすべきものであるのかが争われている。そして、上記の東京高裁平成 26 年 4 月 9 日判決は、買主が支払った未経過固定資産税相当額は、所得税法施行令 126 条 1 項 1 号イにいう資産の取得価額に算入すべきものであるとしている。

資産の取得費(所得税法 38 条)を構成する費用の一つに、「資産の取得に要した費用」があり⁴⁵、これは資産の取得価額とも呼ばれる⁴⁶。所得税法 38 条は、第 1 項において取得費の額、第 2 項において減価償却資産の取得費の額について定めており⁴⁷、所得税法は、非減価償却資産及び減価償却資産の取得費の額の算定方法を区別している。そのため、第一に、所得税法における非減価償却資産及び減価償却資産の区別について整理する。そして、第二に、非減価償却資産及び減価償却資産の取得費及び取得価額に関する規定をみる。

(1) 非減価償却資産と減価償却資産の区別

所得税法における固定資産及び減価償却資産の定義に関する規定(所得税法 2 条 1 項 18

⁴⁵ 資産の取得費には、資産の取得価額のほかに設備費及び改良費が含まれる(所得税法 38 条 1 項)。

⁴⁶ 佐藤・前掲注 26)111 頁。

⁴⁷ 武田昌輔監修『DHC コンメンタル所得税法』3367 頁(第一法規, 1983)〔最終加除: 2023〕。

号、19号)⁴⁸によると、固定資産のうち、不動産所得若しくは雑所得の基因となり、又は不動産所得、事業所得等を生ずべき業務の用に供される建物等で償却をすべきものとして政令で定めるものは、減価償却資産となる⁴⁹⁵⁰。固定資産のうち土地については、所得税法上、非減価償却資産となる⁵¹。

これを踏まえた上で、非減価償却資産及び減価償却資産の取得費及び取得価額に関する規定をみることとする。

(2) 非減価償却資産の取得費及び取得価額の規定

非減価償却資産の取得費は、その譲渡の際に譲渡収入の金額から控除される(所得税法 33 条 3 項、38 条 1 項)。また、非減価償却資産の取得費の金額は、資産の取得価額、設備費及び改良費の合計額をいうとされている(所得税法 38 条 1 項)。そして、その取得価額には、①資産の客観的価格を構成する金額のほか、②資産を取得するための付随費用の金額が含まれていることが、最高裁平成 4 年 7 月 14 日判決⁵²において明らかにされている⁵³。なお、当該資産の維持管理に要する費用等居住者の日常的な生活費乃至家事費はこれに含まれないとされている(最判平成 4 年 7 月 14 日民集 46 巻 5 号 492 頁)。

(3) 減価償却資産の取得費及び取得価額の規定

減価償却資産の取得費の金額は、上記(2)で述べた所得税法 38 条 1 項に規定される資産の取得価額、設備費及び改良費の合計額に相当する金額から、当該資産の取得の日からその譲渡の日までの間における減価の額を控除した残額をいう(所得税法 38 条 2 項)⁵⁴。

そして、当該減価の額の具体的な計算方法等は、所得税法 49 条 1 項の規定によるものとされており(所得税法 38 条 2 項 1 号(同法 37 条 1 項も参照))、その基礎となる減価償却資産の取得価額については、所得税法施行令 126 条において定められている。同法施行令 126 条 1 項 1 号イは、購入により取得した減価償却資産の取得価額について、「当該資産の購入の

⁴⁸ 所得税法 2 条 1 項 18 号は、固定資産について、土地と減価償却資産とを区別している。これは、土地については、時間の経過により減価する性質のものではないと解され、非減価償却資産として取り扱われているためであると考えられている(檜田明ほか編『所得税基本通達逐条解説〔令和 3 年版〕』593 頁(大蔵財務協会、2021))。

⁴⁹ 武田監修・前掲注 47)140-141 頁及び 143 頁参照。減価償却資産の範囲を定める所得税法施行令 6 条も参照。

⁵⁰ なお、業務の用に供されていない家屋等にあつては、減価償却資産の範囲からは除かれる(金子宏編著『税法用語事典〔七訂版〕』185 頁(税務経理協会、2006)参照)。

⁵¹ 課税実務では、鉱業用土地や土石採取用土地については、減価償却資産のうち有形のそれに準ずるものとして取り扱われる(所得税基本通達 49-21、49-22)。武田監修・前掲注 47)3769 頁も参照。

⁵² 最判平成 4 年 7 月 14 日民集 46 巻 5 号 492 頁。本事例は、個人の居住用不動産を取得するために借り入れた借入金の利子が、譲渡所得の金額の計算上、取得費に含まれるのか否かが争われた事例である。水野・前掲注 21)257-258 頁も参照。

⁵³ 佐藤・前掲注 26)111 頁。

⁵⁴ 当該残高は調整取得費ともいわれる(金子・前掲注 1)283 頁)。

代価(引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税(……)その他当該資産の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額)」と規定している。

このことから、減価償却資産の取得価額にあっても、非減価償却資産の取得価額と同様に、①資産の客観的価格を構成する金額のみならず、②当該資産の購入のために要した付随費用から構成されていると解されている⁵⁵。この取扱い、企業会計原則が、固定資産の取得価額について、資産の客観的価格を構成する金額に付随費用を加算した額である旨を定めていることが前提にあると解されている⁵⁶⁵⁷。

2-2 未経過固定資産税相当額の固定資産税としての必要経費算入

上記東京高裁平成 26 年 4 月 9 日判決は、買主の支払った未経過固定資産税相当額をその年の必要経費に算入すべきではないということの根拠として、当該相当額が買主の納税義務に基づき支払われたものではないということを掲げている。一方で、上記 1-2 でみたように、業務用資産に係る固定資産税は、当該業務に係る所得の計算上、必要経費に算入される。このことから、未経過固定資産税相当額を買主の支払った固定資産税そのものとみることができる場合には、当該相当額を所得税法 37 条 1 項の必要経費に算入することができることとなると考えられる。

そこで、本節では、固定資産の売買が行われた際における当該固定資産の買主の位置付けを明らかにした上で、未経過固定資産税相当額の固定資産税そのものとしての必要経費算入の適否についてみる。

上記 1-1-2 で述べた最高裁昭和 30 年 3 月 23 日判決は、固定資産税の納税義務者について、「その年の一月一日に所有者として登録されていれば、それだけで固定資産税の納税義務者として法律上確定されるから、四月一日に始まるその年度における納期において……所有権を有する者であると否とにかかわらず、同年度内は納税義務者にかわりがないことにな」(下線、筆者)と判示している。本最高裁判決及び地方税法における固定資産税の納税義務者の規定によると、年度の途中に固定資産が売買された場合における当該固定資産の買主の位置付けについては、次のように解することができる。

まず、固定資産税の納税義務者は、上記 1-1-2 でみた通り、当該年度の 1 月 1 日、すなわち賦課期日において当該固定資産の所有者として、登記簿又は固定資産課税台帳に登記又は登録がされている者をいう。そして、最高裁昭和 30 年 3 月 23 日判決によると、当該年度の賦課期日において、当該固定資産の所有者として登録されていれば、それだけで当該年度の固定資産税の納税義務者として法律上確定されるのであって、賦課期日後に当該固定

⁵⁵ 武田監修・前掲注 47)3823 頁、寺澤典洋「未経過固定資産税等相当額の精算と譲渡所得課税をめぐる問題について(上)―近時の裁判例等を素材とした課税実務に批判的な立場からの再考―」税務研究 24 号 27 頁、33 頁(2018)。

⁵⁶ 「有形固定資産の取得原価には、原則として当該資産の引取費用等の付随費用を含める。」(企業会計原則第三、五、D)。

⁵⁷ 伊川・前掲注 32)359 頁。

資産の所有者として登記又は登録がされているか否かに関わらず、当該年度内は係る納税義務者となる。

このことから、年度の途中で固定資産の売買が行われた際における、当該固定資産に係る当該年度分の固定資産税の納税義務者は、その売主であることとなる。そして、その買主は、当該年度の固定資産税の納税義務者となることはないと解することができ、買主が支払った未経過固定資産税相当額は、買主の納税義務に基づいて支払われたものではなく、固定資産税そのものではないと解することができる⁵⁸⁵⁹。したがって、当該相当額を、固定資産税そのものとして所得税法 37 条 1 項の必要経費へ算入することはできないこととなる。

このことを踏まえた上で、次節では、東京高裁平成 26 年 4 月 9 日判決が示した資産の取得価額への算入についてみることにする。

2-3 資産の取得価額の解釈と未経過固定資産税相当額の位置付け

上記 2-1-2 でみたように、未経過固定資産税相当額が、当該資産の客観的価格を構成する金額又はその購入のために要した付随費用のいずれかに該当すれば、資産の取得価額に算入されることとなる⁶⁰。

東京高裁平成 26 年 4 月 9 日判決は、減価償却資産(建物)及び非減価償却資産(土地)の両方に係る未経過固定資産税相当額について、その全額をその年の必要経費に算入することを否定し、資産の取得価額に算入すべきものと判断しているが、それらが各資産の取得価額のうち、客観的価格を構成する金額又はその取得に要した付随費用のいずれに該当するのかについては言及していない⁶¹。

そこで、本節では、買主が支払った未経過固定資産税相当額の資産の客観的価格を構成する金額乃至その取得に要した付随費用への算入を検討するにあたり、第一に、資産の取得価額に算入される費用の解釈をみる。そして、第二に、未経過固定資産税相当額の支出としての位置付けをみることにする。

2-3-1 資産の取得価額の解釈

上記 2-1-2 でみたように、所得税法上、非減価償却資産と減価償却資産の取得費は、それぞれを区別した上で規定されている。しかし、これら所得税法 38 条 1 項及び 2 項の規定ぶりから、非減価償却資産及び減価償却資産の取得価額の内容は同一のものであると解され、

⁵⁸ 伊川正樹「固定資産税をめぐる紛争—固定資産税の性質に照らした検討—」税法学 583 号 285 頁, 308 頁(2020)、片山直子「判批」新・判例解説 Watch17 号 257 頁, 260 頁(2015)。

⁵⁹ このことに関連して、武田(1993)は、固定資産税の台帳課税主義が、課税上の便宜からの要請であることを踏まえて、「本来は、固定資産を譲渡した場合には、譲渡後の方の固定資産税は還付し、新たに取得者に対してその取得時以後の方に課税すべきである」としている(武田昌輔「税法解釈の基本的姿勢—固定資産税相当額を負担した場合—」税研 52 巻 9 号 2 頁, 2 頁(1993))。

⁶⁰ 伊川・前掲注 32)359 頁。

⁶¹ 伊川・前掲注 32)362 頁。また、寺澤・前掲注 55)33 頁も同旨。

所得税法施行令 126 条 1 項にいう資産の取得価額についても統一的に解されるべきであるということが、上記東京高裁平成 26 年 4 月 9 日判決において示されている。また、非業務用資産と業務用資産における取得価額は、税法上、一義的に客観的に決まっているものであり、両者の間にその解釈の相違はないと解されている⁶²。

このことを踏まえた上で、本項では、資産の取得価額の解釈を行う。

まず、資産の取得価額のうち、資産の客観的価格を構成する金額とは、当該資産の購入代価そのものをいうと解され、資産の売買価格それ自体がこれに該当すると解される⁶³。なお、本稿では、以下、①資産の購入代価(取得価額(売買代金と付随費用の合計))と、②所得税法施行令 126 条 1 項 1 号イや所得税法 38 条にいう客観的価格を構成する金額(売買代金のみ)を区別するため、後者を「狭義の購入代価」と示すこととする。

また、上記 2-1-2 でみたとおり、資産の取得価額には、狭義の購入代価のみならず、当該資産の取得に要した付随費用が含まれていることが、上記最高裁平成 4 年 7 月 14 日判決により明らかにされている。そこで、所得税法における資産の取得価額に関する規定や上記最高裁平成 4 年 7 月 14 日判決による、付随費用に含まれるような費用の例示をみることにする。

まず、所得税法施行令 126 条 1 項 1 号イは、「引取運賃」、「荷役費」、「運送保険料」、「購入手数料」及び「関税」を例示している。これら規定等の例示をみると、付随費用に含まれるのは、資産の取得に関連して支出する費用であって、目的物の占有の移転や、所有権の取得に必然的に生じる費用をいうと解することもできるだろう⁶⁴。

次に、最高裁による考え方をみると、最高裁平成 4 年 7 月 14 日判決は、付随費用に算入されるべき費用について、「登録免許税、仲介手数料等当該資産を取得するための付随費用」としている⁶⁵。また、上記最高裁による例示のほかにも、最高裁平成 17 年 2 月 1 日判決⁶⁶は、資産の取得価額には、客観的価格を構成する金額のほかに付随費用も含まれるという前提に立った上で、納税者が父からゴルフ会員権の贈与を受けた際における名義書換手数料の額について、「会員権を取得するための付随費用に当たるもの」としている。

⁶² 北野弘久「借入金利子と資産の取得価額」同編『判例研究日本税法体系 3』21 頁，32 頁(学陽書房，1980)参照。同旨のものとして、北野弘久「判批」税経通信 34 卷 10 号 9 頁，13 頁(1979)。また、この考え方を紹介するものとして、福岡右武「判解」民事篇平成 4 年度 266 頁，280-281 頁(1995)。

⁶³ 伊川・前掲注 32)362 頁。

⁶⁴ このような考え方は、所得税法施行令 126 条 1 項 1 号イと同一の文言により規定されている法人税法施行令 54 条 1 項 1 号イの解釈の議論においても見受けられる(茂垣志乙里「判批」税務弘報 61 卷 9 号 147 頁，153 頁(2013)、田部井敏雄「固定資産税の清算金をめぐる税務上の諸問題(下)」税理 56 卷 13 号 136 頁，142 頁(2013))。

⁶⁵ 上記 2-1-2 でみたように、その資産の維持管理に要する費用等居住者の日常的な生活費や家事費は、付随費用に含まれない(最判平成 4 年 7 月 14 日民集 46 卷 5 号 492 頁)。

⁶⁶ 最判平成 17 年 2 月 1 日集民 216 号 279 頁。X が、父から贈与されたゴルフ会員権を第三者に譲渡し、その譲渡所得の金額の計算において、贈与を受けた際にゴルフクラブ経営者に支払った名義書換手数料の額を所得税法 38 条 1 項にいう「資産の取得に要した金額」に算入することの適否等が争われた事例。

付随費用に算入される費用は、上記のように最高裁により具体的に例示されている一方で、その判断基準や範囲は、確立されているとはいえないと評価されている⁶⁷。

ここで、学説における資産の取得費に算入される費用に関するメルクマールをみると、金子(2012)は、資産の取得との間に実質的関連性があり、かつその資産の取得のために合理的に必要であったと認められる支出は、それが資産の取得の前後のいずれに発生したものであるかを問わず、取得費に算入し、控除を認めるのが正当であると述べている⁶⁸。その上で、同教授は、例えば借入金利子について、それは借入金をもって資産の取得代金を賄った場合に生ずるもので、資産の取得との間に実質的関連性があり、資産の取得のために合理的に必要な支出であると認められるため、資産の取得費のうち、当該資産の取得に要した費用(取得価額)に含まれると解してよいとしている⁶⁹。すなわち、この考え方では、借入金利子は、資産の狭義の購入代価には該当しないものの、その取得に係る付随費用として資産の取得価額に算入されるものと解されていると考えられる。

また、上記で述べたように、最高裁平成17年2月1日判決は、ゴルフ会員権の名義書換手数料は付随費用に算入されるとしたが、その趣旨は、当該手数料を支払って名義書換えを行わなければ、そのゴルフ会員権による権利を行使することができないことから、当該ゴルフ会員権の取得のために要した付随費用に当たるということによるものであると、学説上は解されている⁷⁰。

これらのことから、資産の取得価額のうち付随費用に算入されるのは、資産の取得との間に実質的な関連性を有し、当該資産を取得するためにそれを支払うことが必要である支出をいうと解することができる。

それでは、未経過固定資産税相当額は、このような付随費用に算入されるべきものであろうか。これを検討するにあたり、次項では、未経過固定資産税相当額の支出としての位置付けについてみることにする。

2-3-2 未経過固定資産税相当額の支出としての位置付け

まず、固定資産税は、上記1-1-1及び2-1-1でみたように資産の所有という事実に担税力を認めて課される財産税である。そのため、同税は、資産の所有期間と切り離して観念することはできないものであると解されている⁷¹。そして、このような性格を有する固定資産税

⁶⁷ 伊川正樹「譲渡所得課税における取得費および付随費用ならびに譲渡費用」名城大学法学会編『譲渡所得課税に関する基礎的研究』203頁、203頁(成文堂、2023)、〔初出2014〕佐藤英明「『譲渡費用』と『取得費に算入される付随費用』の判断基準」税務事例研究127号21頁、38頁(2012)。

⁶⁸ 金子宏「譲渡所得における『取得費』の意義—若干の裁判例を素材として—」『課税単位及び譲渡所得の研究』250頁、264頁(有斐閣、2012)〔初出1981〕。

⁶⁹ 金子・前掲注68)264-265頁。

⁷⁰ 品川芳宣「判批」TKC税研情報14巻4号133頁、141頁(2005)、水野・前掲注21)258頁。大淵博義「判批」TKC税研情報14巻5号1頁、11頁(2005)も参照。

⁷¹ 佐藤・前掲注14)6頁、佐藤英明「判批」TKC税研情報24巻4号77頁、85頁(2015)。

の納付は、「資産の『所有』に伴う支出」であると解されている⁷²⁷³。

次に、未経過固定資産税相当額は、固定資産税の納税義務者である固定資産の売主が当該年度の固定資産税を全額納付するものの、年度の途中において所有者が変更されることを契機に、当該売買当事者間の合意のもと、当該固定資産税の負担額をその所有期間に応じて按分しようと考えられることにより生じる清算金であると解されている⁷⁴。

このことを換言すると、①固定資産税は、固定資産の所有という事実には税力を認めて課されるものであり、資産の「所有」に伴って課される税であると解されていることから、②未経過固定資産税相当額は、売買日を基準として売買当事者それぞれの所有期間に応じて、資産の「所有」に伴い課される固定資産税の負担を按分し、清算するものであると考えられているのである⁷⁵。

買主が支払った未経過固定資産税相当額は、買主がその所有権を取得した後の期間に対応する固定資産税の清算金であって、所有権が買主に移転した後の期間における固定資産の所有という事実に基づいて負担されるものであると考えられている⁷⁶。そして、買主は、固定資産の所有に着目した応益的な負担という考えのもと、資産の「所有」に伴う費用である固定資産税を、自己の所有期間に応じて負担すべく未経過固定資産税相当額を支払っているのであるから、当該相当額においても、固定資産税としての性質は失われていないと解されている⁷⁷。そのため、未経過固定資産税の費用としての本質は、資産の「所有」に伴う支出という固定資産税の性格に求められるものと考えられている⁷⁸。

これらのことから、未経過固定資産税相当額は、地方税法に規定する固定資産税との間に費用概念としての本質的な差異は見出し難く⁷⁹、固定資産税に相当する費用の性質を有する金員であると解される⁸⁰。そのため、未経過固定資産税相当額も、固定資産税と同様、そ

⁷² 金子・前掲注 68)265 頁。

⁷³ 非業務用の固定資産に係る定めではあるが、所得税基本通達 38-9 は、当該固定資産の「取得」に伴い納付することとなる不動産取得税や登録免許税を、当該固定資産の取得価額を構成するものとして当該固定資産の取得費に算入することを示している。また、本通達に例示されている租税公課のほか、固定資産の「取得」に伴う租税公課である自動車取得税についても、同様である旨説明されている(桎田ほか編・前掲注 48)491 頁)。そして、本通達及びその説明に、固定資産税が示されていないことから、同税は、「資産の『取得』に伴う支出」ではないと考えられていることが伺え、敷衍すると「資産の『所有』に伴う支出」であると考えられるのではない。

⁷⁴ 伊川・前掲注 32)354 頁。

⁷⁵ 田部井・前掲注 64)142 頁、森照雄「判批」税理 60 巻 11 号 218 頁、222 頁(2017)。

⁷⁶ 田部井・前掲注 64)138 頁。

⁷⁷ 田部井・前掲注 64)142 頁、上松公雄「法人税における租税公課の取扱い」税務事例研究 70 号 1 頁、12 頁(2002)、武田昌輔「法人への遺産について遺留分の減殺請求があった場合 土地の売買に伴い支払った固定資産税等の月割負担額」税経通信 48 巻 14 号 268 頁、271 頁(1993)。

⁷⁸ 田部井・前掲注 64)138 頁。

⁷⁹ 寺澤・前掲注 55)37 頁。

⁸⁰ 同旨のものとして、佐藤・前掲注 14)6 頁、武田昌輔「買主の固定資産税相当額の法人税法等の取扱い—アメリカ税法の取扱いを中心として—」税経通信 51 巻 12 号 17 頁、21 頁(1996)、田部井・前掲注 64)142 頁がある。また、法人税法における議論であるが、所得税法における議論

の年における資産の保有期間と切り離して観念することはできない支出であって、当該売買日以後の期間における買主の資産の「所有」に伴って支出されるものであると解することができ、買主のその年の所有期間に密接に関連して清算・支出された金員であるといえる。

これら資産の取得価額の解釈及び未経過固定資産税相当額の支出としての位置付けを踏まえた上でも、学説では当該相当額の資産の取得価額への算入について議論が分かれている。そこで、次に、買主が支払った未経過固定資産税相当額の所得税法上の取扱いに関する学説をみることにする。

2-4 資産の取得価額への算入に関する学説

買主が支払った未経過固定資産税相当額の所得税法上の取扱いに関する学説には、上記2-3でみた資産の取得価額の解釈及び未経過固定資産税相当額の支出としての位置付けを踏まえた上でも、当該相当額が資産の取得価額に算入されるものであると主張するものと、そうではない旨を主張するものがある。なお、これらの学説は、未経過固定資産税相当額が、固定資産の売買代金とは切り離して清算されていることから、資産の取得価額のうち狭義の購入代価には該当しないという前提のもと、当該相当額が付随費用に算入されるか否かについて言及している⁸¹。

まず、上記2-3-2でみたように、未経過固定資産税相当額の費用としての性質が、固定資産税のそれと同様のものであることから、当該相当額は、買主が売買日以後にその資産を「所有」ということに基づき支払われる「資産の『所有』に伴う支出」であって、資産の「取得」との間に実質的な関連性を有するとは認められず、付随費用に算入されるべきものではないとする学説が存在している⁸²。

一方で、上記学説と同じく、未経過固定資産税相当額の費用の性質が、固定資産税のそれと同様のものであると解した上で、当該相当額が付随費用に該当するとする学説もある。

寺澤(2018)は、未経過固定資産税相当額も固定資産税と同様の費用概念を有すること、すなわち買主の所有期間に関連した費用概念を有することを主張した上で、当該相当額は、資産の売買の際に算出されるものであることから、資産の取得に関連した費用として付随費用に該当するものと位置付けざるを得ないのではないかとしている⁸³。

また、伊川(2021)は、東京高裁平成23年4月14日判決⁸⁴が、資産の取得価額が狭義の購

と同じく、未経過固定資産税相当額は固定資産税に相当する金員である旨を述べるものとして、上松・前掲注77)12-13頁、武田・前掲注77)271頁。

⁸¹ 伊川・前掲注32)362頁、寺澤・前掲注55)37頁、佐藤孝一「判批」税務事例研究47巻7号9頁、18頁以下(2015)等。

⁸² 田部井・前掲注64)142-143頁。

⁸³ 寺澤・前掲注55)41頁注22及び37頁。

⁸⁴ 東京高判平成23年4月14日税資261号順号11668。本件は、遺産分割調停及び審判事件を経て土地を取得した納税者Xが、当該遺産分割調停及び審判事件における代理人弁護士に対して支払った報酬額について、当該土地の譲渡所得の計算上、取得費に算入することができるか否かが争われた事例である。なお、本件高裁判決では、そもそも遺産分割が資産を取得する行

入代価と付随費用から構成されていることを前提にした上で、付随費用算入について、その支出が「社会的に承認されているもの」であるかどうかという基準を打ち立てていることを挙げている⁸⁵⁸⁶。この基準は、資産の取得のために必ずしも必要とみることはできなくても、そのようにすることが社会的に一般に承認されている場合には、それを資産の取得価額の中の付随費用として認められうる、というものであると解されている⁸⁷。その上で、同教授は、未経過固定資産税相当額の支払が、固定資産の売買の停止条件となっている場合等、買主の固定資産の取得にとって客観的に必要とみることができる時には、当該相当額は付随費用に該当すると解することができるかと主張している⁸⁸。

次に、佐藤(2015)は、未経過固定資産税相当額は、固定資産税としての性質を失ったものではなく、課税上、固定資産税と同様に取り扱われることが相当である一方で、それは当該固定資産を取得するために必要な支出であることから、資産の取得価額の中の付随費用に算入されるものであるとしている⁸⁹⁹⁰。

このように、資産の取得価額の解釈及び未経過固定資産税相当額の支出としての位置付けを踏まえた上でも、当該相当額の付随費用への算入については、議論が分かれている。

また、学説では、特に業務用資産の取得に係る未経過固定資産税相当額について、費用収益対応の原則からの議論が見受けられる。そこで、次節ではそのような学説の考え方をみることにする。

2-5 費用収益対応の原則からの考え方

金子(2021)をはじめとして、不動産所得等を得ている買主が当該業務用資産の取得の際に支出した未経過固定資産税相当額について、固定資産税に相当する金員としてその全額を所得税法 37 条 1 項にいうその年の不動産所得等の必要経費に算入する余地があることを示

為に当たらないことから、当該費用は資産の取得価額を構成する付随費用には該当しないと判断されている。

⁸⁵ 伊川・前掲注 32)363 頁。

⁸⁶ 同教授は、最高裁平成 4 年 7 月 14 日判決などこれまでの裁判所の判断では、付随費用の判断基準が確立されていなかったものの、東京高裁平成 23 年 4 月 14 日判決が、その基準を新たに打ち立てたと評価している(伊川・前掲注 67)203 頁)。

⁸⁷ 伊川・前掲注 67)224 頁。

⁸⁸ 伊川・前掲注 32)363 頁。田中治「未経過固定資産税等相当額の課税上の取扱いをめぐる紛争」共栄法律事務所編『法の理論と実務の交錯—共栄法律事務所創立 20 周年記念論文集』452 頁、461 頁(法律文化社、2018)も参照。

⁸⁹ 佐藤・前掲注 81)21 頁。

⁹⁰ また、法人税法上の議論であるが、堀(2017)は、法人税法における減価償却資産の取得価額に関する規定である同法施行令 54 条 1 項 1 号イが、狭義の購入代価と付随費用から構成されていることを踏まえた上で、買主(法人)が支払った未経過固定資産税相当額は、付随費用に該当し資産の取得価額(本文献では「広義の購入代価」と記されている。)の一部として取り扱われることが妥当ではないか、という旨を主張している(堀招子「判批」税経通信 72 巻 3 号 172 頁、178 頁(2017))。

す学説が見受けられる⁹¹。

仮に、事業所得や不動産所得等を得ている買主が支払った未経過固定資産税相当額が、資産の取得価額に算入されるのであれば、減価償却を通じて各年において減価償却費として、各種所得の金額の計算上、控除されるほか、その譲渡時に取得費として控除されることとなる⁹²。一方で、上記学説で主張されるように取り扱われるのであれば、未経過固定資産税相当額は、その全額がその年における必要経費として控除されることとなる⁹³。

未経過固定資産税相当額がいずれの取扱いを受けたとしても、その金額が買主の所得の計算上、控除されるという点では共通している⁹⁴。また、所得税法における必要経費及び取得費の控除は、いずれも投下資本の回収部分に相当する部分に対して課税を行わないようにするという考えによるものであって⁹⁵、両者の控除の機能及び趣旨は同じものであるとされている^{96,97}。しかし、未経過固定資産税相当額がいずれの取扱いを受けるかにより、先述のとおり、その控除の時期及び金額が異なるのである。

買主が取得した業務用資産に係る未経過固定資産税相当額の全額を、その年における必要経費に算入すべきであると主張する学説においては、上記のことを踏まえ、費用収益対応の原則からの議論がなされている。

2-5-1 費用収益対応の原則とは

費用収益対応の原則とは、「継続的事業の所得を正確に算出するためには、必要経費は、それが生み出すことに役立った収入と対応させ、その収入から控除しなければならない」⁹⁸という考えをいう。すなわち、「ある支出は、それが収入を得るのに用いられた年の必要経

⁹¹ 金子・前掲注 1)242-243 頁。そのほか、田中・前掲注 27)43-46 頁、田部井・前掲注 64)142-143 頁。また、法人税法における議論であるが、所得税法における議論と同じく、未経過固定資産税相当額を固定資産税に準ずるものであり、これを支払った法人において損金に算入されるべきことを主張する学説もある。例えば、上松・前掲注 77)13 頁、武田・前掲注 77)271 頁、谷口勢津夫「未経過固定資産税等相当額精算金の課税上の取扱い」『税法創造論—税法における法創造と創造的研究—』716 頁、728 頁(清文社、2022)〔初出 2015〕。

⁹² 田中・前掲注 88)453 頁参照。

⁹³ 田中・前掲注 88)453 頁。

⁹⁴ 伊川・前掲注 32)371 頁注 55。

⁹⁵ 金子・前掲注 1)320 頁、水野・前掲注 21)328 頁。

⁹⁶ 金子・前掲注 68)250 頁、水野忠恒「譲渡所得の取得価額」日税研論集 50 号 63 頁、64 頁(2002)、水野・前掲注 21)257 頁。

⁹⁷ 必要経費は、憲法 14 条 1 項の命ずるところである租税公平主義に基づく、「担税力に即した課税」と租税の「公平」ないし「中立性」の要請を受けて、控除されなければならないともされ、その控除は所得課税の本質的要素であって、租税正義を実現する意味を有するものであると同時に、その内容については、納税者各層の間における公平な負担を実現すべく構成されなければならない、ともされている(碓井光明「米国連邦所得税における必要経費控除の研究(1)—控除可能な経費と控除不能な支出との区別—」法学協会雑誌 93 巻 4 号 505 頁、506 頁(1976)、奥谷健「必要経費控除の意義と範囲」税法学 575 号 229 頁、234-235 頁(2016))。

⁹⁸ 金子・前掲注 1)323 頁。

費として控除される」⁹⁹というものである。

所得税法における必要経費の年度帰属を決定するためには、一般的に、この費用収益対応の原則が用いられる¹⁰⁰。また、必要経費について定める所得税法 37 条 1 項は、この費用収益対応の原則の考え方を表現した規定であるとされている¹⁰¹。

2-5-2 費用収益対応の原則の視点からの議論

学説では、費用収益対応の原則の考え方を未経過固定資産税相当額の議論に当てはめ、次のような考え方が示されている¹⁰²。

まず、年度の途中で固定資産の売買がなされた場合において、買主は、その売買日以後に当該資産を業務の用に供することにより収入を得たとき、すなわち当該資産を不動産所得等を生む業務に投下し、運用することにより収入を得たときには¹⁰³、これをその年における不動産所得や事業所得等の総収入金額に算入することとなる。そして、未経過固定資産税相当額は固定資産税とその費用概念が本質的に同様であると解されていることから、これを支払った買主は、固定資産税と同様に、当該相当額の金額をその年における不動産所得や事業所得等に対応する費用として、必要経費に算入すべきであると考えられているのである¹⁰⁴¹⁰⁵。

具体的には、買主が売買日を含む年度において当該固定資産から収益を得るのは、それを所有することとなった売買日以後の期間ということとなる。それにも関わらず、当該固定資産に係る当該年度分の固定資産税のうち、その年の所有期間に対応する金額の清算金である未経過固定資産税相当額を、その年において当該固定資産から生じた所得に対応する費用として取り扱わず、資産の取得価額に算入した上で減価償却によりいくつかの年にわたって控除することや譲渡時に取得費として控除することは、費用収益対応の原則からは望ましくないと考えることができる。

⁹⁹ 佐藤・前掲注 26)270 頁。

¹⁰⁰ 佐藤・前掲注 26)270 頁。

¹⁰¹ 増井良啓『租税法入門〔第 3 版〕』145-146 頁(有斐閣, 2023)。武田監修・前掲注 47)3297 頁も参照。

¹⁰² 費用収益対応の原則の視点からの議論は、未経過固定資産税相当額の法人税法上の取扱いに関する議論において言及されているものもある(茂垣・前掲注 64)154 頁等)。本稿で述べたとおり、所得税法においても費用収益対応の原則の考え方が採用されており、所得税法における必要経費の年度帰属の決定の際に同原則の考え方が用いられ、また必要経費について定める所得税法 37 条が費用収益対応の原則を体现するものであるとされていることから、そのような議論についても、未経過固定資産税相当額の所得税法上の取扱いに関する議論を行う上で参考となると考えられる。そのため、本稿ではそのような議論についても参考とすることとする。

¹⁰³ 中牟田智朗「判批」近畿大学産業理工学部かやのもり 25 号 7 頁, 11 頁(2016)。

¹⁰⁴ 中牟田・前掲注 103)11 頁。同旨のものとして、茂垣・前掲注 64)154 頁。また、この考え方を紹介するものとして、片山・前掲注 58) 259 頁。

¹⁰⁵ なお、このような議論は、未経過固定資産税相当額が固定資産税そのものではなく、あくまで同税に相当するものと観念した上でのものである。

固定資産税は、その年における事業所得等に係る必要経費に算入される。買主が支払った未経過固定資産税相当額は、固定資産税に相当する費用の性質を有するものであるから、当該年における買主の所有期間に発生する所得に対応させるべく、必要経費として控除されなければならない、ということになりうるのである。これについて、森(2017)は、未経過固定資産税相当額は、その年の期間において当該資産を所有・使用するための費用であると述べており¹⁰⁶、当該相当額の全額がその年に控除されるべき旨を主張していると考えられる。

これまで、買主側における取扱いに関する議論をみた。次章では、これらの議論の参考として、売主が受け取った未経過固定資産税相当額の取扱いに関する議論をみることにする。

2-6 小括

本章では、買主が支払った未経過固定資産税相当額に関する議論をみた。

資産の取得価額は、狭義の購入代価及びその取得に要した付随費用から構成される。付随費用は、資産の取得との間に実質的な関連性を有し、当該資産を取得するためにその支払が必要な支出をいうと解される。次に、未経過固定資産税相当額は、固定資産税と費用の性質が同様であり、買主のその年の所有期間に関連して支出された金員であると解される。

これらを踏まえた上でも、学説ではその資産の取得価額への算入について見解が分かれている。まず、当該相当額を資産の取得に関連した支出乃至その取得に必要な支出として、資産の取得価額のうち付随費用に算入すべきという主張がある。他方で、費用収益対応の原則から、買主が当該資産から得たその年の所得と対応する費用として、その年の必要経費に算入すべきという主張がある。

第3章 売主側における議論と学説

3-1 具体的な争い

未経過固定資産税相当額は、売主が受け取ったものについてもその取扱いの解釈が争われている。売主側における具体的な事例としては、東京地裁平成27年6月30日判決とその控訴審判決である東京高裁平成28年3月10日判決が挙げられる¹⁰⁷。そこで、まずは本件の事実概要と裁判所の判断をみることにする。

Xは、株式会社Pに対して、本件土地及び建物を売り渡す旨の売買契約を締結し、譲渡した。そして、XはPから、売買日を基準として算出した未経過固定資産税相当額を受領した。なお、本件では、上記1-3-2でみた清算方式のうち③のように、土地、建物の売買代金の契約書と同一の契約書内において、売買代金の条項とは別個にその清算条項が設けられ

¹⁰⁶ 森照・前掲注75)222頁。なお、本文献は、法人税法における事例に関して言及されているものであるが、係る部分については所得税法における議論にも通ずる規範的な考え方と解してよいだろう。

¹⁰⁷ 東京高判平成28年3月10日税資266号順号12821、東京地判平成27年6月30日税資265号順号12685。

ていた¹⁰⁸。

まず、本件地裁は、固定資産税が固定資産の所有の事実に応税力を認めて課される財産税であること、またその納税義務者は当該年度の賦課期日において固定資産の所有者として登録されている者であること、加えて、年度の途中で固定資産の売買があった場合でも、その納税義務が新たに所有者となった者に移動することはないということを確認している。そして、売主が受け取った未経過固定資産税相当額は、買主の固定資産税の納税義務に基づき支払われたものではなく、当事者間の合意によって支払われ、収受するものであることから、実質的には当該固定資産の購入¹⁰⁹の代価の一部を構成するものと解すべきであると見た。したがって、Xが受け取った未経過固定資産税相当額は、Xの譲渡所得の総収入金額に算入すべきであると判断した。また、本件高裁も上記地裁判決を引用し、同旨の判断をした。この判断は、上記2-1-1で紹介した買主側での取扱いに関する事例における判旨と同様のものとみることができる。

これまでみたように、売主が受け取った未経過固定資産税相当額については、譲渡収入金額に算入することの適否が争われているが¹¹⁰、このような議論は、譲渡所得の基因となる資産¹¹¹の譲渡に際してその売主が受け取った未経過固定資産税相当額に係るものであると考えられる。一方、販売目的の不動産等の棚卸資産の譲渡の際に受け取った未経過固定資産税相当額にあつては、事業所得への該当性が論じられることとなろう。

本稿では、非業務用資産及び業務用資産のうち、譲渡所得の基因となる資産の譲渡に係る未経過固定資産税相当額の議論に焦点を当てることとする。

学説においては、①売主の受け取った未経過固定資産税相当額が当該売主の課税所得を

¹⁰⁸ 具体的には、本件売買契約書の第10条において、本件土地及び建物に係る当該年度の固定資産税を、売買日を基準として、その前日までに係る期間に相当する金額にあつては売主であるXが負担し、その日以降に係る期間に相当する金額にあつては買主であるPが負担する旨が定められていた。

¹⁰⁹ 東京高判平成28年3月10日は、「資産の『購入』の代価の金額の一部」という表現を用いているが、売主側からみれば、「資産の『売却』の代価の金額の一部」と表現することの方が妥当ではないかと考えられる(伊川・前掲注58)309頁注84も同旨)。そのため、本稿では、後者の表現を用いることとする。なお、売主側において「資産の『購入』の代価」と示すことに疑問を呈するものとして、寺澤・前掲注55)32頁。

¹¹⁰ 伊川・前掲注32)349頁。

¹¹¹ 譲渡所得の基因となる資産の範囲については、次のように整理することができる。まず、所得税法33条2項1号及び2号に掲げる「たな卸資産(これに準ずる資産として政令で定めるものを含む。)'の譲渡その他営利を目的として継続的に行なわれる資産の譲渡による所得」、「山林の伐採又は譲渡による所得」は譲渡所得から除外される。そして、同法施行令81条1項1号は、譲渡所得の基因とされない棚卸資産に準ずる資産として、「不動産所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務に係る第3条各号(棚卸資産の範囲)に掲げる資産に準ずる資産」を定めている。例えば、不動産販売業者が、販売目的で所有している不動産を販売し対価を得た場合には、当該対価は、棚卸資産の譲渡による所得に該当するため、同法33条2項の規定により、譲渡所得には該当せず、事業所得に該当することとなる。一方で、飲食業を営む個人が、当該飲食業の用に供する資産を譲渡し、対価を得た場合には、当該対価は当該飲食業の用に供される資産の譲渡による所得に該当し、譲渡所得となる(金子宏「総説—譲渡所得の意義と範囲—」日税研論集50号3頁、21-24頁(2002)、佐藤・前掲注26)216-217頁参照)。

構成するものであるか、そしてこれが肯定されとした場合、②当該売主の譲渡所得の金額の計算上、総収入金額に算入されるべきものであるか、またそうではない場合にいずれの所得分類に算入されるべきものであるかという二段階の議論がなされている¹¹²。

3-2 課税所得該当性の議論

本節では、売主が受け取った未経過固定資産税相当額は、売主の課税所得を構成する金員であるか否かが論じられている学説をみる。

3-2-1 課税所得を構成するものではないとする考え方

わが国の所得税法では、その 9 条 1 項において非課税所得について定める規定がある。すなわち、ここに掲げられている所得には所得税が課されないこととなる。そのため、売主が受け取った未経過固定資産税相当額がこのような非課税所得に該当することとなれば、当該相当額は売主の課税所得を構成する金員ではないこととなる。

未経過固定資産税相当額が売主の課税所得を構成するものではないとする学説では、最高裁昭和 47 年 1 月 25 日判決¹¹³による考え方が参考とされている¹¹⁴。

本事例の概要は、次のとおりである。まず、本件土地建物の元の所有者である Y らの不知の間に所有権移転登記が行われていたことから、Y らが現在の登記名義人である X に対して、所有権移転登記抹消を求める訴えを起し勝訴した。ところが、この判決後も抹消登記がされないままであったため、X が本件土地建物に係る固定資産税の納税義務を負い、納付することとなった。そして、X は、その固定資産税は本来所有者として登記されるべきであった Y らが支払うべきものであったとして、Y らに対して当該納付した金額に相当する金員の支払を求めて争った。

本件最高裁判決は、固定資産税が固定資産の所有に着目して課される財産税であり、その税負担は、固定資産を真に所有する者が負うべきことを示した上で、固定資産の抹消登記がなされず、当該年度の賦課期日において、「真実は土地、家屋の所有者でない者が、……登記簿または台帳に所有者として登記または登録されているために、同税の納税義務者として課税され、これを納付した場合においては、右土地、家屋の真の所有者は、これにより同税の課税を免れたことになり、所有者として登記または登録されている者に対する関係においては、不当に、右納付税額に相当する利得をえたものというべきである」とし、不当利得の発生を認めている。なお、不当利得の制度については、「法律上の原因なく他人の財産

¹¹² 伊川・前掲注 32)364 頁。

¹¹³ 最判昭和 47 年 1 月 25 日民集 26 卷 1 号 1 頁。第一審判決は、東京地判昭和 46 年 2 月 18 日民集 26 卷 1 号 7 頁、控訴審判決は、東京高判昭和 46 年 5 月 21 日民集 26 卷 1 号 15 頁。

¹¹⁴ この事例を参考にするものとして、伊川・前掲注 32)351-355 頁及び 364 頁以下、田中・前掲注 88)457-458 頁、谷口・前掲注 91)721 頁以下、山田俊一「未経過固定資産税の精算金は譲渡所得の収入金額に当たるか」税理 63 卷 15 号 210 頁，211 頁以下(2020)、吉川富造「未経過固定資産税等相当額の取扱い」税務研究 21 号 63 頁，68-69 頁(2015)。

又は労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者(……)は、その利益の存する限度において、これを返還する義務を負う」(下線、筆者)とされている(民法 703 条)。

地方税法の規定によると、当該年度の賦課期日において登記簿又は固定資産課税台帳に当該固定資産の所有者として登記又は登録がなされている者が、固定資産税の納税義務者となる。そのため、上記の事例では、少なくとも地方税法上は、X が所有者として登記されており、納税義務者となっていたことから、不当利得の成立要件である「法律上の原因なく」という部分を充足しない。すなわち、「法律上の原因」はあったということになる。

しかし、地方税法における固定資産税の納税義務者の考え方は、専ら課税上の便宜に基づいて台帳課税主義を採用していることによるものであって、同税の応益負担原則の性格は必ずしもすべて失われているわけではなく、形式的な所有名義人(所有者として登記又は登録されるべきではなかった者)が当該年度の固定資産税を納付した場合において、その真の所有者(所有者として登記又は登録されるべきであった者)は、同税の負担をすることなく、当該固定資産を所有することができていることから、「私法上は、衡平の観念から、その実質的負担者を決めることも許される」¹¹⁵(下線、筆者)ということ、本判決は明らかにしたものであると、一般に解されている¹¹⁶。

そして、未経過固定資産税相当額が売主の課税所得を構成しないと主張する学説では、上記最高裁による考え方のもと、年度の途中で固定資産の売買が行われた際において、買主は売買日以後の期間に係る固定資産税を負担することなく当該固定資産を所有していることから、売主に対して不当に利得を得た立場にあると解して、未経過固定資産税相当額を買主から売主に対して支払われた不当利得の返還金として性質決定する旨の主張がされている¹¹⁷。その上で、非課税所得について規定する所得税法 9 条 1 項 18 号には、「損害賠償金(これらに類するものを含む。)」と規定されており、同号にいう「これらに類するもの」は、「損害賠償金としての性質を有するもの」を指していると解されていることから¹¹⁸、売主が受け取った未経過固定資産税相当額は、これに該当し、非課税所得として取り扱われるべきとも考えられうる旨が主張されている¹¹⁹。

しかし、さらに続けて、未経過固定資産税相当額は、売主がすでに支払った固定資産税、すなわち売主の所得金額の計算における必要経費を、買主が補填すべく支払われたものであるところ、所得税法施行令 30 条 1 項のかっこ書きにいう同法 9 条 1 項 18 号の「損害を

¹¹⁵ 千種秀夫「判解」民事篇昭和 47 年度 1 頁, 5 頁(1974)。

¹¹⁶ 伊川・前掲注 32)351 頁、谷口勢津夫「判批」租税判例百選〔第 7 版〕186 頁, 187 頁(2021)、千種・前掲注 115)5 頁。また、同旨の整理をするものとして、金子宏ほか編著『ケースブック租税法〔第 5 版〕』42-43 頁(弘文堂, 2017)。

¹¹⁷ このような主張をするものとして、伊川・前掲注 32)365-366 頁、谷口・前掲注 116)187 頁。また、水野武夫「判批」租税判例百選〔第 4 版〕176 頁, 177 頁(2005)、山田二郎「判批」租税判例百選〔第 3 版〕114 頁, 115 頁(1992)も参照。また、法人税法の議論において、同旨の主張をするものとして、谷口・前掲注 91)725 頁。

¹¹⁸ 伊川・前掲注 32)365 頁。名古屋地判平成 21 年 9 月 30 日判時 2100 号 28 頁。

¹¹⁹ 伊川・前掲注 32)366 頁。

受けた者の各種所得の金額の計算上必要経費に算入される金額を補填するための金額」¹²⁰に該当することとなり、同号の非課税所得からは除かれることから、結果として、課税所得として取り扱われることとなると主張されている^{121 122}。

なお、当該固定資産が非業務用資産である場合には、係る固定資産税は家事費として扱われることとなる¹²³。そのため、売主が非業務用資産として所有していた資産を譲渡した際に受け取った未経過固定資産税相当額は、売主の家事費を補填するものであると考えられるが、これに関わる所得税法の規定は置かれていないところ、当該相当額は、同法 9 条 1 項 18 号所定の損害賠償金に類似する金員として、非課税所得に該当する旨の主張がなされている^{124 125}。

3-2-2 課税所得を構成するものであるとする考え方

上記 3-2-1 でみた学説に対して、売主が受け取った未経過固定資産税相当額は、不当利得の返還金としての性質は有さず、売主の課税所得を構成するものであるという考え方がある。この考え方においては、たとえ年度の途中において資産の売買がなされ、その所有関係に異動が生じたとしても、当該年度の賦課期日における実際の所有者と固定資産課税台帳上の所有名義人は売主で一致していることから、そこに「法律上の原因なくして」売主に不当利得があったとはいえないとされている¹²⁶。そのため、売主が受け取った未経過固定資産税相当額は、売主の課税所得を構成するものであると考えられている。

上記のほか、売主が受け取った未経過固定資産税相当額は、買主の固定資産税の納税義務に基づき支払われたものではなく、あくまで売買当事者間の合意により支払われ、受け取るものであることから、当該相当額を固定資産税それ自体が売主に還付されたと観念すること等は妥当ではなく、売主の課税所得を構成すべき金員であると主張する学説もある¹²⁷。

¹²⁰ 非課税とされる保険金、損害賠償金等について定める所得税法施行令 30 条 1 項は、「法第 9 条第 1 項第 18 号(非課税所得)に規定する政令で定める保険金及び損害賠償金(これらに類するものを含む。)は、次に掲げるものその他これらに類するもの(これらのものの額のうちに同号の損害を受けた者の各種所得の金額の計算上必要経費に算入される金額を補填するための金額が含まれている場合には、当該金額を控除した金額に相当する部分)とする」と規定する。

¹²¹ 伊川・前掲注 32)366 頁。

¹²² このような取扱いは、支払った固定資産税等がすでに必要経費として控除されている一方で、その補填分として受け取った金員を非課税所得として取り扱うと、二重の控除を認めることとなることの兼ね合いによるものとされている(伊川・前掲注 32)366 頁、岡正晶「非課税所得となる損害賠償金の範囲」税務事例研究 5 号 21 頁、28 頁(1989)、名古屋地判平成 21 年 9 月 30 日判時 2100 号 28 頁、大分地判平成 21 年 7 月 6 日税資 259 号順号 11239)。

¹²³ 伊川・前掲注 32)366 頁。

¹²⁴ 伊川・前掲注 32)366 頁。

¹²⁵ このような取扱いは、前掲注 122 でみた事業用資産における取扱いとの整合性を有するものであると解されている(伊川・前掲注 32)366 頁)。

¹²⁶ 国税不服審判所裁決平成 14 年 8 月 29 日裁決事例集 64 号 152 頁。

¹²⁷ 寺澤典洋「未経過固定資産税等相当額の精算と譲渡所得課税をめぐる問題について(下)―近時の裁判例等を素材とした課税実務に批判的な立場からの再考―」税務研究 25 号 66 頁、71-72 頁(2019)。

このように、学説においては、売主が受け取った未経過固定資産税相当額が売主の課税所得を構成するものであるか否かについても議論がなされている。

次節では、仮に当該相当額の課税所得への該当性が肯定された場合に、それがいずれの所得分類に該当するものであるかという議論をみる。

3-3 所得分類の議論

本節では、売主が受け取った未経過固定資産税相当額の所得分類について論じられている学説をみる。

3-3-1 譲渡所得への該当性に関する学説

(1) 譲渡所得とは

上記 3-1-1 でみたように、売主が受け取った未経過固定資産税相当額の取扱いの解釈をめぐる事例では、売主の譲渡収入金額に算入されるべきものであるか否かが争われている。そして、上記の東京高裁平成 28 年 3 月 10 日判決は、売主が受け取った未経過固定資産税相当額は、資産の売却の代価の金額の一部として、所得税法 33 条 3 項の譲渡所得の総収入金額に算入すべきものであるとしている。

譲渡所得とは、資産の譲渡による所得をいう(所得税法 33 条 1 項)。また、その本質は、キャピタル・ゲイン、すなわち所有資産の増加益であって、譲渡所得に対する課税は、資産が譲渡によって当該所有者の手を離れるのを機会に、その所有期間における当該資産の増加益を清算して課税しようとするものであると解されている(最判昭和 43 年 10 月 31 日集民 92 号 797 頁、最判昭和 47 年 12 月 26 日民集 26 卷 10 号 2083 頁等)¹²⁸¹²⁹。

その上で、譲渡所得課税の対象については、資産の売買により当該資産の移転が対価の受入れを伴う場合には、係る増加益はその対価のうちに具体化されるので、これを同所得の課税対象としてとらえることとされている(最判昭和 43 年 10 月 31 日集民 92 号 797 頁)。

(2) 譲渡所得該当性に関する学説

ここでは、学説における譲渡所得への該当性の考え方を確認する。

学説では、未経過固定資産税相当額の清算が固定資産の売買代金それ自体とは切り離されている場合には、当該相当額は、当該固定資産の売却の代価の一部として認識されるべきではなく、譲渡所得の総収入金額に算入されるべきものではないことが主張されている¹³⁰。

また、未経過固定資産税相当額は、固定資産税の清算との牽連として認識されるものであり、資産の値上がりにより、その資産の所有者に帰属する増加益として具体化される資産の

¹²⁸ 金子・前掲注 1)264 頁、金子宏「譲渡所得の意義と範囲―二重利得法の提案を含めて―」『課税単位及び譲渡所得の研究』113 頁、114 頁(有斐閣、2012)〔初出 1978-1980〕。

¹²⁹ 判例上、この考え方が支配的であるとされている(酒井克彦「所得税法上の所得区分の在り方」税法学 579 号 207 頁、214 頁(2018))。

¹³⁰ 伊川・前掲注 58)309 頁、田中・前掲注 27)49 頁。

譲渡の対価たる性格を持ち合わせていないという主張がある¹³¹。より具体的にみると、未経過固定資産税相当額の清算がその固定資産の売買代金と切り離されて行われている場合には、当該相当額を、その売買代金への上乗せ部分としてその金額算定の一要因として支払われたものと観念することや、譲渡所得課税における「増加益」として具体化される資産の譲渡の対価の一部として観念することは困難であると主張されている¹³²。これらの学説では、上記のことから未経過固定資産税相当額の譲渡所得への該当性が否定されている。

3-3-2 その他の所得分類への該当性に関する学説

(1) 一時所得への該当性を主張する学説

学説には、未経過固定資産税相当額が譲渡所得に該当するものではなく、所得税法 34 条 1 項の一時所得への該当性を主張するものがある。

一時所得の特色は、一時的・偶発的に生じた所得であることにある¹³³。また一時所得それ自体は、積極的な内容を有する所得分類ではなく、他の所得分類に該当しない所得を補充的に分類するための所得分類であるとされている¹³⁴。現行の所得税法上、このような補充的な所得分類には、一時所得のほかに雑所得が置かれており、そのうち「一時の所得」を一時所得に分類するという構成がとられている¹³⁵。

伊川(2021)は、売主が受け取った未経過固定資産税相当額は、売主の課税対象として取り扱われるべきものではないという上記 3-2-1 でみた立場に立つものであるが、当該相当額が資産の譲渡の対価としての性質を有するか否かについても言及している¹³⁶。その際、同教授は、上場株式を市場単価よりも高い金額により譲渡した場合に、その市場単価と実際の取引価格との差額を、譲渡所得ではなく一時所得として取り扱うことの適否が争われた事例¹³⁷における裁判所の判断を例に挙げている¹³⁸。

本件地裁及び高裁は、有償の譲渡が行われる場合に当該資産のすべてが譲渡の対価たる性格を有するとはいえないときは、その部分は増加益が具体化したものとはいえず、譲渡所得の対象とならないとした上で、本件の場合には当該部分は一時所得に該当するとしている¹³⁹。このことから、本件は、資産の譲渡という一つの行為に係る金額を譲渡所得と一時

¹³¹ 寺澤・前掲注 127)71 頁、伊川・前掲注 32)367 頁。

¹³² 寺澤・前掲注 127)69 頁。

¹³³ 金子・前掲注 1)304 頁、武田監修・前掲注 47)2637 頁。

¹³⁴ 武田監修・前掲注 47)2637 頁。

¹³⁵ 武田監修・前掲注 47)2637 頁。

¹³⁶ 伊川・前掲注 32)367 頁。

¹³⁷ 東京地判平成 25 年 9 月 27 日税資 263 号順号 12298、東京高判平成 26 年 5 月 19 日税資 264 号順号 12473、最判平成 27 年 3 月 31 日税資 265 号順号 12644(上告不受理)。

¹³⁸ 伊川・前掲注 32)360 頁及び 367 頁。

¹³⁹ 東京地判平成 25 年 9 月 27 日税資 263 号順号 12298、東京高判平成 26 年 5 月 19 日税資 264 号順号 12473。

所得の二つの所得分類に区分した事例であると整理することができるとされている¹⁴⁰¹⁴¹。

このことを踏まえて、伊川(2021)は、売買当事者間において資産の売買代金とは切り離されて支払われた金員は、資産の譲渡の対価としての性質を有しないことから、一時所得に該当すると解するべきであるということを主張している¹⁴²。

(2) 雑所得への該当性を主張する学説

次に、売主が受け取った未経過固定資産税相当額は、雑所得に該当すると主張する学説をみる。

寺澤(2019)は、未経過固定資産税相当額が売買当事者間の合意により生じたものであることを根拠に、その収受は一時所得の要件である「偶発性」を充足するものではないと主張している¹⁴³。そのため、未経過固定資産税相当額は、一時所得には該当せず、雑所得に該当するとしている¹⁴⁴。

一時所得という偶発性とは、所得を実際に得ることができたか否かの結果に着目するのではなく、結果としてその所得を生じさせる原因となった行為がその所得を得るための蓋然性の高いものであるか否かをいうと解されている¹⁴⁵¹⁴⁶。例えば、競馬の払戻金による所得が、一時所得に該当する所得の典型例である(所得税基本通達 34-1(2))¹⁴⁷。このような取扱い、馬券を購入したからといって、確実に払戻金という所得を得ることができるとは限らず、まさに偶発的に生じるものであると考えられているためである¹⁴⁸。つまり、ある行為により「確実に」利益を得ることができる場合には、それは「偶発的」な利益とはいえないと解されている¹⁴⁹。

¹⁴⁰ 伊川・前掲注 32)360 頁、伊川正樹「譲渡所得における対価概念—高額譲渡の事例を参考に—」名城大学法学会編『譲渡所得課税に関する基礎的研究』327 頁、348 頁(成文堂、2023)〔初出 2020〕参照。

¹⁴¹ 伊川教授は、現行の所得税法が所得分類をその所得の性質に応じて十種類に区分し、それぞれの要件を明文により定めて、所得金額の計算の方法を区別していることから、一つの取引から生じる所得をその性質ごとに複数に区分することは、現行法の構造に合致するものであり、肯定される解釈であると述べる(伊川・前掲注 32)360 頁、伊川・前掲注 140)348 頁)。

¹⁴² 伊川・前掲注 32)360 頁及び 367 頁。

¹⁴³ 寺澤・前掲注 127)72 頁及び 73 頁注 19。

¹⁴⁴ 寺澤・前掲注 127)72 頁及び 73 頁注 19。なお、同文献は、本稿 3-3-1(2)で述べた理由から、未経過固定資産税相当額の譲渡所得への該当性を否定した上で、当該相当額が一時所得又は雑所得のいずれに該当すると考えるべきかについて言及している。

¹⁴⁵ 伊川正樹「所得税における対価性」木村弘之亮先生古稀記念論文集編集委員会編『公法の理論と体系思考』61 頁、79 頁(信山社、2017)。

¹⁴⁶ これは、事業所得者の場合、その事業活動により所得を得ることができるか又は損失を生じるかは、あくまで結果の問題であるものの、結果として所得を得ることができたか否かという観点からとらえると、事業所得でさえも偶発的な所得となってしまうためであると考えられている(伊川・前掲注 145)79 頁)。

¹⁴⁷ 伊川・前掲注 145)79 頁。

¹⁴⁸ 伊川・前掲注 145)79 頁。

¹⁴⁹ 伊川・前掲注 145)79 頁。

これを踏まえると、雑所得への該当性を主張する学説は、未経過固定資産税相当額はその清算契約という売買当事者間の合意により支払われ、受け取るものであって、一般的な不動産実務においては、その支払が買主により確実に履行されることから、その受領に一時所得の要件である「偶発性」を認めることはできず、一時所得には該当しないこととなり、結果として雑所得に該当すると主張するものであると整理することができる¹⁵⁰。

このように、学説では、売主が受け取った未経過固定資産税相当額が売主の課税所得を構成するとした上でも、それがいずれの所得分類に該当するかの議論がなされている。

次章では、わが国における未経過固定資産税相当額の取扱いに関する議論と類似するものとして、米国における不動産の売買当事者間での財産税の清算金の取扱いに関する議論をみることにする。

3-4 小括

本章では、売主側での取扱いに関する議論をみた。売主側では、主に、未経過固定資産税相当額が譲渡所得の総収入金額に算入されるべきものであるか否かが議論されている。

裁判所は、売主が受け取った未経過固定資産税相当額は、買主の固定資産税の納税義務に基づき支払われ、受け取ったものではなく、売買当事者間の合意により清算されたものであるため、資産の売買代金の一部を構成するものとして、譲渡所得の総収入金額に算入されるべきものであると判断した。一方、学説では、当該相当額は、固定資産税の按分を意味する清算金であり、売買代金の上乗せ部分としてその金額の算定の一要因となるものではなく、資産の譲渡の対価とみられるものではないことから、譲渡所得の総収入金額に算入されるべきではないという主張がある。そして、当該相当額は一時所得に該当するという主張や、その収受が一時所得の要件である偶発性を有しないことから、一時所得にも該当せず雑所得に該当すると主張する学説がある。

第4章 米国における未経過分の不動産税相当額

4-1 米国の不動産税

本節では、米国における財産税(“Property Tax”)のひとつである不動産税(“Real Property Tax”)の基本的な考え方及び取扱いをみることにする。

4-1-1 不動産税

米国の財産税は、上記 1-1-1 でみたように、シャウプ勧告を契機に創設されたわが国の固定資産税の原型とされている¹⁵¹。財産税の仕組み等は、わが国の固定資産税に関する勧告

¹⁵⁰ 寺澤・前掲注 127)72 頁及び 73 頁注 19 参照。

¹⁵¹ 富永・前掲注 4)78 頁、内藤尚志「アメリカの財産税の概況について」地方税 51 巻 5 号 89 頁、89 頁(2000)。

及びその創設の際に念頭に置かれたものである¹⁵²。そのため、両者は多くの部分で共通しており、比較されることが多い¹⁵³。

米国の財産税は、財産を課税客体とし、その公正な時価(“Fair market value”)を課税標準にしてその所有者に課される市町村税であり¹⁵⁴、わが国の固定資産税と同様に従価税の性格を有する¹⁵⁵¹⁵⁶。財産税は、消防や教育等の地方公共サービスとの受益関係をもとに課される応益的な課税の性格を有しており¹⁵⁷、この点もわが国の固定資産税と同様である。また、財産税の課税権は、各州の州法により定められており、市町村を含む広域自治体であるカウンティなどに認められている¹⁵⁸。

米国では、基本的にはすべての財産を財産税の課税客体とするという考え方が採用されている¹⁵⁹。また、米国は財産を、不動産(“Real Property”)、動産(“Personal Property”)及び無形財産(“Intangible Property”)の三つに分類している¹⁶⁰。不動産は、土地及び土地に定着する恒久的な改良物(“Improvement”(建物又はその他の構築物等))と定義される¹⁶¹。動産とは、上記の不動産以外の所有権のあるすべてのものと定義され、車両又は船舶のように、見ることができ、触れることのできるものであり、移動性を有する財産のことをいう¹⁶²。また、無形財産は、株式や債権への投資のような無形金融資産を含むものとされる¹⁶³。

米国では、これらの財産のうち不動産と動産に対して財産税が課されることとなっている¹⁶⁴ (本稿では、不動産に対する財産税を指す言葉として「不動産税」(“Real Property Tax”)を用いることとする)。

本稿では、わが国の議論に対応するものとして、財産税のうち不動産税に関する議論をみる。

¹⁵² 前掲注 4 参照。

¹⁵³ 内藤・前掲注 151)89 頁。

¹⁵⁴ 石島・前掲注 4)569 頁。

¹⁵⁵ 前田高志「アメリカの地方財産税について」オイコノミカ 41 巻 3・4 号 67 頁, 67 頁 (2005)、自治体国際化協会「米国固定資産税制度概要とプロポジション 13 にかかる連邦最高裁憲法審理」2 頁(1993 年 2 月 26 日)(https://www.clair.or.jp/j/forum/c_report/pdf/061.pdf, 2024 年 1 月 31 日最終閲覧)。

¹⁵⁶ 従価税は、金額乃至価額を課税標準として課される租税をいい、わが国の固定資産税は従価税としての性格を有する(金子・前掲注 1)187-188 頁参照)。

¹⁵⁷ 財務省財務総合政策研究所「主要国の地方税財政制度(イギリス・ドイツ・フランス・アメリカ) 第 4 章 アメリカの地方税財政制度」367 頁, 389 頁(2001 年 6 月 12 日)(<https://www.mof.go.jp/pri/research/conference/zk050h.pdf>, 2024 年 1 月 31 日最終閲覧)参照。

¹⁵⁸ 富永・前掲注 4)80 頁、目良浩一ほか『土地税制の研究—土地保有課税の国際比較と日本の現状—』6 頁(日本住宅総合センター, 1992)。

¹⁵⁹ 富永・前掲注 4)79 頁。

¹⁶⁰ 富永・前掲注 4)79 頁、自治体国際化協会・前掲注 155) 6 頁。

¹⁶¹ 富永・前掲注 4)79 頁。

¹⁶² 富永・前掲注 4)79 頁。

¹⁶³ 富永・前掲注 4)80 頁。

¹⁶⁴ 目良ほか・前掲注 158) 7 頁。

4-1-2 内国歳入法典における不動産税の取扱い

年度の途中で不動産の売買が行われた場合の不動産税の取扱いをみるにあたり、本項では、内国歳入法典(以下、“IRC”という)における不動産税の基本的な取扱いをみることにする。

(1) 米国における個人納税者の連邦所得税の金額の算定方法

米国における個人納税者の連邦所得税の金額の算定は、以下のような流れで行われる。まず、納税者のあらゆる所得から総所得除外項目¹⁶⁵を除外して総所得を算出する¹⁶⁶。次に、調整総所得前控除として、個人事業主の事業経費や賃料収入に係る経費など IRC で認められた一定の項目の控除を行い(IRC § 62(a))、調整総所得を算出する¹⁶⁷。そして、上記の調整総所得から、調整総所得後控除として項目別控除又は標準控除、そして人的控除等により課税所得を算定し、これに適用税率を乗ずることにより所得税額を算出する¹⁶⁸。

項目別控除とは、医療費、諸税、支払利息、慈善寄附金、災害及び盗難損失、雑控除項目の六種類から構成されるものであり¹⁶⁹、わが国における各種の所得控除に近いものであるとされている¹⁷⁰。一方で、標準控除とは、法によりあらかじめ決められている一定額を控除する制度をいい、項目別控除の概算控除としての機能を有するものであって、納税者及び課税庁の両方の負担を軽減する意義を有している¹⁷¹。そして、この項目別控除又は標準控除は、納税者がいずれか一方を選択し、調整総所得から控除することとされている^{172 173}。

米国では、原則として、家事費などの個人的な生活において生じた費用は、連邦所得税の金額の計算上、控除することが認められていない(IRC § 262(a))¹⁷⁴。そのため、項目別控除を構成する各項目は、納税者の担税力や諸々の政策的な配慮などの観点から、法が特別に認め

¹⁶⁵ 総所得除外は、アメリカ連邦税法においては一般に除外(“Exclusion”)という用語により表現され、総所得除外項目は、IRC § 101 乃至 IRC § 150 を中心に限定列举されている(伊藤公哉『アメリカ連邦税法：所得概念から法人・パートナーシップ・信託まで〔第8版〕〕43頁(中央経済社、2021))。

¹⁶⁶ 伊藤・前掲注 165)41 頁。

¹⁶⁷ 伊藤・前掲注 165)41 頁及び 255 頁-256 頁。

¹⁶⁸ 伊藤・前掲注 165)41-42 頁及び 299 頁。

¹⁶⁹ 伊藤・前掲注 165)302 頁。

¹⁷⁰ 一高龍司「米国連邦所得税における州・地方税額の所得控除に係る限度額(SALT Cap)」租税研究 885 号 155 頁、156 頁(2023)。

¹⁷¹ 伊藤・前掲注 165)299-300 頁。

¹⁷² 伊藤・前掲注 165)299 頁。

¹⁷³ 標準控除を選択する納税者は、原則として、項目別控除の項目を利用することはできない。納税者は、一般的に、控除額が大きくなる方を選択する。加えて、項目別控除若しくは標準控除のいずれを選択するかについては、課税年度ごとに決定することができる。伊藤・前掲注 165)41 頁、299-300 頁及び 349 頁註 2。

¹⁷⁴ IRC § 262 は、わが国の所得税法 45 条 1 項 1 号の家事費の規定と類似する規定であると解されている(山田麻未「所得稼得に寄与する支出と消費の関係」税大ジャーナル 33 号 1 頁、7-8 頁(2021))。

た例外的な控除項目の位置付けにあるとされている¹⁷⁵。

(2) 不動産税の取扱い

米国では、納税者の連邦所得税の計算において、納税者により課税年度中に支払われ又は発生した一定の諸税の控除が認められている(IRC § 164(a))^{176,177}。そして、IRC § 164(a)は不動産税についてもその控除を認めており、納税者が不動産税を支払った場合には、当該不動産税額は当該納税者の連邦所得税の計算において控除される。なお、不動産税のうち、個人納税者の賃貸活動に用いられている財産に対して課されたものにあつては、一般にその賃料収入から直接控除され、個人納税者の事業用資産に対して課せられたものにあつては事業経費として控除されることとなる¹⁷⁸。すなわち、これらによる控除の場合は、上記(1)の連邦所得税の算出の手順のうち、調整総所得前控除において控除される¹⁷⁹。

上記(1)で述べたとおり、米国では、個人所得税の計算上、原則として家事費の控除が認められていないものの、項目別控除の制度がある。そして、項目別控除の項目には IRC § 164(a)に掲げる諸税が含まれており、不動産税もこれに該当する。そのため、上記のように事業等を営まない個人納税者にあつても、米国においては不動産税の控除が認められている(Treas.Reg § 1.262-1(c)も参照)。このように、米国では、わが国と異なり、不動産税の控除が非事業者及び事業者のいずれに係るものであつても認められていることがわかる。

米国の不動産税においては、その所有者が所有期間に対応した税額を支払うべきであるという考え方があり、不動産の売買が行われた場合には、当該売買当事者により当該不動産に係る不動産税をそれぞれの所有期間に応じて按分し、清算することが慣行として行われている¹⁸⁰(以下、買主が負担した不動産税の清算金を「未経過分の不動産税相当額」という)。

4-2 1954 年法改正前における未経過分の不動産税相当額の取扱い

本節では、米国の 1954 年法改正前における未経過分の不動産税相当額の取扱いをみるとする。米国における未経過分の不動産税相当額の取扱いは、1942 年の連邦最高裁判決¹⁸¹(以下、「Supplee 事件」という)により示されており、1954 年法改正がなされるまでは、これを支払った者(買主)の所得から控除することはできず、当該不動産の取得価額に算入する

¹⁷⁵ 伊藤・前掲注 165)302 頁。

¹⁷⁶ 伊藤・前掲注 165)307 頁。

¹⁷⁷ なお、米国における、一般的に控除できない租税の一例として、連邦所得税やたばこ税が挙げられる(IRC § 275(a))(伊藤・前掲注 165)309-310 頁も参照)。

¹⁷⁸ 伊藤・前掲注 165)308 頁。

¹⁷⁹ 伊藤・前掲注 165)308 頁。

¹⁸⁰ See AMERICAN INSTITUTE OF ACCOUNTANTS, COMMITTEE ON FEDERAL TAXATION, RECOMMENDATIONS FOR AMENDMENT OF FEDERAL TAX LAWS: SUBMITTED TO THE 81ST CONGRESS, SECOND SESSION 13(1950) (ebook-HeinOnline). See Andrew J. Munro, *Apportionment of Real Property Taxes in Michigan: The Methods Used and Their Federal Income Tax Impact*, 1978 DET. C.L. REV. 625, 631(1978). See Maurice Austin et al., *The Internal Revenue Code Of 1954: Tax Accounting*, 68 HARV.L.REV. 257, 264(1953).

¹⁸¹ *Magruder v. Supplee*, 316 U.S. 394(1942).

ものとされていた¹⁸²。

そこで、本項では、Supplee 事件の判決を紹介することにより、1954 年法改正前における取扱いの根拠等をみることにする。

Supplee 事件の事実概要は、次のとおりである。

不動産業を営む個人 X は、売主との間で、メリーランド州ボルチモアの不動産を 25,000 ドルで購入する契約を締結した。そして、その売買契約書では、当該不動産に係る不動産税を X と売主との間で按分する旨が定められており、売買日より前の期間に係る不動産税相当額については売主が負担し、それより後の期間に係るものについては買主である X が負担することとされていた。X は、これに合意した上で、X に振り分けられた不動産税相当額を支払った。本件では、X が支払った未経過分の不動産税相当額は、1936 年歳入法 §23(c) いう「課税年度内に支払った税金(taxes paid within the taxable year)」に該当するものであるか否か、すなわち、X が支払った税金として控除することができるか否かが争われた。

これに対する連邦最高裁の判断は、次のとおりである。

まず、連邦最高裁は、§23(c)にいう「支払った税金」に該当するか否かの判断について、財務省規則による「税金は一般的に、『課せられた者』のみが控除できる」という指針を示した。その上で、この「課せられた者」とは、当該資産に租税先取特権が付された日における当該資産の所有者をいうということを示した。そして、その者のみが法による賦課の負担・義務を負い、税金を支払うための控除を受けることができるとしている。

本件の場合、租税先取特権が付された日における所有者は売主であったことから、同日における所有者ではなかった X による未経過分の不動産税相当額の支払は、法が X に対して課した義務の履行ではないため、税金として控除することはできないものであり、購入代金の支払に当たると判断された。すなわち、連邦最高裁は、税金の控除を受けることができるのは当該不動産に対する租税先取特権が付された日における所有者のみであると示した上で、本件の場合、それが売主であったことを確認している。そのため、X が支払った未経過分の不動産税相当額は、X が支払った税金として控除することはできず、当該不動産の購入代金として取り扱うべきものであると判断され、資産の取得価額に算入されることとなった¹⁸³。

米国における未経過分の不動産税相当額の取扱いについては、この Supplee 事件の連邦最高裁判決をもって確定されたと考えられていた¹⁸⁴¹⁸⁵。しかし、その後の 1954 年法改正によ

¹⁸² 武田・前掲注 80)20 頁。

¹⁸³ See *Magruder v. Supplee*, 316 U.S. 394(1942). See Willard J. Lassers, *Apportionment of Taxes on Real Property between Seller and Purchaser in Illinois*, 35 TAXES, 536, 536(1957). See Austin et al., *supra* note 180, at 264. See Milton Rindler, *Accounting Principles and the Administration of the Federal Income Tax Law*, 13 THE NEW YORK CERTIFIED PUBLIC ACCOUNTANT. 379, 385(1943). See Maurice Austin, *Major Legislative Changes and Judicial Decisions Since 1939*, in CONTEMPORARY ACCOUNTING Chap.24. p.1, p.14(Thomas W. Leland ed., 1945).

¹⁸⁴ 武田・前掲注 80)21-22 頁。

¹⁸⁵ 米国は、成文法を有する一方で、英国法を継承している影響から判例(“Court decisions”)も税務上重要かつ強い影響力を有している(須田徹『アメリカの税法—連邦税・州税のすべて〔改訂

る IRC § 164(d)の規定の創設に伴い、その取扱いが変更されることとなった。

そこで、次節では 1954 年法改正の背景及び改正後における取扱いについてみることにする。

4-3 1954 年法改正の背景及び改正後における未経過分の不動産税相当額の取扱い

4-3-1 1954 年法改正の背景—Supplee 事件に対する批判—

1954 年法改正により IRC § 164(d)が創設され、未経過分の不動産税相当額の取扱いが変更されることとなった背景は、次のように説明されている。

「現行法(1954 年法改正前)の下では、不動産の売買日前に売主が不動産税の納税義務を負っていた場合、不動産を購入した納税者(買主)は、自己の負担した不動産税相当額の控除が認められないことがある。これは、連邦最高裁(Supplee 事件)が、税金の控除について、税金は不動産に先取特権が発生する時期に依存するとしたことによるものである。例えば、売買日前に先取特権が付された場合、売買契約により、売買当事者間がその不動産税を按分したとしても、所得税における控除が認められるのは売主だけであって、買主は控除を受けられず、買主はその支払った未経過分の不動産税相当額を、不動産の取得価額に含めることとなる。この状況を改めるために、……不動産の買主と売主について、不動産税課税年度の月日に比例した不動産税の控除をそれぞれ求めることを規定している」¹⁸⁶(かつこ内、筆者加筆)。すなわち、Supplee 事件の連邦最高裁判決により、買主が支払った未経過分の不動産税相当額を買主の所得から控除することができない状況を改めるために、1954 年法改正により IRC§164(d)が創設されたことがうかがえる。

この改正の背景について、以下でより具体的にみることにする。

まず、米国における費用控除の時期については、1926 年の連邦最高裁判決¹⁸⁷により、「当該課税期間の間に稼得された所得に対して、当該期間における所得稼得の過程において発生し、またその過程に対して適正に帰属させるところの費用を対応させる」¹⁸⁸という考え

6 版)』6 頁(中央経済社、1998))。

¹⁸⁶ H.R.REP. No.1337, 83d Cong., 2d Sess. 20-21(1954). 2 BERNARD D. REAMS, JR, INTERNAL REVENUE ACTS OF THE UNITED STATES : THE REVENUE ACT OF 1954 WITH LEGISLATIVE HISTORIES AND CONGRESSIONAL DOCUMENTS 22-23(1982). UNITED STATES. CONGRESS. HOUSE. COMMITTEE ON WAYS AND MEANS, INTERNAL REVENUE CODE OF 1954 : REPORT OF THE COMMITTEE ON WAYS AND MEANS, HOUSE OF REPRESENTATIVES TO ACCOMPANY H.R. 8300, A BILL TO REVISE THE INTERNAL REVENUE LAWS OF THE UNITED STATE 20-21(1954). UNITED STATES. CONGRESS. SENATE. COMMITTEE ON FINANCE, INTERNAL REVENUE CODE OF 1954 : REPORT OF THE COMMITTEE ON FINANCE, UNITED STATES SENATE TO ACCOMPANY H.R. 8300, A BILL TO REVISE THE INTERNAL REVENUE LAWS OF THE UNITED STATES 22-23(1954). 同旨の勧告を行っていたものとして、AMERICAN INSTITUTE OF ACCOUNTANTS, *supra* note 180, at 13 が見受けられる。また、Stanley S. Surrey & William C. Warren, *The Income Tax Project Of The American Law Institute: Gross Income, Deductions, Accounting, Gains And Losses, Cancellation Of Indebtedness*, 66 HARV.L.REV. 761, 787-788(1953)も参照。

¹⁸⁷ *United States v. Anderson*, 269 U.S. 422(1926). 本件では、納税者 X が 1916 年に課された税金を 1917 年に納付し、当該納付した税額を 1916 年又は 1917 年のいずれの費用として控除されるべきものであるかが争われた。

¹⁸⁸ *United States v. Anderson*, 269 U.S. 422, 440(1926). 中里実「企業課税における課税所得算定の

方のもと、例えば 1916 年における真の所得は、その年の総所得から、その所得の創造に帰属するすべての費用及び経費を控除してはじめて算出することができるということが示されている¹⁸⁹。このような連邦最高裁の考え方は、費用と収益の対応という考え方に力点を置いていたものと考えられている¹⁹⁰。

しかし、Supplee 事件の連邦最高裁判決の考え方により、例えば、1 月 1 日に発生した税金が同日においてある不動産の租税先取特権となり、買主が 1 月 2 日に当該不動産を取得した場合、当該買主は、その取得日以後に係る期間、すなわち 364/365 日の期間において当該不動産から生じるその年の賃料(“the rent”)¹⁹¹を所得に含める一方で、その年における 364/365 日の期間に対応する未経過分の不動産税相当額を支払ったとしても、同期間において、当該支払った金額の控除を受けることはできないこととなる¹⁹²。

そして、このような現状に対して、買主が支払った未経過分の不動産税相当額は、資産の取得価額に算入されるべきものではなく、買主がその年の所有期間に当該資産から得た所得と対応する費用として、その全額がその年に控除されるべきであると主張されたのである¹⁹³。

このような議論を経て、米国では 1954 年法改正に伴い、不動産の売買が行われた際における不動産税の取扱いを規定する IRC § 164(d)が創設された。

そこで、次項では、その具体的な取扱い及び改正後における未経過分の不動産税相当額の考え方をみることにする。

4-3-2 1954 年法改正後における取扱いと考え方

(1) IRC § 164(d)—1954 年法改正後の取扱い—

米国の IRC では、1954 年法改正に伴い、不動産の売買が行われた際の当該売買当事者間における不動産税の取扱いを定める IRC § 164(d)が創設された。

IRC § 164(d)は、年度の途中において不動産が売買された場合には、その不動産税のうち、(A)その売買日の前日までに係る期間に対応する金額にあつては、売主に課された税金として取り扱い、(B)その売買日以後に係る期間に対応する金額、すなわち未経過分の不動産税

法的構造」『法人税の研究 租税法論集 I』4 頁, 116 頁(有斐閣, 2021)〔初出 1983〕。

¹⁸⁹ See *United States v. Anderson*, 269 U.S. 422, 440(1926). 中里・前掲注 188)116-117 頁も参照。

¹⁹⁰ See MARVIN A. CHIRELSTEIN & LAWRENCE ZELENAK, *FEDERAL INCOME TAXATION* 322-323(14th ed. 2018). 中里・前掲注 188)117 頁も参照。

¹⁹¹ 買主が、当該取得した不動産から賃料収入等を得ていることを前提としていると解される。

¹⁹² See Chester M. Edelman, *When can accrued taxes be allowed as tax deductions*, 85 THE JOURNAL OF ACCOUNTANCY, 328, 332(1948). CLARENCE F. REIMER, *DIFFERENCES IN NET INCOME FOR ACCOUNTING AND FEDERAL INCOME TAXES* 146(1949)も同旨。

¹⁹³ See Edelman, *supra* note 192, at 333. See Rindler, *supra* note 183, at 385. See Robert S. Holzman, *Tax classics...*, 28 TAXES 571, 572(1950). その他、買主側だけ控除が認められないという状況に対して、ある期間において所有していた資産から生じる収入を所得に算入する一方で、同期間における当該資産に係る費用の金額を適切に控除しないことは、買主の所得を適切に計算できないこととなるという主張をするものとして、1 ROBERT H. MONTGOMERY ET AL., *MONTGOMERY'S FEDERAL TAXES- CORPORATIONS AND PARTNERSHIPS* 481(1943-1944).

相当額にあつては、買主に課された税金として取り扱う旨を規定している¹⁹⁴¹⁹⁵。このことから、未経過分の不動産税相当額は、上記 4-1-2 でみた不動産税と同様に、IRC § 164(a)による取扱いを受けることとなる。すなわち、IRC § 164(d)により、買主に課せられた税として扱われることとなった未経過分の不動産税相当額は、IRC § 164(a)に基づき、買主の所得の金額の計算上、控除が認められることとなる。反対にいえば、当該相当額は資産の取得価額に算入されない(IRC § 1012)。

例えば、2022 年 6 月 30 日に、売主 A が買主 B に対して売却した不動産について、係る不動産税課税年度を 2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日とし、売主 A は不動産税課税年度の初めから売却日までその不動産を所有し、買主 B は残りの期間その不動産を所有すると仮定した場合には、係る不動産税は次のように取り扱われることとなる¹⁹⁶。不動産課税年度のうち、売主 A は 365 日分の 90 日、買主 B は 365 日分の 275 日の期間において当該不動産を所有していることとなるため、その全体の税額が 3,650 ドルと仮定した場合には、IRC § 164(d)により、売主 A には 900 ドル、買主 B には 2,750 ドルの不動産税が課されることとなる¹⁹⁷。

なお、買主が、本来売主に課せられる税金として扱われることとなった金額(上記の例でいうと売主 A に課された 900 ドルに係る金額)を負担した場合、当該負担した金額を買主の所得から控除することは認められておらず(IRC § 164(d), IRC § 275, Treas. Reg. § 1.275-1, Treas. Reg. § 1.164-2(a), (e))、当該支払った金額は、当該資産の取得価額に算入されることとなる(IRC § 1012, Treas. Reg. § 1.1012-1)¹⁹⁸。

また、売主が受け取った未経過分の不動産税相当額については、次のような取扱いがなされている。まず、所得分類についてであるが、わが国が所得を十種類の所得分類へ区別して

¹⁹⁴ See BORIS BITTKER & LAWRENCE LOKKEN, *FEDERAL TAX OF INCOME, ESTATES AND GIFTS* ¶ 32.2.1(2023)(ebook-Westlaw). See 1 BERNARD D. REAMS, JR., *INTERNAL REVENUE ACTS OF THE UNITED STATES: THE REVENUE ACT OF 1954 WITH LEGISLATIVE HISTORIES AND CONGRESSIONAL DOCUMENTS* A45(1982). See JOHN K. McNULTY & DANIEL J. LATHROPE, *FEDERAL INCOME TAXATION OF INDIVIDUALS IN A NUTSHELL* 211(7th ed 2004).

¹⁹⁵ なお、本規定は、売買当事者間において不動産税の按分に関する契約が締結されるか否かに関わらず適用される。BITTKER & LOKKEN, *supra* note 194, at ¶ 32.2.1. 1 REAMS, *supra* note 194, at A45.

¹⁹⁶ BITTKER & LOKKEN, *supra* note 194, at ¶ 32.2.1.

¹⁹⁷ BITTKER & LOKKEN, *supra* note 194, at ¶ 32.2.1. 白須信弘『新版 アメリカ法人税法詳解』306-307 頁(中央経済社、2002)も参照。

¹⁹⁸ このことは裁判所によっても示されており、Lex v. Commissioner, 1979 Tax Ct. Memo LEXIS 405, 1979-114, 8(1979)は、買主は当該年度に係る不動産税の全額を支払ったとしても、売主の所有期間に係る不動産税相当額の部分については控除が認められず、買主自身に課せられた不動産税として扱われる部分に係る金額のみを控除することが認められるとしている。また、Casel v. Commissioner, 79 T.C. 424, 436-437(1982)は、IRC § 164(d)の規定により売買の相手方に課されたものとみなされる不動産税相当額を支出した場合、当該相当額については控除が認められず、不動産の取得価額に算入されるとしている。その他、同旨のものとして、Schieffelin v. Commissioner, 44 B.T.A. 137, 140-141(1941)、Pederson v. Commissioner, 46 T.C. 155, 158(1966)がある。

いるのに対して¹⁹⁹、米国では、原則として、所得をその性質により区別することは行われておらず、通常所得(“Ordinary Income”)と譲渡所得(“Capital Gains”)に区別されるだけであり、その所得がいかなる源泉から生じたものであるか否かを問わず、等しい取扱いを受けるものとされている²⁰⁰²⁰¹。米国における譲渡所得(以下、「キャピタルゲイン」という)は、「資産(“capital asset”)の販売又は交換(“sale or exchange”)による所得」と定義されている(IRC § 1222)。また、キャピタルゲインの計算に関する規定は二段階の構造となっており、①その収入が資産の売却その他処分により実現された利得として認識されるものであるかが判断され(IRC § 1001)、利得として認識された場合には、②当該利得が通常所得かキャピタルゲインのいずれに分類されるのかが判断される²⁰²。そして、米国では、売主が受け取った未経過分の不動産税相当額は、売主の利得として認識されず(IRC § 1001(b)、Treas.Reg § 1.1001-1(b))、売主側において課税されないこととなっている。その上で、売主は、IRC § 164 が定める控除できる税金の額から、未経過分の不動産税相当額を差し引くこととされている²⁰³(なお、1954 年法改正前は、売主のキャピタルゲインとして認識されていた²⁰⁴)。当該相当額の収受は、売主が負担すべきではない不動産税の戻りであると考えられていることが伺える。

次に、1954 年法改正後における買主が支払った未経過分の不動産税相当額の考え方をみる。

(2) 1954 年法改正後における考え方

1954 年法改正後においては、未経過分の不動産税相当額は、IRC § 164(d)により買主に課された不動産税として取り扱われることとなった。そして、当該相当額は、不動産税と同様に、IRC § 164(a)に基づいて納税者の連邦所得税の計算上、控除されることとなった。

IRC § 164(a)の規定をみると、不動産取引税や関税等の資産の「取得」に伴い発生した税金は、資産の取得価額に算入されることとなっている²⁰⁵。また、裁判所によると、このような IRC § 164(a)による規定は、資産の「取得」に関連するものが資産の取得価額に算入され

¹⁹⁹ 金子・前掲注 1)221 頁。

²⁰⁰ 金子・前掲注 128)113-114 頁。

²⁰¹ 米国では、原則として所得をその性質によって区別した上で異なる取扱いをすることは行われていないが、唯一の例外として、譲渡所得に対する特別の負担軽減措置が挙げられている。米国において、通常所得と譲渡所得の区別が行われるようになったのは、1921 年法改正以降のことであり、これ以降、長期譲渡所得についての軽減措置が講じられてきた。わが国の譲渡所得課税における 2 分の 1 課税の制度は、このような米国の制度にならって採用されたものであるとされている(金子・前掲注 128)113-115 頁、大塚正民「みなし譲渡制度に関するシャープ勧告とアメリカ税制との関連(1)」税法学 306 号 19 頁、26-27 頁(1976))。

²⁰² 海外住宅・不動産税制研究会編『欧米 4 か国におけるキャピタル・ゲイン課税制度の現状と評価』32-33 頁(日本住宅総合センター、2008)。

²⁰³ See BITTKER & LOKKEN, *supra* note 194, at ¶ 43.1.

²⁰⁴ See R. T. Boehm, *Ohio Real Estate Tax Liens and Collections: Their Federal Tax Consequences*, 27 U. CIN. L. REV. 372, 409(1958).

²⁰⁵ 須田・前掲注 185)92 頁。

ることを明確にするためのものであるとされている²⁰⁶。

そして、IRC § 164(a)において、不動産税が上記のような資産の取得価額に算入されるべき税金から除かれていることから、不動産税は、資産の取得資産に算入されることとなる税金、すなわち資産の取得に伴い支出する税金とは考えられていないことがわかる²⁰⁷。加えて、未経過分の不動産税相当額は、IRC § 164(d)により買主に課された不動産税として取り扱われることとなったため、不動産税と同様に、資産の取得に伴う支出ではないと考えられ、資産の取得価額に算入されるべきものではないと考えられることとなったと解することができる。このことは、資産の取得価額について定める IRC § 1012 が、IRC § 164(d) を踏まえて、買主が支払った未経過分の不動産税相当額を当該資産の取得価額に含まないと規定していることから読み取れる。

これらのことと上記 4-3-1 でみた 1954 年法改正の背景をみると、米国では未経過分の不動産税相当額が、①買主がその取得日以後に係るその年の所有期間において、当該資産から稼得する所得に対応する費用として控除されるべきものであって、②資産の取得に伴う支出として資産の取得価額に算入されるべきものではないものとして取り扱われることとなったことがわかる。

4-4 小括

本章では、米国における財産税の清算金の取扱いの変遷及び議論をみた。本稿では、財産税のうち不動産税の清算金(未経過分の不動産税相当額)に焦点を当てた。米国では、当該相当額について、1954 年法改正前後においてその取扱いが異なっている。

1954 年法改正前では、未経過分の不動産税相当額は買主の不動産税の納税義務に基づき支払われるものではなく、資産の購入代金として資産の取得価額に算入され、売主側ではキャピタルゲインとして認識されていた。しかし、費用と収益の対応の視点から、当該相当額は、資産の取得価額に算入されるのではなく、買主が当該不動産から得たその年の収入に対応する費用としてその年に控除されるべきであると批判された。これを受けて、売買日前後それぞれの期間における金額を、売主及び買主それぞれに課された不動産税として取り扱う旨の IRC § 164(d)が創設された。これにより、買主が支払った未経過分の不動産税相当額は、買主に課された不動産税それ自体として取り扱われ、資産の取得価額に算入されるのではなく、その全額がその年における費用として控除されることとなった(IRC § 164(a),(d))。売主側では、当該相当額は売主が負担すべきではなかった不動産税の戻りとして、課税対象として認識されないこととなった。

第 5 章 所得税法における解釈の方向性

本章では、本稿のこれまでの内容を踏まえ、わが国と米国における議論の比較及び売主側

²⁰⁶ See *Sleiman v. Commissioner*, 1997 Tax Ct. Memo LEXIS 614, 27-28(U.S. Tax Ct. 1997).

²⁰⁷ この点について、わが国の固定資産税と同様の解釈であると考えられる。

の検討をした上で、買主側における取扱いを検討する。

5-1 わが国と米国における議論の比較

本節では、わが国における未経過固定資産税相当額と、米国における未経過分の不動産税相当額の取扱いに関する議論の比較を行う。

まず、わが国の固定資産税と米国の不動産税を比較する。わが国の固定資産税は、米国の財産税を念頭に創設されたものである。両税は、ともに地方公共サービスとの受益関係に基づく応益的な課税の性格、そして従価税という性格を有している。わが国の固定資産税は、所得税法上、納税者の事業所得や不動産所得等の計算において控除され(所得税法 37 条 1 項、所得税基本通達 37-5)、米国の不動産税は、上記 4-1-2 でみたように、IRC 上、納税者の連邦所得税の計算において控除される(IRC § 164(a))。なお、両国における所得税法上の取扱いの違いとして、わが国においては、上記 1-2-2 で述べたように、家事上の固定資産に係る固定資産税は、所得税法 45 条 1 項 1 号所定の「家事上の経費」に該当し、控除が認められていない一方で、米国における家事上の不動産税については、項目別控除として控除することが認められていることが挙げられる。また、わが国の固定資産税と米国の不動産税は、ともに資産の取得に伴う支出ではないことから、資産の取得価額に算入されるものではないと解されている。

次に、わが国における未経過固定資産税相当額と米国の未経過分の不動産税相当額の取扱いについて比較する。まず、わが国における未経過固定資産税相当額と米国の 1954 年法改正前における未経過分の不動産税相当額が、ともに資産の取得価額に算入されるものとして取り扱われていることから、両者の取扱いの根拠を裁判所の判断を踏まえて比較することとする。

わが国では、地方税法上、当該年度の賦課期日における所有者が、固定資産税の納税義務者となる。そして、所得税法上、当該納税義務者のみが、その固定資産税を必要経費に算入することができる。米国では、不動産に租税先取特権が付された日における所有者が、当該不動産に係る不動産税の控除を受けることができると考えられていた。両国ともに、ある一定の日(わが国では賦課期日、米国では租税先取特権が付された日)に基準を置いて、同時点における当該資産の所有者のみが当該年度の固定資産税(不動産税)を控除することができるとされているのである。

このことから、当該一定の日における所有者(売主)が、当該日後にその資産を他者(買主)に譲渡した場合であっても、当該資産に係る固定資産税(不動産税)の控除を受けることができるのは、変わらず当該売主のみであって、当該買主が支払った未経過分の固定資産税相当額(不動産税相当額)は、買主による税金の支払ではないと解されている。したがって、わが国の裁判例、そして米国の *Supplee* 事件(1954 年法改正前)では、買主が支払った未経過分の固定資産税相当額(不動産税相当額)は、当該資産の購入代金の一部として、資産の取得価額として取り扱われることとなると考えられているのである。

米国では、このような **Supplee** 事件の判決により、買主が、その年における売買日以後の期間に、当該取得した不動産から生じた収入をその年の所得に含める一方で、同期間に対応する未経過分の不動産税相当額の金額を、買主の所得の計算において控除することが認められないこととなった。しかし、この状況に対して、費用と収益の対応という考え方のもと、買主が支払った未経過分の不動産税相当額は、買主がその年の所有期間において当該資産から得た所得と対応する費用として控除が認められるべきものであって、資産の取得価額に算入されるべきものではなく、その全額がその年における費用として控除されるべきという考え方が主張された。このことは、わが国においても同様の議論がなされていたところである。

これに対して、米国では 1954 年法改正において、買主の所有期間に係る未経過分の不動産税相当額を不動産税それ自体として取り扱う旨の **IRC § 164(d)** を創設することにより、上記の主張を実現させた。すなわち、買主が支払った未経過分の不動産税相当額は、買主がその年のうち取得日以後の期間において、当該資産から稼得する所得に対応すべき費用として控除されるべきものであって、資産の取得に伴う支出として資産の取得価額に算入されるべきものではないものとして取り扱われることとなった。

なお、売主側の取扱いについては、わが国の所得税法では、裁判所が譲渡所得の総収入金額に算入すべき旨を示している。一方の米国では、1954 年法改正前においては売主のキャピタルゲインとして認識されていたが、1954 年法改正後においては、売主が得た利益として認識されないことから課税されず、売主が控除することのできる不動産税の額から未経過分の不動産税相当額が差し引かれることとなる。

これらを踏まえた上で、次節では、まず売主が受け取った未経過固定資産税相当額の取扱いの検討を行う。その後、それを踏まえた上で、買主が支払った未経過固定資産税相当額の所得税法上の取扱いの検討を行う。

5-2 売主が受け取った未経過固定資産税相当額

本節では、売主側における取扱いの検討を行う。当該相当額は売主の課税所得を構成するものであるか、そしてこれが肯定される場合には、いずれの所得分類に該当するものであるかの順に検討を行う。

5-2-1 売主の課税対象とすべきものであるか

本項では、売主が受け取った未経過固定資産税相当額が売主の課税所得を構成するものであるか否かを検討する。

学説では、未経過固定資産税相当額は買主から売主に対して支払われた不当利得の返還金であるとして、所得税法 9 条 1 項 18 号の「損害賠償金(これらに類するものを含む。)」に該当すると主張するものがあつた。また、不当利得の成立要件に、「法律上の原因なく」(民法 703 条)というものがあることは、上記 3-2-1 でみたとおりである。

台帳課税主義を採用する地方税法では、賦課期日現在において本来所有者として登記されるべきであった者ではなく、所有者として登記されるべきではなかった者が所有者として登記されている場合、後者がその納税義務を負うことになってしまう。確かに、賦課期日現在において、後者が所有者として登記されていることから、当該者が固定資産税の納税義務者となることには、「法律(地方税法)上の原因」があったといえる。しかし、この状況は当該者にとって酷であることから、上記最高裁昭和 47 年 1 月 25 日判決は、衡平の観点から不当利得の成立を認めたものと解する。

一方で、年度の途中で固定資産の売買が行われた場面にあつては、当該年度の賦課期日時点で、固定資産の所有者として登記又は登録されるべき者と本来固定資産を所有している者は、いずれも売主であり、所有者として登記されるべきでなかった者が所有者として登記されているわけではない。そのため、年度の途中において固定資産の売買が行われた場合に、売主が売買日以後の期間に係る固定資産税額を負担することは、売主にとって酷であるとはいえず、買主がこれを負担することなく固定資産を取得乃至使用することを捉えて、「衡平の観念」から売主と買主の間に不当利得の関係が成立すると考えることは、上記最高裁の考え方に合致するものではなく、妥当ではないと解する。

このことから、売主と買主との間でその清算の合意がなされ、売主が受け取った未経過固定資産税相当額については、買主から売主に対して支払われた不当利得の返還金であると解するべきではなく、所得税法 9 条 1 項 18 号の「損害賠償金(これらに類するものを含む。)」に該当するとはいえない。したがって、当該相当額は、売主が非事業者又は事業者のいずれであるかに関わらず、売主の課税所得を構成するものであると解する。

また、学説では、売主が固定資産を所有しているのは売買日前までであり、売主が当該固定資産からの収益を得るのはその所有期間だけであるのにも関わらず、当該年度に係る固定資産税全額を売主が必要経費に算入することは、費用収益対応の原則に反するものであると主張するものがある²⁰⁸。この考え方によると、例えば事業者である売主が当該事業の用に供するために所有していた固定資産を手放した場合には、当該手放した日以後の期間に係る固定資産税額を、売主の所得の計算に係る必要経費の金額から差し引くべきということになると考えられる。

そもそも、この考え方は、未経過固定資産税相当額の収受について費用収益対応の原則の考え方を採用したものというよりも、年度の途中において固定資産の所有者に移動があつた場合に、固定資産税それ自体を所得税法上どのように取り扱うべきかという議論にほかならないのではないだろうか。ただ、この考え方を実際に未経過固定資産税相当額の収受があつた場面に照らして、上記のような売主側での固定資産税の控除額の減額を実現させる一つの方法として、売主が受け取った未経過固定資産税相当額を、買主が本来支払うべきであった固定資産税それ自体、又は売主に対して固定資産税それ自体が還付されたものであると観念することにより、当該相当額を売主の課税所得として認識せず、売主の所

²⁰⁸ 中牟田・前掲注 103)13 頁。

得の計算において必要経費として算入すべき当該年度の固定資産税額から差し引くことが考えられる²⁰⁹。

実際に、上記 4-3 でみたように、米国では売主が受け取った未経過分の不動産税相当額を売主の課税所得として認識しないこととされ、売主の不動産税の控除額から差し引かれることとなっている。しかし、米国におけるこのような取扱いは、IRC § 164(d)が、不動産税のうち売主及び買主のそれぞれの所有期間に係る金額を、それぞれに課せられた不動産税そのものとして取り扱う旨を規定していることに基づくものであると考えられる。売主及び買主が、それぞれ負担すべきであり、かつ控除を受けることができるのは、それぞれの所有期間に係る金額のみであるとされているのである。

一方で、わが国の現行の地方税法及び所得税法には、買主により支払われた未経過固定資産税相当額を固定資産税そのものとして取り扱うような規定は存在しておらず、現行法の解釈によってもそのように解することができないことは、すでに上記 2-2 でみたところである。そのため、米国のように、売主が本来納付すべき、かつ控除されるべき固定資産税は売主の所有期間に対応する金額のみであると解して、売主が受け取った未経過固定資産税相当額を売主の課税所得として認識しない上で、売主の所得に係る必要経費に算入される固定資産税額から当該相当額分を差し引くことは妥当ではないと解する²¹⁰²¹¹。

これらのことから、売主が受け取った未経過固定資産税相当額は、非事業者及び事業者のいずれに係るものであっても課税所得を構成するものであると解する。

そこで、次に、当該相当額がいずれの所得分類として取り扱われるべきであるかについて検討する。

5-2-2 所得分類の検討

本項では、上記 3-3 でみた学説における考え方を踏まえた上で、売主の受け取った未経過固定資産税相当額がいずれの所得分類に該当するかを検討する。

学説では、譲渡所得の総収入金額への該当性に加え、一時所得又は雑所得のいずれかへの該当性が論じられていた。上記 3-3 でみたように、一時所得及び雑所得は、他の所得分類に該当しない所得を補充的に分類するためのものであると解されていることから²¹²、未経過

²⁰⁹ このような考え方は、本稿の 2-2 でみた、買主が支払った未経過固定資産税相当額の、固定資産税そのものとしての必要経費算入の議論と対応するものであると考えられる。

²¹⁰ 仮に、米国のような取扱いを認めるのであれば、固定資産税を売買当事者それぞれの所有期間に応じて按分し、各部分をそれぞれに課された固定資産税として取り扱う(未経過固定資産税相当額を買主に課せられた固定資産税それ自体として取り扱う)こと等を示す旨の立法が必要であると考えられる。

²¹¹ また、売主はその年度分の固定資産税を全額必要経費に算入している一方で、その後買主から受け取った未経過固定資産税相当額を売主の課税所得として収入金額に算入すれば、実質的には、売主が所有する期間に対応する金額のみが、売主の所得の金額の計算上、控除されるものとして取り扱われていると観念することもできると解する。

²¹² 武田監修・前掲注 47)2637 頁。

固定資産税相当額の所得分類の検討については、譲渡所得の総収入金額への該当性からみることとなる。

譲渡所得及びこれに対する課税の意義は、上記 3-3-1 でみたとおりであるが、実際の課税の場面では、抽象的に発生している資産の増加益そのものが譲渡所得課税の対象となっているわけではなく、原則として、資産の譲渡により実現した所得が課税の対象となっている(最判平成 18 年 4 月 20 日集民 220 号 141 頁)²¹³。

そして、所得税法 33 条 3 項にいう譲渡所得の「総収入金額」については、次のように解されている。まず、所得税法では、各所得の計算の際に、「収入金額」と「総収入金額」の文言が使い分けられており、例えば、利子所得や配当所得、給与所得等にあつては、前者の「収入金額」という文言が採用され、不動産所得や事業所得、一時所得等にあつては、後者の「総収入金額」の文言が採用されている²¹⁴。そして、譲渡所得にあつては、後者の「総収入金額」の文言が採用されている。これら「収入金額」及び「総収入金額」は、いずれも「その年において収入すべき金額」(所得税法 36 条 1 項)をいい、その概念は両者ともに外部からの経済的価値の流入を指すものと解されている²¹⁵。利子所得や給与所得等の所得にあつては、その収益の内容が比較的単純であることから「収入金額」の文言が採用され、他方の譲渡所得や事業所得等にあつては、その収益の内容に基本的な収入のほか、副収入や付随収入等も含まれていることから「総収入金額」の文言が採用されていると説明されている²¹⁶²¹⁷。同時に、「総収入金額」は、副収入や付随収入等を本来の収入と同一の所得分類に吸引する機能を有すると解される²¹⁸。

この「総収入金額」の考え方と、上記最高裁平成 18 年 4 月 20 日判決の考え方によると、実際の課税の場面において譲渡所得課税の対象とされるのは、抽象的に発生する資産の増

²¹³ 佐藤・前掲注 26)109 頁。

²¹⁴ 武田監修・前掲注 47)3126(-3134)-3135 頁。

²¹⁵ 武田監修・前掲注 47)3126(-3134)-3135 頁、谷口・前掲注 30)325 頁及び 328 頁。

²¹⁶ 池本征男『所得税法—理論と計算—〔十七訂版〕』154 頁(税務経理協会, 2023)、岩尾一『所得税法(Ⅰ)』211-212 頁(日本評論新社, 1953)、武田監修・前掲注 47)3126(-3134)-3135 頁。

²¹⁷ これに加えて、学説では「収入金額」と「総収入金額」の文言の使い分けについて、前者は収入とそれを得るための支出(必要経費)を個別に対応させて計算することを求めるものであり、後者はその所得に係る収入金額の総額を計算し、これに対応する支出(必要経費)を総体的に対応させて計算することを求めるものであると解するものがある(例えば、武田監修・前掲注 47)3126(-3134)-3135 頁)。しかし、この考え方には、以下のような指摘がなされる。①「総収入金額」の文言を採用する一時所得(所得税法 34 条 1 項及び 2 項参照)では、収入とそれを得るための支出との総体的な対応ではなく、個別的な対応が求められており(国税庁編『昭和 40 年改正税法のすべて』27 頁(大蔵財務協会, 1965)、谷口・前掲注 30)322-323 頁(弘文堂, 2021))、また②「収入金額」の文言が採用されている各種所得についても、「その年中の」(所得税法 23 条、24 条 2 項、28 条 2 項等)という文言が用いられ、その課税年度内における複数の取引を一括して把握して所得金額を算定するという計算構造が用いられていることから、「収入金額」と「総収入金額」の文言の使い分けが、上記のような計算態度の相違を示すものであるとまで解することには、疑義が残るという見解がある(倉見智亮「所得税法における『対価』概念の意義に関する基礎的考察」税法学 571 号 23 頁, 41 頁(2014))。

²¹⁸ 倉見・前掲注 217)51 頁。

加益そのものではなく、当該資産の譲渡により実現した所得であって、かつ譲渡所得の総収入金額に算入されるものには、その譲渡による収入のみならず、それにより実現した付随収入も含まれるものと解することができる。

そして、売主が譲渡所得の基因となる資産の譲渡の際に受け取った未経過固定資産税相当額は、その譲渡による直接的な収入ではないものの、その譲渡に関連して実現した付随収入に当たるとみることができる。そのため、当該相当額は、売主の譲渡所得の総収入金額に算入されるものとして取り扱われるものであると解する²¹⁹。

ところで、消費税法基本通達では、売主が受け取った未経過固定資産税相当額の取扱いが示されている。そこで、次項では消費税法及び所得税法における取扱いの関係について確認することとする。

5-2-3 消費税法基本通達における未経過固定資産税相当額

消費税の課税対象は、国内において事業者が行った「資産の譲渡等」であり(消費税法 4 条 1 項)、ここにいう「資産の譲渡等」とは、事業として「対価」を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供をいう(消費税法 2 条 1 項 8 号)。また、同法における「対価」については、明文の定義規定は置かれていないものの²²⁰、一般的にはその取引において実際に支払われた金額を指すとされている²²¹。

そして、消費税法の課税実務では、売主が受け取った未経過固定資産税相当額の取扱いを示す消費税法基本通達 10-1-6 がある。そこでは、「固定資産税……の課税の対象となる資産の譲渡に伴い、当該資産に対して課された固定資産税……について譲渡の時において未経過分がある場合で、その未経過分に相当する金額を当該資産の譲渡について収受する金額とは別に収受している場合であっても、当該未経過分に相当する金額は当該資産の譲渡の金額に含まれる」ことが示されている。

本通達は、未経過固定資産税相当額が公租公課(租税公課)の戻りではなく²²²、買主が固定資産税の負担なしに所有又は使用することができる建物等の購入代金として受け取るものであることから、課税資産の譲渡の対価に含まれることを明確にしたものであると説明されている²²³。すなわち、消費税法においても、売主が受け取った未経過固定資産税相当額

²¹⁹ このような解釈は、譲渡所得の基因となる資産の譲渡に際して受け取った未経過固定資産税相当額に係るものであり、販売目的で所有している不動産等の棚卸資産の譲渡の際にその売主が受け取った未経過固定資産税相当額にあつては、同じく総収入金額の意義に鑑み、事業所得に算入されるものと解する。

²²⁰ 田中治「消費税における対価を得て行われる取引の意義」北野弘久先生追悼論集刊行委員会編『納税者権利論の課題』555 頁, 557 頁(勁草書房, 2012)、吉村典久「消費税の課税要件としての対価性についての一考察—対価性の要件と会費・補助金」金子宏編『租税法の発展』396 頁, 401 頁(有斐閣, 2010)。

²²¹ 佐藤英明＝西山由美『スタンダード消費税法』87 頁(弘文堂, 2022)。

²²² 武田昌輔監修『DHC コメントール消費税法』2836-2837 頁(第一法規, 1989)〔最終加除: 2023〕。

²²³ 濱田正義編『消費税法基本通達逐条解説〔平成 30 年版〕』599-600 頁(大蔵財務協会,

は、その売買取引において実現した課税資産の譲渡の対価に含まれるものとして取り扱われているのである。そのため、上記 5-2-2 で検討したように、所得税法において、売主が受け取った未経過固定資産税相当額を資産の譲渡の対価として譲渡所得の総収入金額に算入することは、消費税法基本通達に示されている取扱いと整合するものであるといえる。

これまでのことを踏まえた上で、次節では、買主側における取扱いを検討する。

5-3 買主が支払った未経過固定資産税相当額

本節では、買主が支払った未経過固定資産税相当額の所得税法上の取扱いを検討する。

まずは、未経過固定資産税相当額の資産の取得価額への算入について検討する。

5-3-1 資産の取得価額への算入

(1) 狭義の購入代価への算入

資産の取得価額を構成する狭義の購入代価には、上記 2-3-1 でみたように資産の売買価格それ自体が該当すると解される。

未経過固定資産税相当額の狭義の購入代価への該当性は、各不動産取引における未経過固定資産税相当額の清算方式により、若干の相違がみられる可能性が生じる。とりわけ、上記 1-3-2 で述べた清算方式のうち、①や②の方式のように、資産の売買代金に上乗せするような方法により清算された未経過固定資産税相当額は、資産の取得価額のうち狭義の購入代価を構成する金額として取り扱われる可能性もあろう。しかし、本稿の検討対象であり、また不動産実務での慣行でもある、固定資産の売買代金の支払とは切り離した清算という一般的な場面における未経過固定資産税相当額は、資産の取得価額のうち狭義の購入代価を構成する金額ではないと解される²²⁴。また、売買当事者間の認識として、未経過固定資産税相当額の清算が狭義の購入代価とは切り離して行われていると考えられていることから、未経過固定資産税相当額を含めた金額を固定資産の売買価格それ自体としてみるべきではなく、狭義の購入代価には該当しないと解される²²⁵。

次に、資産の取得価額の中の付随費用への算入について検討する。

(2) 付随費用への算入

上記 2-3-1 で述べたように、資産の取得価額を構成する付随費用は、資産の取得との間に実質的な関連性を有しており、当該資産を取得するためにそれを支払うことが必要である支出をいうと解される。

例えば、未経過固定資産税相当額は、固定資産の売買代金それ自体とは切り離されて清算されているものの、その売買契約の際に生じるものであることから、当該固定資産の取得と

2018)。

²²⁴ 伊川・前掲注 32)362 頁。

²²⁵ 佐藤・前掲注 81)19 頁、寺澤・前掲注 55)37 頁。

の間に実質的な関連性を有し、またその清算がなされることが不動産売買における慣行となっていることから、当該固定資産の取得のために必要であるものであると解されるだろうか。一方で、上記 2-3-2 でみたように、未経過固定資産税相当額の費用概念は、固定資産税との間に本質的な差異は見出し難く、同税が「資産の『所有』に伴う支出」であることから、当該相当額についても同様に、「資産の『所有』に伴う支出」であると解されるところである。そのため、未経過固定資産税相当額は、資産の「取得」との間に実質的な関連性を有しないとも解されうる²²⁶。確かに、未経過固定資産税相当額がその年における資産の所有期間に関連した金員であると解せば、一見、資産の取得との間に実質的な関連性を有するものではないと考えられうる。

しかし、未経過固定資産税相当額は、固定資産の売買契約の際に、売買当事者の間でその清算の合意、契約がなされ支払われ、その清算が不動産実務において慣行となっていることから、一連の売買行為、すなわち買主の固定資産の取得に関わる行為の中で算出されるものであるとみることができ、資産の取得に関連した支出として観念することができる²²⁷。そのため、未経過固定資産税相当額は、資産の取得との間に実質的な関連性を有するものと解する。加えて、買主は、未経過固定資産税相当額を支払わなければ、当該固定資産を取得することができないことから、当該相当額は当該資産の取得に必要であると解することができる。したがって、買主の支払った未経過固定資産税相当額は、当該資産の取得に要した付随費用であると解することができる。

これらのことから、買主が支払った未経過固定資産税相当額は、所得税法 38 条 1 項及び 2 項並びに同法施行令 126 条 1 項 1 号イにいう固定資産の取得に要した付随費用に算入されるべきものであり、非業務用資産及び業務用資産のいずれに係るものであっても資産の取得価額に算入されるものであると解する。このような解釈は、売主側において、当該相当額が、資産の譲渡による直接的な収入ではないものの、その譲渡に関連して実現した付随収入に当たるとして、譲渡所得の総収入金額に算入されるものであると解することと整合性を有しているといえる。買主側においては、固定資産の売買価格それ自体と未経過固定資産税相当額の両方がまとめて当該資産の取得価額に算入され、売主側においても、その両方がまとめて譲渡所得の総収入金額に算入されるのである。

次に、上記 2-5 でみた費用収益対応の原則からの議論を踏まえた上で、業務用資産の取得に係る未経過固定資産税相当額についてさらに検討する。

5-3-2 業務用資産に係る未経過固定資産税相当額に関するさらなる検討

(1) 業務用資産に係る支出に関する必要経費算入

上記 5-3-1 でみたように、買主が支払った未経過固定資産税相当額は、資産の取得に要した付随費用として資産の取得価額に算入されるべきものであると解する(所得税法 38 条 1

²²⁶ 田部井・前掲注 64)142-143 頁。

²²⁷ 同旨のものとして、寺澤・前掲注 55)41 頁注 22 及び 37 頁。

項及び2項並びに同法施行令126条1項1号イ)。

ところで、業務用資産に係る支出の中には、資産の取得価額に算入されるような性質を有する一方で、その年における必要経費に算入することとされているものの例などがある。

わが国の所得税法37条1項にいう別段の定めには、上記2-1-2でみた所得税法49条が含まれており²²⁸、その政令委任先に所得税法施行令126条があるため、これら後者の規定が優先的に適用されることとなると考えられる²²⁹。このことから、資産の取得価額に算入される金員は、例えそれが業務の用に供するために取得された固定資産に係るものであっても、減価償却を通じて減価償却費となる金額のみが同法37条1項の必要経費に算入されることとなり、その全額を必要経費に算入することはできないとも解されうる²³⁰。しかし、わが国の課税実務では、このような所得税法37条1項の規定とその別段の定めに関連する規定との関係が存在する上でも、ある業務用資産に係る支出について、次のような取扱いがなされている例がある。まず、①原則としてその年の必要経費に算入する一方で、例外的に資産の取得価額に算入することができるとされている例がある。次に、②資産の取得価額に算入される性質を有する支出であるものの、資産の取得価額に算入して減価償却を通じて各年において控除するほか、当該資産の譲渡時に取得費として控除するのではなく、その年の必要経費に算入することとされている例がある。

第一に、前者①の例をみる。まず、非業務用資産の取得に要した借入金利子のうち、当該資産の使用開始の日までの期間に係るものは、当該資産の取得に要した付随費用として資産の取得価額に算入される(最判平成4年7月14日民集46巻5号492頁)。次に、業務用資産の取得のために要した借入金利子は、当該業務に係る各種所得の金額の計算上、必要経費に算入することとされている(所得税基本通達37-27)。そして、業務用資産の取得のために要した借入金利子のうち、当該資産の使用開始の日までの期間に係るものにあつては、上記の取扱いに加えて、当該資産の取得価額に算入することができるとされている(所得税基本通達37-27)。

上記の取扱いからもわかるように、借入金利子のうち資産の使用開始の日までの期間に

²²⁸ 水野忠恒編『テキストブック租税法〔第3版〕』93頁(中央経済社、2022)。

²²⁹ 伊川・前掲注32)363頁。

²³⁰ なお、所得税法施行令126条は減価償却資産に係る規定であるところ、非減価償却資産である土地についてはその射程外にあるとも考えられうる。所得税法施行令126条に相当する法人税法上の規定として、法人税法施行令54条があり、そこでは減価償却資産の取得価額について定められている。そして、法人税法基本通達7-3-16の2は、減価償却資産以外の固定資産についても、法人税法施行令54条の規定の例によるものとしている。このような取扱いは、法人税法上も、所得税法と同様、非減価償却資産の取得価額に関する規定は置かれていないものの、ことからの性質上、非減価償却資産の取得価額に関しても、減価償却資産に関する法人税法施行令の規定及びこれらに関する取扱いが準用されてしかるべきであるということを留意的に明らかにしているものと説明されている(松尾公二編著『法人税法基本通達逐条解説〔十一訂版〕』677頁(税務研究会出版局、2023))。所得税基本通達ではこのような取扱いが示されていないものの、所得税法施行令126条1項1号イと法人税法施行令54条1項1号イの文言が同一であることから、土地の取得に係る支出に関して、所得税法における解釈上も法人税法と同様に扱うことは合理的であり、所得税法上、土地についても減価償却資産と同様の解釈がなされるとも解する学説がある(伊川・前掲注32)363頁)。

係るものは、非業務用資産及び業務用資産のいずれに係るものであっても、資産の取得価額に算入される支出としての性質を有すると考えられる。一方、業務用資産に係るものについては、原則としてその年の必要経費に算入することとされており、例外的に資産の取得価額に算入することもできるとされているのである。このような取扱いとは、ある支出について、非業務用資産及び業務用資産のいずれに係るものであっても資産の取得価額に算入される性質を有する一方で、業務用資産に係るものにあつては、その年の必要経費に算入されることを前提としながらも、資産の取得価額に算入し、減価償却を通じて各年にわたり控除することや、譲渡時に取得費として控除することができるとされている例であるといえる²³¹。このことから、業務用資産に係る支出については、資産の取得価額に算入される性質を有するものであっても、その年の所得と対応させるためにその年の必要経費に算入されるという姿勢、またその取扱いを前提としながら、当該支出の性質に鑑み、例外的な取扱いも認められるという姿勢が伺えよう。

第二に、上記②の例をみる。所得税基本通達 38-9 及びその解説によると、非業務用資産に係る不動産取得税や登録免許税等は、所得税法施行令 126 条 1 項 1 号イにいう資産の購入のために要した付随費用に該当し、資産の取得価額に算入されるものとして取り扱われている²³²。一方で、業務用資産に係る不動産取得税や登録免許税等は、当該業務に係る各種所得の金額の計算上、必要経費に算入することが示されている(所得税基本通達 37-5)。

このような取扱いは、これらの支出を資産の取得価額に算入すると、減価償却資産に係るものについては減価償却を通じて各年において徐々に控除されることとなり、非減価償却資産に係るものについてはその譲渡時まで控除されないことになってしまうことを考慮したものであると説明されている²³³。本来、これらの金員は、所得税法施行令 126 条 1 項 1 号イにいう資産の取得価額のうち付随費用に該当する性質を有すると考えられるものの²³⁴、業務用資産に係るものにあつては、その業務に係る各種所得との対応関係に鑑みて、資産の取得価額には算入せず、すなわち減価償却により各年において徐々に控除するのではなく、その年においてその全額を控除することを目的としていると解することができる。

すなわち、上記のような取扱いは、費用収益対応の原則からの視点を踏まえたものであると考えられ、資産の取得価額に算入される性質を有する費用のうち、業務用資産に係るものは、上記規定の別段の定め等の関係性がある上でも、その年の必要経費に算入するという取

²³¹ なお、業務用資産の取得に要した借入金利子については、原則としてその全額をその年における必要経費に算入することとされている一方で、資産の取得価額に算入することもできるとされている。そのため、資産の取得価額に算入されることを前提として、その全額をその年における必要経費に算入することが認められるという取扱いとは、表裏が対になっている。しかし、これらの取扱いは、所得税法 37 条 1 項とその別段の定めである所得税法 49 条の政令委任先である所得税法施行令 126 条 1 項 1 号イの規定との関係がある上で、資産の取得価額に算入される性質を有する金員について上記二つの取扱いを認めているという点で、同様のものと考えられる。

²³² 榎田ほか編・前掲注 48) 490-491 頁参照。

²³³ 榎田ほか編・前掲注 48) 376 頁。

²³⁴ 榎田ほか編・前掲注 48) 491 頁。

扱いがなされている例であるといえる。

これらのことから、ある支出を資産の取得価額又はその年の必要経費のいずれに算入するかということについて、前提とされる取扱いがある一方でその例外的な取扱いも認められる余地があると考えられる。また、非業務用資産及び業務用資産のいずれに係るものであっても資産の取得価額に算入されるような性質を有する費用のうち、業務用資産に係るものにあつては、その費用化の時期を考慮し、費用収益対応の原則の視点を踏まえ、その年に控除することが認められる余地があるものと考えられる。

それでは、資産の取得価額に算入されるべきであると考えられる業務用資産に係る未経過固定資産税相当額についても、上記のような取扱いが認められる余地はあるだろうか。

ここで、上記 2-3-2 でみたように、未経過固定資産税相当額は、固定資産税そのものではないものの、それに相当する金員であると解されている。そして、このような租税公課に相当する金員の中には、納税者のその年の事業所得や不動産所得の計算上、必要経費に算入されるものがある。そこで、次にそのような金員の例をみることにする。

(2)固定資産税それ自体としての必要経費算入とこれに相当するものとしての必要経費算入の例

まず、上記 2-2 でみたように、買主が支払った未経過固定資産税相当額は、買主の固定資産税の納税義務に基因して支払われたものではないため、固定資産税そのものとして所得税法 37 条 1 項の必要経費へ算入することはできないと解する。仮に、米国のように、当該相当額を買主に課せられた固定資産税そのものとして取り扱う旨の規定等が存在すれば、上記のような取扱いが認められることとなると考えられる。しかし、わが国の現行の所得税法では、そのような規定は存在しないことから、それは妥当ではないと解する。反対に、このような取扱いを実現するためには、米国のような立法が必要となると考える²³⁵。

ここで、わが国の所得税法では、固定資産税等の租税公課それ自体ではないものの、それに相当する金員として、納税者のその年の事業所得や不動産所得の計算上、必要経費に算入されるものの例がある²³⁶。

第一に、事業税の事業を廃止した年分の所得につき課税される事業税の見込控除である。所得税基本通達 37-7 は、「事業税を課税される事業を営む者が当該事業を廃止した場合における当該廃止した年分の所得につき課税される事業税については、……当該事業税の課税見込額を当該年分の当該事業に係る所得の金額の計算上必要経費に算入することができる

²³⁵ 仮に、わが国でこのような趣旨の立法がなされた場合、買主が支払った未経過固定資産税相当額が買主に課された固定資産税それ自体として取り扱われることとなるため、それが非業務用資産に係るものである場合には家事費となり、買主の所得の金額の計算上、控除されないこととなる。

²³⁶ ある支出について、租税公課それ自体ではなく、あくまでそれに相当するものであるから、ということを経由して、その年の必要経費に算入することが否定されるということは考えられにくい。本稿では念のため、租税公課に相当する金員の必要経費算入の例を確認することとする。

ものとする」こととしており、その見込金額についても同通達内で示している。すなわち、同規定は、事業廃止後の期間に係る事業税の金額は未定である一方で、その見込み額を概算的に算出し、事業税に相当する金額として控除することを認めているのである。このような取扱いは、租税公課そのものではない金額であり、かつ未だその金額が定まっていないものを、概算的に算出し、納税者のその年の所得の金額の計算上、控除することを認めているものであるといえる。

第二に、配偶者居住権が設定された居住建物に係る固定資産税の取扱いをみる。配偶者居住権とは、2020年4月1日から施行された比較的新しい制度であり、民法1028条以下において規定されている²³⁷²³⁸。配偶者居住権は、使用権(居住等)、収益権(賃貸等)及び処分権(売却等)から構成される所有権(民法206条)を分割する制度であり²³⁹、配偶者居住権を取得した配偶者(以下、単に「配偶者」という)は、これが設定されている居住建物全体についての使用権及び収益権を取得する(民法1028条1項本文)²⁴⁰²⁴¹。このことから、前提として、配偶者が配偶者居住権に基づいて当該居住建物の一部を賃貸の用に供している場合、そこから生じる賃料収入は、賃貸人である配偶者が収受し²⁴²、当該配偶者の不動産所得に算入され、所得税の課税対象となる²⁴³。

上記1-1-2でみたように、固定資産税の納税義務者は、当該固定資産の所有者であるため、配偶者居住権が設定されている居住建物に係る固定資産税については、当該居住建物を相続した所有者がその納税義務者となる²⁴⁴。しかし、配偶者居住権が設定されている居住建物に係る通常が必要費は、配偶者が負担することとされている(民法1034条1項)。そして、

²³⁷ 八ツ尾順一「配偶者居住権の税務上の取扱い―借家権と比較して―」税法学585号79頁、79頁(2021)。

²³⁸ 立案担当者によると、配偶者居住権の制度は、「配偶者のために居住建物の使用収益権限のみが認められ、処分権限のない権利を創設することによって、遺産分割の際に、配偶者が居住建物の所有権を取得する場合によりも低廉な価額で居住権を確保することができるようにすること等を目的とするものである」と説明されている(堂藺幹一郎＝野口宣大編著『一問一答 新しい相続法―平成30年民法等(相続法)改正、遺言書保管法の解説』9頁(商事法務, 2019))。

²³⁹ 坂田真吾「配偶者居住権の課題(建物の一部が賃貸用であった場合の混乱)」税研38巻3号48頁、48頁(2022)。

²⁴⁰ 堂藺＝野口・前掲注238)16頁。

²⁴¹ 処分権限については、当該居住建物の所有者が取得する(坂田・前掲注239)48頁)。

²⁴² 第一に、被相続人が居住建物の一部を第三者に賃貸していた場合でも、配偶者は配偶者居住権を取得することは可能である。その上で、被相続人の生前から当該部分が賃貸の用に供されていた場合には、当該居住建物を相続した相続人(以下、「所有者」という)が賃貸人たる地位を承継し、係る部分の新賃貸人となる。しかし、配偶者は居住建物に係る使用権及び収益権を取得する。そのため、所有者の承諾を得た上で(民法1032条3項)、①被相続人の生前からの賃借人がその賃貸契約の更新の際に配偶者を新たな賃貸人とした場合や、②居住建物の相続後において新たに賃借人が現れ、配偶者と賃貸契約を締結した場合などには、そこから生じる賃料収入は、配偶者が得ることとなる。堂藺＝野口・前掲注238)16頁。松岡章夫「配偶者居住権の税務実務における問題点」税研38巻3号60頁、63頁(2022)。

²⁴³ 匿名記事「配偶者居住権の賃料収入と所得区分」税務通信3729号51頁、51頁(2022)、匿名記事「配偶者居住権の賃料収入と必要経費」税務通信3735号52頁、52頁(2023)。

²⁴⁴ 堂藺＝野口・前掲注238)26頁。

この「通常の必要費」とは、使用賃借に関する同法 595 条 1 項に規定する「通常の必要費」と同一の概念とされており、これには、居住建物に係る修繕費のほか、居住建物及びその敷地に係る固定資産税が含まれていると解されている²⁴⁵。したがって、当該居住建物の固定資産税は、配偶者が負担することとなると説明されている²⁴⁶²⁴⁷。

ここで、当該居住建物に係る固定資産税の納税義務者はその所有者であるところ、配偶者が支払った固定資産税相当額は、当該配偶者の納税義務に基づき支払われるものではないことがわかる。しかし、配偶者は、その負担した固定資産税の額を、当該賃貸部分に係る不動産所得の金額の計算上、必要経費に算入することができることとされている²⁴⁸。これは、固定資産税の納税義務者ではない者が支払った固定資産税相当額について、その納税義務に基づいて支払われたものではないため、固定資産税そのものとしてみることはできないものの、固定資産税に相当する金員・支出であり、当該者のその年における所得の計算上、必要経費に算入されている例であるといえる。

これらのことから、固定資産税等の租税公課そのものではないもののこれに相当する金員を、その年の事業所得や不動産所得等の計算上、必要経費に算入することは肯定されるものと解する。

このこと及び上記(1)のことを踏まえた上で、資産の取得価額に算入されるものと考えられ、また固定資産税そのものではないもののこれに相当する金員である未経過固定資産税相当額のうち、業務用資産に係るものについては、どのように考えられるだろうか。次に、このことを検討する。

(3)費用収益対応の原則からの視点を踏まえた検討

ここでは、上記 2-5 でみた費用収益対応の原則の視点からの議論並びに上記(1)及び(2)でみたことから、買主の支払った未経過固定資産税相当額のうち業務用資産に係るものについて、所得税法上どのように取り扱われるべきであるかを検討する。

わが国における費用収益対応の原則からの考え方に類似する議論は、米国の 1954 年法改正前においても見受けられた。まず、米国の未経過分の不動産税相当額も、資産の所有者の所有期間に対応して不動産税を按分して清算されるものである。そして、その取扱いについては、費用と収益の対応の視点から、買主がその年の所有期間において当該不動産から得た所得と対応する費用として、その全額がその年において控除されるべきものであるという議論がされていた。そして、このような議論を経て IRC § 164(d)が創設され、買主が支払った未経過分の不動産税相当額は買主に課された不動産税そのものとして取り扱われること

²⁴⁵ 堂藺＝野口・前掲注 238) 26 頁。最判昭和 36 年 1 月 27 日集民 48 号 179 頁も参照。

²⁴⁶ 堂藺＝野口・前掲注 238) 26 頁。

²⁴⁷ そのため、居住建物の所有者が当該居住建物に係る固定資産税を納付した場合、配偶者に対してその納付した固定資産税額を求償することができるとされている(堂藺＝野口・前掲注 238)26 頁)。

²⁴⁸ 匿名記事(2023)・前掲注 243)52 頁。

となり、資産の取得価額に算入されるべきものではなく、買主がその取得日以後に係る所有期間において当該資産から得る所得に対応する費用として、その全額がその年の費用として控除されることとなった。

ここで、わが国における費用収益対応の原則からの考え方を整理すると、まず、未経過固定資産税相当額は固定資産税そのものではないものの、その費用としての性質が固定資産税と同様のものであると解されていることが前提にある²⁴⁹。固定資産税は、その所有者のその年の所有期間に関連する支出である。また同税は、その年の事業所得等に係る必要経費に算入されるもの、すなわち固定資産の所有者がその年において当該固定資産から得た所得に対応する費用として取り扱われるものである。そして、上記2-3-2でみたように、未経過固定資産税相当額も固定資産税と同様に、買主のその年の所有期間に関連して支出されるものであると解されている。

固定資産の買主は、その年における売買日以後の期間に、当該固定資産を所有し、使用することにより収入を得た場合、これをその年の不動産所得や事業所得等の総収入金額に算入することとなる。一方で、未経過固定資産税相当額を資産の取得価額に算入した場合、当該相当額は、減価償却によりいくつかの年にわたって控除されるほか、譲渡時に取得費として控除されることとなる。未経過固定資産税相当額は、当該固定資産に係る当該年度の固定資産税を清算するものである。また、その金額は当該年度の固定資産税の金額の埒内にあるものであるため²⁵⁰、その期間を超えて控除されるより、その年においてその全額が控除されることが、費用収益対応の原則からは望ましいとも解することができる。このように考えることは、米国における費用と収益の対応関係の視点からの議論及び法改正の変遷からも妥当であるといえよう。

ここで、未経過固定資産税相当額の費用としての性質を整理すると、それは資産の取得に関連し、またその取得のために必要な支出である一方で、その年の事業所得等の必要経費として取り扱われる固定資産税の性質と同様に、その年における買主の所有期間に関連して支払われる支出であるという側面を有すると解することができる。

わが国の所得税法では、未経過固定資産税相当額を買主に課せられた固定資産税そのものとして取り扱う旨の規定は存在しないため、当該相当額を米国のように取り扱うことはできない。しかし、上記のような未経過固定資産税相当額の費用としての性質及び費用収益対応の原則の観点から、業務用資産の取得に係る未経過固定資産税相当額にあつては、①前提として当該資産の取得価額に算入されるものである一方で、②その年において買主がその固定資産から得た所得と対応する費用としてその年の必要経費に算入することができる

²⁴⁹ この考え方は、未経過固定資産税相当額が、資産の取得価額のうち付随費用に算入されるべきものであるという学説と、所得税法37条1項にいう必要経費に算入されるものであるという学説の両方において共通している。

²⁵⁰ 売買の場面によっては固定資産税の清算を日割り計算等により行わず、概算又は本来の日割り計算による金額よりも多く清算するケースも考えられうるが、本稿では、日割り計算等により売買当事者それぞれの所有期間に対応する金額を清算する場合を想定している。

余地もあるのではないかと考える。このような取扱い、上記(1)でみたように、業務用資産に係る支出について、その性質に鑑み、前提となる取扱いのほかに例外的な取扱いが認められている例があること、また資産の取得価額に算入される性質を有する費用のうち業務用資産に係るものにあつては、費用収益対応の原則を踏まえてその控除の時期及び金額を考慮し、その年の必要経費に算入することとされている例があることから妥当であると考ええる。また、上記(2)でみた、租税公課(固定資産税)そのものではないもののそれに相当する金員が納税者のその年の所得の計算上、必要経費に算入されている例からも肯定されるものと考ええる。

これまでの内容を踏まえると、次のように整理することができる。

まず、売主が受け取った未経過固定資産税相当額は、売主の課税所得を構成し、譲渡所得の総収入金額に算入されるべきものであると解する。

そして、買主が支払った未経過固定資産税相当額は、第一に、資産の取得に要した付随費用として資産の取得価額に算入されるべきものであると解する。そして、第二に、そのうち業務用資産に係るものについては、資産の取得価額に算入するのではなく、その年の必要経費に算入することもできる余地があるのではないかと考える。

終章 おわりに

これまで、米国での議論を参考にしながら、買主の支払った未経過固定資産税相当額の議論に焦点を当て、その所得税法上の解釈の方向性を示すことを目的とし、売主側における取扱いを踏まえた上で検討を行った。

まず、譲渡所得にいう総収入金額には、資産の譲渡による収入のほか、それに係る付随的な収入も含まれると解される。売主が受け取った未経過固定資産税相当額は、その付随的な収入に該当し、売主の譲渡所得の総収入金額に算入されるものと解する。

次に、買主が支払った未経過固定資産税相当額は、買主の固定資産税の納税義務に基づき支払われるものではない。また、わが国では、米国のように当該相当額を買主に課された固定資産税として取り扱う旨の規定はない。そのため、買主側において、当該相当額を租税公課(固定資産税)そのものとして必要経費に算入することはできないと解する。米国と同様の取扱いを実現するには、同旨の立法が必要であると考ええる。

未経過固定資産税相当額は、固定資産の売買代金そのものとは切り離して清算されることが慣行となっており、この場合においては、資産の取得価額のうち狭義の購入代価には該当しないと解する。一方で、当該相当額は、固定資産の売買行為、すなわち買主の資産の取得に関連する行為の中で支払われるものであるため、資産の取得との間に実質的な関連性を有する支出である。また、当該相当額は、買主が資産を取得するのにその支払が必要な支出である。そのため、買主が支払った未経過固定資産税相当額は、当該資産の取得に要した付随費用として資産の取得価額に算入されるべきものであると解する。このような解釈は、当該相当額が売主側において付随収入として譲渡所得の総収入金額に含まれるという解釈と整合性を有するといえる。

業務用資産に係る支出には、その性質に鑑み、その年の必要経費への算入を前提としながらも、資産の取得価額への算入が認められている例がある。その一方で、資産の取得価額に算入されるものであっても、その費用化の時期が遅れてしまうことを考慮し、費用収益対応の原則を踏まえ、その年の必要経費に算入することとされている例がある。

未経過固定資産税相当額は、資産の取得価額に算入される支出としての性質を有する一方で、その年の必要経費として取り扱われる固定資産税とその費用の性質が同様であり、その年の所有期間に関連する支出である。そのため、費用収益対応の原則の観点からも、その年の必要経費に算入することができる余地があるのではないかと考える。

以上のことから、買主が支払った未経過固定資産税相当額は付随費用として資産の取得価額に算入されるものであるが、業務用資産に係るものはその年の必要経費に算入することもできるという取扱いが望ましいと解する。

参考文献

〔邦文献〕

(書籍)

- 安部和彦『最新判例でつかむ固定資産税の実務』(清文社, 2017)。
- 池本征男『所得税法—理論と計算—〔十七訂版〕』(税務経理協会, 2023)。
- 石島弘『不動産取得税と固定資産税の研究〔租税法研究第3巻〕』(信山社, 2008)。
- 伊藤公哉『アメリカ連邦税法: 所得概念から法人・パートナーシップ・信託まで〔第8版〕』(中央経済社, 2021)。
- 岩尾一『所得税法(I)』(日本評論新社, 1953)。
- 碓井光明『固定資産税評価精義』(信山社, 2023)。
- 占部裕典監修・全国婦人税理士連盟編『固定資産税の現状と課題』(信山社, 1999)。
- 海外住宅・不動産税制研究会編『欧米4か国におけるキャピタル・ゲイン課税制度の現状と評価』(日本住宅総合センター, 2008)。
- 檜田明ほか編『所得税基本通達逐条解説〔令和3年版〕』(大蔵財務協会, 2021)。
- 金子宏編著『税法用語事典〔七訂版〕』(税務経理協会, 2006)。
- 金子宏ほか編著『ケースブック租税法〔第5版〕』(弘文堂, 2017)。
- 金子宏『租税法〔第24版〕』(弘文堂, 2021)。
- 木下和夫監修・地方財政制度研究会編『固定資産税の理論と実態』(ぎょうせい, 1987)。
- 国税庁編『昭和40年改正税法のすべて』(大蔵財務協会, 1965)。
- 固定資産税実務研究会編『問答式 固定資産税の法律実務』(新日本法規, 1993)。
- 佐藤英明＝西山由美『スタンダード消費税法』(弘文堂, 2022)。
- 佐藤英明『スタンダード所得税法〔第3版〕』(弘文堂, 2023)。
- 白須信弘『新版 アメリカ法人税法詳解』(中央経済社, 2002)。
- シャウプ使節團編・平田敬一郎＝都留重人解説『シャウプ勧告全文: 税制の改革』(日本経済新聞社, 1949)。
- 須田徹『アメリカの税法—連邦税・州税のすべて〔改訂6版〕』(中央経済社, 1998)。
- 武田昌輔監修『DHC コンメンタール消費税法』(第一法規, 1989)〔最終加除: 2023〕。
- 武田昌輔監修『DHC コンメンタール所得税法』(第一法規, 1983)〔最終加除: 2023〕。
- 谷口勢津夫『税法基本講義〔第7版〕』(弘文堂, 2021)。
- 堂蘭幹一郎＝野口宣大編著『一問一答 新しい相続法—平成30年民法等(相続法)改正、遺言書保管法の解説』(商事法務, 2019)。
- 濱田正義編『消費税法基本通達逐条解説〔平成30年版〕』(大蔵財務協会, 2018)。
- 法令用語研究会編『有斐閣 法律用語辞典〔第5版〕』(有斐閣, 2020)。
- 増井良啓『租税法入門〔第3版〕』(有斐閣, 2023)。
- 松尾公二編著『法人税基本通達逐条解説〔十一訂版〕』(税務研究会出版局, 2023)。
- 松尾徹人ほか『自治行政講座11 地方税Ⅱ』(第一法規, 1986)。

- 水野忠恒編『テキストブック租税法〔第3版〕』（中央経済社，2022）。
- 水野忠恒『大系租税法〔第4版〕』（中央経済社，2023）。
- 目良浩一ほか『土地税制の研究—土地保有課税の国際比較と日本の現状—』（日本住宅総合センター，1992）。

(論文)

- 伊川正樹「所得税における対価性」木村弘之亮先生古稀記念論文集編集委員会編『公法の理論と体系思考』61頁(信山社，2017)。
- 伊川正樹「固定資産税をめぐる紛争—固定資産税の性質に照らした検討—」税法学 583号 285頁(2020)。
- 伊川正樹「未経過固定資産税等相当額をめぐる課税問題」同ほか編『立憲国家の制度と展開—網中政機先生喜寿記念』349頁(尚学社，2021)。
- 伊川正樹「譲渡所得課税における取得費および付随費用ならびに譲渡費用」名城大学法学会編『譲渡所得課税に関する基礎的研究』203頁(成文堂，2023)〔初出 2014〕。
- 伊川正樹「譲渡所得における対価概念—高額譲渡の事例を参考に—」名城大学法学会編『譲渡所得課税に関する基礎的研究』327頁(成文堂，2023)〔初出 2020〕。
- 一高龍司「米国連邦所得税における州・地方税額の所得控除に係る限度額(SALT Cap)」租税研究 885号 155頁(2023)。
- 岩下忠吾「譲渡所得の収入金額と固定資産税相当額」税務事例研究 105号 51頁(2008)。
- 上松公雄「法人税における租税公課の取扱い」税務事例研究 70号 1頁(2002)。
- 碓井光明「米国連邦所得税における必要経費控除の研究(1)—控除可能な経費と控除不能な支出との区別—」法学協会雑誌 93巻 4号 505頁(1976)。
- 遠藤みち「土地の譲渡に際して収受した未経過固定資産税相当額コストか／売上高か」守之会論文集 23号 61頁(2019)。
- 大塚正民「みなし譲渡制度に関するシャープ勧告とアメリカ税制との関連(1)」税法学 306号 19頁(1976)。
- 大淵博義「判批」TKC 税研情報 14巻 5号 1頁(2005)。
- 岡正晶「非課税所得となる損害賠償金の範囲」税務事例研究 5号 21頁(1989)。
- 荻野保ほか「シャープ勧告と地方税」地方税 36巻 9号 12頁(1985)。
- 奥谷健「必要経費控除の意義と範囲」税法学 575号 229頁(2016)。
- 片山直子「判批」新・判例解説 Watch17号 257頁(2015)。
- 金子宏「固定資産税の性質と問題点—租税法教養講座—」税研 50号 3頁(1993)。
- 金子宏「固定資産税制度の改革—その一『固定資産税の性質と土地評価のあり方』—」西谷剛ほか編『政策実現と行政法』343頁(有斐閣，1998)。
- 金子宏「総説—譲渡所得の意義と範囲—」日税研論集 50号 3頁(2002)。
- 金子宏「譲渡所得における『取得費』の意義—若干の裁判例を素材として—」『課税単

位及び譲渡所得の研究』250頁(有斐閣, 2012)〔初出1981〕。

- 金子宏「譲渡所得の意義と範囲―二重利得法の提案を含めて―」『課税単位及び譲渡所得の研究』113頁(有斐閣, 2012)〔初出1978-1980〕。
- 北野弘久「判批」税経通信 34 卷 10 号 9 頁(1979)。
- 北野弘久「借入金利子と資産の取得価額」同編『判例研究日本税法体系 3』21 頁(学陽書房, 1980)。
- 倉見智亮「所得税法における『対価』概念の意義に関する基礎的考察」税法学 571 号 23 頁(2014)。
- 財務省財務総合政策研究所「主要国の地方税財政制度(イギリス・ドイツ・フランス・アメリカ) 第4章 アメリカの地方税財政制度」367 頁(2001 年 6 月 12 日)(<https://www.mof.go.jp/pri/research/conference/zk050h.pdf>, 2024 年 1 月 31 日最終閲覧)。
- 酒井克彦「所得税法上の所得区分の在り方」税法学 579 号 207 頁(2018)。
- 坂田真吾「配偶者居住権の課題(建物の一部が賃貸用であった場合の混乱)」税研税研 38 卷 3 号 48 頁(2022)。
- 阪本勝「判解」民事篇平成 15 年度 361 頁(2006)。
- 佐藤孝一「判批」税務事例研究 47 卷 7 号 9 頁(2015)。
- 佐藤英明「『譲渡費用』と『取得費に算入される付随費用』の判断基準」税務事例研究 127 号 21 頁(2012)。
- 佐藤英明「判批」TKC 税研情報 24 卷 4 号 77 頁(2015)。
- 佐藤英明「もうひとつの『固定資産税の性格』論」資産評価情報 208 号 2 頁(2015)。
- 茂垣志乙里「判批」税務弘報 61 卷 9 号 147 頁(2013)。
- 自治体国際化協会「米国固定資産税制度概要とプロポジション 13 にかかる連邦最高裁憲法審理」(1993 年 2 月 26 日)(https://www.clair.or.jp/j/forum/c_report/pdf/061.pdf, 2024 年 1 月 31 日最終閲覧)。
- 品川芳宣「判批」TKC 税研情報 14 卷 4 号 133 頁(2005)。
- 武田昌輔「税法解釈の基本的姿勢―固定資産税相当額を負担した場合―」税研 52 卷 9 号 2 頁(1993)。
- 武田昌輔「法人への遺産について遺留分の減殺請求があった場合―土地の売買に伴い支払った固定資産税等の月割負担額」税経通信 48 卷 14 号 268 頁(1993)。
- 武田昌輔「買主の固定資産税相当額の法人税法等の取扱い―アメリカ税法の取扱いを中心として―」税経通信 51 卷 12 号 17 頁(1996)。
- 田中治「固定資産税における台帳課税主義」シュトイエル 300 号 75 頁(1987)。
- 田中治「消費税における対価を得て行われる取引の意義」北野弘久先生追悼論集刊行委員会編『納税者権利論の課題』555 頁(勁草書房, 2012)。
- 田中治「未経過固定資産税等相当額の課税上の取扱いをめぐる紛争」共栄法律事務所編『法の理論と実務の交錯―共栄法律事務所創立 20 周年記念論文集』452 頁(法律文化社,

2018)。

- 田中治「不動産の取得に係る租税公課の必要経費該当性」税務事例研究 172 号 21 頁(2019)。
- 谷口勢津夫「未経過固定資産税等相当額精算金の課税上の取扱い」『税法創造論—税法における法創造と創造的研究—』716 頁(清文社, 2022)〔初出 2015〕。
- 谷口勢津夫「判批」租税判例百選〔第 7 版〕186 頁(2021)。
- 田部井敏雄「固定資産税の清算金をめぐる税務上の諸問題(上)」税理 56 巻 9 号 129 頁(2013)。
- 田部井敏雄「固定資産税の清算金をめぐる税務上の諸問題(下)」税理 56 巻 13 号 136 頁(2013)。
- 千種秀夫「判解」民事篇昭和 47 年度 1 頁(1974)。
- 寺澤典洋「未経過固定資産税等相当額の精算と譲渡所得課税をめぐる問題について(上)—近時の裁判例等を素材とした課税実務に批判的な立場からの再考—」税務研究 24 号 27 頁(2018)。
- 寺澤典洋「未経過固定資産税等相当額の精算と譲渡所得課税をめぐる問題について(下)—近時の裁判例等を素材とした課税実務に批判的な立場からの再考—」税務研究 25 号 66 頁(2019)。
- 富永浩吉「アメリカ合衆国における財産税について—その基本的な仕組みと運用方法の概要—」地方税 55 巻 11 号 77 頁(2004)。
- 匿名記事「配偶者居住権の賃料収入と所得区分」税務通信 3729 号 51 頁(2022)。
- 匿名記事「配偶者居住権の賃料収入と必要経費」税務通信 3735 号 52 頁(2023)。
- 内藤尚志「地方税法における資産課税のあり方に関する調査研究委員会報告書について」地方税 48 巻 4 号 87 頁(1997)。
- 内藤尚志「アメリカの財産税の概況について」地方税 51 巻 5 号 89 頁(2000)。
- 中里実「企業課税における課税所得算定の法的構造」『法人税の研究 租税法論集 I』4 頁(有斐閣, 2021)〔初出 1983〕。
- 中牟田智朗「判批」近畿大学産業理工学部かやのもり 25 号 7 頁(2016)。
- 福岡右武「判解」民事篇平成 4 年度 266 頁(1995)。
- 堀招子「判批」税経通信 72 巻 3 号 172 頁(2017)。
- 前田高志「アメリカの地方財産税について」オイコノミカ 41 巻 3・4 号 67 頁(2005)。
- 松岡章夫「配偶者居住権の税務実務における問題点」税研 38 巻 3 号 60 頁(2022)。
- 水野武夫「判批」租税判例百選〔第 4 版〕176 頁(2005)。
- 水野忠恒「譲渡所得の取得価額」日税研論集 50 号 63 頁(2002)。
- 森照雄「判批」税理 60 巻 11 号 218 頁(2017)。
- 八ツ尾順一「配偶者居住権の税務上の取扱い—借家権と比較して—」税法学 585 号 79 頁(2021)。

- 山田麻未「所得稼得に寄与する支出と消費の関係」税大ジャーナル 33 号 1 頁(2021)。
- 山田俊一「未経過固定資産税の精算金は譲渡所得の収入金額に当たるか」税理 63 巻 15 号 210 頁(2020)。
- 山田二郎「判批」租税判例百選〔第 3 版〕 114 頁(1992)。
- 吉川富造「未経過固定資産税等相当額の取扱い」税務研究 21 号 63 頁(2015)。
- 吉村典久「消費税の課税要件としての対価性についての一考察—対価性の要件と会費・補助金」金子宏編『租税法の発展』 396 頁(有斐閣, 2010)。

(資料)

- 国土交通省「不動産価格指数 不動産取引件数・面積」(https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk5_000085.html, 2024 年 1 月 31 日最終閲覧)。
- 総務省「国税・地方税の税収内訳(令和 3 年度決算額)」(https://www.soumu.go.jp/main_content/000861321.pdf, 2024 年 1 月 31 日最終閲覧)。
- 総務省「固定資産税」(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/150790_15.html, 2024 年 1 月 31 日最終閲覧)。
- 総務省「固定資産税の概要」(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/149767_08.html, 2024 年 1 月 31 日最終閲覧)。
- 総務省「市町村税収全体に占める固定資産税収の割合(令和 3 年度決算額)」(https://www.soumu.go.jp/main_content/000763361.pdf, 2024 年 1 月 31 日最終閲覧)。

[洋書]

(書籍)

- 1 BERNARD D. REAMS, JR, INTERNAL REVENUE ACTS OF THE UNITED STATES : THE REVENUE ACT OF 1954 WITH LEGISLATIVE HISTORIES AND CONGRESSIONAL DOCUMENTS(1982).
- 1 ROBERT H. MONTGOMERY ET AL., MONTGOMERY'S FEDERAL TAXES- CORPORATIONS AND PARTNERSHIPS(1943-1944).
- 2 BERNARD D. REAMS, JR, INTERNAL REVENUE ACTS OF THE UNITED STATES : THE REVENUE ACT OF 1954 WITH LEGISLATIVE HISTORIES AND CONGRESSIONAL DOCUMENTS(1982).
- AMERICAN INSTITUTE OF ACCOUNTANTS. COMMITTEE ON FEDERAL TAXATION, RECOMMENDATIONS FOR AMENDMENT OF FEDERAL TAX LAWS: SUBMITTED TO THE 81ST CONGRESS, SECOND SESSION(1950) (ebook-HeinOnline).
- BORIS BITTKER & LAWRENCE LOKKEN, FEDERAL TAX OF INCOME, ESTATES AND GIFTS(2023)(ebook-Westlaw).
- CLARENCE F. REIMER. DIFFERENCES IN NET INCOME FOR ACCOUNTING AND FEDERAL INCOME TAXES(1949).
- JOHN K. McNULTY & DANIEL J. LATHROPE, FEDERAL INCOME TAXATION OF INDIVIDUALS IN A

NUTSHELL(7th ed 2004).

- MARVIN A. CHIRELSTEIN & LAWRENCE ZELENAK, FEDERAL INCOME TAXATION(14th ed. 2018).
- UNITED STATES. CONGRESS. HOUSE. COMMITTEE ON WAYS AND MEANS, INTERNAL REVENUE CODE OF 1954 : REPORT OF THE COMMITTEE ON WAYS AND MEANS, HOUSE OF REPRESENTATIVES TO ACCOMPANY H.R. 8300, A BILL TO REVISE THE INTERNAL REVENUE LAWS OF THE UNITED STATE(1954).
- UNITED STATES. CONGRESS. SENATE. COMMITTEE ON FINANCE, INTERNAL REVENUE CODE OF 1954 : REPORT OF THE COMMITTEE ON FINANCE, UNITED STATES SENATE TO ACCOMPANY H.R. 8300, A BILL TO REVISE THE INTERNAL REVENUE LAWS OF THE UNITED STATES(1954).

(論文)

- Andrew J. Munro, *Apportionment of Real Property Taxes in Michigan: The Methods Used and Their Federal Income Tax Impact*, 1978 DET. C.L. REV. 625(1978).
- Chester M. Edelman, *When can accrued taxes be allowed as tax deductions*, 85 THE JOURNAL OF ACCOUNTANCY, 328(1948).
- H.R.REP. No.1337, 83d Cong., 2d Sess(1954).
- Maurice Austin, *Major Legislative Changes and Judicial Decisions Since 1939*, in CONTEMPORARY ACCOUNTING Chap.24. p.1(Thomas W. Leland ed., 1945).
- Maurice Austin et al., *The Internal Revenue Code Of 1954: Tax Accounting*, 68 HARV.L.REV. 257(1953).
- Milton Rindler, *Accounting Principles and the Administration of the Federal Income Tax Law*, 13 THE NEW YORK CERTIFIED PUBLIC ACCOUNTANT. 379(1943).
- Robert S. Holzman, *Tax classics.*, 28 TAXES 571(1950).
- R. T. Boehm, *Ohio Real Estate Tax Liens and Collections: Their Federal Tax Consequences*, 27 U. CIN. L. REV. 372(1958).
- Stanley S. Surrey & William C. Warren, *The Income Tax Project Of The American Law Institute: Gross Income, Deductions, Accounting, Gains And Losses, Cancellation Of Indebtedness*, 66 HARV.L.REV. 761(1953).
- Willard J. Lammers, *Apportionment of Taxes on Real Property between Seller and Purchaser in Illinois*, 35 TAXES, 536(1957).

我が国の租税法上の外国事業体の取扱いに関する一考察

石井 琢磨

【要旨】

本稿は、外国事業体の租税法上の取扱いについて論じたものである。特に、デラウェア州 LPS 事件の最高裁判決後に出された国税庁による英文公表に端を発する問題を中心に考察した。

最高裁により外国事業体の租税法上の取扱いに係る判断基準が示されたが、その適用については課税実務上の課題があるだけでなく、我が国の投資家が外国に対して行う投資活動においても経済的な問題が生じることとなった。これらの問題解決のために国税庁により英文公表が出されたが、それが新たに租税法律主義に反するという問題を生じさせている。国税庁による英文公表は、米国 LPS をパス・スルー事業体として取り扱うことに対して異議を追求しないとするものであり、最高裁判決と真逆の税務処理を認めるものであった。また、その内容は、これまでの課税実務上の処理と整合するものでもあり、最高裁により外国事業体の法人該当性についての判断基準が示された後も、国税庁による英文公表の内容に基づいて、米国 LPS について法人として取り扱わず、所得をパス・スルーさせる税務処理を継続しているケースは少なくないと思われる。

本稿では、多種多様な事業体の広がりやその課税関係、そして、BEPS プロジェクトとそれを受けた各国の先進的な取組みを考察することにより、問題の解決策を検討した。その結果、BEPS プロジェクトの最終報告書による勧告にあるリンクング・ルールの導入は、我が国の抱える問題を解決するものではないと結論付けた。

そのことから、我が国の抱える問題を BEPS プロジェクトの勧告から切り離し、「支払い」という取引のミスマッチを無くすのではなく、事業体そのもののミスマッチを無くすという観点から、デンマーク法人税法を参考にした提言を行った。具体的には、外国法人について、その所得が当該外国法人の本店所在地国の法令の規定により、当該外国法人の株主等である者の所得として取り扱われる場合には、当該外国法人を任意組合等として取り扱うことを規定すべきであると考ええる。これにより、国税庁の英文公表のみで税務処理を判断している現状を打開し、租税法律主義の問題を解決することができる。

反論として、外国法人と内国法人の性質の相違による課税の中立性の毀損や、外国の規定に合わせて我が国の取扱いを決めることによる国際裁定取引の増加といった意見が生じ得る。しかし、これらの反論は、現時点においても存在するものであり、かつ、事後的な対応により十分に解決し得るものである。

国際的な注目や生じ得る反論を前に過度に慎重になるのではなく、租税法律主義に反する現状に対して、早急に解決に向けた対応を進めるべきであると考ええる。

目 次

はじめに	1
第 1 章 我が国の租税法における事業体の取扱い	4
第 1 節 我が国における事業体	4
第 1 款 個人	4
第 2 款 法人	4
第 3 款 組合	5
第 2 節 法人の課税関係	7
第 3 節 組合の課税関係	10
第 4 節 小括	12
第 2 章 米国の租税法における事業体の取扱い	13
第 1 節 米国における事業体	13
第 1 款 会社 (Corporation)	13
第 2 款 パートナーシップ (Partnership)	14
第 3 款 有限責任会社 (Limited Liability Company)	15
第 2 節 米国における事業体の課税関係	16
第 3 節 小括	19
第 3 章 判例研究	20
第 1 節 ニューヨーク州 LLC 事件	20
第 1 款 事案の概要	20
第 2 款 判決要旨	20
第 3 款 判決の検討	21
第 2 節 デラウェア州 LPS 事件	22
第 1 款 事案の概要	22
第 2 款 判決要旨	23
第 3 款 判決の検討	27
第 3 節 バミューダ LPS 事件	28
第 1 款 事案の概要	28
第 2 款 判決要旨	29
第 3 款 判決の検討	29
第 4 節 小括	30
第 4 章 最高裁判決後に生じた課税実務上の影響と我が国の対応	32
第 1 節 課税実務上の影響	32
第 2 節 我が国の対応	34

第1款 立法上の対応	34
第2款 国税庁による英文公表	36
第3節 小括	37
第5章 ハイブリッド事業体に対する国際的な取組み	39
第1節 BEPS プロジェクト	39
第2節 諸外国の対応	42
第1款 英国	42
第2款 オーストラリア	43
第3款 デンマーク	44
第3節 我が国の対応	46
第1款 国内法の改正	46
第2款 租税条約の適用	47
第4節 小括	47
第6章 ハイブリッド事業体の取扱いに対する考察と提言	49
第1節 考察	49
第1款 問題の根源的背景	49
第2款 BEPS 対応との関連	49
第3款 国内法改正以外のアプローチ	50
第2節 提言	51
第1款 外国事業体に係る取扱いの統合	51
第2款 外国事業体に係る取扱いの公表	52
第3款 結論と反論	53
おわりに	55
参考文献等	56

はじめに

【問題の所在】

米国デラウェア州の法律に基づき設立されたリミテッド・パートナーシップ（Limited Partnership：以下「LPS」という。）の法人該当性について争われたデラウェア州 LPS 事件では、平成 27 年 7 月の最高裁判決によりデラウェア州 LPS は法人に該当するとされた。そこでは、我が国の租税法において「法人」の明確な定義が存在しないことから、私法からの借用概念として捉え、次の 2 つの判断基準を用いた枠組みが示された。最高裁判決によると、第一に当該事業体が外国法において日本法上の法人に相当する法的地位を付与されているか否かを判定し、これができない場合に第二の基準として当該事業体が権利義務の帰属主体であると認められるか否かで判定するという。内国法に明確な規定の無い外国の事業体の法人該当性について判断基準が示されたものの、これらの基準を納税者が適切に用いて法人該当性を判定することは容易ではないと考える。

また、最高裁判決は、LPS をいわゆるパス・スルー事業体として取り扱ってきたこれまでの課税実務上の常識を覆すものであり、当該判決以後、外国法に準拠して設立された事業体（外国事業体）が我が国の租税法上の法人に該当するとされた際の課税実務上の影響を検討する必要が生じることとなった。しかし、当該判決後、国税庁は米国 LPS の税務上の取扱いを示す英文文書を公表し、米国 LPS を通じて日本の居住者が得る所得の取扱いについて一切の異議を唱えないとした¹。文書公表の背景には日本の年金基金が日米租税条約の適用を受けられなくなるという問題があったとされるが、年金基金以外の投資家にとっても課税実務上の混乱を避けることができたという点においては意義のある行為であったと考える。他方で、最高裁判決を覆す内容の公表を行政が行い、その公表文に基づいて納税者が自身の税務処理を判断しているという状況は異様である。そして、このような状況に対して立法的な措置が何らなされていないことは租税法律主義の観点から問題があるといえる。この問題解決のため、外国事業体の我が国租税法上におけるあるべき取扱いを明確にするべきであると考ええる。

【本稿の構成】

本稿の出発点として、第 1 章で我が国の事業体を概観し、それらの課税関係について確認する。また、納税の主体である個人と法人以外にも、経済社会において広く利用されている組合についても課税上の取扱いを整理する。

第 2 章では、我が国との経済的な結びつきの強い米国における事業体とそれらに対する

¹ 国税庁「The tax treatment under Japanese law of items of income derived through a U.S. Limited Partnership by Japanese resident partners」
https://www.nta.go.jp/english/tax_information.pdf（最終アクセス日 2024 年 1 月 4 日）。

課税方法を確認する。事業体の特性や税制の比較をすることにより、その相違がもたらす問題について整理する。

第3章では、ニューヨーク州 LLC 事件、デラウェア州 LPS 事件、バミューダ LPS 事件を例に挙げ、外国法に準拠して設立された事業体を我が国の租税法上どのように判断するか整理をする。そこから、現状の判断枠組みにおける問題点を考察する。

第4章では、デラウェア州 LPS 事件の最高裁判決によって、再検討の必要が生じた課税実務上の影響を整理し、それらに対する我が国の立法上の対応を確認する。また、国税庁による英文公表の内容についても確認し、それにより新たに生じた問題を整理する。

第5章では、各国の事業体の取扱いにおける相違に対する国際的な取組みとして BEPS プロジェクトの内容を整理する。そのうえで、BEPS プロジェクトを受けた諸外国における対応及び我が国における対応を確認する。

第6章では、本稿におけるこれまでの議論を踏まえて考察を行い、外国事業体の取扱いについて筆者の提言を行う。

【本稿の結論】

我が国には多種多様な事業体が存在する。また、対象を外国まで広げるとそれこそ膨大な種類の事業体が存在し、それぞれの目的に沿った特性を有し、経済活動が行われている。外国事業体の租税法上の取扱いに係る判断基準は既に最高裁により示されているものの、その適用については課税実務上の課題があるだけでなく、我が国の投資家が外国に対して行う投資活動においても経済的な問題が生じることとなった。これらの問題解決のために国税庁により英文公表が出されたが、それが新たな租税法上の問題を生じさせている。

本稿の結論として、国税庁の英文公表により生じた租税法律主義に反するという問題を BEPS プロジェクトの勧告から切り離し、デンマーク法人税法を参考に外国事業体に係る自国の取扱いを他国の取扱いに合わせることで問題解決を図る提言を行う。これは、「支払い」という取引のミスマッチを無くすのではなく、両国における事業体の取扱いを統合することで事業体そのもののミスマッチを解消するものである。BEPS プロジェクトの勧告は、取引のミスマッチを対象にしているものであるが、国税庁の英文公表は、他国にてパス・スルー課税がなされているものを我が国でも認めるという内容であり、そこに取引のミスマッチは存在しない。そのため、BEPS プロジェクトの勧告通りにリンキング・ルールを導入したとしても、我が国の抱える問題の解決には繋がらず、BEPS プロジェクトの勧告とは異なるアプローチが必要になるのである。

既に最高裁判決により、現行法における解釈が示されていることから、問題の解決には立法措置を講じる必要がある。具体的には、外国法人について、その所得が当該外国法人の本店所在地国の法令の規定により、当該外国法人の株主等である者の所得として取り扱われる場合には、当該外国法人を任意組合等として取り扱うことを規定すべきであると

考える。これにより、国税庁の英文公表のみで税務処理を判断している現状を打開し、租税法律主義の問題を解決することができる。

この規定を導入する場合、外国法人と内国法人の性質の相違によって課税の中立性が損なわれるのではないかといった反論や、外国の規定に合わせて我が国の取扱いを決めることにより国際裁定取引が増加するのではないかという反論が想定される。しかし、これらの反論は、現時点においても存在するものであり、かつ、事後的な対応により十分に解決し得るものである。そのことから、租税法律主義に反する現状を放置することなく、早急に解決に向けた対応を進めるべきであると考ええる。

第1章 我が国の租税法における事業体の取扱い

本章では、我が国の事業体の区分と課税上の取扱いを整理する。それにより外国法に基づいて組成された事業体を我が国の租税法においてどのように考えるべきかを検討する基礎としたい。

第1節 我が国における事業体

第1款 個人

今日では、多種多様な事業体が存在しており、経済活動の主体として事業活動を行っている。通常、事業を始める際には事業体の選択が行われる。その選択に際しては、それぞれの事業体の属性を比較検討し、行おうとする事業に適したものが選択される。具体的な選択要素としては、責任の範囲や事業体の設立・維持にかかる費用の多寡、資金調達の容易さ等、多岐に渡る。本節では我が国における事業体ごとの特徴を概観する。

事業体を事業活動の主体として捉えると、最小単位は個人である。個人事業者（個人企業数）は令和3年6月時点で約161万人存在している²。高齢化による廃業の影響で数は減少傾向にあるが、近年の政府による副業・兼業の推進もあり、今後より身近な事業形態として存在感を増すことも考えられる。個人事業は開業手続きが簡便であり、開業にあたっての費用も少ない。また、次に述べる法人と比較して、事業における利益（所得）の少ない段階においては税負担が少ないことから、開業当初は個人事業者として事業を営むケースが多くみられる。他方で、社会的な信用度の低さから事業に際しての資金調達がしづらいことや、債務について無限責任を負うことから、一般的に小規模な事業を営んでいる。

第2款 法人

法人は、個人と並んで法的人格を有する存在であり、資本主義経済社会において数多く活用されている。令和3年6月時点で、法人は約206万社存在し、個人事業者を上回る水準である³。我が国の民法は法人法定主義を原則としている⁴。従って、何らかの法律により社团は法人となるが、その代表的な法律は会社法であろう。会社法の規定する会社には、株式会社と持分会社の2つの類型があり、持分会社には合名会社、合資会社、合同会社という3つの種類がある。会社法上の会社は法人とされることから、いずれの会社も

² 総務省・経済産業省「令和3年経済センサスー活動調査結果」

https://www.stat.go.jp/data/e-census/2021/kekka/pdf/k_outline.pdf（最終アクセス日 2024年1月4日）農業、林業、漁業に属する個人企業は集計から除かれている。

³ 総務省・経済産業省・前掲注2）。

⁴ 民法第33条。

法人格を有する⁵。

株式会社の特徴は、①出資者による所有、②法人格の具備、③出資者の有限責任、④出資者と業務執行者の分離、⑤出資持分の譲渡性にあるとされる⁶。これらの特徴より、多数の出資を集め、大規模な共同事業を営むことに適した形態であるといえる。他方で、現行の会社法の下での株式会社は、小規模かつ非公開型の企業にとっても利用しやすいように柔軟な制度設計がされており、一人会社といった実質的には個人事業者と変わらない運営をしている会社もある。実際、有限責任や税制上のメリットを享受する等の理由から事業規模の拡大とともに、いわゆる法人成りを検討する個人事業者は多く存在すると考える。

持分会社は株式会社の特徴の多くを共有せず、後述する民法上の組合に類似する点が多いとされる⁷。持分会社は株式会社と同様に法人格を有するが、持分の譲渡には原則として他の社員の同意を要する。社員の地位の内容は株式会社の場合は持株割合で決まるが、持分会社は基本的に定款の定めによって決まる。また、社員自身が持分会社の業務執行を行うため、所有と経営が一致している状態にある。会社の債務についての社員の責任の範囲は、持株会社の種類によって異なり、合名会社では社員全員が無限責任を負い、合資会社では一部の社員が無限責任を負い、他の社員は有限責任を負う。合同会社は株式会社と同様に社員全員が有限責任のみを負う。我が国には中小規模の非公開型企業にも使いやすい柔軟な株式会社制度があることから、持分会社の利用はそれほど多くないとされる⁸。持分会社の中では活用数の多い合同会社は、設立・運営が容易で費用が少ないというメリットから、法人成りを行った一人会社の他に、証券化や再生可能エネルギー事業のヴィークル（vehicle）として多用されている⁹。

会社法以外にも法人を規定する法律は多く存在し、法人の種類は多岐に及ぶ。身近な法人の例を挙げると、営利法人として相互会社や税理士法人等が、非営利法人としてはNPO法人や学校法人等がある。また、特定目的会社や投資法人等といった特定の資産への投資・運用のみを目的とする法人もある。いずれの法人も特別法によりその法人の目的に沿った規律が定められている。過去からそうであったように、今後も社会の変化に応じて、必要とされる法人が立法によって新たに生まれていくものと考えられる。

第3款 組合

個人と法人の他に、経済活動の主体として重要な役割を果たしている事業体に組合が

⁵ 会社法第3条。

⁶ 神田秀樹『会社法（第25版）』（弘文堂、2023）26頁。

⁷ 田中亘『会社法（第4版）』（東京大学出版会、2023）25頁。

⁸ 田中・前掲注7）784頁。

⁹ 江頭憲治郎『合同会社のモデル定款－利用目的別8類型－』（商事法務、2016）7頁。

挙げられる¹⁰。組合の主なものとしては民法上の組合（以下「任意組合」という。）と商法上の匿名組合（以下「匿名組合」という。）がある。

任意組合は組合員が共同の事業を営むことを約することによって効力を生じ、組合財産が組合員に共有される契約形態である¹¹。しかし、契約とはいっても、組合という1個の団体的な関係を創造するものであり、売買や賃借などの典型契約とはその趣を異にする¹²とされ¹³、法人と組合を截然と区別するのは適当でないとされる¹⁴。組合員は組合財産に対し持分を有し、組合員の債権者は、組合財産についてその権利を行使することができない¹⁵。また、組合の事業から生じた利益や損失も組合財産を構成するものとして、各組合員に帰属する。組合員の損益分配にあたっては、損益は各組合員の出資の価額の割合に応じて分配するのが本来であるが、その割合の定め方には自由が認められており、契約で定めるところに委ねられている¹⁶。任意組合の例としては、建設工事等の事業を複数の業者が共同して行うジョイント・ベンチャー（共同企業体）や、シンジケートローンにおける銀行団、従業員持株会等がある¹⁶。また、平成10年には「中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律¹⁷」（平成10年法律第90号）が、平成17年には「有限責任事業組合契約に関する法律」（平成17年法律40号）が、それぞれ制定された。これは、投資家が無限責任を負うため十分な資金を集めることができない、という任意組合を活用したベンチャー企業投資の問題点を解決し、資金の円滑な供給を行うための制度を整備するものであった。令和4年12月末時点での総数は投資事業有限責任組合が3,836、有限責任事業組合が7,696となっている¹⁸。個人事業者や法人と比較すると数こそ少ないものの、いず

¹⁰ 信託についても投資信託や土地信託等、実質的には投資や事業を行う形態として機能している。信託の取扱いは重要な研究課題であると考えるが、対象が広範にわたることになるため、本稿では検討を行わないこととする。信託制度については道垣内弘人『信託法（第2版）』（有斐閣、2022）。信託の課税関係については佐藤英明『新版 信託と課税』（弘文堂、2020）を参照。

¹¹ 民法第667条、第668条。

¹² 我妻榮・有泉亨・清水誠・田山輝明『我妻・有泉コンメンタール民法—総則・物権・債権—（第6版）』（日本評論社、2019）1346頁。

¹³ 星野英一『民法論集第十巻』（有斐閣、2015）21頁。

¹⁴ 民法第677条。

¹⁵ 民法第674条。

¹⁶ 塩見佳男『新契約各論Ⅱ』（信山社、2021）406頁。

¹⁷ 平成16年に改正が行われ、ファンドに融資機能が追加され、ファンドの投資対象も拡充された。それに伴い、法律の名称も「投資事業有限責任組合に関する法律」と改称されている。

¹⁸ 法務省「登記統計 商業・法人 種類別 投資事業有限責任組合契約の登記の件数（平成10年～令和4年）」<https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003268335>（最終アクセス日2024年1月4日）、法務省「登記統計 商業・法人 種類別 有限責任事業組合契約の登記の件数（平成17年～令和4年）」<https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003268336>（最終アクセス日2024年1月4日）。

れも立法時より一貫して増加を続けており、任意組合から派生したこれらの組合の活用は今後も拡大していくものと推察される。

匿名組合は、当事者の一方が相手方の営業のために出資をし、その営業から生ずる利益を分配することを約することによって効力を生じ、匿名組合員の出資は、営業者の財産になる¹⁹。匿名組合は、資本の提供者と企業の経営者が連携して、出資者が企業経営が生ずる利益の分配を受ける共同企業的一种であるとされる²⁰。任意組合の組合員は無限責任を負い、法律上の権利義務も負うのに対し、匿名組合員は出資後何らの責任を負わず、法律上の権利義務は営業者のみが負う。このような特徴から、匿名組合員にとっては、投資の有利性と匿名性を得ることができ、営業者にとっては、出資に対して利益を分配すればよく、消費貸借のような確定利息を支払う負担を免れ、自由な経営を行うことができるとされる²¹。匿名組合の活用例は、規制の変化に応じて、時代によって変化している。現在は不動産流動化のスキームとして活用されており、また、最近ではクラウド・ファンディングのうち、ファンド型と呼ばれる投資方式のものや、広く一般から資金の借り入れを行うソーシャル・レンディングにも匿名組合が活用されている²²。

本節においては、経済活動の主体として個人、法人、組合を挙げ、その広がりや事業体の特徴を概観したが、次節以降ではそれらの事業体が租税法においてどのように区分され、課税がなされているかを確認する。なお、個人については、当然に自然人を指し、納税義務者の区分や範囲に関して議論の余地はないものと考え、省略する。

第2節 法人の課税関係

法人税法は、納税義務者について、公共法人を除く「法人」と規定している²³。事業体が法人税法の納税義務者とされた場合、事業体そのものに対して税が課される。これを一般に法人課税という。我が国の法人課税の特徴としては、①事業体の所得に法人税が課されること、②事業体が出資者に支払う利益の分配は課税所得の計算上減算項目にならないこと、③利益の分配は「配当」という性質決定がなされること、④事業体で生じた損失は出資者の所得計算に反映させることができないこと、の4つが挙げられる²⁴。また、我が

¹⁹ 商法第535条、第536条。

²⁰ 青竹正一『商法総則・商法行為』（信山社、2023）349頁。

²¹ 青竹・前掲注20）350頁。

²² 北村雅史『商法総則・商行為法（第2版）』（法律文化社、2022）159頁。

²³ 佐藤・前掲注10）343頁。佐藤教授は、人格のない社団等も法人税の納税義務が課されているが、私法の判例上形成されてきた「権利能力なき社団等」に対応する概念であること及び「権利能力なき社団等」が学説・判例が実質的な観点から民事法上の法人の範囲を拡大し、「組織体」を認めようとしたものであることから、民事法上の実質的な法人格の拡大に法人税法が対応したものであると述べている。

²⁴ 佐藤・前掲注10）346頁。これら4つの特徴を「法人課税のパッケージ」と呼んでいる。

国の法人税制は、私法上法人格を有するものを法人税の課税対象とし、そうでない場合には事実として存在する「組織体」の存在が無視され、「個人」のみを課税の対象としている²⁵。このことは、前節で概観した株式会社よりも民法上の組合に近いとされる合名会社や合資会社については法人税が課されるが、組合については課税の対象とならないことを意味する。

上記の法人税制の特徴を満たさない例外として、投資法人や特定目的会社等に対する特例措置がある。これは、一定の要件を満たす特定目的会社や投資法人等が配当可能利益の90%以上を配当する等の要件を満たした場合に、その支払配当を損金に算入するものである²⁶。このように、これらの法人は法人課税の対象となりつつも、実質的には法人税負担を免れている²⁷。このような課税方法は配当損金算入方式やペイ・スルー課税などと呼ばれる。

ところで、法人税の納税義務者である「法人」については、租税法上に定義は存在しておらず、私法における概念を借用している²⁸。租税法が用いている概念については、他の法分野から借用している概念を借用概念と、租税法が独自に用いている概念を固有概念と、2種類に分けて呼んでいる²⁹。このうち借用概念の解釈については見解が分かれているものの、法的安定性の見地から、私法上における意義と同義に解すべきという「統一説」が通説であり、裁判例でも用いられている³⁰。その他にも、私法上の意義とは異なる独自の意義を与えられるべきであるという「独立説」や租税法の目的との関連において探究すべきであるとする「目的適合説」が存在する³¹。また、借用概念と固有概念に区分する二分法によるのではなく、どちらにも当てはまらない概念を無理に区分する必要はないとして、租税法が社会通念で解釈すべきとの趣旨で規定している概念をその他の概念として三分法を採るべきという主張もある³²。

租税法における法人を通説とされる統一説の立場を取る場合、我が国の法人については、前述の通り、私法上法人格を与えられているものが該当することになる。他方で、外国の法人については、借用する私法は我が国の私法かそれとも外国の私法かという論点が生じる。事業体は一定の国の法律によって一般的権利能力を付与されることでその国の法人と

²⁵ 佐藤・前掲注10) 345頁。この状況を「法人対個人の二分法」と呼んでいる。

²⁶ 租税特別措置法第67条の14及び15。

²⁷ 実際には、配当可能金額と所得金額は一致せず、所得の全てを配当できるわけではないことから、一部法人課税も行われる。

²⁸ 法人税法第2条第3号にて内国法人を、第2条第4号にて外国法人を規定しているものの、法人の定義はない。

²⁹ 金子宏「租税法と私法—借用概念及び租税回避について—」同『租税法理論の形成と解明 上巻』(有斐閣、2010) 386頁。

³⁰ 金子宏『租税法(第24版)』(弘文堂、2021) 126—129頁。

³¹ 金子・前掲注29) 388頁。

³² 今村隆「借用概念論・再考」税大ジャーナル16号(2011) 51—52頁。

なる。そこで、法人の一般的権利能力の準拠法は法人の「属人法」や「従属法」といわれている³³。国際私法上、いかなる法律を法人の従属法とすべきかについては諸説あるが、最も有力であるのは、主として英米法系諸国によって採用されている設立準拠法主義と大陸法系諸国によって採用されている本拠地法主義であるとされる³⁴。設立準拠法主義とは、法人は常に一定の国の法律により設立され法人格を与えられるものであるから、法人が設立に際して準拠した法律を従属法とすべきという主張であり、これに対して、本拠地法主義とは、法人の活動の中心地は法人と最も密接な関係を持つその本拠地であり、社会一般の利益を保護するためにも、本拠地法を従属法とすべきという主張である³⁵。一般的権利能力を与える法が設立準拠法であることや、法人が本拠地を移動することにより従属法が変わることは望ましくないこと、などを根拠として設立準拠法主義が通説的見解であると考えられている³⁶。以上より、国際私法における法人の従属法の適用により、我が国の租税法における法人は外国私法の概念を借用することになるものとする。

しかし、国際私法から導かれる外国私法の概念を借用概念に含めることについては、統一説の立場から、否定的な主張が多くなされている。根拠としては、借用概念の我が国の租税法の立法にあたって、借用概念の借用に外国法を含めて立法しているとは考えづらいことや、外国私法の概念は多様であり借用概念の意義を一義的に確定できず、法的安定性を確保できなくなることなどが挙げられる³⁷。このような主張から、統一説の立場からは、外国法人の認許に関する民法第 35 条 1 項に依拠して、外国法を準拠法として組成され、外国法上法人格を付与された外国会社を意味するという解釈が導かれる³⁸。そもそも、統一説が通説とされるのは法的安定性を損なわないためであり、その観点からはこれらの主張には納得感がある。ただ、国際私法は国際的私法交通の円滑と安全の見地から、最も適当な法律を内外の私法の中から選択指定する法律であり、一般に強行法とされる³⁹。その国際私法が選択した外国私法の法人概念を借用しないことについては、論理的な根拠が薄いように思われる。

このような統一説の見解に対して、租税法固有の判断基準を定めるべきという主張も

³³ 溜池良夫『国際私法講義（第3版）』（有斐閣、2005）295頁、山田鐸一『国際私法（第3版）』（有斐閣、2004）227頁。

³⁴ 溜池・前掲注 33）295頁、山田・前掲注 33）227頁、木棚照一『国際私法』（成文堂、2016）247頁、石黒一憲『国際私法（第2版）』（新世社、2007）380頁。

³⁵ 溜池・前掲注 33）295頁、山田・前掲注 33）227頁。

³⁶ 溜池・前掲注 33）296頁、山田・前掲注 33）229頁。

³⁷ 小柳誠「租税法と準拠法―課税要件事実の認定場面における契約準拠法の考察―」税務大学校論叢 39号（2002）124頁、中里実「課税管轄権からの離脱をはかる行為について」フィナンシャル・レビュー94号（2009）14頁、落合秀行「外国事業体の税務上の取扱いに関する考察」税務大学校論叢 73号（2012）122頁。

³⁸ 小柳・前掲注 37）129―130頁、中里・前掲注 37）16頁。

³⁹ 溜池・前掲注 33）18―19頁。

ある。具体的には、団体の利益追求の性格に着目した、次章で後述する米国のキントナー規則に近づけるべきとする主張⁴⁰や、人格のない社団に対し最高裁が示した、管理経営の集中及び団体の存続性に重点を置いた認識基準が判断基準となるのではという主張⁴¹がある。これらの主張については、借用概念論における立場は明確にされていないものの、統一説の見解に対する反対意見であり、かつ、私法上の意義とは異なる独自の意義を与えているものではないことから、目的適合説の立場に立つものと考えられる。

第3節 組合の課税関係

組合は、私法における契約形態ではあるものの、通常の契約とは異なり、事業体を創出するものであることを第1節で確認した。租税法の研究者や実務家においても、組合は法的人格を有さないものの、何らかの事業体・組織体であることに異論は少ないと考える⁴²。他方で、組合の課税関係を検討する場合、組合を組合員の集合体としてみる見方と組合員とは別個の実体としてみる見方がある。前者は集合アプローチと、後者は実体アプローチとそれぞれ呼ばれる。

我が国の法人税制は、原則として法人格を有するものに対して法人税を課す。例外として、人格のない社団等が存在するが、この点、法人税基本通達1-1-1は任意組合及び匿名組合は人格のない社団等に該当しないとしている。そのため、法人税法の規定する納税義務者のいずれにもあたらない組合は、法人税の納税義務を負わない。従って、組合が営む事業活動から生じる所得に対しては、組合という事業体においては課税の対象とならず、組合員に帰属するものとして所得税又は法人税が課される。このような課税方式は、法人を実体として課税する法人課税と区別して、「組合課税」とか「構成員課税」あるいは「パス・スルー課税」と呼ばれる⁴³。このパス・スルー課税は、集合アプローチを採ったものである。ただ、パス・スルー課税は租税法上に定められている課税方法ではなく、組合財産が総組合員の共有に属するという民法の規定から、解釈上自然に導かれる帰結であるとされる⁴⁴。

このように、立法の整備がなされていない現状において、課税実務は国税庁による解釈通達によって運用がなされている⁴⁵。投資事業有限責任組合及び有限責任事業組合並び

⁴⁰ 水野忠恒『大系租税法（第4版）』（中央経済社、2023）446頁。

⁴¹ 渡邊幸則「チェック・ザ・ボックス規則について」金子古希『公法学の法と政策 上巻』（有斐閣、2000）610頁。

⁴² 金子宏「任意組合の課税関係」同『租税法理論の形成と解明 下巻』（有斐閣、2007）5頁、佐藤・前掲注10）344頁、太田洋「組合に係る課税関係についての若干の考察」金子宏・中里実編『租税法と民法』（有斐閣、2018）358頁等。

⁴³ 金子・前掲注30）550頁。

⁴⁴ 増井良啓「組合損益の出資者への帰属」税務事例研究49号（1999）53頁。

⁴⁵ 所得税基本通達36・37共-19から36・37共-21の2。法人税基本通達14-1-1か

に外国におけるこれらに類するものを含めた任意組合等については、所得税法における収入金額及び必要経費に対応する解釈通達として、所得税基本通達 36・37 共-19 の 2 があり、「組合員の組合事業に係る利益の額又は損失の額は、その年分の各種所得の金額の計算上総収入金額又は必要経費に算入する」と示されている。また、法人税基本通達 14-1-1 の 2 によると、組合事業からの利益又は損失は、組合員たる法人の益金又は損金の額に算入されるが、その際、稼得した利益又は損失は、それが現実に分配又は負担されているか否かに関わらず、分配又は負担されるべき利益又は損失の額が分配される。これらの解釈通達は、任意組合等については集合アプローチを採り、パス・スルー課税を行うという課税実務に安定性を与えていると考える。他方で、各通達の但し書きにて、任意組合等が毎年 1 回以上一定の時期において損益を計算し、各組合員への損益の帰属が当該発生後 1 年以内である場合には、任意組合等の計算期間の終了の日の属する暦年又は事業年度において組合事業に係る損益を取り込むとされている。これは、集合アプローチの原則通りに、組合員の計算期間に対応する組合事業の損益を計算することは、組合員ごとに計算期間が異なる状況において多大な事務負担が生じるためであるとされる⁴⁶。この取扱いは任意組合等を実体としてみる実体アプローチを採用しているといえる。つまり、任意組合等の課税関係においては、集合アプローチと実体アプローチを混在させている状況にあるといえる。

匿名組合については、所得税基本通達 36・37 共-21 の 2 によると、匿名組合の営業者が匿名組合員に分配する利益の額は営業者の所得計算上必要経費に算入するとされる。このため、営業者から匿名組合員に分配される利益は、営業者の段階では課税されず、匿名組合員の段階で課税されるのみとなり⁴⁷、二重課税の排除がなされる。また、同通達 36・37 共-21 によると、匿名組合員の立場からは、匿名組合契約に基づいて営業者から受ける利益の分配は雑所得とするとされている。このことから、いったん営業者の段階で課税の対象となるが、匿名組合契約上の利益配当請求権に基づいて払い出した部分を課税の対象から除外することになり、この点においてペイ・スルー型であるとされる⁴⁸。他方で、匿名組合員が法人である場合には、法人税基本通達 14-1-3 において、現実に利益の分配又は損失の負担が無い場合であっても、匿名組合契約により分配を受け又は負担をすべき金額を益金の額又は損金の額に算入するとされる。

ここまで、組合の課税関係の中でも本稿における主要な論点である、パス・スルー課

ら 14-1-3。

⁴⁶ 伊藤剛志「プライベート・エクイティ・ファンドと組合課税」金子宏・中里実・J.マーク＝ラムザイヤー編『租税法と市場』（有斐閣、2014）267 頁。

⁴⁷ 金子宏「匿名組合に対する所得課税の検討」同『租税法の基本問題』（有斐閣、2007）154 頁。

⁴⁸ 水野・前掲注 40）454 頁、増井良啓「多様な事業組織をめぐる税制上の問題点」フィナンシャル・レビュー 69 号（2003）119 頁。

税やペイ・スルー課税といった所得の帰属に関する取扱いを確認した。所得の帰属以外の課税関係についても租税法上の規定は少なく、数少ない法令及び通達で示されたもの以外は解釈に委ねられている状況である。このような状況下において、立法の整備が求められている⁴⁹。

第4節 小括

本章では、まず、我が国における事業体を個人・法人・組合の3つに区分し、私法や私法から法人設立を委任された特別法を概観することそれら特徴を確認した。我が国には、多種多様な事業体が存在するのみならず、それぞれの事業に適した事業体を選択され、経済活動の主体として活動している。また、私法における組合についても、契約という形態をとり、法人格の有無という点においては、法人と異なるものであるが、一種の共同企業であると学説上考えられている。我が国においては、法人も組合もそれぞれ事業の目的に沿った形で新たな立法がなされ、広がりを見せている状況にある。

次に、第1節で確認した事業体のうち、法人と組合について課税関係を確認した。我が国の法人税制は、原則として、法人格を有する事業体に法人税を課し、私法上は組織体として存在する組合が無視されており、「個人と法人の二分法」の状態にある。この状況下では、合名会社や合資会社のように民法上の組合に近い事業体も法人格を有することから法人課税がなされる。組合については、法人課税はなされず、パス・スルー課税やペイ・スルー課税が適用されているものの、租税法上の規定はなく、国税庁による解釈通達によって課税実務が行われている。

⁴⁹ 増井良啓「組織形態の多様化と所得課税」租税法研究 30 号（2002）155 頁、金子・前掲注 42）12 頁、森信茂樹「新たな事業体と組合税制」フィナンシャル・レビュー 69 号（2003）126 頁等。

第2章 米国の租税法における事業体の取扱い

本章では、我が国と経済的な結びつきの強い米国の事業体について、区分と課税上の取扱いを概観する。そして、米国の特徴的な課税制度であるチェック・ザ・ボックス規則（check the box regulations）の詳細を確認することで、外国との法律の相違により生じる課税上の問題を明らかにする。

第1節 米国における事業体

第1款 会社（Corporation）

米国においては州ごとに法律が制定されるという特徴的な法制度から、事業体の細部の相違を考慮すると実に多様な事業体が存在するといえる。他方で、法律が州ごとに異なることで生じる不都合があることから、各州の法律の統一を目指して、統一法や模範法が作成されている。それらは、統一法委員会（Uniform Law Commission）米国法曹協会（American Bar Association）等により作成され、それ自体は法規範として拘束力を持たないものの、州法制定に少なからず影響を与えている。州ごとの法律の規定から事業体を検討することは、個々の事業体の詳細な検討や各州法の比較という観点では有意義ではあるが、本稿の焦点からは逸脱することになることになる。そこで、本節においては、米国における主要な事業体に絞り、かつ、それらの統一法や模範法の規定から概観する⁵⁰。

米国において、一般的な事業形態として広く利用されてきたものに会社（Corporation）がある。模範法としては模範事業会社法（Model Business Corporation Act：以下「MBCA」という。）がある⁵¹。2023年1月時点で35州がMBCAを模範法として取り入れた会社法を施行しており⁵²、また、多くの州が参考としていることから州ごとの共通性が高いとされる⁵³。他方で、MBCA以上に、米国会社法の発展に大きな役割を果たしているのがデラウェア会社法（Delaware General Corporation Law：以下「DGCL」という。）であるとされる⁵⁴。というのも、米国の公開会社の50%以上、フォーチュン500企

⁵⁰ LPSやLLCの統一法のみならず、独自の規定を置く州法についても検討をしているものとして、水野忠恒「新たな事業体に対する課税の検討ーアメリカ合衆国における法人と組合の区別を参照しつつー」同『所得税の制度と理論ー「租税法と私法」論の再検討ー』（有斐閣、2006）391頁がある。

⁵¹ 1950年の公表以後、改正が重ねられ、1984年に全面改正がなされている。邦訳は、北沢正啓・平出慶道『アメリカ模範会社法』（商事法務研究会、1988）を参照。

⁵² American Bar Association, “Model Business Corporation Act Resource Center”, https://www.americanbar.org/groups/business_law/resources/model-business-corporation-act/（最終アクセス日2024年1月4日）。

⁵³ 西川郁生『アメリカビジネス法（第3版）ー契約類型と組織法』（中央経済社、2004）195頁。

⁵⁴ 山田雅史「米国会社法の構造」カーティス・J・ミルハウプト編『米国会社法』（有斐

業の64%がデラウェア州で設立されており⁵⁵、設立地として支配的な地位にあるためであるとされる⁵⁶。DGCLの特徴としては、取締役会に与えられる裁量が大きく、柔軟に経営を行うことができる点がある。また、非営利法人についても法律に含めているという点も特徴的である。米国における会社の性格としては、①法実体であること、②出資者における有限責任、③株式持分の自由移転性、④資本と経営の分離等が挙げられる⁵⁷。これらの特徴から、我が国でいう株式会社に相当するとされる⁵⁸。

第2款 パートナークシツプ (Partnership)

我が国の組合と類似する概念であるパートナークシツプ (Partnership) には、統一法として統一パートナークシツプ法 (Uniform Partnership Act : 以下「UPA」という。) がある。パートナークシツプとは、「共同所有者として、営利事業を営む2人以上のものから構成される団体⁵⁹」と定義されている。

パートナークシツプの利点としては、組織の内部関係を比較的自由に設定できる点一般在に挙げられる。パートナークシツプの債務については、州法に基づくとされるが⁶⁰、一般に全てのパートナー (構成員) が無限責任を負う。パートナークシツプは、英米法圏において用いられてきた事業形態であるが、今日では、無限責任を負うジェネラルパートナーと有限責任を負うリミテッドパートナーで構成される LPS や構成員全員が有限責任を負うリミテッド・ライアビリティー・パートナークシツプ (Limited Liability Partnership : 以下「LLP」という。) 等の事業体に派生している。LPS は後述の新たな事業体の立法により、米国国内での利用は減少しているものの、我が国の投資家が米国に投資をする際には検討がなされ、少なからず用いられる形態である。また、LLP は一般に法律事務所や会計事務所といった専門的サービスの事業運営形態として用いられる。

UPA は 1914 年に作成され、1997 年に全面改正がなされている。これは、改正前においては、前章にて述べた集合アプローチと実体アプローチの折衷案を採用していたことか

閣、2009) 12 頁。DGCL の邦訳は、北沢正啓・浜田道代『デラウェア会社法』(商事法律研究会、1988) を参照。

⁵⁵ The State of Delaware, “Delaware Corporate Law Forming a Delaware Corporation”, <https://corplaw.delaware.gov/forming-delaware-corporation/> (最終アクセス日 2024 年 1 月 4 日)。

⁵⁶ 山田・前掲注 54) 9 頁ー13 頁。支配的な地位を得た要因としては、デラウェア州が会社からの要望を沿う法改正を行ってきたことを挙げている。その結果、多くの会社が同州で設立されたことで、会社法を専門とする法律家、会計士等が集まり、会社法の内容の明確性及び法的安定性を保証し、さらなる会社法の発展を可能にしているとされる。

⁵⁷ MBCA §§3. 02, 6. 22, 6. 27, 7. 21.

⁵⁸ 西川・前掲注 53) 195ー197 頁。

⁵⁹ UPA §102(11).

⁶⁰ UPA §104.

ら、事業体の継続性において不都合が生じ、パートナーシップの性質として実体アプローチの採用が求められたことで改正されたものとされる⁶¹。具体的には、パートナーシップの事業体としての性質を明記することによって、改正前後での性質の変更を明白にしているとされる⁶²。性質を明記している規定として、UPA §201(a)では、「パートナーシップはパートナーとは別個の事業体である。」と定めている。改正前においてはパートナーの変更はパートナーシップの解散事由になるとされており、新たにパートナーシップを組成しなければならなかったが、この規定により、そのような事象の発生を防ぎ、事業体として安定させることができているものとする。さらに、UPA §203では、「パートナーシップによって取得された財産はパートナーシップの財産であり、パートナー個人の財産ではない。」と定めている。これらの点において、組合員が共同の事業を営むことを約することによって効力を生じ、組合財産が組合員に共有される契約形態である我が国における任意組合とは性質を異にするものであると考える。なお、UPA に対して修正を加えて立法を行っている州が多いことから、パートナーシップ法の統一性は改正前に比して低下したとされる⁶³。

第3款 有限責任会社 (Limited Liability Company)

有限責任会社 (Limited Liability Company : 以下「LLC」という。) は、前述の会社とパートナーシップの折衷的な企業形態である。1977 年にワイオミング州で初めて制定され、1996 年には米国の全ての州で LLC の立法化がなされた。統一法として、統一 LLC 法 (Limited Liability Company Act : 以下「LLCA」という。) がある。

LLC は、会社として独立の法的実体であり、出資者における有限責任がありつつも、パートナーシップのように柔軟な内部統治が可能であるという性格を有する。また、次節で後述するチェック・ザ・ボックス規則により、税務上はパス・スルー課税を選択することが可能である。その特性から LPS と比べて優位が認められ、米国内の家族経営の事業については LLC が主流になるとされる⁶⁴。現に、会社設立地において支配的な地位にあるデラウェア州の 2022 年における事業体別の設立件数は、会社 58,662 件、LPS/LLP 21,294 件に対して、LLC は 231,196 件となっており⁶⁵、LLC が他の事業体と比して多く

⁶¹ 加藤友佳「米国事業体の性質と法人該当性—最高裁平成 27 年 7 月 17 日判決の再考—」東北学院法学 81 号 (2021) 89-95 頁。

⁶² 加藤・前掲注 61) 95 頁。

⁶³ 加藤・前掲注 61) 96 頁。

⁶⁴ 大杉謙一「米国におけるリミティッド・ライアビリティー・カンパニー (LLC) およびリミティッド・ライアビリティー・パートナーシップ (LLP) について—閉鎖会社立法への一提言—」金融研究 20 巻 1 号 (2001) 170 頁。

⁶⁵ The State of Delaware, “Delaware Division of Corporations”, <https://corp.delaware.gov/stats/> (最終アクセス日 2024 年 1 月 4 日)。

選択されていることがわかる。

第2節 米国における事業体の課税関係

事業体を規定する法律は米国の各州にて制定されているが、米国の連邦政府が課す連邦税（federal tax）は、内国歳入法典（Internal Revenue Code：以下「I.R.C.」という。）にて規定されており、内国歳入庁（Internal Revenue Service：以下「IRS」という。）が執行する。I.R.C.にて規定される所得税（income tax）は、個人の所得に課される個人所得税のみならず、法人の所得に課される法人所得税も含まれる⁶⁶。また、税目ごとに別々の法律が制定されている我が国とは異なり、遺産税や贈与税等のあらゆる税目が I.R.C.上で規定されている。

I.R.C.において、法人（Corporation）は、小規模事業法人のうち所定の選択をした S 法人（S Corporation）とそれ以外の C 法人（C Corporation）に分けられる⁶⁷。後者の C 法人は毎年の課税所得に対して課税されるが、米国には、我が国における配当控除のような制度が無く、個人株主が受け取る配当に対しても所得税が課される⁶⁸。従って、法人段階と個人段階で二重課税が生じることになり、非導管性の強い事業体であるとされる。前者の S 法人を選択するためには、①内国法人であること、②株主が 100 人以下であること、③原則として株主が自然人であること、④株主が非居住者でないこと、⑤株式が 1 種類しか発行されていないこと、の 5 つを満たす必要がある⁶⁹。S 法人は、法人でありながら法人段階での課税がなされず、法人の株主に対してパス・スルー課税がなされる⁷⁰。S 法人制度の導入の趣旨としては、通常の法人よりも低い税率が適用させる株主に課税することで、小規模事業を援助し、育成することであったとされる⁷¹。このように米国においては、法人格の有無によって事業体として課税されるか否かが決まるのではなく、事業体の性質によって課税方法が異なる。この点が、法人対個人の二分法という状況にある我が国の法人税制と大きく異なると考える。また、上記の法人の他にも、ペイ・スルー課税を採用する法人として、RIC（Regulated Investment Company）や REIT（Real Estate Investment Trust）が、また、通常持分所有者への分配を支払利子として課税所得から控除したうえで残余持分所有者のみを対象にパス・スルー課税をするものとして、REMIC

⁶⁶ I.R.C. §11(a). 全ての法人の所得に対して課税されると規定している。

⁶⁷ I.R.C. §1361(a). また、ここでいう法人には社団（associations）、ジョイント・ストック・カンパニー（joint stock company）、保険会社（insurance companies）が含まれるとしている（I.R.C. §7701(a)(3)）。

⁶⁸ I.R.C. §61(a)(7). 他方で、法人株主の場合は、内国法人からの受取配当についても課税所得に含まれるが、その配当額の 50%又は 100%の控除が認められている（I.R.C. §243(a)）。

⁶⁹ I.R.C. §1361(b)(1).

⁷⁰ I.R.C. §1366.

⁷¹ 小川正雄「アメリカにおける S 法人の構造と課税関係」税法学 535 号（1996）30 頁。

(Real Estate Mortgage Investment Conduit) 等が存在する⁷²。

パートナーシップについては、I.R.C.において、「シンジケート、グループ、プール、ジョイントベンチャー、または他の法人化されていない組織で、それを通して、またはそれにより、何らかの事業、財務的な操作、または投機がなされており、かつ、本法において信託若しくは遺産又は法人でないものを含む。⁷³」と広範な定義がなされている。パートナーシップは、法人や信託に分類されなかった、複数当事者間の組織で事業活動を行うものの全部を含み、バックストップ的な存在であるとされる⁷⁴。

原則としてパートナーシップは所得税の納税義務を負わず、パートナーシップの構成員が所得税の納税義務を負うことになる⁷⁵。この点においてパートナーシップは集合アプローチを採っている。他方で、パートナーシップ自体で固有の所得計算を行うこととされており、実体アプローチも採用している⁷⁶。米国のパートナーシップは集合アプローチを基本としながら、実体アプローチを混ぜ込んだ折衷的制度であり、課税上半透明であるとも評されているとされる⁷⁷。例外として法人課税がなされるものとしては、証券市場で持分が売買される公開取引パートナーシップがある⁷⁸。これは、持分を証券市場で自由に売買できるパートナーシップであり、投資体と投資家とを別個に扱うことを正当化する事情であること、及び、持分が取引されることがパートナーシップとしての課税の執行上も困難であるという理由があるためとされる⁷⁹。

事業体の課税上の分類決定については、後述するチェック・ザ・ボックス規則が採用されるまでは、いわゆるキントナー規則により行われていた⁸⁰。キントナー規則は、事業体の分類について、4つの要件（①企業の継続性、②運営管理の集中、③持分の自由譲渡性、④有限責任性）のうち3つ以上の要件を有する事業体を租税法上の法人として分類し、2つ以下の要件のみを満たす事業体をパートナーシップとして分類する法人類似性テスト（four-factor corporate resemblance test）を定めていた。LLCを立法化する動きが各州で

⁷² 米国の事業体課税について、事業体別の特徴や課税方法を検討したものとして、高橋祐介「事業体課税ーアメリカ法を題材にしてー」税法学 559号（2008）151頁がある。

⁷³ I.R.C. §7701(a)(2). 本定義の日本語訳は佐藤・前掲注 10) 364頁より引用。

⁷⁴ 高橋・前掲注 72) 182頁。

⁷⁵ I.R.C. §§701, 702(c).

⁷⁶ I.R.C. §703. なお、法人課税がなされる例外として、選択大規模パートナーシップも存在していたが、2017年12月末をもって廃止されている（旧 I.R.C. §§771 to 777）。

⁷⁷ 高橋祐介「パートナーシップと国際課税」フィナンシャル・レビュー84号（2006）86頁。

⁷⁸ I.R.C. §7004.

⁷⁹ 佐藤英明「アメリカ連邦所得税における「パートナーシップ」の範囲に関する問題点」日税研論集 44号（2000）76頁。

⁸⁰ キントナー規則についての詳細は、佐藤・前掲注 10) 372頁、占部裕典「企業課税における法人概念ーアメリカにおける企業形態と租税要因ー」同『租税法解釈と立法政策 I』（信山社、2002）192頁等を参照。

活発化した後、IRS も各州の LLC をパートナーシップとして認める判断を行っていった。これは LLC が法人課税を避けるためにキントナー規則の定める要件の一部を欠いた状態にすることができたためである。具体的には、LLC は有限責任を有していることから、①企業の継続性、②運営管理の集中、③持分の自由譲渡性の 3 つの要件のうち 2 つを満たさないような形態がとられた。その結果、パートナーシップだけでなく LLC も分類判定に加わり、IRS は多大な労力を費やさなければならない状況となった。また、外国企業についても同様に分類判定が必要であることから、その判定のため外国の法制度等を理解しなければならず、その点においても IRS の事務負担は多大となった。このような状況から、キントナー規則はチェック・ザ・ボックス規則へ移行したとされる。

チェック・ザ・ボックス規則は、事業体を「当然法人 (per se corporation)」及び「適格組織 (eligible entity)」に分け、後者については、法人とするか、パートナーシップとするかを選択できるとした制度である。制度内容を以下で概観する。

まず、米国又は州の法律に基づき米国で組成された事業体を内国事業体といい、内国事業体でないものを外国事業体とする⁸¹。内国事業体の場合は、連邦法や州法で corporation や body corporate 等として組織された事業体や保険会社等の事業体は当然法人とされる⁸²。他方で、外国事業体の場合は、当然法人とされるものは特定外国法人として列挙される形となっている⁸³。そして、当然法人に該当しない適格事業体は、連邦税法上の分類を選択することが可能であり、具体的には、2 人以上の構成員がいる事業体はパートナーシップか法人を選択可能であり、所有者が 1 人の事業体は法人か事業体として無視されるかが選択可能となる⁸⁴。適格事業体を選択を行わなかった場合には、事業体の内国事業体は、2 人以上の構成員がいる場合はパートナーシップとなり、所有者が 1 人の場合はその事業体は無視される⁸⁵。外国事業体については、2 人以上の構成員がおり、少なくとも 1 人の構成員が有限責任を負わない場合はパートナーシップとされ、全ての構成員が有限責任を負う場合は社団とされ、所有者が一人で有限責任を負わない場合はその事業体は無視される⁸⁶。

このように、チェック・ザ・ボックス規則の導入により、事業体の課税上の取扱いについては、納税者の選択が可能となった。これにより、ハイブリッド事業体が容易に、かつ、明確に実現することとなり、タックス・プランニングの格好のツールとなったとされる⁸⁷。

⁸¹ Treas. Reg. §301. 7701-1(d), 301. 7701-5(a).

⁸² Treas. Reg. §301. 7701-2(b)(1)(3)(4)(5)(6)(7).

⁸³ Treas. Reg. §301. 7701-2(b)(8). なお、我が国の株式会社は特定外国法人とされている。

⁸⁴ Treas. Reg. §301. 7701-3(a).

⁸⁵ Treas. Reg. §301. 7701-3(b)(1).

⁸⁶ Treas. Reg. §301. 7701-3(b)(2).

⁸⁷ 本田光宏「ハイブリッド事業体と国際的租税回避について」フィナンシャル・レビュー

また、我が国においてチェック・ザ・ボックス規則と類似する制度を認めるべきかという議論については、慎重意見、否定意見が多い⁸⁸。これらの主張としては、我が国における法整備が進んでおらず、パス・スルー課税をどのように行うか不明確な点が多いというものや、国際的な租税裁定取引を増大させるというものがある。

他方、我が国においてもチェック・ザ・ボックス規則と類似する制度を導入すべきという見解もある⁸⁹。これは事業体の法人該当性を実質面から個別具体的に判断することは負担が大きく、納税者にこれらの負担を課すことは投資活動に影響を及ぼすという考えからの主張である。また、小規模事業等であり、法的性格を異にしているとしても実体的にはあまり異ならない場合に、限定的に課税方法を選択制とする余地は認められてもよいという意見もある⁹⁰。これらの肯定意見も、我が国におけるパス・スルー課税の法整備がなされていることを前提としているように思われることから、選択制の導入より先決すべきはパス・スルー課税制度の法整備であるという主張に集約されるものと考えられる。

第3節 小括

本章においては、まず、米国における主要な事業体として、会社、パートナーシップ及び LLC を挙げ、それぞれの模範法や統一法の規定から特徴を確認した。会社のように我が国の株式会社と似通った性質を有する事業体もあるが、パートナーシップという我が国には存在しない事業体もある。また、米国の事業体の大部分は州法に基づき設立されることから、細部の相違を含めると多種多様な事業体が存在するといえる。

次に、米国における事業体の課税関係を整理した。米国は我が国の法人税制とは異なり、法人格の有無によって法人課税をするか否かが決まるのではないことを確認した。事業体の課税上の分類判定には、過去にはキントナー規則という法人類似性テストが用いられていたが、LLC の立法による事務負担の増加により限界が生じ、分類決定を納税者に選択させるというチェック・ザ・ボックス規則へと移行した。そして、チェック・ザ・ボックス規則が導入されたことにより、ハイブリッド事業体が多く生まれ、タックス・プランニングのツールとして用いられるようになっている。この点から我が国でも同様の制度の導入を認めるべきかという議論については否定意見が多く存在している。

84 号 (2006) 103 頁。

⁸⁸ 増井良啓「投資ファンド税制の国際的側面－外国パートナーシップの性質決定を中心として－」日税研論集 55 号 (2004) 91－92 頁、森信茂樹「新たな事業体と組合税制構築の論点」中里実・神田秀樹編『ビジネス・タックス』(有斐閣、2005) 234 頁、高橋・前掲注 77) 97 頁等。

⁸⁹ 日本公認会計士協会「外国事業体課税に関する最近の論点整理と今後の方向性」租税調査研究報告 26 号 (2012) 13 頁。

⁹⁰ 佐藤英明「法人課税をめぐる問題状況－研究ノート」国際税制研究 6 号 (2001) 114 頁。

第3章 判例研究

本章では、外国法に基づいて組成された事業体の法人該当性について争われた判例を取り上げる。各判例において複数の争点が存在するが、法人該当性の判断に関する争点に絞って整理し、我が国における課税上の判断枠組みの検討を行う。

第1節 ニューヨーク州 LLC 事件

第1款 事案の概要

納税者Xはアメリカ・ニューヨーク州におけるリミテッド・ライアビリティ・カンパニー法（以下「NYLLC法」という。）に基づいて組成されたLLC（以下「本件LLC」という。）の行った不動産賃貸業にかかる損益を、本件LLCの構成員であるXの不動産所得等として所得税の確定申告をした。これに対し課税庁は、当該損益は法人である本件LLCに帰属するもので、Xの課税所得の範囲に含まれないとし、また、本件LLCがXに対して送金した分配金がXの配当所得にあたるとして更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分（以下「本件更正処分等」という。）をした。本件は、Xが本件LLCは我が国の租税法上の法人に該当しないと主張し、本件更正処分等の取消しを求めたものである。

第2款 判決要旨

1. 平成19年5月16日さいたま地裁判決

さいたま地裁判決⁹¹では、まず、「我が国の租税法上、法人そのものについて定義した規定はない」と述べ、「租税法上の法人は、民法、会社法といった私法上の概念を借用し、これと同義に解するのが相当である」と我が国の租税法上の法人は私法からの借用概念であるとした。そのうえで、「我が国の租税法上、「法人」に該当するかどうかは、私法上、法人格を有するか否かによって基本的に決定されている」と法人格の有無を判断基準とし、「本件LLCが法人格を有するか否かについては、米国ニューヨーク州法の内容と本件LLCの実質に基づき判断するのが相当である（民法36条、会社法933条、旧商法479条、法の適用に関する通則法等参照）」と判示している。

次に、本件LLCの実質につき、「本件LLCは、NYLLC法に基づき、その名において、(a)訴訟当事者になること、(b)財産を取得し、処分すること、(c)契約を締結する権能を有し、実際に、訴訟手続の当事者となることや財産を所有することを前提とした規定を本件オペレーティング契約に置いた上で、その名において、財産を所有・管理し、契約を締結していることが認められる」とし、「本件LLCは、米国ニューヨーク州法上法人格を有す

⁹¹ さいたま地裁平成19年5月16日判決・裁判所ウェブサイト・訟月54巻10号2537頁。

る団体であり、我が国の私法上（租税法上）の法人に該当する」と判示している。

2. 平成 19 年 10 月 10 日東京高裁判決

東京高裁判決⁹²の判示は、基本的に原審判決を引用する方式でなされており、原審判決と同様に本件 LLC は我が国の租税法上の法人であるとした。

東京高裁は、NYLLC 法が内部関係を構成員間の自由な合意によって決めることができる組合的規律を採用しているため、本件 LLC を我が国私法上（租税法上）の外国法人と認定することは相当でないという X による主張に対し、NYLLC 法の条文を参照しながら、「本件 LLC は、自然人とは異なる人格を認められた上で、実際にも、その名において、財産を所有、管理し、契約を締結するなど、控訴人及び P2 からは独立した法的実在として存在しているのであるから、我が国の私法上（租税法上）の法人に該当すると解するのが相当」として X の請求を棄却した。

また、本件 LLC がチェック・ザ・ボックス規則によりパス・スルー課税を選択していることについても、「上記選択の結果自体によって、本件 LLC がその設立準拠法である NYLLC 法において、権利、義務の主体となり得る法律上の資格、すなわち法人格が与えられているか否かの判断基準になるものとはいえない」として、課税方法の選択は法人格の有無の判断に影響しないと指摘をしている。

第 3 款 判決の検討

本判決は、外国法に準拠して設立された LLC が我が国の租税法上の「法人」に該当するか否かを初めて司法判断したものである。

国税庁は、米国 LLC が税務上の外国法人に該当するか否かについて、「①LLC は、商行為をなす目的で米国の各州の LLC 法に準拠して設立された事業体であること。②事業体の設立に伴いその商号等の登録（登記）等が行われること。③事業体自らが訴訟の当事者等になれるといった法的主体となることが認められていること。④統一 LLC 法においては、「LLC は構成員（member）と別個の法的主体（a legal entity）である。」、「LLC は事業活動を行うための必要かつ十分な、個人と同等の権利能力を有する。」と規定されていること。⁹³」という 4 つの特性を挙げた上で、外国法人と取り扱うのが相当であると公表している。本判決においてもこれらの特性が判決の判断材料として考慮されているといえる。

また、本件 LLC が租税法上の法人に該当するか否かは、基本的には私法上の法人格を有するか否かに決せられるとし、NYLLC 法の規定等からみて、本件 LLC は法人に該当

⁹² 東京高裁平成 19 年 10 月 10 日判決・裁判所ウェブサイト・訟月 54 卷 10 号 2516 頁。

⁹³ 国税庁「米国 LLC に係る税務上の取扱い」

<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/31/03.htm>（最終アクセス日 2024 年 1 月 4 日）。

すると判示している。ここから、我が国の私法のみならず、国際私法を考慮した判断がなされていることがわかる。他方で、本判決は、法令の内容だけでなく、団体の実質についても言及をしている。この点については、統一説と判旨の内容から論理的に導かれているとは言えないという意見がある⁹⁴。また、外国事業体の法人該当性を法人格の有無で判断するという点については、我が国の法人税制に沿ったものであり、判決の考え方について妥当なものとする見解もある⁹⁵。

本判決の結論としては、借用概念及び国際私法における通説から導かれており、妥当なものであると考える。ただ、団体の実質を法人該当性の判断基準に含めたことにより、納税者の予測可能性を害するものになったと考える。というのも、国ごとに法人の要素は異なることが通常であり、その状況下で団体の実質を判断基準に含める場合、我が国の法人とどの程度特徴が類似すれば法人と判断されるのか不明瞭さを残すことになるためである。また、借用概念統一説と判旨の内容から論理的に導かれているとは言えないとされる団体の実質を判断材料に含める理由についても示されていない。

第2節 デラウェア州 LPS 事件

第1款 事案の概要

本節で検討する事案の概要は以下の通りである⁹⁶。

納税者 X らは外国信託銀行を受託者とする信託契約を介して、米国デラウェア州におけるリミテッド・パートナーシップ法（以下「デラウェア州 LPS 法」という。）に基づいて設立されたパートナーシップ（以下「本件 LPS」という。）に出資した。本件 LPS は米国所在の中古集合住宅を対象とした不動産賃貸事業を行うものである。X らは本件 LPS のした不動産賃貸事業による所得が本件 LPS の構成員である X らの不動産所得であるとして、中古集合住宅に係る減価償却費を必要経費として計上することで不動産所得の計算上生じた損失を他の所得から控除して、所得税の確定申告又は更正の請求を行った。これに対し課税庁は、当該賃貸事業により生じた所得は不動産所得に該当せず、更正処分又は更正をすべき理由がない旨の通知処分を行った。本件は、X が本件 LPS は我が国の租税法上の法人に該当しないと主張し、本件更正処分等の取消しを求めたものである。

⁹⁴ 宮崎裕子「NY 州の LLC は租税法上の外国法人か」税研 148 号（2009）89 頁。

⁹⁵ 品川芳宣「我が国の租税法におけるアメリカ LLC の法的性格」税研 138 号（2008）89 頁。

⁹⁶ 本節で検討する事件としては名古屋事件、東京事件、大阪事件の 3 つであるが、これらの事件は同じ投資商品を購入した日本の納税者が起こした裁判であり、その事案の無いようにについてはほぼ同一であるため、事案の概要については 1 つにまとめることとする。また、事案の概要については、後述する（3）平成 27 年 7 月 17 日最高裁判決で述べられたものを参考にした。

第2款 判決要旨

1. 名古屋事件

(1) 平成23年12月14日名古屋地裁判決

名古屋地裁判決⁹⁷では、Xらの主張が受け入れられ、納税者側の勝訴となった。

名古屋地裁は「民法36条1項⁹⁸の「外国法人」とは、外国の法令に準拠して法人として成立した団体、すなわち外国の法令に準拠して法人格を付与された団体をいうと解されるから、外国の法令に準拠して組成された事業体が我が国の租税法上の法人に該当するか否かも、基本的には、当該外国の法令の規定内容から、その準拠法である当該外国の法令によって法人とする（法人格を付与する）旨を規定されていると認められるか否かにより判断されるべきである」と、法人の概念を民法から借用していること及び国際私法を考慮した判断をしている。そのうえで、法人該当性については「本件 LPS が我が国の租税法上の法人に該当するか否かについては、・・・基本的には、当該外国の法令の規定内容から、その準拠法である当該外国の法令によって法人とする旨を規定されていると認められるか否かという観点からこれを検討し、さらに、より実質的な観点から、当該外国の法令が規定する内容を踏まえて、当該事業体が我が国の法人と同様に損益の帰属すべき主体として設立が認められたものといえるかどうかを検証するのが相当であると解される」と判断した。

(2) 平成25年1月24日名古屋高裁判決

控訴審である名古屋高裁判決⁹⁹では、基本的に名古屋地裁が支持され、納税者側の勝訴となった。

名古屋高裁は、「我が国の法人については、人格のない社団及び組合との区別については法人法定主義が採用されており、内国法人であるか否かは形式的判断により判断されるのであるから、外国の法人についても、第一次的には、内国法人と同じく、準拠法上の法人格の有無という形式的判断により判断するのが論理的帰結である。」と述べている。また、損益の帰属主体についても、「我が国の私法上の法人であれば、我が国の租税法上損益の帰属主体となることが予定されているといえるが、権利義務の主体として取引行為を行い、財産及び債権債務の帰属主体となる存在であるからといって、必ずしも損益の帰属主体となるとは限らないことについては、・・・明らかである」とし、「米国の私法上、パートナーシップは、権利義務能力や訴訟当事者能力の存在が認められた以後においても、構成員間の契約に基づいて組成される「集合体」としての本質が損なわれることはなく、その損益が直接構成員に帰属するとの扱いも一貫して維持されているのであるか

⁹⁷ 名古屋地裁平成23年12月14日判決・民集69巻5号1297頁。

⁹⁸ 平成18年改正後第35条。

⁹⁹ 名古屋高裁平成25年1月24日判決・民集69巻5号1462頁。

ら、・・・損益が LPS に一旦帰属すると考えるべき理由はなく、上記認定判断（原判決引用）は何ら左右されない。」と結論付けている。ここから LPS が権利義務の主体となる場合でも、損益が LPS に帰属するわけではないとして、我が国の法人に該当しないと判断している。

（３）平成 27 年 7 月 17 日最高裁判決

最高裁判決¹⁰⁰では、名古屋高裁判決を破棄し、独自の判断を行った。

最高裁は、「外国法に基づいて設立された組織体が所得税法 2 条 1 項 7 号等に定める外国法人に該当するか否かを判断するに当たっては、まず、・・・〈1〉当該組織体に係る設立根拠法令の規定の文言や法制的仕組みから、当該組織体が当該外国の法令において日本法上の法人に相当する法的地位を付与されていること又は付与されていないことが疑義のない程度に明白であるか否かを検討することとなり、これができない場合には、・・・〈2〉当該組織体が権利義務の帰属主体であると認められるか否かを検討して判断すべきものであり、具体的には、当該組織体の設立根拠法令の規定の内容や趣旨等から、当該組織体が自ら法律行為の当事者となることができ、かつ、その法律効果が当該組織体に帰属すると認められるか否かという点を検討することとなるものと解される。」として、我が国の外国事業体に対する判断枠組みの基準についての見解を示した。そのうえで、〈1〉の基準について、「州 LPS 法は、同法に基づいて設立されるリミテッド・パートナーシップがその設立により「separate legal entity」となるものと定めているところ・・・デラウェア州法を含む米国の法令において「legal entity」が日本法上の法人に相当する法的地位を指すものであるか否かは明確でなく、また、「separate legal entity」とであるとされる組織体が日本法上の法人に相当する法的地位を有すると評価することができるか否かについても明確ではないといわざるを得ない。・・・州 LPS 法や関連法令の他の規定の文言等を参照しても本件各 LPS がデラウェア州法において日本法上の法人に相当する法的地位を付与されていること又は付与されていないことが疑義のない程度に明白であるとはいえない。」と判断した。〈1〉の基準が満たされないことから、次に〈2〉の基準について、州 LPS 法の内容から、「リミテッド・パートナーシップにその名義で法律行為をする権利又は権限を付与するとともに、リミテッド・パートナーシップ名義でされた法律行為の効果がリミテッド・パートナーシップ自身に帰属することを前提とするものと解され、このことは、同法において、パートナーシップ持分がそれ自体として人的財産と称される財産権の一類型であるとされ、かつ、構成員であるパートナーが特定のリミテッド・パートナーシップ財産について持分を有しないとされていることとも整合するものと解される。」とし、「本件各 LPS は、自ら法律行為の当事者となることができ、かつ、その法律効果が本

¹⁰⁰ 最高裁平成 27 年 7 月 17 日判決・民集 69 巻 5 号 1253 頁。

件 LPS に帰属するものということができるから、権利義務の帰属主体であると認められる。」と結論付けている。これにより〈2〉の基準が満たされ、外国法人に該当すると判断した。

2. 東京事件

(1) 平成 23 年 7 月 19 日東京地裁判決

東京地裁判決¹⁰¹では、Xら主張が認められ、納税者側が勝訴した。

東京地裁は、「民法 36 条 1 項の「外国法人」とは、外国の法令に準拠して法人として成立した団体というと解されるから、我が国の私法上の「外国法人」であるというためには、外国の法令の規定内容に照らして、外国の法令に準拠して法人として成立したと認められることを要するというべきである」とし、それに加え、「〈1〉租税法律主義（憲法 84 条）の下では、課税要件の定めは明確でなければならないこと、〈2〉租税法が私法上の概念を特段の定義なく用いている場合には租税法律主義や法的安定性の確保の観点から、原則として私法上の概念と同じ意義に解するのが相当であることを併せ考慮すれば、我が国の租税法上の法人は、法律により損益の帰属すべき主体（その構成員に直接その損益が帰属することが予定されない主体）として設立が認められたものであり、我が国の私法上の法人と同様、原則として、その準拠法によって法人とする（法人格を付与する）旨を規定されたものをいうと解すべきである。」として損益の帰属主体であるかという基準を採用した。

(2) 平成 25 年 3 月 13 日東京高裁判決

東京高裁判決¹⁰²では、東京地裁判決を覆し、国側の勝訴となった。

東京高裁は、「今日では、準拠法である法律の明文の規定の有無以外に、法人と民法上の組合や権利能力のない社団とを截然と区別する明確な一般的基準は必ずしも見出し難いものといわざるを得ず、・・・外国の法令に準拠して成立した団体が我が国の私法上の「外国法人」であるというためには、当該外国の法令の規定内容に照らして、当該外国の法令に準拠して法人として成立したと認められることを要するものというべきである。」として我が国の法人と組合の区分の難しさに言及した上で、国際私法における設立準拠法説を採用している。そのうえで、法人該当性について、「原則として、当該外国の法令の規定内容から、その準拠法である外国の法令によって法人とする（法人格を付与する）旨が規定されていると認められるか否かによるのが相当である。そして、その判断に当たっては、当該外国の法令の規定内容をその文言に従って形式的に見た場合に、当該外国の法

¹⁰¹ 東京地裁平成 23 年 7 月 19 日判決・裁判所ウェブサイト・判タ 1400 号 180 頁。

¹⁰² 東京高裁平成 25 年 3 月 13 日判決・裁判所ウェブサイト・訟月 60 卷 1 号 165 頁。

令が当該事業体を法人とする旨規定しているかどうかだけではなく、当該外国の法令がその設立、組織、運営及び管理等についてどのように規定しているかも併せて検討すべきである。」として形式面のみならず実質面も考慮した判断をしている。

3. 大阪事件

(1) 平成 22 年 12 月 17 日大阪地裁判決

大阪地裁判決¹⁰³では、X らの主張は退けられ、国側の勝訴となった。

大阪地裁は、租税法上の法人を借用概念としたうえで、私法上の法人について、「私法の一般法である民法の解釈において、法人とは、「自然人以外のもので、権利義務の主体となることのできるもの」というと解されていることからすれば（我妻著書）、我が国の租税法上の法人概念についても、これと同様の観念を採用していると解するのが相当である」とし、外国法人の判断についても、「我が国の私法上「法人」に該当するということは、すなわち我が国の法制度上の権利義務につき、その主体となることのできるものであることを意味するというべきである」と述べ、外国法人についても同様に解釈するべきとした。

そして、上記の権利義務の主体であるか否かの判断については、「当該事業体はその準拠法においてどのような概念として定義付けられているかのみによって結論を導くことはできず、実質的な観点から、当該事業体に認められている能力及び属性の内容を検討し、その上で、我が国の私法上「法人」とされることによって当然に認められる能力及び属性（法人格から当然に派生する能力及び属性）を全て具備していると評価できるか否かにより決するほかはないというべきである。」と述べている。

その具体的な基準としては、「当該事業体が、〈1〉その構成員の個人財産とは区別された独自の財産を有すること、及び〈2〉その名において契約等の法律行為を行い、その名において権利を有し義務を負うことができること〈3〉その名において訴訟当事者となり得ること」として、3つの要素を挙げ、当該 LPS を我が国の法人に該当すると判断した。

(2) 平成 25 年 4 月 25 日大阪高裁判決

大阪高裁判決¹⁰⁴では、大阪地裁で認められた国側の主張を退けたものの、判断としては本件 LPS を租税法上の法人とし、国側の勝訴となった。

大阪高裁は、大阪地裁の判断基準について、「原判決基準〈1〉ないし〈3〉は、いずれも法人格が付与されることによって認められる法人の属性にすぎず、これらを満たせば法人に該当するというその立論に法的な根拠はないといわざるを得ない。殊に、独立した権利義務の主体となることが認められるのが正に法人なのであるから、法人該当性の判断基

¹⁰³ 大阪地裁平成 22 年 12 月 17 日判決・裁判所ウェブサイト・判時 2126 号 28 頁・判タ 1369 号 145 頁。

¹⁰⁴ 大阪高裁平成 25 年 4 月 25 日判決・裁判所ウェブサイト。

準として原判決基準〈2〉を掲げるのは、トートロジーであって、それ自体基準として不合理であるといわなければならない。」として退けた。そのうえで、州 LPS 法及び本件各 LPS 契約の内容から、「本件各 LPS は、独立した法的主体となり、その名において権利を取得し、これを行行使することができ、本件各建物の購入、賃貸その他の処分行為をすることができるものとされており、法令上法的主体性が付与されているのみならず、その属性においても、我が国の私法上の法人と異なるところはない。」と判断した。

第3款 判決の検討

デラウェア州 LPS 事件は、最高裁が外国事業体の法人該当性に関する判断基準を明らかにした点で意義がある。

最高裁判決による判断基準は、第一に形式的基準により判断し、形式的基準による判断が困難な場合に、実質的基準により判断するとして、2 段階で判断する旨を明らかにした。現行法における外国法人の解釈としては、借用概念及び国際私法の通説に沿ったものであり、また、事業体の実質を含めて判断することについても諸外国との法制度の相違等によるためであることを示しており、妥当な見解であると考ええる。ただ、このうち形式的基準については、設立準拠法令において、我が国の法人に相当する法的地位が付与されていることや付与されていないことが疑義のない程度に明白であるか否かを検討するとされており、この点について、形式的基準は内容が不明瞭であり、機能することに疑念を持つ見解が多くある¹⁰⁵。また、権利義務の帰属主体であるか否かという実質的基準については、多くの研究者が賛成するところであるが、特定の場面や状況の下でのみ、権利義務の帰属が認められるといった完全な権利義務主体性を有しない組織体も想定し得ることから、実質的基準の判断は難しく法的安定性に欠けるという見解もある¹⁰⁶。この点、最高裁判決において裁判長を務めた、元最高裁判事の千葉勝美氏は、法人該当性の判断にあたって、日本法上の法人との対比において、納税義務者にふさわしい属性を備えているか否かという観点から、権利義務の帰属主体性の有無を判断基準として用いるべきと述べている¹⁰⁷。また、形式的基準についても、国際的な法制の調和、抵触防止の要請に照らして、採用し得るものであるとし、判断の簡明性、客観性の観点から限定的なものに絞り込む必要があるとしている¹⁰⁸。しかし、形式的基準については、今後の事案の集積が必要なものであ

¹⁰⁵ 今村隆「LPS 事件最高裁判決の意義と今後に与える影響」租税研究 800 号（2016）299 頁、加藤友佳「米国リミテッド・パートナーシップの租税法上の「法人」該当性」ジュリスト 1496 号（2016）114 頁等。

¹⁰⁶ 宮塚久・北村導人「米国デラウェア州 LPS に関する最高裁判決の概要と実務への示唆」旬刊経理情報 1426 号（2015）43 頁。

¹⁰⁷ 千葉勝美「IFA 日本支部：第 13 回ウェブセミナーの報告 テーマ：米国の組織体 LPS の法人該当性と最高裁判例」租税研究 884 号（2023）116 頁。

¹⁰⁸ 千葉・前掲注 107）117 頁。

と考えられ、現時点ではその有用性に疑念があり、実質的基準についても、完全な権利義務主体性を有しない組織体の存在を考慮すると、我が国と同じ権利義務の主体性の有無を外国の法令から判断することには困難さが生じると考える。

ところで、最高裁判決により判断基準が示され覆されたものの、各地域の地裁及び高裁において示された判断基準も興味深いものがある。中でも、名古屋地裁、名古屋高裁、東京地裁において示された損益の帰属主体性という判断基準は、議論すべきものであると考える。これは、金子宏教授も「パートナーシップ (LLP) については、設立地の法律によって法人格が与えられていても、法人該当性の有無については、法人格の有無のほかに、その活動によって得られる損益の帰属主体であることがその本質的要素（本質的属性）であると解すべきところ、たとえばデラウェア州のパートナーシップは損益の帰属主体ではなく、損益はパートナーにパススルーするから、法人にはあたらないと解すべきである。」と支持している見解である¹⁰⁹。ただ、借用概念及び国際私法の通説から考えると論理的に導けない判断基準であると考え。というのも、第1章第2節で確認した通り、事業体は設立準拠法により一般的権利能力を付与されることでその国の法人となるのであり、損益が帰属することで法人となるか否かが決まるものではないからである。このように、法人を私法からの借用概念であると考えた限りにおいては、損益の帰属主体性は法人該当性の判断基準としては不適切であるといえるが、他方で、損益の帰属主体性を検討することは国際的租税回避の観点から有用であると考え。この点については、第5章において検討する。

第3節 バミューダ LPS 事件

第1款 事案の概要

納税者 X は英国領バミューダ諸島の法律に基づいて設立された LPS かつ特例パートナーシップ (exempted partnership、以下「本件 LPS」という。) である。X は日本国内の債券の取得・回収、不動産の取得・売却等を事業目的とする匿名組合の匿名組合員との間でスワップ契約を締結することにより、実質的に当該匿名組合契約の損益の分配を受けていた。これに対し課税庁は、X が国内源泉所得である匿名組合契約に基づく利益分配金を受け取ったにも関わらず、法人税の申告書を提出しなかったとして、X に対して、法人税についての決定処分及び無申告加算税の賦課決定処分（以下「本件各決定」という。）を行った。これに対して、X は法人税法上の納税義務者に該当せず、国内源泉所得である匿名組合契約に基づく利益分配金を受領した事実はないとして、主位的請求として、本件各処分に係る納税義務が無いことの確認を求め、予備的請求として本件各決定の取消しを求めたものである。

¹⁰⁹ 金子・前掲注 30) 553 頁。

第2款 判決要旨

1. 平成24年8月30日東京地裁判決

東京地裁判決¹¹⁰では、国側の主張が退けられ、納税者が勝訴した。

東京地裁は、借用概念及び国際私法を考慮したうえで、「当該外国の法令の規定内容その文言に従って形式的に見た場合に、当該外国の法令において当該事業体を法人とする（当該事業体に法人格を付与する）旨を規定されているかどうかという点に加えて、当該事業体を当該外国法の法令が規定するその設立、組織、運営及び管理等の内容に着目して経済的、実質的に見れば、明らかに我が国の法人と同様に損益の帰属すべき主体（その構成員に直接その損益が帰属することが予定されない主体）として設立が認められたものといえるかどうかを検討すべきであり、後者の点が肯定される場合に限り、我が国の租税法上の法人に該当すると解すべきである」として本件 LPS は租税法上の法人に該当しないと判断した。

2. 平成26年2月5日東京高裁判決

東京高裁判決¹¹¹でも、東京地裁判決を全面的に支持し、納税者側の勝訴となった。

東京高裁は、法人該当性の判断基準として「〈1〉原則として、当該外国の法令の規定内容から、その準拠法である当該外国の法令によって法人とする（法人格を付与する）旨を規定されていると認められるか否かによるべきであり、諸外国の法制・法体系の多様性（特にいわゆる大陸法系と英米法系との法制・法体系の本質的な相違）、我が国の「法人」概念に相当する概念が諸外国において形成されるに至った沿革、歴史的経緯、背景事情等の多様性に鑑み、当該外国の法令の規定内容その文言に従って形式的に見た場合に、当該外国の法令において当該事業体を法人とする（当該事業体に法人格を付与する）旨を規定されているかどうかという点に加え、〈2〉当該事業体を当該外国法の法令が規定するその設立、組織、運営及び管理等の内容に着目して経済的、実質的に見れば、明らかに我が国の法人と同様に損益の帰属すべき主体（その構成員に直接その損益が帰属することが予定されない主体）として設立が認められたものといえるかどうかを検討し、〈2〉の点が肯定される場合に、我が国の租税法上の法人に該当すると解するのが相当であると考え。」として、2つの基準を用いて判断している。

第3款 判決の検討

バミューダ LPS 事件は、地裁及び高裁ともに、デラウェア州 LPS 事件における名古屋

¹¹⁰ 東京地裁平成24年8月30日判決・裁判所ウェブサイト。

¹¹¹ 東京高裁平成26年2月5日判決・裁判所ウェブサイト・判時2235号3頁・判タ1407号86頁。

地裁、名古屋高裁、東京地裁で示された損益の帰属主体であるか否かという判断基準を採用している。この基準は上述の通り、最高裁判決において退けられた基準であるが、本件 LPS は法人に該当しないとして納税者の勝訴となっている。また、バミューダ LPS 事件の上告は、デラウェア州 LPS 事件の最高裁判決と同日に最高裁不受理となっている。この点につき、最高裁ではバミューダ LPS 事件はデラウェア州 LPS 事件と並行して審理されており、当時のバミューダ法は、イギリスのパートナーシップ法とほぼ同一であり、*legal personality* を有しないと解されていたとされる¹¹²。そのため、バミューダ LPS 事件は、損益の帰属主体か否かという判断基準が認められたものではなく、最高裁判決の判断枠組みに沿った検討の結果、法人でないと判断されたものであるといえる。

実際のパートナーシップを利用した投資では、投資対象選定の観点から、LPS が別の LPS のリミテッドパートナーとして投資するケースも一般的である。バミューダ LPS 事件の事案は、我が国の投資家が LPS を利用して外国に投資をするものではないものの、実務上、バミューダ LPS がデラウェア州 LPS にリミテッドパートナーとして投資するケースも十分に考え得るといえる。その場合、バミューダ LPS はデラウェア州 LPS の損益をパス・スルーする形で取り込んでいると考えられ、我が国の投資家とデラウェア州 LPS の間にバミューダ LPS を挟むことで、デラウェア州 LPS 事件で行われた損失の取込を実現することができてしまう。しかし、リミテッドパートナーである我が国の投資家の行う取引の経済的実態としては、資金の拠出のみであり、どの LPS を利用しようとも同様である。このように、取引の経済的実態が同様であるにも関わらず、ストラクチャーの設計次第で課税方法が異なるという事象が生じることには公平性の観点から疑念が生じ得ると考える。

第4節 小括

本章では、外国事業体の法人該当性の判断基準に焦点を当てて、3つの事件を検討した。法人該当性について、最高裁により判断基準が示されたことは、一定程度客観的な判断ができるようになったといえ、大きな意義を有している。また、筆者としても、最高裁で示された判断基準は、現行法における解釈としては妥当なものであると考える。しかし、各国の事業体が日本法上の法人に相当する法的地位を付与されているか否か、当該組織体が我が国と同じ権利義務の帰属主体であると認められるか否かを外国の法令から判断することは容易ではなく、実際の適用については疑念があるといえる。

複数の判決で採用されていた損益の帰属主体性の有無については、法人該当性の判断基準としては不適切であると考えられるが、国際的租税回避の観点では重要な論点であり、検討する価値のある判断基準であると考ええる。

¹¹² 千葉・前掲注 107) 121 頁。

また、実際のパートナーシップ投資においては、LPS が他の LPS のリミテッドパートナーとして投資を行うケースも一般的にみられる。バミューダ LPS については法人でないという判断がなされていることから、ストラクチャー設計によっては、デラウェア州 LPS 事件で行われた損失の取込が実現され得る。この点、我が国の投資家の経済的実態は同様であるにも関わらず、異なる課税がなされることとなり、租税の公平性に疑念が生じる。

第4章 最高裁判決後に生じた課税実務上の影響と我が国の対応

デラウェア州 LPS 事件により、これまで検討する必要のなかった様々な課税上の問題が露見することとなった。本章では、課税実務上の影響を整理することでそれらの問題を確認し、それらに対する我が国の対応を検証する。

第1節 課税実務上の影響

デラウェア州 LPS 事件の最高裁判決の後、課税実務に与える影響について、議論が多くなされた¹¹³。本節では、具体的な課税実務に与えた影響を整理する¹¹⁴。

まず、構成員が個人の場合は、所得区分について影響が生じる。これは裁判の争点でもあったが、これまでは外国事業体が行う事業の種類に応じて事業所得や不動産所得として、構成員において損益を取り込んでいた。しかし、外国事業体が法人と取り扱われることにより、外国事業体から実際に配当がなされた時に、法人からの配当として配当所得として認識することになる。また、所得区分の変更は、所得の帰属時期にも影響が生じることを示す。最高裁判決前においては外国事業体から生じた損益は、その発生時に構成員の所得として認識されていた¹¹⁵。この点、最高裁判決後は、構成員は外国事業体から配当がなされたときに収益を認識することになる。そのため、後述のタックスヘイブン対策税制の適用が無い限りにおいて、課税の繰延べが行われるという問題が生じる。

また、この点に付随して生じるものとして、タックスヘイブン対策税制の適用がある。外国事業体が任意組合等として整理される場合には、外国事業体そのものについては適用されないが、外国法人として整理される場合には、適用の可能性を検討する必要がある。具体的には、外国事業体が居住者及び内国法人によって直接又は外国法人を通じて間接に50%を超える持分を保有される場合には、当該外国事業体は外国関係会社に該当することになる¹¹⁶。また、外国事業体の本店所在地国における租税負担割合が20%未満である

¹¹³ 平野嘉秋「パートナーシップと国際課税問題－LPS 最高裁判決により開かれた“パンドラの箱”－」＜第1回＞」国際税務 36 巻 4 号（2016）80－81 頁、鬼頭朱美「デラウェア LPS 最高裁判決が実務に与える影響」税務弘報 63 巻 12 号（2015）97－99 頁、宮塚・北村・前掲注 106）44－46 頁等。

¹¹⁴ なお、現在においては、税制改正により対応がなされたものもあるが、それらは第3節で後述することから、本節においては、最高裁判決当時に実際に生じた影響を検討する。

¹¹⁵ 実際には、LPS が毎年1回以上、一定時期において損益が計算されるという条件下で、個人の場合は LPS の会計年度終了の日の属する年に、法人の場合は LPS の会計年度終了の日の属する事業年度に認識されていたと思われる（所得税基本通達 36・37 共－19 の2、法人税基本通達 14－1－1 の2）。

¹¹⁶ 租税特別措置法第66条の6第2項第1号イ。

場合には、特定外国子会社等に該当する¹¹⁷。ここで、外国事業体の本店所在地国においてパス・スルー課税がなされている場合、外国事業体自体には課税がなされていない。条文の文言を形式的にあてはめると租税負担割合は 20%未満となり、結果として特定外国子会社等に該当し、タックスヘイブン対策税制が適用されることとなる。この点については、本税制の国際的な租税回避への対処という趣旨にそぐわない等の観点から異論もあるが¹¹⁸、パス・スルー課税を適用している外国事業体の取扱いについては不明確な状況にあると考える。

外国税額控除制度についても影響が生じる。居住者又は内国法人が外国法人の株式を直接保有しており、株式に係る配当を外国法人から受け取る際に、本店所在地国においてその配当から源泉税等が控除されているような場合には、居住者又は内国法人は一定の範囲において、外国税額控除を受けることができる¹¹⁹。そのため、外国事業体が任意組合等とされる場合には、その構成員である居住者又は内国法人は、その源泉税等を自らが負担するものとして、外国税額控除を受けることができる。しかし、外国事業体が法人とみなされる場合、外国法人から配当を受け取るのは外国事業体となり、その源泉税等を負担する者も外国事業体になる。その結果、外国事業体の構成員である居住者又は内国法人はその源泉税等について、外国税額控除を受けられなくなる。

また、租税条約上の恩典の享受に関しても影響が生じる。日米租税条約では、日米において課税上の取扱いが異なる事業体についての定めが置かれている。これは、LLC やパートナーシップを通じて稼得される所得に対して、税の減免といった条約の恩典を与えることにより、事業体を通じた投資を促進するため、このような事業体を通じて所得を稼得する場合における条約の特典に係る適用関係を明確にしたものとされている¹²⁰。具体的には、居住者又は内国法人が米国の事業体を通じて米国法人の株式に投資をするような例であれば、最高裁判決の通り、米国の事業体が法人であるとされる場合には、日米租税条約第 4 条第 6 項 (e) が適用されることになる。実際に条文に当てはめると「一方の締約国 (米国) において取得される所得であって、(i) 当該一方の締約国 (米国) において

¹¹⁷ 旧租税特別措置法施行令第 25 条の 19 第 1 項第 2 号。この点について、平成 29 年度及び平成 31 年度税制改正により、立法上の措置が講じられた。詳細は第 3 節にて後述する。

¹¹⁸ 長谷部啓「外国事業体と国際課税を巡る問題－各国租税法上の法人概念の相違に起因する諸問題を中心として－」税務大学校論叢 59 号 (2008) 215－222 頁では、タックスヘイブン対策税制の創設経緯等から、パス・スルー課税がなされることによって生じる問題は認識されていなかったとし、外国事業体の実体に即した対応として、簡便的な判定をすることが適当であるとする。

¹¹⁹ 所得税法第 95 条、法人税法第 69 条。

¹²⁰ 内閣府「日米新租税条約のポイント 財務省」<https://www.cao.go.jp/zeicho/history/1996-2009/gijiroku/soukai/2003/pdf/b03kaia.pdf> (最終アクセス日 2024 年 1 月 4 日)。

組織された団体を通じて取得され、かつ、(ii) 他方の締約国 (日本) の租税に関する法令に基づき当該団体の所得として取り扱われるものに対しては、この条約の特典は与えられない。」(下線部分は筆者にて追記。)となる。米国の事業体が、双方の国においてパス・スルー課税がなされる事業体であり、かつ、特典制限条項の制限が無い場合には、日米租税条約第 10 条に基づき軽減税率の適用を受けることができていた。この点について、最高裁判決により、課税関係が変動したといえる。また、その他の国でも、日米租税条約第 4 条第 6 項と同型の規定を置いている場合には同様の影響が生じる¹²¹。

ここまで、デラウェア州 LPS 事件の最高裁判決が課税実務に与えた影響を整理した。これまで米国 LPS は課税実務上、パス・スルー課税とされていることが一般的であったが、最高裁判決により、課税関係について広範な再検討を余儀なくされたものとする。また、本節における整理から、事業体の租税法における取扱いの変動は、租税法上の種々の制度の適用に影響を与えることが再確認できた。これらの詳細な検討には多大な事務負担を要すると考えられ、それを免れるためには、外国事業体の設立時や出資時において、法人該当性の判断を適切に行うことが重要であるといえる。他方で、最高裁判決で示された法人該当性に係る判断基準を適切にあてはめることができるか否かという問題が存在する。この点については前章において確認したように、権利義務の主体か否かという我が国の法人の特徴を外国の法令に照らして判断することは難しく、慎重な判断が必要になるものと考ええる。

第 2 節 我が国の対応

第 1 款 立法上の対応

1. 損失取込制限

本節では、最高裁判決の事案に関する立法上の対応を整理する。前節の課税実務上の問題を解消する対応ではないが、最高裁判決の事案に影響するものとして、平成 17 年度税制改正が挙げられる。平成 17 年度税制改正では、租税特別措置法において「特定組合員等の不動産所得に係る損益通算等の特例」措置が講じられた¹²²。これは、特定組合員に該当する個人が、組合事業から生ずる不動産所得を有する場合において、その年分の不動産所得の金額の計算上、当該組合事業による不動産所得の損失の金額があるときは、当該損失の金額に相当する金額は生じなかったものとみなす措置である。ここでいう特定組合員とは、任意組合等の組合契約を締結している組合員のうち、組合事業に係る重要な財産の処分若しくは譲受け又は組合事業に係る多額の借財に関する業務の執行の決定に関与

¹²¹ 日米租税条約第 4 条第 6 項と同型の規定を置いている国としては、英国、オーストラリア、フランス等がある。

¹²² 租税特別措置法第 41 条の 4 の 2。なお、特定組合員等には、特定組合員の他に信託の受益者である特定受益者も含まれる。本稿では特定組合員に絞って制度内容を整理する。

し、かつ、当該業務のうち契約を締結するための交渉その他の重要な部分を自ら執行する組合員以外のものをいうと規定されている。具体的には、投資事業有限責任組合における業務執行組合員や LPS におけるジェネラルパートナー以外の組合員が該当するものと考えられる。デラウェア州 LPS に係る各事件は平成 17 年度税制改正前の事案であったため適用されなかったが、平成 18 年以後においては、本改正により不動産所得上の損失を損益通算させることが制限された。

また、法人についても租税特別措置法において「組合事業等による損失がある場合の課税の特例」措置が講じられた¹²³。これは、法人が特定組合員であり、かつ、その組合契約に係る組合事業につき有限責任を負う場合には、当該組合事業に係る出資の価額を基礎として計算した金額を超える部分の損失の金額は損金の額に算入されないとする措置である。なお、本規定の対象となる組合契約には匿名組合契約も含まれている。

以上の 2 つの立法により、個人及び法人のいずれの場合であっても、組合事業から生ずる損失の計上について一定の制限がかかることとなった。

2. タックスヘイブン対策税制の適用

前節において述べた課税実務上の問題について、立法上の対応がなされたものはわずかである。タックスヘイブン対策税制の適用に係る問題については立法措置が講じられている。まず、平成 29 年度税制改正により、租税負担割合が 20%未満の場合に特定外国子会社等に区分されるという、いわゆるトリガー税率の規定が廃止された。これにより、外国事業体がパス・スルー課税を適用していた場合に、外国事業体自体に課税がなされていないため特定外国子会社等に該当し、タックスヘイブン対策税制が適用されてしまうという問題は解決された。しかし、外国事業体がパス・スルー課税を適用している場合に、適用対象金額等をどのように計算するかという問題については、依然として不明確な状況にあった。

この点、平成 31 年度税制改正において、タックスヘイブン対策税制の適用に関して、パス・スルー課税が行われる外国関係会社の適用対象金額等の計算方法について整備が行われている。具体的には、外国関係会社の租税負担割合の計算について、その本店所在地国の外国法人税に関する法令の規定のうち、企業集団等所得課税規定を適用しないものとして計算された金額を用いるとされている¹²⁴。ここでいう企業集団等所得課税規定には、連結納税規定の他、パス・スルー課税規定が含まれる¹²⁵。また、この改正に併せて国税庁による解釈通達も出され、原則的な計算の他、単体納税制度の規定による所得の金額やそれに近似する金額を算出することができる場合に簡便的な計算が認められることを示し

¹²³ 租税特別措置法第 67 条の 12。

¹²⁴ 租税特別措置法施行令第 39 の 17 の 2 第 2 項。

¹²⁵ 租税特別措置法施行令第 39 の 15 第 6 項。

ている。この改正により、外国事業体がパス・スルー課税の適用を受けている場合の取扱いが明確になり、問題の解決がなされたといえる。

第2款 国税庁による英文公表

最高裁判決後¹²⁶、国税庁はウェブサイト上で米国 LPS をパス・スルー事業体として取り扱うことに對し異議を追求しないことを英文のみで公表した¹²⁷。この英文公表の中で、「平成 17 年改正（外国パートナーシップに対する新たに導入された損失制限規則）に照らして」という記載がある。平成 17 年改正の詳細については前述した通り、任意組合等の特定組合員が組合事業から生じた不動産所得の損失については、生じなかったものとみなし、他の種類の所得と損益通算を認めないこととしたものである。この立法の手当てがなされたことで、外国事業体が法人であるか否かは重要でなくなったことが英文公表の背景であるとされる¹²⁸。この英文公表の記載から、損益通算を認めないという課税当局としての目的は個別否認規定を拡充することによって達成可能なものであり、個別否認規定により制限がなされればデラウェア州 LPS 事件において、法人該当性を争点として争う必要はなかったものといえる。

また、この英文公表では、日米租税条約の適用についても言及し、米国の LPS を通じて所得を得る日本居住者は条約の恩典を受ける資格があることを明言している。このことから、国税庁が英文公表を行った背景としては、前述した課税実務上の影響のうち、日米租税条約上の恩典の享受について重大な問題が生じたためであることがわかる。具体的には、我が国の年金基金が米国 LPS を通じて取得する所得に対して日米租税条約の適用ができないという問題が明らかになったためとされる¹²⁹。

年金基金とは規模は異なるが、我が国の金融機関の多くも米国の株式や不動産等も運用対象としている。米国での資金運用の際に用いられる事業体としては LPS が一般的であるが、米国 LPS の税務上の取扱いについて、最高裁判決にて法人に該当するとされた後も、従前同様にパートナーシップとしてパス・スルー課税の適用を継続しているケースが多いと思われる。この税務処理を継続するのは国税庁の英文公表の存在によるものである。仮に、国税庁の英文公表がなされなかった場合には、前節で述べた通り、任意組合等としての取扱いから外国法人としての取扱いに変更することとなり、税務コンプライアンス

¹²⁶ 英文公表には、日付の記載がなされていないが、複数の大手税理士法人のニュースレターによると、2017 年 2 月 9 日であるとされる。参考として、EY 税理士法人「国税庁が米国リミテッド・パートナーシップ（LPS）の日本における税務上の取扱いを公表」https://www.ey.com/ja_jp/ey-japan-tax-library/tax-alerts/2017/ey-japan-tax-alert-20170210（最終アクセス日 2024 年 1 月 4 日）。

¹²⁷ 国税庁・前掲注 1)。

¹²⁸ 増井良啓・宮崎裕子『国際租税法（第 4 版）』（東京大学出版会、2019）253 頁。

¹²⁹ 増井・宮崎・前掲注 128) 12 頁。

スに要する費用は膨大なものになったと推察する。そして、パス・スルー課税が適用できないという課税実務上の弊害から米国に対する投資活動は著しく減退することになったであろう。このような観点から、国税庁の英文公表は、課税実務上の混乱回避及び日米間の投資活動減退の阻止に繋がったと思われ、経済面に与える意義は大きかったと考える。

他方で、外国事業体の法人該当性判断において、この英文公表は米国 LPS のみを取り扱ったものか、また、外国事業体について納税義務者に事実上の選択権を与えたものであるといえるか等については不明確であり、国際課税実務上、混乱が生じているという意見もある¹³⁰。

また、最高裁判決を覆す内容の公表を行政が行い、その公表文に基づいて多くの納税者が自身の税務処理を判断しているという現状は異様であるといえる。そして、このような現状に対して立法的な措置が何らなされていないことは租税法律主義の観点から極めて問題がある。そればかりか、三権分立という権力抑制のシステムをも揺らがす状況にあると考えられる。

このように国税庁の英文公表は、課税実務上及び経済上の問題を解決しようとしたものだと考える。ここでは、米国 LPS についてのみしか言及していないものの、外国においてパス・スルー事業体として扱われる事業体を我が国においてもパス・スルー事業体として扱うという考え方を、最高裁判決の内容を覆す形で認めることとなり、新たな問題を生じさせた。しかし、大きな問題を有すると考えられるこの国税庁の英文公表について、言及をするものは少ない¹³¹。それらの多くは、租税法律主義や三権分立の原則に反する現状について、立法により解決されるべきであると述べている。

第3節 小括

本章では、デラウェア州 LPS 事件後に生じた課税上の影響を整理することで、租税法における取扱いの変動によって生じる問題を明らかにした。問題は、課税の繰延べやタックスヘイブン対策税制の適用、租税条約の適用等、多岐に渡る。これらの検討には多大な事務負担を要することから、外国事業体の設立時等において、適切に法人該当性を判断することが重要である。

次に、最高裁判決の事案に関する立法上の対応を確認した。組合事業の損失計上については、各裁判における事案の発生時においては制限されていなかったが、立法による措置が講じられ制限がかかっている。また、不明確となっていたタックスヘイブン対策税制

¹³⁰ 平野嘉秋「ハイブリッド事業体と国際課税問題ーハイブリッド・ミスマッチによる BEPS 問題を中心として」日税研論集 73 号 (2018) 146 頁。

¹³¹ 増井・宮崎・前掲注 128) 253 頁、平野・前掲注 130) 145 頁、本田光宏「多様な事業体への租税条約の適用」国際税務 38 巻 1 号 (2018) 48 頁。千葉・前掲注 107) 122 頁等がある。

の適用関係についても、整備がなされている。

租税条約の適用については、現在のところ立法上の対応はなされておらず、国税庁による英文公表によって、課税実務上の対応がなされている状況にある。第1節において整理した課税実務上の影響の大きさから、国税庁の英文公表は混乱を避けるという観点からは意義のあるものだといえる。他方で、最高裁判決を覆す内容を行政が公表し、納税者がそれに基づいて判断をしている現在の状況は異様であり、新たな問題を生じさせている。この状況は、租税法律主義の観点のみならず、三権分立という権力抑制システムの観点においても問題があり、立法により解決すべきであるといえる。

第5章 ハイブリッド事業体に対する国際的な取組み

ハイブリッド事業体を活用した租税回避は、各国の税制の違いを利用することで行われる。そのような背景から、一国による対応のみならず、国際的な取組みにより対応がなされている。本章では OECD の取組みを整理し、諸外国の対応と我が国の対応を検証する。そのうえで、我が国における外国事業体の取扱いについての問題解決に向けた示唆を得る。

第1節 BEPS プロジェクト

BEPS とは、Base Erosion and Profit Shifting の略称であり、「税源浸食と利益移転」と訳される。OECD が BEPS プロジェクトを立ち上げたのは 2012 年 6 月である。当時の時代背景を簡単に概観すると、2008 年に端を発するリーマン・ショックによる経済不況に対応するため、各国政府は大規模な財政出動を行い、その結果、各国の財政状態は大きく悪化していた。そこで、各国は消費税や所得税の増税を行うことで、財政の健全化に努めている状況であった¹³²。個人に対しての税負担が高まる一方で、巨大な多国籍企業は、国境を越えて事業を行うことから、税率の低い国に所得を集約し、不当に納税負担を軽減しているのではないかといった報道が行われるようになっていた。このような時代背景の下で、BEPS が問題視されるようになった。

OECD が 2013 年 7 月に発表した BEPS 行動計画では、15 の行動計画に沿って BEPS プロジェクトを進めるとしており、2015 年 10 月の『Base Erosion and Profit Shifting Project 2015 Final Reports』(以下「最終報告書」という。)で、それらの行動計画に対するレポートを公表している。なお、最終報告書にある勧告は、法的拘束力はなく、勧告の内容は、各国の租税法の改正や租税条約の改訂等を通じて実行される。また、勧告はその規範性のレベルによって 4 つのカテゴリーに分類される。規範性の強い順に列举すると、勧告の順守が要請され、加盟国が一貫した実施を約束する「ミニマム・スタンダード (minimum standard)」、順守が推奨される「既存のスタンダードの改正 (reinforced international standards)」、参加国で今後の方向性について概ねコンセンサスが得られた「共通アプローチ (common approach)」、BEPS に対処するため国内法の導入をしようとする国を支援する「ベスト・プラクティス (best practice)」である¹³³。

¹³² OECD, CONSUMPTION TAX TRENDS 2012 (OECD, 2012), pp. 68-69, OECD, “Table I.7. Top statutory personal income tax rates”
https://stats.oecd.org/index.aspx?DataSetCode=TABLE_I7 (最終アクセス日 2024 年 1 月 4 日) 2008 年から 2012 年にかけて、34 か国のうち、17 か国が消費税率を引き上げ、16 か国が個人所得税の最高税率を引き上げている。

¹³³ 田井良夫「BEPS 政策パッケージのミニマム・スタンダード及びベスト・プラクティスの国内法化」本庄資編『国際課税ルールの新しい理論と実務』(中央経済社、2017)

ハイブリッド事業体に関する対応が示されている項目は、15 の行動計画のうち、「行動 2 ハイブリッド・ミスマッチの効果の無効化」である。また、これは共通アプローチのカテゴリーに該当し、ミニマム・スタンダードと比べ勧告の内容についての各国の対応にはばらつきがある。OECD が今後の各国における進捗具合をモニタリングしながら、将来ミニマム・スタンダードとなるべきか判断していくとしている。ここでいうハイブリッド・ミスマッチとは、各国における税務上の取扱いの差異をいい、ハイブリッド・ミスマッチの効果とは、その差異を利用してもたらされる長期課税繰延べを含めた二重非課税をいう。ハイブリッド・ミスマッチの効果の無効化に関する議論は BEPS プロジェクト開始前から行われており、OECD は 1999 年に、パートナーシップが絡む事例に対して OECD のモデル租税条約をどのように適用するかについての見解を示し、モデル租税条約の改正案を提示した『The Application of the OECD Model Tax Convention to Partnerships』を公表している¹³⁴。また、OECD は、2012 年には、『Hybrid Mismatch Arrangements: Tax Policy and Compliance Issues』（以下「ハイブリッド・レポート」という。）を公表し、ハイブリッド・ミスマッチの仕組みやそれに対する各国の租税政策の検討を行っている¹³⁵。このハイブリッド・レポートの中で、自国の課税上の取扱いを他国の課税上の取扱いに連動させるルールはハイブリッド・ミスマッチに対処する重要な可能性を有していると述べており¹³⁶、最終報告書の勧告にも通ずる考え方を示しているといえる。

最終報告書では、金融商品と事業体を対象とし、ハイブリッド・ミスマッチの形態を D/Ni (Deduction/No Inclusion)、DD (Double Deduction)、間接的な D/Ni (Indirect Deduction/No Inclusion) の 3 種類に分類している。それぞれ、D/Ni は、支払者においては所得控除可能な支払いとして取扱い、受取者においては課税所得に算入されない支払いを、DD は、同一の支払いについて二重の損金算入を生じさせる支払いを、間接的な D/Ni は、第三国への支払いとハイブリッド金融商品を組み合わせた結果、同一の支払いについて D/Ni となる支払いを指す。このことから、ハイブリッド事業体を問題視するものでは

452-453 頁、BEPS 実務研究会『BEPS の実務 I 』（商事法務、2017）25 頁。ミニマム・スタンダードとされている項目は、行動 5（有害税制）、行動 6（租税条約の乱用防止）、行動 13（移転価格文書化）、行動 14（相互協議）の 4 つである。これらがミニマム・スタンダードとされるのは、勧告に従わなかった国がある場合には、その勧告に従わない国だけでなく、その他の国へ悪影響が及ぶためである。

¹³⁴ 邦訳として、古賀明監訳『OECD モデル租税条約のパートナーシップへの適用』（日本租税研究協会、2000）がある。

¹³⁵ 本稿で挙げた報告書以外にも、2010 年 9 月の『Addressing Tax Risks Involving Bank Losses』（銀行の損失をめぐる税務リスクへの対応）や 2011 年 8 月の『Corporate Loss Utilisation through Aggressive Tax Planning』（アグレッシブなタックス・プランニングを通じた企業損失の利用）がある。

¹³⁶ OECD, “Hybrid Mismatch Arrangements: Tax Policy and Compliance Issues” (2012), p. 25.

なく、「支払い」という取引に係る課税上のミスマッチを問題視していることがわかる。そして、最終報告書では、これらのミスマッチの解決のために、国内法の改正とリンク・ルール¹³⁷の導入を求めている。リンク・ルールとは、前述のハイブリッド・レポートにおいても重要な可能性を有していると述べられていた、自国の課税上の取扱いを他国の課税上の取扱いに連動させるルールであり、一次対応（primary response）と防止ルール（defensive rule）に分かれている。具体的には、D/Ni における一次対応として支払者の損金算入の否認を、防御ルールとして受領者の所得への算入を勧告している。また、D/D については、一次対応として親会社の損金算入の否認を、防御ルールとして支払者の損金算入の否認を勧告している。ハイブリッド・ミスマッチが生じた場合には、まず一次対応が適用され、相手国にハイブリッド・ミスマッチ防止ルールが存在しない等の理由から無効化されない場合に、防御ルールが適用される。米国のチェック・ザ・ボックス規則に代表される、ハイブリッド事業体を創出する制度がある以上、リンク・ルールのように課税上の取扱いを合わせるルールが必要とされるが、リンク・ルールは複雑でその国内法化は困難であるという見解¹³⁷や、国内法化には膨大な法的検討と立法作業を必要とするという見解¹³⁸もある。

また、上記の国内法の改正に関する勧告を補完する位置づけとして、過度に条約上の恩典を享受することを防止するため、最終報告書は、OECD モデル租税条約の改訂についても勧告している。具体的には、二重居住性のある事業体への対応、両国で課税上の取扱いが異なる透明体への対応、上述した国内法の改正により生じる租税条約上の課題への対応であり、2017 年に OECD モデル租税条約が改訂されている。また、行動 2 以外の勧告内容も盛り込んだ BEPS 防止措置実施条約（Multilateral Convention To Treaty Related Measures To Prevent Base Erosion and Profit Shifting：以下「MLI」という。）が、2016 年 11 月に公表され、2017 年 6 月に署名が行われている。なお、米国は二国間租税協定を重視する立場から、現在も MLI に署名をしていない¹³⁹。MLI は、7 部構成となっており、前文と 39 条から成る。このうち、ハイブリッド・ミスマッチに係る内容は第 2 部の第 3 条から第 5 条に規定されている。第 3 条で課税上存在しない団体の取扱いを、第 4 条で双方居住者に該当する団体の取扱いを、第 5 条で二重課税除去のための方法を規定し、最終報告書の勧告内容に対応している。

MLI は、締結国間で締結された租税条約を修正するものであり、MLI 締約国は、既存

¹³⁷ Michael L. Schler, “OECD vs. D/Ni: Ending Mismatches on Hybrid Instruments Part 2”, *Tax Notes International*, Vol. 75, No. 7 (2014) p. 581.

¹³⁸ 飯守一文「リンク・ルールの適用手続の法定」本庄資編『国際課税ルールの新しい理論と実務』（中央経済社、2017）618 頁。

¹³⁹ 財務省「BEPS 防止措置実施条約に関する資料」

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/mli.htm（最終アクセス日 2024 年 1 月 4 日）。

の租税条約を効率的に修正し、BEPS 防止措置を講じることが可能となる。他方で、MLI 締結国は既存の租税条約のいずれを MLI の適用対象とするか選択することができる¹⁴⁰とされており、両国が適用対象とすることを選択しなくては適用されない。それだけでなく、MLI の条項に選択肢が設けられている場合は、両国が同じ選択肢を選択した場合にのみ対象租税条約が修正される。さらに、MLI 締結国は MLI の特定の条項に留保を付すことができる¹⁴⁰。このことから、租税条約のどの部分が適用されるかを確定することは緻密な作業が必要となり、各国の税務当局による積極的な情報提供が求められるとされる¹⁴¹。

第2節 諸外国の対応

第1款 英国

最終報告書による勧告後、最初に勧告内容を国内法化したのが英国である。英国では、歳入関税庁（His Majesty's Revenue and Customs：以下「HMRC」という。）が2016年3月に「Corporation Tax: anti-hybrids rules」という政策文書を公表し、ハイブリッド・ミスマッチの法制化の内容を示した¹⁴²。その後、英国居住法人及びPEを通じて英国内で事業を行う非居住法人の所得算定を規定する2010年国際課税法（Taxation (International and Other Provisions) Act2010：以下「TIOPA」という。）にPart 6Aを追加する改正が行われ、2017年1月1日より新ルールが適用されている。

TIOPA Part 6A は、14章で構成されており、そのうちの3章から11章まででハイブリッド・ミスマッチを9つのケースに分けて規定している。そして、それぞれのケースにおいて、最終報告書で示されたように、一次対応と防御ルールを定めている。本規定は、最終報告書よりも精緻化されており、また、既存の概念・用語との調整を図るべく、多くの修正概念・用語が用いることで規定内容の明確化が図られた一方で複雑化しているとされる¹⁴³。TIOPA Part 6A では、各規定において、仮定・推定する（suppose）条文が多く存在する。これは、リンキング・ルールを制定するに際して、相手国や第三国における課税上の取扱いを知ることが困難な場合があることから置かれているものであると考えられる。この点について、一定の推定を働かせることは不可避かつ合理的であるという評価がある¹⁴⁴。なお、12章では仮定が妥当でなくなった場合の調整が規定されており、各規定の目

¹⁴⁰ 留保することができる条項は第28条で限定列挙されており、ハイブリッド・ミスマッチに係る条項は、第3条5、第4条3、第5条8及び9が留保できるとされている。

¹⁴¹ 大野雅人「BEPS 防止措置実施のための多数国間条約（MLI）」国際商事法務 45 巻 12 号（2017）1748 頁。

¹⁴² HMRC, “Corporation Tax: anti-hybrids rules”, <https://www.gov.uk/government/publications/corporation-tax-anti-hybrids-rules/corporation-tax-anti-hybrids-rules>（最終アクセス日 2024 年 1 月 4 日）。

¹⁴³ 飯守・前掲注 138）605 頁。

¹⁴⁴ 飯守・前掲注 138）605 頁。

的のために合理的な仮定・推定がなされ、かつ、その仮定・推定が誤りであることが判明した場合、又はその他の理由で妥当でなくなった場合に正当かつ合理的な調整を行うことができる」とされている¹⁴⁵。これにより、他国の課税上の取扱いを正しく認識できなかった場合にも、事後的に正しい調整がなされることから、ハイブリッド・ミスマッチが適切に解消されることになる。

また、HMRC は、主要な外国事業体の英国での課税上の取扱いをリスト化し公表している¹⁴⁶。これはハイブリッド・ミスマッチの効果を無効化するものではないが、外国事業体の課税上の取扱いを明確にすることで、利用しようとする事業体が英国でどのように取扱われるかを事前に確認することができ、事業判断に資するものであると考える。また、リストに載っていない事業体についても、その取扱いを書面にて照会をすることができる」とされている¹⁴⁷。なお、我が国の事業体としては 5 つがリストに挙がっており、合資会社、合名会社、匿名組合が透明体とされ、株式会社と有限会社は非透明体とされている。

第2款 オーストラリア

オーストラリアでは、財務相からの最終報告書の勧告内容についての審議要請により、租税委員会（Board of Taxation：以下「BOT」という。）において審議が行われ、2016年3月に「Implement of the OECD hybrid mismatch rules」が提出された¹⁴⁸。BOTはこの報告書において 17 の勧告を行っており、国内法制化に向けて最終報告書と異なるアプローチも検討している。その後、1997年所得税評価法（Income Tax Assessment Act 1997：以下、「ITAA」という。）に Division 832 としてハイブリッド・ミスマッチ規定を追加する改正が行われ、2019年1月1日から適用が開始されている。

ITAA Division 832 は、A から K までの 9 章で構成されており、そのうちの C から H の規定において 6 つのタイプのハイブリッド・ミスマッチを対象とし、一次対応と防御ルールを定めている。また、各規定は、対象となるハイブリッド・ミスマッチに関連する支払いが、オーストラリア国内のみならず、国外において実施されている場合にも適用される¹⁴⁹。本規定の特徴的なものとして、輸入ハイブリッド・ミスマッチの適用範囲の広さが挙げられる。オーストラリア法人が直接的にハイブリッド・ミスマッチに関与していない場合でも、海外におけるグローバル企業グループの会社間にハイブリッド・ミスマッチが存在し、かつ、オーストラリア法人による海外関連者への支払いが当該ハイブリッド・ミ

¹⁴⁵ TIOPA §259L (1).

¹⁴⁶ HMRC International Manual : INTM 180030.

¹⁴⁷ HMRC International Manual : INTM 180020.

¹⁴⁸ BOT, “Implement of the OECD hybrid mismatch rules”, <https://taxboard.gov.au/sites/taxboard.gov.au/files/migrated/2016/05/Implementation-of-the-OECD-hybrid-mismatch-rules.pdf> (最終アクセス日 2024 年 1 月 4 日)。

¹⁴⁹ ITAA §832. 40.

スマッチに関連付けられる場合、その支払いがオーストラリア法人において損金不算入とされる¹⁵⁰。この規定については複雑さが指摘されており¹⁵¹、また、オーストラリア法人が関与していない場合に、ハイブリッド・ミスマッチが生じているか否かについて適切な情報を得るのは、課税実務上の困難が生じるものと考えられる。この点、オーストラリア国税庁（Australian Taxation Office：以下「ATO」という。）は、法令順守を支援するためにコンプライアンス実務指針を公表している¹⁵²。ここで、ATOの推奨する他国の情報照会方法について説明がなされている。また、リスクの高さを7段階で評価するフレームワークが示されており、段階別に納税者の対応とATOの対応が示されている。

このように、オーストラリアのハイブリッド・ミスマッチ規定は最終報告書の勧告よりも複雑かつ広範な内容と対象を広く捉えている。多くのケースでハイブリッド・ミスマッチを解消することができる一方で、納税者にとっては大きな負担が伴うと考えられる。

第3款 デンマーク

国際課税におけるデンマーク政府の最大の焦点は、租税回避と脱税を防止することであり、他国の税制上の取扱いに依拠した政策がとられているとされる¹⁵³。そのため、デンマークは、最終報告書における勧告内容とは異なるものの、BEPSプロジェクトが始まる前から、他国の課税上の取扱いに合わせた立法を行うことで、ハイブリッド・ミスマッチへの対応を行っていた。

国際的な裁定取引を防止する規定として、2004年には法人税法（Selskabsskatteloven）Section 2Aが導入されている。これは、米国チェック・ザ・ボックス規則を利用することによって引き起こされるミスマッチに対応するために措置された規定であったため、CTB防止規定（anti check-the-box rules）とも呼ばれている¹⁵⁴。規定の内容としては、デンマーク法人及びデンマーク国内に課税所得を有する外国法人が外国の法律の下で課税上透明な事業体として取り扱われ、それにより当該法人の所得が当該外国における関連法人の課税所得の計算に含まれる場合、当該法人はデンマークの課税上も透明な事業体である

¹⁵⁰ ITAA §§832, 605-635.

¹⁵¹ 吉岡伸朗・都丸良太「オーストラリアの2021/22年度連邦予算案（税務部分）および直近の税務動向」国際税務41巻8号（2021）90頁。

¹⁵² ATO, “Practical Compliance Guideline”, <https://www.ato.gov.au/law/view/document?DocID=COG/PCG20215/NAT/ATO/00001#H1>（最終アクセス日2024年1月4日）。

¹⁵³ Jakob Bundgaard, “Coordination Rules as a Weapon in the War against Cross-Border Tax Arbitrage – The Case of Hybrid Entities and Hybrid Financial Instruments”, *Bulletin for International Taxation*, Vol. 67, No. 4/5 (2013) p. 200.

¹⁵⁴ 今村弘嗣「ハイブリッド・ミスマッチに対する各国の対応及び我が国における執行上の問題点」税務大学校論叢87号（2016）204頁。

とみなされるというものである¹⁵⁵。具体的には、Section 1 にて法人税の納税義務者となるデンマーク法人又は団体が列挙される形式で規定され、Section 2 にて Section 1 で列挙された法人又は団体が外国に居住する場合にはデンマーク国内に課税所得を有する限りにおいて納税義務を有することが規定されている。そして Section 2A にて、Section 1 及び Section 2 に記載される法人又は団体が外国の法律の下で課税上透明な事業体として扱われ、その所得が当該外国における関連法人の課税所得に含まれる場合に、当該法人又は団体はデンマークの法律の下でも課税上透明とみなされるという規定となっている。つまり、他国の事業体のみならず、自国の事業体の取扱いまでも他国の取扱いに合わせるという制度設計がされていることになる。

ただし、自国の事業体の取扱いを他国の取扱いに合わせるといっても、全ての事業体が対象となるのではなく、上述の通り「法人又は団体が外国の法律の下で課税上透明な事業体として扱われ、当該外国における関連法人の課税所得に含まれる場合」に限定されている。ここでいう関連法人とは、法人又は団体を支配している法人であり、具体的には当該法人又は団体の資本又は議決権の 50% 超を直接的又は間接的に保有している法人であるとされる¹⁵⁶。また、当該外国が EU 若しくは EEA の加盟国である場合又はデンマークと租税条約を締結している場合にのみ適用される¹⁵⁷。この規定により、一定の条件の下で、他国において課税上透明な事業体を自国においても課税上透明な事業体として扱うことになることから、両国の課税上の取扱いが一致し、ハイブリッド・ミスマッチが生じなくなる。他方で、複雑な規定であることから、税務当局の見解を常に正確に予見することはできないという指摘もある¹⁵⁸。

その他にも、デンマークはハイブリッド・ミスマッチに対応する立法を複数行っており、例えば、Section 2A とは逆に、一定の場合に、他国において課税上不透明体として取り扱われるものを自国においても課税上不透明体として取り扱うとする規定¹⁵⁹や、自国では利子を伴う負債と分類されるが、投資家の所在地国では資本とみなされ、支払いが免税の配当と取り扱われることを防止する規定¹⁶⁰、同一の支出が自国及び他国の双方で控除されることを防ぐ規定¹⁶¹等がある。

デンマークの取組みの特徴は、事業体そのものの取扱いを対象とした立法を行っていることにあると考える。第 3 章第 2 款で確認した通り、我が国において争われたデラウェア州 LPS 事件では、損益の帰属主体性が複数の裁判において基準として用いられたが、

¹⁵⁵ Selskabsskatteloven §§2A. Skt. 1-2.

¹⁵⁶ デンマーク租税管理法：Skattekontrolloven §3B. Skt. 2.

¹⁵⁷ Selskabsskatteloven §2A. Skt. 4.

¹⁵⁸ Bundgaard・前掲注 153) p. 201.

¹⁵⁹ Selskabsskatteloven §2C.

¹⁶⁰ Selskabsskatteloven §2B.

¹⁶¹ デンマーク租税賦課法：Ligningsloven §5G.

Section 2A は、損益の帰属主体性に着目した立法の例として参考になるものと考えられる。他方で、最終報告書の勧告内容は支払いを対象としたものであり、この点において、最終報告書の内容と異なる。また、デンマークの取組みは、国際的な租税裁定取引の防止については成功したが、これらの規定について、自国に与える利益の分析が欠如しており、対外直接投資を弱める結果となっているのではないかという意見もある¹⁶²。しかし、BEPS プロジェクト以前から国際租税裁定取引に対する個別否認規定の整備に着手する先見性や、他国の取扱いに対応する原則を採用するなどの政策措置の柔軟性については評価する見解もある¹⁶³。

第3節 我が国の対応

第1款 国内法の改正

我が国では、平成 27 年度税制改正により、損金算入配当にかかる外国子会社配当益金不算入制度の見直しが行われた。改正前においては、その対象となる配当等の額を制限することはなく、支払い側で損金算入される配当等の額も含めて益金不算入の対象とされており、D/NI の二重非課税状態にあった。改正により、内国法人が外国法子会社から受ける配当等の額で、外国の法令において外国子会社の所得の計算上損金の額に算入することとされている金額は、益金不算入の規定を適用できなくなった¹⁶⁴。また、内国法人が外国子会社から受ける配当等の額の一部が外国子会社にて損金算入された場合には、その損金算入された部分の金額のみを益金不算入の対象から除外することもできる。この規定の対象となる損金算入配当としては、具体的にはオーストラリアの償還優先株式に係る優先配当やブラジルの利子配当等が挙げられる。

このように、最終報告書の勧告に沿った国内法の改正は一定程度なされたといえる。しかし、英国やオーストラリアのように最終報告書の勧告内容を網羅する形での法改正はなされていない。最終報告書の勧告にあるリンキング・ルール導入は、既に導入した国の例を鑑みると、最終報告書の内容よりも詳細かつ複雑に規定がなされていることから、実際に国内法化する際には膨大な負担を要するものと考えられる。また、我が国には他国におけるパートナーシップ税制に相当する組合格制の立法が不十分な状況にある。その中で、ハイブリッド事業体についての規定を設けることは組合格制の整備も含めた対応が必要になることが想定され、国内法化のハードルは他国におけるものよりもはるかに高いといえる。

¹⁶² Bundgaard・前掲注 153) p.204.

¹⁶³ 今村・前掲注 154) 208 頁。

¹⁶⁴ 法人税法第 23 条の 2 第 2 項第 1 号。

第2款 租税条約の適用

租税条約においては、我が国は MLI の署名を行っており、第3条の「課税上存在しない団体」の取扱いについては、第1項を選択し第2項を留保している。第1項は条約相手国のパス・スルー課税を適用している事業体を通じた所得が条約相手国の居住者の所得であれば、源泉地国における課税の減免を認めるという規定である。また、第3条第4項は、いずれかの当事国の法令においてパス・スルー事業体や仕組みによって又はパス・スルー事業体や仕組みを通じて取得される所得が、一方の当事国の居住者の所得として取り扱われるか否かについて、既存の租税条約が対処する限りにおいて、第1項の規定に代えて適用するものである。この規定を含む既存の条約について我が国はその一覧を通告している¹⁶⁵。このうち、日独租税協定以外は、日米租税条約第4条第6項と同様の規定となっている。つまり、通告された既存の租税条約及び日米租税条約については、パス・スルー事業体を通じた所得についての取扱いに関して、最終報告書における勧告内容を踏まえた規定であるといえる。

また、財務省は、MLI の規定が各国の租税条約についてどのように適用されるかを、既存の租税条約と統合した形で公表している¹⁶⁶。この対応により、各国との租税条約の適用条項の確定作業の負担は一定程度軽減されているものと考ええる。

ここまで、最終報告書の勧告内容を踏まえた我が国の対応を確認した。国内法化については、一定の対応はなされたものの、他国のような包括的な法改正は行われておらず、対応状況については未だ課題が存在する。また、MLI の適用状況の整理から、パス・スルー事業体の規定に関しては、日米租税条約も最終報告書の勧告内容を踏まえたものになっていることを確認した。

第4節 小括

本章では、BEPS プロジェクトを概観し、ハイブリッド事業体に対する取組みの立ち位置を確認した。ハイブリッド・ミスマッチの効果の無効化は、勧告の順守が要請され、加盟国が一貫した実施を約束するミニマム・スタンダードではなく、共通アプローチのカテゴリーに該当していることから、各国の対応にはばらつきがある。

最終報告書では、各国にリンクング・ルールを導入する形での国内法の改正や租税条約の改訂により対応することが勧告された。この点、最終報告書の勧告に沿って国内法を

¹⁶⁵ 財務省「我が国の留保及び通告の一覧」

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/press_release/20230620mli_JP.pdf（最終アクセス日 2024 年 1 月 4 日）オーストラリア、フランス、ドイツ、オランダ、ニュージーランド、ポルトガル、英国の 7 つの国との租税条約において、第3条第4項の規定を含むとしている。

¹⁶⁶ 財務省・前掲注 139)。

改正するには大きな負担を要するという見解が多くある。この点、既に国内法を改正した英国とオーストラリアについては、最終報告書の内容よりも詳細かつ複雑に規定がなされており、実際に国内法化する際には膨大な負担を要することが確認できた。また、デンマークについては、最終報告書の勧告とは異なり、事業体そのものの取扱いを他国と合わせるという方法によりハイブリッド・ミスマッチを解消させている。この立法は損益の帰属主体性に着目した立法例として参考になるものであると考える。

我が国の対応としては、一定の対応はなされたものの、他国のような包括的なリンク・ルールを導入はなされていない。他方で、租税条約に関しては、MLI の署名を行い、パス・スルー事業体を通じた所得についての取扱いを明確にしている。また、署名後の適用関係について、課税実務上の煩雑性が懸念されていたが、財務省により適切な情報開示がなされている。

第6章 ハイブリッド事業体の取扱いに対する考察と提言

本章では、ハイブリッド事業体の取扱いに対する問題について、これまでの章で述べてきた内容を踏まえて考察する。そのうえで、ハイブリッド事業体の取扱いに対する筆者の提言をまとめる。

第1節 考察

第1款 問題の根源的背景

国税庁の英文公表は、外国事業体について、最高裁判決の示した判断基準と異なる取扱いを立法によることなく示している。この英文公表の問題について、前章までの内容を踏まえて考察する。

まず、この英文公表を行うに至った背景を掘り下げて検討したい。英文公表が、年金基金が米国 LPS を通じて取得する所得に対して日米租税条約の適用をできるようにするために行われたものであったことは、既に第4章第2節において述べたが、英文公表を出す必要が生じたのは、デラウェア州 LPS 事件において、法人該当性を争点としたためであると考えられる。デラウェア州 LPS 事件に限らず、本稿で取り上げたニューヨーク州 LLC 事件やバミューダ LPS 事件においても、法人該当性が争点となっていた。このような我が国の外国事業体の課税上の取扱いをめぐる議論について、本田光宏教授は、外国事業体の法人該当性に過度にウェイトが置かれているとし、その背景には、個人・法人の二分論に基づいて租税制度が構築されており、組合税制も未整備の状態では、法人課税か否かが決定的な要素とならざるを得ない事情があると言及している¹⁶⁷。仮に、組合税制の整備を行っていた場合にも、法人課税をすべきか組合課税をすべきかといった争点は生じたのではないと思われるが、法人該当性に過度にウェイトが置かれるという状況が避けられ、判決が別の争点により決せられたかもしれない。

第2款 BEPS 対応との関連

次に、英文公表の問題が認識されているにも関わらず、現在においても立法による解決がなされていない状況について検討する。これは第5章第1節にて述べた BEPS プロジェクトによる影響が大きいものと考えられる。最終報告書により、各国は国内法の改正が勧告され、その勧告内容に沿う場合、リンクング・ルールの導入をすることになる。既に導入されている国もあり、本稿では第5章第2節において、英国とオーストラリアの例を確認した。両国の立法は最終報告書の勧告内容よりも複雑かつ広範な内容となっており、この

¹⁶⁷ 本田光宏「外国事業体の課税上の取扱いの明確化」本庄資編『国際課税ルールの新しい理論と実務』（中央経済社、2017）539頁。

ことから、最終勧告の内容通りの国内法改正は難しく、実際に国内法を改正する場合には、膨大な法的検討と立法作業を要することがわかる。また、英国やオーストラリアは、リンク・ルール¹の導入前からパートナーシップに関する税制を有していたが、第1章第3節で述べた通り、我が国は組合税制の整備が不十分な状況にある。「任意組合等」という外国における任意組合に類するものも含めた用語は国税庁解釈通達においては存在しているものの、それ以外の用語の定義等を含めて、多大な検討を要すると考えられる。このように、組合やパートナーシップについての立法の蓄積が無い状態において、我が国における国内法改正のハードルは他国におけるものよりもはるかに高く、立法がなされていないものとする。それだけでなく、ハイブリッド事業体についての法改正はBEPS対応として国際的に注目されることも、法改正に慎重にならざるを得ない要因であると推察する。

他方で、リンク・ルールが、国税庁の英文公表が有する問題を解決する手段となるかについては疑念がある。というのも、デラウェア州 LPS 事件における事案は、外国においてパス・スルー課税がなされる事業体を、国内においてもパス・スルー課税がなされるという整理で行った税務処理が否認されたものであり、そこには D/NI や D/D といったハイブリッド・ミスマッチは存在しないためである。リンク・ルールはハイブリッド事業体そのものではなく、その「支払い」のミスマッチを対象としている。国税庁の英文公表は、米国 LPS の取扱いについて、最高裁判決の判断通りでは悪影響が生じることから出されたものであり、外国事業体そのものを対象としている。つまり、多大な労力を投じて最終報告書の勧告に沿ったリンク・ルールを導入したとしても、外国事業体の取扱いを変えるものではないため、問題の解決において何ら影響を与えないのである。このことから、英文公表により生じた外国事業体の取扱いの問題と BEPS 対応は切り離して解決を図るべきであるとする。

第3款 国内法改正以外のアプローチ

BEPS 対応と合わせた国内法改正によっては問題の解決は図れないことから、国内法の改正以外で外国事業体の取扱いの問題を解決する方法について検討する。第一に挙げられるのは、日米租税条約の改訂であろう。米国の事業体がパス・スルー事業体として取り扱われる場合、我が国においてもパス・スルー事業体として取り扱うという規定を置くことができれば、我が国の投資家は日米租税条約の恩典を享受することができる。米国 LPS は国内法においては、外国法人として取り扱われるものの、租税条約により、パス・スルー事業体として取り扱われることとなり、最高裁判決の判断を覆すこともなく整合的である。しかし、これは国内の調整だけでなく米国との調整も必要になる。我が国における争いによって生じてしまった問題について、米国側の理解を得られるかについては難しい側面があるのではないかと考える。また、我が国の投資家が利用する外国事業体は米国以外の国にも存在する。租税条約の改訂についてそれらの国と調整することは多大な労力を要

することは明らかである。MLI のように国際社会が一体となって、この規定を租税条約に置くことができればよいが、BEPS プロジェクトの動向を鑑みると、事業体を対象とした取組みを推進していくことは考えづらい。

第二に、租税法上の問題解決のみを考えると、単純に英文公表を撤回することによって解決を図ることはできる。この方法によれば、最高裁判決の判断基準が保たれることとなり、租税法律主義及び三権分立の観点から考えると最も合理的であるといえる。しかし、米国 LPS を通じて米国に投資をする我が国の投資家が日米租税条約の適用を受けられないという問題は解決せず、課税実務上及び経済上の問題として残り続けることとなる。また、この場合は、最高裁判決で示された判断基準に従って、外国事業体を判定することになる。最高裁判決の判断基準は、第 3 章で述べたように、外国事業体が権利義務の帰属主体であると認められるか否かを判定するものであり、外国の私法や設立準拠法についての詳細な確認を要する。それだけでなく、一部のみ権利能力を有するような外国事業体をどのように判定するかが明確でないことから、この基準を納税者が適切に用いることは容易ではないと考える。

ここまで、国税庁の英文公表により生じた外国事業体の取扱いの問題を検討した。BEPS 対応として立法することや租税条約に規定を置くために各国と調整することは難しく、これらの方法により解決するには相当の時間を要するものと考えられる。また、時間をかけたところで解決できるものではないようにも思われる。ここまでの検討を踏まえて次節にて筆者の提言をまとめる。

第 2 節 提言

第 1 款 外国事業体に係る取扱いの統合

外国事業体の租税法上の取扱いの問題については、国内法の改正により、パス・スルー事業体を明確にし、そのうえで米国 LPS については、パス・スルー事業体として分類することで解決が図れるものと考えられる。具体的には、デンマークの法人税法 Section 2A を参考にして外国事業体に係る取扱いを他国の取扱いに統合する方法と米国の Treas. Reg. §301. 7701-2(b)(8)や英国の INTM 180030 を参考にして我が国における外国事業体に係る取扱いを公表する方法の大きく 2 つが考えられる。

まず、前者の方法（外国事業体に係る取扱いを他国の取扱いに統合する方法）についてであるが、第 5 章第 2 節第 3 款にて述べた通り、デンマークの法人税法 Section 2A は、一定の条件の下で、他国において課税上透明な事業体を自国においても課税上透明な事業体として取り扱うという規定である。この規定により、デンマークは自国の事業体の取扱いを他国と統合させており、この規定を我が国でも取り入れることにより、問題解決が図れると考える。しかし、Section 2A をそのまま取り入れることは現実的でなく、参考とするものの修正を加えるべき点があると考えられる。

第一に、対象となる事業体の範囲が挙げられる。Section 2A は、デンマーク法人及びデンマーク国内に課税所得を有する外国法人を対象としている。この点、我が国において特段問題を抱えていない内国法人の取扱いまで、外国の取扱いに影響されるとなると、不要な検討と課税実務上の混乱が生じ得る。Section 2A をそのまま取り入れると、外国法人に内国法人が支配されており、かつ、外国法人の所在他国の法律の下で当該内国法人がパス・スルー事業体として取り扱われている場合には、我が国においても法人課税がなされないこととなる。例えば、英国法人に我が国の合資会社や合名会社が支配されている場合には、それらは法人課税ではなくパス・スルー課税の適用を受けることになる¹⁶⁸。そのため、対象とする事業体は外国法人に限定すべきであると考ええる。

第二に、適用要件が挙げられる。Section 2A では、事業体が関連法人に支配（資本又は議決権の 50%超を保有）されており、当該事業体の所得が関連法人の課税所得の計算に含まれる場合に適用される。この点、事業体が支配されているかという要件を付す場合には、外国事業体の取扱いの問題を完全に解決することができない。具体的には、我が国の年金基金等が米国 LPS の持分の 50%超を有していない場合には、米国 LPS は、パス・スルー事業体として取り扱われないこととなる。それでは、租税条約の恩典を受けられないという状況は変わらず、不十分な措置となる。そのため、適用要件について、事業体が支配されているかという点は除くべきであると考ええる。

第三に、パス・スルー事業体や透明体という定義は、我が国の租税法上存在せず、この点についても修正が必要であると考ええる。この点については、第 1 章第 3 節で確認した国税庁解釈通達における「任意組合等」という用語を定義することにより対応できるものと考ええる。また、パス・スルー課税については、第 5 章第 2 節第 1 款で確認したタックスヘイブン対策税制における企業集団等所得課税規定が参考になり得る。具体的には、租税特別措置法施行令第 39 条の 15 第 6 項第 3 号にて、パス・スルー課税の規定を、「外国法人の所得を当該外国法人の株主等である者の所得として取り扱うこととする当該外国法人の本店所在地国の法令の規定」と表現している。

以上より、外国法人について、その所得が当該外国法人の本店所在地国の法令の規定により、当該外国法人の株主等である者の所得として取り扱われる場合には、当該外国法人を任意組合等として取り扱うことを規定すべきであると考ええる。

第 2 款 外国事業体に係る取扱いの公表

次に、後者の方法（我が国における外国事業体に係る取扱いを公表する方法）について検討する。米国の Treas. Reg. §301. 7701-2(b)(8)は、第 2 章第 2 節で確認した通り、チェ

¹⁶⁸ INTM 180030 により、合資会社及び合名会社は英国で透明体として取り扱われるため。

ック・ザ・ボックス規則の規定である。この規定は、外国事業体について、米国における当然法人に該当するものを列挙するものであり、この規定に記載されている外国事業体は米国において法人課税の対象となる。英国の INTM 180030 は、第 5 章第 2 節第 1 款で確認した通り、HMRC が主要な外国事業体の英国での課税上の取扱いをリスト化したものである。これらはいずれも、各国の外国事業体の取扱いを明記することで、それらが自国においてどのように判断されるかを明確に示した規定であるといえる。この点、我が国においても最高裁判決で示された法人該当性の判断基準に基づく判断を採用することを明らかにした上で、主要な外国事業体についての課税上の取扱いを明らかにすることも必要であるという意見もある¹⁶⁹。ただし、外国事業体の取扱いの問題を解決するためには、米国 LPS を法人から除外する必要がある、最高裁判決で示された判断基準とは異なる基準を構築したうえで立法化しなくてはならない。我が国の租税法における法人の解釈について、最高裁判決で示された解釈を覆したうえで、全世界の事業体について我が国の租税法上の取扱いを立法により明記することは困難であると考ええる。また、第 1 章第 1 節や第 2 章第 1 節で我が国と米国の事業体を確認したが、事業体はその目的により多様な広がりを見せており、新たに生まれた事業体について、その都度、法人該当性を判断する必要も生じる。

第 3 款 結論と反論

以上より、後者の方法（我が国における外国事業体に係る取扱いを公表する方法）を採用するよりも、前者の方法（外国事業体に係る取扱いを他国の取扱いに統合する方法）により問題解決を図るべきであるというのが筆者の考えである。外国事業体について、自国と他国の租税法上の取扱いを統合させることで、外国事業体が他国において損益が帰属し納税の主体となるか否かを確認するのみにより、我が国における取扱いを判定することができる。これは、最高裁判決により示された権利義務の主体性を外国私法や設立準拠法の規定から判断する方法よりもはるかに容易であると考ええる。

ただし、この場合、次のような反論が生じ得るであろう。まず、外国法人と内国法人の性質が異なることになり、課税の中立性が損なわれるのではないかという反論があり得る。確かに、同様の性質を持つ者に対して同様の税を課すという考えは原則であり、その観点から考えると外国法人の私法上の性格が我が国の法人に近いものであったとしても、外国の規定によりパス・スルー課税がなされる限り、我が国では法人として扱われないという取扱いは、原則から外れるものになり得る。しかし、第 1 章第 2 節及び第 3 節にて確認した通り、株式会社の特徴の多くを共有せず、組合に類似する点が多いとされる持分会社についても、法人格を有するという点のみにより、我が国では現在において法人課税が

¹⁶⁹ 本田・前掲注 167) 538 頁。

なされている。つまり、法人課税の対象となる内国法人についても、その中に性質が異なる事業体も含まれているといえる。そのような状況において、外国法人と内国法人の性質の相違を議論することは難しく、持分会社や一人会社といった実質的には法人の性質を有さない事業体に対してのパス・スルー課税の適用も含めた組合税制の検討及び整備をした後に行うべきものであると考える。

また、外国の規定に合わせて我が国の取扱いを決めることから、国際裁定取引が増加するのではないかという反論もあり得る。例えば、米国におけるチェック・ザ・ボックス規則による事業体の課税上の取扱いの選択を容認することになるという事例が想定される。外国事業体を通じた事業活動や投資活動は、平成 17 年度税制改正で損失の取込が制限された現在においては、個人で行うメリットはほとんど無いことから、法人が行うものが大多数を占めると推察する。この場合、第 4 章第 1 節で整理した通り、米国の事業体を米国において法人として取り扱うことにより、タックスヘイブン対策税制の適用が無い限りにおいて、我が国において課税の繰延べを行うことは可能であると考えられる。他方で、米国において当該事業体は法人税が課されるだけでなく、当該事業体に投資する我が国の法人は、日米租税条約の特典が与えられないことになる。そのことから、課税上のメリットを得る目的のみでは、米国においてパートナーシップとしての課税を選択する方がメリットは大きいように思われ、国際裁定取引は生じ得ないと考える。仮に、これまで検討をしてこなかった重大な国際裁定取引が生じ、我が国の租税を回避する行為が行われた場合にも、平成 17 年度税制改正のように個別否認規定を拡充することで阻止することは可能であると考えられる。

以上より、課税の中立性や国際裁定取引の増加という反論は生じ得るものの、それらは事後的な検討や法整備によって対応すべきであると考ええる。あらゆる反論を生じさせない立法は理想ではあるが、これらの反論は、租税法律主義や三権分立の原則に反するという大きな問題と比して些細なものであると考える。生じ得る反論に対して過度に慎重になるのではなく、早急に解決に向けた対応を進めるべきであると考ええる。

おわりに

本稿は、外国事業体の租税法上の取扱いについて論じたものである。特に、デラウェア州 LPS 事件の最高裁判決後に出された国税庁による英文公表に端を発する問題を中心に考察した。

国税庁による英文公表は、米国 LPS をパス・スルー事業体として取り扱うことに対して異議を追求しないとするものであり、最高裁判決と真逆の税務処理を認めるものであった。また、その内容は、これまでの課税実務上の処理と整合するものでもあり、最高裁によって外国事業体の法人該当性についての判断基準が示された後も、国税庁による英文公表の内容に基づいて、米国 LPS について法人として取り扱わず、所得をパス・スルーさせる税務処理を継続しているケースは少なくないと思われる。

他方で、立法的な対応がなされない中で、この英文公表に基づいて税務処理を判断している現状は、租税法律主義に反するばかりでなく、三権分立という権力抑制のシステムをも揺らがす状況にあるといえる。この点につき、本稿では、多種多様な事業体の広がりやその課税関係、そして、BEPS プロジェクトとそれを受けた各国の先進的な取組みを考察することにより、問題の解決策を検討した。その結果、BEPS プロジェクトの最終報告書による勧告にあるリンキング・ルールの導入は、我が国の抱える問題を解決するものではないと結論付けた。

そのことから、我が国の抱える問題を BEPS プロジェクトの勧告から切り離し、「支払い」という取引のミスマッチを無くすのではなく、事業体そのもののミスマッチを無くすという観点から、デンマーク法人税法を参考に外国事業体に係る取扱いを他国の取扱いに統合する提言を行った。

現状では、BEPS プロジェクトと整合した対応を行わなくてはならないといった背景があるからか、国税庁の英文公表によって新たに生じた外国事業体の取扱いに係る問題について、解決へ向けた活発な議論がなされているとはいえない。本稿の提言が、その議論の活性化に繋がることとなれば幸いである。

参考文献等

【書籍等】

- ・ 青竹正一『商法総則・商行為法（第3版）』（信山社、2023）
- ・ 赤松晃『国際課税の実務と理論』（税務研究会、2015）
- ・ EY 税理士法人『詳解新しい国際課税の枠組み BEPS の導入と各国の税制対応－企業への影響と留意点－』（第一法規、2017）
- ・ 石黒一憲『国際私法（第2版）』（新世社、2007）
- ・ 石田穰『民法総則』（信山社、2014）
- ・ 居波邦泰『国際的な課税権の確保と税源浸食への対応』（中央経済社、2014）
- ・ 江頭憲治郎『合同会社のモデル定款－利用目的別8類型－』（商事法務、2016）
- ・ 金子宏『租税法（第24版）』（弘文堂、2021）
- ・ 兼平裕子『借用概念と税務争訟 租税実体法の解釈および手続法・争訟法』（清文社、2016）
- ・ 川田剛『日本版 LLP・LLC の理論と税務－多様な事業体のすべて－』（財經詳報社、2005）
- ・ 神田秀樹『会社法（第25版）』（弘文堂、2023）
- ・ 北沢正啓・浜田道代『デラウェア会社法』（商事法務研究会、1988）
- ・ 北沢正啓・平出慶道『アメリカ模範会社法』（商事法務研究会、1988）
- ・ 木棚照一『国際私法』（成文堂、2016）
- ・ 北村雅史『商法総則・商行為法（第2版）』（法律文化社、2022）
- ・ 木村一夫『組合事業の会計・税務』（中央経済社、2012）
- ・ 古賀明監訳『OECD モデル租税条約のパートナーシップへの適用』（日本租税研究協会、2000）
- ・ 櫻田嘉章『国際私法（第7版）』（有斐閣、2020）
- ・ 佐藤英明『新版 信託と課税』（弘文堂、2020）
- ・ 佐和周・菅健一郎『2020 年度税制改正後のタックス・ヘイブン対策税制』（中央経済社、2020）
- ・ 塩見佳男『新契約各論Ⅱ』（信山社、2021）
- ・ 品川芳宣『重要租税判決の実務研究』（大蔵財務協会、2014）
- ・ 高橋祐介『アメリカ・パートナーシップ所得課税の構造と問題』（清文社、2008）
- ・ 田中亘『会社法（第4版）』（東京大学出版会、2023）
- ・ 溜池良夫『国際私法講義（第3版）』（有斐閣、2005）
- ・ 道垣内弘人『信託法（第2版）』（有斐閣、2022）
- ・ 中里実『タックスシェルター』（有斐閣、2002）

- ・ 中里実・太田洋・伊藤剛志『BEPS とグローバル経済活動』（有斐閣、2017）
- ・ 中島祐二『LLC・LLP の制度・会計・税務（第2版）』（中央経済社、2008）
- ・ 中田裕康『契約法（新版）』（有斐閣、2021）
- ・ 西川郁生『アメリカビジネス法（第3版）－契約類型と組織法』（中央経済社、2004）
- ・ BEPS 実務研究会『BEPS の実務 I』（商事法務、2017）
- ・ 星野英一『民法論集第十巻』（有斐閣、2015）
- ・ 本庄資・田井良夫・関口博久『国際租税法－概説－』（大蔵財務協会、2018）
- ・ 増井良啓・宮崎裕子『国際租税法（第4版）』（東京大学出版会、2019）
- ・ 水野忠恒『大系租税法（第4版）』（中央経済社、2023）
- ・ 矢内一好『租税条約はこう変わる！BEPS 条約と企業の国際取引』（第一法規、2018）
- ・ 山田鐮一『国際私法（第3版）』（有斐閣、2004）
- ・ 我妻榮・有泉亨・清水誠・田山輝明『我妻・有泉コンメンタール民法―総則・物権・債権―（第6版）』（日本評論社、2019）

【論文】

- ・ 秋元秀仁「米国デラウェア州リミテッド・パートナーシップに関する最高裁判決とその後の課税実務～最判平成27年7月17日を踏まえての外国事業体に対する法人該当性への再考～」国際税務36巻3号（2016）
- ・ 荒井優美子「ハイブリッド・ミスマッチの効果の無効化」旬刊経理情報1398号（2014）
- ・ 飯守一文「ハイブリッド・ミスマッチ・ルール」本庄資編『国際課税ルールの新しい理論と実務』（中央経済社、2017）
- ・ 飯守一文「リンキング・ルールの適用手続の法定」本庄資編『国際課税ルールの新しい理論と実務』（中央経済社、2017）
- ・ 伊藤剛志「BEPS プロジェクトの進展と企業活動への影響」租税研究795号（2016）
- ・ 伊藤剛志「英国領バミューダ諸島法に基づくリミテッド・パートナーシップの租税法上の法人該当性」ジュリスト1469号（2014）
- ・ 伊藤剛志「プライベート・エクイティ・ファンドと組合課税」金子宏・中里実・マーク＝ラムザイヤー編『租税法と市場』（有斐閣、2014）
- ・ 居波邦泰「OECD の ATP 対策とその研究成果」本庄資編『国際課税ルールの新しい理論と実務』（中央経済社、2017）

- ・ 今村隆・大野雅人・本田光宏「国際課税 外国事業体の租税条約上の取扱いーOECDアプローチの再検討」租税研究 786 号 (2015)
- ・ 今村隆「LPS 事件最高裁判決の意義と今後に与える影響」租税研究 800 号 (2016)
- ・ 今村隆「パートナーシップの租税法上の「法人」該当性：デラウェア州 LPS についての最高裁平成 27 年 7 月 17 日判決の意義」国際取引法学会 (2016)
- ・ 今村隆「バミューダ LPS の租税法上の「法人」該当性」税研 181 号 (2015)
- ・ 今村隆「借用概念論・再考」税大ジャーナル 16 号 (2011)
- ・ 今村隆「外国事業体の「法人」該当性」税大ジャーナル 24 号 (2014)
- ・ 今村弘嗣「ハイブリッド・ミスマッチに対する各国の対応及び我が国における一執行上の問題点」税務大学校論叢 87 号 (2016)
- ・ 岩崎政明「金融仲介機関の経済的機能と所得課税のあり方ー金融仲介機関に対する法人税は撤廃されるべきかー」租税法研究 30 号 (2002)
- ・ 占部裕典「企業課税における法人概念ーアメリカにおける企業形態と租税要因ー」同『租税法解釈と立法政策 I 』(信山社、2002)
- ・ 衣斐瑞穂「最高裁時の判例」ジュリスト 1493 号 (2016)
- ・ 大澤麻里子「米国 LLC の「法人」該当性」『租税判例百選 (第 5 版)』(有斐閣、2011)
- ・ 大杉謙一「米国におけるリミテッド・ライアビリティー・カンパニー (LLC) およびリミテッド・ライアビリティー・パートナーシップ (LLP) についてー閉鎖会社立法への一提言ー」金融研究 20 巻 1 号 (2001)
- ・ 太田洋「組合に係る課税関係についての若干の考察」金子宏・中里実編『租税法と民法』(有斐閣、2018)
- ・ 太田洋・佐藤修二「我が国の租税法規と外国私法との交錯」中里実編『国際租税訴訟の最前線』(有斐閣、2010)
- ・ 大野雅人「BEPS 防止措置実施のための多数国間条約 (MLI)」国際商事法務 45 巻 12 号 (2017)
- ・ 小川正雄「アメリカにおける S 法人の構造と課税関係」税法学 535 号 (1996)
- ・ 落合秀行「外国事業体の税務上の取扱いに関する考察」税務大学校論叢 73 号 (2012)
- ・ 加藤友佳「米国事業体の性質と法人該当性ー最高裁平成 27 年年 7 月 17 日判決の再考ー」東北学院法学 81 号 (2021)
- ・ 加藤友佳「米国リミテッド・パートナーシップの租税法上の「法人」該当性」ジュリスト 1496 号 (2016)
- ・ 金子宏「匿名組合に対する所得課税の検討」同『租税法の基本問題』(有斐閣、2007)

- ・ 金子宏「租税法と私法－借用概念及び租税回避について－」同『租税法理論の形成と解明 上巻』（有斐閣、2010）
- ・ 金子宏「任意組合の課税関係」同『租税法理論の形成と解明 下巻』（有斐閣、2010）
- ・ 金子宏「所得概念について」同『租税法理論の形成と解明 上巻』（有斐閣、2010）
- ・ 兼平裕子「国際課税と国内法－匿名組合と LPS をめぐって－」税法学 568 号（2012）
- ・ 兼平裕子「バミューダ LPS 訴訟における法人該当性－外国法を準拠法とする事業体に関する借用概念－」税務事例 46 巻 8 号（2014）
- ・ 北野富士和「外国事業体をめぐる法人該当性の判断基準－2015 年 Anson 事件英国最高裁判決を素材として」税法学 583 号（2020）
- ・ 北村導人・松永博彬「米国デラウェア州 LPS の法人該当性に関する 3 つの裁判例の検討」税務弘報 60 巻 4 号（2012）
- ・ 鬼頭朱美「デラウェア州 LPS 最高裁判決が実務に与える影響－アウトバウンド投資の観点から－」税務弘報 63 巻 12 号（2015）
- ・ 木村弘之亮「デラウェア州法 LPS 事件と英国領バミューダ州法 LPS 事件を超越する外国会社」税務弘報 65 巻 10 号（2017）
- ・ 小柳誠「租税法と準拠法－課税要件事実の認定場面における契約準拠法の考察－」税務大学校論叢 39 号（2002）
- ・ 酒井克彦「米国 Limited Liability Company からの分配金に対する課税 (1)－租税法上の法人概念と米国における法人該当性－」比較法制研究 29 号（2006）
- ・ 酒井克彦「米国 Limited Liability Company からの分配金に対する課税 (2)－租税法上の法人概念と米国における法人該当性－」比較法制研究 31 号（2008）
- ・ 酒井克彦「米国 Limited Liability Company からの分配金に対する課税 (3)－租税法上の法人概念と米国における法人該当性－」比較法制研究 34 号（2011）
- ・ 佐藤英明「新しい組織体と税制」フィナンシャル・レビュー 65 号（2002）
- ・ 佐藤英明「法人課税をめぐる問題状況－研究ノート」国際税制研究 6 号（2001）
- ・ 佐藤英明「アメリカ連邦所得税における「パートナーシップ」の範囲に関する問題点」日税研論集 44 号（2000）
- ・ 品川芳宣「我が国の租税法におけるアメリカ LLC の法的性格」税研 138 号（2008）
- ・ 渋谷雅弘「借用概念解釈の実際」金子宏編『租税法の発展』（有斐閣、2010）
- ・ 田井良夫「BEPS 政策パッケージのミニマム・スタンダード及びベスト・プラクティスの国内法化」本庄資編『国際課税ルールの新しい理論と実務』（中央経済社、2017）

- ・ 高橋祐介「組合課税ー『簡素・柔軟・公平』な組合課税の立法提案ー」租税法研究 30 号 (2002)
- ・ 高橋祐介「事業体課税論」岡村忠生編『新しい法人税法』(有斐閣、2007)
- ・ 高橋祐介「事業体課税ーアメリカ法を題材にしてー」税法学 559 号 (2008)
- ・ 高橋祐介「パートナーシップと国際課税」フィナンシャル・レビュー 84 号 (2006)
- ・ 高浜智輝「わが国の租税法における外国事業体の取り扱いに関する研究-アメリカ合衆国におけるパートナーシップの取り扱いを中心に-」明治大学大学院経営学研究科博士論文 (2020)
- ・ 田中晶国「「人格のない社団等」における所得の帰属が争われた事例」法政研究 89 巻 1 号 (2022)
- ・ 谷口勢津夫「所得の帰属」金子宏編『租税法の基本問題』(有斐閣、2007)
- ・ 谷口勢津夫「ドイツにおける人的会社(共同事業者)課税」日税研論集 44 号 (2000)
- ・ 谷口勢津夫「英国領バミューダ諸島の法律に基づいて組成された事業体である「リミテッド・パートナーシップ」の我が国の法人税法上の納税義務者該当性」判例時報 2253 号 (2015)
- ・ 千葉勝美「IFA 日本支部：第 13 回ウェブセミナーの報告 テーマ：米国の組織体 LPS の法人該当性と最高裁判例」租税研究 884 号 (2023)
- ・ 薦永竜一「多様な事業体における課税の相違」フィナンシャル・レビュー 69 号 (2003)
- ・ 手塚崇史「バミューダ LPS 判決にみる税務上の「法人該当性」の検討」旬刊経理情報 1332 号 (2012)
- ・ 中里実「パートナーシップ課税について」租税研究 614 号 (2000)
- ・ 中里実「課税管轄権からの離脱をはかる行為について」フィナンシャル・レビュー 94 号 (2009)
- ・ 仲谷栄一郎・赤川圭・磯山海「デラウェア州リミテッド・パートナーシップが我が国税法上の法人に該当しないと判断した判決(東京地判平成 23 年 7 月 19 日)」国際税務 32 巻 1 号 (2012)
- ・ 仲谷栄一郎、藤田耕司「海外事業体の課税上の取扱い」金子宏編『租税法の発展』(有斐閣、2010)
- ・ 日本公認会計士協会「外国事業体課税に関する最近の論点整理と今後の方向性」租税調査研究報告 26 号 (2012)
- ・ 長谷川俊明「外国のリミテッド・パートナーシップが日本租税法上の「法人」や「人格のない社団等」に該当しないとされた事例」国際商事法務 43 巻 1 号 (2015)

- ・ 長谷部啓「外国事業体と国際課税を巡る問題－各国租税法上の法人概念の相違に起因する諸問題を中心として－」税務大学校論叢 59 号（2008）
- ・ 長谷部啓「パス・スルー課税のあり方」税務大学校論叢 56 号（2007）
- ・ 平野嘉秋「ハイブリッド事業体と国際課税問題－ハイブリッド・ミスマッチによる BEPS 問題を中心として」日税研論集 73 号（2018）
- ・ 平野嘉秋「LPS 最高裁判決と国際的タックス・シェルター：パス・スルー課税方式の適否」税研 186 号（2016）
- ・ 平野嘉秋「パートナーシップと国際課税問題－LPS 最高裁判決により開かれた”パンドラの箱”－＜第 1～5 回＞」国際税務 36 巻 4～7 号、10 号（2016）
- ・ 平野嘉秋「米国内国歳入法上の企業分類における新規則「チェック・ザ・ボックス規則」（上）（下）」国際税務 17 巻 11 号、12 号（1997）
- ・ 渕圭吾「法人税の納税義務者」金子宏編『租税法の基本問題』（有斐閣、2007）
- ・ 平川雄士「バミューダ・デラウェア LPS 事件の最高裁判決等と他事案への影響」租税研究 793 号（2015）
- ・ 平川雄士「借用概念論に係る国際的企業租税実務上の諸問題」金子宏編『租税法の発展』（有斐閣、2010）
- ・ 本庄資「ハイブリッド・ミスマッチ・アレンジメントをめぐる国際課税ルールの見直し－ビジネス界と租税実務化のコメントを中心として－」租税研究 783 号（2015）
- ・ 本田光宏「英国 Anson 事件最高裁判決－外国事業体を巡る課税上の論点への示唆」租税研究 802 号（2016）
- ・ 本田光宏「ハイブリッド事業体と租税条約－米国のアプローチについて－」日税研究賞入選論文集 27 回（2004）
- ・ 本田光宏「ハイブリッド事業体と国際的租税回避について」フィナンシャル・レビュー 84 号（2006）
- ・ 本田光宏「多様な事業体への租税条約の適用」国際税務 38 巻 1 号（2018）
- ・ 本田光宏「英国 Anson 事件最高裁判決について」税大ジャーナル 26 号（2016）
- ・ 本田光宏「外国事業体の課税上の取扱いの明確化」本庄資編『国際課税ルールの新しい理論と実務』（中央経済社、2017）
- ・ 増井良啓「組合形式の投資媒体と所得課税」日税研論集 44 号（2000）
- ・ 増井良啓「投資ファンド税制の国際的側面－外国パートナーシップの性質決定を中心として－」日税研論集 55 号（2004）
- ・ 増井良啓「多様な事業組織をめぐる税制上の問題点」フィナンシャル・レビュー 69 号（2003）
- ・ 増井良啓「組織形態の多様化と所得課税」租税法研究 30 号（2002）

- ・ 増井良啓「組合損益の出資者への帰属」税務事例研究 49 号（1999）
- ・ 水野忠恒「租税法における組合と法人との区別をめぐる基準：アメリカ合衆国デラウェア州法のもとに設立された LPS の損益の帰属の可否」国際税務 36 巻 5 号（2016）
- ・ 水野忠恒「新たな事業体に対する課税の検討－アメリカ合衆国における法人と組合の区別を参照しつつ－」同『所得税の制度と理論－「租税法と私法」論の再検討－』（有斐閣、2006）
- ・ 宮崎裕子「NY 州の LLC は租税法上の外国法人か」税研 148 号（2009）
- ・ 宮塚久・北村導人「米国デラウェア州 LPS に関する最高裁判決の概要と実務への示唆」旬刊経理情報 1426 号（2015）
- ・ 森信茂樹「新たな事業体と組合税制」フィナンシャル・レビュー 69 号（2003）
- ・ 森信茂樹「新たな事業体と組合税制構築の論点」中里実・神田秀樹編『ビジネス・タックス』（有斐閣、2005）
- ・ 八田陽子「事業体課税に関して」租税研究 684 号（2006）
- ・ 矢内一好「外国事業体の法人該当性と課税(1)」商学論纂 59 巻 1・2 号（2017）
- ・ 矢内一好「外国事業体の法人該当性と課税(2)」商学論纂 59 巻 3・4 号（2018）
- ・ 矢内一好「外国事業体の法人該当性と課税(3)」商学論纂 59 巻 5・6 号（2018）
- ・ 山田雅史「米国会社法の構造」カーティス・J・ミルハウプト編『米国会社法』（有斐閣、2009）
- ・ U.S.タックス研究会「連邦税法上、どのような基準に基づいて事業組織（business entity）の課税上の扱いが決められるのか－チェック・ザ・ボックス規則（1）～（3）」国際商事法務 27 巻 3 号～5 号（1999）
- ・ 吉岡伸朗・都丸良太「オーストラリアの 2021/22 年度連邦予算案（税務部分）および直近の税務動向」国際税務 41 巻 8 号（2021）
- ・ 吉村政穂「デラウェア州法に基づくリミテッド・パートナーシップの「法人」該当性」税務弘報 63 巻 12 号（2015）
- ・ 渡邊裕泰「投資ファンドの課税」金子宏編『租税法の発展』（有斐閣、2010）
- ・ 渡邊幸則「チェック・ザ・ボックス規則について」金子古希『公法学の法と政策 上巻』（有斐閣、2000）

【外国語文献】

- ・ Jakob Bundgaard, “Coordination Rules as a Weapon in the War against Cross-Border Tax Arbitrage - The Case of Hybrid Entities and Hybrid Financial Instruments”, *Bulletin for International Taxation*, Vol. 67, No. 4/5 (2013)

- ・ Graeme S. Cooper, “Some Thoughts on the OECD's Recommendations on Hybrid Mismatches”, *Bulletin for International Taxation*, Vol. 69, No. 6/7 (2015)
- ・ OECD, CONSUMPTION TAX TRENDS 2012, (OECD, 2012)
- ・ OECD, “Hybrid Mismatch Arrangements: Tax Policy and Compliance Issues”, (2012)
- ・ OECD, “Neutralising the Effects of Hybrid Mismatch Arrangements ACTION 2: 2015 Final Report”, (2015)
- ・ Michael L. Schler, “OECD vs. D/NI: Ending Mismatches on Hybrid Instruments Part 1”, *Tax Notes International*, Vol. 75, No. 6 (2014)
- ・ Michael L. Schler, “OECD vs. D/NI: Ending Mismatches on Hybrid Instruments Part 2”, *Tax Notes International*, Vol. 75, No. 7 (2014)

【その他】

- ・ EY 税理士法人「国税庁が米国リミテッド・パートナーシップ（LPS）の日本における税務上の取扱いを公表」。 https://www.ey.com/ja_jp/ey-japan-tax-library/tax-alerts/2017/ey-japan-tax-alert-20170210（最終アクセス日 2024 年 1 月 4 日）
- ・ 国税庁「The tax treatment under Japanese law of items of income derived through a U.S. Limited Partnership by Japanese resident partners」
https://www.nta.go.jp/english/tax_information.pdf（最終アクセス日 2024 年 1 月 4 日）
- ・ 国税庁「米国 LLC に係る税務上の取扱い」
<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/31/03.htm>（最終アクセス日 2024 年 1 月 4 日）
- ・ 財務省「BEPS 防止措置実施条約に関する資料」
https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/mli.htm（最終アクセス日 2024 年 1 月 4 日）
- ・ 財務省「我が国の留保及び通告の一覧」
https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/press_release/20230620mli_JP.pdf（最終アクセス日 2024 年 1 月 4 日）
- ・ 総務省・経済産業省「令和 3 年経済センサスー活動調査結果」
https://www.stat.go.jp/data/e-census/2021/kekka/pdf/k_outline.pdf（最終アクセス日 2024 年 1 月 4 日）
- ・ 内閣府「日米新租税条約のポイント 財務省」<https://www.cao.go.jp/zeicho/history/1996-2009/gijiroku/soukai/2003/pdf/b03kaia.pdf>（最終アクセス日 2024 年 1 月 4 日）

- ・ 法務省「登記統計 商業・法人 種類別 投資事業有限責任組合契約の登記の件数（平成 10 年～令和 4 年）」<https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003268335>（最終アクセス日 2024 年 1 月 4 日）、法務省「登記統計 商業・法人 種類別 有限責任事業組合契約の登記の件数（平成 17 年～令和 4 年）」<https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003268336>（最終アクセス日 2024 年 1 月 4 日）
- ・ American Bar Association, “Model Business Corporation Act Resource Center”, https://www.americanbar.org/groups/business_law/resources/model-business-corporation-act/（最終アクセス日 2024 年 1 月 4 日）
- ・ ATO, “Practical Compliance Guideline”, <https://www.ato.gov.au/law/view/document?DocID=COG/PCG20215/NAT/ATO/00001#H1>（最終アクセス日 2024 年 1 月 4 日）
- ・ BOT, “Implement of the OECD hybrid mismatch rules”, <https://taxboard.gov.au/sites/taxboard.gov.au/files/migrated/2016/05/Implementation-of-the-OECD-hybrid-mismatch-rules.pdf>（最終アクセス日 2024 年 1 月 4 日）
- ・ HMRC, “Corporation Tax: anti-hybrids rules”, <https://www.gov.uk/government/publications/corporation-tax-anti-hybrids-rules/corporation-tax-anti-hybrids-rules>（最終アクセス日 2024 年 1 月 4 日）
- ・ IRS, “Overview of Entity Classification Regulations (a/k/a Check-the-Box)”, https://www.irs.gov/pub/int_practice_units/ore_c_19_02_01.pdf（最終アクセス日 2024 年 1 月 4 日）
- ・ OECD, “Table I.7. Top statutory personal income tax rates” https://stats.oecd.org/index.aspx?DataSetCode=TABLE_I7（最終アクセス日 2024 年 1 月 4 日）
- ・ The State of Delaware, “Delaware Corporate Law Forming a Delaware Corporation”, <https://corplaw.delaware.gov/forming-delaware-corporation/>（最終アクセス日 2024 年 1 月 4 日）
- ・ The State of Delaware, “Delaware Division of Corporations”, <https://corp.delaware.gov/stats/>（最終アクセス日 2024 年 1 月 4 日）

働き方の多様化に対応する給与所得控除及び 特定支出控除制度の検討

ーテレワーク費用に関する課税上の取扱いに着目してー

井上 奈織子

< 要約 >

働き方の多様化に対応する給与所得控除及び特定支出控除制度の検討

ーテレワーク費用に関する課税上の取扱いに着目してー

氏名 井上 奈織子

本論文は、近年普及したテレワークという新しい勤務形態に伴い、勤務に伴う支出の自己負担が増加した給与所得者に対して、その自己負担したテレワーク費用を特定支出控除制度に追加することを提案することにより、経済的実態に即した課税の実現を目指すものである。

給与所得の計算方法は給与等の収入金額から法定の給与所得控除額を控除することとされている。さらに、特定の支出は特定支出控除制度で給与所得控除額の2分の1を超える部分について控除が認められているが、その中にテレワーク費用は含まれていない。

給与所得控除には給与所得者にとっての勤務費用が含まれるとされているため、テレワーク費用もこの勤務費用の範囲内においては控除されていると言える。しかし、その範囲を超える場合、特定支出控除制度の対象外のため、課税上考慮されていないこととなる。そのため、テレワークの普及に伴い、給与所得者の経済的実態に即した課税を実現することが難しい現状がある。

そもそも、給与所得控除における勤務費用の性質が明らかにされていないため、弁護士顧問料事件で示された従属性と非独立性という給与所得の2つの性質を基に、勤務費用のもつ性質の分析を行った。

分析の結果、給与所得者の勤務に伴う支出はその支出の経済的効果の帰属先と支出義務の有無によって、①非独立的労働から生じる義務的支出、②負担義務のない不可避的支出、③従属的労働を行うための義務的支出、④従属的労働を行うための任意的支出の4つに分類して体系化することができる。

そして、この勤務に伴う支出の4分類を用いて、給与所得控除における勤務費用、特定支出控除制度の対象となる項目、テレワーク費用について分析を行った。

まず、給与所得控除における勤務費用の性質を明らかにするために、大嶋訴

訟上告審判決から導いた「労働者を活動主体と捉えた場合の支出」と「税制調査会が定義する勤務費用」の2つの視点から分析を行った。その結果、給与所得控除における勤務費用とは、従属的労働を行うための義務的支出及び従属的労働を行うための任意的支出のうち通常必要要件を満たすものという分析結果になった。

次に、特定支出控除制度について、創設当初、制度の対象となる項目（特定支出項目）は5項目に限定されていた。他にも潜在的な特定支出項目が存在する可能性はあるものの、特定支出控除制度の円滑な運用を目指す観点から、5項目に限定せざるを得なかったものと考えられる。平成24年以後は、給与所得者の働き方の多様化に応じるため、頻繁に特定支出項目の拡充・追加を行っている。そして、これらの特定支出項目についても、勤務費用と同様の分析検討を行った。その結果、創設当初は勤務費用の性質と一致していたが、平成24年以降の改正を経て、勤務費用の性質と一致しない非独立的労働から生じる支出を含む勤務に伴う支出の4分類すべてを網羅する方向で拡充・追加されていたことが明らかとなった。

近年、テレワークの普及に伴い、給与所得者が労務の提供に必要となるテレワーク費用を自己負担するケースが増えている。テレワーク費用についても、勤務費用と同様の分析を行った結果、特定支出項目と同様に勤務に伴う支出の4分類すべてに該当するものが存在することが確認された。このことは、いずれのテレワーク費用も特定支出項目として追加する余地があるということを示唆している。

最後に、検討結果を踏まえて制度化するテレワーク費用について、具体的な条文案を提案した。この条文案の適用により、恒常的な働き方として確立してきたテレワークに対応した課税制度が実現することができる。また、本論文で提案した給与所得者の勤務に伴う支出の4分類は、テレワークのみならず、今後の社会の変化により出現するかもしれない新しい働き方に伴う支出の取扱いの指針としても有効であると考えている。

目 次

はじめに	1
第 1 章 給与所得者における勤務に伴う支出の課税上の取扱いとテレワーク費用	4
第 1 節 給与所得者における勤務に伴う支出	4
第 1 項 給与所得と給与所得控除の概要	4
第 2 項 勤務に伴う支出の課税上の取扱い	5
第 2 節 テレワーカーの働き方とテレワーク費用	7
第 1 項 テレワークの定義とテレワーカー増加の背景	7
第 2 項 テレワーク費用の取扱い	9
第 3 節 給与所得者のテレワーク費用の課税上の取扱いと問題点	11
第 2 章 給与所得控除における勤務費用の性質	14
第 1 節 給与所得の性質から分析する支出の性質	14
第 1 項 給与所得のもつ従属性と非独立性という性質	14
第 2 項 労務提供の実態と給与所得の性質の関係	16
第 3 項 労務提供をする一連の過程で生じる支出	19
第 4 項 給与所得者の消費活動を含む支出の全体構造	23
第 2 節 給与所得控除における勤務費用の性質の分析	24
第 1 項 勤務費用の性質を分析するための 2 つの視点	24
第 2 項 労働者を活動主体と捉えた場合の支出の性質	26
第 3 項 税制調査会が定義する勤務費用の性質	28
第 4 項 2 つの視点を通じた給与所得控除における勤務費用の性質	32
第 3 章 働き方の多様化に応じた特定支出控除制度の変遷	35
第 1 節 特定支出控除制度の創設とその問題点	35
第 1 項 特定支出控除制度の創設とその目的	35
第 2 項 特定支出項目が限定された理由	36
第 3 項 特定支出控除制度の問題点	38
第 2 節 近年の特定支出控除制度の改正	40

第 1 項	適用の判定基準となる給与所得控除金額の改正	40
第 2 項	給与所得控除の縮減と特定支出項目の拡充・追加	41
第 3 節	働き方の多様化に応じた特定支出項目の拡充・追加	43
第 4 章	特定支出控除制度の対象となる項目の性質	47
第 1 節	給与所得控除における勤務費用と特定支出項目の関係性	47
第 2 節	創設当初の特定支出項目	48
第 1 項	各項目の性質	48
第 2 項	小括	52
第 3 節	改正により拡充・追加された特定支出項目	53
第 1 項	平成 24 年に拡充・追加された項目	53
第 2 項	平成 30 年に拡充・追加された項目	59
第 3 項	令和 5 年に拡充・追加された項目	63
第 4 項	改正により拡充・追加された項目の傾向	65
第 5 章	テレワーク費用の内容分析と特定支出控除制度への適用の検討 ..	67
第 1 節	テレワークの働き方とテレワーク費用の内容	67
第 1 項	テレワークの働き方とその特徴	67
第 2 項	具体的なテレワーク費用の内容	69
第 2 節	勤務に伴う支出として認められるテレワーク費用	72
第 1 項	テレワーク費用の性質	72
第 2 項	小括	74
第 3 節	特定支出項目として追加すべきテレワーク費用	75
第 6 章	結論	79
第 1 節	これまでの検討結果	79
第 2 節	条文案の提案	80
第 1 項	条文案で使用する用語の定義	81
第 2 項	その他の検討	84
第 3 項	具体的な条文案	85
おわりに		91

参考文献	93

はじめに

近年、テレワークを行う給与所得者の数が増加している。テレワークを行うには、インターネット環境の準備やそれを利用するためのパソコンの購入費などさまざまな費用が発生する。給与所得者が労務提供を行う際に生じる費用は、通常、企業が負担することが一般的であると思われる。しかし、人事院の「令和2年民間企業の勤務条件制度等調査結果」によれば、従業員が在宅勤務をした際の費用負担を行っているとは回答した企業は、僅か3割にとどまっている。

さらに、費用負担を行っている企業の場合でも、実費支給の企業と一律支給の企業があり、支給方法や支給範囲も企業ごとに異なる¹。企業が支給した場合についての課税関係について、国税庁は、実費支給の場合であれば課税する必要はないが、一律支給の場合は従業員の給与として課税する必要があるとの見解を示している²。すなわち、課税実務上は、企業から支給されたテレワーク費用は、実費支給の場合は給与所得として取り扱われませんが、一律支給の場合は給与所得として取り扱われることとなる。したがって、一律支給を受けたテレワーカーは、自己負担している給与所得者と同様に、テレワーク費用を負担していることになる。これらのことから、テレワーク費用を給与所得者自身が負担しているケースが増えていると考えられる。

課税所得の観点からは、ある収入を得るために支出が生じた場合には、その支出は本来、その得られた収入から支出した実額で控除されるべきであり、例えば、所得税法では事業所得や雑所得は総収入金額から必要経費を実額で控除する計算構造になっている（所得税法（以下、「所法」と略する）27②、35②）。それに対して、給与所得においてはそのような計算構造になっておらず、給与等の収入金額から法定の給与所得控除額を控除することとされている（所法28②）。つまり、給与所得者が労務提供を行うために生じた費用を自己負担した場合であっても、実額で控除される仕組みにはなっていない。その理由として、

¹ 人事院「令和2年民間企業の勤務条件制度等調査結果」13頁（人事院ホームページ https://www.jinji.go.jp/toukei/0111_kinmujouken/r02akimincho_kekka.pdf、2024年1月18日閲覧）。

² 国税庁「在宅勤務に係る費用負担等に関するFAQ（源泉所得税関係）」3頁（国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0020012-080.pdf>、2024年1月18日閲覧）。

給与所得者は企業に対して労働力を提供することが求められているにすぎず、それに伴う費用は企業が負担することが通例であり、また、給与所得者自身が負担する場合であっても、家事上の経費との明瞭な区分が困難であるのが一般的であるからとされている³。

給与所得控除額の2分の1相当額は、給与所得の概算経費控除であると考えられている⁴ため、その中に労務提供を行う際に生じた費用が含まれていると解釈される。しかし、労務提供を行う際に生じた費用が給与所得控除額の2分の1相当額を超える場合もある。そのような場合、給与所得控除額以外の控除を認めないとすると、所得のないところに課税されることになる。このような事態に備えて、所得税法上、給与所得者の経済的実態に適切に対応し、他の所得との公平を保つために、特定支出控除制度が設けられている（所法57の2）。この制度は、給与所得の概算経費を超える部分の支出のうち、限定列挙された特定の支出について控除を認める制度であり、この制度の適用により給与所得者にも一種の実額経費控除が認められている。しかし、現在のところ、テレワーク費用は特定支出控除制度の対象には含まれていないため、自己負担したテレワーク費用は実額として控除対象とならない。

従来の就業場所に通勤して労務を提供するという働き方であれば、労務提供を行う際に生じた費用は企業が負担するのが一般的であり、給与所得者がそのような費用を自己負担することは少なかった。しかし、近年のテレワークの普及に伴い、テレワーク費用を自己負担する給与所得者が増加している。さらに、法定の給与所得控除額も縮減傾向にある⁵。これは、給与所得者が自己負担した費用が給与所得控除額を上回る可能性が高まってきていることを意味する。

³ 大嶋訴訟上告審判決（最高裁昭和60年3月27日判決民集39巻2号247頁）において、給与所得者の「職場における勤務上必要な施設、器具、備品等に係る費用のたぐいは使用者において負担するのが通例であり、給与所得者が勤務に関連して費用の支出をする場合であっても、各自の性格その他の主観的事情を反映して支出形態、金額を異にし、収入金額との関連性が間接的かつ不明確とならざるを得ず、必要経費と家事上の経費又はこれに関連する経費との明瞭な区分が困難であるのが一般である」と示されている（民集39巻2号259頁）。

⁴ 金子宏『租税法[第24版]』255頁（弘文堂、2021年）。

⁵ 平成24年度税制改正において、これまで上限額が設けられていなかった給与所得控除額に上限額が設定された（平成24年改正所法28③六）。この上限額は平成28年以降、引き下げられている。さらに、平成30年度税制改正において、これまで65万円とされていた最低控除額が55万円に引き下げられている（平成30年改正所法28③一）。

この傾向が続くと、給与所得者は給与所得控除額を超える自己負担部分に対して課税される可能性が生じることから、この部分が課税対象から除外されるように適切に課税上の取扱いに反映されないと、結果的に所得のない部分までが課税対象になるという課税上の歪みが生じると考えられる。すなわち、現行の給与所得課税では、テレワーク費用を自己負担する給与所得者にとって、給与所得控除額の概算経費部分を上回る自己負担部分に、事実上課税される形となり、経済実態に合致した課税とは言えない状況が生じている。

そこで、本論文では、給与所得者が自己負担するテレワーク費用の実態を適切に反映し、経済的実態に即した課税ができる方法を模索する。

具体的には、給与所得者の給与所得控除における概算経費部分である勤務費用を分析する。しかし、給与所得控除における勤務費用にどのような支出が含まれているかについては、必ずしも明らかにされているとはいえない。そのため、給与所得の性質から勤務費用がどのような性質の支出であるのかを分析する。そして、その分析結果に基づき、現行の特定支出控除制度の対象となる項目やテレワーク費用との勤務費用と関係性を明らかにする。それを踏まえて、テレワーク費用を特定支出控除制度の新たな項目として追加することが可能であるかを検討し、その際の制度設計の提案を行う。このようにして、テレワークの普及に伴い、変化する給与所得者の経済的実態に適切に対応できる課税方法を目指す。

第 1 章 給与所得者における勤務に伴う支出の課税上の取扱いとテレワーク費用

第 1 節 給与所得者における勤務に伴う支出

第 1 項 給与所得と給与所得控除の概要

所得税法は「所得はその性質や発生の態様によって担税力が異なるという前提に立って、公平負担の観点から、各種の所得について、それぞれの担税力の相違に応じた計算方法を定め、また、それぞれの態様に応じた課税方法を定めるため」⁶に、所得を 10 種類に区分している（所法 23 から 35）。

給与所得は、「俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与」（所法 28①）と定義されており、一般的には、「俸給、給料は精神的労務の対価、賃金は肉体的労働の対価、歳費は国会議員の職務の対価、賞与は一時的な給与」⁷とされている。一方で「これらの性質を有する給与」については、法文上にどのような性質を指すのかが明示されていない。

金子宏教授は、給与所得について「勤労性所得（人的役務からの所得）のうち、雇用関係またはそれに類する関係において使用者の指揮・命令のもとに提供される労務の対価を広く含む観念であり、非独立的労働ないし従属的労働の対価と観念することもできる」⁸と述べている。この解釈は、給与所得に関する一般的な理解として広く受け入れられている。

そして、給与所得の計算方法は「収入金額から給与所得控除額を控除した残額」（所法 28②）と定められており、収入金額に応じて計算された給与所得控除額を控除するという計算構造になっている。すなわち、所得税法上、給与所得は、給与所得者が勤務に伴い支出した場合、その支出が収入金額から実額で控除されるという仕組みになっていない。ただし、限定列举された特定の支出

⁶ 「給与は金銭の形をとる必要はなく、金銭以外の資産ないし経済的利益も、勤務の対価としての性質をもっている限り、広く給与所得に含まれる」（金子・前掲注 4・221 頁）。

⁷ 水野忠恒『大系租税法（第 3 版）』215 頁（中央経済社、2021 年）。

⁸ 金子・前掲注 4・246 頁。

については、特定支出控除制度で給与所得控除額の2分の1相当額を超えた部分については控除が認められている（所法57の2）。

基本的に、各種所得の金額は、得られた収入からその収入を得るための支出を控除する計算方法で計算されるものが多い。例えば、事業所得や雑所得であれば、総収入金額から必要経費を控除するという計算構造になっている（所法27②、35②）。このような計算構造になっているのは、投下資本の回収部分に課税が及ぶことを避け、原資を維持しつつ拡大再生産を図るためであるとされている⁹。このように、ある収入を得るための支出は、所得の金額の計算上、その収入から控除されるべきものである。しかし、給与所得においては、この一般的な計算構造が適用されず、収入金額から給与所得控除額を控除するという独自の計算方法が採用されている。

第2項 勤務に伴う支出の課税上の取扱い

給与所得者に勤務に伴う支出が発生した場合、その支出の負担者が、使用者であるか給与所得者自身であるかによって、課税上の取扱いが異なる。

勤務に伴う支出のうち、「職場における勤務上必要な施設、器具、備品等に係る費用のたぐいは使用者において負担するのが通例」¹⁰であるとされている。そのため、給与所得者がこのような勤務上必要とされる費用を支出した場合には、当該相当額を使用者から支給されることが一般的である。このような使用者から支給される金銭や金銭以外の経済的利益も、原則として、それらが勤務の対価としての性質を持つ限り、広く給与所得に含まれるとされており（所法36①）¹¹、給与所得課税上、課税の対象となりうる。ただし、使用者から支給される金銭や経済的利益がすべて給与所得になるわけではなく、通勤手当や旅費のように実費弁償的な性格を有するもの（所法9①四、五）や¹²、職務の性質上欠くことのできないもの（所法9①六）として支給されたも

⁹ 金子・前掲注4・320頁。

¹⁰ 最高裁昭和60年3月27日判決民集39巻2号259頁。

¹¹ 金子・前掲注4・247頁。

¹² 武田昌輔監修『DHC コンメンタール所得税法』347頁、367頁（第一法規、加除式、1983年）。

のは、支給と同時に必要経費に充てられたものとみることができる¹³ため、非課税所得の規定が設けられている。

それに対して、勤務に伴う支出を給与所得者自身が負担する場合も考えられる。給与所得の計算方法は、「収入金額から給与所得控除額を控除した残額」（所法 28②）であるから、原則として、支出した実額が収入金額から控除される計算構造になっていない。

収入金額から控除される給与所得控除の性質は「(1)給与所得の概算経費控除の部分と(2)他の所得との負担調整のための特別控除の部分の 2 つの部分から成っている」¹⁴とされている。また、「現行法は、給与所得控除額の 2 分の 1 が(1)給与所得控除の概算経費控除部分にあたるという前提を採用している」¹⁵とされており、給与所得者が自己負担した勤務に伴う支出は、概念的にこの給与所得控除額の 2 分の 1 に含まれているといえる。しかし、給与所得者が自己負担した勤務に伴う支出の合計額が給与所得の概算経費控除の部分を上回る可能性もあり得る。そのような場合に備えて、給与所得者の経済的実態に適切に対処し、他の所得との公平を図るために、特定支出控除制度が設けられている。

特定支出控除制度は「給与所得者が特定の支出をした場合において、その合計額が給与所得控除の金額をこえる場合には、そのこえる金額をさらに給与所得控除後の給与所得の金額から控除することができる」¹⁶制度である（所法 57 の 2）。現行制度上、特定の支出として限定列举されているのは、①通勤費、②転勤費、③研修費、④人の資格を取得するための支出、⑤単身赴任者の往復旅費、⑥勤務必要経費（図書費、衣服費、交際費等のことであり、65 万円を限度とする）、⑦職務上の旅費の 7 項目のみとなっており、特定の支出として認められる範囲は限定されている（所法 57 の 2②一から七）。すなわち、給与所得者自身の勤務に伴う支出を全て控除できる制度ではないという特徴を有する。

以上のように、給与所得者の勤務に伴う支出については、使用者が支給する

¹³ 武田・前掲注 12・371 頁。

¹⁴ 金子・前掲注 4・255 頁。

¹⁵ 金子・前掲注 4・255 頁。

¹⁶ 金子・前掲注 4・255 頁。

ことが通例とされているが、使用者から支給を受けた場合、原則として、勤務の対価としての性質を持っている限りは給与所得として課税の対象となる。ただし、実費弁償的な性格を有するものや職務の性質上欠くことのできないものは、非課税所得とされている。他方において、給与所得者自身が勤務に伴う支出を負担した場合、原則として実額で収入金額から控除される仕組みになっていない。また、特定支出控除制度は対象となる項目が限定列举であるため、給与所得者自身が負担した勤務に伴う支出を全て控除できる制度とはなっていない。

第 2 節 テレワーカーの働き方とテレワーク費用

第 1 項 テレワークの定義とテレワーカー増加の背景

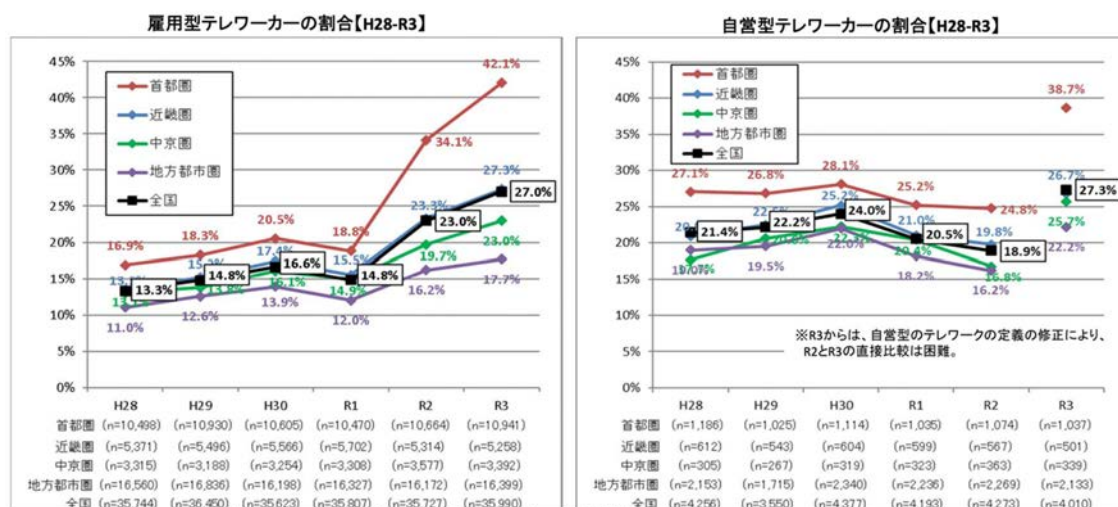
近年、テレワークという勤務形態を導入する企業が増えている。厚生労働省ホームページによれば、テレワークとは「情報通信技術（ICT=Information and Communication Technology）を活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方」¹⁷と説明されている。テレワークは、働き方改革の手段として重視される一方、新型コロナウイルス等の感染症の拡大を防止する有力な手段として、さまざまな企業が導入し活用している¹⁸。テレワークで働く人たちはテレワーカーと呼ばれ、接客業など現地に出向いて労務を提供する必要のある職種では活用が難しいが、経理や事務などのバックオフィス系の職種、エンジニアやデザイナーなどの IT 系専門職などのさまざまな職種で活用されている。このように、従来の就業場所ではなく自宅やサテライトオフィスで労務を

¹⁷ 厚生労働省「テレワークとは | 基本情報 | テレワーク総合ポータル」（厚生労働省ホームページ <https://telework.mhlw.go.jp/telework/about/>、2024 年 1 月 6 日閲覧）。

¹⁸ 国土交通省「企業等の東京一極集中に関する懇談会 資料 2-1 企業向けアンケート調査結果（速報）」6 頁によれば、東京都内に本社をおく上場企業 2024 社にアンケートをしたところ、テレワークを導入している企業は 85%、2020 年 1 月以降にテレワークを導入した企業は全体の 60%であり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響でテレワークを導入した企業は増加していると思われる（国土交通省ホームページ <https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/content/001371777.pdf>、2024 年 1 月 6 日閲覧）。

提供する場面が増えてきている。

国土交通省の「令和３年度テレワーク人口実態調査」によれば、就業者を雇用型就業者¹⁹と自営型就業者²⁰に分類し、雇用型就業者が行うテレワークを「ICT（情報通信技術）等を活用し、普段出勤して仕事を行う勤務先とは違う場所で仕事をする、又は、勤務先に出勤せず自宅その他の場所で仕事すること」²¹であると定義している。



（出典 国土交通省「令和３年度 テレワーク人口実態調査」９頁国土交通省ホームページ <https://www.mlit.go.jp/toshi/daisei/content/001471975.pdf>、2024年1月4日閲覧）

【図 1-1】雇用型テレワーカーと自営型テレワーカーの割合の推移

一方、自営型就業者が行うテレワークを「ICT（情報通信技術）等を活用し、自宅で仕事をする、又は、普段自宅から通って仕事を行う仕事場とは違う

¹⁹ 国土交通省「令和３年度 テレワーク人口実態調査」４頁によれば、雇用型就業者は「民間会社、官公庁、その他の法人・団体の正社員・職員、及び派遣社員・職員、契約社員・職員、嘱託、パート、アルバイトを本業としている」人と定義されている。一般的には、公務員や会社員などといった就業者を指していると思われる（国土交通省ホームページ <https://www.mlit.go.jp/toshi/daisei/content/001471975.pdf>、2024年1月6日閲覧）。

²⁰ 自営型就業者は「自営業・自由業、及び家庭での内職を本業としている」人と定義されている。一般的には、個人事業主やフリーランスといった就業者を指していると思われる（国土交通省・前掲注 19・４頁）。

²¹ 国土交通省・前掲注 19・４頁。

場所で仕事をする事」²²であると定義している。これらの定義を踏まえると、テレワークとは、「ICT 等を活用し、自宅または普段仕事をする場所と違う場所で仕事をする事である」ということができる。

そして、「雇用型就業者のうち、テレワークを実施している人」²³を雇用型テレワーカー、「自営型就業者のうち、テレワークを実施している人」²⁴を自営型テレワーカーと定義した上で、雇用型就業者における雇用型テレワーカーの割合および自営型就業者における自営型テレワーカーの割合の推移を示したものが図 1-1 である。図 1-1 によれば、自営型テレワーカーの割合は横ばいであるが、雇用型テレワーカーは増加傾向にある。これは、これまで勤務先に出勤していた雇用型就業者がテレワークをする機会が増えてきたことを示している。

しかし、雇用型テレワーカーがテレワークを実施するための費用を支出した場合、現行の給与所得課税制度では、これらの支出を実額で控除する仕組みにはなっていない。これに対し、自営型テレワーカーは事業所得者等であり、テレワークを実施するための費用がその者の事業活動に必要であると認められる場合、必要経費（所法 27②、35②ニ、37①）として控除することが可能である。このため、現行の所得課税制度の枠組み内で適切に対応できると考えられる。そのため、本論文においては、事業所得者等である自営型テレワーカーを検討の対象から除外し、給与所得者である雇用型テレワーカーを「テレワーカー」と呼称し、検討の対象とする。

第 2 項 テレワーク費用の取扱い

テレワークには、在宅勤務、サテライトオフィス勤務、モバイル勤務など、さまざまな形態がある²⁵。これらの形態によって、テレワーカーがテレワーク

²² 国土交通省・前掲注 19・4 頁。

²³ 国土交通省・前掲注 19・4 頁。

²⁴ 国土交通省・前掲注 19・4 頁。

²⁵ 厚生労働省ホームページによれば、「テレワークを『働く場所』という観点から分類すると、自宅で働く『在宅勤務』、本拠地以外の施設で働く『サテライトオフィス勤務』、移動中や出先で働く『モバイル勤務』があります。」と説明されている（厚生労働省・前掲注 17）。

を実施するための費用も異なる。例えば、在宅勤務の場合であれば、インターネット接続のためのネットワーク設備やデバイス機器の購入費、自宅の家賃や電気料金の一部、デスクや椅子などのオフィス用品の購入費などが発生する可能性がある。本論文では、このようなテレワークを実施するための費用を総称して「テレワーク費用」と呼称する。

このようなテレワーク費用についても、従来の勤務に伴う支出と同様に、使用者が支給する場合と給与所得者自身が負担している場合がある。さらに、使用者から支給される場合は、実費支給と一律支給の場合が想定される。例えば、自宅以外でテレワークをするためのレンタルオフィス利用料を実費支給する場合や、在宅勤務時の通信費や電気料金の一部補助のために通常の給料に加算して金銭を給付する場合や、在宅勤務手当として一定金額を一律で支給するパターンが想定される。

使用者が支給するテレワーク費用は、支給の方法にかかわらず、労務提供の対価としての性質を持っている限りは給与所得として課税の対象となりうる。ただし、課税庁は、「在宅勤務に通常必要な費用について、その費用の実費相当額を精算する方法により、企業が従業員に対して支給する一定の金銭については、従業員に対する給与として課税する必要はありません……なお、企業が従業員に在宅勤務手当（従業員が在宅勤務に通常必要な費用として使用しなかった場合でも、その金銭を企業に返還する必要がないもの（例えば、企業が従業員に対して毎月 5,000 円を渡切りで支給するもの））を支給した場合は、従業員に対する給与として課税する必要」²⁶があるとの見解を示している。その上で、前述の例にあげた自宅の電気料金については、業務のために使用した部分を合理的に計算することができれば課税する必要がない²⁷としている。テレワークを行うために使用した自宅の電気料金は、本来使用者が負担すべきものであり、実費弁償的な性格を有するため、課税の対象としないとの見解ではないかと思われる。

一方で、給与所得者自身がテレワーク費用を負担する場合もある。給与所得は、原則として、収入金額から給与所得控除額を控除するという計算構造にな

²⁶ 国税庁・前掲注 2・3 頁。

²⁷ 国税庁・前掲注 2・7 頁。

っているため、テレワーク費用は実額で控除される仕組みになっていない。しかし、給与所得者が自己負担するテレワーク費用は、給与所得の概算経費控除部分に含まれると考えられることから、給与所得控除額の範囲内では、テレワーク費用は控除されていると考えられる。

このように、テレワーク費用の取扱い、使用者から実費で支給される場合は非課税として取り扱われ、一律支給の場合は給与所得として取り扱われる。すなわち、一律支給の場合は給与所得として課税対象になることから、自己負担と同様であると考えられる。一方、自己負担の場合は、給与所得控除額の範囲内では、テレワーク費用は控除されていると言えるものの、給与所得者が自己負担するテレワーク費用が給与所得の概算経費部分を超える場合、これらの支出は控除されないこととなる。この取扱いは、テレワークの普及とともに増加する自己負担のテレワーク費用が、現行の給与所得課税制度において控除されるべきものが控除されないという点で適切に反映されない可能性を示唆している。次節では、この問題に焦点を当て、給与所得者のテレワーク費用の課税上の取扱いとその問題点について検討する。

第3節 給与所得者のテレワーク費用の課税上の取扱いと問題点

給与所得者のテレワーク費用も従来の勤務に伴う支出と同様に、給与所得控除額の2分の1部分に含まれていると考えられる。しかし、給与所得控除額の2分の1部分を超えた金額に関しては、特定支出控除制度の範囲ではないため、控除されない取扱いとなっている。

近年、テレワークの普及を促すため、実費支給や一律支給などの方法でテレワーク費用の補助を導入している企業もある。しかし、実費支給の場合であっても、電気代や家賃の一部などのテレワーク費用は、個々の家庭の生活費との間で按分するのが困難であり、企業にとってこれらの費用を実費支給することは事務負担が大きく、制度化にはまだ時間を要するものと思われる。このため、テレワーク費用を自己負担せざるを得ないテレワーカーの数は今後も増加すると予想される。また、一律支給の場合は、その支給額は給与所得として課税対象となるため、控除対象とはならない。

さらに、テレワーク導入により、多くの企業がオフィススペースの縮小を図り²⁸、全従業員が同時に出勤することを前提としなくなっている。その結果として、従業員は出勤する機会が減り、必然的にテレワークを選択せざるを得ない状況が生じていると考えられる。なお、給与所得控除額は、平成 24 年に上限額が設けられ、平成 30 年に最低控除額が引き下げられ、徐々に縮減傾向にある²⁹。今後も縮減される可能性が高いことから、給与所得控除額の 2 分の 1 部分ではカバーしきれない支出を伴う給与所得者がでてくることが予想される。

このように、現行の給与所得課税は、給与所得控除額が近年縮小傾向にある一方で、給与所得者自身が負担するテレワーク費用は増加している傾向にある。この結果、給与所得者自身が負担するテレワーク費用が、給与所得控除額の概算経費部分を上回る形となり、事実上課税される状況が生じている。これは経済実態に合致した課税とは言えない状況であり、早急な対応が必要であると考えられる。

そこで、本論文では、テレワーク費用を自己負担する給与所得者に適切な課税が行えるようにするため、テレワーク費用を特定支出控除制度の対象に含めることができるか検討をする。この検討は、現行の給与所得課税制度において適切に控除されていないテレワーク費用によって生じている給与所得者の過度な負担を解消し、給与所得者の経済的実態に即した課税を実現することを目指すものである。

具体的には、まず、給与所得控除における概算経費部分の性質を詳細に分析し、その性質を明らかにする。給与所得控除は、法文上ではその具体的な性質

²⁸ 国土交通省・前掲注 18・28 頁によれば、「オフィス縮小をすでに検討している企業は 14%、今後検討する可能性がある企業は 46%で、合わせると 6 割」との結果がでている。

²⁹ 平成 24 年までは、給与所得控除額に上限金額はなく、収入金額に応じて計算された給与所得控除額を控除するという仕組みであった（平成 24 年改正前所法 28③）。しかし、「給与所得者の必要経費が収入の増加に応じて必ずしも増加するとは考えられないこと」（武田・前掲注 12・2059 の 2 頁）から、平成 24 年に上限金額が設けられることとなった（平成 24 年改正所法 28③六）。その後も段階的に上限金額の引き下げが行われている。さらに、平成 30 年には、特定の収入にのみ適用される給与所得控除ではなく、どのような所得にでも適用される基礎控除に、負担調整の比重を移していくことが必要であるとの基本的考え方の下、給与所得控除額の最低控除額を 10 万円引き下げるとともに基礎控除の額を 10 万円引き上げることとされた（平成 30 年改正所法 28③、86①）。

が明示されていないが、平成 24 年度税制改正において「勤務費用の概算控除」と「他の所得との負担調整のための特別控除」の 2 つの性格を持つと説明されている³⁰。ここにいう「勤務費用の概算控除」は、給与所得控除における概算経費部分に該当すると考えられる。しかし、具体的にどのような支出が含まれるのかは明確ではない。そこで、給与所得の性質からこの「勤務費用」がどのような性質の支出であるのかを分析する。

次に、特定支出控除制度と勤務費用の関係を明らかにするため、特定支出控除制度の創設背景や立法趣旨、対象となる項目の限定理由、創設当初の問題点、さらに、近年の改正によりどのように変遷していったかについて分析する。最後に、テレワークを行うためには具体的にどのようなテレワーク費用が発生するかを検討し、その性質・特徴を分析する。その中で、特定支出控除制度の新たな項目として追加することが可能な項目を検討した上で、特定支出控除制度へそのテレワーク費用を追加する際の具体的な条文案の提案を行う。

³⁰ 大蔵財務協会編『改正税法のすべて（平成 24 年度版）』254 頁（大蔵財務協会、2012 年）。

第2章 給与所得控除における勤務費用の性質

第1節 給与所得の性質から分析する支出の性質

第1項 給与所得のもつ従属性と非独立性という性質

給与所得は「勤労性所得（人的役務からの所得）のうち、雇用関係またはそれに類する関係において使用者の指揮・命令のもとに提供される労務の対価を広く含む観念であり、非独立的労働ないし従属的労働の対価」³¹であると広く理解されている。この理解の基礎となっているのが弁護士顧問料事件（最高裁昭和56年4月24日判決民集35巻3号672頁）である。そして、この判決では、給与所得の性質を次のように明らかにしている。

給与所得とは、「雇傭契約又はこれに類する原因に基づき使用者の指揮命令に服して提供した労務の対価として使用者から受ける給付をいう。なお、給与所得については、とりわけ、給与支給者との関係において何らかの空間的、時間的な拘束を受け、継続的ないし断続的に労務又は役務の提供があり、その対価として支給されるものであるかどうか重視されなければならない」³²と判示している。一方、事業所得とは、「自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有し、かつ反復継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められる業務から生ずる所得」³³であると判示している。

すなわち、この判決は、給与所得を労働者が使用者の指揮命令下で労務を提供することで得られる対価と定義付けている。そして、使用者の指揮命令下で労務を提供するということの具体的内容として、使用者に指示された就業場所において所定労働時間の範囲内で労務を提供するという点を明示し、労働者による労務の提供が空間的、時間的な拘束を受けた労務の提供であると特徴付けている。結果として、この判決に基づき、給与所得の特徴の一つとして、従属性が認められるものとして理解されている³⁴。

³¹ 金子・前掲注4・254頁。

³² 最高裁昭和56年4月24日判決民集35巻3号676頁。

³³ 最高裁昭和56年4月24日判決民集35巻3号676頁。

³⁴ 金子宏教授は、弁護士顧問料事件を参照し、給与所得を従属的労働の対価であると説

次に、この判決は、事業所得と給与所得の対比から、もう一つの給与所得の特徴を描き出している。この判決では、事業所得を自己の計算と危険において独立して業務を遂行することで得られる所得と定義づけている。これは、自らの判断で業務やその実行方法を決定し、経済的な成果やリスクを自ら管理することで得られる対価であるとも解釈できる。結果として、この判決に基づき、事業所得の特徴として、独立性が認められるものと理解されている。それに対して、給与所得は、独立性を有していないという意味合いで、非独立性を有するものであると理解されている³⁵。

また、独立性の具体的な判断基準が示された事案として、麻酔科医が複数の病院から得た報酬が給与所得に該当するとされた判決（東京地裁平成 24 年 9 月 21 日判決税務訴訟資料 262 号 12043 順号）がある。その判決において、独立性の有無は、「自己の計算と危険によってその経済的活動が行われているかどうか、すなわち経済的活動の内容やその成果等によって変動し得る収益や費用が誰に帰属するか、あるいは費用が収益を上回る場合などのリスクを誰が負担するかという点」³⁶を考慮して判断すべきであると示されている。すなわち、独立性を有する場合は、経済的活動の内容やその成果等によって変動し得る収益や費用は、その経済的活動を行っている事業主体に帰属する。それに対し、独立性を有していない場合、つまり非独立性を有している場合は、上記事業主体には該当しないので、上記事業主体の経済的活動におけるその変動し得る収益や費用が、その独立性を有していない者自身に帰属することはない。このような非独立性の観点から見ると、労働者は事業主体である使用者の経済的活動に貢献するが、その労務提供によって生じる経済的活動の成果やリスクは使用者に帰属する。

明している（金子・前掲注 4・254 頁）。また、裁判においても「従属性が認められる場合の労務提供の対価については給与所得該当性を肯定し得る」（東京地裁平成 25 年 4 月 26 日判決税務訴訟資料 263 号 12210 順号 11 頁）と示されている。これらのことから、従属性が給与所得の特徴として広く認識されていることと解釈できる。

³⁵ この点について「非独立性は事業所得でないことを示すものでしかなく、給与所得の他雑所得等に該当する場合もありえる」といった批判もある（長島弘「塾講師等に支払う報酬の給与所得該当性(下)」税務事例 47 巻 2 号 30 頁(2015 年))。一方で、「給与所得の本質は、非独立的……という点に求められるように思われる」という非独立性の方が重視されるといった意見もある（佐藤英明『スタンダード所得税法[第 3 版]』164 頁（弘文堂、2022 年））。

³⁶ 税務訴訟資料 262 号 12043 順号 10 頁。

したがって、非独立性の観点でみると、労働者は、使用者によって準備・提供された備品や設備を使用して、使用者の経済的活動のために労務を提供するのみということになるから、給与収入を得るために直接的な支出は生じない。しかし、給与所得控除は「勤務費用の概算控除」の性格を有している³⁷とされており、この観点で見れば、労働者が労務を提供する過程で一定の支出が生じるものと考えられる。次項では、労働者の労務提供の実態と給与所得の2つの性質との関係について詳しく検討する。

第2項 労務提供の実態と給与所得の性質の関係

1. 労務提供をする一連の過程

一般的に、労働者は、雇用契約ないし労働契約を使用者と締結し、契約により、使用者に対して労務を提供する義務を負っている（労働契約法（以下、「労契法」と略する）3④）。

具体的には、労働者は、使用者から指定された就業時刻までに指定された就業場所に出勤し、その場所において使用者に指示された内容に従って労務を行い、就業時刻を終了したら退勤し自宅へ帰宅する。これが典型的な労働者の労務提供の一日の流れである。さらに、労働者は、雇用関係が継続している限り使用者の指揮命令に従う義務がある。使用者から将来どのような労務内容を指示されるか不明であるため、労働者は将来の指揮命令に備えるためや自らの労務の質を向上させるために準備をすることも考えられる。このように、労働者が使用者に対して労務を提供するためには、出勤や退勤などといった私的生活と労務提供との連繋、労務提供そのもの、将来の労務提供に備えるといったさまざまな行為が存在する。

2. 私的生活と労務提供との連繋行為

私的生活と労務提供との連繋とは、労働者が私的生活から労務提供へと移行する際の一連の行為を指す。典型的な例として、労働者が自宅から就業場所へ

³⁷ 大蔵財務協会・前掲注30・254頁。

の出勤や、就業終了後に自宅への退勤といった行為がこれに該当する。この行為は、労働者の私的生活と労務提供を結びつける重要な役割を果たし、労働者が労務を提供するために不可欠な行為である。また、使用者から転任を伴う配置転換を命じられ、それに伴う転任先への引越しを余儀なくされる場合なども想定される。これらの行為は、労務提供そのものとは言えないが、就業場所の指示や配置転換命令など使用者からの様々な指揮命令に従い労務提供を可能にするために必要な行為であると考えられる。したがって、労働者にとって、労務提供準備行為³⁸であり従属性に起因するものであると捉えられる。

3. 労務提供行為

労務提供行為とは、労働者が使用者に対して労務を提供する行為そのものを指す。具体的には、労働者は指定された就業場所で定められた所定労働時間の範囲において、使用者から指示された内容の労務提供を行う。この行為は、具体的には様々な内容を為すが、すべてが使用者に対して提供されることから、使用者の経済的活動の一部を構成するものである。その結果、労働者は労務を提供すること自体に対して、契約においてあらかじめ定められた収入を得ることとなる。すなわち、労務提供による経済的成果やリスクは労働者自身に帰属せず、使用者に帰属するものである。したがって、労働者にとって、労務提供行為そのものは非独立性に起因する行為であると捉えられる。

4. 将来の労務提供に備える行為

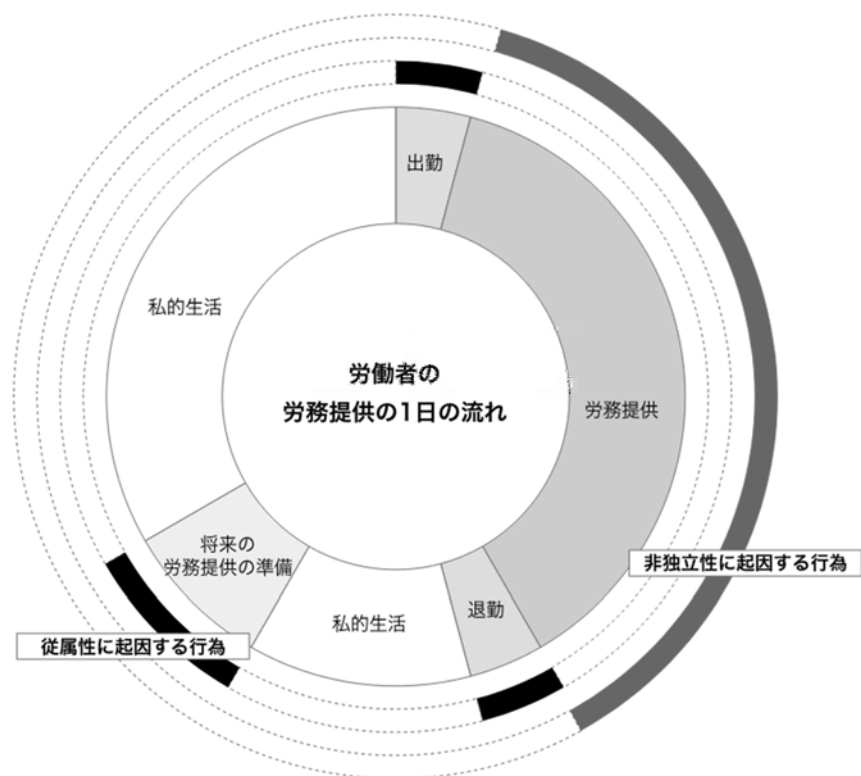
将来の労務提供に備える行為とは、労働者が将来の労務提供に必要なスキルや知識を習得し準備する行為を指す。労働者が具体的にどのような労務提供をするかは、使用者により決定されるため、労働者自身の意思に関わらず、これまでと異なる労務内容になる可能性がある。例えば、総務部から法務部への配置転換が命じられた労働者が、新たな配属先で労務を提供するために、新たな知識が必要となる場合などが考えられる。労働者は雇用関係が継続する限り、

³⁸ 厳密に言えば、労務提供後の行為である退勤を含めると「連携行為」という表現の方が適切であると思われるが、本論文では便宜上「準備行為」という表現を採用することとする。

使用者からの指揮命令に従う義務があり、将来の労務提供に備えて準備をする必要がある。これらの行為も、労務提供そのものとは言えないが、労務内容の変更指示など将来に渡る使用者からの指揮命令に従い労務提供を可能にするために必要な行為であると考えられる。したがって、労働者にとって、労務提供準備行為であり従属性に起因するものであると捉えられる。

5. 小括

以上のように、労働者が労務を提供する一連の過程は、労務提供行為そのものだけではなく、労務提供を可能にするための私的生活と労務提供との連繋や将来の労務提供の備えといった労務提供準備行為も含まれる。



(筆者作成)

【図 2-1】 労務提供の一連の過程と給与所得の性質との関係

そして、それぞれの行為と給与所得の性質の関係を検討した結果、図 2-1 で示した通り、私的生活と労務提供との連繋や将来の労務提供の備えといった労

務提供準備行為は従属性に起因する行為であり、労務提供行為は非独立性に起因する行為であるという分析結果となった。次項では、この点を踏まえて、労務提供をする一連の過程で生じる支出に焦点をあてて検討する。

第3項 労務提供をする一連の過程で生じる支出

1. 私的生活と労務提供との連繋行為を行うための支出

私的生活と労務提供との連繋行為は、従属性に起因するものであり、労務提供を可能にするために不可欠な行為である。例えば、一般的に労働者は使用者から指定された就業場所に通勤しなければ、労務提供をすることができない。

このような行為を行うための支出は、労働者にとって、使用者の指揮命令に従い労務提供を可能にするために必要な支出である。

一方で、使用者の立場からすれば、通勤や引越などといった行為そのものは、使用者の経済的活動に直接貢献するわけではない。さらに、使用者による支給が一般的であるものの³⁹、法的に義務付けられているわけではない⁴⁰。すなわち、雇用契約等で使用者が支給すると明記がされていない限り、労働者が負担しなければならないものである。

したがって、このような支出は原則として労働者が負担すべきであり、その支出の経済的効果も労働者に帰属するものであると考えられる。

2. 労務提供行為を行うための支出

労務提供行為は、非独立性に起因するものであり、労働者は使用者の経済的活動の一部として労務提供を行う。そして、労務提供を行うためにはさまざまな支出が生じる。例えば、就業場所となるテナントの家賃やそこで使用するオ

³⁹ 厚生労働省「令和2年就労条件総合調査」13頁によれば、通勤手当を支給している企業は、92.3%である（厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/jikan/syurou/20/dl/gaikyou.pdf>、2024年1月18日閲覧）。

⁴⁰ 厚生労働省「第2回社会保険料・労働保険料の賦課対象となる報酬等の範囲に関する検討会（平成24年9月20日）資料1」1頁によれば、「通勤に要する費用は、使用者が支給することは義務付けられておらず、使用者が負担しなければならないという法律はない。（通勤手当の支払いを強制する法律はない。）」と説明されている（厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000021wz0-att/2r98520000021x1m.pdf>、2024年1月18日閲覧）。

フィス機器や文房具などの消耗品の購入から、労務提供中に着用が求められる制服の購入費やクリーニング代など、労働者が使用者に対して労務提供を行うためには様々な支出が生じる。

このような労務提供行為を行うための支出は、使用者の経済的活動の一部として労働者に労務提供を行わせるために生じるものであり、その経済的活動におけるその変動し得る収益や費用は使用者に帰属するものであり、労働者はあくまで労務提供を行なっているのみである。

したがって、このような支出は原則として使用者が負担すべきであり、その支出の経済的效果も使用者に帰属するものであると考えられる。しかし、このような本来使用者が負担すべき支出を労働者が負担している場合が存在する。

使用者は、労働者を雇用する場合、就業規則を作成し行政官庁に届けなければならないと定められている（労働基準法（以下、「労基法」と略する）89）。その就業規則に明記しなければならない事項として、「労働者に食費、作業用品その他の負担をさせる定めをする場合においては、これに関する事項」（労基法 89①五）と定められており、使用者が労働者に費用負担させる場合には、その内容を就業規則に明記しなければならない。言い換えれば、雇用契約や就業規則に基づく合意がある場合は、労務の提供に必要な費用であり、その効果が使用者に帰属するものであっても、労働者には費用負担の義務が生じる。

例えば、就業規則において、就業場所で着用する制服の購入費用を労働者が負担すると明記されている場合などが想定される。その場合の制服の購入費用は、使用者にとって、使用者の経済的活動を労働者に行わせるために必要な費用であり、その経済的效果は使用者に帰属するものであると考えられる。このような契約に基づく費用負担は、労働者にとっては、使用者の経済的活動に必要な費用を単に肩代わりしているに過ぎず、自身の直接的な利益や職業的成長に直結するものではない。あくまで、労働者にとって、契約上、支出義務を負っているのみである。

事業所得者等における必要経費（所法 37）であれば、その者が支出する必要経費の経済的效果は、その支出した者自身に帰属する。それに対し、労働者のこのような支出は、使用者の経済的活動を行うための費用であり、その支出の効果は使用者に帰属するにもかかわらず、その支出義務が労働者にあるとい

う特異な形態をとる。さらに、契約上、労働者に費用の負担義務がないにもかかわらず、労務の提供に必要な費用を負担している可能性も考えられる⁴¹。

このように、労務提供行為を行うための支出は原則として使用者が負担すべきであるが、現実には労働者が負担している場合が存在する。

3. 将来の労務提供に備えるための支出

将来の労務提供に備える行為は、従属性に起因するものであり、将来の配置転換や新たな労務提供に備えるために必要な知識や技術を習得する行為である。例えば、配置転換により新たな知識や技術が必要になった場合、その知識や技術を身に付けなければ労務提供を継続することが難しい。

このような行為を行うための支出は、その知識や技術を習得しなければ、使用者の指示する労務を提供することが困難となる可能性が高いことから、労働者にとって、労務を提供するために必要な支出である。一方で、得られた知識や技術自体は、労働者に帰属するものである。また、知識や技術を習得する行為そのものは、使用者の経済的活動に直接貢献するわけではなく、その知識や技術を活用して労務を提供することで初めてその効果が使用者に対して発揮されるものである。

したがって、このような支出は原則として労働者が負担すべきであり、その支出の経済的効果も労働者に帰属するものであると考えられる。

4. 支出の経済的効果の帰属先と支出義務の有無による分類

以上の検討から、労働者にとって労務提供をする一連の過程で生じる支出は、その支出の経済的効果の支出先によって整理することが可能である。1 つ目は

⁴¹ 従来の就業場所に通勤して労務を提供するといった働き方の場合、労働者が一時的に費用を負担しても後日精算されるのが通常であると思われる。しかし、本論文で着目しているテレワークにおいては、このような費用を労働者自身が負担している場合が存在すると考えられる。厚生労働省「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」12 頁によれば、「テレワークを行うことによって生じる費用については、通常の勤務と異なり、テレワークを行う労働者がその負担を負うことがあり得ることから、労使のどちらが負担するか、また、使用者が負担する場合における限度額、労働者が請求する場合の請求方法等については、あらかじめ労使で十分に話し合い、就業規則等において定めておくことが望ましい」とされている。これは、テレワークにより労働者自身が費用を負担しているケースが存在することを示唆している（厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/content/11911500/000690830.pdf>、2024 年 1 月 8 日閲覧）。

非独立性に起因しその効果が使用者に帰属するが労働者が負担している支出（以下、本論文では、「非独立的労働から生じる支出」と呼称する）、もう１つは従属性に起因しその効果が労働者に帰属する支出（以下、本論文では、「従属的労働を行うための支出」と呼称する）である。

さらに、この２つの分類は、支出義務の有無によって細分化することが可能である。いずれの場合も、支出義務の有無という観点は変わらないが、その意味合いには大きな違いがある。

非独立的労働から生じる支出は、原則として使用者が負担すべき支出である。そして、契約上明記されている場合のみ労働者に支出義務が生じるものである。したがって、非独立的労働から生じる支出は、雇用契約等により義務付けられているがゆえに支出せざるを得ない支出といえる。

一方、従属的労働を行うための支出は、原則として労働者が負担すべき支出である。すなわち、現実に従属的労働を行うための準備行為のために、当然に労働者に支出義務が課せられている。しかしながら、現在義務は課されていないとしても、将来の従属的労働に備えるために労働者自らが自発的・任意的に支出することがあり得る。

以上のことから、給与所得者の勤務に伴う支出は次のように４つに分類することができる。

① 非独立的労働から生じる義務的支出

支出の経済的効果が使用者に帰属するものであるが、契約上労働者にその支出が義務付けられるもの

② 負担義務のない不可避的支出

支出の経済的効果が使用者に帰属し、かつ、契約上も労働者にその支出義務がないにもかかわらず、実質負担を強いられているもの

③ 従属的労働を行うための義務的支出

支出の経済的効果が労働者に帰属するものであり、使用者からの指揮命令に従うために不可避的に生じるもの

④ 従属的労働を行うための任意的支出

支出の経済的効果が労働者に帰属するものであり、労働者が自らの労働の質

を高め、使用者によりよい労務を提供するためのもの

第4項 給与所得者の消費活動を含む支出の全体構造

前項での分析の結果、給与所得者の勤務に伴う支出はその支出の経済的効果の帰属先と支出義務の有無によって4つに分類できることが明らかになった。しかし、労働者は所得獲得活動だけでなく、日常の消費活動も行っているから、この4つの勤務に伴う支出に加えて、消費活動のための支出、いわゆる家事上の支出も存在する。非独立的労働から生じる支出は、使用者の経済的活動に直接関連する費用であり、その支出の経済的効果が使用者に帰属する費用であるから、労働者の家事上の支出とは、本質的に無関係であると考えられる。一方で、従属的労働を行うための支出は、家事上の支出との区別が明確でない場合がある。この問題は、大嶋訴訟上告審判決においても指摘されており、「給与所得者が勤務に関連して費用の支出をする場合であつても、各自の性格その他の主観的事実を反映して支出形態、金額を異にし、収入金額との関連性が間接的かつ不明確とならざるを得ず、必要経費と家事上の経費又はこれに関連する経費との明瞭な区分が困難である」⁴²と示されている。このような背景から、給与所得における勤務に関連する支出の一般的な特性を考慮した給与所得控除は、概算控除の形式を採用しており、憲法14条に違反しないと判断された。したがって、従属的労働を行うための支出は、この家事上の支出との区別が困難な場面も存在する。

また、同判決においては「職場における勤務上必要な施設、器具、備品等に係る費用のたぐいは使用者において負担するのが通例」⁴³とも示されている。勤務上必要な施設、器具、備品等に係る費用は、その支出の経済的効果が使用者に帰属するものであるから、非独立的労働から生じる支出である。つまり、同判決では、そのような費用は使用者が負担することが通例であると示している。言い換えれば、労働者自身が負担することは通例ではないと判断していたと考えられる。

⁴² 最高裁昭和60年3月27日判決民集39巻2号259頁。

⁴³ 最高裁昭和60年3月27日判決民集39巻2号247頁。

以上のことから、前述した 4 つの勤務に伴う支出に家事上の支出を加えた 5 つの分類が、給与所得者の支出の全体構造を形成している。そして、これらの分析に基づき、給与所得者の消費活動を含む支出の全体構造を図に表したものが図 2-2 である。図 2-2 は、給与所得者の支出を、その支出の経済的効果の帰属先と支出義務の有無で分類した上で、家事上の支出との関連性を視覚的に表現したものである。

		支出の経済的効果の帰属先		
		使用者	労働者	
支出義務	あり	①非独立的労働から生じる義務的支出	③従属的労働を行うための義務的支出	家事上の支出
	なし	②負担義務のない不可避的支出	④従属的労働を行うための任意的支出	

勤務に伴う支出

(筆者作成)

【図 2-2】給与所得者の消費活動を含む支出の全体構造

給与所得控除における勤務費用は、家事上の支出との区別が困難であるという前提に立つと、非独立的労働から生じる支出は、労働者の個人的な消費活動とは本質的に無関係であるため、従属的労働を行うための支出が給与所得控除における勤務費用の一部を構成していると推測される。しかし、実際には非独立的労働からも支出が生じており、これが給与所得控除における勤務費用の一部を形成している可能性が考えられる。次節では、これらの分類を基に、給与所得控除における勤務費用の具体的な性質について詳細に分析を行う。

第 2 節 給与所得控除における勤務費用の性質の分析

第 1 項 勤務費用の性質を分析するための 2 つの視点

給与所得控除は、「勤務費用の概算控除」と「他の所得との負担調整のため

の特別控除」の 2 つの性格を持つとされている⁴⁴。しかし、所得税法上、勤務費用の具体的な性質や定義は明確に示されていない。この節では、給与所得控除における勤務費用の性質を明らかにするための 2 つの視点を提案し、それを基に分析を進める。

第 1 の視点は「労働者を活動主体と捉えた場合の支出」という視点である。これは、大嶋訴訟上告審判決から導かれる。この判決において、「給与所得に係る必要経費の控除のあり方が均衡のとれたものであるか否かを判断するについては、給与所得控除を専ら給与所得に係る必要経費の控除ととらえて事を論ずるのが相当」⁴⁵と判示している。ここにいう必要経費は、事業所得者における必要経費（所法 37）と同じものではない。しかし、給与所得者自身が活動主体であると仮定した場合、給与所得者が自身の収入を得るために労務を提供するにあたり、そこには事業所得者における必要経費と類似した支出が生じ、給与所得控除は、その必要経費と類似した支出を控除する役割を有しているとみることができる。

第 2 の視点は「税制調査会が定義する勤務費用」の視点である。平成 24 年度税制改正において、特定支出控除制度の対象となる適用範囲を拡大した趣旨について、立法者は「給与所得控除の『勤務費用の概算控除』と『他の所得との負担調整のための特別控除』の二つの性格のうち、前者の『勤務費用の概算控除』の部分（すなわち給与所得控除額の 2 分の 1 の金額）を上回れば特定支出控除が適用できるように改められたものである」⁴⁶と説明している。この説明は、昭和 61 年税制調査会の抜本答申を参考に行っていると推測される。そして、税制調査会の抜本答申において、勤務費用は「その勤務又は職務の遂行のために支出した費用のうち、その者の職務に照らして通常必要であると認められるもので、その勤務又は職務の遂行以外のためには支出することがないと認められるもの」⁴⁷と定義されている。この定義は、立法趣旨を理解する上での

⁴⁴ 大蔵財務協会・前掲注 30・254 頁。

⁴⁵ 最高裁昭和 60 年 3 月 27 日判決民集 39 卷 2 号 261 頁。

⁴⁶ 大蔵財務協会・前掲注 30・254 頁。

⁴⁷ 税制調査会「昭和 61 年 10 月税制の抜本的見直しの答申」31 頁（1986 年 10 月）（公益社団法人 日本租税研究協ホームページ https://www.soken.or.jp/sozei/wp-content/uploads/2019/09/s_s6110_zeiseibappontekiminaosi.pdf、2024 年 1 月 18 日閲覧）。

重要な指針となると考えられる。

このことから、「労働者を活動主体と捉えた場合の支出」と「税制調査会が定義する勤務費用」という2つの視点から、給与所得者の支出を詳細に分析し、給与所得控除における勤務費用の性質を明らかにする。

第2項 労働者を活動主体と捉えた場合の支出の性質

労働者自身が活動主体であると仮定した場合、労働者が労務を提供するにあたり、事業所得者等における必要経費に類似した支出（以下、本論文では、「必要経費的支出」と呼称する）が生じる。

事業所得者等における必要経費とは「その年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用の額及びその年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用の額」と定義されている（所法 37①）。そして、事業所得者等が支出したもののうち、「必要経費として控除されうるためには、それが事業活動と直接の関連をもち、事業の遂行上必要な費用でなければならない」⁴⁸とされている。これを、活動主体としての労働者の立場にあてはめると、ここにいう「事業活動」とは「非独立的労働ないし従属的労働の提供」のことであるから、必要経費的支出とは「非独立的労働や従属的労働と直接関連し、その労働を提供する上で必要な費用」と定義することができる。すなわち、給与所得者の支出の全体構造のうち、労務の提供との直接関連要件と必要要件を満たしているものは、必要経費的支出として認められるということである。

従属的労働は、雇用契約ないし労働契約に基づいて、使用者の指揮命令下で、時間的、空間的な拘束を受けて労務を提供するという働き方である。従属的労働を行うための支出は、労働者自身が従属的労働という働き方を実現するために生じるものである。したがって、従属的労働を行うための義務的支出と従属

⁴⁸ 金子・前掲注4・321頁。

的労働を行うための任意的支出は、労務の提供との直接関連性が高いと考えられる。

従属的労働を行うための義務的支出は、使用者からの指揮命令に従うために不可避免的に生じるものであるから、必要性は高いと言える。一方、従属的労働を行うための任意的支出は、労働者が自発的・任意的に自らの労働の質を向上させる目的で支出するものである。このような支出は、労働者の主観的な判断や価値観に基づくことが多く、労働力の質に寄与するかどうかは個人によって異なる。金子宏教授は、必要経費の必要性の認定について、「関係者の主観的判断を基準としてではなく、客観的基準に即してなされなければならない」⁴⁹と指摘している。主観的判断に基づく、実際には必要経費として認められるべきでないものまでが必要経費に含まれてしまう危険性があるということである。この基準を必要経費的支出にも適用した場合、従属的労働を行うための任意的支出の必要性は、客観的な基準に基づいて判断されることとなる。

以上のことから、従属的労働を行うための義務的支出は、直接関連要件と必要要件を満たしているため、必要経費的支出として認められる。一方、従属的労働を行うための任意的支出は、直接関連要件は満たしているといえるが、その必要性が客観的に判断できる場合のみ、必要経費的支出として認められる。

それに対して、非独立的労働は、使用者によって準備・提供された備品や設備を使用して、使用者の経済的活動のために労務を提供するという働き方であり、労働者は、原則として、その労務の提供に必要な費用を負担することはない。労働者がそのような費用を支出した場合であっても、それは、使用者の経済的活動の一部として発生するものである。したがって、非独立的労働から生じる義務的支出と負担義務のない不可避免的支出は、労働者自身の労務の提供との直接関連性が低いと考えられる。

さらに、必要性の有無について、非独立的労働から生じる義務的支出は、契約上の支出義務が存在するため、労働者にとって避けられない支出であり、その意味で必要性は高いと言える。一方で、負担義務のない不可避免的支出については、労働者が実質的に負担しているものの、契約上の支出義務は存在しない。

⁴⁹ 金子・前掲注4・321頁。

このため、必要性は低いと考えられる。

		支出の経済的効果の帰属先	
		使用者	労働者
支出義務	あり	非独立的労働から生じる 義務的支出	従属的労働を行うための義務的支出 必要経費的支出
	なし	負担義務のない 不可避的支出	従属的労働を行うための任意的支出 必要性なし

(筆者作成)

【図 2-3】 給与所得者の支出の全体構造における必要経費的支出の範囲

以上のことから、非独立的労働から生じる義務的支出は、必要要件は満たしているが、直接関連要件を満たしていない。負担義務のない不可避的支出は、直接関連要件及び必要要件を満たしていない。したがって、いずれも労働者にとっての必要経費的支出とは認められない。

本項での分析の結果、労働者を活動主体と捉えた場合に、給与所得者の支出のうち必要経費的支出として認められるのは、図 2-3 で示した通り、従属的労働を行うための義務的支出及び従属的労働を行うための任意的支出のうち、客観的に必要性が認められるもののみであるという結果になった。次項では、もう 1 つの視点である税制調査会の勤務費用の定義から、同様の分析を行う。

第 3 項 税制調査会が定義する勤務費用の性質

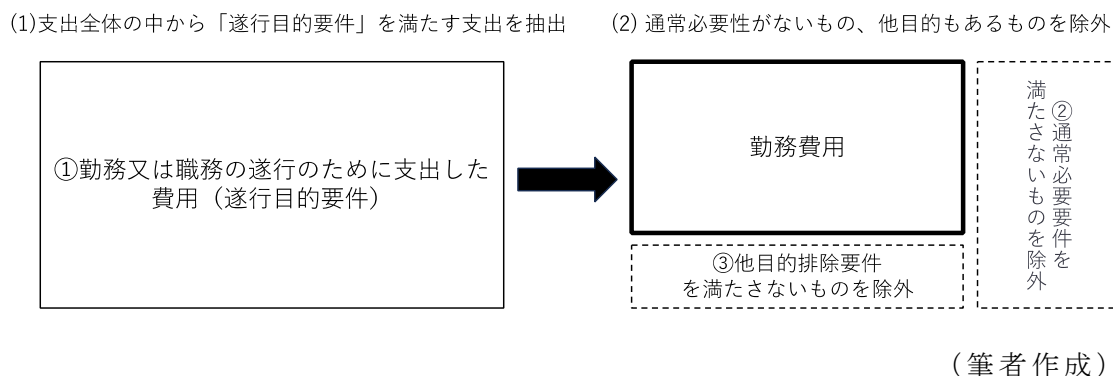
1. 勤務費用該当性の判断プロセス

税制調査会によれば、勤務費用は「その勤務又は職務の遂行のために支出した費用のうち、その者の職務に照らして通常必要であると認められるもので、その勤務又は職務の遂行以外のためには支出することがないと認められるもの」⁵⁰と定義されている。なお、ここにいる「勤務又は職務の遂行」とは、従属的

⁵⁰ 税制調査会・前掲注 47・30 頁。

労働ないし非独立的労働と置き換えて考えることができる。

この定義は、①その勤務又は職務の遂行のために支出した費用である（遂行目的要件）、②その者の職務に照らして通常必要であると認められるものである（通常必要要件）、③その勤務又は職務の遂行以外のためには支出することがないと認められるものである（他目的排除要件）の3要件に分けて考えることができる。そして、勤務費用該当性の判断プロセスは、図2-4で示したように、①遂行目的要件に該当するものを広く拾い出したのち、さらに、②通常必要要件、③他目的排除要件を満たさないものを除外するという構造になっている。



【図2-4】勤務費用該当性の判断プロセス

また、税制調査会は、「主要国で給与所得者に認められている勤務費用に相当する支出を含め、給与所得者の必要経費ではないかと言われるものを広めに拾い出した」⁵¹ものとして、「衣料品、身の回り品、理容・洗濯、文具、新聞・書籍、こづかい、つきあい費」⁵²の項目を挙げている。そして、これらの勤務費用になりうる項目の合計額が収入金額の約1割であるとの試算を示している⁵³。これらの項目の中には、家事上の支出と思われる項目も含まれている

⁵¹ 税制調査会「わが国税制の現状と課題 ―21世紀に向けた国民の参加と選択―」100頁（2000年7月）（内閣府ホームページ <https://www.cao.go.jp/zeicho/history/1996-2009/etc/2000/pdf/zeichof07.pdf>、2024年1月18日閲覧）。

⁵² 税制調査会・前掲注51・100頁の「（資料15）勤労者世帯（標準世帯）の年間収入階級別1世帯当たり品目別年間支出金額調」より抜粋。

⁵³ 「わが国の給与所得者が収入を得るために必要とする勤務費用が実際にどの程度になるのか把握するために、家計調査により、主要国で給与所得者に認められている勤務

が、勤務費用の３要件を満たしているのであれば、これらの項目も勤務費用として認められるということである。

2. 従属的労働を行うための支出の勤務費用該当性

従属的労働を行うための支出は、労働者自身が従属的労働という働き方を実現するために生じるものであり、従属的労働を行うための義務的支出及び従属的労働を行うための任意的支出は、遂行目的要件は満たしていると言える。

次に、通常必要性の有無について、従属的労働を行うための義務的支出は、使用者からの明確な指揮命令があった上で支出するものであるから、通常必要な支出であるといえる。一方、従属的労働を行うための任意的支出は、自らの労働の質を向上させるために支出するものであり、通常必要であるかどうかは、労働者の職務内容やスキルなど個々の事情によって異なる。例えば、法務部へ配置転換した労働者が法律書籍を購入した場合、その労働者が労務の提供に必要な法律知識を有していない場合には、通常必要性を有しているものといえるが、元々その知識を有していた場合には、通常必要とはいえないものと考えられる。

一方で、他目的排除要件を満たしているかどうかの厳密な判断は、従属的労働を行うための義務的支出及び従属的労働を行うための任意的支出のいずれにおいても困難であると思われる。例えば、通勤費の場合、①勤務地への通勤は勤務を遂行するための準備行為であることから遂行目的要件を満たしているといえる。②通勤行為は、勤務地で勤務を遂行するためには不可欠な行為であることから、通常必要要件を満たしているといえる。③通勤行為は、勤務地に到着することを唯一の目的とする行為であるならば、他目的排除要件を満たしているといえる。したがって、この場合の通勤費は、勤務費用該当性の要件を満たしていると考えられる。しかし、通勤途上で病院に立ち寄るなどの他目的が混在する場面や、通勤定期券を利用して休日に移動する場面も想定される。これらの状況を踏まえると、他目的排除要件を満たしているかどうかを厳密に判

費用に相当する支出を含め、給与所得者の必要経費ではないかと言われるものを広めに拾い出してみると、その金額は平均で年間 50 万円程度になり、年間収入（674 万円）の 1 割弱程度という試算が得られます」（税制調査会・前掲注 51・99 頁）。

断することは、実際のところ、極めて困難である。

3. 非独立的労働から生じる支出の勤務費用該当性

非独立的労働は、使用者によって準備・提供された備品や設備を使用して、使用者の経済的活動のために労務を提供するのみであるから、原則として労務提供に必要な費用を負担することはない。したがって、現実には、非独立的労働から支出が生じることはあるものの、労働者自身が非独立的労働を行う目的で支出することは、一般的に考えられない。

したがって、非独立的労働から生じる義務的支出及び負担義務のない不可避的支出は、遂行目的要件を満たしていないことになる。遂行目的要件を満たしていないため、通常必要要件及び他目的排除要件については検討するまでもない。

4. 小括

税制調査会が定義する勤務費用を分析した結果、勤務費用と認められるためには、遂行目的要件を満たした上で、通常必要要件と他目的排除要件の2要件を満たす必要がある。

		支出の経済的効果の帰属先			
		使用者	他目的なし	労働者	
支出義務	あり	非独立的労働から生じる義務的支出		従属的労働を行うための義務的支出 勤務費用	家事上の支出
	なし	負担義務 通常必要性あり 不可避的支出		従属的労働を行うための任意の支出 通常必要性なし	

(筆者作成)

【図 2-5】 給与所得者の支出の全体構造における
税制調査会の定義する勤務費用の範囲

そして、その分析を給与所得者の支出の全体構造にあてはめると、図 2-5 に示すように、従属的労働を行うための義務的支出及び従属的労働を行うための

任意的支出は、税制調査会の定義する勤務費用の要件を満たしている可能性が高い。しかし、他目的排除要件の判断は、実務上の困難が伴うことが確認された。それに対して、非独立的労働から生じる義務的支出及び負担義務のない不可避的支出は、そもそも遂行目的要件を満たしていないため、勤務費用とは認められない。次項では、これまでの分析を踏まえ、給与所得控除における勤務費用の性質を詳細に分析する。

第4項 2つの視点を通じた給与所得控除における勤務費用の性質

第2項及び第3項を通じて、2つの視点から、給与所得控除における勤務費用の性質について、分析検討を行った。

その結果、まず、非独立的労働から生じる義務的支出及び負担義務のない不可避的支出について、その支出の経済的効果が使用者に帰属するものである。したがって、労働者にとって労務提供のための支出とは言えず、いずれの視点からも給与所得控除における勤務費用の性質を持つとは言えないという結論に至った。それに対して、従属的労働を行うための義務的支出及び従属的労働を行うための任意的支出に関しては、いずれの視点からも給与所得控除における勤務費用の性質を有している可能性があるという分析結果になった。ただし、必要経費的支出と税制調査会が定義する勤務費用では、要件に違いが存在する。

必要経費的支出では、従属的労働を行うための義務的支出は認められるが、従属的労働を行うための任意的支出は、必要要件が満たされる場合のみ認められる。それに対し、税制調査会が定義する勤務費用は、必要性の判断がより厳格となり、通常必要であることが求められる。さらに、他目的排除要件を満たさないものも排除される。すなわち、税制調査会が定義する勤務費用のほうが、より厳格であるといえる。

ただし、給与所得者である労働者は日々の支出についての記帳義務がなく、事業所得者における家事関連費のような業務遂行上必要なものとそれ以外の区分を求める規定（所法45、所得税法施行令（以下、「所令」と略する）96）も存在していない。したがって、給与所得者の支出の目的が、労務提供のみを目的としているかの判断は、実際にはほぼ不可能である。例えば、衣服費は生活

する上で必ず身につけるものである。しかし、労務提供中に着用している衣服を労務提供中のみに着用しているか、労務提供中以外でも着用しているかの厳密な判断はできない。このような状況を考慮すると、他目的排除要件を満たしているかどうかの判断は非常に困難であり、この要件が現実に機能しているかは疑問が残る。

そのように考えた場合、従属的労働を行うための義務的支出は、必要経費的支出の2要件（直接関連要件及び必要要件）と税制調査会が定義する勤務費用の2要件（遂行目的要件及び通常必要要件）を満たしているため、いずれの視点からも給与所得控除における勤務費用の性質を有しているものと考えられる。一方、従属的労働を行うための任意的支出については、必要経費的支出における必要要件及び税制調査会が定義する勤務費用の通常必要要件を満たしているかの判断が必要となる。いずれの場合も、労働者の職務内容やスキルなどの個々の事情によって必要であるか異なるため、一律での判断は難しい。しかし、通常必要要件はより厳格であり、この要件を満たす支出は、必然的に必要要件も満たすと考えられる。つまり、従属的労働を行うための任意的支出が通常必要要件を満たす場合は、自動的に必要要件も満たし、いずれの視点からも給与所得控除における勤務費用の性質を有しているものとして認められると考えられる。

「労働者を活動主体と捉えた場合の支出」と「税制調査会の勤務費用の定義」という2つの視点から詳細に分析した結果、図2-6に示すように、給与所得控除における勤務費用は、給与所得者の支出の全体構造のうち、従属的労働を行うための義務的支出及び従属的労働を行うための任意的支出のうち通常必要要件を満たしているものという分析結果になった。

したがって、給与所得者である労働者の勤務に伴う支出のうち、従属的労働を行うための義務的支出及び従属的労働を行うための任意的支出のうち通常必要要件を満たしているものが、給与所得控除における勤務費用の範囲内に含まれていることになる。

		支出の経済的効果の帰属先		
		使用者	労働者	
支出義務	あり	非独立的労働から生じる義務的支出	従属的労働を行うための義務的支出 勤務費用	家事上の支出
	なし	負担義務 通常必要性あり 不可避的支出	従属的労働を行うための任意の支出 通常必要性なし	

(筆者作成)

【図 2-6】 給与所得者の支出の全体構造における
給与所得控除における勤務費用の範囲

しかし、現実には、これらが給与所得控除における勤務費用を上回る可能性があり得る。そのような場合に適切に対応するために設けられているのが特定支出控除制度（所法 57 の 2）である。次節では、特定支出控除制度が創設からどのような改正を経て現行制度となっているかについて、詳細に検討する。

第 3 章 働き方の多様化に応じた特定支出控除制度の変遷

第 1 節 特定支出控除制度の創設とその問題点

第 1 項 特定支出控除制度の創設とその目的

特定支出控除制度の創設に至った大きな要因は、給与所得と事業所得との間で、収入を得るための支出の取扱いが異なっているという点にある。具体的には、事業所得では総収入金額から必要経費を控除することとされており（所法 27②）、一方、給与所得では収入金額から法定の給与所得控除額を控除することとされている（所法 28②）。すなわち、特定支出控除制度の創設前は、事業所得は実額による必要経費の控除が認められているのに対し、給与所得は実額による勤務に伴う支出の控除は認められていないという取扱いであった。

この取扱いの違いについて、憲法 14 条違反にあたるとして争われたのが大嶋訴訟上告審判決（最高裁昭和 60 年 3 月 27 日判決民集 39 卷 2 号 247 頁）である。この大嶋訴訟上告審判決において、給与所得が実額控除を排し、概算控除制度を設けた目的は正当であり、憲法 14 条に違反するものではない⁵⁴と示された。しかし、補足意見によれば、給与所得者の勤務に伴う支出が給与所得控除額を超える場合は、その超える部分は合理性を欠くものであり、所得のないところに課税する結果となるため、違憲になる可能性がある⁵⁵とも示された。

⁵⁴ 判決において「租税法の分野における所得の性質の違い等を理由とする取扱いの区別は、その立法目的が正当なものであり、かつ、当該立法において具体的に採用された区別の態様が右目的との関連で著しく不合理であることが明らかでない限り、その合理性を否定することができず、これを憲法一四一条一項の規定に違反するものということはできないものと解するのが相当」と示されている（最高裁昭和 60 年 3 月 27 日判決民集 39 卷 2 号 260 頁）。

⁵⁵ 補足意見において、伊藤正己裁判官は「給与所得に係る必要経費の額がその者の給与所得控除の額を著しく超過するという事情がみられる場合には、右給与所得者に対し本件課税規定を適用して右超過額を課税の対象とすることは、明らかに合理性を欠くものであり、本件課税規定は、かかる場合に、当該給与所得者に適用される限度において、憲法一四一条一項の規定に違反するものといわざるを得ない」と述べている（前掲注 54・262 頁）。また、谷口正孝裁判官は「給与所得者について給与所得控除の額を明らかに超えて必要経費の存する場合を想定し、これに論及する必要があることは当然である。……必要経費の額が給与所得控除の額を明らかに超える場合は、その超過部分については、もはや所得の観念を容れないものと考えらるべきであつて、所得の存しないところに対し所得税を課する結果となるのであり、およそ所得税賦課の基本理念に反することになる」と述べている（最高裁昭和 60 年 3 月 27 日判決

武田昌輔教授は、給与所得控除制度について「給与等についての必要経費の有無及び範囲を論理的にも客観的にも明確化することは至難であり、その段階で給与等について実額計算による必要経費を控除する仕組みは考えられない。しかし、給与所得者は、必要経費そのものではないが、勤務に伴って給与所得者特有の支出を余儀なくされているのも事実である」⁵⁶と述べている。すなわち、給与所得者の勤務に伴う支出の有無や範囲を明確化することは困難であるが、勤務に伴い特有の支出を余儀なくされているという状況が生じていると指摘している。また、大嶋訴訟上告審判決の翌年である昭和 61 年税制調査会の抜本答申において、「サラリーマンの間に種々の不満感、不公平感が強いのは、給与所得控除の性格が必ずしも明らかでないこと、経費について実額控除が行い得ないこと、また、その結果、給与所得者には、通常、自ら所得税の課税標準と税額を計算して申告納税に参画する機会がないこと等にある」⁵⁷と考えられるから、給与所得者の勤務に伴う支出の実額控除と概算控除との選択制を導入することが適当であるとの指摘があった。

給与所得者にも、事業所得者における必要経費と全く同様ではないが、勤務に伴う支出が存在しており、その支出は給与所得者における担税力を減殺する要素である。さらに、勤務に伴う支出が収入金額から実額で控除できない状況は、給与所得者の間に不公平感を引き起こしている。このような背景があり、昭和 62 年に特定支出控除制度が創設された。特定支出控除制度は「給与所得者が特定支出をした場合において、その合計額が給与所得控除の金額をこえる場合には、そのこえる金額をさらに給与所得控除後の給与所得の金額から控除することができる」⁵⁸制度（昭和 62 年改正税法 57 の 2）であり、この制度の創設により、これまで概算控除しか認められていなかった給与所得者にも、確定申告を通じて一種の実額控除が認められることとなった。

第 2 項 特定支出項目が限定された理由

民集 39 卷 2 号 265 頁）。

⁵⁶ 武田・前掲注 12・4243 頁。

⁵⁷ 税制調査会・前掲注 47・30 頁。

⁵⁸ 金子・前掲注 4・255 頁。

創設当初から特定支出控除制度は、給与所得者の勤務に伴う支出を控除の対象としてすべて認める制度ではなく、限定列挙された特定の支出のみの控除を認める制度であった（昭和 62 年改正税法 57 の 2）。特定の支出のみに限定した趣旨について、立法者は次のように説明している⁵⁹。

イ 給与所得の金額の計算上実額控除を認めるという制度の変更は、明治 20 年に我が国に所得税が創設されて以来のことであり、納税者の相当数を占める給与所得者にとっても、税務当局にとっても、初めてのことであって、このような制度の導入に伴う両者の事務負担をも考慮しながら慎重に対処する必要があること

ロ 実額控除の対象とする勤務費用といっても、その費用は一般的に収入金額との関連が薄いことから、家事上の費用やこれに関連する費用との区分が困難であることが多く、どういう費用が含まれるのかはつきりせず、その範囲を巡って税務当局との間でトラブルが多発する恐れがあること

すなわち、1) 給与所得者と税務当局双方の事務負担への考慮が必要であること、2) 給与所得者の勤務に伴う支出は、家事上の支出との区分が困難であることの理由から、実額控除制度の導入は見送られ、特定の支出のみに限定された。特定支出控除の対象となる範囲は、「給与所得者が勤務に伴って通常支出を余儀なくされるもののうち、その支出額が相当程度となってその負担が担税力を減殺すると考えられるものとして、次に述べる、通勤費、転任に伴う引越し費用、研修費、人の資格を取得するための支出及び単身赴任者の往復旅費」⁶⁰の 5 項目のみに限定された（以下、本論文では、特定支出控除制度の対象となる項目を「特定支出項目」と呼称する）（昭和 62 年改正税法 57 の 2②一から五）。

このように、創設当初の特定支出控除制度は、税務執行上の混乱を避ける必

⁵⁹ 大蔵財務協会編『改正税法のすべて（昭和 62 年度版）』41 頁（大蔵財務協会、1987 年）。

⁶⁰ 大蔵財務協会・前掲注 59・41 頁。

要があることや給与所得者の勤務に伴う支出が一般的に家事上の支出との区別が困難であるために5項目に限定されていた。その理由について、谷川喜美江教授は、次のように述べている⁶¹。

昭和62年までの長きにわたり客観的な測定が困難との理由から給与所得の必要経費として全面的な実額控除は認められることはなかった。ここに給与所得控除の実額控除制度実現のための最大の課題は、必要経費の家事費との区分が客観的な数値での把握の困難性にあることが理解できる。昭和62年に初めて実額控除制度として認められた「特定支出控除」制度においても、その金額が大きく、かつ客観的な測定が可能となる僅かな項目についてしか認められていない。

すなわち、これらの5項目が選ばれた理由は、特定支出控除制度の円滑な運用のため、その負担額が大きく、かつ客観的に測定可能であるという要件を満たす項目に限定されていたものといえる。ここで重要なのは、給与所得者の特定支出は「勤務に伴って通常支出を余儀なくされるもの」⁶²であり、この5項目だけでなく、他にも潜在的な特定支出項目が存在する可能性があるという点である。

以上のことから、創設当初の特定支出控除制度は、他にも潜在的な特定支出項目が存在する可能性があるものの、特定支出控除制度の円滑な運用を目指す観点から、これらの5項目に限定せざるを得なかったものと推測される。

第3項 特定支出控除制度の問題点

特定支出控除制度の創設により、給与所得者にも一種の実額控除の機会が認められることとなったが、現実には利用される件数は極めて少なかった。この理由について、水野忠恒教授は、「特定支出費用の大半は会社が負担しているた

⁶¹ 谷川喜美江「給与所得控除に関する理論的検証」千葉商大論叢40巻3号204頁（2002年）。

⁶² 大蔵財務協会・前掲注59・41頁。

めと、概算控除額を超える給与所得者はわずかであるからであるとされる。さらに、すべての項目につき、支払者（使用者）の証明が必要とされているなど、手続も厳格である」⁶³と述べている。すなわち、労務を提供するために必要な費用は企業が負担することが通例であり給与所得者自身が負担することは想定されていないという点、給与所得控除額を超えて自己負担をする給与所得者自体が少なかったという点、そして、確定申告を行うためには、特定支出に関する明細書、領収書の添付（所法 57 の 2、所令 167 の 4、所令 167 の 5）に加えて、給与等の支払者の証明（所法 57 の 2、所得税法施行規則（以下、「所則」と略する）36 の 5）が必要であり、手続が厳格であるという 3 点にあったと指摘している。また、三木義一教授は、「特定支出の範囲が限定されすぎていることと、給与所得控除額を超えた場合しか適用できない」⁶⁴と述べている。すなわち、特定支出項目があまりにも限定されすぎていた点と、適用の判定基準となる給与所得控除額が高いためその金額を超えてまで自己負担するケースは少ない点を指摘している。

一方で、平成 12 年税制調査会において、「特定支出控除の適用実績を見ると、実際の適用件数は僅少で推移しています。特定支出控除の対象となる勤務費用の範囲は諸外国と比較しておおむね同等であるにもかかわらず、特定支出控除の適用が少ないのは、給与所得控除の水準が相当に高いためである」⁶⁵との指摘もあった。

すなわち、1) 給与所得者の労務を提供するために必要な費用は企業が負担することが通例であること、2) 確定申告の手続が厳格であること、3) 特定支出控除制度の適用の対象の判定基準となる給与所得控除額が高いことの 3 点の理由から、創設当初の特定支出控除制度は現実的には手軽に利用できる制度ではなかったと言える。

このような経緯があり、過大となっている給与所得控除を適正化⁶⁶するのと

⁶³ 水野・前掲注 7・220 頁。

⁶⁴ 三木義一『よくわかる税法入門[第 15 版]』126 頁（有斐閣、2021 年）。

⁶⁵ 税制調査会・前掲注 51・102 頁。

⁶⁶ 税制調査会「平成 22 年度第 13 回税制調査会 個人所得課税（個人住民税）」2 頁（2000 年 11 月）（内閣府ホームページ https://www.cao.go.jp/zei-cho/history/2009-2012/gijiroku/zeicho/2010/__icsFiles/afieldfile/2010/11/30/22zen13kai1.pdf、2024 年 1 月 18 日閲覧）。

合わせて、一般の給与所得者が特定支出控除を選択しやすくする観点⁶⁷から、判定基準となる金額が給与所得控除額から給与所得控除額の2分の1になるとともに、特定支出項目の拡充・追加がされていった。

第2節 近年の特定支出控除制度の改正

第1項 適用の判定基準となる給与所得控除金額の改正

昭和62年に創設された特定支出控除制度は、前述の理由により、適用される例は少なく、昭和63年から平成23年の間の24年間で僅か143件にとどまっていた⁶⁸。そこで、平成24年度税制改正において、給与所得控除の性格を「勤務費用の概算控除」と「他の所得との負担調整のための特別控除」の2つであると明確化した上で、給与所得者の実額控除による確定申告の機会拡大を図る観点から、特定支出控除の適用の判定基準となる金額の見直しが行われ、給与所得控除額の全額から「勤務費用の概算控除」部分（すなわち給与所得控除額の2分の1の額）に改正された（平成24年改正所法57の2①）。

この適用の判定基準となる金額の改正については、批判的な意見もある。渡辺徹也教授は「このこと（筆者加筆：適用の判定基準となる金額が給与所得控除額の2分の1となったこと）について、まず『給与所得者の実額控除の機会を拡大』するという目的があり、そのために特定支出控除の基準額を下げるという必要性が生じ、そこから給与所得控除の1/2が『勤務費用の概算控除』にあたるという理屈が生まれてきたかのようにもみえる。それでもなぜ1/2という割合になるのか、その数字の根拠は明らかではない」⁶⁹と指摘している。つまり、給与所得控除の「勤務費用の概算控除」部分を、便宜上2分の1としたのであって、給与所得控除のうち「勤務費用の概算控除」部分の割合が2分の

⁶⁷ 税制調査会・前掲注66・3頁。

⁶⁸ 税制調査会「外部有識者からのヒアリング・経済社会の構造変化に対する税制の対応について（資料）」23頁（2017年10月）にもとづいて計算（内閣府ホームページ <https://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2017/29zen13kai3.pdf>、2024年1月18日閲覧）。

⁶⁹ 渡辺徹也「給与所得者と費用控除—平成24年度改正特定支出控除を中心に—」税務事例研究139号42頁（2014年）。

1 であるという根拠が明らかになったわけではないと指摘している。

また、酒井克彦教授は、「この点（筆者加筆：特定支出項目と必要経費が同じ性格を有するものであるか否かという点）が整理されずに、単に特定支出控除の対象範囲を拡大し、給与所得控除の2分の1を経費相当額と整理しても明確な整理が着いたということはできない……理論的整理の必要性を強く感じるところでもある。」⁷⁰と指摘している。酒井教授の見解は、給与所得における勤務費用がどのような性格を有するものであるのかを明らかにしないまま、給与所得控除の2分の1を勤務費用相当額とし、適用の判定基準となる金額を拡大したものであると指摘しているものと思われる。

いずれも、給与所得控除額の2分の1相当額が勤務費用であることについての根拠が明らかにされないままに改正が行われたのではないかとの見解を示している。

一方、立法者によれば、「給与所得控除の『勤務費用の概算控除』と『他の所得との負担調整のための特別控除』の二つの性格のうち、前者の『勤務費用の概算控除』の部分（すなわち給与所得控除額の2分の1の金額）を上回れば特定支出控除が適用できるように改められた」⁷¹と説明している。このことから、立法者は、特定支出項目に列挙されている項目を給与所得者の「勤務費用」と捉えているものと考えられる。その上で、事業所得者等の場合に必要経費（所法37）として認められない単身赴任者の往復旅費（所法57の2②六）が、特定支出項目として廃止されることなく残っている。これらのことから、立法者は「勤務費用」を事業所得者等における必要経費と全く同じものではなく、異なるものと捉えていると推測される。

第2項 給与所得控除の縮減と特定支出項目の拡充・追加

前述の特定支出控除制度の適用の判定基準となる金額の改正と並行して、過大となっている給与所得控除を適正化する見直しと特定支出項目の拡充・追加

⁷⁰ 酒井克彦「給与所得控除の性格論を巡る議論と展開（下）」税務弘報59巻6号110頁（2011年）。

⁷¹ 大蔵財務協会・前掲注30・254頁。

も行われている。

平成 24 年度税制改正において、給与収入が 1,500 万円を超える場合の給与所得控除額について、245 万円の上限を設けることとなった（平成 24 年改正所法 28③）。そして、給与所得控除に上限を設けることに併せて、創設当初は除外されていた弁護士などの業務独占資格取得費の追加（平成 24 年改正所法 57 の 2②四）、勤務必要経費（図書費、衣服費、交際費等）の追加（平成 24 年改正所法 57 の 2②六）が行われた。なお、給与所得控除額の上限については、平成 26 年度以降も段階的に引下げが行われている（平成 26 年改正所法 28③、平成 30 年改正所法 28③）。

平成 30 年度税制改正において「特定の収入のみに適用される給与所得控除や公的年金等控除から、どのような所得にでも適用される基礎控除に、負担調整の比重を移していくことが必要であるとの基本的考え方の下、給与所得控除額及び公的年金等控除額を 10 万円引き下げるとともに、基礎控除の額を 10 万円引き上げる」⁷²ことになった（平成 30 年改正所法 28③、35④、86①）。この給与所得控除額の引下げに合わせて、特定支出控除制度は、さらにその範囲を拡大し、職務上の旅費の追加（平成 30 年改正所法 57 の 2②二）と単身赴任者の往復旅費の制限撤廃（平成 30 年改正所法 57 の 2②六）がされることとなった。

さらに、令和 5 年度税制改正において、「令和 4 年 10 月 28 日に閣議決定された『物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策』において、『新しい資本主義』の第一の柱として『人への投資』に係る施策の強化が求められていることを踏まえ、個人の学び・学び直しを促進することを目的」⁷³⁷⁴として、研修費及び資格取得費の適用要件が緩和された。（令和 5 年改正所法 57 の 2②四、五）。

⁷² 大蔵財務協会編『改正税法のすべて（平成 30 年度版）』84 頁（大蔵財務協会、2018 年）。

⁷³ 大蔵財務協会編『改正税法のすべて（令和 5 年度版）』70 頁（大蔵財務協会、2023 年）。

⁷⁴ 「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策（令和 4 年 10 月 28 日閣議決定）」25 頁によれば、「人への投資の強化と労働移動の円滑化を支える基盤を強化するため、働く人のエンゲージメントと生産性を高める働き方改革や多様で柔軟な働き方を選択できる環境整備を行う」ための対策であると説明されている。（内閣府ホームページ https://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/2022-2/20221028_taisaku.pdf、2024 年 1 月 7 日閲覧）。

このように、給与所得控除を縮減して適正化する一方で、特定支出控除制度は、創設当初の特定支出項目を維持しつつ、新たな特定支出項目を柔軟に拡充・追加する改正を行っている。

第3節 働き方の多様化に応じた特定支出項目の拡充・追加

このような特定支出項目の拡充・追加は、給与所得者の働き方の多様化に対応するために行われたと考えられる。

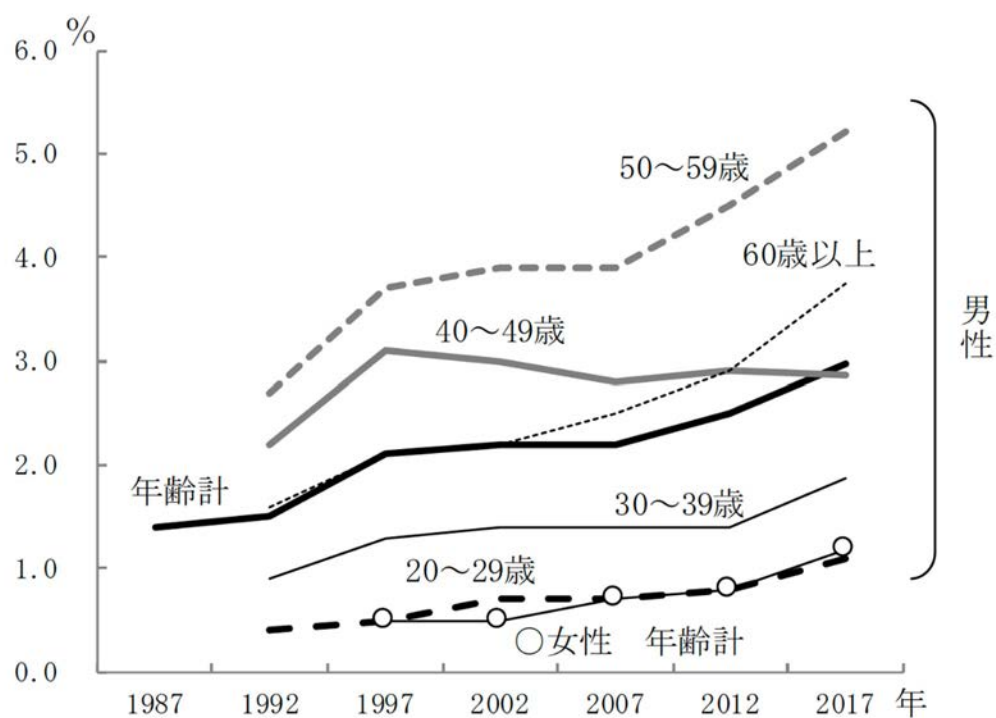
平成24年改正で特定支出控除制度創設当初は除外されていた弁護士などの業務独占資格も資格取得費として認められることとなった理由について、立法者は「就労の多様化等に伴い、最近ではこれらの資格を得ながら企業等で勤務する者も増加してきていることから、今回の改正においては、このような勤務形態の変化を踏まえ、職務の遂行に直接必要な弁護士、公認会計士、税理士などの資格取得費についても特定支出の範囲に追加すること」⁷⁵としたと説明している。この点について、渡辺徹也教授は、「かつては『法令の規定に基づいてその資格を有する者に限って特定の業務を営むことができる資格』を取得した後は、企業等で勤務することを辞めていた（独立等をするために退職していた）が、現在では、資格取得後も企業で勤務を続けるものが増加してきたという意味で『就労が多様化』してきたという意味であるように推測できる」⁷⁶と述べている。すなわち、独立開業を選択していた業務独占資格者が、給与所得者として勤務を続ける傾向が増えている。そのような働き方の変化に対応するために、この改正が行われたと解釈できる。

また、平成30年改正では、改正前は月4回までに制限されていた単身赴任者の往復旅費について、回数制限が撤廃された（平成30年改正所法57の2②六）。さらに、交通手段についても、公共交通機関のみの移動しか認められていなかったが、自動車による移動も認められることとなった（平成30年改正所令167の3⑤）。総務省統計局「就業構造基本調査」のデータを元に独立行政法人労働政策研究・研修機構が作成した「ユースフル労働統計2019」によ

⁷⁵ 大蔵財務協会・前掲注30・254頁。

⁷⁶ 渡辺・前掲注69・28頁。

る就業者のうちに占める単身赴任者割合の推移を示したものが図3-1である。図3-1によれば、就業者のうちに占める単身赴任者割合は、一時期は横ばいであったが平成24年(2012年)以降は増加傾向にある。これらの改正は、単身赴任という働き方の増加、そして、公共交通機関のみでは帰宅が困難な地域に居住しているなどの個々に事情の異なる単身赴任者も制度が利用できるように、帰宅回数や交通手段の制限が撤廃されたのではないかと推測される。



(出典 独立行政法人 労働政策研究・研修機構「ユースフル労働統計 2019」
53 頁 <https://www.jil.go.jp/kokunai/statistics/kako/2019/documents/useful2019.pdf>、2024 年 1 月 4 日閲覧)

【図 3-1】単身赴任割合

令和5年改正では、改正前の研修費や資格取得費は、職務の遂行に直接必要であるかについて、給与等の支払者による証明が必要とされていたが、キャリアコンサルタントによる証明でも認められることとなった(令和5年改正所法57の2④四、五)。これは、物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策の一環で、「在職者のキャリアアップのための転職支援として、民間専門家に

相談して、リスキリング・転職までを一気通貫で支援する制度を新設」⁷⁷する
目的で改正されたものである。つまり、かつての終身雇用が主流であった時代
から、現在の多様な働き方や転職を前提としたキャリア形成が一般的となった
背景を踏まえ、給与所得者が自らのキャリアアップやスキル習得の機会を増や
すための改正であると考えられる。したがって、この改正は給与所得者の多様
な働き方やキャリア形成を支援するための改正であったと解釈できる。

以上の観点から見ると、これらの特定支出控除制度の改正は、給与所得者の
働き方の多様化に対応するために行われたものと解釈できる。

それに加えて、平成 24 年改正では、新たな特定支出項目として、勤務必要
経費が追加された（平成 24 年改正所法 57 の 2②六）。これにより、職務の遂
行に直接必要な図書費、衣服費、交際費等について、合計額 65 万円までであ
れば、特定支出項目と認められることになった。立法者は、平成 24 年改正に
ついて、「特定支出控除をより使いやすくし、給与所得者の実額控除による確
定申告の機会拡大を図る観点から、①給与所得控除額の 2 分の 1 を超えた部分
の金額を控除対象とする適用判定の基準の見直し、②勤務必要経費を適用対象
に追加する等の特定支出の範囲の拡充」⁷⁸をすることとなったと説明している。
この改正は、給与所得者に特定支出控除を選択しやすくするために行われたも
のであり、佐藤英明教授も「全体として、特定支出控除制度の利用を促進する
方向の改正である」⁷⁹と述べている。すなわち、創設当初の特定支出控除制度
は対象となる項目が限定されすぎており、また、その判定基準となる金額が高
すぎるために利用が困難であったという問題を解消し、より多くの給与所得者
がこの制度を利用できるようにするための改正であったと考えられる。さらに、
追加された勤務必要経費について、特徴として挙げられることは、その支出の
一つ一つが必ずしも高額とは限らないという点である。このことから、創設当
初は、特定支出控除制度の円滑な運用のために、「勤務に伴って通常支出を余
儀なくされるもの」のうち、その負担額が大きく、かつ客観的に測定可能であ
るという要件を満たす項目に限定されていたが、特定支出控除制度を多くの給

⁷⁷ 内閣府・前掲注 74・23 頁。

⁷⁸ 大蔵財務協会・前掲注 30・254 頁。

⁷⁹ 佐藤・前掲注 35・188 頁。

与所得者が利用できるようにするために、負担額が大きいという要件が緩和されたものと解釈できる。

このように、過大となっていた給与所得控除は適正化され縮減される一方で、特定支出控除制度は、特定支出項目の拡充・追加や適用要件の緩和を行っている。給与所得控除は収入金額に応じた一律の金額を控除する方式であり、給与所得者の個々の事情には対応しにくい構造を持つ。給与所得者の支出する勤務に伴う支出の平均値と比較すると、給与所得控除は過大である⁸⁰とされており、縮減による適正化は必要である。しかし、給与所得者の働き方が多様化し、それに伴い、給与所得者の勤務に伴う支出も多様化している。また、個々の給与所得者ごとにその支出の種類も異なることから、給与所得控除のみでは十分にカバーされない可能性が高まっている。

これらの改正は、給与所得者の働き方の多様化に対応するためであり、給与所得者に新たな勤務に伴う支出が出現し、その支出が特定支出項目としての条件を満たす場合、これを積極的に特定支出項目に取り入れる方針を採用していると推測される。次章では、特定支出項目を個別に分析し、どのような条件を備えている項目が拡充・追加されているのかについて詳細に検討する。

⁸⁰ 「現行の給与所得控除の水準は、マクロ的にみると給与収入金額に対する給与所得控除額の割合が約 30%に達し、サラリーマンの勤務に伴う費用の観点からみても十分高いと認められる」（税制調査会・前掲注 47・30 頁）、「主要国で給与所得者に認められている勤務費用に相当する支出を含め、給与所得者の必要経費ではないかと言われるものを広めに拾い出してみると、その金額は平均で年間 50 万円程度になり、年間収入（674 万円）の 1 割弱程度という試算が得られます」（税制調査会・前掲注 51・100 頁）など、全ての給与所得者の平均値からみれば、給与所得控除で十分にカバーされているとも言える。

第4章 特定支出控除制度の対象となる項目の性質

第1節 給与所得控除における勤務費用と特定支出項目の関係性

平成24年度税制改正において、特定支出控除制度の適用の判定基準となる金額が、給与所得控除の全額を超える部分の金額から、給与所得控除額の2分の1を超える部分の金額に改正された。この点について、立法者は、「給与所得控除の勤務費用の概算控除の部分（給与所得控除額の2分の1）とする」⁸¹と説明していることから、特定支出項目を勤務費用の性質を有するものと捉えている。言い換えれば、特定支出控除制度を勤務費用の実額控除の制度と位置付けているとも捉えられる。この観点から見れば、特定支出項目の性質と給与所得控除における勤務費用の性質は一致するはずである。第2章第2節の分析によれば、給与所得控除における勤務費用は、従属的労働を行うための義務的支出ないし従属的労働を行うための任意的支出のうち通常必要要件を満たしているものである。したがって、特定支出項目はこのいずれかの性質を持つはずである。

一方で、特定支出項目がどのような性質を持つかについては、さまざまな意見がある。佐藤英明教授は、「現行の特定支出控除制度において列挙されている項目の中には、多額の通勤費やいわゆる単身赴任者帰宅旅費など、給与所得を得るための経費とは考えられないものが多数含まれており、概算経費控除というよりも、さまざまな給与所得者の個別事情に対応した担税力調整の制度と考えるのが適切である」⁸²と述べている。ここでは全ての特定支出項目についての言及はないものの、通勤費（所法57の2②一）や単身赴任者の往復旅費（所法57の2②六）は、給与所得を得るための経費、すなわち勤務費用とは考えにくいということであろう。

また、武田昌輔教授も「給与所得者の特定支出控除制度は、勤務費用の実額控除制度でなく、サラリーマン特有の特定支出額が相当額に達した場合の負担

⁸¹ 大蔵財務協会・前掲注30・254頁。

⁸² 佐藤・前掲注35・188頁。

調整と言えるものである」⁸³と述べている。すなわち、特定支出控除制度は、サラリーマン特有の特定支出額の負担調整のための制度であるとの見解を示している。佐藤教授と武田教授は、立法者とは異なる立場を取っていると考えられる。

このような背景を踏まえ、次節以降で特定支出項目が第2章第1節で分析した勤務に伴う支出のうち、どの支出に該当するのかを項目ごとに分析し、給与所得控除における勤務費用との関係性を明らかにするとともに、どのような性質をもつ項目が拡充・追加されているのかについて詳細に分析する。

第2節 創設当初の特定支出項目

第1項 各項目の性質

創設当初から特定支出項目は、「給与所得者が勤務に伴って通常支出を余儀なくされるもののうち、その支出額が相当程度となってその負担が担税力を減殺すると考えられるものとして、次に述べる、通勤費、転任に伴う引越し費用、研修費、人の資格を取得するための支出及び単身赴任者の往復旅費」⁸⁴の5項目であった。本項では、これらの特定支出項目が、勤務に伴う支出のうちどの支出に該当するのかを分析する。

① 通勤費

使用者は、雇用契約ないし労働契約の締結に際し、就業場所を労働者に明示する義務（労基法 15①、労働基準法施行規則（以下、「労基則」と略する）5）がある。したがって、労働者は、契約により使用者から指定された就業場所へ通勤し、職務を遂行することが義務付けられる。

通勤費は、「その者の通勤のために必要な交通機関の利用又は交通用具の使用のための支出で、その通勤の経路及び方法がその者の通勤に係る運賃、時間、距離その他の事情に照らして最も経済的かつ合理的であることにつき財務省令

⁸³ 武田・前掲注 12・2079 頁。

⁸⁴ 大蔵財務協会・前掲注 59・41 頁。

で定めるところにより給与等の支払者により証明がされたもののうち、一般の通勤者につき通常必要であると認められる部分として政令で定める支出」と定義されている（昭和 62 年改正所法 57 の 2②一）。要するに、労働者が職務を遂行するために就業場所へ通勤するための支出である。

労働者は、使用者から指定された就業場所へ通勤することで、使用者に対して職務を遂行することが可能となる。したがって、労働者にとって、通勤は、日々の職務を遂行するための準備行為である。以上のことから、通勤費は、従属的労働を行うための義務的支出として分類できるものと考えられる。

② 転任に伴う引越し費用

労働者は、使用者から配置転換を命じられることがある。配置転換の有無については、契約上明記されていない場合もある。しかし、労働契約に配置転換に関する明文が存在しない場合でも、就業規則において「会社は、業務の都合により、従業員に配置転換を命じることがある」といった規定があると、それが労働契約の内容として認識される（労契法 7）。この場合、使用者には配置命令権が存在する。

転任に伴う引越し費用は、「転任に伴うものであることにつき財務省令で定めるところにより給与等の支払者により証明がされた転居のために通常必要であると認められる支出として政令で定めるもの」と定義されている（昭和 62 年改正所法 57 の 2②二）。要するに、使用者からの配置命令に従い、労働者が転任先へ引越しするための支出である。

労働者は、使用者からの配置転換命令を受けた場合、これに従う義務が生じ、配置転換により転任を伴う場合がある。その場合、転任先への引越しは、転任先で、使用者に対して職務の遂行を可能にするための準備行為としての性質を持つ。以上のことから、転任に伴う引越し費用は、従属的労働を行うための義務的支出として分類できるものと考えられる。

③ 研修費

労働者は、職務の遂行に直接必要な技術又は知識を習得することを目的として研修を受講することがある。

研修費は、「職務の遂行に直接必要な技術又は知識を習得することを目的として受講する研修（人の資格を取得するためのものを除く。）であることにつき財務省令で定めるところにより給与等の支払者により証明がされたもののための支出」と定義されている（昭和 62 年改正所法 57 の 2②三）。要するに、職務の遂行に直接必要となる研修を受講するための支出である。

この「職務の遂行に直接必要」という定義の解釈は、特定支出項目を分析する上で特に重要な要素と考える。労働者は、使用者によって準備・提供された備品や設備を使用して職務を遂行するのみである。したがって、その職務の遂行に直接必要な研修費は、使用者が負担すべきものであり、非独立的労働から生じる支出と捉えられる。しかし、研修自体は、職務遂行の行為そのものではない。労働者自身が、将来の職務の遂行に備える目的で受講するものであると捉えたと、従属的労働を行うための支出とも捉えられる。

そこで、研修費の支出の経済的効果という観点で見ると、研修によって得られる技術や知識自体は労働者自身に帰属する。一方で、労働者が研修で得られた技術や知識を活用して、使用者に対して職務を遂行した際、その職務の遂行の経済的効果は使用者に帰属する。このように、研修費の支出の経済的効果は、職務の遂行を通じて、間接的に使用者の経済的利益に寄与することとなるが、その直接的な帰属先は労働者であると考えられる。

また、受講する研修は、給与等の支払者である使用者から職務の遂行に直接必要であると認められたものでなければならない。これは、労働者の申し出により使用者が許可するといった場合も含まれることが想定されるが、一般的には、労働者の自発的な意志に基づくものではなく、使用者からの要求や指示に基づくものであると考えられる。

研修費は、将来の職務の遂行に備えるための支出であり、その支出の経済的効果が労働者に帰属するものである。さらに、使用者の指示や要求に基づくものであることが一般的である。したがって、研修費は、従属的労働を行うための義務的支出として分類されるものと考えられる。

④ 人の資格を取得するための支出

労働者は、特定の職務を遂行するために資格取得が必要とされる場合がある。

人の資格を取得するための支出は、「人の資格（弁護士、公認会計士、税理士その他の人の資格で、法令の規定に基づきその資格を有する者に限り特定の業務を営むことができることとされるものを除く。）を取得するための支出で、その支出がその者の職務の遂行に直接必要なものとして財務省令で定めるところにより給与等の支払者により証明がされたもの」と定義されている（昭和62年改正所法57の2④四、以下、資格取得費とする）。要するに、職務の遂行に直接必要となる資格を取得するための支出である。

この資格取得費も、研修費と同様に考えることが可能である。資格取得によって得られるその資格は労働者自身に帰属する。その資格を活用して、労働者が、使用者に対して職務を遂行した際、その職務の遂行の経済的効果は使用者に帰属する。このように考えると、研修費と同様に、資格取得費の支出の経済的効果は、職務の遂行を通じて、間接的に使用者の経済的利益に寄与することとなるが、その直接的な帰属先は労働者であると考えられる。

資格取得費は、将来の職務の遂行に備えるための支出であり、その支出の経済的効果が労働者に帰属するものである。また、研修費と同様に、その支出が職務の遂行に直接必要なものとして給与等の支払者の証明が必要であることから、使用者の指示や要求に基づくものであることが一般的である。したがって、資格取得費は、従属的労働を行うための義務的支出として分類されるものと考えられる。

⑤ 単身赴任者の往復旅費

配置転換命令により転任することとなった労働者は、転勤に伴い、生計を一にする配偶者との別居による単身赴任を余儀なくされる場合がある。

単身赴任者の往復旅費は、「転任に伴い生計を一にする配偶者との別居を常況とすることとなった場合その他これに類する場合として政令で定める場合に該当することにつき財務省令で定めるところにより給与等の支払者により証明がされた場合におけるその者の勤務する場所又は居所とその配偶者その他の親族が居住する場所との間のその者の旅行に通常要する支出で政令で定めるもの」と定義されている（昭和62年改正所法57の2④五）。要するに、本来の生活の本拠である配偶者の住む自宅から転任先である単身赴任先との間を行き来す

るための支出である。

単身赴任者の往復旅費は、配偶者等が居住している本来の自宅から転任先の就業場所（または居所）への移動であるから、通勤費の性質と類似性があると思われる。通勤費は、労働者が自宅から職務を遂行する就業場所へ移動するための支出である。単身赴任者の往復旅費も、本来の自宅と転任先の就業場所（または居所）との間の移動にかかる支出である。この点で、両者は、労働者が自宅と職務を遂行する就業場所への移動のための支出という点で共通しており、類似性が認められる。

また、単身赴任は、使用者からの配置転換命令による転任により生じたものであり、この転任が労働者の居住地の変更を伴うことから、転任に伴う引越し費用の性質とも類似性がある。転任に伴う引越し費用は、労働者が職務の遂行のために居住地を変更する際に発生する一時的な支出である。単身赴任者の往復旅費も、職務の遂行のために生じる居住地の変更に伴う継続的な支出として捉えられる。この点で、両者は、労働者が職務を遂行するために居住地を変更したことに起因する支出という点で共通しており、類似性が認められる。

以上のことから、単身赴任者の往復旅費は、通勤費や転居費の性質を併せ持つものと考えられる。したがって、単身赴任者の往復旅費は、通勤費及び転居費と同様に、従属的労働を行うための義務的支出として分類できるものと考えられる。

第 2 項 小括

本節の分析結果から、創設当初の特定支出項目は、図 4-1 で示した通り、勤務に伴う支出のうち、5 項目すべてが従属的労働を行うための義務的支出の領域内に含まれていることが明らかになった。これは、第 2 章第 2 節で分析した給与所得控除における勤務費用の性質とも一致している。図 4-1 内の数字は、それぞれ①通勤費、②転任に伴う引越し費用、③研修費、④資格取得費、⑤単身赴任者の往復旅費を表している。

		支出の経済的効果の帰属先		
		使用者	労働者	
支出義務	あり	非独立的労働から生じる義務的支出	① ② ⑤ 従属的労働を行うための義務的支出 ③ ④	家事上の支出
	なし	負担義務のない不可避的支出	従属的労働を行うための任意的支出	

(筆者作成)

【図 4-1】給与所得者の支出全体における創設時の特定支出項目の範囲

また「職務の遂行に直接必要」の解釈について、条文上の文言だけでは、その支出が、使用者が負担すべき費用なのか、もしくは労働者自身が負担すべき費用であるのか明確ではない。しかし、本節の分析を通じて、支出の経済的効果の帰属先という観点からこの問題を考察することで、より明確な判断が可能となることが明らかとなった。

第 3 節 改正により拡充・追加された特定支出項目

昭和 62 年に創設された特定支出控除制度は前述の 5 項目に限定されていたが、平成 24 年以降、頻繁に改正が行われ、その対象となる項目が拡充・追加されている（平成 24 年改正所法 57 の 2、平成 30 年改正所法 57 の 2、令和 5 年改正所法 57 の 2）。拡充・追加された項目についても、同様に分析を行い、特定支出項目がどのように変化していったのか、また、その範囲がどのように変化してきたのかを詳細に分析していく。

第 1 項 平成 24 年に拡充・追加された項目

1. 各項目の性質

平成 24 年改正において、「特定支出控除をより使いやすくし、給与所得者の

実額控除による確定申告の機会拡大を図る観点から、①給与所得控除額の2分の1を超えた部分の金額を控除対象とする適用判定の基準の見直し、②勤務必要経費を適用対象に追加する等の特定支出の範囲の拡充⁸⁵がなされることとなった。具体的には、資格取得費の対象範囲の拡大及び勤務必要経費が追加された（平成24年改正所法57の2②四、六）。

① 資格取得費

資格取得費について、創設当初に明記されていた「(弁護士、公認会計士、税理士その他の人の資格で、法令の規定に基づきその資格を有する者に限り特定の業務を営むことができることとされるものを除く。)」の記載が削除され、「人の資格を取得するための支出で、その支出がその者の職務の遂行に直接必要なものとして財務省令で定めるところにより給与等の支払者により証明がされたもの」と改正された（平成24年改正所法57の2②四）。すなわち、創設当初は除外されていた弁護士などの業務独占資格も対象とされることとなり、その対象範囲が拡大された。この改正は、給与所得者の就労の多様化や勤務形態の変化に対応するものであった⁸⁶と説明されている。

業務独占資格は、労働者自身の社会的地位や専門性を高めるものである。特に、資格取得後に独立開業が想定される業務独占資格の場合、その支出の経済的効果は主に労働者に帰属すると考えられる。独立開業を選択した場合、労働者はその資格を活用して自身の事業を展開することになり、従来の使用者に対して職務を遂行することはなくなる。この観点から、資格取得費は使用者に対する職務の遂行に直接関連しない家事上の支出ともみることができる⁸⁷。

しかし、立法者は「最近ではこれらの資格を得ながら企業等で勤務する者も増加してきていることから、今回の改正においては、このような勤務形態の変化を踏まえ、職務の遂行に直接必要な弁護士、公認会計士、税理士などの資格

⁸⁵ 大蔵財務協会・前掲注30・254頁。

⁸⁶ 大蔵財務協会・前掲注30・254頁。

⁸⁷ 事業所得者等においては、業務独占資格を除く業務に直接関連する資格取得費については、必要経費に算入することとなっている（所得税基本通達37-24）。しかし、その資格が業務独占資格である場合、その取得に要した費用は必要経費として認められない。例えば、接骨院を営む事業者が柔道整復師の資格取得のために専門学校に支払った学費が必要経費として認められなかった事例（大阪高裁令和2年5月22日判決訟務月報66巻12号1991頁）がある。

取得費についても特定支出の範囲に追加する」⁸⁸と説明している。この改正は、労働者が資格取得後も独立開業せずに企業等で継続して職務を遂行する場合が増えている現状を反映したものであると解釈できる。

つまり、資格取得によって得られるその資格は労働者自身に帰属する。その資格を活用して、労働者が、使用者に対して職務を遂行した際、その職務の遂行の経済的効果は使用者に帰属するという基本的な構造は、創設当初から変化はないと思われる。

したがって、改正後の資格取得費も、創設当初の資格取得費と同様に従属的労働を行うための義務的支出として分類できるものと考えられる。

② 勤務必要経費⁸⁹

労働者は、使用者から指示された職務内容によって、その職務に必要とされる技術や知識を維持・向上させるために書籍を購入したり、職務の遂行中に特定の衣服の着用を求められたりすることがある。また、使用者の取引先との関係を円滑にするために接待をすることもある。これらの支出は、労働者がその職務を適切に遂行するための支出であると考えられる。

勤務必要経費は、「次に掲げる支出（当該支出の額の合計額が六十五万円を超える場合には、六十五万円までの支出に限る。）で、その支出がその者の職務の遂行に直接必要なものとして財務省令で定めるところにより給与等の支払者により証明がされたもの」と定義されている（平成24年改正所法57の2②六）。そして、次に掲げる支出として、次の3項目を列挙している。これらの項目は、それぞれ性質が異なると思われるため、項目ごとに分けて検討していく。

1) 書籍、定期刊行物その他の図書で職務に関連するもの

1 つ目は、「書籍、定期刊行物その他の図書で職務に関連するものとして政

⁸⁸ 大蔵財務協会・前掲注30・254頁。

⁸⁹ 本論文において、所得税法第57条の2第2項第6号を「勤務必要経費」と表現しているのは、平成24年改正の立法趣旨で、この用語を用いて説明していたためである（大蔵財務協会・前掲注30・254頁）。この用語は、所得税法第37条における「必要経費」とは異なる概念である。筆者としては、「勤務必要支出」という表現がより適切であると考えているが、この用語を尊重し、そのまま使用している。

令で定めるものを購入するための支出」と定義されている。（平成 24 年改正所法 57 の 2②六イ前段、以下図書費とする）言い換えれば、その読書を通して、職務の遂行に直接必要となる技術や知識を習得するために書籍等を購入するための支出である。

労働者は、習得した技術や知識を活用して、使用者に対して職務を遂行する。この点では、研修費（平成 30 年改正前所法 57 の 2②三）や資格取得費（平成 30 年改正前所法 57 の 2②四）の性質と類似している。また、給与等の支払者である使用者によって職務の遂行に直接必要なものとしての証明が必要であるため、一般的に、使用者の要求や指示に基づくものであると考えられる。

一方で、「商業、工業、建築、服装などの企業においてデザイン部門を担当する給与所得者がその職務に関連して購入する写真集や、営業部門を担当する給与所得者が外回り用に購入する地図」⁹⁰といった図書も対象に含まれていることから、この図書費の範囲には、使用者の要求や指示に基づくものだけではなく、労働者自身が自らの労働の質を向上させるために購入するものも含まれている可能性も示唆される。

したがって、図書費は、将来の職務の遂行に備えるための支出であり、その支出の経済的効果が労働者に帰属するものである。原則的には使用者の指示や要求に基づくものであるが、一部、労働者の自発的な意志によるものも含まれていると考えられる。したがって、図書費は従属的労働を行うための義務的支出ないし従属的労働を行うための任意的支出に分類できるものと考えられる。

2) 制服、事務服その他の勤務場所において着用することが必要とされる衣服

2 つ目は、「制服、事務服その他の勤務場所において着用することが必要とされる衣服で政令で定めるものを購入するための支出」と定義されている（平成 24 年改正所法 57 の 2②六イ後段、以下衣服費とする）。言い換えれば、労働者が就業中に着用が求められる制服や事務服を購入するための支出である。

この場合の制服や事務服は、使用者の経済的活動のために着用するものであり、その支出の経済的効果は使用者に帰属するものと考えられる⁹¹。これらの

⁹⁰ 大蔵財務協会・前掲注 30・255 頁。

⁹¹ 制服や事務服以外の労務提供中以外でも着用する可能性のある背広やスーツについて

制服や事務服は、使用者から支給されることが通例であるが、労働者自身が負担する場合も想定される。しかし、労働者自身がその購入費用の支出義務を負っているかどうかは、個々の契約内容に依存するため、課税実務上、一概に判断することは困難である。

したがって、衣服費は、その支出の経済的効果が使用者に帰属するものであるから、非独立的労働から生じる義務的支出ないし負担義務のない不可避的支出のいずれかに分類できるものと考えられる。ただし、いずれの支出に該当するかは、契約内容に依存する。

3) 交際費、接待費その他の費用

3 つ目は、「交際費、接待費その他の費用で、給与等の支払者の得意先、仕入先その他職務上関係のある者に対する接待、供応、贈答その他これらに類する行為のための支出」と定義されている（平成 24 年改正所法 57 の 2②六ロ、以下交際費等とする）。言い換えれば、使用者の取引先との関係を円滑にするための接待や供応などのための支出である。

使用者の取引先に対する接待や供応の行為は、労働者自身も食事を共にするため、その支出の経済的効果は労働者に帰属するという見方もある。しかし、その接待や供応を受ける相手は使用者の取引先であり、その相手方との関係性を円滑にするという行為は、使用者の経済的活動に寄与するものである。したがって、その支出の経済的効果は使用者に帰属するものと考えられる。このような接待や供応の行為を行うための支出は、使用者から前払いで支給される場合や後日精算される場合もあるが、費用負担に関する明確な取決めがなされていない場合も存在する。そのため、労働者がこれらの支出に対して実際に支出義務を持つかどうかは、個々の契約内容や職務内容に依存するため、課税実務上、一概に判断することは困難である。

したがって、交際費等は、その支出の経済的効果が使用者に帰属するものであるから、非独立的労働から生じる義務的支出ないし負担義務のない不可避的

も、「出勤・退勤途上や他用で着用する場合があるとしても、給与等の支払者により勤務場所において着用することが求められており、その給与所得者の職務の遂行に直接必要なもの」（大蔵財務協会・前掲注 30・255 頁）であれば、衣服費として認められる。

支出として分類できるものと考えられる。ただし、衣服費と同様に、いずれの支出に該当するかについては、個々の契約内容や職務内容に依存する。

2. 小括

平成 24 年改正は、特定支出控除制度をより使いやすくし、給与所得者が実額控除に基づいて確定申告を行う機会を拡大することを目的としていた。この改正により、創設当初は従属的労働を行うための義務的支出のみで構成されていた特定支出項目の範囲は大きく拡大した。図 4-2 は、創設時の特定支出項目の範囲からどのように変化していったかを示したものである。

図 4-2 内の数字は、①から⑤は創設当初の項目、(1)から(3)は平成 24 年改正で追加された項目を表している。また、平成 24 年改正により拡充された項目は太字で示している。なお、拡充・追加された年ごとに背景色に濃淡をつけ古い年に拡充・追加された項目を濃い背景色で表現している。

		支出の経済的効果の帰属先	
		使用者	労働者
支出義務	あり	← 非独立的労働から生じる義務的支出 (2) もしくは 負担義務のない 不可避的支出 (3)	① ② ⑤ 従属的労働を行うための義務的支出 ③ ④
	なし		(1) 従属的労働を行うための任意的支出 ↓
			家事上の支出

(筆者作成)

【図 4-2】平成 24 年改正による特定支出項目の範囲の拡大

図 4-2 で示したように、平成 24 年改正により、特定支出項目の対象となる領域が拡大していることがわかる。④資格取得費は創設当初と変わらずに、従属的労働を行う義務的支出の領域内に含まれている。それに対して、勤務必要経費のうち、(1)図書費が従属的労働を行う任意的支出の領域に、(2)衣服費及び(3)交際費等が非独立的労働から生じる義務的支出もしくは負担義務の

ない不可避的支出の領域に追加されている。なお、いずれの支出に該当するかについては、労働者が支出義務を負っているかどうかの判断が、個々の契約や職務内容に依存するため、実務上の判断は困難である場合が多いという問題点が浮き彫りとなった。非独立的労働から生じる義務的支出と負担義務のない不可避的支出は、支出義務の有無においては異なる概念であるが、双方とも支出の経済的効果が使用者に帰属する点で共通している。本論文では、実務上の区分が難しいことを鑑み、これらの概念を非独立的労働から生じる支出として一括りにして分析を進めることとする。

創設当初の特定支出項目の性質は、給与所得控除における勤務費用の性質と一致していた。しかし、この改正により、65 万円までという上限⁹²はあるものの、第 2 章第 2 節での分析では給与所得控除における勤務費用とは認められなかった非独立的労働から生じる支出についても、その範囲に含まれることとなった。この点で、特定支出項目の性質は変質してきていると考えられる。

一方で、この変化は、労働者の支出の実態に合わせて、量的に拡大したとも解釈できる。非独立的労働から生じる支出は、その支出の経済的効果が使用者に帰属するものであり、本来は使用者が負担すべき費用である。大嶋訴訟上告審判決でも、勤務上必要な備品等は使用者において負担するのが通例⁹³と示されている。立法趣旨としてはこれらの費用を特定支出項目に追加することで制度を使いやすくする目的があったと推測される。

さらに、創設時の特定支出項目が廃止されずに維持されていることは、これらの項目が労働者にとって創設当初から継続して重要な項目であることも示唆される。

第 2 項 平成 30 年に拡充・追加された項目

⁹² 内閣府「平成 24 年度税制改正大綱」6 頁によれば、65 万円という上限金額について、「勤務必要経費については、高額なものを購入できる高額所得者を過度に優遇するといった不公平が生じないように、上限を設けることとします。」と説明されている。（内閣府ホームページ https://www.cao.go.jp/zei-cho/history/2009-2012/etc/2011/_icsFiles/afieldfile/2011/12/26/231210taikou2.pdf、2024 年 1 月 18 日閲覧）。

⁹³ 最高裁昭和 60 年 3 月 27 日判決民集 39 卷 2 号 259 頁。

1. 各項目の性質

平成 30 年改正において、制度を利用しやすくするためにさらに見直しが行われ⁹⁴、職務上の旅費の追加及び単身赴任者の往復旅費の回数制限の撤廃がされた（平成 30 年改正所法 57 の 2②二、六）。

① 職務上の旅費

労働者は、使用者から指定された就業場所のみで職務を遂行するとは限らず、他の場所での会議、研修、顧客との打ち合わせなど、就業場所を離れて職務を遂行する場合がある。

職務上の旅費は、「勤務する場所を離れて職務を遂行するために直接必要な旅行であることにつき財務省令で定めるところにより給与等の支払者により証明がされたものに通常要する支出で政令で定めるもの」と定義されている（平成 30 年改正所法 57 の 2②六）。要するに、職務の遂行のために旅行を必要とされる場面で発生する支出である。

このような旅行を通じて得られる収益や成果は、使用者に帰属するものと考えられる。つまり、労働者は、旅行を通じて職務を遂行し、その成果を使用者に提供する。その場合の旅費は、使用者の業務遂行のために必要とされるものであり、使用者の業務遂行に付随して発生するものである。一方で、自宅から職務を遂行するための場所への移動という観点で考えると、一見通勤費と類似性があるように感じる。しかし、通勤費は、労働者が職務の遂行を開始する前の準備行為としての移動のための支出であるのに対し、職務上の旅費は、使用者の業務遂行を目的とし、例えば、顧客との打ち合わせや外部の会議への参加という職務の遂行を目的として発生する費用である。つまり、労働者にとって、この場合の旅行は、職務の遂行を開始する前の準備行為ではなく、その移動行為も含めて職務の一環として発生する行為である。

したがって、職務上の旅費は、その支出の経済的効果が使用者に帰属するものであるから、非独立的労働から生じる支出として分類できるものと考えられる。

⁹⁴ 大蔵財務協会・前掲注 72・91 頁。

② 単身赴任者の往復旅費

単身赴任者の往復旅費について、創設当初に「一月に四往復を超えて当該旅行をした場合には、当該超えてした旅行に要する運賃及び料金を除く」とされていた部分が削除され、1 月に 4 往復までという制限が撤廃された（平成 30 年改正所法 57 の 2②六、所令 167 の 3⑤）。さらに、交通手段についても、公共交通機関のみの移動しか認められていなかったが、「自動車その他の交通用具の使用に係る燃料費及び有料の道路の料金」も認められることとなった（平成 30 年改正所令 167 の 3⑤二）⁹⁵。

この改正により、帰宅回数や利用できる交通手段の制限がなくなったことから、従来は公共交通機関のみでの移動が困難であった地域に居住する労働者や、転任先と自宅が比較的近距離にあるため頻繁に帰宅が可能である労働者も、帰宅回数や交通手段を気にすることなく利用可能となった。この改正は、このような単身赴任者の実情に合わせて、その内容を充実させることで、制度をより利用しやすくする趣旨で行われたものであると推測される。

しかし、配偶者等が居住している本来の自宅と転任先の就業場所（または居所）との間の移動であり、職務の遂行のために生じる居住地の変更に伴う継続的な支出であるという性質は、創設当初から変化はないと思われる。したがって、改正後の単身赴任者の往復旅費も、創設当初の単身赴任者の往復旅費と同様に従属的労働を行うための義務的支出として分類できるものと考えられる。

2. 小括

平成 30 年改正は、制度をより利用しやすくするという目的であった。この改正により、特定支出項目の範囲は、さらに拡大した。図 4-3 は、平成 24 年改正の特定支出項目の範囲からどのように変化していったかを示したものである。

⁹⁵ 通勤費（所法 57 の 2②一）は創設当初より自動車での移動にかかる料金も認められていた。また、改正前所得税法の下で判断された国税不服審判所平成 28 年 12 月 1 日裁決（争点番号 201004040）で、単身赴任先から自動車で帰宅した旅費について争われた事案があるが、当時は公共交通機関の移動のみしか認められていなかったことから棄却されている。このような背景もあり、交通手段の制限がなくなった可能性も考えられる。

図 4-3 内の数字は、①から⑤は創設当初の項目、(1)から(3)は平成 24 年改正された項目、(A)は平成 30 年で追加された項目を表している。また、平成 30 年改正により拡充された項目は太字で示している。なお、図 4-2 と同様、背景色に濃淡をつけて表現している。

		支出の経済的効果の帰属先		
		使用者	労働者	
支出義務	あり	← (2) 非独立的労働から生じる支出 (A)	① ② ⑤ 従属的労働を行うための義務的支出 ③ ④	家事上の支出
	なし	(3)	(1) 従属的労働を行うための任意的支出	

(筆者作成)

【図 4-3】平成 30 年改正による特定支出項目の範囲の拡大

図 4-3 で示したように、平成 30 年改正により、特定支出項目の対象となる領域がさらに拡大していることがわかる。具体的には、非独立的労働から生じる支出に(A)職務上の旅費が追加された。この領域では平成 24 年改正時に(2)衣服費及び(3)交際費等が追加されている。その際は 65 万円という上限金額が設けられていた。これに対して、(A)職務上の旅費については上限金額が設けられていない。その結果、項目により上限金額があるものの、この改正により非独立的労働から生じる支出の領域における総額については上限金額が撤廃されたのと同じ状況となった。

このことは、本来使用者が負担すべき費用を、現実には労働者が負担している実態をより解消し、金額の多寡に関わらず、労働者がこのような不本意な支出した場合には、それを適切に課税に反映するという趣旨で行われたものではないかと推測される。この観点から、平成 30 年改正は、非独立的労働から生じる支出を課税上考慮することの重要性を認識し、制度をより利用しやすくする意図があったと考えられる。

また、⑤単身赴任者の往復旅費の拡充は、創設当初の特定支出項目の重要性を再確認するものである。これは、単身赴任者の実態を制度に反映し充実させることにより、より多くの労働者にこの制度を利用しやすくするという目的にもかなっている。

第3項 令和5年に拡充・追加された項目

令和5年改正において、「個人の学び・学び直しを促進することを目的」⁹⁶として、研修費と資格取得費の適用要件が緩和された。改正内容が同様の内容であるため、まとめて分析する。

研修費と資格取得費は、給与等の支払者により証明がされたもののみがその対象であったが、この改正により「キャリアコンサルタントにより証明がされたもののための支出」も認められることとなった（令和5年改正所法57の2④四、五）。

この改正は、「学び・学び直し促進のための特定支出控除における特例措置」として導入されたもの⁹⁷であり、厚生労働大臣が指定する教育訓練給付指定講座を受講した場合、国家資格であるキャリアコンサルタントによる証明を受けることで特定支出控除制度の適用が認められるようになったものである。これは、研修や資格取得が、使用者の指示や要求に基づくもののみならず、労働者の自発的な意志に基づくものでも認められることになったということを意味している。したがって、研修費と資格取得費として認められる範囲は、従属的労働を行うための義務的支出だけでなく、労働者の自発的な意志に基づく従属的労働を行うための任意的支出まで広がったと考えることができる。

令和5年改正により、特定支出項目の範囲は、さらに拡大した。図4-4は、平成30年改正の特定支出項目の範囲からどのように変化していったかを示したものである。

⁹⁶ 大蔵財務協会・前掲注73・70頁。

⁹⁷ 厚生労働省「特定支出控除制度におけるキャリアコンサルタントによる証明制度について」（厚生労働省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/tokuteishishutsukojo.html、2024年1月18日閲覧）。

図 4-4 内の数字は、①から⑤は創設当初の項目、(1)から(3)は平成 24 年改正で追加された項目、(A)は平成 30 年で追加された項目を表している。また、令和 5 年改正により拡充された項目は太字で示している。なお、図 4-2 と同様、背景色に濃淡をつけて表現している。

		支出の経済的効果の帰属先	
		使用者	労働者
支出義務	あり	(2) 非独立的労働から生じる支出	① ② ⑤ 従属的労働を行うための義務的支出 ③ ④
	なし	(3)	(1) 従属的労働を行うための任意的支出 ③ ④

(筆者作成)

【図 4-4】令和 5 年改正による特定支出項目の範囲の拡大

この改正により、従属的労働に伴う任意的支出の領域まで、創設当初の③研修費と、制度創設とともに設定され、平成 24 年改正で拡充された④資格取得費が拡充された。これは、令和 4 年に閣議決定された「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」⁹⁸の一環で、企業間・産業間の労働移動の円滑化に重点を置いて、労働者の転職支援として、キャリアコンサルタントに相談し、リスキリング・転職までを一気通貫で支援する制度を新設する⁹⁹目的で拡充されたものである。

つまり、労働者が身につけた技術・知識や資格は、習得時の使用者に対する職務の遂行に活用されないまま転職する可能性も考えられる。その場合の支出は、趣味や個人的な興味に基づくものと見なされる可能性もある。また、転職せずに従来の使用者に対して職務を遂行する場合であっても、これらの研修や

⁹⁸ 内閣府「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」(内閣府ホームページ https://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/2022-2/20221028_taisaku.pdf、2024 年 1 月 18 日閲覧)。

⁹⁹ 内閣府・前掲注 98・23 頁。

資格が、職務の遂行にどの程度活かされるかも不確実であり、その点でも家事上の支出との区別が困難な場合が想定される。

第4項 改正により拡充・追加された項目の傾向

以上の分析から、特定支出項目の範囲は、創設当初から徐々に拡大してきたことが明らかとなった。昭和62年創設当初の特定支出項目は、5項目すべてが従属的労働に伴う義務的支出であり、これは、第2章第2節で分析した給与所得控除における勤務費用の性質とも一致している。

平成24年改正では、65万円までの金額制限が設けられたが、特定支出項目の範囲が非独立的労働から生じる支出や従属的労働に伴う任意的支出の領域にまで拡大された。この改正により、給与所得控除における勤務費用の性質を越える範囲の特定支出項目が認められることとなった。また、平成30年改正では、非独立的労働から生じる支出に関する65万円までの金額制限が撤廃され、従属的労働に伴う義務的支出の充実が図られた。さらに、令和5年改正では、従属的労働に伴う任意的支出の範囲がさらに広がった。しかし、この拡大には、家事上の支出との区別が困難な項目も含まれる懸念が生じている。

これらの改正を通じて、勤務に伴う支出の4分類すべてを網羅する方向に進化してきたことが確認できる。特に、創設当初から存在し、度重なる改正時に廃止されずに残り続け、拡充までされている創設当初の特定支出項目は、第2章第2節で分析した給与所得控除における勤務費用の性質とも一致し、その重要度が高いと考えられる。さらに、使用者にその支出の経済的効果が帰属する非独立的労働から生じる支出については、労働者が本来負担すべきではない支出であり、そのような支出が一部の特定支出のみとはいえ、給与所得者の税制上認められることは経済的実態に即した課税を実現するためには欠かせないことである。

特定支出控除制度は、特定の支出のみを対象とする制度であり、給与所得者の多様な支出を全て網羅できるものではない。しかし、給与所得者の就労の多様化や勤務形態の変化に合わせて、給与所得者の経済的実態に即した課税を実現するために、さまざまな方向に拡充を進めてきた。近年では、テレワークに

関連する費用¹⁰⁰や、ベビーシッター代¹⁰¹など、新たな特定支出項目に対する改正要望が多く出ている。これらの世間の声を受けて、制度の更なる拡充が求められている。

近年、働き方の多様化が進む中、給与所得者であるテレワーカーの数は増加傾向にある。このテレワークの普及に伴い、給与所得者が直面する支出の構造も変わりつつあり、定められた就業場所に通勤するといった従来型の勤務形態では発生することが想定できなかった新たな支出が生じている可能性が高く、給与所得控除のみではこれらの多様な支出を全て網羅することは難しい現実に直面していると考えられる。

このような社会的背景を踏まえて、次章では、テレワークによる勤務形態の変化により、給与所得者に、どのような支出が生じるのかを具体的に分析した上で、特定支出控除制度に追加すべきテレワーク費用の検討を行う。

¹⁰⁰ 東京税理士会「令和4年度税制及び税務行政の改正に関する意見書」10頁（東京税理士会ホームページ https://www.tokyozeirishikai.or.jp/common/pdf/general/material/opinion/210322_zeimugyousei_iken.pdf、2024年1月7日閲覧）。

¹⁰¹ 厚生労働省「平成28年度税制改正要望事項」3頁（厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000095935.pdf、2024年1月7日閲覧）。

第5章 テレワーク費用の内容分析と特定支出控除制度への適用の検討

第1節 テレワークの働き方とテレワーク費用の内容

第1項 テレワークの働き方とその特徴

1. テレワークの種類とその特徴

テレワークは、情報通信技術（ICT）を活用して、従来の就業場所とは異なる場所で労務の提供を行うという働き方の形態である。厚生労働省ホームページによれば、このテレワークを「働く場所」という観点から分類すると、「在宅勤務」「サテライトオフィス勤務」「モバイル勤務」の3つに分けることができると説明されている¹⁰²。それぞれの具体的な働き方とその特徴について以下に詳述する。

① 在宅勤務

在宅勤務とは、「所属する勤務先から離れて、自宅を就業場所とする働き方」¹⁰³である。自宅を就業場所とする場合、自宅のインターネット環境を準備する必要がある。そして、準備したインターネット環境にパソコンなどのデバイス機器を接続し、その機器にインストールしたメールやチャットツールなどのアプリケーションを使って同僚や上司とコミュニケーションを取る。さらに、ビデオ会議ツールを使用して、オンラインミーティングに参加することも考えられる。これらにより、インターネット環境やパソコンなどのデバイス機器を利用するにあたり、自宅の電気消費量が増加することが予想される。

② サテライトオフィス勤務

サテライトオフィス勤務とは、「本拠地のオフィスから離れたところに設置したワークスペースで就業する施設利用型の働き方」¹⁰⁴である。サテライト

¹⁰² 厚生労働省・前掲注17。

¹⁰³ 厚生労働省・前掲注17。

¹⁰⁴ 厚生労働省・前掲注17。

オフィスは、通常、必要なオフィス設備やネットワーク環境が整備されているため、在宅勤務の場合と異なり、自らネットワーク環境を整える必要はないが、そのオフィス内の専用のデスクで、在宅勤務と同様に、パソコンなどのデバイス機器をインターネットに接続して業を行う。また、そのオフィス内の共有プリンターやスキャナーなどの設備を利用することも想定される。その場合、このような共有プリンターでの印刷やスキャニング費用が発生することもある。

③ モバイル勤務

モバイル勤務とは、「移動中の交通機関や顧客先、カフェ、ホテル、空港のラウンジなどを就業場所とする働き方」¹⁰⁵である。言い換えれば、自宅やサテライトオフィスに限定されず、さまざまな場所を臨機応変に就業場所とする働き方である。往訪先のカフェや移動中の交通機関など、インターネット接続が可能なあらゆる場所が就業場所となり得る。インターネット環境がすでに整備されている場所もあれば、自らがモバイル Wi-Fi ルーターなどを用意して接続を確保する場合もある。そして、在宅勤務やサテライトオフィスと同様に、パソコンなどのデバイス機器をインターネットに接続して業を行う。これらのため、外部ノイズを防ぐためのノイズキャンセリングヘッドセットや、外出先での電源確保のためのモバイルバッテリーなどが必要となる場面がある。

2. 小括

使用者との契約内容や職務内容に応じて、これらの場所を組み合わせることも考えられる。例えば、午前中に自宅のデスクで作業し、昼食後に外出して打ち合わせを行い、その後、訪問先近くのカフェでビデオ会議に参加するといったケースでは、在宅勤務とモバイル勤務が組み合わさった形のテレワークとなる。このように、テレワークは柔軟性が高く、多様な働き方を可能にしているのが特徴である。しかし、テレワークを行うためには、さまざまな費用が発生する。例えば、在宅勤務の場合、自宅の一室でインターネット接続を可能にするための環境準備、インターネット接続して使用するデバイス機器やその

¹⁰⁵ 厚生労働省・前掲注 17。

機器にインストールして利用するアプリケーションなどの購入費や利用料が考えられる。次項において、このようなテレワークという働き方を実現するために発生するテレワーク費用について、詳細に分析する。

第2項 具体的なテレワーク費用の内容

1. テレワーク費用の分類と具体的な内容

前項で説明した通り、テレワークは、「働く場所」という外形的な観点で分類すると、在宅勤務、サテライトオフィス勤務、モバイル勤務に分けて考えることができる。テレワークを行う場所は多岐にわたるが、いずれの場所においても、テレワークを支える核となるのはインターネット環境の存在であり、その準備と利用をするためのICTに関連する費用がどの形態においても必要となる点が共通している。

そこで、テレワークに伴い発生する費用を時系列で並べると、テレワークを開始する前の準備段階から、実際にテレワークを行う段階までのプロセスに分解して考えることができる。具体的には、テレワークを始める前の準備段階として、自宅のインターネット環境や外出先でのモバイル Wi-Fi などの①インターネット環境準備のための費用が発生する。また、インターネット環境が整った後に、そのインターネット環境に接続して利用するデジタルデバイスの購入費など②インターネット環境利用のための費用が発生する。さらに、自宅の家賃の一部やレンタルオフィス利用料などといった③テレワークを行う場所に関する費用、印刷代や筆記用具などといったその場所で④労務を提供するための費用が発生する。これらの費用以外でも、個々のテレワーカーのテレワークの状況により発生する費用は多岐に渡るが、テレワーク費用の内容は次のように分類することができる。

① インターネット環境準備のための費用

テレワークをするためには、インターネット環境を準備する必要がある。自

宅でインターネット環境を準備する場合、電気通信事業者¹⁰⁶と契約をし、工事を行い、モデムやルーターなどの装置を介してインターネット接続が可能となる。その際に電気通信事業者との契約手数料及び工事費、自宅に設置するモデムやルーター等の装置の購入費ないしレンタル料が発生する¹⁰⁷。ビデオ会議を円滑に行うためには高速かつ安定したインターネット接続を確保することが必要であり、すでに自宅にインターネット環境がある場合でも、契約プランの見直しや新たな工事が必要な場合もある。また、Wi-Fi が提供されていない場所でサテライトオフィス勤務やモバイル勤務する場合には、モバイルWi-Fiルーターの準備が必要となる¹⁰⁸。

② インターネット環境利用のための費用

インターネット環境を準備した上で、それを利用するためには、月々の通信費が発生する。自宅でインターネット環境を整えた場合は、自宅のインターネット通信費、外出先でモバイルWi-Fiルーター利用する場合は、モバイルWi-Fi 利用料が発生する（以下、本論文では、これらを総称して「インターネット通信費」と呼称する）。そして、インターネット接続が可能なパソコンやタブレットなどのデバイス機器の購入費が必要である。例えば、これまでは就業場所に備えられていたパソコンを利用していたが、在宅勤務など従来の就業場所以外で労務を提供するためには、新たにパソコンを購入するといった場合が想定される。それ以外にも、持ち運び可能なタブレット、スマートフォンなどのデバイス機器の購入が必要となる場面が考えられる（以下、本論文では、これらを総称して「通信機能を備えた電子機器の購入費」と呼称する）。さらに、それらにインストールをして利用する OS や文書作成ソフトなどのソフトウェ

¹⁰⁶ 電気通信事業者とは、電気通信事業法第9条によれば、電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供する事業を営むことについて、総務大臣から登録を受け又は届出を行った者をいう。例えば、固定・携帯電話回線、インターネット接続サービス等を提供する事業者がそれに該当する。

¹⁰⁷ モデムはアナログ信号とデジタル信号の変換に必要な装置であり、モデムは契約した電気通信事業者から貸与されることが多い。ルーターは複数の端末をインターネットに接続するための装置であり、必要に応じて購入することが多い。近年はモデムとルーターが一体型になった装置もある。

¹⁰⁸ サテライトオフィス勤務の場合、一般的にはインターネット環境が整備されていると考えられる。しかし、インターネット環境が整備されていないサテライトオフィスも存在する可能性がある。その場合、モバイル勤務と同様に、自らインターネット環境を準備する必要がある。

アやアプリケーションが必要となる（以下、本論文ではこれらを総称して、「ソフトウェアの購入費及び利用料」と呼称する¹⁰⁹）。

③ テレワークを行う場所に関する費用

在宅勤務で自宅の一部を就業場所として使用した場合、例えば、自宅が賃貸物件の場合であれば、その家賃の一部をテレワーク費用として捉えることができる。さらに、自宅での就業時間が発生することから電気料金の増加が予想される。また、自宅のネットワーク環境の準備が難しい場合は、高速インターネット環境を提供するレンタルオフィスや Wi-Fi が利用可能なカフェ等を利用してモバイル勤務をすることも想定される。その場合、その場所の利用料が発生する。

④ 労務を提供するための費用

在宅勤務、サテライトオフィス勤務、モバイル勤務のいずれの就業場所においても、労務を提供するためにはさまざまな備品や消耗品が必要となる。これらは、従来の就業場所に出勤していた場合であれば、通常、就業場所で使用者により提供されていたものである。例えば、プリンターやスキャナーなどのオフィス機器、印刷用紙、筆記具、ファイルなどの消耗品の購入費用などが考えられる。このような備品や消耗品の購入以外にも、コンビニエンスストア等で印刷サービスを利用する場合なども想定される。また、自宅での作業スペースの確保やテレワーク環境を整えるための様々な支出を行うことがある。例えば、デスクや椅子の購入、照明の改善、防音対策のための間仕切りなどが考えられるが、労働者の置かれた環境や状況によって多岐に渡る。

¹⁰⁹ 会計基準ではソフトウェアを「コンピュータを機能させるように指令を組み合わせる表現したプログラム等をいう」（研究開発費等に係る会計基準一の2）と定義している。この定義には、OSのような基盤ソフトウェアから、その上で動作するアプリケーションまで含まれると考えられる。林貴章氏は、「ソフトウェアの税法上の定義につき、その具体的な概念・範囲は法人税法上においては規定されていないが、一般的に、会計上の概念・範囲と基本的に同様のものであると考えられている」と説明している（林貴章「ソフトウェアの取得」税務弘報57巻2号111頁（2009年））。法人税法上、この定義と基本的に同様のものと考えていることから、本論文においても、その考えを取り入れ、OSなどの基盤ソフトウェアのみならず、文書作成ソフトなどのアプリケーションも広くソフトウェアに含むものとする。

2. 小括

①から④以外にも、個々のテレワーカーのテレワークの状況によっては、何らかの費用が発生する場合が想定される。例えば、自宅での就業環境が適切でない場合には、音響装置の改善や背景ノイズを減らすための設備投資が必要になる。また、サテライトオフィス勤務やモバイル勤務のような外部施設でテレワークを行う場合は、セキュリティ強化のためにパソコンの液晶画面に覗き見防止フィルターを取り付ける必要がある。これらの費用は、個々のテレワーカーの労務内容や就業環境の状況によって異なる。

これらのテレワーク費用は、テレワーカーの個々の状況によって大きく異なる可能性がある。特に、これらの費用が労務提供に関連するものなのか、プライベートに関連するものなのかの区分は、テレワーカーのライフスタイルや労務内容、就業環境に依存する。そこで、次節において、これらのテレワーク費用を第2章第1節で分析した勤務に伴う支出の4分類にあてはめ、労働者の勤務に伴う支出に該当するものが存在するかを検討する。

第2節 勤務に伴う支出として認められるテレワーク費用

第1項 テレワーク費用の性質

テレワーク費用は、前節で詳細に分析した通り、インターネット環境準備のための費用、インターネット環境利用のための費用、テレワークをする場所に関する費用、その場所で労務を提供するための費用など、多岐にわたる。本節では、前節で分類したテレワーク費用の特徴を分析し、その性質決定を行う。

① インターネット環境準備のための費用

労働者は、雇用契約ないし労働契約に基づき、使用者から指定された就業場所（労基法15、労基則5）において労務を提供する。テレワークでない場合、就業場所として、オフィスや事業所などの場所が指定される。それに対して、テレワークを行う場合、使用者から指定された就業場所でテレワークを行うことになる。その場合に、使用者から指定された就業場所にインターネット環境

が整っていない場合は、インターネット環境の準備が不可欠となる。

インターネット環境準備のための費用は、従来の就業場所へ通勤するという形態における通勤費と類似の性質を持つと考えられる。通勤費は指定された就業場所への移動のための支出であり、労務提供そのものではないが、就業場所で労務を提供するための準備行為として捉えられる。同様に、インターネット環境準備のための費用も、自宅からインターネットを通じて特定のネットワークに接続し、労務を提供するための準備行為として捉えることができる。このため、通勤費と同様の性質を持ち、従属的労働を行うための義務的支出に分類できると考えられる。

② インターネット環境利用のための費用

労働者が、使用者により指定された就業場所においてインターネット環境を準備した上で、それを利用して労務を提供するためには、インターネット通信費や通信機能を有する電子機器やソフトウェアの購入費が必要となる。

これらのインターネット環境利用のための費用は、いずれもインターネット環境を利用して労務を提供するためには不可欠なものであり、労働者が使用者の経済的活動を行うために直接必要なものである、したがって、その支出の経済的効果は使用者に帰属するものであり、非独立的労働から生じる支出に分類できるものと考えられる。

ただし、自宅で労務提供を行う場合、その自宅は労務提供後のプライベートの時間を過ごす場所でもあり、インターネット環境を労務提供以外の場面で利用することも想定される。そのため、労務提供に関連するものとそれ以外で按分する必要がある。

③ テレワークを行う場所に関する費用

労働者が、就業場所に通勤して労務提供を行う場合、労働者はその場所で労務を提供するのみであるから、その就業場所のテナント料や電気料金などの労務提供を行う場所に関する費用は、その支出の経済的効果が使用者に帰属するものであり、使用者が負担すべき費用である。それに対し、自宅やその他の場所で労務を提供する場合、従来の就業場所での労務提供の際には考慮されなか

った費用が発生することがある。

これらのテレワークを行う場所に関する費用は、就業場所に通勤してから労務提供する場合と同様に、その支出の経済的効果は使用者に帰属するものであるから、非独立的労働から生じる支出として分類できるものと考えられる。

ただし、自宅で労務提供を行う場合、その自宅は労務提供後のプライベートの時間を過ごす場所でもある。そのため、インターネット環境利用のための費用と同様に、労務提供に関連するものとそれ以外で按分する必要がある。

④ 労務を提供するための費用

労働者が自宅やその他の場所で労務を提供する場合、従来の就業場所での労務提供であれば、あらかじめ備え付けられていたプリンターや印刷用紙など、労務提供に必要な備品や消耗品を自ら調達する必要がある。また、印刷サービスなどを利用することも想定される。

これらの労務を提供するための費用は、労働者が使用者の経済的活動を行うために直接必要なものであり、その支出の経済的効果は使用者に帰属するものである。したがって、これらの支出は、非独立的労働から生じる支出として分類できるものと考えられる。

一方、デスクや椅子の購入などの自宅でのテレワーク環境を整えるための支出は、労働の質や効率を向上させるために自発的に購入されるものが多いと思われる。したがって、これらの支出は、従属的労働を行うための任意的支出に分類できるものと考えられる。

第2項 小括

上記に取り上げたテレワーク費用は一般的なものであり、上記以外にも、個々のテレワーカーの労務内容により、何らかの費用が発生する場合が想定される。例えば、機密情報を扱うような労務内容であれば、より強固なセキュリティ対策が必要であると思われる。また、テレワークは新しい働き方であり、今後のICT技術の発展や業務の多様化に伴い、新たな費用が発生する可能性も考えられる。

このように、テレワーク費用は多岐に渡り、勤務に伴う支出の4分類すべてに該当するものが存在することが確認された。特定支出項目の改正も、これらの4分類を網羅する方向で頻繁に改正を行っている。この傾向を踏まえると、勤務に伴う支出の4分類すべてに該当するテレワーク費用について、特定支出控除制度における特定支出項目として新たに追加できる可能性を有しているものと考えられる。

第3節 特定支出項目として追加すべきテレワーク費用

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点や働き方改革の推進、労働環境の多様性などを背景としてテレワークの導入が進んでいる。使用者は、労働者の健康や安全を確保するため、また業務の効率化や生産性向上を図るためにテレワークの導入を進めている。労働者にとっても、通勤時間の削減、柔軟な時間管理、家庭との両立など、メリットがあると感じている者が多い。社会の変化を背景として使用者・労働者双方に受け入れられる形でテレワークの導入が進んでいる。

総務省「通信利用動向調査」によると、「テレワークを導入している」「導入していないが、今後導入予定がある」と回答した企業は55.2%であった¹¹⁰。これは、企業の半数以上がテレワークを導入または導入を検討していることを示し、テレワークは一時的なものから恒常的な働き方として確立してきたことを示している。

テレワークの普及に伴い、さまざまなテレワーク費用が発生することは避けられない。現代の給与所得者の働き方は多様化しており、それに伴い、勤務に伴う支出も多岐にわたって増加している。これらの費用は、一つ一つは少額かもしれないが、継続的に発生する費用も存在し、多様化する支出の背景を考慮すると、その負担の合計額が相当程度となる可能性が高まっている。また、テ

¹¹⁰ 総務省「令和4年通信利用動向調査の結果」5頁（総務省ホームページ https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/data/230529_1.pdf、2024年1月18日閲覧）。なお、この調査は、公務を除く産業に属する常用雇用者の規模が100人以上の企業（5,965企業）を対象として実施したものである。

テレワーク費用を、労働者が負担すると定められている場合も存在すること¹¹¹から、労働者がテレワーク費用を自己負担するケースが増えていると想定される。これらの費用が、給与所得者の収入金額から控除されない場合、経済的実態に即していない課税が行われる可能性がある。

国税庁は、テレワークを行った際の自宅の電気料金の一部を企業等が支給する場合において、労務提供に使用する部分を適切に按分できれば、非課税として差し支えないとの見解を示している¹¹²。しかし、実際には、労働者の自宅の間取りなどの詳細を把握し対応を行うことは、企業側の事務処理負担の増大や労働者のプライバシー侵害の懸念を生むため、実際の運用には障壁が存在する。そのため、労働者自らが確定申告を通じて控除を行える特定支出控除制度へのテレワーク費用の追加が、より実行可能で望ましいと考えられる。

特定支出控除制度は、給与所得者の働き方や社会の変化に柔軟に対応してきた歴史がある。例えば、平成 24 年の制度改正では、資格取得費の範囲が拡充され、創設当初は除外されていた弁護士、公認会計士、税理士などの業務独占資格も含まれることとなった（平成 24 年改正所法 57 の 2②五）。この改正は、給与所得者の就労の多様化や勤務形態の変化に対応するものであった¹¹³。現代において、テレワークが一般的な働き方として定着してきたことを考慮する

¹¹¹ 厚生労働省「テレワークモデル就業規則～作成の手引き」3 頁によれば、企業がテレワーク勤務を導入する際、通常勤務とテレワーク勤務において、労働条件が同じである場合は、就業規則を変更しなくても、既存の就業規則のままでよいとされている。しかし、従業員に通信費用を負担させるなど通常勤務では生じないことがテレワーク勤務に限って生じる場合はどちらが負担するかを定めなければならないことになっており、就業規則に従業員が負担すると定められている場合は、従業員にその負担義務がある（厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/content/11911500/001084303.pdf>、2024 年 1 月 7 日閲覧）。

¹¹² 国税庁・前掲注 2・7 頁によれば、在宅勤務により生じた電気料金について「業務のために使用した基本料金や電気使用料＝従業員が負担した 1 か月の基本料金や電気使用料×（業務のために使用した部屋の床面積/自宅の床面積）×（その従業員の 1 か月の在宅勤務日数/該当月の日数）×1/2」の計算式を用いた上で、企業が精算する場合は、非課税として取り扱ってよいとされている。そのためには、自宅の床面積や電気料金を企業側に報告する必要がある。

¹¹³ この点について、立法者は「就労の多様化等に伴い、最近ではこれらの資格を得ながら企業等で勤務する者も増加してきていることから、今回の改正においては、このような勤務形態の変化を踏まえ、職務の遂行に直接必要な弁護士、公認会計士、税理士などの資格取得費についても特定支出の範囲に追加すること」（大蔵財務協会・前掲注 30・254 頁）としたと説明している。これまで資格取得した後は、独立開業を選択していたケースが多かったが、時代が変わり、資格取得後も引き続き勤務先で職務を遂行するケースが増加し、そのような給与所得者の働き方の変化に対応するために改正が行われたものと思われる。

と、テレワーク費用を特定支出項目として認めることは、制度の趣旨や歴史的背景を踏まえても合理的であると言える。

創設当初の特定支出項目は、すべて従属的労働を行うための義務的支出の領域に含まれていた。これらの項目は、改正を経ても廃止されずに継続され、特に平成 30 年の改正で、単身赴任者の往復旅費（所法 57 の 2②六）が拡充されている。これらの改正は、従属的労働を行うための義務的支出の重要性を認識していることを示唆している。これは筆者の分析した給与所得控除制度における勤務費用の性質とも一致する。

それに対して、平成 24 年改正以降は、非独立的労働から生じる支出の領域に含まれるものも、特定支出項目として認められることになった。この変化は、筆者の分析した給与所得控除制度における勤務費用の性質の範囲を越えるものである。非独立的労働から生じる支出は、その支出の経済的効果が使用者に帰属するものであり、本来使用者が負担すべき費用であるにもかかわらず、労働者が負担している現実がある。これらの改正は、このような実態に対処するため、このような労働者が不本意に支出した費用を課税上適切に反映させる措置を講じたものと考えられる。

この事実を考慮すると、テレワーク費用の中でも、従属的労働を行うための義務的支出及び非独立的労働から生じる支出の領域に含まれる項目は、その重要性が高く、給与所得者の経済的実態に即した課税を実現するためには、早急に対応しなければならないものであるといえる。

一方で、テレワーク費用には従属的労働を行うための任意的支出に該当するものが含まれている。従属的労働を行うための任意的支出の中で特定支出項目として認められている項目には、図書費（所法 57 の 2②七イ前段）、キャリアコンサルタントによる証明に基づく研修費（所法 57 の 2②四）、及び資格取得費（所法 57 の 2②五）がある。これらは、その支出の経済的効果が給与所得者自身に帰属するものであり、給与所得者が習得した知識や資格を労務提供に活用することで初めてその効果が使用者に影響を及ぼすものである。

しかし、働き方が多様化し、転職を前提とする傾向が強まっている現代において、給与所得者が習得した知識や資格による効果が、習得時の使用者のために発揮されないことが増えている。そのような場合、趣味や個人的な興味に基

づくものかどうかの区別が困難であるため、本論文では従属的労働を行うための任意的支出に該当する項目の制度化は困難であるとの結論に至った。

第2節での分析に基づけば、①インターネット環境準備のための費用は、従属的労働を行うための義務的支出に含まれるものである。②インターネット環境を利用するための費用及び③テレワークを行う場所に関する費用並びに④労務を提供するための費用のうち、労務提供に直接必要な備品や消耗品の購入費用及び役務の提供を受けるための費用は、非独立的労働から生じる支出に含まれる。しかし、④労務を提供するための費用のうち、デスクや椅子の購入といった自宅の労働環境を整備するための支出は、従属的労働を行うための任意的支出に含まれるため制度化は困難である。

以上のことから、インターネット環境準備・利用のための費用、テレワークを行う場所に関する費用、その場所での労務提供に直接必要な備品や消耗品は、特定支出項目としての要件を満たし、制度化が可能なものであるから、早急に新たな特定支出項目として追加すべきである。

ただし、第2章での分析に基づけば、非独立的労働から生じる支出は、従来の就業場所での労務提供の場合、その支出の経済的効果の帰属先が使用者であるため、労働者の家事上の支出との区別は明確であった。しかし、テレワークの場合、特に在宅勤務においては、非独立的労働から生じる支出と家事上の支出との区別も曖昧になり得る。従来型の就業場所に通勤する勤務形態では、通勤後はプライベートとの区別が明確であったが、在宅勤務の場合、自宅で労務を提供した後も引き続きその場所で生活を送るため、労務提供に関わる支出とプライベートに関わる支出の区分が不明瞭になる可能性がある。したがって、非独立的労働から生じる支出に関しては、労務提供時間とそれ以外の時間での按分を行う必要があると考えられる。

これらの考慮点を踏まえ、次節ではこれらのテレワーク費用を特定支出項目として追加するための具体的な条文案を提案する。

第 6 章 結論

第 1 節 これまでの検討結果

基本的に、各種所得の金額は、得られた収入からその収入を得るための支出を控除する計算方法で計算されるが、給与所得は、この一般的な計算構造が適用されず、収入金額から給与所得控除額を控除するという独自の計算方法が採用されている。給与所得控除は、「勤務費用の概算控除」と「他の所得との負担調整のための特別控除」という 2 つの性格を持つ¹¹⁴と解釈されているが、ここにいう勤務費用にどのような支出が含まれているかについては明らかにされていない。

そこで、本論文では、この勤務費用の性質を明らかにするため、給与所得のもつ従属性と非独立性という 2 つの性質から分析を行った。分析の結果、給与所得者の勤務に伴う支出は、次の 4 つに分類できる。

① 非独立的労働から生じる義務的支出

支出の経済的効果が使用者に帰属するものであるが、契約上労働者にその支出が義務付けられるもの

② 負担義務のない不可避的支出

支出の経済的効果が使用者に帰属し、かつ、契約上も労働者にその支出義務がないにもかかわらず、実質負担を強いられているもの

③ 従属的労働を行うための義務的支出

支出の経済的効果が労働者に帰属するものであり、使用者からの指揮命令に従うために不可避的に生じるもの

④ 従属的労働を行うための任意的支出

支出の経済的効果が労働者に帰属するものであり、労働者が自らの労働の質を高め、使用者によりよい労務を提供するためのもの

¹¹⁴ 大蔵財務協会・前掲注 30・254 頁。

そして、勤務費用は、③従属的労働を行うための義務的支出及び④従属的労働を行うための任意的支出のうち通常必要要件を満たしているものという分析結果となった。

特定支出控除制度は昭和 62 年に創設された制度であり、立法者は、この制度を勤務費用の実額控除の制度と位置付けているといえる。創設当初の特定支出項目は、すべて従属的労働を行うための義務的支出の領域に含まれており、これは、勤務費用の性質とも一致していた。しかし、その後頻繁に改正が行われ、現行の特定支出控除制度に列挙されている項目は、勤務費用の性質を越えて、勤務に伴う支出の 4 分類すべてを網羅する方向に拡充・追加が行われてきた。

テレワーク費用は多岐に渡り、勤務に伴う支出の 4 分類すべてに該当するものが存在することが確認された。特定支出項目の改正も、これらの 4 分類を網羅する方向で頻繁に改正を行っていることから、すべてのテレワーク費用について、特定支出項目として認められる余地がある。

その中で、従属的労働を行うための義務的支出及び非独立的労働から生じる支出の領域に含まれるものは、重要性が高く、給与所得者の経済的実態に即した課税を行うために早急に対応すべきである。一方、従属的労働を行うための任意的支出の領域に含まれるものは、家事上の支出との区別が困難であるため制度化は困難との結論に至った。

第 5 章での分析を通じて、テレワーク費用の中で、従属的労働を行うための義務的支出及び非独立的労働から生じる支出の領域に含まれるものとしては、インターネット環境準備・利用のための費用、テレワークを行う場所に関する費用、その場所での労務提供に直接必要な備品や消耗品の購入費用及び役務の提供を受けるための費用が該当することが明らかになった。

以上の分析を基に、次節では、テレワーク費用を特定支出控除制度の新たな項目として追加するための具体的な条文案を検討し、提案する。

第 2 節 条文案の提案

第 1 項 条文案で使用する用語の定義

テレワークとは、情報通信技術（ICT）を活用して、従来の就業場所とは異なる場所で労務の提供を行うという働き方であり、インターネット接続が可能なあらゆる場所が就業場所となり得る。労働者は、通常、雇用契約ないし労働契約に基づき、使用者から指定された就業場所で労務を提供するものであるから、労働者が負担するテレワーク費用は、使用者からインターネット接続が可能な場所を就業場所として指定され、その場所で労務を提供するために必要となる費用ということになる。したがって、使用者から就業場所としてインターネット接続が可能な場所を指定されることが前提となる。

その上で、テレワーク費用を追加する条文案を作成するにあたり、インターネット環境という用語の条文上の表記方法を検討する必要がある。消費税法ではインターネットを介した役務の提供を電気通信利用役務の提供と称し¹¹⁵、消費税法 2 条 1 項 8 の 3 号において、「資産の譲渡等のうち、電気通信回線を介して行われる著作物の提供その他の電気通信回線を介して行われる役務の提供であつて、他の資産の譲渡等の結果の通知その他の他の資産の譲渡等に付随して行われる役務の提供以外のものをいう」と定義している。この電気通信利用役務の提供での電気通信回線という用語を踏襲し、インターネット環境を電気通信回線として条文に明記することは、法的な一貫性を保ちつつ、テレワーク費用を明確に扱う上で有効であると考ええる。この表記はインターネットに限らず、電話などの既存の電気通信手段のみならず、技術の進歩によって現れる新たな電気通信手段を使用してテレワークを行った場合にも適用可能であり、テレワークにおける多様な通信手段を包括的に考慮することができる。このため、提案する条文案において、インターネット環境を電気通信回線と表記することとする。

さらに、労務提供という用語の条文上の表記方法については、職務上の旅費

¹¹⁵ 消費税法基本通達 5-8-3 において、電気通信利用役務の提供にはインターネットを介した電子書籍の配信や、インターネットを介して音楽・映像を視聴させる役務の提供などが含まれるとされている。また、インターネット以外の電話、電子メールによる継続的なコンサルティングも含まれるとされている。このように、電気通信利用役務には、インターネットを中心とした電気通信を介して提供される多岐にわたるサービスがその範疇に含まれることが示されている。

（所法 57 の 2②ニ）や研修費（所法 57 の 2②四）において、労務提供を「職務の遂行」と表記していることから、既存の特定支出項目との整合性を確保するため、「職務の遂行」と表記することとする。

特定支出項目として追加すべきテレワーク費用は、第 5 章での分析に基づき、テレワーク費用のうち、①インターネット環境（電気通信回線）準備のための費用、②インターネット環境（電気通信回線）利用のための費用、③テレワークを行う場所に関する費用、④テレワークを行う場所での労務提供（職務の遂行）に直接必要な備品や消耗品の購入費用及び役務の提供を受けるための費用である。

条文上どのように表記するかについての考察を行うにあたり、「インターネット環境」を「電気通信回線」と、「労務提供」を「職務の遂行」と表記することとした。また「テレワークを行う場所」は、インターネット接続が可能なあらゆる場所が就業場所となり得ることとなるが、その場所が使用者から指定された職務を遂行する場所という点は共通している。したがって、①電気通信回線（インターネット環境）準備のための費用、②電気通信回線（インターネット環境）利用のための費用、③職務を遂行する場所（テレワークを行う場所）に関する費用、④職務を遂行する場所（テレワークを行う場所）での職務の遂行（労務提供）に直接必要な備品や消耗品の購入費用及び役務の提供を受けるための費用と言い換えて、考察を行う。

① 電気通信回線（インターネット環境）準備のための費用

テレワークを実施可能な状態にするためには、テレワークを行う場所において電気通信回線の準備をする必要がある。具体的には、1) 電気通信事業者との契約から始まり、その契約に基づく工事、そして、2) 電気通信回線の接続に要する装置の購入又は賃借が行われて、初めて、電気通信回線の準備が整う。

よって、「電子通信回線の準備のための支出」とは、1) 電気通信事業者との契約等、電気通信回線の設置に係る費用、および 2) 電気通信回線の接続に要する装置の取得にかかる費用等の 2 つに具体化することが可能である。

② 電気通信回線（インターネット環境）利用のための費用

テレワークを行うにあたり、電子通信回線を準備しただけでは、職務の遂行は不可能であり、実際に電子通信回線を利用するためには、1)電気通信事業者との契約に基づき、日々の通信費が発生する。そして、2)電気通信回線に接続する通信機能を備えた電子機器の購入、3)その電子機器にインストールするソフトウェアの購入や月額利用料が必要となる。これらが揃って、電子通信回線を利用して職務を遂行することが可能となる。

よって、「電子通信回線の利用のための支出」とは、1)電気通信回線の通信費、2)通信機能を備えた電子機器の取得にかかる費用、3)ソフトウェアの取得にかかる費用等の3つに具体化することが可能である。

③ 職務を遂行する場所（テレワークを行う場所）に関する費用

自宅やサテライトオフィス以外に限らず、電気通信回線の利用が可能な場所であれば、あらゆる場所が就業場所となり得る。これらの場所に関する費用は、職務を遂行する場所を利用するために必要であるという点においては共通しているが、その場所によって費用の性質が異なる。

自宅でのテレワークを行う場合、賃貸物件の場合であれば賃借料、所有物件の場合であれば、減価償却費や固定資産税がその費用として認められる。加えて、テレワークを行うためには電子通信回線や通信機器を利用する必要があり、このために通常よりも多くの電気を消費することが予想されるため、電気料金が増加する傾向にある。ただし、自宅の場合は、職務遂行後のプライベートな時間も過ごす場所であるため、職務遂行時間とそれ以外の時間で按分が必要となる。それに対して、サテライトオフィスやカフェなど自宅以外の場所でテレワークを行う場合は、その場所の利用料がその費用となる。

よって、「職務を遂行する場所を利用するための支出」とは、1)自宅の家賃その他これに類する経費及び電気料金のうち、職務の遂行に直接使用された部分、2)自宅以外の場所で電子通信が可能である場所の利用料の2つに分類することが適切である。

④ 職務を遂行する場所（テレワークを行う場所）での職務の遂行（労務提供）

に直接必要な備品や消耗品の購入費用及び役務の提供を受けるための費用

職務の遂行に直接必要な備品や消耗品は、従来の就業場所であれば、使用者によってあらかじめその場所に備え付けられていた。しかし、テレワークを行う場合は労働者自身がそれらを購入する必要がある。その内容は多岐に渡り、労働者の職務内容によってさまざまである。例えば、日常業務で頻繁に資料の印刷が必要な労働者にとっては、自宅にプリンターを備えることが求められるであろう。一方で、たまにしか印刷をしない場合は、コンビニエンスストアやレンタルオフィスで印刷サービスを利用し、その都度印刷費用を支払う方が実用的である。このように、職務を遂行するために必要な備品は労働者ごとに異なり、そのため具体的な品目を一律に定めることは現実的ではない。

よって、「職務を遂行する場所で職務の遂行に直接必要とされる備品や消耗品の購入費用及び役務の提供を受けるための費用」は具体的な品目を条文上明記することは適切ではなく、その費用が職務の遂行に直接関連するものとして、給与等の支払者によって認められるかどうかで判断することが適切である。

以上が、各テレワーク費用を提案する条文案においてそれぞれの費用をどのように定義するかについての考察である。

第2項 その他の検討

一方で、これらのテレワーク費用の中には、長期に渡って使用される可能性がある電子機器やソフトウェア、備品なども含まれる。その場合、事業所得者等であれば、減価償却資産（所法 2①十九、所令 6）となり、減価償却の対象となる（所法 49）。しかし、特定支出控除制度（所法 57 の 2）は、支出した年に応じて確定申告を行う制度であるため、減価償却を行うことはできない。そこで、資産性のある物品の購入費については、減価償却を必要としない範囲内に限定することが、事業所得者等の他の所得者との課税の公平性を保つために必要であると考えられる。具体的には、少額の減価償却資産の取得価額の必要経費算入（所令 138）において認められている限度額を基準にし、その取得価額が 10 万円未満であるものに限定することとする¹¹⁶。

¹¹⁶ なお、テレワークを行うために購入する電子機器やソフトウェアの種類によっては、10 万円以上の取得価額のものもある。事業所得者等の場合は、青色申告者であれば、

最後に、条文の挿入位置についての検討が必要である。特定支出控除制度は対象となる項目を限定列挙する方式を採用している。創設以来、改正により、新たな項目の追加が2回行われている。まず、平成24年には勤務必要経費が追加された（平成24年改正所法57の2②六）。その際に条文上で追加された位置は、創設時に列挙されていた項目の末尾であった。次に、平成30年には、職務上の旅費が追加された（平成30年改正所法57の2②二）。その際に条文上追加された位置は、通勤費（所法57の2②一）の次であり、それ以降の項目が繰り下げられた。この観点でみると、条文上の特定支出項目の順序には、なにかしらの意味づけがあると推測できる。しかし、項目の順序によって、具体的な適用要件が変わるわけでない。また、現行法への影響範囲も最小限に抑えることができる。したがって、本論文の条文案の提案では、末尾に追加することとする。

第3項 具体的な条文案

前項までの考察をもとに、まず、所得税本法において、テレワーク費用を包括的に規定化することとする。

所得税法 第五十七条の二（給与所得者の特定支出の控除の特例）

1 現行

2

一～七 現行

八 使用者の指定する場所において、電気通信回線を介して職務を遂行する場合において、次に掲げる支出で、その支出がその者の職務の遂行に

一括償却資産の必要経費算入（所令139）や中小事業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例（租税特別措置法28条の2）が適用されるため、10万円以上の取得価額の場合であっても、必要経費に算入することが認められる。これは、青色申告者として承認を受け、日々の取引につき記帳が義務付けられている（所法143、144、148、149）からこそ受けられる特典である。そのため、青色申告以外で申告する事業所得者等でも適用される少額の減価償却資産の取得価額の必要経費算入（所令138）の範囲内の金額とすることとした。

直接必要なものとして財務省令で定めるところにより給与等の支払者により証明がされたもの

イ 電気通信回線の準備のための支出として政令で定めるもの

ロ 電気通信回線の利用のための支出として政令で定めるもの

ハ 職務を遂行する場所を利用するための支出として政令で定めるもの

ニ 職務を遂行する場所で職務の遂行に直接必要とされる備品及び消耗品を購入するための支出並びに職務の遂行に直接必要とされる役務の提供を受けるための支出として政令で定めるもの

(注) 傍線部が新たに提案する箇所である。

以上が、新たに提案する所得税本法である。

全てのテレワーク費用に共通する前提条件として、使用者から就業場所が指定され、その場所において電気通信回線を介して職務を遂行することが前提条件となる。そのため、この前提条件を柱書として規定化することとした。その上で、各テレワーク費用を包括する定義をした上で、各項目の具体的な範囲、明細書の記載事項及び支出等を証する書類については、既存の特定支出項目に倣い、施行令に規定することとする。

所得税法施行令 第百六十七条の三（給与所得者の特定支出の範囲）

1～7 現行

8 法第五十七条の二第二項第八号イに規定する政令で定める電気通信回線の準備のための支出は、次に掲げるものとする。

一 電気通信回線の設置に伴う契約手数料及び工事費

二 電気通信回線の接続に要する装置の購入費（取得価額が十万円未満であるものに限る）及び利用料

9 法第五十七条の二第二項第八号ロに規定する政令で定める電気通信回線の利用のための支出は、次に掲げるもののうち、職務の遂行に直接使用された部分とする。

一 電気通信回線の通信費

二 電気通信機能を備えた電子機器の購入費（取得価額が十万円未満であるものに限る）

三 ソフトウェア購入費（取得価額が十万円未満であるものに限る）及び利用料

10 法第五十七条の二第二項第八号ハに規定する政令で定める職務を遂行する場所を利用するための支出は、次に掲げるものとする。

一 使用者の指定する場所がその者の住所（国内に住所がない場合には、居所。以下この号において同じ。）である場合におけるその住所の家賃その他それに類する経費及び電気料金のうち、職務の遂行に直接使用された部分

二 前一号に掲げるもののほか、使用者の指定する場所で電気通信回線の利用ができる場所の利用料

11 法第五十七条の二第二項第八号ニに規定する政令で定める職務を遂行する場所で職務の遂行に直接必要とされる備品及び消耗品を購入するための支出は、取得価額が十万円未満であるものに限る。

（注）傍線部が新たに提案する箇所である。

テレワークをする場所が自宅である場合の「自宅」は、転任に伴う引越し費用に関する明細書において、「法第五十七条の二第二項第三号に掲げる支出同号に規定する転任の前後の勤務する場所及び住所（住所がない場合には居所）」と定義している（所法 57 の 2②三、所令 167 の 4 二ハ）ことから、この定義を踏襲して、「住所」と表記することとした。

「職務の遂行に直接使用された部分」との具体的な按分方法について、実務上で運用する際は、国税庁「在宅勤務に係る費用負担等に関する F A Q（源泉所得税関係）」に記載されている計算方法¹¹⁷を流用することで、実務上も適用可能と考える。例えば、通信費のうち、業務のために使用した部分は「業務の

¹¹⁷ 国税庁・前掲注 2・4 頁から 7 頁。

ために使用した基本使用料や通信料等 ＝従業員が負担した 1 か月の基本使用料や通信料等 × (その従業員の 1 か月の在宅勤務日数 / 該当月の日数) × 1/2」¹¹⁸という計算式で求めることができる。

所得税法施行令 第百六十七条の四 (特定支出に関する明細書の記載事項)

一 現行

二

イ～チ 現行

リ 法第五十七条の二第二項第八号イに掲げる支出 同号イに規定する電気通信回線の種類

ヌ 法第五十七条の二第二項第八号ロに掲げる支出 同号ロに規定する電気通信回線及び電子機器並びにソフトウェアの種類

ル 法第五十七条の二第二項第八号ハに掲げる支出 同号ハに規定する場所

ヲ 法第五十七条の二第二項第八号ニに掲げる支出 同号ニに規定する備品及び消耗品並びに役務の提供の内容及び用途

(注) 傍線部が新たに提案する箇所である。

所得税法施行令 第百六十七条の五 (特定支出の支出等を証する書類)

一 法第五十七条の二第二項第一号から第五号まで、第六号 (第百六十七条の三第五項第二号 (給与所得者の特定支出の範囲) に係る部分に限る。) 及び第七号 から第八号 に掲げる支出 当該支出につき、これを領収した者の領収を証する書類その他の当該支出の事実及び支出した金額を証する書類

(注) 傍線部が新たに提案する箇所である。

¹¹⁸ 国税庁・前掲注 2・6 頁。

以上が、新たに提案する施行令である。

なお、給与等の支払者等による証明が必要な事項については、給与所得者がテレワークを行う根拠となる労働契約や雇用契約の存在、実際にテレワークを行う場所およびその場所で行う具体的な職務内容は、どのテレワーク費用でも重要性が高いと考えられる。このため、どのテレワーク費用においても共通して、1) 電子通信回線を介して職務を遂行すること、2) 電気通信回線を利用する場所、3) 具体的な職務内容を給与等の支払者に証明される必要がある。その上で、各テレワーク費用についての具体的な内容を証明される必要がある。以上を踏まえて、新たな施行規則を提案する。

所得税法施行規則 第三十六条の五（給与等の支払者等による証明等）

一～九 現行

十 法第五十七条の二第二項第八号イに規定する電気通信回線の準備のための支出 次に掲げる事項

イ その者の氏名及び住所

ロ 電子通信回線を介して職務を遂行した場所

ハ その者の職務の遂行に直接必要なものである旨及びその職務の内容

ニ 電気通信回線の種類

十一 法第五十七条の二第二項第八号ロに規定する電気通信回線の利用のための支出 次に掲げる事項

イ その者の氏名及び住所

ロ 電子通信回線を介して職務を遂行した場所

ハ その者の職務の遂行に直接必要なものである旨及びその職務の内容

十二 法第五十七条の二第二項第八号ハに規定する職務を遂行する場所を利用するための支出 次に掲げる事項

イ その者の氏名及び住所並びに勤務する場所

ロ 電子通信回線を介して職務を遂行した場所

ハ その者の職務の遂行に直接必要なものである旨及びその職務の内容

十三 法第五十七条の二第二項第八号ニに規定する同号ロにおいて職務を

遂行する場所で職務の遂行に直接必要とされる備品及び消耗品を購入するための支出 次に掲げる事項

イ その者の氏名及び住所並びに勤務する場所

ロ 電子通信回線を介して職務を遂行した場所

ハ その者の職務の遂行に直接必要なものである旨及びその職務の内容

ニ 購入した備品及び消耗品並びに役務の提供の内容及び用途

(注)傍線部が新たに提案する箇所である。

以上が、筆者の提案する条文案である。テレワークの普及に伴い、給与所得者には従来型の勤務形態では発生することが想定できなかった新たな支出が生じている。本節で提案した条文案は、給与所得者が直面するこれらの新たな変化に適応し、給与所得者の経済的実態に即した課税を目指すものである。本条文案の適用により、恒常的な働き方として確立してきたテレワークに対応した課税制度が実現することを期待する。

おわりに

近年、給与所得者の働き方の多様化に伴い、給与所得者の勤務に伴う支出も多様化している。従来、給与所得者は、オフィス等の就業場所に通勤し、必要な設備やツールは使用者から提供されたものを使用して労務を提供することが一般的であった。しかし、テレワークの普及に伴い、自宅やカフェなどでの労務を提供することが増加し、給与所得者自身が労務に必要な費用を負担するケースが増えてきた。この変化は、給与所得者の支出の構造に影響を及ぼしている。現行の給与所得課税制度では、給与所得者が自己負担した費用は、原則として、実額で控除される仕組みにはなっていない。さらに、給与所得控除額の2分の1相当額は給与所得の概算経費であると考えられているが、現行制度において、概算経費の具体的な内容や範囲について法文上は明記されておらず、その性質は明らかにされていない。このような背景を踏まえ、本論文では給与所得の持つ従属性及び非独立性という2つの性質を基に、給与所得者の勤務に伴う支出の性質について新たな分析を行った。

本論文のアプローチは、給与所得者の勤務に伴う支出について、新たな視点を提供するものである。具体的には、第2章において、給与所得の性質を基に、給与所得者の支出の全体構造を詳細に分析し、新しい視点を提供した。その視点に基づき、給与所得控除(所法 28②)における勤務費用の性質を分析した結果、給与所得控除でカバーされる勤務に伴う支出は、従属的労働を行うための義務的支出と従属的労働を行うための任意的支出のうち通常必要要件を満たしているものということが明らかになった。さらに、特定支出控除制度(所法 57の2)についても、同様の分析を行った結果、創設当初の特定支出控除制度の対象となる項目については、従属的労働を行うための義務的支出のみであった。しかし、その後の改正により、給与所得者の働き方の変化に対応するため、非独立的労働から生じる支出もその対象となったことが明らかになった。

そして、これらの分析結果に基づき、近年増加しているテレワークという働き方に着目し、テレワーク費用を特定支出控除制度の新たな項目として追加することを提案した。この提案を実現することにより、従来の就業場所に通勤するといったスタイルでは想定されていなかった新たな支出が生じているテレワ

ークを行う給与所得者に対して、より経済的実態に即した課税が行うことができる。

本論文において、提案したこの新たな視点は、給与所得者の経済的実態に合致した課税を目指す上での重要な考察となる。さらに、この視点は、テレワークのみならず、将来的に出現するであろう新しい働き方に伴う支出の取扱いの指針としての価値を持つ。働き方が多様化する中で、より多くの給与所得者に実額控除の機会を認めるという意味でも有効であると考ええる。

今後の課題として、副業や兼業の増加¹¹⁹に伴い、2つ以上の会社から給与所得を得る者の増加が予想される。この場合、どの会社から特定支出控除制度の証明を得るのかなど、実務上の課題が残されている。また、終身雇用制度が崩壊しつつあり、定年まで一つの会社に勤務し続けるといった働き方ではなく、自らのスキルを活かして転職を前提とした働き方が一般化してくると、会社への帰属意識が低下し、給与所得のもつ従属性という性質が薄れてくる可能性がある。その場合、本論文において提案した支出の取扱いの指針に従って、特定支出控除制度の対象となる項目を安易に拡大してしまうと、かえって事業所得等の他の所得者との公平性が保てなくなる懸念が出てくる。

将来的には、働き方の多様化に柔軟に適応し、給与所得も他の所得と同様の実額控除を適用する制度設計や、人的役務提供の対価に係る所得の区分の見直しなどが必要となる場合もあるであろう。本論文での分析が、テレワークの普及、副業や兼業の増加、終身雇用の崩壊など、さまざまに変化する給与所得者の働き方に対応する税制の議論において、有益な貢献をすることを期待する。

¹¹⁹ 厚生労働省の実施した第1回 副業・兼業の場合の労働時間管理の在り方に関する検討会（平成30年7月17日実施）の「資料4 副業・兼業の現状」1頁によれば、本業も副業も雇用者である者、つまり2つ以上の会社から給与所得を得ている者は増加傾向にある（厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/content/11201000/000334621.pdf>、2024年1月18日閲覧）。

参考文献

(書籍)

- 植松守雄編著『六訂版 注解 所得税法』(大蔵財務協会、2018 年)
- 金子宏『租税法[第 24 版]』(弘文堂、2021 年)
- 金子宏ほか編『ケースブック租税法[第 5 版]』(弘文堂、2017 年)
- 北野弘久『サラリーマン税金訴訟―納税者の権利の昂まりのために―[増補版]』(税務経理協会、1990 年)
- 小松和彰『給与所得者の必要経費[増補改訂版]』(税務経理協会、2017 年)
- 酒井克彦『裁判例からみる所得税法』(大蔵財務協会、2016 年)
- 佐藤英明『スタンダード所得税法[第 3 版]』(弘文堂、2022 年)
- 武田昌輔監修『DHC コンメンタル所得税法』(第一法規、加除式、1983 年)
- 日景智『働き方改革と所得税』(税務研究会、2018 年)
- 三木義一『よくわかる税法入門[第 15 版]』(有斐閣、2021 年)
- 水野忠恒『大系租税法(第 3 版)』(中央経済社、2021 年)

(論文)

- 新谷真人「配転と出向・転籍」日本労働研究雑誌 657 号 (2015 年)
- 泉美之松「サラリーマン税制の立法経緯と沿革」法律のひろば 38 巻 6 号 (1985 年)
- 植田祐美子「所得税制度における非課税所得の在り方」税務大学校論叢 99 号 (2020 年)
- 奥山健「給与所得課税のあり方(給与所得控除・特定支出控除)」税研 177 号 (2014 年)
- 奥山健「事業所得と給与所得の区別」租税判例百選[第 7 版] (2021 年)
- 神野直彦「所得税と相続税・贈与税の改正の方向性」税研 162 号 (2012 年)
- 金子宏「給与所得と課税―沿革と問題点―」日税研論集 57 巻 3 頁 (2006 年)
- 金子宏「所得税制の構造改革―少子・高齢化社会と各種控除の見直し」ジュリスト 1260 号 (2004 年)
- 金子宏「大嶋訴訟について―給与所得課税のあり方―」税大ジャーナル 5 号

(2007 年)

金子宏「憲法と租税法―大嶋訴訟」租税判例百選〔第 7 版〕(2021 年)

菊池衛「人的役務所得をめぐる若干の考察」税務大学校論叢 4 号 (1971 年)

小松和彰「給与所得者の課税制度」京都マネジメント・レビュー 2 号 (2002 年)

小松和彰「個人所得における通勤費の必要経費性」京都マネジメント・レビュー 3 号 (2003 年)

小池和彰「給与所得者の旅費の必要経費性」京都マネジメント・レビュー 6 号 (2004 年)

小松和彰「給与所得控除の性格(1)」税経通信 63 巻 13 号 (2008 年)

小松和彰「給与所得控除の性格(2)」税経通信 63 巻 14 号 (2008 年)

酒井克彦「所得税法における給与所得該当性の判断メルクマール―従属性要件と非独立性要件―」中央ロー・ジャーナル 14 巻 1 号 (2017 年)

酒井克彦「給与所得控除の性格論を巡る議論と展開 (上)」税務弘報 59 巻 5 号 (2011 年)

酒井克彦「給与所得控除の性格論を巡る議論と展開 (下)」税務弘報 59 巻 6 号 (2011 年)

酒井克彦「働き方改革と租税法―働き方の多様性を踏まえた所得税法とその解釈」税大ジャーナル 30 号 (2019 年)

佐藤英明「給与所得の意義と範囲をめぐる諸問題」397 頁 (金子宏編著『租税法の基本問題』、有斐閣、2007 年)

佐藤英明「給与所得の意義―事業所得との区別」税務事例研究 56 号 (2000 年)

佐藤彰男「テレワークと『職場』の変容」日本労働研究雑誌 627 号 (2012 年)

高橋祐介「税法学の観点から」税研 162 号 (2012 年)

高橋祐介「労働法と税法」論究ジュリスト 28 号 (2019 年)

谷川喜美江「給与所得控除に関する理論的検証」千葉商大論叢 40 巻 3 号 (2002 年)

谷口智紀「勤務必要経費等の考え方」税務弘報 60 巻 8 号 (2012 年)

谷口智紀「給与所得控除・特定支出控除」税理 59 巻 1 号 (2016 年)

田中康男「所得控除の今日的意義―人的控除のあり方を中心として―」税務大

- 学校論叢 48 号 (2005 年)
- 長島弘「塾講師等に支払う報酬の給与所得該当性(上)」税務事例 46 巻 12 号
(2014 年)
- 長島弘「塾講師等に支払う報酬の給与所得該当性(下)」税務事例 47 巻 2 号
(2015 年)
- 鳴島安雄「所得税の財源調達機能と所得再分配機能のあり方についての一考察」税務大学校論叢 61 号 (2009 年)
- 橋本恭之「給与所得控除の改正と所得税改革」租税研究 753 号 (2012 年)
- 長谷川卓「給与所得控除の論点—『個人所得課税に関する論点整理』を手がかりに一」調査と情報 535 号 (2006 年)
- 畠山武道「大嶋サラリーマン税金訴訟最高裁判決」法学教室 56 号 (1985 年)
- 濱口桂一郎「雇用類似の働き方に関する現状と課題」日本政策金融公庫論集 47 号 (2020 年)
- 林仲宣「給与所得、特定支出控除、退職所得」税経通信 67 巻 5 号 (2012 年)
- 林貴章「ソフトウェアの取得」税務弘報 57 巻 2 号 108 頁 (2009 年)
- 藤谷武史「必要経費の意義と範囲」日税研論集 74 号 (2018 年)
- 藤山久寿「給与所得に求められる働き方と事業所得との具体的区分要件」熊本学園商学論集 26 巻 1 号 (2021 年)
- 三木義一「たった一六人!？」ジュリスト 952 号 (1990 年)
- 水野忠恒「社会構造の変化にともなう新しい給与・報酬形態の課税問題」日税研論集 57 号 (2006 年)
- 松山修「所得税法第 37 条に規定する直接性に関する一考察」税務大学校論叢 74 号 (2012 年)
- 宮崎裕士「給与所得控除と基礎的人的控除における改革の現状—最近の税制改正大綱における議論を中心として—」大阪経大論集 68 巻 6 号 (2018 年)
- 村井正「サラリーマン税制と事業所得税制—必要経費・給与所得控除・家事費」法律のひろば 38 巻 6 号 (1985 年)
- 森信茂樹「シェアリング・エコノミー、ギグ・エコノミーの発達と税制の課題」フィナンシャル・レビュー 143 号 (2020 年)
- 吉田美喜夫「『労働者』とは誰のことか」日本労働研究雑誌 525 号 (2004 年)

脇坂明「テレワークに関する各種調査」学習院大学経済論集 58 巻 4 号（2022 年）

和田肇「雇用契約と労働契約」（日本労働研究雑誌 657 号（2015 年）

和田正明「サラリーマンの必要経費について」法律のひろば 38 巻 6 号（1985 年）

渡辺徹也「給与所得者と費用控除—平成 24 年度改正特定支出控除を中心に—」税務事例研究 139 号（2014 年）

渡辺徹也「プラットフォームワーカー・ギグワーカーと課税」ジュリスト 1572 号（2022 年）

渡辺徹也「デジタル社会における副業および就業形態の変化と所得課税—ギグワーカー、テレワーク、ジョブ型雇用—」税務事例研究 192 号（2023 年）

渡辺充「特定支出控除の帰宅旅費」旬刊速報税理 2018 年 5 月号（2018 年）

（その他）

厚生労働省「令和 3 年版 労働経済の分析 —新型コロナウイルス感染症が雇用・労働に及ぼした影響—」<https://www.mhlw.go.jp/stf/wp/hakusyo/roudou/20/20-1.html>（2024 年 1 月 7 日閲覧）

佐藤英明「今後の所得税改革に向けた個別論点の検討」（日本租税研究協会、2018 年 9 月）https://www.soken.or.jp/sozei/wp-content/uploads/2019/09/taikaikiroku2018_tokyo2.pdf（2024 年 1 月 7 日閲覧）

租税資料館賞論文集 第 33 回（2024）第一卷

令和 7 年 2 月 1 日発行

発行所

公益財団法人 租税資料館

発行者

菅野 隆

〒164-0014 東京都中野区南台 3 丁目 45 番 13 号

電話 03-5340-1131

FAX 03-5340-1130

Email: sozeishiryokan@nifty.com

<https://www.sozeishiryokan.or.jp>